

業務委託契約書

22000158

1 委託業務名	吹田市立各小学校自家用電気工作物保安管理業務														
2 場所	吹田市元町30番35号ほか														
3 履行期間	令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	7	8	1	4	4	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	7	1	0	4	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 3 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹 田 市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府八尾市太田 3 丁目 2 1 7 番地の 1 1
大阪電気保安協同組合
代表理事 岩本 昌造

印

(総則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

吹田市立各小学校自家用電気工作物保安管理業務仕様書

- 1 この仕様書は、吹田市立各小学校における電気事業法第 38 条第 3 項に規定する自家用電気工作物について、同法施行規則第 52 条第 2 項及び第 52 条の 2 の規定による保安管理業務を委託するに当たり、受託者が実施すべき必要事項を定める。
- 2 受託者は、電気事業法施行規則第 52 条の 2 に定める要件に適合するとともに、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」を遵守し、同施行規則第 53 条第 3 項に定めるところにより保安管理業務を誠実に行わなければならない。
- 3 委託期間は、下記のとおりとする。

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 4 対象校とその設備容量は、別紙 1 「設備容量一覧」のとおりとする。
- 5 保安管理業務の内容は、次のとおりとし、その結果について報告するとともに、経済産業省令で定める「電気設備に関する技術基準を定める省令」に適合しない事項がある場合は、各学校の担当者に対し、必要な指導又は助言を行うこと。
 - (1) 電気工作物の維持及び運用が適切に行われるよう、定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験の実施（定期点検）
 - (2) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のためにとるべき措置の指導、助言及び必要に応じての臨時点検の実施
なお事故発生時の緊急出動は休日、夜間にかかわらず行うものとし、これに伴う費用は受託者の負担とする。
 - (3) 低圧電路の絶縁状態を常時監視するため、通信回線を使用した絶縁監視装置を受託者の負担で設置し、警報発生時は 24 時間体制で対応し必要な措置を行うこと。
 - (4) 各学校の担当者に対し、電気保安に関する安全教育を年 1 回以上行うこと。
 - (5) 法令に定める官庁検査に立ち会うこと。
 - (6) 法令に定める届出書、報告書、願出書などを作成し関係官庁に提出すること。
- 6 定期点検の種類及び回数は、別紙 2 「点検基準」のとおりとする。
- 7 点検基準の項目のうち、主要な事項の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 年次点検Ⅱは 3 年に 1 度実施するものであり、令和 4 年度の対象校は、別紙 1 「設備容量一覧」のとおりとする。その他の学校は年次点検Ⅰを 1 年に 1 回実施すること。また、年次点検は当該月の月次点検と併せて行うこと。

(2) 外観点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で目視等により実施のこと。ただし、状況に応じて運転を停止して点検を行うこと。

- 8 各点検時には、報告書を作成し各学校に提出するとともに、学校管理課には、まとめて月末に提出のこと。なお、電気設備技術基準不適合箇所及び電気設備劣化状況等を報告する場合はその部分を示す写真を添付のこと。万一点検時に重大な不良箇所が発見された場合は、速やかに学校管理課に連絡のこと。
- 9 点検に従事する者は、電気事業法施行規則第 52 条の 2 で定める資格を有するものとし、必要に応じて電気主任技術者免状を提示すること。
- 10 定期点検日は、事前に学校と打合せを行い、学校運営に支障のないよう配慮のうえ、決定すること。
- 11 分電盤位置図、高圧単線結線図及び高圧機器表を作成の上、委託期間内に提出のこと。
- 12 各学校現場に、2 時間以内に到達できること。
- 13 委託期間中に別紙 1 「設備容量一覧」に示す設備容量から変更となる場合は、保安管理業務の受託者の求めに応じて、市は受託者と協議を行い、必要に応じて、翌月から保安管理費用を増額するものとする。
- 14 本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて市と受託者の間で協議して定める。

別紙1

設備容量一覧 令和4年度

	学校名	住所	Tr容量	太陽光 発電容量	備考
			kVA	kW	
1	吹田第一小学校	吹田市元町30番35号	300		年次点検Ⅱ
2	吹田第二小学校	吹田市泉町3丁目15番18号	300		年次点検Ⅱ
3	吹田第三小学校	吹田市高城町18番39号	400		
4	吹田東小学校	吹田市幸町20番1号	400		
5	吹田南小学校	吹田市南吹田5丁目12番1号	500		
6	吹田第六小学校	吹田市南清和園町43番1号	300		
7	千里第一小学校	吹田市片山町4丁目32番10号	500		
8	千里第二小学校	吹田市千里山松が丘25番1号	700	10	年次点検Ⅱ
9	千里第三小学校	吹田市千里山西2丁目13番1号	500		年次点検Ⅱ
10	千里新田小学校	吹田市春日4丁目10番1号	400		年次点検Ⅱ
11	佐井寺小学校	吹田市佐井寺3丁目3番1号	350		
12	東佐井寺小学校	吹田市五月が丘西4番1号	400		
13	岸部第一小学校	吹田市岸部中2丁目19番1号	400		
14	岸部第二小学校	吹田市岸部北4丁目12番1号	500	10	
15	豊津第一小学校	吹田市江坂町1丁目15番42号	600		
16	豊津第二小学校	吹田市江坂町2丁目5番1号	400		
17	江坂大池小学校	吹田市江坂町3丁目13番1号	300	10	
18	山手小学校	吹田市山手町2丁目15番43号	400		年次点検Ⅱ
19	片山小学校	吹田市朝日が丘町16番1号	400		年次点検Ⅱ
20	山田第一小学校	吹田市山田東2丁目33番2号	700		
21	山田第二小学校	吹田市千里丘下19番1号	400		
22	山田第三小学校	吹田市山田西1丁目4番1号	400		
23	山田第五小学校	吹田市山田西1丁目6番1号	325		
24	東山田小学校	吹田市青葉丘南15番10号	500		
25	南山田小学校	吹田市千里丘西9番1号	550		
26	西山田小学校	吹田市山田西2丁目10番1号	300	10	
27	北山田小学校	吹田市山田北1番1号	400		年次点検Ⅱ
28	千里丘北小学校	吹田市千里丘北1番30号	850	10	
29	佐竹台小学校	吹田市佐竹台4丁目12番1号	450	10	
30	高野台小学校	吹田市高野台2丁目16番1号	300	10	年次点検Ⅱ
31	津雲台小学校	吹田市津雲台4丁目7番1号	400		年次点検Ⅱ
32	古江台小学校	吹田市古江台5丁目6番1号	300		年次点検Ⅱ
33	藤白台小学校	吹田市藤白台3丁目3番1号	400		
34	青山台小学校	吹田市青山台2丁目5番1号	350		年次点検Ⅱ
35	桃山台小学校	吹田市桃山台1丁目5番1号	375		
36	千里たけみ小学校	吹田市竹見台3丁目3番1号	550		

設備		点検項目	月次点検 [隔月1回]	年次点検 [年1回]	
				年次点検 I	年次点検 II
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○	○
		10kvによる絶縁抵抗測定		△	○
		継電器の動作試験		△	○
		継電器の慣性特性試験		△	○
		継電器の動作特性試験		△	○
		開閉器と継電器の連動試験		△	○
引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○	
	10kvによる絶縁抵抗測定		△	○	
受電設備	断路器	外観点検	○	○	○
		10kvによる絶縁抵抗測定		△	○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	○
		10kvによる絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○
		10kvによる絶縁抵抗測定		△	○
		継電器の動作試験		△	○
		継電器の慣性特性試験		△	○
		継電器の動作特性試験		△	○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験		△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		10kvによる絶縁抵抗測定		△	○
		内部点検		△	△
		絶縁油の酸価度試験		△	△
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○
		10kvによる絶縁抵抗測定		△	○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○
		10kvによる絶縁抵抗測定		△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○
		10kvによる絶縁抵抗測定		△	○
母線等	外観点検	○	○	○	
	10kvによる絶縁抵抗測定		△	○	
その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	
	10kvによる絶縁抵抗測定		△	○	
受・配電盤	配電盤・制御回路	外観点検	○	○	○
		電圧値、電流値の測定	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		計器校正試験		△	△
		シーケンス試験		△	△
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		△	○
		漏えい電流測定	○	○	○
構造物	受電室建物、キュービクル式受変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○

設備		点検項目	月次点検 [隔月1回]	年次点検 [年1回]		
				年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ	
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		△	○	
小電力常用 発電設備	太陽光発電設備	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		接地抵抗測定		○	○	
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		△	○	
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		△	○	
	開閉器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		△	○	
	遮断器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		△	○	
	絶縁状態監視			低圧絶縁監視装置による		

△印は、本市担当職員の指示により必要に応じて行うこと。

高圧機器の外観点検は、サーモラベルなどによる過熱の有無を確認のこと。

業務委託契約書

22000160

1 委託業務名	吹田市立各中学校自家用電気工作物保安管理業務														
2 場所	吹田市千里山西2丁目2番1号ほか														
3 履行期間	令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	3	7	7	2	5	6	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	3	4	2	9	6	0	
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 3 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹 田 市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府八尾市太田 3 丁目 2 1 7 番地の 1 1
大阪電気保安協同組合
代表理事 岩本 昌造

印

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

吹田市立各中学校自家用電気工作物保安管理業務仕様書

- 1 この仕様書は、吹田市立各中学校における電気事業法第 38 条第 3 項に規定する自家用電気工作物について、同法施行規則第 52 条第 2 項及び第 52 条の 2 の規定による保安管理業務を委託するに当たり、受託者が実施すべき必要事項を定める。
- 2 受託者は、電気事業法施行規則第 52 条の 2 に定める要件に適合するとともに、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」を遵守し、同施行規則第 53 条第 3 項に定めるところにより保安管理業務を誠実に行わなければならない。
- 3 委託期間は、下記のとおりとする。

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 4 対象校とその設備容量は、別紙 1 「設備容量一覧」のとおりとする。
- 5 保安管理業務の内容は、次のとおりとし、その結果について報告するとともに、経済産業省令で定める「電気設備に関する技術基準を定める省令」に適合しない事項がある場合は、各学校の担当者に対し、必要な指導又は助言を行うこと。
 - (1) 電気工作物の維持及び運用が適切に行われるよう、定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験の実施（定期点検）
 - (2) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のためにとるべき措置の指導、助言及び必要に応じての臨時点検の実施
なお事故発生時の緊急出動は休日、夜間にかかわらず行うものとし、これに伴う費用は受託者の負担とする。
 - (3) 低圧電路の絶縁状態を常時監視するため、通信回線を使用した絶縁監視装置を受託者の負担で設置し、警報発生時は 24 時間体制で対応し必要な措置を行うこと。
 - (4) 各学校の担当者に対し、電気保安に関する安全教育を年 1 回以上行うこと。
 - (5) 法令に定める官庁検査に立ち会うこと。
 - (6) 法令に定める届出書、報告書、願出書などを作成し関係官庁に提出すること。
- 6 定期点検の種類及び回数は、別紙 2 「点検基準」のとおりとする。
- 7 点検基準の項目のうち、主要な事項の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 年次点検Ⅱは 3 年に 1 度実施するものであり、令和 4 年度の対象校は、別紙 1 「設備容量一覧」のとおりとする。その他の学校は年次点検Ⅰを 1 年に 1 回実施すること。また、年次点検は当該月の月次点検と併せて行うこと。

(2) 外観点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で目視等により実施のこと。ただし、状況に応じて運転を停止して点検を行うこと。

- 8 各点検時には、報告書を作成し各学校に提出するとともに、学校管理課には、まとめて月末に提出のこと。なお、電気設備技術基準不適合箇所及び電気設備劣化状況等を報告する場合はその部分を示す写真を添付のこと。万一点検時に重大な不良箇所が発見された場合は、速やかに学校管理課に連絡のこと。
- 9 点検に従事する者は、電気事業法施行規則第 52 条の 2 で定める資格を有するものとし、必要に応じて電気主任技術者免状を提示すること。
- 10 定期点検日は、事前に学校と打合せを行い、学校運営に支障のないよう配慮のうえ、決定すること。
- 11 分電盤位置図、高圧単線結線図及び高圧機器表を作成の上、委託期間内に提出のこと。
- 12 各学校現場に、2 時間以内に到達できること。
- 13 委託期間中に別紙 1 「設備容量一覧」に示す設備容量から変更となる場合は、保安管理業務の受託者の求めに応じて、市は受託者と協議を行い、必要に応じて、翌月から保安管理費用を増額するものとする。
- 14 本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて市と受託者の間で協議して定める。

別紙1

設備容量一覧 令和4年度

	学校名	住所	Tr容量	太陽光 発電容量	備考
			kVA	kW	
1	第一中学校	吹田市千里山西2丁目2番1号	400	10	
2	第二中学校	吹田市岸部北1丁目21番1号	500		
3	第三中学校	吹田市中の島町3番51号	300		
4	第五中学校	吹田市幸町21番1号	400	10	
5	第六中学校	吹田市穂波町16番1号	400		
6	片山中学校	吹田市竹谷町35番1号	400		
7	佐井寺中学校	吹田市五月が丘南5番1号	400		
8	南千里中学校	吹田市桃山台4丁目2番1号	300		
9	豊津中学校	吹田市垂水町3丁目32番50号	400	10	
10	豊津西中学校	吹田市豊津町6番1号	300		
11	山田中学校	吹田市山田市場15番1号	400		
12	西山田中学校	吹田市山田西2丁目11番1号	400		
13	山田東中学校	吹田市山田東4丁目33番1号	375	10	年次点検Ⅱ
14	千里丘中学校	吹田市青葉丘南15番1号	450	10	年次点検Ⅱ
15	高野台中学校	吹田市高野台4丁目5番1号	400		年次点検Ⅱ
16	青山台中学校	吹田市青山台4丁目2番1号	400	10	年次点検Ⅱ
17	竹見台中学校	吹田市竹見台1丁目3番1号	400		年次点検Ⅱ
18	古江台中学校	吹田市古江台1丁目1番1号	300		年次点検Ⅱ

設備		点検項目	月次点検 [隔月1回]	年次点検 [年1回]	
				年次点検 I	年次点検 II
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○	○
		10kvによる絶縁抵抗測定		△	○
		継電器の動作試験		△	○
		継電器の慣性特性試験		△	○
		継電器の動作特性試験		△	○
		開閉器と継電器の連動試験		△	○
引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○	
	10kvによる絶縁抵抗測定		△	○	
受電設備	断路器	外観点検	○	○	○
		10kvによる絶縁抵抗測定		△	○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	○
		10kvによる絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○
		10kvによる絶縁抵抗測定		△	○
		継電器の動作試験		△	○
		継電器の慣性特性試験		△	○
		継電器の動作特性試験		△	○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験		△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		10kvによる絶縁抵抗測定		△	○
		内部点検		△	△
		絶縁油の酸価度試験		△	△
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○
		10kvによる絶縁抵抗測定		△	○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○
		10kvによる絶縁抵抗測定		△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○
		10kvによる絶縁抵抗測定		△	○
母線等	外観点検	○	○	○	
	10kvによる絶縁抵抗測定		△	○	
その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	
	10kvによる絶縁抵抗測定		△	○	
受・配電盤	配電盤・制御回路	外観点検	○	○	○
		電圧値、電流値の測定	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		計器校正試験		△	△
		シーケンス試験		△	△
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		△	○
		漏えい電流測定	○	○	○
構造物	受電室建物、キュービクル式受変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○

設備		点検項目	月次点検 [隔月1回]	年次点検 [年1回]		
				年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ	
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		△	○	
小電力常用 発電設備	太陽光発電設備	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		接地抵抗測定		○	○	
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		△	○	
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		△	○	
	開閉器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		△	○	
	遮断器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		△	○	
	絶縁状態監視		低圧絶縁監視装置による			

△印は、本市担当職員の指示により必要に応じて行うこと。
 高圧機器の外観点検は、サーモラベルなどによる過熱の有無を確認のこと。

業務委託契約書

20007233

1 委託業務名	ことぶき保育園自家用電気工作物保安管理及び常時監視業務														
2 場所	ことぶき保育園														
3 履行期間	令和 3年 1月 1日 から 令和 5年12月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	5	5	3	6	0	8
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	5	0	3	2	8	
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項															

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 2年12月25日

発注者 吹田市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府吹田市穂波町6番20号
一般財団法人関西電気保安協会 大阪北営業所
所長 奥山 栄一



(総則)

第1条 受注者は、図面及び仕様書(以下「仕様書等」という。)に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)内に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

2 前項の仕様書等に明記されていない仕様がある時は、発注者受注者協議して定める。

3 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。

(契約代金の内訳等)

第2条 契約代金の内訳は、次のとおりとする。

(年度別内訳)

令和2年度(令和3年1月1日から令和3年3月31日まで)

年度額 金46,134円(消費税及び地方消費税含む)

令和3年度(令和3年4月1日から令和3年3月31日まで)

年度額 金184,536円(消費税及び地方消費税含む)

令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

年度額 金184,536円(消費税及び地方消費税含む)

令和5年度(令和5年4月1日から令和5年12月31日まで)

年度額 金138,402円(消費税及び地方消費税含む)

2 契約保証金、延滞金及び違約金を算定する場合の契約金額の年額相当額は、金184,536円とする。

(法令上の責任)

第3条 受注者は、この委託業務の履行にあたり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約保証)

第4条 この契約に係る契約保証金は、吹田市財務規則第115条第1項第7号により免除する。

(権利義務の譲渡等)

第5条 本契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第6条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知して発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者が委託業務の一部を入札参加除外(吹田市建設工事等暴力団対策措置要領(平成22年1月1日制定)第3条に規定する入札参加除外をいう。)の措置を受けている者に委任し、又は請負寄せたとき、及び第2項の受任者又は請負人が第16条の3の各号に該当するときは、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

4 前項の規定により受注者が契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(委託業務の調査等)

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責に帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者受注者協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものと

する。ただし、その損害が発注者の責に帰する理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第12条 受注者の責に帰する理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則に定める割合で計算して得た額とする。
(作業報告書)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して作業報告書を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、各年度の業務完了ごとに、発注者の指示する手続に従って第2条に規定する業務委託料の年度額を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求を受理したときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 受注者の責に帰する理由により、期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 第6条第1項及び第2項の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第17条の規定によらないで受注者が契約の解除を申し出たとき。
- (6) 第6条第3項の規定により発注者から契約の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項の規定による納付命令)が確定したとき。
- (2) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第6条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条から前条までの規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第2号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は当該保証金をもって違約金に充当することができる。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行なうものとする。

第23条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(補則)

第24条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則 に定めのない事項については、発注者受注者協議して定める。

仕様書

発注者（甲）吹田市

受注者（乙）一般財団法人関西電気保安協会

（業務の委託）

第1条 甲は、甲の設置する頭書の事業場における自家用電気工作物について、その保安管理業務を乙に委託し、乙はこれを受託します。

（委託業務の内容）

第2条 甲が乙に委託する保安管理業務は、電気事業法第43条第1項に定める甲の設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務であって、乙は甲の保安規程に基づいてこの契約に定める範囲の業務を実施するものとし、その細目は別紙1のとおりとします。

2 前項の定めにより甲が乙に委託した業務以外の日常巡視、点検等の業務については、甲が保安の責を有するものとし甲の保安規程に基づいて甲が実施するものとします。

（甲及び乙の協力義務）

第3条 甲は、乙の保安管理業務の実施にあたり甲に指導した事項又は甲乙協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとり、又、乙が助言した事項については、乙の意見を尊重するものとします。

2 甲は、乙の保安管理業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとします。

3 乙は、保安管理業務を誠実にを行うものとします。

（連絡責任者等）

第4条 甲は、甲の保安規程に定める連絡責任者及び発電所を設置する場合には運転責任者をあらかじめ指名するものとします。又、甲は連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。なお、設備容量が6000kVA以上となる場合の連絡責任者は、電気工事士法に規定する第1種電気工事士の資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者をあてるものとします。

2 甲は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち会わせることに努めるものとします。

（保安業務担当者の資格等）

第5条 乙は、第1条に掲げる電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」といいます。）には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとします。

2 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯し、提示することとします。

3 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」といいます。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとします。

4 保安業務担当者及び保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」といいます。）は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとします。

5 電気工作物に事故、故障等が発生した場合、保安業務担当者等又は乙の職員を対応させるものとします。

6 乙は、前各項で定める保安業務担当者等を定め、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲にお知らせし、甲は面接等により本人の確認を行うこととします。

なお、保安業務担当者等の変更の場合であっても同様とします。

7 甲は乙の事業所への連絡方法を確認し、第2項の証明書並びに第6項の通知書等により、本人確認をすることとします。ただし、緊急の場合はこの限りでないものとします。

（代行者の点検）

第6条 乙は、保安業務担当者等が次の各号の理由により保安管理業務が実施できない場合は、他の電気事業法施行規則に適合する者（以下「代行者」といいます。）が実施できるものとします。なお、代行者による実施は6箇月を超えないものとします。

(1) 地震、台風、水害等が発生した場合

(2) 保安業務担当者等が病気等で療養を要する場合

(3) 乙が保安業務担当者等の定期点検の品質管理を行う場合

(4) 保安業務担当者等が乙が定める勤務時間範囲外に作業を行う場合

（点検の延伸）

第7条 甲又は乙は、次の各号の事情により当該月の定期的に行う電気工作物の巡視、点検及び測定・試験（以下「定期点検」といいます。）が実施できない場合は、甲乙協議の上、代替日を決定し定期点検を実施、又は電話等の問診に換えることができるものとします。

(1) 病原性ウイルスやその他感染拡大のおそれがある疾病が発生した場合

(2) 地震、台風、水害等により点検に赴けない場合

（記録の保存）

第8条 乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、甲が報告者の氏名と報告内容を確認するとともに、甲乙双方において3年間保存するものとします。

（電気工作物の設置又は変更）

第9条 甲は、その自家用電気工作物を新たに設置又は変更しようとするときは、あらかじめ乙と事前に協議し、電気工作物の安全確保に遺漏ないように努めるものとします。

2 前項の自家用電気工作物の新たな設置又は変更により、記載した設備容量に変更が生じた場合は第4条

の契約期間内でも、この契約を更改するものとします。

(甲の通知義務)

第10条 甲は、次の各号に定める事項を乙に通知するものとします。

- (1) 代表者の変更、譲渡及び合併等による権利義務の承継
- (2) 委託者、事業場の名称及び所在地の変更
- (3) 連絡責任者の決定又は変更。発電所を有する場合は運転責任者の決定又は変更
- (4) 電気事故
- (5) その他乙の保安管理業務実施の上で乙が必要として甲に通知を求めた事項

(不安全施設に関する措置等)

第11条 甲は、乙が実施する保安管理業務の安全をはかるため、良好な作業環境の確保に努めるものとします。

2 甲は、乙が保安管理業務を実施するための通路又は足場の状態が悪く、作業者の安全が確保しがたい施設等について、甲の負担にて改修するものとします。

(設備の特殊性のため点検できない場合の措置)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する設備の点検については、乙の監督の下で点検、測定・試験の全部又は一部を甲の責任及び負担により、専門業者等に依頼して実施するものとします。これに関し、甲の求めに応じ乙は指導又は助言を行うこととします。又、甲はその結果を乙に通知するものとし、乙は結果を確認し必要に応じ指導又は助言を行うものとします。

- (1) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- (2) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- (3) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- (4) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
- (5) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- (6) 停電のために特殊な操作手順若しくは特定の時間帯によることが必要となるコンピューター等を使用する回路
- (7) 事業場外で使用されている電気機器である自家用電気工作物
- (8) 常時電路に接続されておらず、専ら移動して使用するための電気機器及びこれに付属する電線
- (9) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

(設置場所の特殊性のため点検できない場合の措置)

第13条 甲は、電気使用場所の設備の点検について、次の各号の場所において甲の都合、その他の理由で乙がその場所に立入りできない場合は、甲が乙より点検方法の指導を受けて実施し、その結果を乙に通知する

ものとします。なお、その点検結果について乙が点検を行う必要を認めるときは、甲は乙の立入りについて措置するものとします。

- (1) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険箇所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
- (2) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
- (3) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
- (4) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
- (5) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

(機密の保持)

第14条 甲及び乙は、この契約の履行に際して知り得た相手方の機密情報を第三者に漏らし又は利用してはならない。ただし、乙は、経済産業省からその監督業務に必要として提出要請があった、甲の自家用電気工作物に対して実施した乙の保安管理業務に係る事項及び本契約書の写しを提出することができるものとします。

2 本条の規定は契約の解除後も効力を有するものとします。

(契約の失効)

第15条 この契約は、次の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失うものとします。

- (1) 外部委託承認申請の承認が得られないとき、又は承認が取消となったとき
- (2) 発電所出力が電気事業法施行規則第52条第2項に規定する出力以上又は需要設備の受電電圧が7000Vを超えるものとなったとき
- (3) 配電線路の電圧が600Vを超えるものとなったとき
- (4) この契約の対象である電気工作物が一般用電気工作物となったとき
- (5) この契約の対象である電気工作物が廃止されたとき
- (6) 火災予防取締法に規定する火災類の製造する事業場及び鉱山保安法が適用される場所となったとき

(契約の解除)

第16条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その相手方当事者は催告の上、1箇月後にこの契約を解除できるものとします。なお、催告は口頭による通知又は文書の郵送により行うこととします。

- (1) 甲又は乙が、この契約又は電気関係法令に基づく義務に違反し、この契約に定める保安管理業務等の実施ができないと認められたとき（ただし、第2項及び第3項の内容を除く）
- (2) 甲が手数料の支払いを遅滞したとき
- (3) 甲がこの契約の第13条に定める事項について誠意をもって実施しないとき
- (4) 甲が、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合していない箇

所の改修を、乙の指導、助言後も長期間改修せずに放置したとき

- 2 保安規程で定める年次点検実施後に締結する「重要事項確認書」について、甲が締結に応じず、年次点検が実施できないまま、前回年次点検実施月から15箇月後の月末日を迎えた場合は、自動的に本契約は失効するものとします。
- 3 保安規程で定める年次点検について、甲が乙に対して協力を行わず、年次点検が実施されないまま、最新の「重要事項確認書」に定める「年次点検計画月」の3箇月後の月末日を迎えた場合は、自動的に本契約は失効するものとします。
- 4 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、甲又は乙はその相手方に何ら催告を要しないで、この契約を解除できるものとします。
 - (1) 甲又は乙、甲又は乙の役員もしくは実質的に経営権を有する者又は使用人（以下「甲又は乙の役員等」といいます。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はこれらの関係者、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）であると判明した場合
 - (2) 甲又は乙の役員等が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供を行う等密接な交際のある場合
 - (3) 甲又は乙の役員等が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は、関係者が反社会的勢力である旨を伝えた場合
 - (4) 甲又は乙の役員等が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合、又は、法的な責任を超えた不当な要求を行った場合
 - (5) 甲又は乙の役員等が自ら又は第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をした場合、又は、他方当事者の業務を妨害、又は妨害するおそれのある行為をした場合
- 5 前項のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、3箇月前迄にその旨文書により通知し、甲乙相互が合意したうえで解除できるものとします。

(損害賠償)

第17条 乙の故意又は重大な過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとします。ただし、甲が乙の過失を立証できない場合又は乙の責に帰することのできない事由によるときは、乙は責任を負わないものとします。なお、前条第2項及び第3項の規定により契約が失効した場合並びに甲又は乙が、前条第4項各号の規定により契約を解除した場合は、他方当事者に損害が生じても、損害賠償の責任を負わないものとします。

(停電による点検)

第18条 停電による定期点検及び臨時点検における甲所有設備の停電操作・復電操作は、甲の責任において行うものとします。停電による定期点検及び臨時点検の実施において甲所有の設備に損害が発生した場合の責任負担については、当該損害が乙の故意又は重大な過失により発生したことが明白な場合は乙の負担とし、その他は甲の負担とします。

(その他)

第19条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項は、甲乙誠意をもって協議し解決するものとします。

以上

保安管理業務の細目

1. 保安管理業務委託契約書（以下「契約書」といいます。）第2条第1項に基づき実施する乙の保安管理業務は、甲の保安規程に基づき、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告すると共に経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、必要な指導又は助言を行います。

なお、電気機器、諸装置等の機能点検及び電氣的連系がない部分の点検並びに発電装置の原動機の分解・整備、内部点検等については、乙の受託する業務に含まないものとします。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事期間中の巡視、点検（週1回以上）及び測定・試験
- (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の巡視、点検及び測定・試験（以下「定期点検」といいます。）

なお、乙は定期点検時に、甲に、契約書第2条第2項に記載する日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は、保安業務担当者としての観点から点検を行います。

- (3) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求並びに再発防止のためとるべき措置の指導、助言及び状況に応じた臨時点検

2. 前項第1号及び第2号に定める点検の種類及び回数は別表（巡視、点検及び測定・試験の基準）のとおりとします。

3. 別表に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとします。

- (1) 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、契約開始後毎年1回年次点検Ⅱ、年次点検Ⅰ、年次点検Ⅰの順で実施します。ただし、前回の年次（停電）点検の結果が乙の定める停電点検の延伸に係る要件を満たした場合は、年次点検Ⅰから実施できるものとします。また、年次点検は当該月の月次点検を併せて行うものとします。
- (2) 外観点検は、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む）、電線と他物との離隔距離の適否、接地線等の保安装置の取付状態等を、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施します。ただし、設備の状況により運転を停止して点検することがあります。

4. 乙は、第1項に定める事項のほか、次に掲げる電気保安に関する業務を必要の都度行います。

- (1) 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査の立会い
- (2) 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合の指導、助言
- (3) その他乙がこの契約を履行するため必要な事項

5. 落雷及び水災による受電設備の損傷に対する保険での保証

乙は、甲の高圧受電設備が落雷又は水災により損傷した場合は、甲の申し出により、乙の加入する「受電設備保証保険」から、甲の高圧受電設備を現状復帰させるために要した修理費を保険により保証するものとし、その内容は次のとおりとします。ただし、高潮及び地震・噴火による津波は保険の保証対象となりません。

- (1) 保険の対象となる受電設備（保険の目的）は、電気事業者との責任分界点から受変電設備内の低圧配線用遮断器又は開閉器の二次側端子までの機器・設備となります。
- (2) 保険の対象とならない受電設備は、上記以外の機器・設備、及び上記の間に設置されている「木柱、コンクリート柱、屋側、フェンス」。
- (3) 支払われる保険金（給付金）は、損傷を受けた受電設備を事故発生直前の稼働可能な状態に復旧するために要した費用（修理費）から、甲の負担額（2万円）を差し引いた金額となります。なお、「改修のお願い」をしてあるものなど、事故の内容により保証できない場合があります。
- (4) 「受電設備保証保険」の内容等の変更については、乙は甲の了解を得ず保険会社との契約内容を変更できるものとし、変更した場合は、甲に変更内容を通知します。

6. 乙の設置する低圧絶縁監視装置（以下「監視装置」といいます。）は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 乙は、甲の事業場の低圧電路の絶縁状態を監視するため、乙の負担により監視装置を設置するものとし、常に正常に稼動するよう保守を行うものとします。
- (2) 甲は、監視装置を設置する場所の提供、電灯配線など設備等の利用については、無償にて便宜を供するものとします。
- (3) 乙は監視装置が警報基準（設定の上限値を50mAとする。）以上の漏えい電流が発生している警報（以下「漏えい警報」といいます。）を、連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、乙の定めた対応基準により対応を行うとともに、乙はその受信記録を3年間保存するものとします。
- (4) 甲は、乙の設置した監視装置の善良なる保全に努めることとし、移設、取外、修理等を行わないものとします。万一、甲の故意過失によって監視装置が損傷、紛失等をした場合にはその損害相当額を弁済するものとします。
- (5) 乙は、この契約が解除又は失効した場合、監視装置を撤去するものとします。

以上

設備	点検項目	工事期間中の巡視、点検 [週1回]	月次点検 [隔月1回]	年次点検 [毎年1回]		
				年次点検 I	年次点検 II	
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○	○	
	10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
受電設備	断路器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		内部点検			△	△
		絶縁油の酸価度試験			△	△
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	母線等	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○	○

設 備		点検項目	工事期間中の巡視、点検 [週 1 回]	月次点検 [隔月 1 回]	年次点検 [毎年 1 回]	
					年次点検 I	年次点検 II
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
絶縁状態監視		低圧絶縁監視装置による				
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定		○	○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
構造物等	外観点検	○	○	○	○	
非常予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		始動・停止試験		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		発電電圧、周波数(回転数)の測定		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
		インターロック試験			△	△
P C B	変圧器、コンデンサ、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、開閉器、遮断器等	高濃度 PCB 含有電気工作物の確認			○	○

- 注 1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
- 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については乙と協議する。
- 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 6 年次点検の△印は、乙の定める保安業務マニュアル等による巡視、点検及び測定・試験の実施とその判断基準により、実施しない場合がある。
- 7 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又は PCB 油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
- 8 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏れ電流測定に替えることがある。
- 9 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 10 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
- 11 10⁴ボルトによる絶縁抵抗測定は、6⁴ボルトの高圧設備に対して適用する。
- 12 小出力発電設備が設置されている場合は、負荷設備に準じた点検項目で点検を行う。
- 13 「PCB」については、高濃度 PCB 含有電気工作物に該当する場合は、使用および廃止(予定)の状況を把握し届出状況の確認を行う。

吹田市立ことぶき保育園自家用電気工作物保安管理及び常時監視業務 仕様書

契約期間

令和3年1月1日から令和5年12月31日まで

自家用電気工作物保安管理業務

電気事業法第43条第1項に定める吹田市の設置する自家用電気工作物

吹田市立ことぶき保育園

吹田市岸部中2丁目2-1

設置容量 80kVA 6600V

1. 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事中の点検（週1回以上）及び試験
2. 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験（以下「定期点検」という。）
この定期点検の種類及び回数は、別表巡視・点検・測定試験基準（隔月点検）のとおりとすること。
3. 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のため、とるべき措置の指導、助言及び必要に応じての随時点検

常時監視業務

吹田市立ことぶき保育園の低圧電路の絶縁状態を常時監視するために設置した常時監視装置の保守を行うこと。

巡視、点検及び測定・試験の基準(隔月点検)

設備	点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週1回]	月次点検 [隔月 1回]	年次点検 [毎年1回]		
				年次点検 I	年次点検 II	
				引込設備	区分開閉器	外観点検
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
変電設備	断路器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断機、開閉器と継電器の連動試験			△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		内部点検			△	△
		絶縁油の酸価度試験			△	△
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	母線等	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	その他の高压機器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○	○

設 備		点 検 項 目	工事期間中の 巡視、点検 [週1回]	月次点検 [隔月 1回]	年次点検 [毎年1回]	
					年次点検 I	年次点検 II
配電設備	電線器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定		○	○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○	○
非常予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		始動・停止試験		○	○	○
		保護継電器の動作確認			△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、開閉器、配電器、制御装置等	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		発電電圧、周波数(回転数)の測定		○	○	○
		保護継電器の動作確認			△	○
		インターロック試験			△	△
P C B	変圧器、コンデンサ、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、開閉器、遮断器等	高濃度PCB含有電気工作物の確認			○	○

- 注 1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
- 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については吹田市と協議の上定める。
- 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 6 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB混入のおそれがある場合、事前に吹田市と協議の上一部又は全部を省略してもよいものとする。
- 7 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、事前に吹田市と協議の上で漏えい電流測定に替えてもよいものとする。
- 8 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、事前に吹田市と協議の上で当該点検の一部に替えてもよいものとする。
- 9 10^{kV}ボルトによる絶縁抵抗測定は、6^{kV}ボルトの高圧設備に対して適用する。
- 10 小出力発電設備が設置されている場合は、負荷設備に準じた点検項目で点検を行う。
- 11 「PCB」については、高濃度PCB含有電気工作物に該当する場合は、使用および廃止(予定)の状況を把握し届出状況の確認を行う。

巡視、点検及び測定・試験の基準(隔月点検)

設備	点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週1回]	月次点検 [隔月 1回]	年次点検 [毎年1回]		
				年次点検 I	年次点検 II	
				引込設備	区分開閉器	外観点検
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
変電設備	断路器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断機、開閉器と継電器の連動試験			△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		内部点検			△	△
		絶縁油の酸価度試験			△	△
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	母線等	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	その他の高压機器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○	○

設 備		点 検 項 目	工事期間中の 巡視、点検 [週1回]	月次点検 [隔月 1回]	年次点検 [毎年1回]	
					年次点検 I	年次点検 II
配電設備	電線器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定		○	○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○	○
非常予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		始動・停止試験		○	○	○
		保護継電器の動作確認			△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、開閉器、配電器、制御装置等	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		発電電圧、周波数(回転数)の測定		○	○	○
		保護継電器の動作確認			△	○
		インターロック試験			△	△
P C B	変圧器、コンデンサ、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、開閉器、遮断器等	高濃度PCB含有電気工作物の確認			○	○

- 注 1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
- 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については吹田市と協議の上定める。
- 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 6 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB混入のおそれがある場合、事前に吹田市と協議の上一部又は全部を省略してもよいものとする。
- 7 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、事前に吹田市と協議の上で漏えい電流測定に替えてもよいものとする。
- 8 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、事前に吹田市と協議の上で当該点検の一部に替えてもよいものとする。
- 9 10^{kV}ボルトによる絶縁抵抗測定は、6^{kV}ボルトの高圧設備に対して適用する。
- 10 小出力発電設備が設置されている場合は、負荷設備に準じた点検項目で点検を行う。
- 11 「PCB」については、高濃度PCB含有電気工作物に該当する場合は、使用および廃止(予定)の状況を把握し届出状況の確認を行う。

業務委託契約書

20007234

1 委託業務名	はぎのきこども園自家用電気工作物保安管理等業務														
2 場所	はぎのきこども園														
3 履行期間	令和 3年 1月 1日 から 令和 5年12月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	7	1	5	9	6	8
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	6	5	0	8	8	
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項															

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 2年12月25日

発注者 吹田市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府吹田市穂波町6番20号
一般財団法人関西電気保安協会 大阪北営業所
所長 奥山 栄一

印

(総則)

第1条 受注者は、図面及び仕様書(以下「仕様書等」という。)に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)内に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

2 前項の仕様書等に明記されていない仕様がある時は、発注者受注者協議して定める。

3 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。

(契約代金の内訳等)

第2条 契約代金の内訳は、次のとおりとする。

(年度別内訳)

令和2年度(令和3年1月1日から令和3年3月31日まで)

年度額 金 59,664 円(消費税及び地方消費税含む)

令和3年度(令和3年4月1日から令和3年3月31日まで)

年度額 金 238,656 円(消費税及び地方消費税含む)

令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

年度額 金 238,656 円(消費税及び地方消費税含む)

令和5年度(令和5年4月1日から令和5年12月31日まで)

年度額 金 178,992 円(消費税及び地方消費税含む)

2 契約保証金、延滞金及び違約金を算定する場合の契約金額の年額相当額は、金238,656円とする。

(法令上の責任)

第3条 受注者は、この委託業務の履行にあたり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約保証)

第4条 この契約に係る契約保証金は、吹田市財務規則第115条第1項第7号により免除する。

(権利義務の譲渡等)

第5条 本契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第6条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知して発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者が委託業務の一部を入札参加除外(吹田市建設工事等暴力団対策措置要領(平成22年1月1日制定)第3条に規定する入札参加除外をいう。)の措置を受けている者に委任し、又は請負寄せたとき、及び第2項の受任者又は請負人が第16条の3の各号に該当するときは、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

4 前項の規定により受注者が契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(委託業務の調査等)

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責に帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者受注者協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものと

する。ただし、その損害が発注者の責に帰する理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第12条 受注者の責に帰する理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則に定める割合で計算して得た額とする。
(作業報告書)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して作業報告書を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、各年度の業務完了ごとに、発注者の指示する手続に従って第2条に規定する業務委託料の年度額を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求を受理したときは、その日から30日以内に支払わなければならない。
(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 受注者の責に帰する理由により、期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 第6条第1項及び第2項の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第17条の規定によらないで受注者が契約の解除を申し出たとき。
- (6) 第6条第3項の規定により発注者から契約の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項の規定による納付命令)が確定したとき。
- (2) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第6条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条から前条までの規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第2号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は当該保証金をもって違約金に充当することができる。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行なうものとする。

第23条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(補則)

第24条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則 に定めのない事項については、発注者受注者協議して定める。

はぎのきこども園自家用電気工作物保安管理等業務 仕様書

契約期間

令和3年1月1日から令和5年12月31日まで

自家用電気工作物保安管理業務

電気事業法第43条第1項に定める吹田市の設置する自家用電気工作物

吹田市立はぎのきこども園

吹田市古江台2丁目11-4

設置容量 275kVA 6600V

1. 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事中の点検（週1回以上）及び試験
2. 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験（以下「定期点検」という。）
この定期点検の種類及び回数は、別表巡視・点検・測定試験基準（隔月点検）のとおりとすること。
3. 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のため、とるべき措置の指導、助言及び必要に応じての随時点検

常時監視業務

はぎのきこども園の低圧電路の絶縁状態を常時監視するために設置した常時監視装置の保守を行うこと。

巡視、点検及び測定・試験の基準(隔月点検)

設備		点検項目	工事期間中の巡視、点検 [週1回]	月次点検 [隔月 1回]	年次点検		
					年次点検 I	年次点検 II	
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
		継電器の動作試験			△	○	
		継電器の慣性特性試験			△	○	
		継電器の動作特性試験			△	○	
		開閉器と継電器の連動試験			△	○	
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
変電設備	断路器	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
		継電器の動作試験			△	○	
		継電器の慣性特性試験			△	○	
		継電器の動作特性試験			△	○	
		遮断機、開閉器と継電器の連動試験			△	○	
	変圧器	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
		内部点検			△	△	
		絶縁油の酸価度試験			△	△	
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
	避雷器	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
	母線等	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
	受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
			電圧値、電流値の測定		○	○	○
			絶縁抵抗測定			△	○
			計器校正試験			△	△
シーケンス試験					△	△	
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○	
		接地抵抗測定			△	○	
		漏えい電流測定		○	○	○	
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○	○	

設 備		点 検 項 目	工事期間中の 巡視、点検 [週1回]	月次点検 [隔月 1回]	年次点検	
					年次点検 I	年次点検 II
配 電 設 備	電線器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負 荷 設 備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
P C B	変圧器、コンデンサ、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、開閉器、遮断器等	高濃度PCB含有電気工作物の確認			○	○

- 注 1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
- 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については吹田市と協議の上定める。
- 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 6 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB混入のおそれがある場合、事前に吹田市と協議の上一部又は全部を省略してもよいものとする。
- 7 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、事前に吹田市と協議の上で漏えい電流測定に替えてもよいものとする。
- 8 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、事前に吹田市と協議の上で当該点検の一部に替えてもよいものとする。
- 9 10^{kV}ボルトによる絶縁抵抗測定は、6^{kV}ボルトの高圧設備に対して適用する。
- 10 小出力発電設備が設置されている場合は、負荷設備に準じた点検項目で点検を行う。
- 11 「PCB」については、高濃度PCB含有電気工作物に該当する場合は、使用および廃止(予定)の状況を把握し届出状況の確認を行う。

巡視、点検及び測定・試験の基準(隔月点検)

設 備		点 検 項 目	工事期間中の 巡視、点検 [週1回]	月次点検 [隔月 1回]	年次点検		
					年次点検 I	年次点検 II	
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
		継電器の動作試験			△	○	
		継電器の慣性特性試験			△	○	
		継電器の動作特性試験			△	○	
		開閉器と継電器の連動試験			△	○	
	引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
変 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
		継電器の動作試験			△	○	
		継電器の慣性特性試験			△	○	
		継電器の動作特性試験			△	○	
		遮断機、開閉器と継電器の連動試験			△	○	
	変圧器	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
		内部点検			△	△	
		絶縁油の酸価度試験			△	△	
	コンデンサ、 リアクトル	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
	避雷器	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
	母線等	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
	受 ・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
			電圧値、電流値の測定		○	○	○
			絶縁抵抗測定			△	○
			計器校正試験			△	△
シーケンス試験					△	△	
接 地 工 事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○	
		接地抵抗測定			△	○	
		漏えい電流測定		○	○	○	
構 造 物	受電室建物、キュービク ル式受・変電設備の金属 製外箱等	外観点検	○	○	○	○	

設 備		点 検 項 目	工事期間中の 巡視、点検 [週1回]	月次点検 [隔月 1回]	年次点検	
					年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
配 電 設 備	電線器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負 荷 設 備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
P C B	変圧器、コンデンサ、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、開閉器、遮断器等	高濃度PCB含有電気工作物の確認			○	○

- 注 1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
- 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については吹田市と協議の上定める。
- 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 6 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB混入のおそれがある場合、事前に吹田市と協議の上一部又は全部を省略してもよいものとする。
- 7 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、事前に吹田市と協議の上で漏えい電流測定に替えてもよいものとする。
- 8 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、事前に吹田市と協議の上で当該点検の一部に替えてもよいものとする。
- 9 10^{kV}ボルトによる絶縁抵抗測定は、6^{kV}ボルトの高圧設備に対して適用する。
- 10 小出力発電設備が設置されている場合は、負荷設備に準じた点検項目で点検を行う。
- 11 「PCB」については、高濃度PCB含有電気工作物に該当する場合は、使用および廃止(予定)の状況を把握し届出状況の確認を行う。

業務委託契約書

22000165

1 委託業務名	吹田市立各小学校消防用設備等保守点検業務														
2 場所	吹田市元町30番35号ほか														
3 履行期間	令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	4	0	8	5	7	3	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	3	7	1	4	3	0	
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 3 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹 田 市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府吹田市垂水町 2 丁目 2 1 番 2 9 号
日本設備工業株式会社
代表取締役 松本 美明

印

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。なお、支払いの金額は次のとおりとする。

1回目支払い 2,042,865円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 185,715円）

2回目支払い 2,042,865円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 185,715円）

（権利の帰属）

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目

的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

吹田市立各小学校消防用設備等保守点検業務仕様書

- 1 委託期間は、下記のとおりとする。
 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 2 対象施設及び設備機器は、別紙のとおりとする。ただし機器の員数の誤差や契約期間中に消防設備の変更があっても、委託料の増減は行わない。
- 3 定期点検は、前期後期の年2回とする。
 前期：総合点検 (夏休み期間中)
 後期：機器点検 (冬休み期間中)
 その他、学校から発報等の連絡があれば、その都度対応すること。
- 4 点検日は、事前に本市と打合せを行い、学校運営に支障のないよう配慮すること。
- 5 点検の方法、及び結果報告は、法に準じて行うこと。
- 6 点検結果報告書を3部作成し、1部を消防署に提出し、1部は学校に、1部は学校管理課に提出すること。
- 7 点検結果報告書とは別に、不良箇所一覧表（写真、配置図添付）を作成し、提出のこと。
- 8 各施設の点検対象機器を記入した配置図（A2二つ折り製本）を作成し、提出のこと。
- 9 消防設備一覧表を作成し、提出のこと。
- 10 委託料の支払いは、年2回（前期点検終了後、業務完了時）とする。
- 11 岸部第二小学校、北山田小学校は学校の一部が集会所となっているが、合わせて点検を行うこと。

* 下記の15校については、防火対象物点検結果報告書を作成のこと。

幼稚園との 複合用途	吹田第一小学校	吹田第三小学校	千里第二小学校
	東佐井寺小学校	岸部第一小学校	豊津第一小学校
	片山小学校	山田第一小学校	山田第三小学校
	東山田小学校	南山田小学校	
こども園との 複合用途	千里新田小学校	江坂大池小学校	
集会室との 複合用途	岸部第二小学校	北山田小学校	

小学校

	学校名	住所	電話	消防
1	吹田第一小学校	吹田市元町30番35号	6381-5280	南署
2	吹田第二小学校	吹田市泉町3丁目15番18号	6386-0841	西署
3	吹田第三小学校	吹田市高城町18番39号	6381-0413	南署
4	吹田東小学校	吹田市幸町20番1号	6381-5458	南署
5	吹田南小学校	吹田市南吹田5丁目12番1号	6386-0821	西署
6	吹田第六小学校	吹田市南清和園町43番1号	6382-6831	南署
7	千里第一小学校	吹田市片山町4丁目32番10号	6387-5741	南署
8	千里第二小学校	吹田市千里山松が丘25番1号	6387-5781	西署
9	千里第三小学校	吹田市千里山西2丁目13番1号	6386-0831	西署
10	千里新田小学校	吹田市春日4丁目10番1号	6386-9214	西署
11	佐井寺小学校	吹田市佐井寺3丁目3番1号	6330-1601	西署
12	東佐井寺小学校	吹田市五月が丘西4番1号	6387-1278	東署
13	岸部第一小学校	吹田市岸部中2丁目19番1号	6387-5701	東署
14	岸部第二小学校	吹田市岸部北4丁目12番1号	6389-7788	東署
15	豊津第一小学校	吹田市江坂町1丁目15番42号	6386-0891	西署
16	豊津第二小学校	吹田市江坂町2丁目5番1号	6386-0861	西署
17	江坂大池小学校	吹田市江坂町3丁目13番1号	6380-1497	西署
18	山手小学校	吹田市山手町2丁目15番43号	6387-5791	南署
19	片山小学校	吹田市朝日が丘町16番1号	6387-8531	南署
20	山田第一小学校	吹田山田東2丁目33番2号	6877-4131	東署
21	山田第二小学校	吹田市千里丘下19番1号	6877-0088	東署
22	山田第三小学校	吹田市山田西1丁目4番1号	6877-5701	東署
23	山田第五小学校	吹田市山田西1丁目6番1号	6876-7701	東署
24	東山田小学校	吹田市青葉丘南15番10号	6876-8405	東署
25	南山田小学校	吹田市千里丘西9番1号	6876-2404	東署
26	西山田小学校	吹田市山田西2丁目10番1号	6877-4631	東署
27	北山田小学校	吹田市山田北1番1号	6876-7333	北署
28	佐竹台小学校	吹田市佐竹台4丁目12番1号	6871-0108	北署
29	千里丘北小学校	吹田市千里丘北1番30号	6876-0103	東署
30	高野台小学校	吹田市高野台2丁目16番1号	6871-0553	北署
31	津雲台小学校	吹田市津雲台4丁目7番1号	6871-0109	北署
32	古江台小学校	吹田市古江台5丁目6番1号	6872-0308	北署
33	藤白台小学校	吹田市藤白台3丁目3番1号	6872-0366	北署
34	青山台小学校	吹田市青山台2丁目5番1号	6872-0358	北署
35	桃山台小学校	吹田市桃山台1丁目5番1号	6871-0761	北署
36	千里たけみ小学校	吹田市竹見台3丁目3番1号	6834-0448	北署

	消火設備		自動火災報知設備										
	消火器 台	屋内 消火栓 箇所	受信機盤							感知器			
			メーカー	型式	型式番号	製造年	回線数	設置場所	音響装置	ホット 個	分布 個	煙 個	
1	吹田第一小学校	33	13	ニッタン	1PF2-nYe-H	2~18	1995	24/30	校務員室	ベル	111	8	10
2	吹田第二小学校	41	20	ホーチキ	HAU-AAW50	19~20	2019	27/30	校務員室	音声連動	158	6	5
3	吹田第三小学校	55	20	ハナニック	BVF1730H	19~9	2009	27/30	校務員室		138	9	4
4	吹田東小学校	47	23	ホーチキ	C-1040	11~2	2018	29/40	校務員室	音声連動	148	7	11
5	吹田南小学校	55	22	ノミ	FCSJ104N-B21-50L	25~4	2021	35/40	校務員室		140	8	12
6	吹田第六小学校	42	19	松下	BVJ-3340	10~28	1999	28/30	校務員室		132	6	6
7	千里第一小学校	50	13 11	ハナニック	BVF1140H	27~6	2017	34/40	校務員室	音声連動	135	9	9
8	千里第二小学校	53	26	ホーチキ	PRR-AAS70RZ	60~25~1	2018	39/60	校務員室	音声連動	220	5	22
				ハナニック	BVJ-25131K	24~6	2017	3/3	児童育成室		2		4
9	千里第三小学校	44	21	ハナニック	BVF-3670FK	27~6	2018	39/40	校務員室	音声連動	134	7	18
10	千里新田小学校	54	19	ホーチキ	HAQ-ABW40	9~118	2004	28/30	校務員室	音声連動	130	7	4
				ニッタン	2PK0	9~103	2001	2/3	図書室	ベル	12		
				ニッタン	2PK0	9~103	2001	4/4	児童育成室	ベル	12		
11	佐井寺小学校	59	21	ニッタン	HAR-AAS4010	11~2	2018	34/40	校務員室	音声連動	160	9	12
12	東佐井寺小学校	53	25	ホーチキ	HAR-AAS5010	11~2	2017	30/50	校務員室		147	9	8
				松下	BVJ22051	10~26		4/5	児童育成室	ベル	11		
13	岸部第一小学校	62	29	松下	BV1840K	60~40~2	1994	33/40	校務員室	音声連動	194	11	8
14	岸部第二小学校	50	24	ホーチキ	HAR-AAS5010	11~2	2020	39/40	校務員室	音声連動	193	8	12
				ホーチキ	PH2-3AWB	44~7~10	2011	3/3	集会室	ベル	19		1
15	豊津第一小学校	53	25	松下	BVF-1560	12~1	2005	40/60	校務員室	音声連動	169	6	20
16	豊津第二小学校	54	23	ハナニック	BVF1730H	19~9	2009	28/30	校務員室		129	9	7
17	江坂大池小学校	40	11	ホーチキ	RPU-AAW30	19~20	2017	28/30	校務員室	音声連動	108	7	5
18	山手小学校	51	20	ホーチキ	HAU-AAW50	7~6	2019	34/50	校務員室	ベル	132	7	11
19	片山小学校	48	19	ハナニック	BVF1730H	19~9	2009	28/30	校務員室	ベル	158	7	7
				ニッタン	2PK1	17~1	2019	4/5	児童育成室	ベル			4
20	山田第一小学校	43	18	ホーチキ	HAR-AAS4010	11~2	2013	26/40	校務員室	音声連動	136	7	4
21	山田第二小学校	52	26	ハナニック	BVF3560HK	27~6	2019	26/40	校務員室	音声連動	140	7	4
22	山田第三小学校	50	22	ホーチキ	HAR-AAS4020	11~2	2018	35/40	校務員室	音声連動	133	10	16
23	山田第五小学校	51	18	ホーチキ	HAR-AAS3010	11-2	2018	26/30	校務員室	音声連動	120	8	5
24	東山田小学校	62	18	ホーチキ	RPU-AAW40	19~20	2016	38/40	校務員室	音声連動	145	6	15
				ハナニック	BVJ251131K	24~6	2017	3/3	児童育成室	ベル	6		5
25	南山田小学校	60	26	ホーチキ	HAR-AAS5020	11~2	2007	48/50	校務員室	音声連動	223	6	22
26	西山田小学校	50	18	ホーチキ	RPQ-ABW40	9~11	2005	27/40	校務員室	音声連動	134	7	8
27	北山田小学校	59	16	ノミ	FCSJ104N-B34	25~4	2017	33/70	校務員室	音声連動	126	6	7
28	千里丘北小学校	50	25	ニッタン	1PQ1-J-nY	12~7~3	2014	34/90	校務員室	音声連動	190	10	37
29	佐竹台小学校	43	16	ノミ	FCSJ104N-B21	25~4	2017	27/50	校務員室	ベル	156	8	14
				ハナニック	BVJ25151K	24~6		2/5	プレハブ	ベル	10		5
				ハナニック	BVJ25151K	24~6		2/5	児童育成室	ベル	6		2
30	高野台小学校	39	16	ハナニック	BVF3530HK	27~6	2019	16/30	校務員室	音声連動	96	8	4
				ニッタン	2PK1	17~1	2017	2/3	児童育成室		8		5
31	津雲台小学校	34	18	ホーチキ	HAU-AAW30	19~20	2019	22/30	校務員室	音声連動	115	13	7
32	古江台小学校	37	21	ノミ	FAPJ104N-B1-30LT	25~4	2019	18/30	校務員室	音声連動	146	4	6
33	藤白台小学校	46	24	松下	BVF3340H	27~6	2020	23/25	校務員室	音声連動	144	8	7
34	青山台小学校	42	22	ホーチキ	HAU-AAW50	19~20	2013	31/50	校務員室	音声連動 屋体ベル	232	7	4
35	桃山台小学校	43	20	ハナニック	BVF-3540HK	27~6	2019	25/30	校務員室		141	6	12
36	千里たけみ小学校	53	21	ニッタン	1PQ0-(J)-nYe	12~7	2004	31/60	校務員室	音声連動	121	6	14
	計	1,758	749	46台							5,420	272	403

	非常警報設備								避難設備		
	非常放送設備							プールの警報盤	誘導標識	誘導灯	
	メーカー	型式	出力 W	製造年	回線数	設置場所	スピーカー 台				
1	吹田第一小学校	松下	WK-770A	120	1995	7/10	校務員室	15	2	27	6
2	吹田第二小学校	TOA	FS-1000	360	2019	22/40	校務員室	161	1	54	4
3	吹田第三小学校	TOA	FS991-3615	360	2012	9/15	校務員室	28	1	41	8
4	吹田東小学校	TOA	FS-1000	400	2018	12/30	校務員室	133	1	15	8
5	吹田南小学校	TOA	FS991-3620	360	2007	10/20	校務員室	43	1	40	7
6	吹田第六小学校	TOA	FS991-3610	360	1999	5/10	校務員室	44	1	8	7
7	千里第一小学校	JVCケンウッド	EM-K150-20	400	2017	8/20	校務員室	137	1	46	6
8	千里第二小学校	TOA	FS-1000	400	2018	13/30	校務員室	237		16	14
9	千里第三小学校	TOA	FS-1000	400	2018	20/20	校務員室	149	1	24	7
10	千里新田小学校	TOA	FS-1000	400	2016	26/40	校務員室	126	1	90	6
11	佐井寺小学校	TOA	FS-1000	400	2018	9/40	校務員室	170	1	20	6
12	東佐井寺小学校	TOA	FS991-3615	360	2010	6/15	校務員室	25	1	71	5
13	岸部第一小学校	TOA	FS991-3640	360	2012	25/40	校務員室	29	1	35	11
14	岸部第二小学校	TOA	FS-1000	400	2020	25/40	校務員室	191 4	1	34	17 9
15	豊津第一小学校	ビクター	EM-K80D	360	2001	17/20	校務員室	189	1	66	5
16	豊津第二小学校	TOA	WFS10-4020	400	2022	8/10	校務員室	35	1	42	5
17	江坂大池小学校	TOA	FS-1000	400	2017	10/15	校務員室	107	1	54	7
18	山手小学校	TOA	FS-1000	400	2019	20/20	校務員室	26	1	24	6
19	片山小学校	TOA	FS-1000	400	2014	11/15	校務員室	155	1	55	11
20	山田第一小学校	JVCケンウッド	EM-E100	240	2012	15/15	校務員室	129	1	23	9
21	山田第二小学校	TOA	FS-1000	240	2019	20/30	校務員室	116	1	15	7
22	山田第三小学校	TOA	FS-1000	360	2018	18/30	校務員室	179	1	77	7
23	山田第五小学校	TOA	FS-1000	240	2018	20/40	校務員室	134	1	45	6
24	東山田小学校	TOA	FS-991	360	2013	6/20	校務員室	160	1	65	10
25	南山田小学校	ビクター	EM-E900	360	2007	21/30	校務員室	224	1	75	5
26	西山田小学校	TOA	FS-1020	360	2016	14/20	校務員室	166	1	27	5
27	北山田小学校	TOA	FS-1000	360	2017	15/20	校務員室	148	1	39	11
28	千里丘北小学校	TOA	FS-1000	360	2020	17/20	校務員室	211		60	11
29	佐竹台小学校	TOA	FS10-4030	400	2019	5/10	校務員室	158 10	1	20 7	5
30	高野台小学校	TOA	FS-1000	360	2019	22/30	校務員室	121	1	15	11
31	津雲台小学校	TOA	FS-991	400	2006	11/20	校務員室	49	1	17	7
32	古江台小学校	TOA	FS-1000	240	2019	10/20	校務員室	145	1	7	7
33	藤白台小学校	TOA	FS-1000	400		8/10	校務員室	158	1	25	7
34	青山台小学校	TOA	FS-1000	360	2017	20/30	校務員室	151	1	7	
35	桃山台小学校	TOA	FS991-2410	240	2002	8/10	校務員室	43	1	18	5
36	千里たけみ小学校	TOA	FS991-3620	360	2004	11/20	校務員室	154	1	116	7
	計	36台						4,460	35	1,420	275

	防排煙設備										その他	
	連動制御盤								温度ヒューズ			
	メーカー	型式	製造年	回線数	設置場所	感知器 個	防火戸 箇所	シャッター 箇所	防火戸 箇所	シャッター 箇所		
1	吹田第一小学校		複合盤		2/5	校務員室	4		2			
2	吹田第二小学校		複合盤		6/10	校務員室	12	11				誘導灯信号装置
3	吹田第三小学校	ニッタン	NSS-12F	1979	8/10	校務員室	8	16	5			
4	吹田東小学校	ノミ	SAP-023	2006	8/10	校務員室	8	16				
5	吹田南小学校		複合盤		4/10 1/1 1/1	校務員室 給食室 配膳室	4 2 4	8		1 4		
6	吹田第六小学校		複合盤		8/10	校務員室	9	13	1			誘導灯信号装置
7	千里第一小学校	ホ-キ ホ-キ	BCG-EW01 RCV-AAW10	2020	1 3/10	廊下 校務員室	2 3	3 6				
8	千里第二小学校	ホ-キ		2021	12/20	校務員室	17	15	18			漏電火災警報器
9	千里第三小学校		複合盤		5/10	校務員室	7	9	2	4		
10	千里新田小学校		複合盤		1/10	校務員室	1	2				
11	佐井寺小学校		複合盤		4/10	校務員室	4	8				
12	東佐井寺小学校		複合盤		7/10	校務員室	7	14				
13	岸部第一小学校		複合盤		16/20		19	22		4		
14	岸部第二小学校	ホ-キ	RCA-AW15	1974	10/15	校務員室	13	20				
15	豊津第一小学校	ニッタン	複合盤 BZF1		9/10 4/5	校務員室 新校舎	17 4	14 8	1	3		
16	豊津第二小学校	松下	BV7615J	1998	12/15	校務員室	34	24				
17	江坂大池小学校	ニッタン	BZF-1		12/15	校務員室	12	24				
18	山手小学校		複合盤		4/10	校務員室	4	8				
19	片山小学校	ニッタン	NSS-12F	1979	8/10	校務員室	8	16				
20	山田第一小学校		複合盤		10/10	校務員室	10	15				連結送水管
21	山田第二小学校											
22	山田第三小学校		複合盤		18/20	校務員室	18	36				救助袋2台
23	山田第五小学校		複合盤		9/10	校務員室	10	18				
24	東山田小学校		複合盤		9/10		10	16	1			
25	南山田小学校		複合盤		13/20	校務員室	15	24	4			排煙窓3箇所
26	西山田小学校	ニッタン	SB	1979	12/15	校務員室	12	24				
27	北山田小学校		複合盤		14/40	校務員室	16	26				
28	千里丘北小学校		複合盤		43/45	校務員室	44	38	22			連結送水管 排煙窓 誘導灯信号装置
29	佐竹台小学校	パナソニック	BV7710	2012	1/1	給食室	2		2			
30	高野台小学校		複合盤			校務員室	6	6		6		
31	津雲台小学校											
32	古江台小学校											誘導灯信号装置
33	藤白台小学校								8	2		誘導灯信号装置
34	青山台小学校								2			
35	桃山台小学校	パナソニック	複合盤 BVJ7103		8/8 3/3	校務員室 給食室前	18 4	16		5		連動パトライト難聴
36	千里たけみ小学校		複合盤		13/20		26	27	1			誘導灯信号装置
	計	13台	33台				394	503	69	27	2	

業務委託契約書

22000230

1 委託業務名	吹田市立各中学校消防用設備等保守点検業務														
2 場所	吹田市千里山西2丁目2番1号ほか														
3 履行期間	令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	9	1	4	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	1	7	4	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 3 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹 田 市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府吹田市垂水町 2 丁目 2 1 番 2 9 号
日本設備工業株式会社
代表取締役 松本 美明

印

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。なお、支払いの金額は次のとおりとする。

1回目支払い 957,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 87,000円）

2回目支払い 957,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 87,000円）

（権利の帰属）

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目

的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

吹田市立各中学校消防用設備等保守点検業務仕様書

- 1 委託期間は、下記のとおりとする。

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 2 対象施設及び設備機器は、別紙のとおりとする。ただし機器の員数の誤差や契約期間中に消防設備の変更があっても、委託料の増減は行わない。
- 3 定期点検は、前期後期の年2回とする。

前期：総合点検 (夏休み期間中)

後期：機器点検 (冬休み期間中)

その他、学校から発報等の連絡があれば、その都度対応すること。
- 4 点検日は、事前に本市と打合せを行い、学校運営に支障のないよう配慮すること。
- 5 点検の方法、及び結果報告は、法に準じて行うこと。
- 6 点検結果報告書を3部作成し、1部を消防署に提出し、1部は学校に、1部は学校管理課に提出すること。
- 7 点検結果報告書とは別に、不良箇所一覧表（写真、配置図添付）を作成し、提出のこと。
- 8 各施設の点検対象機器を記入した配置図（A2二つ折り製本）を作成し、提出のこと。
- 9 消防設備一覧表を作成し、提出のこと。
- 10 委託料の支払いは、年2回（前期点検終了後、業務完了時）とする。
- 11 佐井寺中学校の連結送水管は、耐圧性能点検等を行い消防署に報告すること。

中学校

	学校名	住所	電話	消防
1	第一中学校	吹田市千里山西2丁目2番1号	6384-0886	西署
2	第二中学校	吹田市岸部北1丁目21番1号	6388-2031	東署
3	第三中学校	吹田市中の島町3番51号	6381-1512	南署
4	第五中学校	吹田市幸町21番1号	6381-6038	南署
5	第六中学校	吹田市穂波町16番1号	6386-0812	西署
6	片山中学校	吹田市竹谷町35番1号	6387-1041	西署
7	佐井寺中学校	吹田市五月が丘南5番1号	6330-1524	東署
8	南千里中学校	吹田市桃山台4丁目2番1号	6834-3611	北署
9	豊津中学校	吹田市垂水町3丁目32番50号	6384-3275	西署
10	豊津西中学校	吹田市豊津町6番1号	6386-2666	西署
11	山田中学校	吹田市山田市場15番1号	6878-0823	東署
12	西山田中学校	吹田市山田西2丁目11番1号	6877-4633	東署
13	山田東中学校	吹田市山田東4丁目33番1号	6876-6002	東署
14	千里丘中学校	吹田市青葉丘南15番1号	6876-2402	東署
15	高野台中学校	吹田市高野台4丁目5番1号	6871-0569	北署
16	青山台中学校	吹田市青山台4丁目2番1号	6872-0309	北署
17	竹見台中学校	吹田市竹見台1丁目3番1号	6871-0661	北署
18	古江台中学校	吹田市古江台1丁目1番1号	6832-0012	北署

	消火設備		自動火災報知設備										
	消火器 台	屋内 消火栓 箇所	受信機盤							感知器			
			メーカー	型式	型式番号	製造年	回線数	設置場所	音響装置	スポット 個	分布 個	煙 個	
1	第一中学校	42	19	パナソニック	BVF3560HK	27~6	2020	30/40	校務員室	音声連動	138	10	9
2	第二中学校	51	33	ホーチキ	PRO-AAS50	7~24	1996	45/50	校務員室	音声連動	234	24	21
3	第三中学校	27	16	ホーチキ	HAQ-ABW50	9~118	2002	24/30	校務員室	音声連動	109	8	5
4	第五中学校	46	28	松下	BVF-1130HK	27~6	2019	29/30	校務員室	音声連動	134	10	8
5	第六中学校	45	18	ホーチキ	RPU-AAW30	19~20	2009	25/30	校務員室	音声連動	150	6	3
6	片山中学校	57	20	松下	BZF-1	12~1	2002	35/40	校務員室	音声連動	142	8	12
7	佐井寺中学校	43	19	ホーチキ	HAR-AAS4420	11~2	2018	29/40	校務員室	音声連動	151	8	8
8	南千里中学校	43	18	パナソニック	BVF1730H	19~9	2010	26/30	校務員室	音声連動	109	8	5
9	豊津中学校	49	20	ホーチキ	HAR-AAS5010RZ	11~2~1	2018	35/50	校務員室	音声連動	146	8	6
10	豊津西中学校	28	21	松下	BVF-3150K	12~1	2004	28/30	校務員室	音声連動	121	7	5
11	山田中学校	52	20	ホーチキ	RPU-AAW40	19~20	2011	30/40	校務員室	ベル	129	8	21
12	西山田中学校	55	23	松下	BVF-1530	12~1	2006	26/30	校務員室	音声連動	132	8	11
13	山田東中学校	59	21	ニッパ	1PV0-(J-)nY	25~16	2018	27/30	校務員室	音声連動	148	8	8
14	千里丘中学校	41	20	ホーチキ	RPU-AAW40	19~20	2012	31/40	校務員室	音声連動	153	8	17
15	高野台中学校	33	18	松下	BVF-3535HK	27~6	2019	19/25	校務員室	音声連動	133	6	17
16	青山台中学校	42	21	ホーチキ	HAU-AAW50	19~20	2021	30/30	校務員室	音声連動	142	7	8
17	竹見台中学校	32	18	松下	BVF-1530	12~1	2004	27/30	校務員室	音声連動	119	5	12
18	古江台中学校	47	22	ホーチキ	RPU-AAW40	19~20	2016	32/40	校務員室	ベル	136	8	9
	計	792	375	18台							2,526	155	185

消防用設備一覧 中学校 2/3

	非常警報設備								避難設備		
	非常放送設備							プール 警報盤	誘導 標識	誘導 灯	
	メーカー	型式	出力 W	製造年	回線数	設置場所	スピーカ 台				
1	第一中学校	TOA	FS991-3615	360	2013	12/15	校務員室	166		59	9
2	第二中学校	TOA	WFS10-4030	400	2020	5/30	校務員室	108	1	65	12
3	第三中学校	TOA	FS991-3615	360	2002	7/15	校務員室	45	1	61	6
4	第五中学校	TOA	FS1000	400	2019	8/20	校務員室	157		32	12
5	第六中学校	TOA	FS991-3615	360	2013	5/10	校務員室	38	1	44	5
6	片山中学校	TOA	FS1000	400	2017	14/30	校務員室	179	1	100	6
7	佐井寺中学校	TOA	FS991-3615	360	2012	10/15	校務員室	166	1	63	5
8	南千里中学校	TOA	FS991-3615	360	2011	13/15	校務員室	149	1	81	6
9	豊津中学校	TOA	FS991-3615	360	2012	14/15	校務員室	153	1	68	6
10	豊津西中学校	TOA	FS991-3610	360	2011	5/10	校務員室	52	1	60	6
11	山田中学校	松下	WK-730AR	240	1990	9/10	校務員室	33	1	51	4
12	西山田中学校	TOA	FS1000	400	2016	18/20	校務員室	176	1	72	5
13	山田東中学校	TOA	FS1000	400	2018	10/30	校務員室	164	1	73	5
14	千里丘中学校	TOA	FS991-3620	360	2012	17/20	校務員室	212	1	45	6
15	高野台中学校	TOA	FS1000	400	2019	18/40	校務員室	166	1	21	7
16	青山台中学校	TOA	FS10-4030	400	2021	18/30	校務員室	47	1		8
17	竹見台中学校	TOA	FS991-3610	360	2003	9/10	校務員室	55	1	67	5
18	古江台中学校	松下	WK-470	240	1978	11/15	校務員室	47	1	36	5
	計		18台					2,113	16	998	118

	防排煙設備										その他	
	連動制御盤								温度ヒューズ			
	メーカー	型式	製造年	回線数	設置場所	感知器 個	防火戸 箇所	シャッター 箇所	防火戸 箇所	シャッター 箇所		
1	第一中学校		複合盤		7/10	校務員室	19	20				
2	第二中学校									46		階段通路誘導灯7台
3	第三中学校		複合盤		12/20	校務員室	16	25				連動パトライト階段
4	第五中学校	松下	BVF-712H	2019	6/10	校務員室	7	14				
5	第六中学校											連動パトライト養護
6	片山中学校	松下	BZF-1	2002	16/20	校務員室	32	64				
7	佐井寺中学校		複合盤		17/20	校務員室	17	31				連結送水管
8	南千里中学校	ホーチキ	RCB-AW15	1980	12/15	校務員室	12	23				
9	豊津中学校		複合盤		6/10	校務員室	6	12				
10	豊津西中学校		複合盤		12/20	校務員室	16	16				
11	山田中学校									9		
12	西山田中学校	パナソニック	BVF7615H	2014	14/15	校務員室	14	27				
13	山田東中学校		複合盤		14/15	校務員室	14	28				
14	千里丘中学校	パナソニック	BVF7610H	2011	10/10	校務員室	10	29	1			
15	高野台中学校											
16	青山台中学校		複合盤		3/5	職員室	5		4			
17	竹見台中学校	パナソニック ホーチキ	BM-114	2007	10/10	職員室	10	12	4			
			RCB-EW05	1977	2/5	職員室	4	4			6	
18	古江台中学校									16		
	計		7台		14台							
							182	305	9	77		

業務委託契約書

22000206

1 委託業務名	吹田市立各幼稚園等消防用設備等保守点検業務														
2 場所	吹田市元町30番44号ほか														
3 履行期間	令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	4	4	6	2	7	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	4	0	5	7	0	
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 3 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹 田 市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府吹田市垂水町 2 丁目 2 1 番 2 9 号
日本設備工業株式会社
代表取締役 松本 美明

①

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。なお、支払いの金額は次のとおりとする。

1回目支払い 223,135円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 20,285円）

2回目支払い 223,135円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 20,285円）

（権利の帰属）

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目

的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

吹田市立各幼稚園等消防用設備等保守点検業務仕様書

1 委託期間は、下記のとおりとする。

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 対象施設及び設備機器は、別紙のとおりとする。ただし機器の員数の誤差や契約期間中に消防設備の変更があっても、委託料の増減は行わない。

3 定期点検は、前期後期の年2回とする。

前期：総合点検 (夏休み期間中)

後期：機器点検 (冬休み期間中)

その他、学校から発報等の連絡があれば、その都度対応すること。

4 点検日は、事前に本市と打合せを行い、幼稚園・こども園の運営に支障のないよう配慮すること。

5 点検の方法、及び結果報告は、法に準じて行うこと。

6 点検結果報告書を3部作成し、1部を消防署に提出し、1部は幼稚園・こども園に、1部は学校管理課に提出すること。

7 点検結果報告書とは別に、不良箇所一覧表（写真、配置図添付）を作成し、提出のこと。

8 各施設の点検対象機器を記入した配置図（A2二つ折り製本）を作成し、提出のこと。

9 消防設備一覧表を作成し、提出のこと。

10 委託料の支払いは、年2回（前期点検終了後、業務完了時）とする。

幼稚園

	学校名	住所	電話	消防
1	吹田第一幼稚園	吹田市元町30番44号	6381-0049	南署
2	吹田第三幼稚園	吹田市高城町18番39号	6381-5463	南署
3	吹田南幼稚園	吹田市南金田1丁目4番16号	6386-2677	西署
4	千里第二幼稚園	吹田市千里山松が丘25番1号	6380-7451	西署
5	千里新田こども園	吹田市春日4丁目10番1号	6386-9262	西署
6	東佐井寺幼稚園	吹田市五月が丘西4番1号	6387-1227	東署
7	岸部第一幼稚園	吹田市岸部中2丁目19番1号	6389-2623	東署
8	豊津第一幼稚園	吹田市江坂町1丁目15番42号	6384-8301	西署
9	江坂大池こども園	吹田市江坂町3丁目13番1号	6386-9226	西署
10	片山幼稚園	吹田市朝日が丘町16番1号	6387-8155	南署
11	山田第一幼稚園	吹田山田東2丁目33番3号	6877-5858	東署
12	山田第三幼稚園	吹田市山田西1丁目4番1号	6877-4571	東署
13	東山田幼稚園	吹田市青葉丘南15番10号	6876-8407	東署
14	南山田幼稚園	吹田市千里丘西9番1号	6876-2401	東署
15	佐竹台幼稚園	吹田市佐竹台5丁目12番1号	6871-2234	北署

消防用設備一覧 幼稚園・こども園 1/2

	消火設備		自動火災報知設備								
	消火器 台	屋内 消火栓 箇所	受信機盤							感知器	
			メーカー	型式	型式 番号	製造年	回線数	設置 場所	音響装置	スモット 個	煙 個
1 吹田第一幼稚園	7	2	松下	BV-12715	61~2	1994	3/5	職員室		26	2
2 吹田第三幼稚園	3			小学校 副盤			2/30	職員室		14	2
3 吹田南幼稚園	7		パナソニック	BVE1510H	2019~2	2019	4/10	職員室		22	9
4 千里第二幼稚園	5			小学校 副盤			2/60	職員室	音声連動	17	2
5 千里新田こども園	3			小学校 副盤			2/40	職員室	音声連動	20	2
6 東佐井寺幼稚園	3			小学校 副盤			2/50	職員室		14	2
7 岸部第一幼稚園	4	2		小学校 副盤			2/40	職員室		35	1
8 豊津第一幼稚園	4	2	松下	BVJ-1105	5~3	1993	4/5	職員室	音声連動	17	4
9 江坂大池こども園	4			小学校 副盤			3/30	職員室	音声連動	14	2
10 片山幼稚園	3			小学校 副盤			2/30	職員室	音声連動	13	2
11 山田第一幼稚園	7		ホーチキ	P-1	9~117	2012	2/5	職員室	音声連動	23	3
12 山田第三幼稚園	4			小学校 副盤			3/40	職員室	音声連動	19	4
13 東山田幼稚園	3			小学校 副盤			2/40	職員室	音声連動	17	3
14 南山田幼稚園	3		ホーチキ	RPM-ABW05	4~9	1993	4/5	職員室	音声連動	15	2
15 佐竹台幼稚園	9		パナソニック	BVJ25151K		2022	5/5	園務員室	ベル	43	3
計	69	6	6台							309	43

消防用設備一覧 幼稚園・こども園 2/2

	非常警報設備							避難設備	その他	
	非常放送設備									
	メーカー	型式	出力 W	製造年	回線数	設置場所	スピーカー 台	誘導灯 台		
1	吹田第一幼稚園	小学校に含む					2	6		
2	吹田第三幼稚園	小学校に含む					2	3		
3	吹田南幼稚園	TOA	FS-1000	60	2019	7/15	職員室	27	10	火災通報装置 すべり台
4	千里第二幼稚園		小学校に含む					14	4	
5	千里新田こども園		小学校に含む					3	4	
6	東佐井寺幼稚園		小学校に含む					13	4	
7	岸部第一幼稚園		小学校に含む					2	4	
8	豊津第一幼稚園	松下	WK-700A	60		5/5	職員室	20	4	
9	江坂大池こども園		小学校に含む					15	5	
10	片山幼稚園		小学校に含む					18	3	
11	山田第一幼稚園	ビクター	EMK-100			3/10	職員室	17	2	
12	山田第三幼稚園		小学校に含む					23	8	
13	東山田幼稚園		小学校に含む					2	4	
14	南山田幼稚園		小学校に含む					2	7	
15	佐竹台幼稚園	TOA	FS-991	60	2011	3/10	職員室	18		漏電火災警報器
	計	4台	15台					178	68	

業務委託契約書

22002979

1 委託業務名	吹田市立保育所等消防用設備機器保守点検業務														
2 場所	吹田市立各保育所等														
3 履行期間	令和 4年 6月 6日 から 令和 5年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	6	4	6	8	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	5	8	8	0	0	
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項															

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 6月 6日

発注者 吹 田 市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府守口市大日東町12番5号
第一防災 株式会社
代表取締役 辻村 典彦

印

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、

発注者の承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められる

とき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。
- 4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。
- (違約金等の控除)
- 第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。
- (秘密の保持)
- 第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。
- (従業員研修)
- 第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。
- (補 則)
- 第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

吹田市立保育所等消防用設備機器保守点検業務仕様書

1 業務名

吹田市立保育所等消防用設備機器保守点検業務

2 業務の場所

別紙「点検施設等一覧表」のとおり

3 業務の内容

消防用設備等の保守点検等

ただし、消火器の耐圧性能点検は対象外とする。

4 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

5 点検回数

点検は9月（機器点検）及び3月（総合点検）の年2回とする。

ただし、別途施設等の許可を得た場合はこの限りではない。

6 点検方法等

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）等の規定に基づき、消防用設備等の保守点検を行い、点検結果を消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6第1項に規定する様式により提出すること。
- (2) 点検結果報告書は、9月の機能点検については各2部、3月の総合点検については各3部提出すること。
- (3) 3月の点検実施後に各施設の配置図を作成し、感知器・受信機・発信機等の位置を記入した図面を本市に1部提出すること。
- (4) 点検後、不良箇所がある場合は、不良内容及び復旧施行方法、現行設備メーカー型番、取替設備参考メーカー型番、概略図面・写真を別添とした見積書を本市に提出すること。
- (5) 点検結果報告書に係る各種点検票の「届出者」・「防火管理者」・「立会者」欄については、受託者の責任において、各園長の記名・押印されたものを提出すること。
- (6) 点検後、消防用設備の一覧表を提出すること。

7 留意事項

- (1) 業務実施に当たっては、関係者と協議し、事故等が生じないよう十分な安全対策を講ずること。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (3) 業務の実施にあたっては、既存設備または他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに施設管理担当者に報告し、その指示に従い修復

- すること。
- (4) 業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
 - (5) 本書に定めのない事項については施設管理担当者と協議し、その指示に従うとともに議事録を作成して提出すること。
 - (6) 本業務で知り得た事項及び関連資料を当該業務に関するもの以外に漏洩してはならない。
 - (7) 著作権、特許権その他の第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関してはその費用負担及び使用交渉の一切を受注者が行う。
 - (8) 点検の実施に関しては、施設管理担当者が立ち会うことがある。また、受注者側から施設管理担当者に立ち会いを求める場合は、あらかじめ申し出ること。
 - (9) 調査に当たっては、施設管理担当者と協議の上行うこと。
 - (10) 点検結果については、施設管理担当者等に十分な説明を行うこと。
 - (11) 軽微な補修については、日常使用に支障のないよう受託者において補修し、その費用については受託者の負担とする。
 - (12) その他疑義が生じた場合には、速やかに施設管理担当者等と協議すること。

8 仕様書等についての質問先

吹田市児童部保育幼稚園室 総務グループ 施設管理・園務改善担当 (06-6834-1541)

別紙 点検施設等一覧表

	所属	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
保 育 園	山田保育園	565-0822	山田市場19-9	6878-0223	6878-0223
	いずみ保育園	564-0041	泉町2丁目11-43	6388-6088	6388-6088
	南千里保育園	565-0854	桃山台1丁目4-1	6871-0767	6871-0767
	ことぶき保育園	564-0002	岸部中2丁目2-1	6388-4411	6388-4411
	岸部保育園	564-0001	岸部北2丁目2-2	6389-2838	6389-2838
	千里山保育園	565-0842	千里山東2丁目19-22	6389-2200	6389-2200
	東保育園	564-0012	南正雀4丁目1-1	6382-7010	6382-7010
	垂水保育園	564-0062	垂水町1丁目6-9	6386-2974	6386-2974
	吹一保育園	564-0032	内本町1丁目23-28	6382-7782	6382-7782
	吹六保育園	564-0038	南清和園町40-31	6319-0237	6319-0237
	片山保育園	564-0072	出口町32-1	6380-9558	6380-9558
	千三保育園	565-0851	千里山西1丁目12-1	6386-9178	6386-9178
	山三保育園	565-0824	山田西1丁目27-15	6876-4602	6876-4602
	はぎのきこども園	565-0874	古江台2丁目11-4	6872-1012	6319-8600
	いずみ小規模園	564-0041	泉町2丁目11-43	7670-6388	7670-6388

※吹田市立いずみ保育園及び吹田市立いずみ小規模園は、同一施設となります。

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件

(平成16年5月31日)

(消防庁告示第9号)

改正	平成18年7月3日	消防庁告示第32号
	同 21年2月26日	同 第2号
	同 21年9月15日	同 第18号
	同 22年2月5日	同 第4号
	同 26年4月14日	同 第14号
	同 30年3月29日	同 第6号
	同 31年4月18日	同 第6号
	令和2年12月25日	同 第19号

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第31条の6第1項及び第4項の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を次のとおり定める。

第1 用語の定義

この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 点検 消防用設備等にあつては消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第17条第1項の技術上の基準に、特殊消防用設備等にあつては同条第3項の設備等設置維持計画に適合しているかどうかを確認することをいう。
- 2 消防用設備等の種類等 消防用設備等(非常電源、配線及び総合操作盤の部分を除く。)の種類及び非常電源の種別並びに配線及び総合操作盤の別をいう。
- 3 消防用設備等の機器 消防用設備等のヘッド、感知器、加圧送水装置、配管等の機器をいう。

第2 点検の内容及び点検の方法

点検の内容及び点検の方法は、次のとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画によるものとする。

- 1 機器点検 次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。
 - (1) 消防用設備等に附置される非常電源(自家発電設備に限る。)又は動力消防ポンプの正常な作動
 - (2) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
 - (3) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項
- 2 総合点検 消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、

別に告示で定める基準に従い確認すること。

第3 点検の期間

点検の期間は、次の表の上欄（左欄）に掲げる消防用設備等の種類等並びに同表中欄に掲げる点検の内容及び方法に応じ、同表下欄（右欄）に掲げるとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に定める期間によるものとする。

消防用設備等の種類等	点検の内容及び方法	点検の期間
消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、連結散水設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	機器点検	6月
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結送水管、非常電源(配線の部分を除く)、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備並びに特定駐車場用泡消火設備	機器点検	6月
	総合点検	1年
配線	総合点検	1年

第4 点検の結果についての報告書の様式

点検の結果の報告は、別記様式第1の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告に、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類等に応じ、別に告示又は設備等設置維持計画で定める点検票を添付して行うものとする。ただし、消防用設備等のうち、消防長又は消防署長が適当と認める場合にあつては、別記様式第2の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果総括表及び別記様式第3の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検者一覧表を添付することをもって足りるものとする。

別記様式第 1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 年 月 日 消防長（消防署長）（市町村長） 殿 届出者 住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____		
下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。 記		
防 火 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	用 途	
	規 模	地上 階 地下 階 延べ面積 m ²
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等		
※受 付 欄	※経 過 欄	※備 考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を別記様式第3に記入し、添付すること。
- 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
- 4 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式第2

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表

(その1)

名 称			防 火 管 理 者	
所 在 地			点検実施 責 任 者	
点検種別	機器点検・総合点検・(設 備等設置維持計画による 点検)	点検年月日	年 月 日～ 年 月 日	
設 備 名	点 検 結 果		措 置 内 容	立 会 者
	判 定	不良内容		
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 判定欄は、正常の場合は「良」に、不良の場合は「不良」に○印を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 3 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第2

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表

(その2)

設 備 名	点 検 結 果		措 置 内 容	立 会 者
	判 定	不良内容		
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 判定欄は、正常の場合は「良」に、不良の場合は「不良」に○印を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 3 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第3

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覧表

点 検 者					設 備 名
住 所				氏 名	
社 名				電話番号	
資格		消防設備士			
種類等		交付年月日	交付番号	交付知事	講習受講年月
甲 種	特 類	年 月 日			年 月
甲・乙種	1 類	年 月 日			年 月
甲・乙種	2 類	年 月 日			年 月
甲・乙種	3 類	年 月 日			年 月
甲・乙種	4 類	年 月 日			年 月
甲・乙種	5 類	年 月 日			年 月
乙 種	6 類	年 月 日			年 月
乙 種	7 類	年 月 日			年 月
備 考					
資格		消防設備点検資格者			
種類等		交付年月日	交付番号	有効期限	
特	種	年 月 日		年 月 日	
第 1	種	年 月 日		年 月 日	
第 2	種	年 月 日		年 月 日	

点 検 者					設 備 名
住 所				氏 名	
社 名				電話番号	
資格		消防設備士			
種類等		交付年月日	交付番号	交付知事	講習受講年月
甲 種	特 類	年 月 日			年 月
甲・乙種	1 類	年 月 日			年 月
甲・乙種	2 類	年 月 日			年 月
甲・乙種	3 類	年 月 日			年 月
甲・乙種	4 類	年 月 日			年 月
甲・乙種	5 類	年 月 日			年 月
乙 種	6 類	年 月 日			年 月
乙 種	7 類	年 月 日			年 月
備 考					
資格		消防設備点検資格者			
種類等		交付年月日	交付番号	有効期限	
特	種	年 月 日		年 月 日	
第 1	種	年 月 日		年 月 日	
第 2	種	年 月 日		年 月 日	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 住所、社名及び電話番号の欄は、点検者が会社（会社以外の法人に所属する場合は当該法人）に所属する場合には、当該所属する会社の住所、社名及び電話番号を記入すること。
- 3 資格の欄は、消防設備士又は消防設備点検資格者の種類等、交付年月日、交付番号、交付機関、最新の講習受講年月、有効期限を記載すること。
- 4 誘導灯及び誘導標識の点検を実施した者は、備考欄に電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する電気工事士免状又は電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状若しくは第三種電気主任技術者免状のいずれかの免状の種類、交付番号及び交付年月日を記載すること。（第二種消防設備点検資格者の免状の交付を受けている者を除く。）

附 則

- 1 この告示は、平成16年6月1日から施行する。
- 2 消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書を定める件(昭和50年消防庁告示第3号)は、廃止する。
- 3 この告示の施行の際現に存する消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件別記様式第1、第2及び第3は、この告示の別記様式第1、第2及び第3にかかわらず、平成17年5月31日までの間は、これを使用することができる。

附 則 (平成18年7月3日消防庁告示第32号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月26日消防庁告示第2号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年9月15日消防庁告示第18号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年2月5日消防庁告示第4号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年4月14日消防庁告示第14号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日消防庁告示第6号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年4月18日消防庁告示第6号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、平成31年7月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の消防法施行規則第31条の6第1項及び第3項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式別記様式第1から第3までに規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成31年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和2年12月25日消防庁告示第19号)

この告示は、公布の日から施行する。

000200
00000000

業務委託契約書

22001273

1 委託業務名	吹田市立吹田南小学校エレベーター保守点検業務														
2 場所	吹田市南吹田5丁目12番1号														
3 履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	9	3	7	2	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	8	5	2	0	0	
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第3条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

発注者 吹田市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪市北区芝田一丁目4番8号
三菱電機ビルテクノサービス株式会社関西支社
北支店長 前田 龍一

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。なお、支払いの金額は次のとおりとする。

1回目支払い 468,600円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 42,600円）

2回目支払い 468,600円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 42,600円）

（権利の帰属）

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目

的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

000206

業務委託契約書

22000474

1 委託業務名	吹田市立佐井寺小学校エレベーター保守点検業務														
2 場所	吹田市佐井寺3丁目3番1号														
3 履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	0	1	6	4	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	9	2	4	0	0		
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第3条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

発注者 吹田市
代表者 吹田市長 後藤 圭

受注者
大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番地43
東芝エレベータ株式会社関西支社
常務支社長 池田裕紀

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。なお、支払いの金額は次のとおりとする。

1回目支払い 508,200円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 46,200円）

2回目支払い 508,200円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 46,200円）

（権利の帰属）

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目

的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

000200
E140873

業務委託契約書

22000470

委託業務名	吹田市立片山小学校エレベーター保守点検業務																			
場所	吹田市朝日が丘町16番1号																			
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで																			
業務委託料				千	百	十	億				千	百	十	万	千	百	十	円		
														¥	9	9	0	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額														¥	9	0	0	0	0	0
契約の保証	免除																			
適用除外条項	第3条																			

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、
 別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、
 信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自
 1通を保有する。

令和4年4月1日

発注者 吹田市
 代表者 吹田市長 後藤 圭其

受注者 株式会社日立ビルシステム関西支社
 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目2番1号
 支社長 長谷川健一

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。なお、支払いの金額は次のとおりとする。

1 回目支払い 495,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 45,000円）

2 回目支払い 495,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 45,000円）

（権利の帰属）

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目

的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

000200

業務委託契約書

22000783

1 委託業務名	吹田市立江坂大池小学校エレベーター保守点検業務														
2 場所	吹田市江坂町3丁目13番1号														
3 履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	0	1	6	4	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	9	2	4	0	0		
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第3条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

発注者

吹田市

代表者 吹田市長 後藤 圭^肆

受注者

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番地43
東芝エレベータ株式会社関西支社
常務支社長 池田裕紀

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。なお、支払いの金額は次のとおりとする。

1回目支払い 508,200円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 46,200円）

2回目支払い 508,200円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 46,200円）

（権利の帰属）

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目

的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

000400

000000

業務委託契約書

22000471

1 委託業務名	吹田市立山田第一小学校エレベーター保守点検業務															
2 場所	吹田市山田東2丁目33番2号															
3 履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで															
4 業務委託料				千	百	十	億		千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	1	1	8	0	4	0	
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額								¥	1	0	1	6	4	0		
5 契約の保証	免除															
6 適用除外条項	第3条															

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

発注者 吹田市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者

大阪府茨木市庄1丁目28番10号
フジテック株式会社 近畿統括本部
執行役員 杉山 健一
近畿統括本部長

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。なお、支払いの金額は次のとおりとする。

1 回目支払い 559,020円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 50,820円）

2 回目支払い 559,020円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 50,820円）

（権利の帰属）

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目

的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

000400

000000

業務委託契約書

22001463

1 委託業務名	吹田市立千里丘北小学校エレベーター保守点検業務														
2 場所	吹田市千里丘北1番30号														
3 履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	9	1	4	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	1	7	4	0	0	0	
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第3条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

発注者 吹田市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪市北区芝田一丁目4番0号
三菱電機ビルテクノサービス株式会社関西支社
北支店長 前田 龍一

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。なお、支払いの金額は次のとおりとする。

1回目支払い 957,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 87,000円）

2回目支払い 957,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 87,000円）

（権利の帰属）

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目

的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。



業務委託契約書

22000469

1 委託業務名	吹田市立高野台小学校エレベーター保守点検業務														
2 場所	吹田市高野台2丁目16番1号														
3 履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	0	1	6	4	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	9	2	4	0	0		
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第3条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

発注者 吹田市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者
大阪市西区土佐堀2丁目4番9号
日本エレベーター製造株式会社
大阪営業所
所長 蔵 瀬 友 章



(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。なお、支払いの金額は次のとおりとする。

1回目支払い 508,200円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 46,200円）

2回目支払い 508,200円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 46,200円）

（権利の帰属）

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目

的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

000200

業務委託契約書

22001427

1 委託業務名	吹田市立佐竹台小学校エレベーター保守点検業務														
2 場所	吹田市佐竹台4丁目12番1号														
3 履行期・間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	9	3	7	2	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	8	5	2	0	0	
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第3条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

発注者 吹田市
代表者 吹田市長 後藤 圭平

受注者 大阪市北区芝田一丁目4番8号
三菱電機ビルテクノサービス株式会社関西支社
北支店長 前田 龍一

(総則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。なお、支払いの金額は次のとおりとする。

1 回目支払い 468,600円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 42,600円）

2 回目支払い 468,600円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 42,600円）

（権利の帰属）

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目

的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

業務委託契約書

22002475

1 委託業務名	吹田市立千里第二小学校エレベーター保守点検業務																
2 場所	吹田市千里山松が丘25番1号																
3 履行期間	令和4年5月1日 から 令和5年3月31日 まで																
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
											¥	9	3	1	7	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額											¥	8	4	7	0	0	
5 契約の保証	免除																
6 適用除外条項	第3条																

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 5月 1日

発注者 吹 田 市
代表者 吹田市長 後藤 圭

受注者 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番地43
東芝エレベータ株式会社関西支社
支社長 松 下 徳 文

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。なお、1回目支払い令和4年5月から令和4年9月までの分と、2回目支払い令和4年10月から令和5年3月までの分の支払いの金額は次のとおりとする。

1回目支払い 423,500円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 38,500円）

2回目支払い 508,200円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 46,200円）

（権利の帰属）

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合にお

いて、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

000200
JMD273

業務委託契約書

22000479

委託業務名	吹田市立桃山台小学校エレベーター保守点検業務														
場所	吹田市桃山台1丁目5番1号														
履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで														
業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	9	3	0	6	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	8	4	6	0	0	
契約の保証	免除														
適用除外条項	第3条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、川添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

発注者 吹田市
代表者 吹田市長 後藤 圭

受注者 株式会社日立ビルシステム関西支社
大阪府大阪市北区堂島浜一丁目2番1号
支社長 長谷川健一

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。なお、支払いの金額は次のとおりとする。

1回目支払い 465,300円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 42,300円）

2回目支払い 465,300円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 42,300円）

（権利の帰属）

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目

的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

0002

業務委託契約書

22000481

1 委託業務名	吹田市立片山中学校エレベーター保守点検業務														
2 場所	吹田市竹谷町35番1号														
3 履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	0	1	6	4	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	9	2	4	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第3条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

発注者

吹田市

代表者 吹田市長 後藤 圭

受注者

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番地43
 東芝エレベータ株式会社関西支社
 常務支社長 池田裕紀

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。なお、支払いの金額は次のとおりとする。

1回目支払い 508,200円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 46,200円）

2回目支払い 508,200円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 46,200円）

（権利の帰属）

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目

的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

業務委託契約書

22000482

1 委託業務名	吹田市立山田東中学校エレベーター保守点検業務														
2 場所	吹田市山田東4丁目33番1号														
3 履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	0	6	9	2	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	9	7	2	0	0		
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第3条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

発注者 吹田市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府大阪市淀川区宮原4丁目3番29号
三精テクノロジーズ株式会社
代表取締役 良知 昇

①

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。なお、支払いの金額は次のとおりとする。

1 回目支払い 534,600円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 48,600円）

2 回目支払い 534,600円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 48,600円）

（権利の帰属）

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目

的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

000260

業務委託契約書

22003741

1 委託業務名	吹田市立千里丘中学校エレベーター保守点検業務														
2 場所	吹田市青葉丘南15番1号														
3 履行期間	令和4年7月1日 から 令和5年3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	7	6	2	3	0	0	
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	6	9	3	0	0		
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第3条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 7月 1日

発注者 吹 田 市

代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番地43
東芝エレベータ株式会社関西支社
支社長 松下 徳文

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。なお、1回目支払い令和4年7月から令和4年9月までの分と、2回目支払い令和4年10月から令和5年3月までの分の支払いの金額は次のとおりとする。

1回目支払い 254,100円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 23,100円）

2回目支払い 508,200円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 46,200円）

（権利の帰属）

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合にお

いて、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

業務委託契約書

1 委託業務名	吹田市立はぎのきこども園エレベーター遠隔監視メンテナンス業務
2 履行場所	吹田市立はぎのきこども園 吹田市古江台2丁目11-4
3 履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
4 業務委託料	904,200円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額82,200円)
5 契約保証金	免除

上記の業務について、委託者 吹田市 を発注者とし、受託者 東芝エレベータ株式会社関西支社 を受注者とし、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第1条 受注者は、東芝エレベーター遠隔監視メンテナンス (FM) 仕様書 (以下「仕様書」という。) に基づき、頭書の業務委託料 (以下「業務委託料」という。) をもって、頭書の履行期間 (以下「履行期間」という。) 内に、頭書の委託業務 (以下「委託業務」という。) を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様がある時は、発注者受注者協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行にあたり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 この契約にかかる契約保証金は免除する。

(権利義務の譲渡等)

第4条 本契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知して発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者が委託業務の一部を入札参加除外（吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）第3条に規定する入札参加除外をいう。）の措置を受けている者に委任し、又は請負させたとき、及び第2項の受任者又は請負人が第15条の3の各号に該当するときは、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

4 前項の規定により受注者が契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（委託業務の調査等）

第7条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第9条 受注者は、その責に帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者受注者協議して定める。

（業務の処理に関して生じた損害の負担）

第10条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰する理由により生じたときはこの限りでない。

（履行遅滞の場合における延滞金）

第11条 受注者の責に帰する理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則に定める割合で計算して得た額とする。

（作業報告書）

第12条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して作業報告書を提出しなければならない。

（業務委託料の支払）

第13条 受注者は、履行期間の半期分の委託業務を実施したときは、発注者の指示する手続に従って業務委託料の2分の1を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求を受理したときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第14条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第15条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第16条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)を行い、これが確定したとき。

- (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第15条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴

力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第15条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第15条から前条までの規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第17条 受注者が、この契約に関して、第15条の2各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第15条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第15条、第15条の2又は第15条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は当該保証金をもって違約金に充当することができる。

（違約金等の控除）

第19条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第20条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第21条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行なうものとする。

（補則）

第22条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めない事項については、発注者受注者協議して定める。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年 4月1日

発注者 吹田市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所在地 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号
商号又は名称 東芝エレベータ株式会社 関西支社
代表者 常務支社長 池田 裕紀

東芝エレベーター遠隔監視メンテナンス(FM)仕様書

東芝エレベーター株式会社

昇降機が安全な運行状態を維持するよう努めます。

1. 遠隔監視・点検

エレベーターに遠隔監視・点検装置を設置し、電話回線を介し本仕様書7(1)で定めるサービス情報センターが定期的に以下(2)の項目を点検し、常時(1)の項目を監視します。

(1)、(2)の項目について異常、状態変化が生じた時は、状況を確認し、必要に応じて現場で作業を行います。(2)の点検結果及び(1)、(2)の状態変化に対する作業の結果については、毎月「東芝遠隔監視メンテナンス報告書」にてお知らせします。

(1) 遠隔監視項目

エレベーターの異常状態の発生・復帰を常時監視します。

(広域災害等で電話回線が輻輳した場合、正常な受信が行えない場合があります。)

異常監視

- | | |
|-------|-----------|
| ①閉じ込め | ④制御装置異常 |
| ②起動不能 | ⑤遠隔監視装置異常 |
| ③電源異常 | |

管制運転監視

(ただし、いずれもエレベーターに付加されている場合に適用します。)

- | | |
|----------|------------|
| ①地震時管制運転 | ③火災時管制運転 |
| ②自家発管制運転 | ④停電時自動着床運転 |

(2) 遠隔点検項目

エレベーターの運行状態を定期的に確認します。

(ただし、①⑭⑮は設置機種により該当しない場合があります。)

- | | |
|--------------|--------------------|
| ①制御盤付近の温度 | ⑪かご戸スイッチ動作状態 |
| ②電動機動作状態 | ⑫のりば戸スイッチ動作状態 |
| ③ブレーキ動作状態 | ⑬インターホン(トスコール)動作状態 |
| ④制御機器動作状態 | ⑭かご内照明点灯状態 |
| ⑤かご走行状態 | ⑮かご内停電灯動作状態 |
| ⑥着床状態 | ⑯荷重検出装置動作状態 |
| ⑦呼びボタン動作状態 | ⑰昇降路リミットスイッチ動作状態 |
| ⑧戸開閉状態 | ⑱安全スイッチ動作状態 |
| ⑨戸開閉速度状態 | ⑲ピット環境 |
| ⑩戸閉め安全装置動作状態 | |

(3) 遠隔故障データ収集

故障発生時に遠隔にて故障分析のためのデータを収集します。

(4) 遠隔監視装置の点検

技術員を派遣し、監視装置の点検を行います。

2. 定期点検

定期的に技術員を派遣して昇降機を点検し、必要に応じ清掃、給油、調整を行います。

(ただし、設置機種により該当しない点検部位があります。)

- ①運転状態 ・戸開閉状態・走行状態・オペレーション
- ②機械室 ・環境・制御盤・巻上機電動機・ブレーキ・調速機・階床選択機・発電機
・電動機・ポンプ・油圧ユニット・圧力配管
- ③かご ・かご室・かご戸・かご上・かご下
- ④昇降路 ・昇降路用品・つり合いおもり・ピット・制御盤・巻上機・ブレーキ・調速機
・油圧ジャッキ・電動機・ポンプ・油圧ユニット・圧力配管
- ⑤出入口 ・乗り場・乗り場戸

3. 定期整備

(1) 稼動頻度などを考慮した保守計画及び定期点検の結果により弊社が必要と判断した場合は、技術員を派遣し修理または部品の取替を行います。なお、その修理または部品の取替の範囲は対象昇降機を通常使用する場合に当然生じる磨耗および損傷に限るものとします。

(2) 定期整備の内容は、添付「主要整備工事範囲」の通りとします。

4. 年次検査

年1回検査員を派遣し、昇降機の細部を調査し予防保全に活用します。

5. 法定定期検査

建築基準法第12条に基づく定期検査は弊社資格者がお客様を代行して実施します。

6. 作業時間

上記1～5の作業は、原則として弊社の営業時間(通常勤務日の通常営業時間)内に行います。ただし、サービス情報センターが出勤指示した場合は営業時間外であっても作業を実施します。

7. サービス体制

(1) サービス情報センター

サービス情報センターは24時間体制とし、エレベーターの異常、状態変化を受信した際には、状況を判断し技術員に出動指示します。

(2) 技術員

技術員は出勤に備え24時間体制をとります。

(3) 異常受信時の対応

エレベーターの異常を受信した場合は、技術員を派遣し適切な処置を行います。

(4) エレベーター閉じ込め故障時の直接通話機能

エレベーター閉じ込め故障時には、エレベーターかご内とサービス情報センターとの間で直接通話することができます。

8. 部品供給体制

昇降機が安全な運行状態を維持できるよう、また故障等の緊急時でも最短の停止時間で復旧するため必要な基幹部品等を竣工検査年から20年間供給します。ただし、天災地変、その他不

可抗力および調達先事情等の不測の事態により納入が遅延する場合があります。

9. 契約業務履行体制の確認

下記項目について要求があった場合、該当する文書或いは資料を提示します。

- ①故障発生時、地震発生時等の緊急対応体制表
- ②緊急時の故障連絡施設の所在地
- ③緊急時の部品供給を行う施設の所在地
- ④業務を行う技術員の教育を行う施設の所在地・内容等
- ⑤廃棄物処理業者の名称、許可業種、許可番号

10. 技術資料と技術員

(1) 技術資料

契約業務を確実に履行するため、使用する当該機種保守技術資料を保有します。

(2) 技術員の教育

技術員は、適切な保守・サービスを提供するために必要な教育プログラムでの教育を行います。

(3) 技術員の条件

技術員は、適切な保守・サービスを提供するために必要な専門知識を有する者の中から選任するものとします。

11. 専用工具（装置）

利用者の利便性を確保するため、昇降機の停止時間縮減や、短時間で適格な業務を履行する必要があるから、点検、調整、整備や故障解析等を行う技術員の補助となる専用工具・工法等を積極的に開発、採用するものとします。

12. 専用電話回線と遠隔監視装置

- (1) 遠隔監視装置・電話加入権は当社の所有とし、当社にて設置します。
- (2) 遠隔監視に必要な電話料金は当社にて負担します。

13. その他

昇降機を安全に正しくお使いいただくために「取扱説明書」をご提出させていただきます。使用注意等十分にご理解いただき、日常の適切な維持管理・運行管理にご協力いただくようお願い申し上げます。

また、安全マーク表示制度にご理解いただき、「戸開走行保護装置」及び「P波感知型地震時管制運転装置」設置済みエレベーター内への安全マークの貼り付けにご協力下さいますよう、お願い申し上げます。

東芝エレベーター点検内容

※該当機種は●です。

部 位・装 置	点 検 内 容	機 種 分 類								
		直流式 ギアレス	直流式 ギヤード	インバーター 制御式 ギアレス	交流2段 (1段) 速度式	交流帰還 制御式 ギヤード	インバーター 制御式 ギヤード	インバーター 制御式 MRレス	油圧式	巻胴式
運 転 状 態	戸開閉状態	ドア開閉状態 戸閉め安全装置の動作状態						●		
	走行状態	かごの走行状態 かごの着床状態						●		
	オペレーション	呼び応答状態						●		
機 械 室	環境	照明及び換気装置・その他設備状態								
	制御盤	制御盤状態 基板・継電器などの動作状態								
	巻上機電動機	巻上機及び電動機の動作状態 各シープの状態								
	ブレーキ	ブレーキの動作状態 手動開放装置の動作状態								
	調速機	調速機の動作状態								
	階床選択機	階床選択機の動作状態								
	発電機 <small>※一部除外あり</small>	発電機の動作状態 起動盤の状態								
	電動機・ポンプ	電動機及びポンプの動作状態								
	油圧ユニット	制御バルブの状態 手動弁の動作状態 油タンクの状態 作動油の状態								
	圧力配管	圧力配管の状態 圧力配管接続部の状態								
か ご	かご室	かご室内意匠の状態 外部連絡装置の機能 停電灯の動作状態 かご室内操作盤の状態 かご室照明の状態 かご室ファンの動作状態						●		
	かご戸	かご戸の状態 かご戸シルの状態 かご戸スイッチの動作状態 ドア開閉装置の動作状態 ドア制御装置の状態						●		
	かご機器	かご上の状態 ガイドシュー（ローラ）の動作状態 着床スイッチの動作状態 かご非常止め装置の状態 荷重検出装置の動作状態 各シープの状態						●		
昇 降 路	昇降路用品	昇降路状態 リミットスイッチの動作状態 メインロープ状態 調速機ロープ状態 各シープの状態 ガイドレールの状態 テールコードの状態 コンベン装置（チェーン・ロープ）の状態						●		
	つり合いおもり	つり合いおもりの状態 つり合いおもりガイドシュー（ローラ）の状態						●		
	ピット	ピット状態 緩衝機の状態 調速機テンショナーの状態						●		
	制御盤	制御盤状態 基板・継電器などの動作状態						●		
	巻上機	巻上機の動作状態 各シープの状態						●		
	ブレーキ	ブレーキの動作状態 ブレーキ手動開放装置の動作状態						●		
	調速機	調速機の動作状態						●		
	油圧ジャッキ	シリンダー及びプランジャーの状態 各シープの状態								
	電動機・ポンプ	電動機及びポンプの動作状態								
	油圧ユニット	制御バルブの状態 手動弁の動作状態 タンクの状態 作動油の状態								
圧力配管	圧力配管の状態 圧力配管接続部の状態									
出 入 り 口	乗り場	乗り場操作盤動作状態						●		
	乗り場戸	乗り場戸の状態 乗り場戸シルの状態 乗り場戸係合装置の状態 インターロック装置の状態 乗り場戸スイッチの動作状態						●		

注) かご内、乗り場戸及び三方枠等の意匠関係の清掃は、本契約には含まれません。

主要整備工事範囲

工 事 項 目	機 種 分 類								
	直流式	直流式 ギヤード	インバータ 制御式 ギアレス	交流2段 (1段) 速度式	交流帰還 制御式 ギヤード	インバータ 制御式 ギヤード	インバータ 制御式 MRレス	油圧式	巻胴式
◆エレベーター本体									
昇降路内清掃							●		
乗心地調整							●		
◆モーター									
軸受取替							●		
冷却ブロワー取替									
◆巻上機									
軸受取替							●		
ギヤオイル取替									
メインシーブ取替							●		
防振ゴム							●		
◆ブレーキ									
シューライニング取替							●		
プレキスプリング取替							●		
分解清掃							●		
◆油圧パワーユニット									
ポンプメカニカルシール取替									
ポンプ軸取替									
ポンプOリング取替									
駆動ベルト取替									
バルブ取替									
高圧ゴムホース									
ビクトリック継手ゴムリング取替									
サイレンサーゴムパッキン取替									
ラインフィルターエレメント取替									
◆調速機									
本体取替							●		
軸受取替							●		
◆階床選択器									
可動接触子取替									
アドバンサーモーター取替									
電磁クラッチ取替									
キャッチマグネット取替									
カムスイッチ取替									
逆転検知スイッチ取替									
移動ケーブル取替									
セレクターテープ取替									
◆制御盤									
リレー本体取替							●		
電磁接触器本体取替							●		
半導体・プリント基板取替							●		
コンデンサー取替							●		
◆かご関係									
着床スイッチ取替							●		
ガイドシュー(ローラー)取替							●		
セフティー用スラックケーブル取替									
非常用バッテリー取替							●		
◆昇降路									
吊り合いおもりガイドシュー(ローラー)取替							●		
メインロープ取替							●		
ガバナロープ取替							●		
テールコード取替							●		
リミットスイッチ取替							●		

工 事 項 目	機 種 分 類								
	直流式 ギアレス	直流式 ギヤード	インバーター 制御式 ギアレス	交流2段 (1段) 速度式	交流帰還 制御式 ギヤード	インバーター 制御式 ギヤード	インバーター 制御式 MRレス	油圧式	巻胴式
◆油圧ジャッキ関係									
Uパッキン取替									
ステップシール取替									
Oリング取替									
◆ドア関係									
ドアシュー取替							●		
ハンガーローラー取替							●		
エキセンローラー取替							●		
連動ロープ取替							●		
インターロックスイッチ取替							●		
ドアカムスイッチ取替							●		
ドア駆動ベルト取替							●		
ドアセフティーシューコード取替							●		
ドア係合ローラー取替							●		
◆その他設備									
遮煙のりばドアの気密材取替									

備考：契約範囲内の付加装置に関する部品交換を含みます。

除外項目

<p>(1) 機械室内建物付属設備</p> <p>(2) 昇降路周壁</p> <p>(3) 下記に対する塗装、メッキ直し、修理、取替</p> <p>イ. 昇降かご(ゴムタイル含む)</p> <p>ロ. 各階乗場戸</p> <p>ハ. 三方枠</p> <p>ニ. 敷居</p> <p>ホ. 押釦フェースプレート</p> <p>ヘ. インジケーターフェースプレート</p> <p>ト. 操作盤フェースプレート</p>
--

業務等委託契約書

1 委託業務名	認定こども園吹田南幼稚園エレベーター保守点検業務
2 場所	吹田市南金田1丁目4番16号 認定こども園吹田南幼稚園
3 履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
4 業務委託料	総額 712,800円 (うち消費税及び地方消費税の額 64,800円) 月額 59,400円 (うち消費税及び地方消費税の額 5,400円)
5 契約の保証	<input type="checkbox"/> 第3条第1項第 号 (契約保証金等の額は、業務委託料の100分の に相当する額以上とする。) <input checked="" type="checkbox"/> 免除 (第3条は適用除外)
6 適用除外条項	第 7 条

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4 年 4 月 1 日

発注者 吹 田 市
代 表 者 吹田市長 後藤 圭二

印

受注者 所 在 地 茨木市庄1丁目28番10号
商号又は名称 フジテック株式会社 近畿統括本部
代 表 者 近畿統括本部長 杉山 健一 印

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約の金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(完了の検査)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内にその成果について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又

は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

認定こども園吹田南幼稚園
エレベーター保守点検業務仕様書

1 総 則

本仕様書は、吹田市（以下「発注者」という。）が委託する認定こども園吹田南幼稚園エレベーターの保守点検業務に関し、受注者が行う業務内容を定めるものとする。

2 業務対象場所

- (1) 施設名 認定こども園吹田南幼稚園
- (2) 所在地 吹田市南金田1丁目4番16号

3 業務対象物件

- (1) 機種 フジテック(株)製 乗用エレベーター
WP-11-2CO-45-2T
- (2) 台数 1台
- (3) 付加装置 地震時管制運転装置、停電時自動着床装置、火災時管制運転装置、冠水時管制運転装置、車椅子仕様、音声合成アナウンス

4 業務概要

- (1) 上記業務対象物件の昇降機の正常かつ良好な運転状態を保つためのフルメンテナンス契約とする。
- (2) 定期的に技術者を派遣して保守点検整備を行うものとする。
- (3) 不時の故障が発生し、発注者から通知を受けたときは直ちに技術者を派遣し、適切な措置を講じるものとする。

5 仕様

(1) 遠隔監視・点検

ア エレベーターに遠隔監視・点検装置を設置し、受注者の情報センターで常時運転状態を監視し、定期的に点検すること。

イ 情報センターでは受信専門技術員が24時間待機すること。

ウ 閉じ込め故障の場合、エレベーターかご内から情報センターへ直接通話ができるようにすること。

(2) 点検

ア 保守点検整備の実施は、3ヶ月に1回とし、エレベーターの各部機構の全般的な点検、給油、調整を行うものとする。

イ 点検の都度、「業務完了報告書」を作成して、発注者へ提出する。

(3) 修理、取替

ア 機器の摩耗、劣化を予測し、機能維持を図るため、機器の構成部品の修理又は部品取替を行うものとする。ただし、修理、取替の範囲は、昇降機を通常使用する場合に生じる摩耗又は及び劣化に限る。

イ 修理又は部品取替の範囲は次のとおりとする。

- ・巻上機 ・電動機 ・調速機 ・制御器
- ・各ワイヤーロープ ・移動ケーブル ・その他付属装置

ウ 除外項目

- ・昇降かご、かご床タイル、各階出入口、三方枠、敷居、意匠部品の塗装、メッキ直し、修理、取替、及び清掃。
- ・巻上機、電動機等、それぞれの機器の一式取替。

(4) 定期検査

建築基準法第12条の規定による定期検査を行うこと。

(5) 故障対応

故障等の緊急事態に備え、適切な措置が行えるよう待機体制が整備されていること。 (6)

維持管理の情報提供

安全確保、正しい利用法、関係諸法規改正の連絡等の情報提供を行うこと。

日本政府
収入印紙

業務委託契約書

22001161

1 委託業務名	吹田市立吹田第一小学校（他11校）小荷物専用昇降機保守点検委託業務														
2 場所	吹田第一小学校（他11校）														
3 履行期間	令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	5	8	4	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	1	4	4	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹 田 市
 代表者 吹田市長 後藤 圭三

受注者 所在地 大阪市西区京町堀1丁目12番20号
 商号又は名称 クマリフト株式会社
 代表者 代表取締役 熊谷知哉

(総則)

第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 この契約にかかる契約保証金は、吹田市財務規則第115条第1項第7号の規定により免除とする。

3 同条第1項に明記されていない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第4条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。

5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第15条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第15条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(特許権等の使用)

第5条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(担当技術者)

第6条 受注者は、担当（主任）技術者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

2 受注者又は担当（主任）技術者は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 発注者は、受注者の担当（主任）技術者について、委託業務の実施又は管理について著しく不適当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

(委託業務の調査等)

第7条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第9条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第10条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第11条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

- 第12条 受注者は、委託業務を行ったときは、遅滞なく発注者に対して作業報告書とともに成果品一切を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。
- 4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

- 第13条 本契約に基づく委託代金は、年2回、1回目673,200円、2回目910,800円支払とし、受注者は、9月及び3月の業務委託完了後、検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

- 第14条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

- 第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

- 第15条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第16条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保

に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第15条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

(2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第4条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第15条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第15条、第15条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至った

とき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第17条 受注者が、この契約に関して、第15条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第15条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第18条 発注者が第15条、第15条の2又は第15条の3の規定に基づき契約を解除した場合においては、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(違約金等の控除)

第19条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第20条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品(委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第21条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補則)

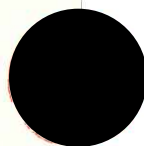
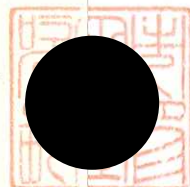
第22条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

吹田市立吹田第一小学校（他 11 校）小荷物専用昇降機保守点検委託業務仕様書

- 1 契約期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 2 昇降機検査資格者によってクレーン等安全規則に準拠し、下記事項の保守点検を行うこと。
 - (1) 各安全装置の点検
 - (2) ブレーキ及び制御装置の異常の有無
 - (3) ワイヤロープ損傷の有無
 - (4) ガイドレールの状態
 - (5) 各階のボタン及びインターホン等の状態
 - (6) モーター等の状態
 - (7) その他本市の指示する事項
- 3 主任技術者を選任し、保健給食室へ届出すること。
- 4 対象施設は、別紙のとおり。
- 5 保守点検は奇数月に行い、点検結果報告書を保健給食室へ提出すること。
ただし、学校又は本市職員から連絡があれば、直ちに現場に急行し整備等を行うこと。
- 6 契約期間中の偶数月に建築基準法第 12 条第 4 項に定める定期点検（保守点検含む）を 1 回行い、点検結果報告書を本市に提出すること。
- 7 軽微な補修については、日常使用に支障ないよう受託者にて補修し、その費用についても、受託者の負担とする。
- 8 点検日は、事前に本市職員と打ち合せし、学校運営に支障ないよう配慮すること。
- 9 点検後不良箇所がある場合は、復旧施工方法並びに見積書を作成のうえ本市に提出すること。

小荷物専用昇降機対象施設一覧表

	学校名	住所	電話	台数
1	吹田第一小学校	吹田市元町30番35号	6381-5280	1
2	吹田第二小学校	吹田市泉町3丁目15番18号	6386-0841	1
3	吹田南小学校	吹田市南吹田5丁目12番1号	6386-0821	1
4	千里新田小学校	吹田市春日4丁目10番1号	6386-9214	1
5	東佐井寺小学校	吹田市五月が丘西4番1号	6387-1278	1
6	豊津第二小学校	吹田市江坂町2丁目5番1号	6386-0861	1
7	山手小学校	吹田市山手町2丁目15番43号	6387-5791	1
8	片山小学校	吹田市朝日が丘町16番1号	6387-8531	1
9	山田第三小学校	吹田市山田西1丁目4番1号	6877-5701	1
10	東山田小学校	吹田市青葉丘南15番10号	6876-8405	1
11	西山田小学校	吹田市山田西2丁目10番1号	6877-4631	1
12	北山田小学校	吹田市山田北1番1号	6876-7333	1
	合計			12



業務委託契約書

22000894

1 委託業務名	岸部保育園ほか4園給食用リフト保守点検業務														
2 場所	岸部保育園・東保育園・垂水保育園・吹一保育園・千三保育園														
3 履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	5	3	9	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	4	9	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項															

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

発注者 吹田市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所在地 大阪市西区京町堀1-12-20
商号又は名称 クマリフト株式会社
代表者 代表取締役 熊谷 知哉

印

(総則)

第1条 受注者は、図面及び仕様書(以下「仕様書等」という。)に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)内に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

2 前項の仕様書等に明記されていない仕様がある時は、発注者受注者協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行にあたり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約保証)

第3条 この契約に係る契約保証金は、吹田市財務規則第115条第1項第7号により免除する。

(権利義務の譲渡等)

第4条 本契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知して発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者が委託業務の一部を入札参加除外(吹田市建設工事等暴力団対策措置要領(平成22年1月1日制定)第3条に規定する入札参加除外をいう。)の措置を受けている者に委任し、又は請負寄せたとき、及び第2項の受任者又は請負人が第15条の3の各号に該当するときは、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

4 前項の規定により受注者が契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(委託業務の調査等)

第7条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第9条 受注者は、その責に帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者受注者協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第10条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰する理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第11条 受注者の責に帰する理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則に定める割合で計算して得た額とする。

(作業報告書)

第12条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して作業報告書を提出し、

発注者の検査を受けるものとする。

(業務委託料の支払)

第13条 受注者は、年4回の定期保守点検業務の1回完了ごとに、業務委託料から取引に係る消費税及び地方消費税の額を除いた金額の4分の1に、定期保守点検業務完了時点の消費税及び地方消費税額を加算して請求するものとする。なお建築基準法に基づく検査にかかる費用については完了時に定期点検と合わせて請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求を受理したときは、その日から30日以内に支払わなければならない。(権利の帰属)

第14条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。(発注者の解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 受注者の責に帰する理由により、期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 第5条第1項及び第2項の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第16条の規定によらないで受注者が契約の解除を申し出たとき。
- (6) 第5条第3項の規定により発注者から契約の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。

第15条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項の規定による納付命令)が確定したとき。
- (2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第15条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第15条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第15条から前条までの規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することが

できる。

- (1) 第8条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第17条 受注者が、この契約に関して、第15条の2各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第15条の2第2号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第15条、第15条の2又は第15条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は当該保証金をもって違約金に充当することができる。

(違約金等の控除)

第19条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第20条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第21条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行なうものとする。

(補則)

第22条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者受注者協議して定める。

吹田市立保育園給食用リフト保守点検業務仕様書

- 1 保育園厨房室内に設置されているリフト（昇降機）につき、リフトの運転機能を常に安全かつ故障を避けるように維持管理するため、年4回の定期点検（6、9、12、3月）に技術員を派遣し、適切な点検を行い、必要な調整等を実施すること。
 - （1） 巻過防止装置その他安全装置の点検
 - （2） ブレーキ及び制御装置の異常の有無
 - （3） ワイヤロープの損傷の有無
 - （4） ガイドレールの状態
 - （5） 各階のボタン及びインターホン等の状態
 - （6） モーター等の状態
 - （7） その他本市の指示する事項
- 2 点検実施にあたっては保育園と事前に日程を調整し、園運営に支障のないよう配慮すること。
- 3 年1回、定期点検の中で建築基準法第12条に基づく定期検査を実施すること。

業務委託契約書

22001147

1 委託業務名	片山保育園給食用リフト保守点検業務														
2 場所	片山保育園														
3 履行期間	令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
										¥	9	2	4	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額										¥	8	4	0	0	
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項															

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹 田 市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 京都市中京区間之町二条上る夷町575
三和エレベータサービス株式会社
代表者 代表取締役 池田 篤

印

(総則)

第1条 受注者は、図面及び仕様書(以下「仕様書等」という。)に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)内に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

2 前項の仕様書等に明記されていない仕様がある時は、発注者受注者協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行にあたり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約保証)

第3条 この契約に係る契約保証金は、吹田市財務規則第115条第1項第7号により免除する。

(権利義務の譲渡等)

第4条 本契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知して発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者が委託業務の一部を入札参加除外(吹田市建設工事等暴力団対策措置要領(平成22年1月1日制定)第3条に規定する入札参加除外をいう。)の措置を受けている者に委任し、又は請負させたとき、及び第2項の受任者又は請負人が第15条の3の各号に該当するときは、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

4 前項の規定により受注者が契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(委託業務の調査等)

第7条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第9条 受注者は、その責に帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者受注者協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第10条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰する理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第11条 受注者の責に帰する理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則に定める割合で計算して得た額とする。

(作業報告書)

第12条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して作業報告書を提出し、

発注者の検査を受けるものとする。

(業務委託料の支払)

第13条 受注者は、年4回の定期保守点検業務の1回完了ごとに、業務委託料から取引に係る消費税及び地方消費税の額を除いた金額の4分の1に、定期保守点検業務完了時点の消費税及び地方消費税額を加算して請求するものとする。なお建築基準法に基づく検査にかかる費用については完了時に定期点検と合わせて請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求を受理したときは、その日から30日以内に支払わなければならない。(権利の帰属)

第14条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。(発注者の解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 受注者の責に帰する理由により、期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 第5条第1項及び第2項の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第16条の規定によらないで受注者が契約の解除を申し出たとき。
- (6) 第5条第3項の規定により発注者から契約の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。

第15条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項の規定による納付命令)が確定したとき。
- (2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第15条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第15条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第15条から前条までの規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することが

できる。

- (1) 第8条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第17条 受注者が、この契約に関して、第15条の2各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第15条の2第2号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第15条、第15条の2又は第15条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は当該保証金をもって違約金に充当することができる。

(違約金等の控除)

第19条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第20条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第21条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行なうものとする。

(補則)

第22条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者受注者協議して定める。

吹田市立保育園給食用リフト保守点検業務仕様書

- 1 保育園厨房室内に設置されているリフト（昇降機）につき、リフトの運転機能を常に安全かつ故障を避けるように維持管理するため、年4回の定期点検（6、9、12、3月）に技術員を派遣し、適切な点検を行い、必要な調整等を実施すること。
 - （1） 巻過防止装置その他安全装置の点検
 - （2） ブレーキ及び制御装置の異常の有無
 - （3） ワイヤロープの損傷の有無
 - （4） ガイドレールの状態
 - （5） 各階のボタン及びインターホン等の状態
 - （6） モーター等の状態
 - （7） その他本市の指示する事項
- 2 点検実施にあたっては保育園と事前に日程を調整し、園運営に支障のないよう配慮すること。
- 3 年1回、定期点検の中で建築基準法第12条に基づく定期検査を実施すること。

業務委託契約書

22000906

1 委託業務名	南千里保育園・吹六保育園給食用リフト保守点検業務														
2 場所	南千里保育園・吹六保育園														
3 履行期間	令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	1	9	3	6	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	1	7	6	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項															

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹 田 市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所在地 大阪市北区堂島2丁目2番2号
商号又は名称 菱電エレベータ施設株式会社 大阪支店
代表者 取締役支店長 藤川 正昭

印

(総則)

第1条 受注者は、図面及び仕様書(以下「仕様書等」という。)に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)内に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

2 前項の仕様書等に明記されていない仕様がある時は、発注者受注者協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行にあたり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約保証)

第3条 この契約に係る契約保証金は、吹田市財務規則第115条第1項第7号により免除する。

(権利義務の譲渡等)

第4条 本契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知して発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者が委託業務の一部を入札参加除外(吹田市建設工事等暴力団対策措置要領(平成22年1月1日制定)第3条に規定する入札参加除外をいう。)の措置を受けている者に委任し、又は請負させたとき、及び第2項の受任者又は請負人が第15条の3の各号に該当するときは、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

4 前項の規定により受注者が契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(委託業務の調査等)

第7条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第9条 受注者は、その責に帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者受注者協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第10条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰する理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第11条 受注者の責に帰する理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則に定める割合で計算して得た額とする。

(作業報告書)

第12条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して作業報告書を提出し、

発注者の検査を受けるものとする。

(業務委託料の支払)

第13条 受注者は、年4回の定期保守点検業務の1回完了ごとに、業務委託料から取引に係る消費税及び地方消費税の額を除いた金額の4分の1に、定期保守点検業務完了時点の消費税及び地方消費税額を加算して請求するものとする。なお建築基準法に基づく検査にかかる費用については完了時に定期点検と合わせて請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求を受理したときは、その日から30日以内に支払わなければならない。(権利の帰属)

第14条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。(発注者の解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 受注者の責に帰する理由により、期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 第5条第1項及び第2項の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第16条の規定によらないで受注者が契約の解除を申し出たとき。
- (6) 第5条第3項の規定により発注者から契約の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。

第15条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項の規定による納付命令)が確定したとき。
- (2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第15条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第15条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第15条から前条までの規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することが

できる。

- (1) 第8条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第17条 受注者が、この契約に関して、第15条の2各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第15条の2第2号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第15条、第15条の2又は第15条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は当該保証金をもって違約金に充当することができる。

(違約金等の控除)

第19条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第20条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第21条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行なうものとする。

(補則)

第22条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者受注者協議して定める。

吹田市立保育園給食用リフト保守点検業務仕様書

- 1 保育園厨房室内に設置されているリフト（昇降機）につき、リフトの運転機能を常に安全かつ故障を避けるように維持管理するため、年4回の定期点検（6、9、12、3月）に技術員を派遣し、適切な点検を行い、必要な調整等を実施すること。
 - （1） 巻過防止装置その他安全装置の点検
 - （2） ブレーキ及び制御装置の異常の有無
 - （3） ワイヤロープの損傷の有無
 - （4） ガイドレールの状態
 - （5） 各階のボタン及びインターホン等の状態
 - （6） モーター等の状態
 - （7） その他本市の指示する事項
- 2 点検実施にあたっては保育園と事前に日程を調整し、園運営に支障のないよう配慮すること。
- 3 年1回、定期点検の中で建築基準法第12条に基づく定期検査を実施すること。

業務委託契約書

22000150

1 委託業務名	吹田市立各小学校ポンプ機械保守点検業務														
2 場所	吹田市元町30番35号ほか														
3 履行期間	令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	8	0	4	4	4	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	1	6	4	0	4	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 3 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹 田 市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 加古川市東神吉町升田 1 1 8
誠水エンタープライズ株式会社
代表取締役 山脇 淑郎

⑩

(総則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。なお、支払いの金額は次のとおりとする。

1 回目支払い 902,220円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 82,020円）

2 回目支払い 902,220円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 82,020円）

（権利の帰属）

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目

的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

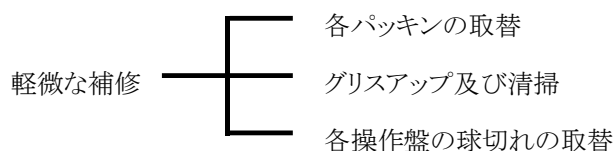
(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

吹田市立各小学校ポンプ機械保守点検業務

仕様書

1. 業務委託内容は、次の通りとする。
 - (1) 揚水ポンプ、直結給水増圧ポンプの保守点検
 - (2) 各水槽(受水槽、高置水槽、消火水槽、消火呼水槽、消火補充水槽、防火水槽、雨水貯留槽)の保守点検
※水槽、貯留槽の水位制御機器の点検・調整含む
 - (3) 雨水灌水設備(加圧給水ポンプ、フィルター)の総合運転確認(千里丘北小学校)
※フィルター(新菱アクアエア(株) シンリョウフィルタ 1BL3-T)のカートリッジの交換含む
(カートリッジは別途支給)
2. 対象施設は別紙の通りとする。
3. 点検結果は別紙様式を参考にして、学校管理課へ提出のこと。
(点検表は受託者作成とする。)
4. 軽微な補修については、日常使用に支障のないよう受託者において補修し、その費用については受託者の負担とする。



5. 上記以外の補修について、点検表提出の上、学校管理課担当職員の指示によって補修する。
6. 保守点検の実施回数については下記のとおりとする。
 - (1) 揚水ポンプ機械、直結給水増圧ポンプ、加圧給水ポンプ(雨水灌水設備): 2箇月に1回(5月7月9月11月1月3月)
 - (2) 各水槽、雨水貯留槽: 6箇月に1回
 - (3) フィルターのカートリッジ交換(雨水灌水設備): 1年に1回ただし、学校又は学校管理課担当職員の連絡があれば、その都度点検を行うこと。
7. 各施設の配置図を作成し、ポンプの位置、機種、管径及び台数並びに各水槽の位置を記入した図面を製本し、学校管理課に1部提出(データ(jww及びpdf)共)のこと。また、ポンプの仕様一覧表を作成し、学校管理課に1部提出(データ共)すること。
8. 点検後不良箇所がある場合は、復旧施工内容、図面及び積算書を作成の上、学校管理課担当職員に提出のこと。
9. 委託期間は 令和4年4月1日 から
令和5年3月31日 までとする。
10. ポンプ操作盤及び各制御盤の電氣的制御の良否を含む。
(各警報盤関係も含む)
11. 揚水ポンプ、直結給水増圧ポンプ、加圧給水ポンプ(雨水灌水設備)の点検表は奇数月末に、各水槽、雨水貯留槽の点検表は9月、3月末に学校管理課に提出のこと。
12. 業務委託料は3回目点検(9月)後と業務完了後の2回支払いとする。(1/2支払い/回)

上記4の他に異常が認められる場合は、記事欄に記入し、それらをまとめてポンプ機械点検異常明細一覧表に記入し提出のこと。

対象施設 小学校36校

番号	学校名	住所	電話	ポンプ			雨水排水設備	水槽の種類							
				揚水	増圧	排水	加圧ポンプ及びフィルター	受水槽	高置水槽	消火水槽	消火呼水槽	消火補充水槽	防火水槽	雨水貯留槽	
1	吹田第一小学校	吹田市元町30番35号	6381-5280	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	
2	吹田第二小学校	吹田市泉町3丁目15番18号	6386-0841	-	-	-	-	-	-	2	1	2	-	-	
3	吹田第三小学校	吹田市高城町18番39号	6381-0413	2	-	-	-	1	1	1	1	-	-	-	
4	吹田東小学校	吹田市幸町20番1号	6381-5458	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	
5	吹田南小学校	吹田市南吹田5丁目12番1号	6386-0821	4	-	-	-	1	2	1	1	1	-	-	
6	吹田第六小学校	吹田市南清和園町43番1号	6382-6831	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	
7	千里第一小学校	吹田市片山町4丁目32番10号	6387-5741	-	-	-	-	-	-	2	2	2	-	-	
8	千里第二小学校	吹田市千里山松が丘25番1号	6387-5781	4	1	-	-	1	2	1	-	-	-	-	
9	千里第三小学校	吹田市千里山西2丁目13番1号	6386-0831	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	
10	千里新田小学校	吹田市春日4丁目10番1号	6386-9214	2	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	
11	佐井寺小学校	吹田市佐井寺3丁目3番1号	6330-1601	2	-	-	-	1	1	1	-	1	-	-	
12	東佐井寺小学校	吹田市五月が丘西4番1号	6387-1278	2	-	-	-	1	1	1	-	1	-	-	
13	岸部第一小学校	吹田市岸部中2丁目19番1号	6387-5701	4	-	-	-	1	2	1	1	1	-	-	
14	岸部第二小学校	吹田市岸部北4丁目12番1号	6389-7788	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	
15	豊津第一小学校	吹田市江坂町1丁目15番42号	6386-0891	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	
16	豊津第二小学校	吹田市江坂町2丁目5番1号	6386-0861	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	
17	江坂大池小学校	吹田市江坂町3丁目13番1号	6380-1497	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	
18	山手小学校	吹田市山手町2丁目15番43号	6387-5791	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	
19	片山小学校	吹田市朝日が丘町16番1号	6387-8531	2	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	
20	山田第一小学校	吹田市山田東2丁目33番2号	6877-4131	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	
21	山田第二小学校	吹田市千里丘下19番1号	6877-0088	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	
22	山田第三小学校	吹田市山田西1丁目4番1号	6877-5701	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	
23	山田第五小学校	吹田市山田西1丁目6番1号	6876-7701	2	-	-	-	1	1	1	-	1	-	-	
24	東山田小学校	吹田市青葉丘南15番10号	6876-8405	2	-	-	-	1	1	1	-	1	-	-	
25	南山田小学校	吹田市千里丘西9番1号	6876-2404	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	
26	西山田小学校	吹田市山田西2丁目10番1号	6877-4631	2	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	
27	北山田小学校	吹田市山田北1番1号	6876-7333	2	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	
28	千里丘北小学校	吹田市千里丘北1番30号	6876-0103	-	3	-	1	-	-	1	1	1	1	1	
29	佐竹台小学校	吹田市佐竹台4丁目12番1号	6871-0108	-	-	2	-	-	-	1	-	1	-	-	
30	高野台小学校	吹田市高野台2丁目16番1号	6871-0553	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	
31	津雲台小学校	吹田市津雲台4丁目7番1号	6871-0109	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	
32	古江台小学校	吹田市古江台5丁目6番1号	6872-0308	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	
33	藤白台小学校	吹田市藤白台3丁目3番1号	6872-0366	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	
34	青山台小学校	吹田市青山台2丁目5番1号	6872-0358	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	
35	桃山台小学校	吹田市桃山台1丁目5番1号	6871-0761	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	
36	千里たけみ小学校	吹田市竹見台3丁目3番1号	6834-0448	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	
合 計				30	4	2	1	12	15	38	16	32	1	1	
				30	4	2	1								115

※千里丘北小学校の校舎及びプール用ポンプ、給食用ポンプは直結給水増圧ポンプ、雨水用ポンプは加圧給水ポンプである。

各水槽点検表

学校名				学校確認				印	
点検日		令和 年 月 日(曜)		点検者					
貯水槽種類	点検項目		点検口の施錠	亀裂、漏水	配管の漏水	弁、ボールタップの作動状態	液面制御装置の作動状態	各警報の異常	備考
		受水槽	1						
		2							
	高置水槽	1							
		2							
	消火水槽	1							
		2							
	消火呼水槽	1							
		2							
	消火補充水槽	1							
		2							
	防火水槽	1							
	雨水貯留槽	1							
記事									

業務委託契約書

22000151

1 委託業務名	吹田市立各中学校ポンプ機械保守点検業務														
2 場所	吹田市千里山西2丁目2番1号ほか														
3 履行期間	令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	7	2	5	5	6	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	6	5	9	6	0	
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 3 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹 田 市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 加古川市東神吉町升田 1 1 8
誠水エンタープライズ株式会社
代表取締役 山脇 淑郎

①

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。なお、支払いの金額は次のとおりとする。

1 回目支払い 362,780円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 32,980円）

2 回目支払い 362,780円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 32,980円）

（権利の帰属）

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目

的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

吹田市立各中学校ポンプ機械保守点検業務

仕様書

1. 業務委託内容は、次の通りとする。

(1) 揚水ポンプ、直結給水増圧ポンプ、プール用加圧給水ポンプ、プール用直結給水増圧ポンプの保守点検

(2) 各水槽(受水槽、高置水槽、消火水槽、消火呼水槽、消火補充水槽)の保守点検

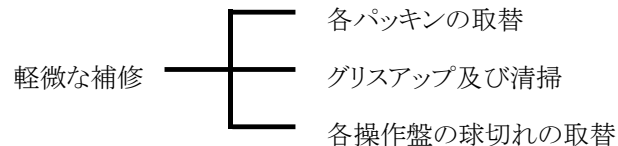
※水槽の水位制御機器の点検・調整含む

2. 対象施設は別紙の通りとする。

3. 点検結果は別紙様式を参考にして、学校管理課へ提出のこと。

(点検表は受託者作成とする。)

4. 軽微な補修については、日常使用に支障のないよう受託者において補修し、その費用については受託者の負担とする。



5. 上記以外の補修について、点検表提出の上、学校管理課担当職員の指示によって補修する。

6. 揚水ポンプ機械、直結給水増圧ポンプの保守点検は2箇月に1回(5月7月9月11月1月3月)、各水槽の保守点検は6箇月に1回とする。ただし、学校又は学校管理課担当職員の連絡があれば、その都度点検を行うこと。

第一中学校及び第五中学校のプール用加圧給水ポンプ、直結給水増圧ポンプの保守点検は2回(プール使用前及び使用后)とする。ただし、学校又は学校管理課担当職員の連絡があれば、その都度点検を行うこと。

7. 各施設の配置図を作成し、ポンプの位置、機種、管径及び台数並びに各水槽の位置を記入した図面を製本し、学校管理課に1部提出(データ(jww及びpdf)共)のこと。また、ポンプの仕様一覧表を作成し、学校管理課に1部提出(データ共)すること。

8. 点検後不良箇所がある場合は、復旧施工内容、図面及び積算書を作成の上、学校管理課担当職員に提出のこと。

9. 委託期間は 令和4年4月1日 から
令和5年3月31日 までとする。

10. ポンプ操作盤及び各制御盤の電氣的制御の良否を含む。

(各警報盤関係も含む)

11. 揚水ポンプ、直結給水増圧ポンプの点検表は奇数月末に、各水槽点検表は9月、3月末に学校管理課に提出のこと。プール用加圧給水ポンプ及び直結給水増圧ポンプは各点検後に報告書を提出のこと。

12. 業務委託料は3回目点検(9月)後と業務完了後の2回支払いとする。(1/2支払い/回)

上記4の他に異常が認められる場合は、記事欄に記入し、それらをまとめてポンプ機械点検異常明細一覧表に記入し提出のこと。

対象施設 中学校18校

番号	学校名	住所	電話	ポンプ			水槽の種類				
				揚水	増圧	プール用	受水槽	高置水槽	消火水槽	消火呼水槽	消火補充水槽
1	第一中学校	吹田市千里山西2丁目2番1号	6384-0886	2	-	1	1	1	1	1	1
2	第二中学校	吹田市岸部北1丁目21番1号	6388-2031	2	-	-	1	1	1	1	1
3	第三中学校	吹田市中の島町3番51号	6381-1512	2	-	-	1	1	1	-	1
4	第五中学校	吹田市幸町21番1号	6381-6038	4	-	1	2	2	1	1	1
5	第六中学校	吹田市穂波町16番1号	6386-0812	2	-	-	1	1	1	1	1
6	片山中学校	吹田市竹谷町35番1号	6387-1041	-	1	-	-	-	1	-	1
7	佐井寺中学校	吹田市五月が丘南5番1号	6330-1524	2	-	-	1	1	1	-	1
8	南千里中学校	吹田市桃山台4丁目2番1号	6834-3611	2	-	-	1	1	1	-	-
9	豊津中学校	吹田市垂水町3丁目32番50号	6384-3275	2	-	-	1	1	1	-	1
10	豊津西中学校	吹田市豊津町6番1号	6386-2666	2	-	-	1	1	1	-	-
11	山田中学校	吹田市山田市場15番1号	6878-0823	-	-	-	-	-	1	1	1
12	西山田中学校	吹田市山田西2丁目11番1号	6877-4633	2	-	-	1	1	1	-	-
13	山田東中学校	吹田市山田東4丁目33番1号	6876-6002	2	-	-	1	1	1	-	1
14	千里丘中学校	吹田市青葉丘南15番1号	6876-2402	2	1	-	1	1	1	-	-
15	高野台中学校	吹田市高野台4丁目5番1号	6871-0569	-	-	-	-	-	1	-	-
16	青山台中学校	吹田市青山台4丁目2番1号	6872-0309	-	-	-	-	-	1	1	-
17	竹見台中学校	吹田市竹見台1丁目3番1号	8871-0661	-	-	-	-	-	1	1	-
18	古江台中学校	吹田市古江台1丁目1番1号	6832-0012	-	-	-	-	-	1	-	-
合 計				26	2	2	13	13	18	7	10
				26	2	2	61				

※第一中学校、第五中学校のプール用ポンプはそれぞれ直結給水増圧ポンプ及びプール用加圧給水ポンプである。

各水槽点検表

学校名					学校確認	印			
点検日		令和 年 月 日(曜)			点検者				
貯水槽種類	点検項目		点検口の施錠	亀裂、漏水	配管の漏水	弁、ボールタップの作動状態	液面制御装置の作動状態	各警報の異常	備考
		受水槽	1						
		2							
	高置水槽	1							
		2							
	消火水槽	1							
		2							
	消火呼水槽	1							
		2							
	消火補充水槽	1							
		2							
記事									

業務委託契約書

22000153

1 委託業務名	吹田市立各小学校プール循環ろ過装置保守点検業務														
2 場所	吹田市元町30番35号ほか														
3 履行期間	令和 4年 4月 1日 から 令和 4年12月15日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	8	5	1	1	8	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	7	7	3	8	0	
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 3 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹 田 市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 吹田市金田町 5 - 1 0
株式会社 関根水道工業所
代表取締役 橋本 一郎

①

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

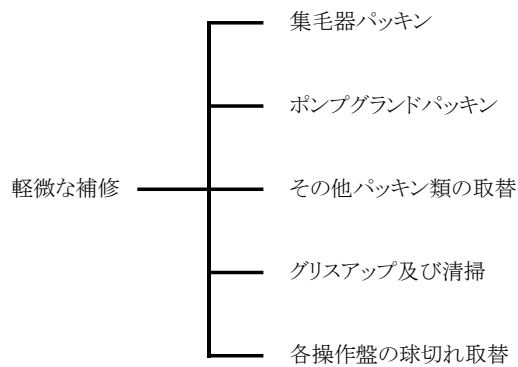
第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

吹田市立各小学校プール循環ろ過装置保守点検業務仕様書

1. 業務委託内容は、ポンプ・タンク・操作弁・計器類その他循環ろ過系統一式の保守点検とする。
2. 対象施設は別紙のとおりとする。
3. 点検結果は別紙様式を参考に学校管理課に1部提出する。また、報告書にはポンプ仕様及び不良箇所の一覧表を添付し、一覧表のデータを学校管理課に1部提出すること。

(点検表は受託者作成とする。)

4. 軽微な補修については、プール使用に支障のないよう受託者において補修し、その費用については受託者の負担とする。



5. 保守点検は2回(プール使用前及び使用后)とする。プール使用前については、保守点検とは別日程で、配管内の汚れた水を排水するためのブロー運転を行うこと。

ただし、学校又は学校管理課担当職員の連絡があればその都度点検を行うこと。

6. 点検後不良箇所がある場合は、復旧施工内容、図面及び積算書を作成の上、学校管理課担当職員に提出のこと。

7. 吹田第二小学校、千里第二小学校、東山田小学校、千里丘北小学校の珪藻土ろ過器については光伸株式会社と保守契約を行うこと。

豊津第二小学校、山田第一小学校の珪藻土ろ過器についてはローレル株式会社と保守契約を行うこと。

8. 下記の小学校に珪藻土(昭和化学工業 エース2号 20kg)をそれぞれ納入すること。

吹田第二 4袋 千里第二 4袋 東山田 4袋 千里丘北 4袋 豊津第二 4袋 山田第一 6袋 (計24袋)

9. 委託期間は 令和4年4月1日から
令和4年12月15日までとする。

10. 業務委託料の支払いは業務委託完了後とする。

番号	学校名	ろ過方式	対象	住 所	電 話
1	吹田第一小学校	砂ろ過	○	吹田市元町30番35号	6381-5280
2	吹田第二小学校	珪藻土ろ過	○	吹田市泉町3丁目15番18号	6386-0841
3	吹田第三小学校	砂ろ過	○	吹田市高城町18番39号	6381-0413
4	吹田東小学校	砂ろ過	○	吹田市幸町20番1号	6381-5458
5	吹田南小学校	砂ろ過	○	吹田市南吹田5丁目12番1号	6386-0821
6	吹田第六小学校	砂ろ過	○	吹田市南清和園町43番1号	6382-6831
7	千里第一小学校	砂ろ過	○	吹田市片山町4丁目32番10号	6387-5741
8	千里第二小学校	珪藻土ろ過	○	吹田市千里山松が丘25番1号	6387-5781
9	千里第三小学校	砂ろ過	○	吹田市千里山西2丁目13番1号	6386-0831
10	千里新田小学校	砂ろ過	○	吹田市春日4丁目10番1号	6386-9214
11	佐井寺小学校	砂ろ過	○	吹田市佐井寺3丁目3番1号	6330-1601
12	東佐井寺小学校	砂ろ過	○	吹田市五月が丘西4番1号	6387-1278
13	岸部第一小学校	砂ろ過	○	吹田市岸部中2丁目19番1号	6387-5701
14	岸部第二小学校	砂ろ過	○	吹田市岸部北4丁目12番1号	6389-7788
15	豊津第一小学校	砂ろ過	○	吹田市江坂町1丁目15番42号	6386-0891
16	豊津第二小学校	珪藻土ろ過	○	吹田市江坂町2丁目5番1号	6386-0861
17	江坂大池小学校	砂ろ過	○	吹田市江坂町3丁目13番1号	6380-1497
18	山手小学校	砂ろ過	○	吹田市山手町2丁目15番43号	6387-5791
19	片山小学校	砂ろ過	○	吹田市朝日が丘町16番1号	6387-8531
20	山田第一小学校	珪藻土ろ過	○	吹田市山田東2丁目33番2号	6877-4131
21	山田第二小学校	砂ろ過	○	吹田市千里丘下19番1号	6877-0088
22	山田第三小学校	砂ろ過	○	吹田市山田西1丁目4番1号	6877-5701
23	山田第五小学校	砂ろ過	○	吹田市山田西1丁目6番1号	6876-7701
24	東山田小学校	珪藻土ろ過	○	吹田市青葉丘南15番10号	6876-8405
25	南山田小学校	砂ろ過	○	吹田市千里丘西9番1号	6876-2404
26	西山田小学校	砂ろ過	○	吹田市山田西2丁目10番1号	6877-4631
27	北山田小学校	砂ろ過	○	吹田市山田北1番1号	6876-7333
28	千里丘北小学校	珪藻土ろ過	○	吹田市千里丘北1番30号	6876-0103
29	佐竹台小学校	砂ろ過	○	吹田市佐竹台4丁目12番1号	6871-0108
30	高野台小学校	砂ろ過	○	吹田市高野台2丁目16番1号	6871-0553
31	津雲台小学校	砂ろ過	○	吹田市津雲台4丁目7番1号	6871-0109
32	古江台小学校	砂ろ過	○	吹田市古江台5丁目6番1号	6872-0308
33	藤白台小学校	砂ろ過	○	吹田市藤白台3丁目3番1号	6872-0366
34	青山台小学校	砂ろ過	○	吹田市青山台2丁目5番1号	6872-0358
35	桃山台小学校	砂ろ過	○	吹田市桃山台1丁目5番1号	6871-0761
36	千里たけみ小学校	砂ろ過	○	吹田市竹見台3丁目3番1号	6834-0448

対象 36 校

プール循環ろ過装置点検表

学 校 名	学校確認	印
点 検 日	令和 年 月 日 (曜)	点検者
点検機器	点 検 内 容	点 検 結 果
ろ過ポンプ	1. グランドパッキンの摩耗状態	良 ・ 注 ・ 悪
	2. 電動機の状態	良 ・ 注 ・ 悪
	3. 電流計の指示値	A
	4. 電動機絶縁抵抗値	MΩ
	5. ポンプ水量の状態	良 ・ 注 ・ 悪
	6. ポンプと電動機のカップリングの状態	良 ・ 悪
	7. 運転中の振動等	無 ・ 有
集毛器	1. 内部の状態	良 ・ 悪
	2. ストレーナー破損の有無	無 ・ 注 ・ 有
	3. 各パッキンの摩耗状態	良 ・ 悪
流量計	1. テーパ管の状態	良 ・ 悪
	2. 内部の汚れによる流量不足はないか	無 ・ 有
	3. 計器破損及び指示不良	無 ・ 有
五方弁	1. 内部バルブシートの状態	良 ・ 注 ・ 悪
	2. 操作状態	良 ・ 悪
	3. 漏水の有無	無 ・ 有
圧力計	1. 計器破損及び指示不良	無 ・ 有
	2. コックの目詰まり	無 ・ 有
ろ過タンク	1. 漏水の有無	無 ・ 有
	2. 塗装の状態	良 ・ 注 ・ 悪
ろ材及び支持床	1. 充填量の状態	良 ・ 注 ・ 悪
	2. ろ材の汚れ	良 ・ 悪
処理能力	1. 循環水の状態	良 ・ 悪
	2. 圧力計の指示値 (入口 Mpa、出口 Mpa)	差圧 Mpa
記 事		

業務委託契約書

22000155

1 委託業務名	吹田市立各中学校プール循環ろ過装置保守点検業務														
2 場所	吹田市千里山西2丁目2番1号ほか														
3 履行期間	令和 4年 4月 1日 から 令和 4年12月15日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	2	3	6	7	2	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	2	1	5	2	0	
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 3 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹 田 市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 吹田市金田町 5 - 1 0
株式会社 関根水道工業所
代表取締役 橋本 一郎

印

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

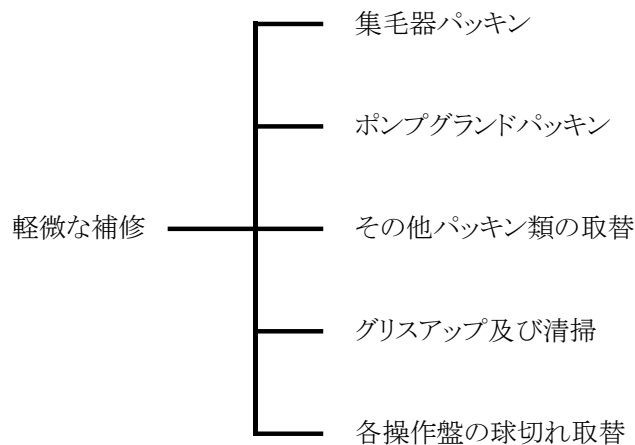
第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

吹田市立各中学校プール循環ろ過装置保守点検業務仕様書

1. 業務委託内容は、ポンプ・タンク・操作弁・計器類その他循環ろ過系統一式の保守点検とする。
2. 対象施設は別紙のとおりとする。
3. 点検結果は別紙様式を参考に学校管理課に1部提出する。また、報告書にはポンプ仕様及び不良個所の一覧表を添付し、一覧表のデータを学校管理課に1部提出すること。

(点検表は受託者作成とする。)

4. 軽微な補修については、プール使用に支障のないよう受託者において補修し、その費用については受託者の負担とする。



5. 保守点検は2回(プール使用前及び使用后)とする。プール使用前については、保守点検とは別日程で、配管内の汚れた水を排水するためのブロー運転を行うこと。

ただし、学校又は学校管理課担当職員の連絡があればその都度点検を行うこと。

6. 点検後不良箇所がある場合は、復旧施工内容、図面及び積算書を作成の上、学校管理課担当職員に提出のこと。

7. 委託期間は 令和4年4月1日から

令和4年12月15日までとする。

8. 業務委託料の支払いは業務委託完了後とする。

番号	学校名	ろ過方式	対象	住 所	電 話
1	第一中学校	砂ろ過	○	吹田市千里山西2丁目2番1号	6384-0886
2	第二中学校	全自動砂ろ過	○	吹田市岸部北1丁目21番1号	6388-2031
3	第三中学校	全自動砂ろ過	○	吹田市中の島町3番51号	6381-1512
4	第五中学校	砂ろ過	○	吹田市幸町21番1号	6381-6038
5	第六中学校	砂ろ過	○	吹田市穂波町16番1号	6386-0812
6	片山中学校	砂ろ過	○	吹田市竹谷町35番1号	6387-1041
7	佐井寺中学校	砂ろ過	○	吹田市五月が丘南5番1号	6330-1524
8	南千里中学校	砂ろ過	○	吹田市桃山台4丁目2番1号	6834-3611
9	豊津中学校	全自動砂ろ過	○	吹田市垂水町3丁目32番50号	6384-3275
10	豊津西中学校	砂ろ過	○	吹田市豊津町6番1号	6386-2666
11	山田中学校	全自動砂ろ過	○	吹田市山田市場15番1号	6878-0823
12	西山田中学校	砂ろ過	○	吹田市山田西2丁目11番1号	6877-4633
13	山田東中学校	砂ろ過	○	吹田市山田東4丁目33番1号	6876-6002
14	千里丘中学校	砂ろ過	○	吹田市青葉丘南15番1号	6876-2402
15	高野台中学校	砂ろ過	○	吹田市高野台4丁目5番1号	6871-0569
16	青山台中学校	砂ろ過	○	吹田市青山台4丁目2番1号	6872-0309
17	竹見台中学校	砂ろ過	○	吹田市竹見台1丁目3番1号	8871-0661
18	古江台中学校	砂ろ過	○	吹田市古江台1丁目1番1号	6832-0012

対象 18 校

プール循環ろ過装置点検表

学 校 名		学校確認	印
点 検 日	令和 年 月 日 (曜)	点検者	印
点検機器	点 検 内 容		点 検 結 果
ろ過ポンプ	1. グランドパッキンの摩耗状態		良 ・ 注 ・ 悪
	2. 電動機の状態		良 ・ 注 ・ 悪
	3. 電流計の指示値		A
	4. 電動機絶縁抵抗値		MΩ
	5. ポンプ水量の状態		良 ・ 注 ・ 悪
	6. ポンプと電動機のカップリングの状態		良 ・ 悪
	7. 運転中の振動等		無 ・ 有
集毛器	1. 内部の状態		良 ・ 悪
	2. ストレーナー破損の有無		無 ・ 注 ・ 有
	3. 各パッキンの摩耗状態		良 ・ 悪
流量計	1. テーパ管の状態		良 ・ 悪
	2. 内部の汚れによる流量不足はないか		無 ・ 有
	3. 計器破損及び指示不良		無 ・ 有
五方弁	1. 内部バルブシートの状態		良 ・ 注 ・ 悪
	2. 操作状態		良 ・ 悪
	3. 漏水の有無		無 ・ 有
圧力計	1. 計器破損及び指示不良		無 ・ 有
	2. コックの目詰まり		無 ・ 有
ろ過タンク	1. 漏水の有無		無 ・ 有
	2. 塗装の状態		良 ・ 注 ・ 悪
ろ材及び支持床	1. 充填量の状態		良 ・ 注 ・ 悪
	2. ろ材の汚れ		良 ・ 悪
処理能力	1. 循環水の状態		良 ・ 悪
	2. 圧力計の指示値 (入口 Mpa、出口 Mpa)		差圧 Mpa
記 事			

業務委託契約書

22000243

1 委託業務名	吹田市立各小学校空調設備機器保守点検業務														
2 場所	吹田市元町30番35号ほか														
3 履行期間	令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	5	0	3	9	6	5	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	4	5	8	1	5	0	
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 3 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹 田 市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 吹田市金田町 5 - 1 0
株式会社 関根水道工業所
代表取締役 橋本 一郎

印

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。なお、支払いの金額は次のとおりとする。

1回目支払い 2,519,825円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 229,075円）

2回目支払い 2,519,825円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 229,075円）

（権利の帰属）

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目

的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

吹田市立各小学校空調設備機器保守点検業務仕様書

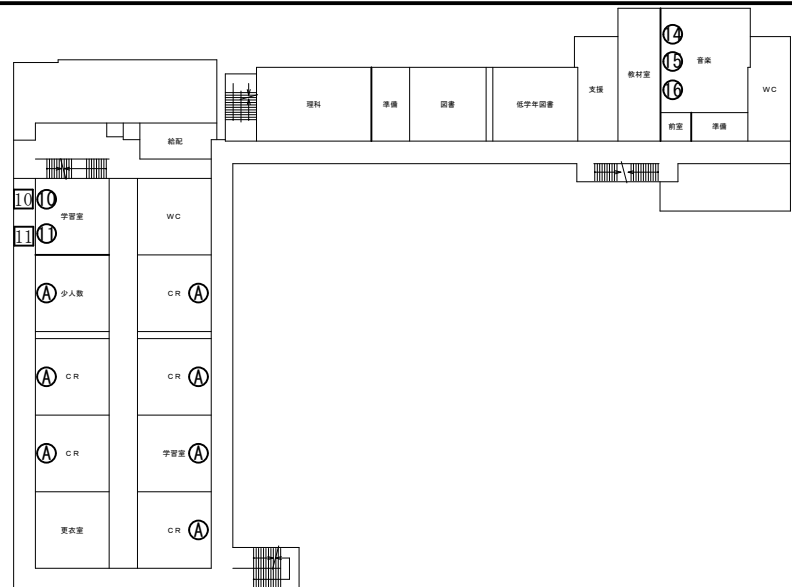
1. 本業務は空調設備の正常な運転の維持と故障や機能の劣化を未然に防止するため、空調機器の圧縮機等の保守点検を行う。
2. 対象施設は別紙のとおりとする。
3. 対象設備は別紙配置図のとおりとする。
4. 点検内容は別紙のとおりとする。
5. 点検結果報告書を提出すること。(作業写真を含む)1部は学校管理課に提出し、1部は学校に提出すること。
6. 点検日は、事前に本市担当職員と打ち合わせをし、学校運営上支障のないよう配慮すること。
7. 点検は、4回(冷房使用前、冷房使用中、暖房使用前及び暖房使用中)とする。冷房使用中の点検は夏期休暇中に行うものとする。また、学校又は本市担当職員の連絡があればその都度点検を行うこと。
8. 吹田第六小、佐竹台小及び古江台小のガス冷暖房機(室外機)については大阪ガス(株)の指定する点検業者による点検を年1回(7月)行うこと。なお大阪ガス(株)と年間保守契約を行うこと。室内機の点検については他の学校と同様に行うこと。
9. 点検後不良箇所がある場合は、その復旧施工方法及び見積書を作成の上、本市担当職員に提出すること。
10. 配置図は完了前に学校管理課に製本して2月末日までに1部を提出(データ共)すること。また対象設備に変更があった場合、配置図(データ形式JWW)の修正をすること。
11. 委託期間 令和4年4月1日 から
令和5年3月31日 まで
12. 業務委託料は2回目点検報告後と業務完了後の2回支払いとする。(2分の1支払い/回)
13. フロン排出抑制法に従って4回の点検を簡易点検とする。今年度の点検では定期点検は行わない。4回の簡易点検結果について全機種分別紙【フロン類機器簡易点検記録簿】を作成し、記録して電子データを提出すること。
14. 令和2年12月から令和16年3月末までは、特別教室等空調設備事業にて設置した空調機については、点検、修繕を実施しないこと。

対象施設 小学校36校

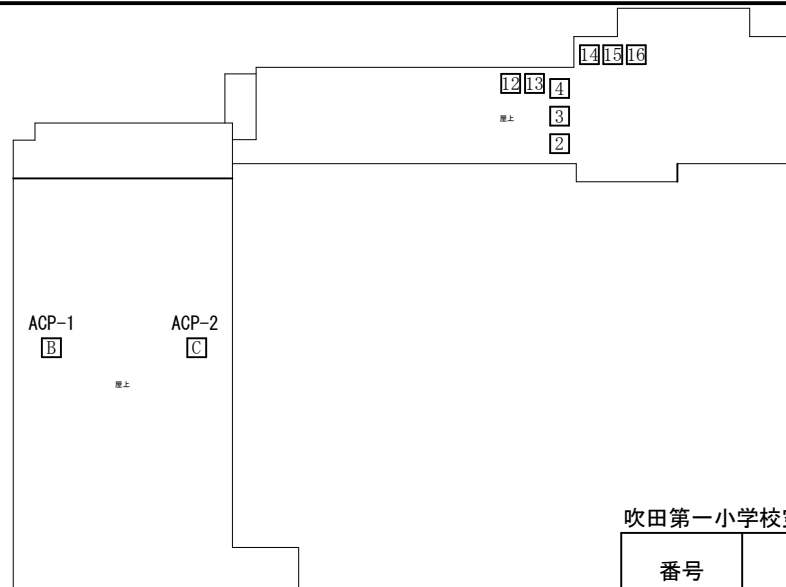
	学校名	所在地	電 話
1	吹田第一小学校	吹田市元町30番35号	6381-5280
2	吹田第二小学校	吹田市泉町3丁目15番18号	6386-0841
3	吹田第三小学校	吹田市高城町18番39号	6381-0413
4	吹田東小学校	吹田市幸町20番1号	6381-5458
5	吹田南小学校	吹田市南吹田5丁目12番1号	6386-0821
6	吹田第六小学校	吹田市南清和園町43番1号	6382-6831
7	千里第一小学校	吹田市片山町4丁目32番10号	6387-5741
8	千里第二小学校	吹田市千里山松が丘25番1号	6387-5781
9	千里第三小学校	吹田市千里山西2丁目13番1号	6386-0831
10	千里新田小学校	吹田市春日4丁目10番1号	6386-9214
11	佐井寺小学校	吹田市佐井寺3丁目3番1号	6330-1601
12	東佐井寺小学校	吹田市五月が丘西4番1号	6387-1278
13	岸部第一小学校	吹田市岸部中2丁目19番2号	6387-5701
14	岸部第二小学校	吹田市岸部北4丁目12番1号	6389-7788
15	豊津第一小学校	吹田市江坂町1丁目15番42号	6386-0891
16	豊津第二小学校	吹田市江坂町2丁目5番1号	6386-0861
17	江坂大池小学校	吹田市江坂町3丁目13番1号	6380-1497
18	山手小学校	吹田市山手町2丁目15番43号	6387-5791
19	片山小学校	吹田市朝日が丘町16番1号	6387-8531
20	山田第一小学校	吹田市山田東2丁目33番2号	6877-4131
21	山田第二小学校	吹田市千里丘下19番1号	6877-0088
22	山田第三小学校	吹田市山田西1丁目4番1号	6877-5701
23	山田第五小学校	吹田市山田西1丁目6番1号	6876-7701
24	西山田小学校	吹田市山田西2丁目10番1号	6877-4631
25	東山田小学校	吹田市青葉丘南15番10号	6876-8405
26	南山田小学校	吹田市千里丘西9番1号	6876-2404
27	北山田小学校	吹田市山田北1番1号	6876-7333
28	佐竹台小学校	吹田市佐竹台4丁目12番1号	6871-0108
29	高野台小学校	吹田市高野台2丁目16番1号	6871-0553
30	津雲台小学校	吹田市津雲台4丁目7番1号	6871-0109
31	古江台小学校	吹田市古江台5丁目6番1号	6871-0308
32	藤白台小学校	吹田市藤白台3丁目3番1号	6872-0366
33	桃山台小学校	吹田市桃山台1丁目5番1号	6871-0761
34	青山台小学校	吹田市青山台2丁目5番1号	6872-0358
35	千里たけみ小学校	吹田市竹見台3丁目3番1号	6834-0448
36	千里丘北小学校	吹田市千里丘北1番30号	6876-0103

吹田市立各小学校空調設備機器保守点検 点検内容

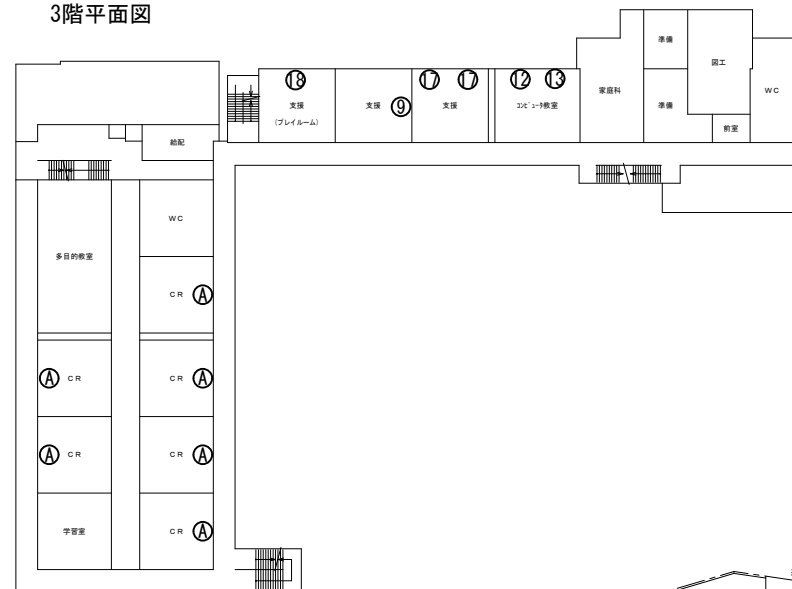
点検内容		冷房使用前	冷房使用中 (7月)	暖房使用前	暖房使用中
1	総合運転 共通事項	/	/	/	/
①	運転状況の確認(室内のみ) (冷暖房効果、異音、異臭、振動含)	○	○	○	○
②	外観点検(室内のみ) (配管、電気、ダクト等)	○	○	○	○
③	各機器の外装等の清掃(室内外機共雑巾掛) 機械室の清掃	-	○	-	-
2	パッケージ型エアコン	/	/	/	/
①	エアーフィルターの点検、清掃 (掃除機等使用のこと)	○	○	○	-
②	ドレンパン、ドレン管の点検 (目視)	○	○	-	-
③	ドレンパンの清掃 (目視の結果異常があるとき)	○	○	-	-
④	フィン(point)の点検、清掃(室内外機共) (薬品洗浄等が必要な場合は別途)	-	○	-	-
簡易点検		○	○	○	○



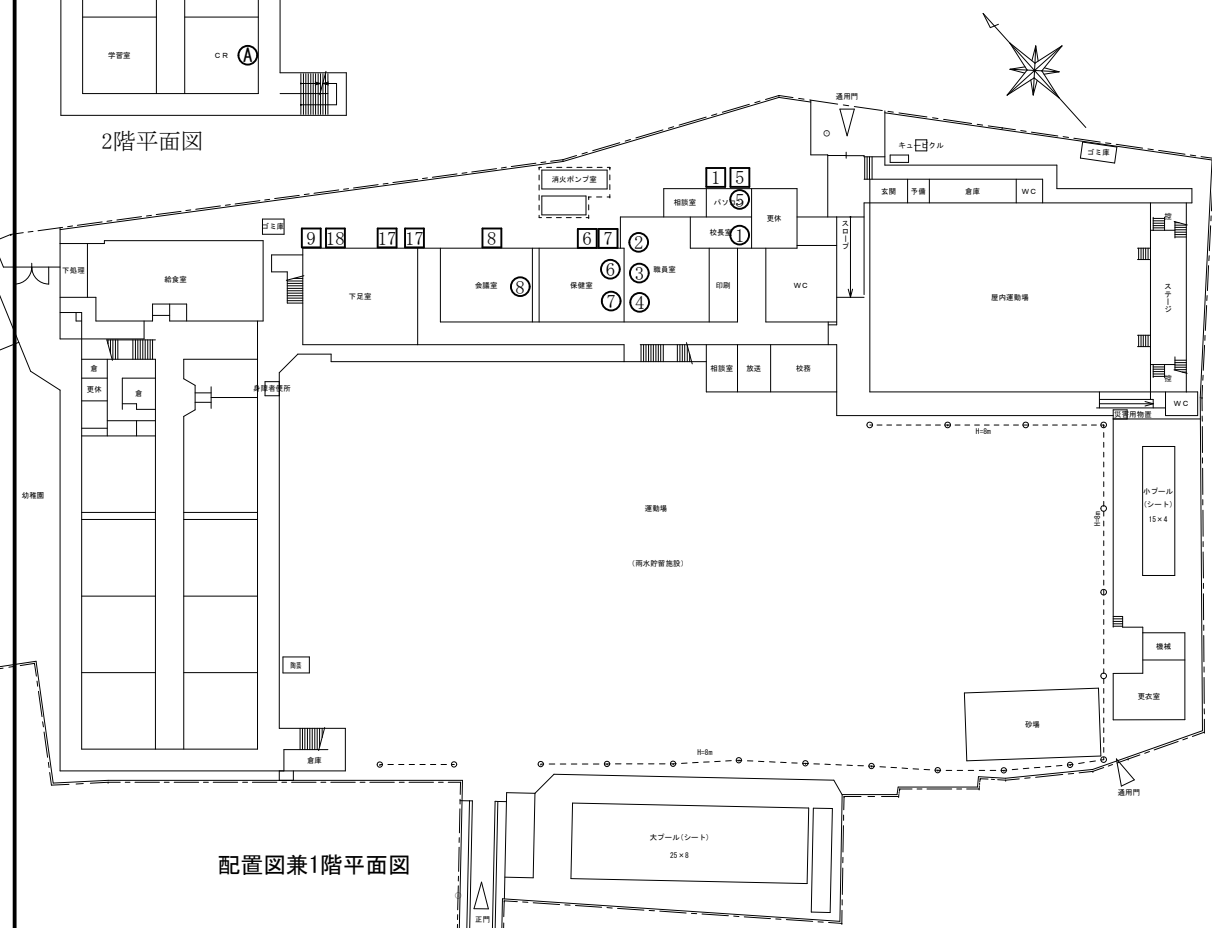
3階平面図



4階平面図



2階平面図



配置図兼1階平面図

吹田第一小学校空調機器仕様表 (管理諸室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	日立	RPK-AP56SH3	1	5.0 5.6	0.95	地上	H29.1.28
②~④	職員室	日立	RPC-J80K	3	8.0 9.0	2.2	屋上	H12.9.14
⑤	応接室	日立	RPC-J140K	1	14.0 16.0	3.75	地上	H12.9.14
⑥ ⑦	保健室	ダイキン	SAYJ45FV	2	4.5 5.0	1.3	地上	
⑧	会議室	日立	RPC-AP140HV1	1	12.5 14.0	3.0	地上	

吹田第一小学校空調機器仕様表 (教室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑨	支援教室	ダイキン	SHYJ80LK	1	8.0 9.0	2.2	地上	H14.8.30
⑩ ⑪	教室	東芝	AIK-AP633H	2	5.6 6.3	1.1	ベランダ床置	
⑫ ⑬	コンピュータ教室	日立	RPC-J140K RAS-J140H1	2	14.0 16.0	3.75	屋上	H12.9.14
⑭ ⑮	音楽室	ダイキン	SHYP112C	2	11.2 12.5	3.0	屋上	H14.7.10
⑯	音楽室	ダイキン	SHYP80C	1	8.0 9.0	2.2	屋上	H14.7.10
⑰	支援教室	東芝	ACSA06375M2	2	5.6 6.3	1.1	地上	H27.3
⑱	支援教室	東芝	ACSA14075M2	1	12.5 14.0	2.5	地上	H27.3
Ⓐ	普通教室	日立	RPC-AP140K5	13	14.0 16.0		ビルマル	H26.9
ACP-1 Ⓑ	室外機	日立	RAS-AP800DS5	1	80.0/90.0	(4.8×4.4)×2	屋上	H26.9
ACP-2 Ⓒ	室外機	日立	RAS-AP1250DS5	1	125.0/140.0	(6.0×4.4)×2	屋上	H26.9

注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

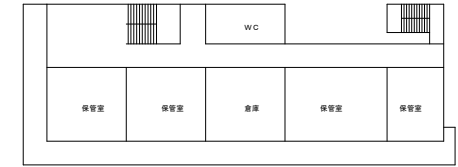
学校名	吹田市立吹田第一小学校		
所在地	吹田市元町30番35号		
縮尺		番号	1
吹田市 学校教育部 学校管理課			

吹田第二小学校空調機器仕様表（教室）

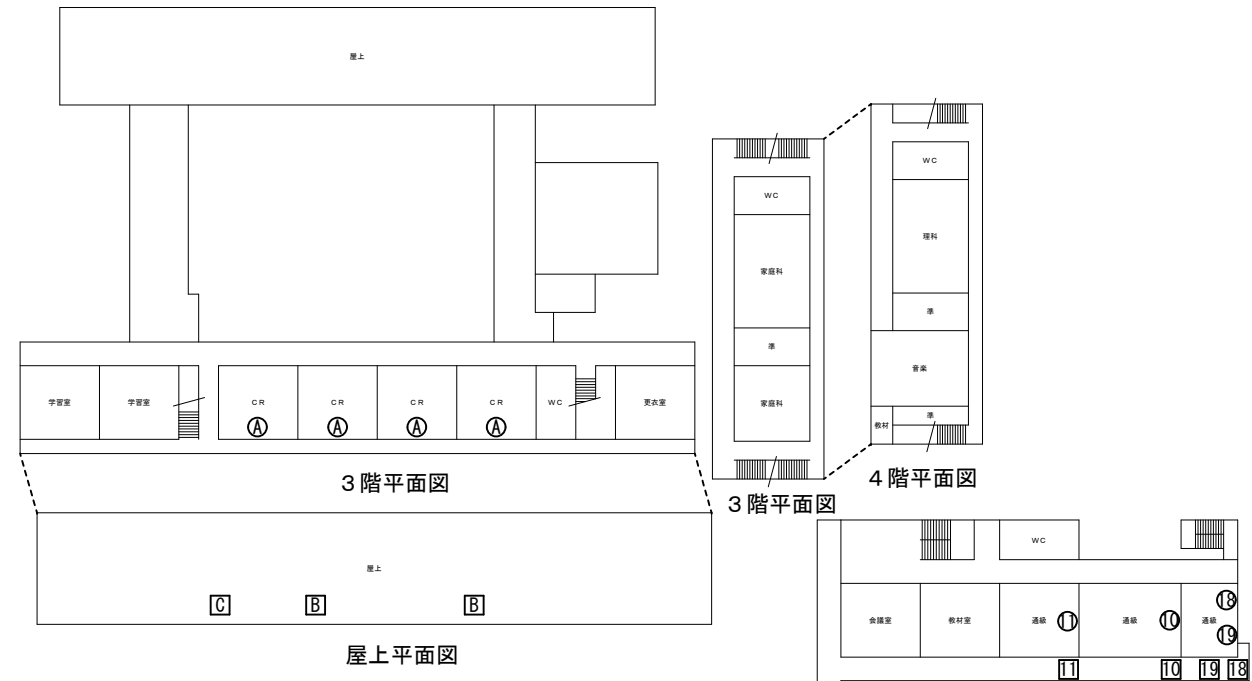
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑧	支援教室	日立	RPC-J80K RAS-J80H1	1	8.0 9.0	2.2	地上	H13.9.14
⑨	支援教室	東芝	AIK-803	1	7,150kcal/h 7,600kcal/h	1.5	地上	
⑩	通級教室	東芝	APAC8054M	1	7.1 8.0	1.6	ベランダ床置	H23.3.19
⑪	通級教室	東芝	APAC14045S	1	12.5 14.0	2.5	ベランダ床置	
⑫	支援教室（南棟）	日立	RPC-J112K RAS-J112H1	1	11.2 12.5	3.0	地上	H13.9.14
⑬	支援教室（南棟）	日立	RPC-AP140K3 RAS-AP140SH	1	12.5 14.0	3.0	地上	
⑭ ⑮	コンピュータ教室	ダイキン	SHYJ140L	2	14.0 16.0	3.75	地上	H13.8.31
⑯	支援教室	東芝	ACSA06375M2	1	5.6 6.3	1.1	地上	H27.3
⑰	留守家庭教室	東芝	AKSA06355JM	1	5.6 6.3	1.1	地上	H27.3
⑱	支援教室	ダイキン	SZRH63BCT	1	冷5.6 暖6.3	1.18	ベランダ天吊	H31.6
⑲	支援教室	ダイキン	SZRH80BCT	1	冷7.1 暖8.0	1.70	ベランダ天吊	H31.6
⑳	支援教室	日立	RPC-GP80RGH3	1	7.1 8.0		ベランダ天吊	R3.8
A	普通教室	日立	RPC-AP140K5	13	14.0 16.0		ビルマル	H26.9
B		日立	RAS-AP950DS5	2	95.0/106.0	7.2×2+6.0	屋上	H26.9
C		日立	RAS-AP335DS5	1	33.5/37.5	7.2	屋上	H26.9

吹田第二小学校空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	日立	RPC-J56K2	1	5.6 6.3	1.7	地上	H12.8.14
②・④ ③	職員室	日立 東芝	RPC-J112K ACEA11237M	2 1	11.2 12.5	3.0 1.7	地上	H12.8.14 R1.9.30
⑤ ⑥	保健室	ダイキン	SAYJ45FV	2	4.5 5.0	1.3	地上	
⑦	会議室	日立	RPK-AP63HVMJ2	1	5.6 6.3	1.0	地上	



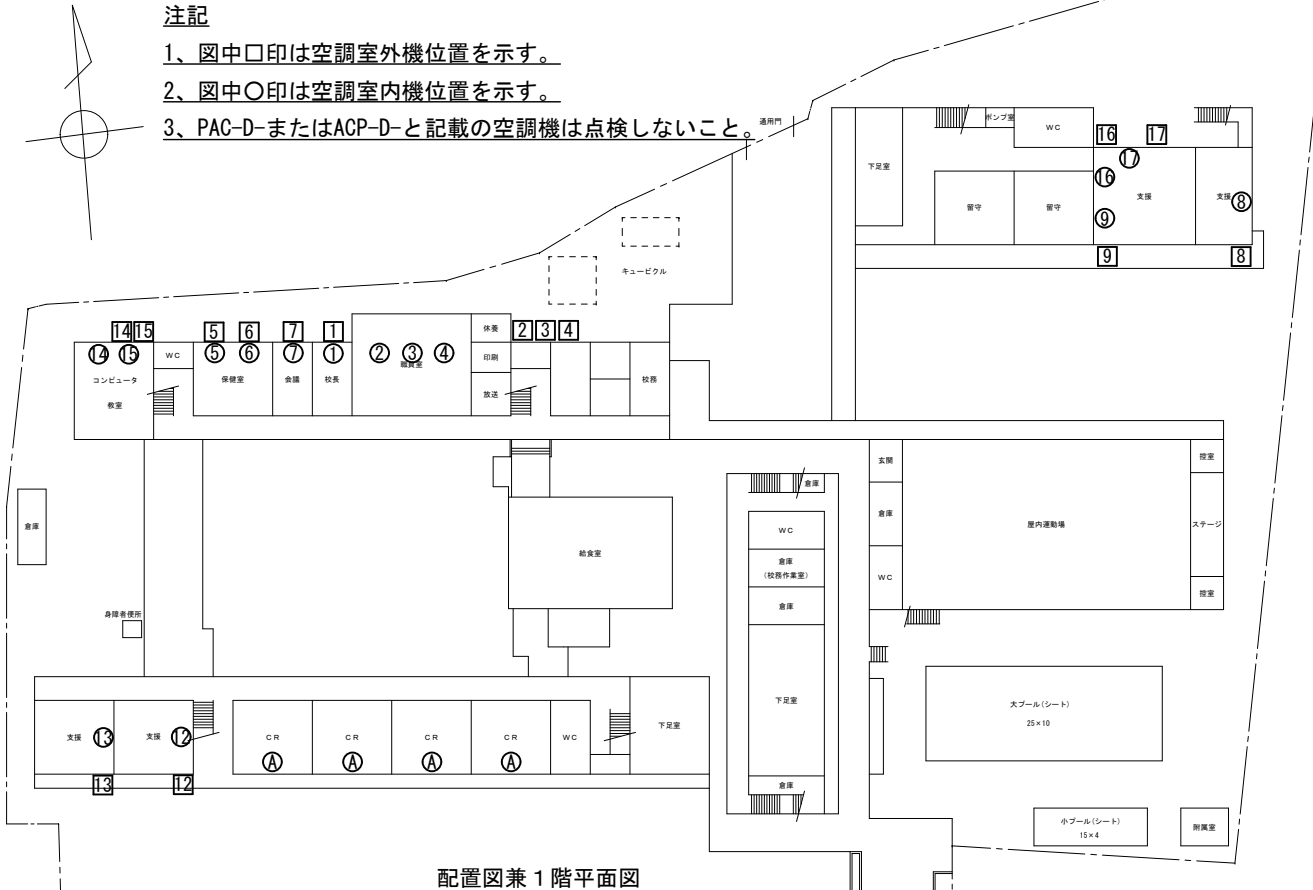
3階平面図



2階平面図

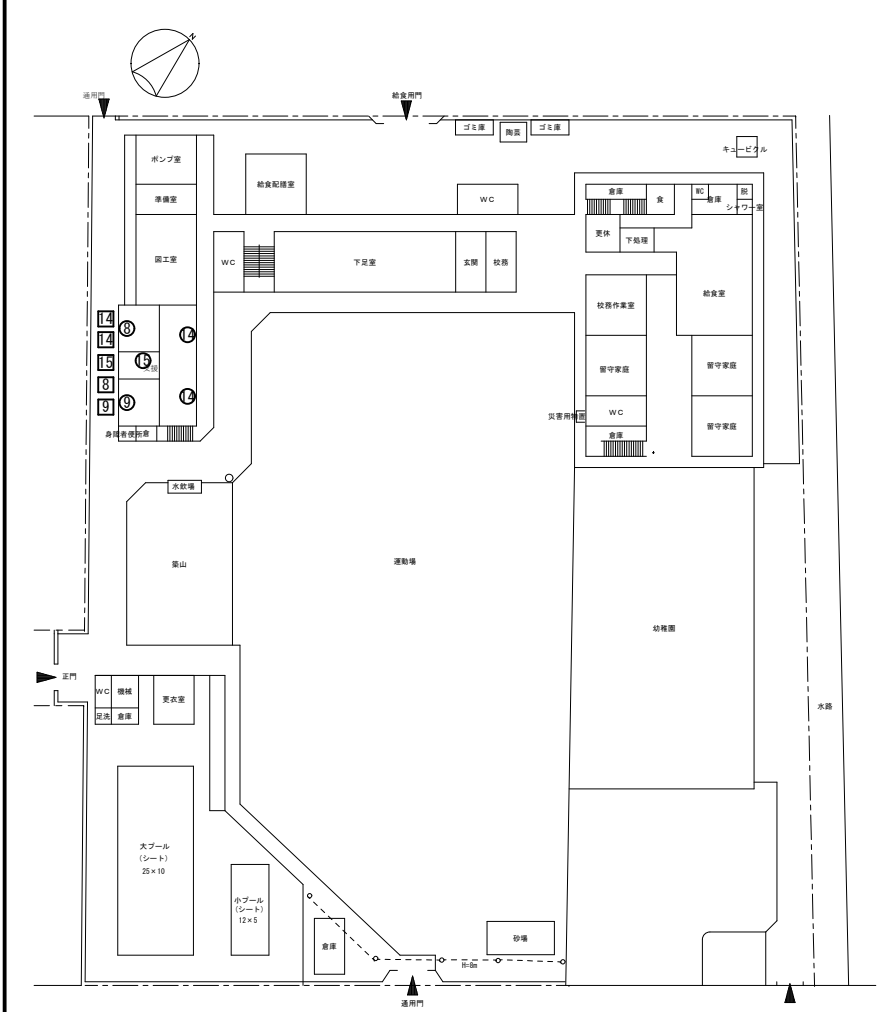
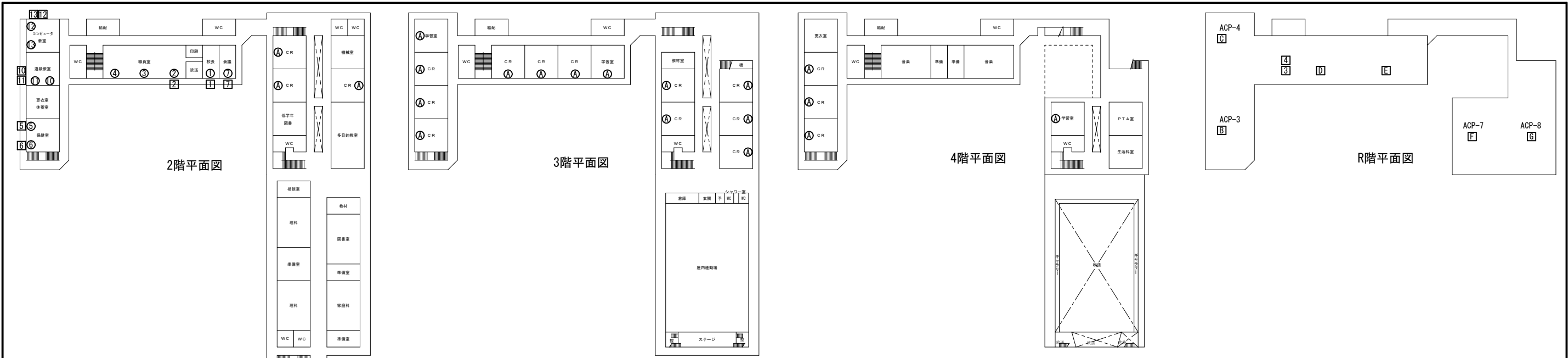
注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。



配置図兼1階平面図

学校名	吹田市立吹田第二小学校		
所在地	吹田市泉町3丁目15番18号		
縮尺		番号	2
吹田市 学校教育部 学校管理課			



配置図1階平面図

吹田第三小学校空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	日立	RPC-J56K2	1	5.6 6.3	1.7	ベランダ天吊	H12.9.14
②	職員室	日立	RPC-J63K	1	6.3 7.5	1.8	ベランダ天吊	H12.9.14
③ ④	職員室	日立	RPC-J140K	2	14.0 16.0	3.75	屋上	H12.9.14
⑤ ⑥	保健室	日立	RPK-AP56K2	2	5.6 6.3		ベランダ床置	
⑦	会議室	東芝	AKSA06345JX	1	5.6 6.3	1.1	ベランダ天吊	

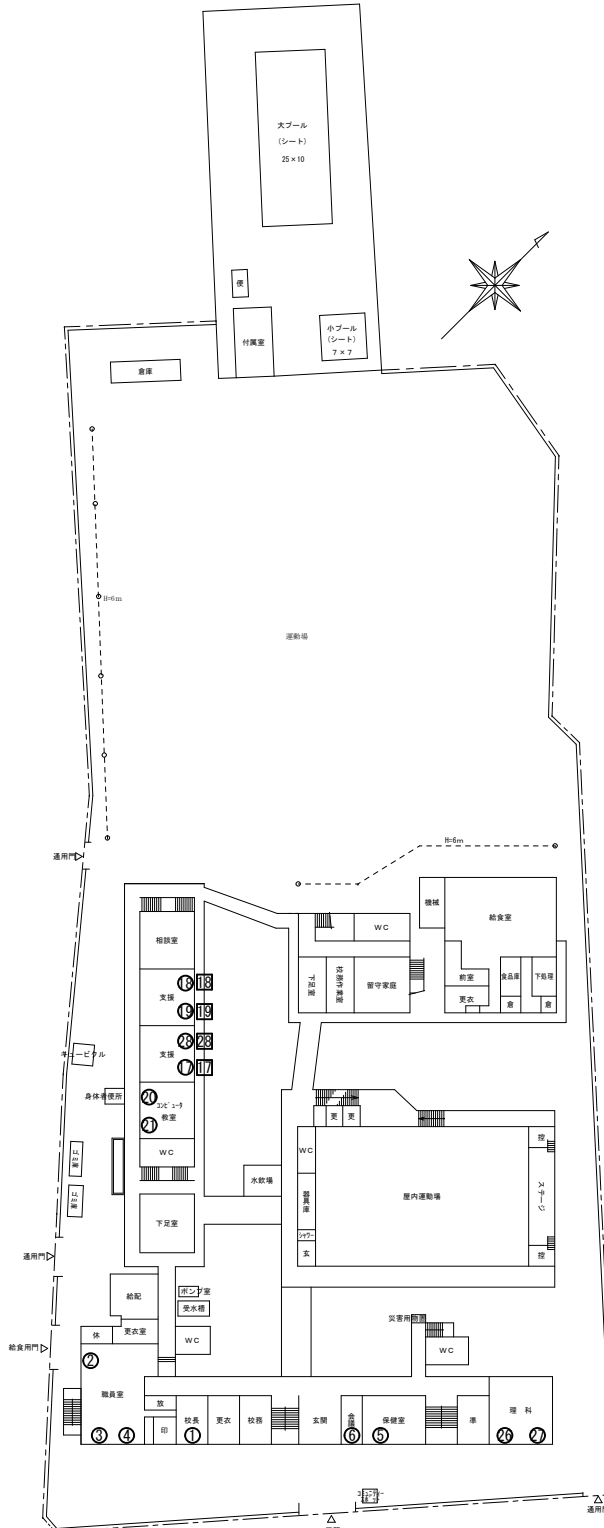
吹田第三小学校空調機器仕様表（教室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑧ ⑨	支援教室	東芝	RAS-5065DV ルームエアコン	2	5.0 6.0	0.75	地上	
⑩ ⑪	通級指導教室	東芝	RAS-4065DV ルームエアコン	2	4.0 5.0	0.75	ベランダ床置	
⑫ ⑬	コンピュータ教室	日立	RPC-J140K RAS-J140HI	2	14.0 16.0	3.75	2F壁付	H12.9.14
⑭	支援教室(プレイルーム)	日立	RAS-AP56GH3	2	5.0 5.6	0.95	壁面	H28.9
⑮	支援教室(和室)	日立	RAS-AP56GH3	1	5.6 6.3	0.95	壁面	H28.9
Ⓐ	普通教室	日立	RPC-GP140K	20	14.0 16.0			H28.9
Ⓑ	室外機	日立	RAS-AP670DG4	1	67.0/77.5	7.2+7.2	屋上	H28.9
Ⓒ	室外機	日立	RAS-AP500DG4	1	50.0/56.0	4.8+6.0	屋上	H28.9
Ⓓ	室外機	日立	RAS-AP335DG4	1	33.5/37.5	7.2	屋上	H28.9
Ⓔ	室外機	日立	RAS-AP335DG4	1	33.5/37.5	7.2	屋上	H28.9
Ⓕ	室外機	日立	RAS-AP775DG4	1	77.5/90.0	4.8+2+7.2	屋上	H28.9
Ⓖ	室外機	日立	RAS-AP670DG4	1	67.0/77.5	7.2+7.2	屋上	H28.9

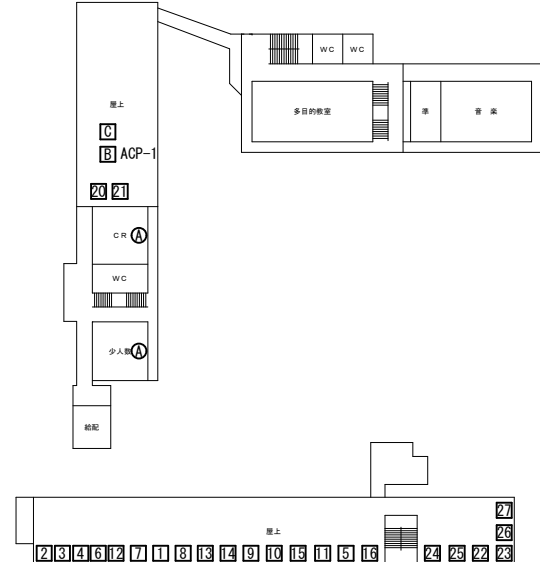
注記

- 1、図中口印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

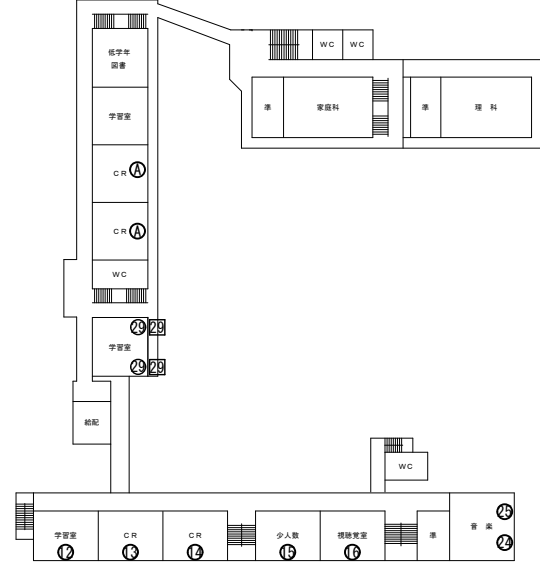
学校名	吹田市立吹田第三小学校		
所在地	吹田市高城町18番39号		
縮尺		番号	3
吹田市 学校教育課 学校管理課			



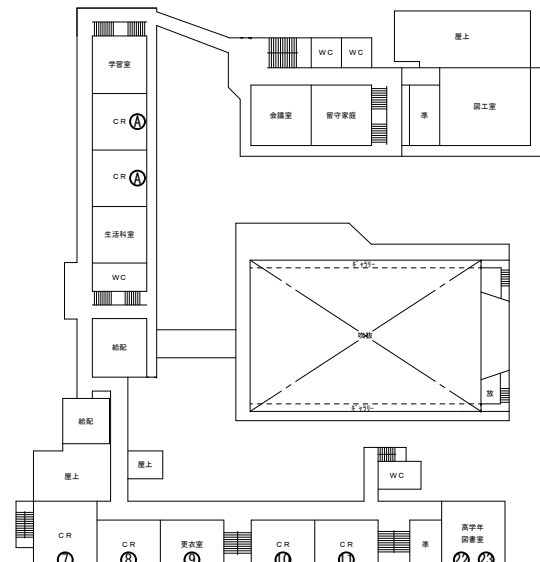
配置図兼1階平面図



4階平面図



3階平面図



2階平面図

吹田東小学校空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	東芝	ACEA11237M	1	11.2 12.5	1.7	屋上	R1.9.9
②	職員室	日立	RAS-GP80RGH1 RPC-GP80K2	1	7.1 8.0	2.1	屋上	R4.3
③ ④	職員室	日立	RAS-GP112RGH1 RPC-GP112K2	2	10.0 11.2	2.7	屋上	R4.3
⑤	保健室	東芝	APAC8044	1	7.1 8.0	1.6	屋上	H20.8.29
⑥	会議室	日立	RPK-AP63HVJ2	1	5.6 6.3	1.1	屋上	

吹田東小学校空調機器仕様表（教室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑦～⑪	普通教室	東芝	APAC14044	5	12.5 14.0	3.0	屋上	H20.8.29
⑫～⑯	普通教室	東芝	APAC14044	5	12.5 14.0	3.0	屋上	H20.8.29
⑰	支援教室	ダイキン	SHYJ80L	1	8.0 9.0	2.2	地上	H11.8.1
⑱ ⑲	支援教室	東芝	APAC6345S	2	5.6 6.3	1.1	地上	
⑳ ㉑	コンピュータ教室	日立	RAS-J140H1	2	14.0 16.0	3.75	屋上壁付	H12.8.14
㉒ ㉓	図書室	東芝	APAC11244	2	10.0 11.2	2.5	屋上	H20.8.29
㉔ ㉕	音楽室	東芝	APAC11244	2	10.0 11.2	2.5	屋上	H20.8.29
㉖ ㉗	理科室	東芝	APAC11244	2	11.2 12.5	2.5	屋上	H20.8.29
㉘	普通教室	日立	RPC-GP140K	6	14.0 16.0			H28.9
㉙	室外機	日立	RAS-AP670DG4	1	67.0/77.5	7.2+7.2	屋上	H28.9
㉚	室外機	日立	RAS-AP335DG4	1	33.5/37.5	7.2	屋上	H28.9
㉛ ㉜	支援教室	ダイキン	SZRH80BFT	1	7.1/8.0	1.7	バルコニー	R2.8
㉝ ㉞	支援教室	三菱	AIC-RP803H ROA-RP803HX	2	7.1/8.0	1.7	バルコニー	R3.6

注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

学校名	吹田市立吹田東小学校		
所在地	吹田市幸町20番1号		
縮尺		番号	4
吹田市 学校教育部 学校管理課			

吹田南小学校空調機器仕様表（管理諸室）

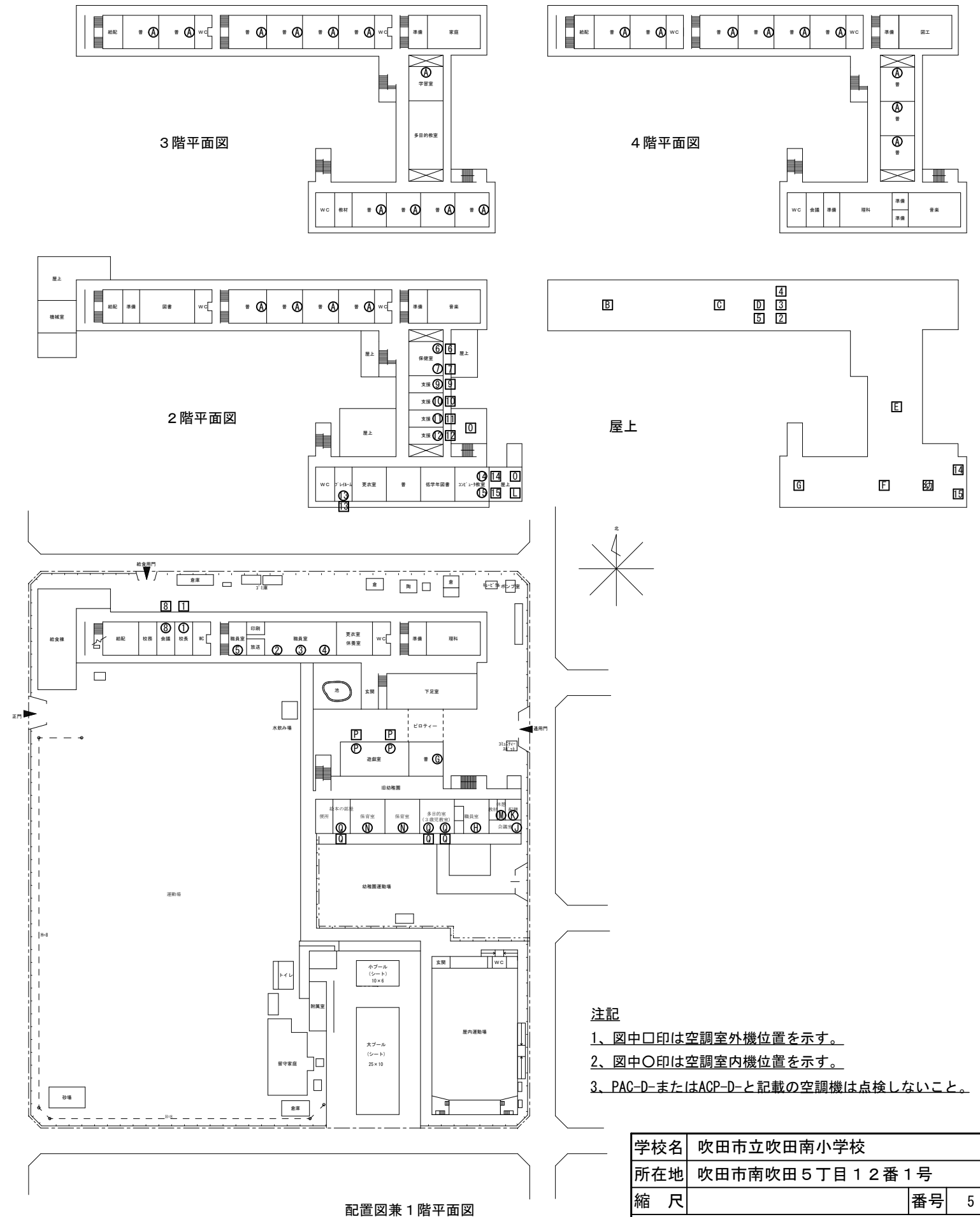
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	日立	RPC-J56K2	1	5.6 6.3	1.7	廊下天吊	H19.8.31
②~④	職員室	ダイキン	SHYJ112L	3	11.2 12.5	3.0	屋上	H11.9.10
⑤	職員室	ダイキン	SHYJ80L	1	8.0 9.0	2.2	屋上	H11.9.10
⑥ ⑦	保健室	三重	FDKJ45HK	2	4.5 5.0	1.2	ベランダ天吊	
⑧	会議室	日立	RPC-AP63HVMJ	1	5.6 6.3	1.0	廊下天吊	H19.8.31

吹田南小学校空調機器仕様表（教室）

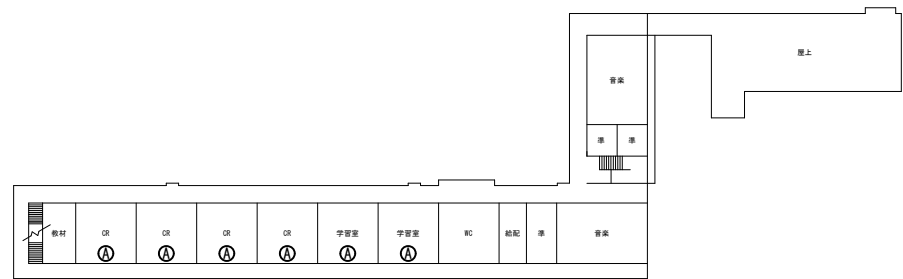
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑨ ⑩	支援教室	東芝	APAC6345S	2	6.3 7.5	1.1	ベランダ天吊	
⑫	支援教室	日立	RPK-NP56K	1	5.6/6.3	1.5	ベランダ天吊	R1.10.19
⑪	支援教室	東芝	壁掛け	1	5.1/5.6	1Φ200V		
⑬	支援教室	東芝	AIC-AP636H	1	5.6 5.6	1.1	ベランダ天吊	
⑭ ⑮	コンピュータ教室	東芝	PAC14000	2	12.5 14.0	3	屋上	H14.9.13
Ⓐ	普通教室	日立	RPC-AP140K5	24	14.0 16.0			H27.9
Ⓑ	室外機	日立	RAS-AP670DG4	1	67.0/77.5	7.2×2	屋上	H27.9
Ⓒ	室外機	日立	RAS-AP950DG4	1	95.0/106.0	7.2×2+6	屋上	H27.9
Ⓓ	室外機	日立	RAS-AP950DG4	1	95.0/106.0	7.2×2+6	屋上	H27.9
Ⓔ	室外機	日立	RAS-AP670DG4	1	67.0/77.5	7.2×2	屋上	H27.9
Ⓕ	室外機	日立	RAS-AP670DG4	1	67.0/77.5	7.2×2	屋上	H27.9
Ⓖ Ⓗ	普通教室	日立	RPC-GP140RSH4	1	12.5/14.0	3.0	屋上	R2.8

吹田南小学校空調機器仕様表（旧幼稚園）

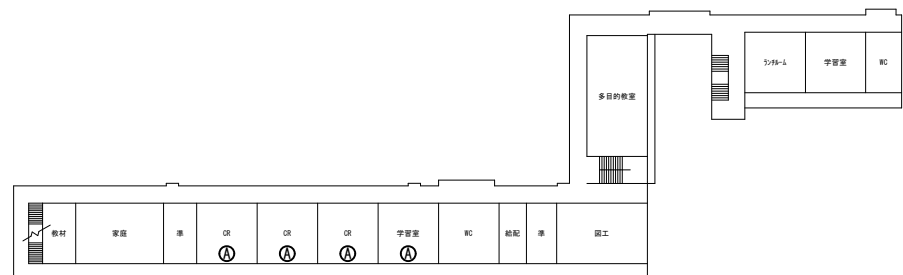
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
Ⓗ	職員室	ダイキン		2	14.0	ビルマル		H29.2
Ⓙ	会議室	ダイキン		1	7.1	ビルマル		H29.2
Ⓚ	配膳室	ダイキン		1	7.1	ビルマル		H29.2
Ⓛ	室外機	ダイキン		1	28.0/31.5		小学校2階	H29.2
Ⓜ	調理員休憩室	ダイキン	ルームエアコン	1	2.2			H29.2
Ⓝ	保育室	日立	RPC-AP140K5	2	14.0 16.0			H27.9
Ⓧ	室外機	日立	RAS-AP335DG4	1	33.5/37.5	7.2	小学校屋上	H27.9
Ⓟ	遊戯室	東芝	APAC14045S	2	14.0		壁掛	H20.7
Ⓧ	保育室	ダイキン		3	7.1		壁掛	H29.2



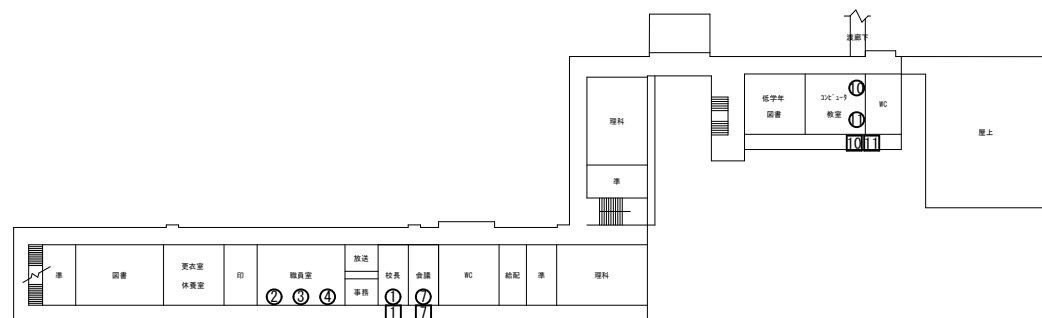
学校名	吹田市立吹田南小学校		
所在地	吹田市南吹田5丁目12番1号		
縮尺		番号	5
吹田市 学校教育課 学校管理課			



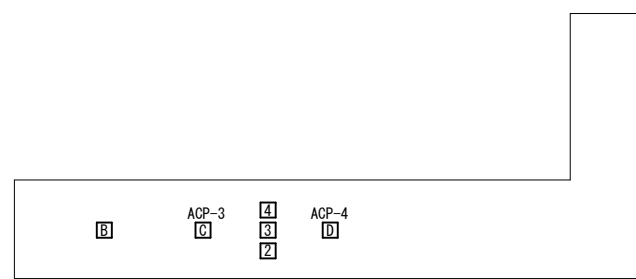
4階平面図



3階平面図



2階平面図



屋上

吹田第六小学校空調機器仕様表 (管理諸室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	ダイキン	SHYJ80L	1	8.0 9.0	2.2	ベランダ天吊	H11.9.10
② ③	職員室	ダイキン	RZDP80BB FHP80BA	2	7.1 8.0	1.2	屋上	H11.9.10
④	職員室	東芝	ROA-RP803HS AIC-RP803H	1	7.1 8.0	1.65	屋上	R1.7.31
⑤	保健室	日立	RPKL-AP50K2	1	4.0 4.3	1.5	ベランダ床置	H27
⑥	保健室	日立	RPK-AP50K	1	5.0 5.6	1.2	ベランダ床置	H24
⑦	会議室	日立	RPC-AP63HVMJ	1	5.6 6.3	1.0	ベランダ天吊	

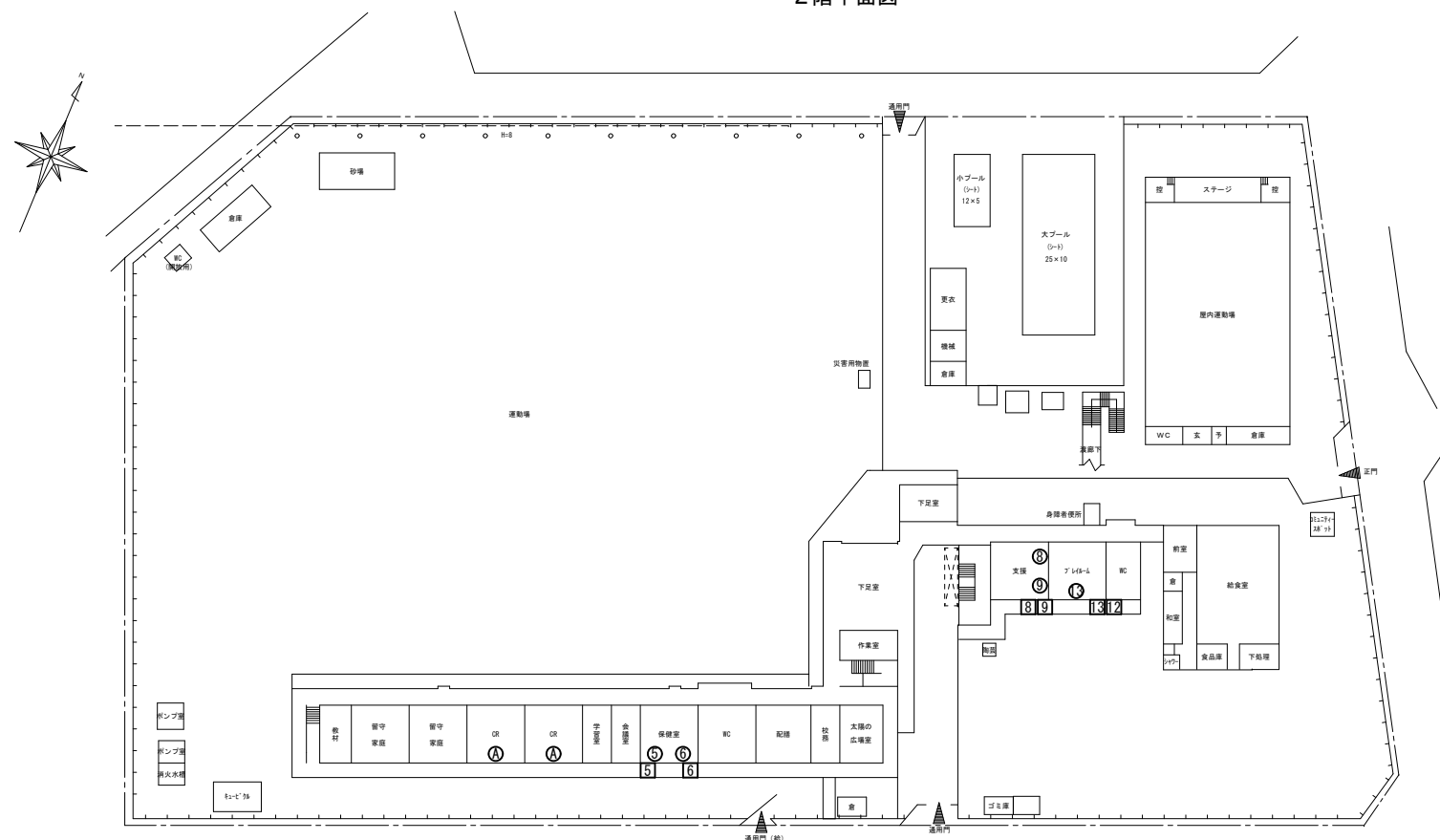
吹田第六小学校空調機器仕様表 (教室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑧	支援教室	日立	RPK-P56HJ2	1	5.6 6.3	1.7	地上	
⑨	支援教室	日立	RPK-AP56K2	1	5.6 6.3	1.7	地上	H27.5
⑩ ⑪	コンピュータ教室	ヤンマー	YZHP140KD	2	14.0 17.0		ビルマル	
⑫	室外機	ヤンマー	YNZP280E2	1	28.0/33.5	ガス	地上	H14.9.13
⑬	プレイルーム	日立	RAS-AP140GH3	1	14.0 16.0	3.75	地上	H28.9
Ⓐ	普通教室	日立	RPC-GP140K	12	14.0 16.0		ビルマル	H28.9
Ⓑ	室外機	日立	RAS-AP335DG4	1	33.5/37.5	7.2	屋上	H28.9
Ⓒ	室外機	日立	RAS-AP950DG4	1	95.0/106.0	6.0+7.2+7.2	屋上	H28.9
Ⓓ	室外機	日立	RAS-AP670DG4	1	67.0/77.5	7.2+7.2	屋上	H28.9

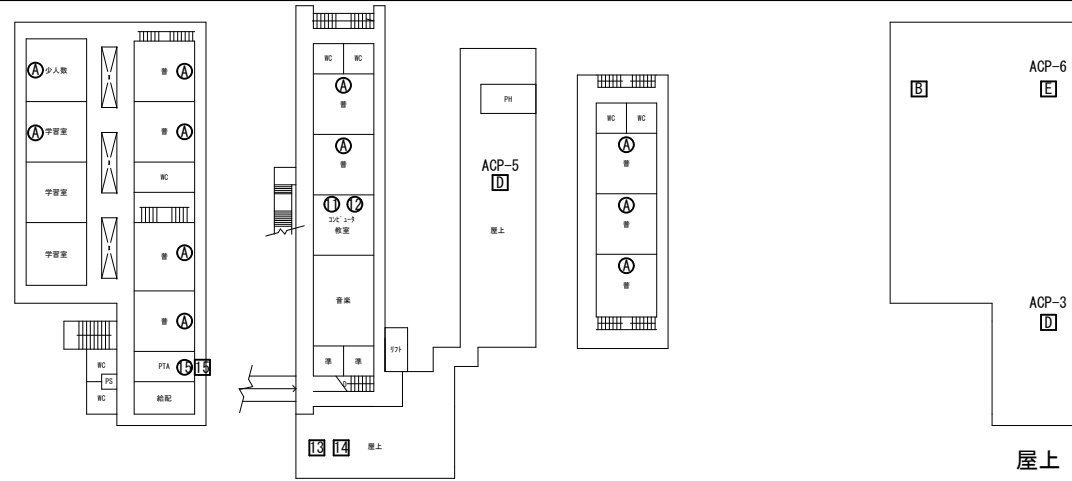
注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

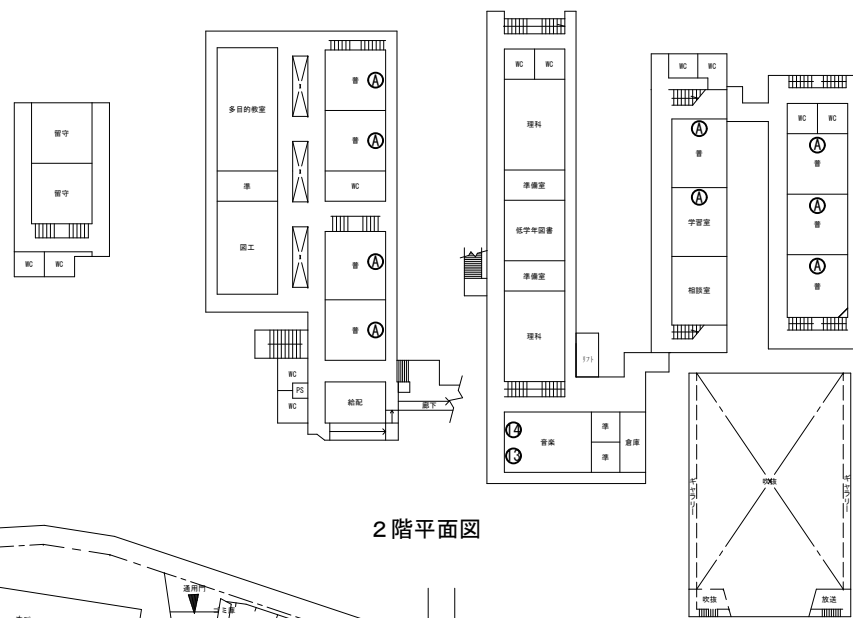
学校名	吹田市立吹田第六小学校		
所在地	吹田市南清和園町43番1号		
縮尺		番号	6
吹田市 学校教育課 学校管理課			



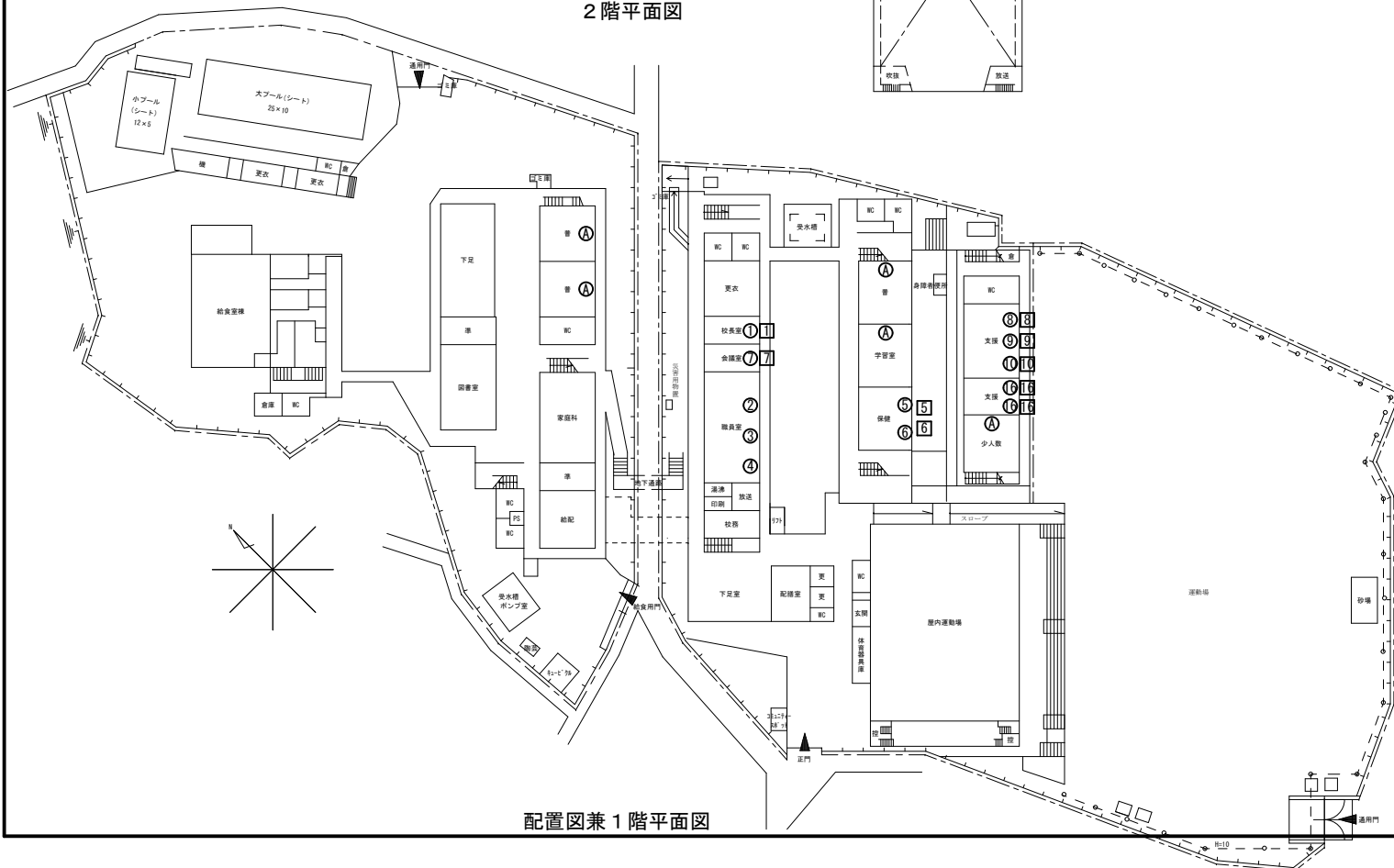
配置図兼1階平面図



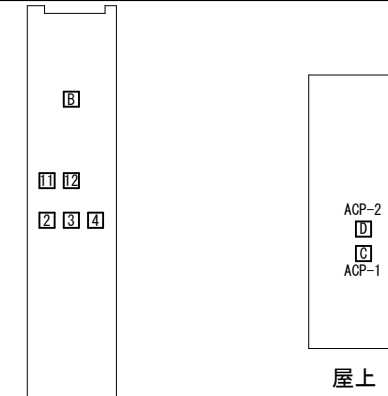
3階平面図



2階平面図



配置図兼1階平面図



屋上

千里第一小学校空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	日立	RAS-AP63HVJ1	1	5.6 6.3	1.1	ベランダ天吊	H27
②~④	職員室	ダイキン	SHYJ112K	3	11.2 12.5	3.0	屋上	H10.9.11
⑤ ⑥	保健室	日立	RAS-GP50RSHJ RPK-GP50K	2	4.5 5.0	0.8	地上	
⑦	会議室	三菱	FDEP633	1	6.3 7.5	1.1	ベランダ天吊	
⑮	PTA室	日立	RPK-AP63HVJ1	1	5.6 6.3	1.1	ベランダ天吊	H25

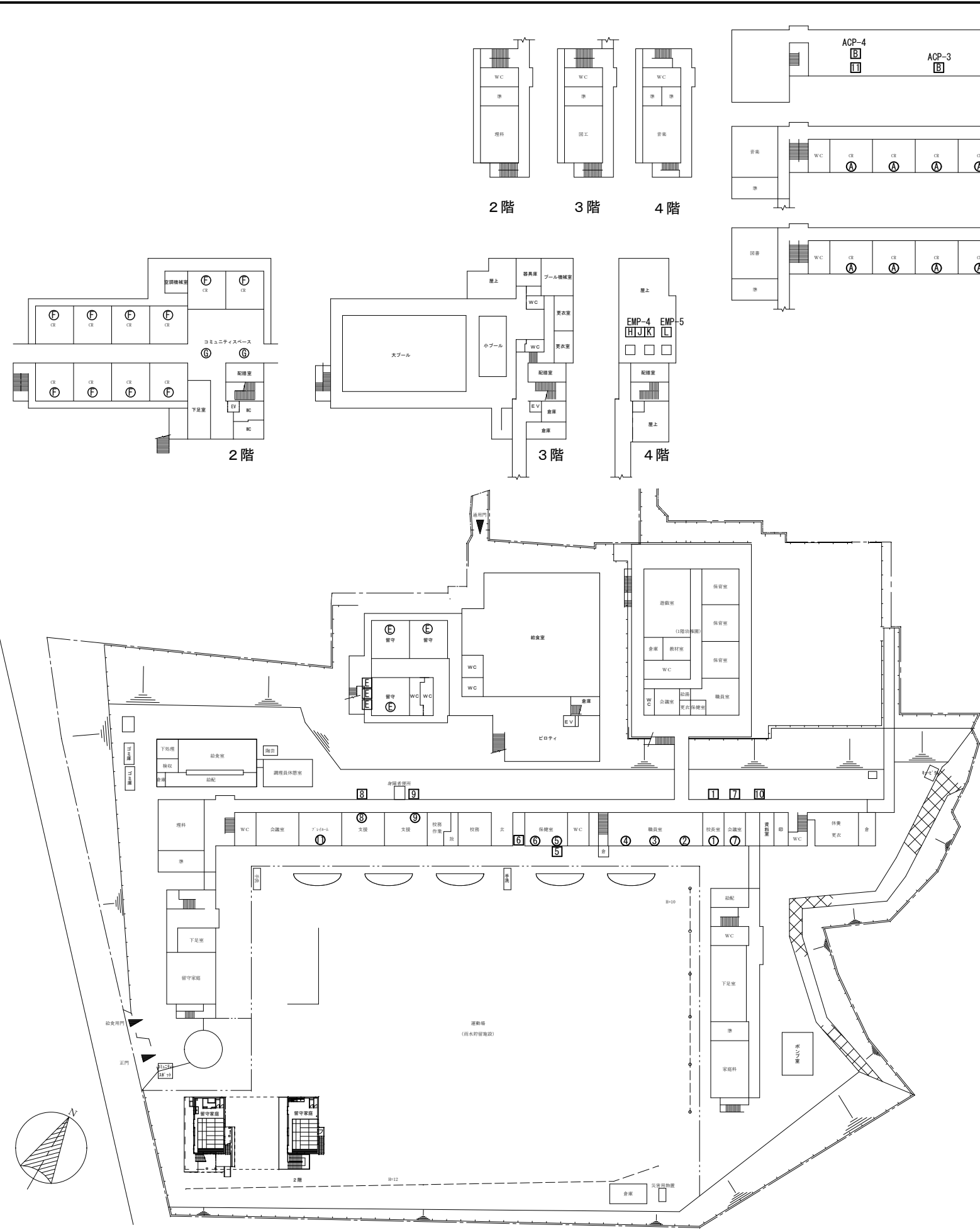
千里第一小学校空調機器仕様表（教室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑧	支援教室	日立	RPK-NP56K	1	5.6 6.3	1.1	ベランダ天吊	H15
⑨ ⑩	支援教室	日立	RPC-AP56K5	2	5.6 6.3	1.7	ベランダ天吊	H25.7
⑪ ⑫	コンピュータ教室	東芝	RPC16011	2	14.0 16.0	3.3	屋上	H15.8.31
⑬ ⑭	第1音楽室	東芝	APAC11221SM	2	10.0 11.2	1.7	屋上	H18.8.31
⑯	支援教室	日立	RPC-AP56GH4	2	5.6 6.3	1.7	ベランダ天吊	H27.9
A	普通教室	日立	RPC-AP140K5	25	14.0 16.0		ビルマル	H27.9
B	室外機	日立	RAS-AP335DG4	2	33.5/37.5	7.2	屋上	H27.9
C	室外機	日立	RAS-AP500DG4	1	50.0/56.0	4.8+6.0	屋上	H27.9
D	室外機	日立	RAS-AP670DG4	3	67.0/77.5	7.2×2	屋上	H27.9
E	室外機	日立	RAS-AP950DG4	1	95.0/106.0	7.2×2+6.0	屋上	H27.9

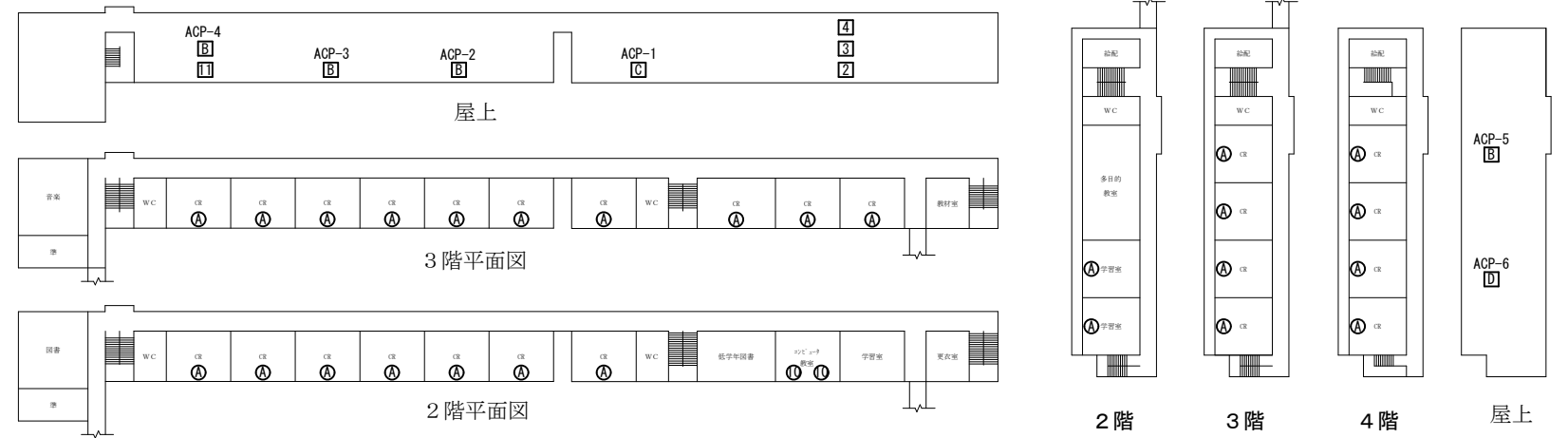
注記

- 1、図中口印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

学校名	吹田市立千里第一小学校		
所在地	吹田市片山町4丁目32番10号		
縮尺		番号	7
吹田市 学校教育部 学校管理課			



配置・1階平面図



千里第二小学校空調機器仕様表（管理諸室）

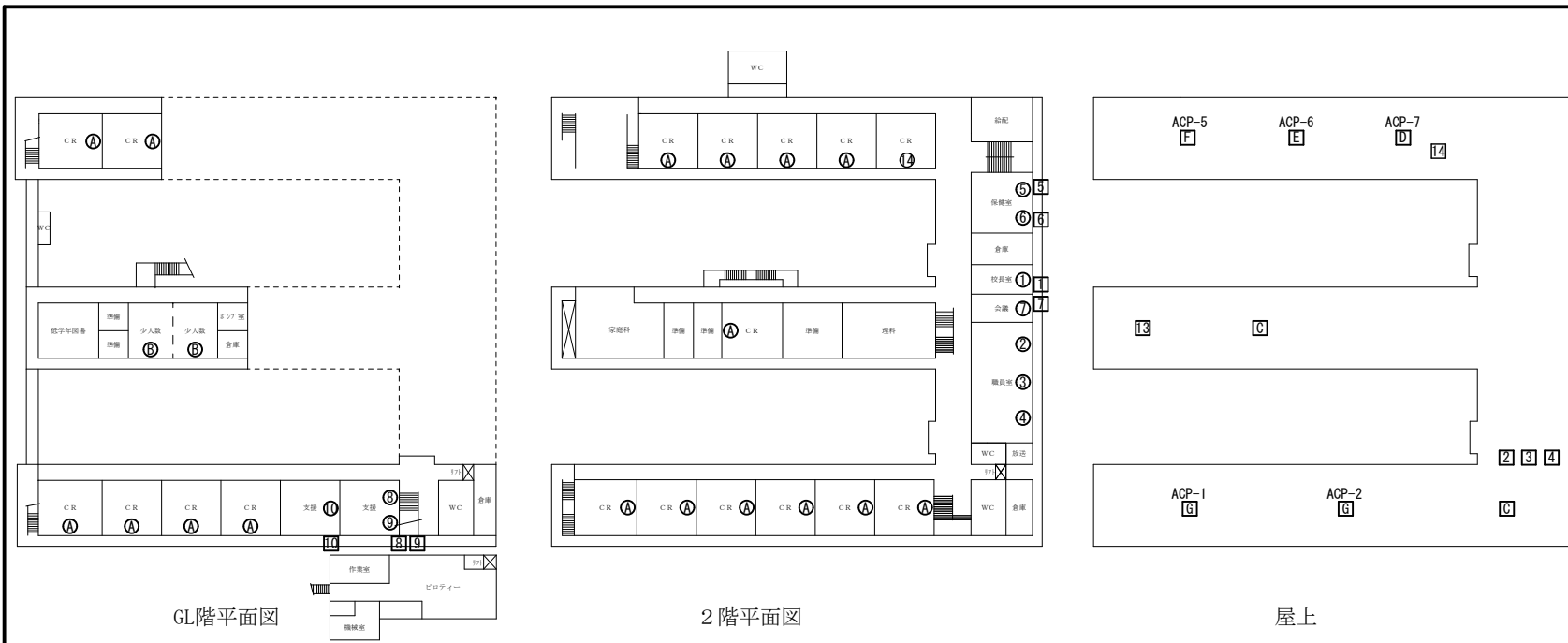
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	ダイキン	SHYJ71K	1	7.1 8.0	1.9	壁付	H10.9.11
②~④	職員室	ダイキン	SHYJ112K	3	11.2 12.5	3.0	屋上	H10.9.11
⑤	保健室	日立	RAS-GP50RSHJ RPK-GP50K	1	4.5 5.0	0.8	壁付	
⑥	保健室	日立	RPK-AP50K2	1	5.0 5.6	1.1	壁付	H25.10.9
⑦	会議室	日立	RPK-AP63HVMJ2	1	5.6 6.3	1.0	壁付	

千里第二小学校空調機器仕様表（教室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑧	支援教室	ダイキン	SHYLJ140F	1	14.0/16.0	3.75	地上	H16.7.5
⑨	支援教室	ダイキン	SHYLJ140F	1	14.0/16.0	3.75	地上	H16.7.5
⑩	コンピュータ教室	ダイキン	FHYP112M×2 RZYP224M	1	20.0 22.4	1.2+4.5	地上	H15.8.31
⑪	プレイルーム	三菱	PUZ-ERP140LA3 PC-RP140KA10	1	12.5 14.0	2.8	屋上	H27.9
Ⓐ	普通教室	三菱	PCFY-P140KMG3	27	14.0/16.0			H27.9
Ⓑ	室外機	三菱	PUHY-EP670SDMG3	4	67.0/77.5	5.1+7.4	屋上	H27.9
Ⓒ	室外機	三菱	PUHY-EP775SDMG3	1	77.5/90.0	7.4+7.4	屋上	H27.9
Ⓓ	室外機	三菱	PUHY-EP950SDMG3	1	95.0/106.0	8.1+9.4	屋上	H27.9
Ⓔ	留守家庭	ダイキン	SZRC112B0	3	10.0/11.2	2.98	天カセ	R3.8
Ⓕ	普通教室	ダイキン	FXYP112MM	10	11.2/12.5		天カセ	R3.8
Ⓖ	コミュニティスペース	ダイキン	FXYP112MM	2	11.2/12.5		天カセ	R3.8
Ⓗ	室外機	ダイキン	RXYP1120F	1	112/125	42.5	屋上	R3.8
Ⓙ	室外機	ダイキン	SZCZ225CJD	1	20.0/22.4	6.95	屋上	R3.8

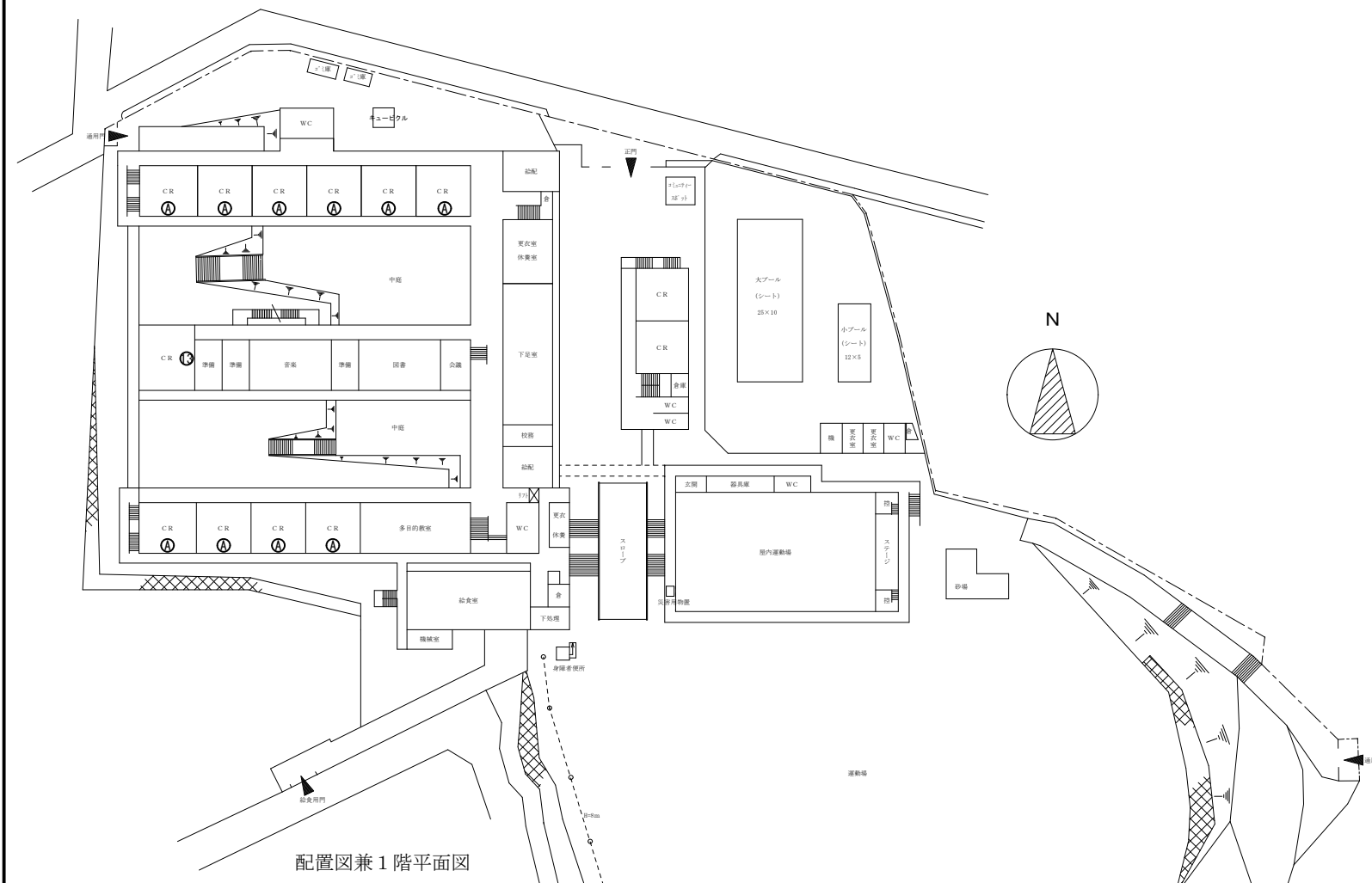
- 注記
- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
 - 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
 - 3、PAC-DまたはACP-Dと記載の空調機は点検しないこと。

学校名	吹田市立千里第二小学校		
所在地	吹田市千里山松が丘25番1号		
縮尺		番号	8
吹田市 学校教育部 学校管理課			



千里第三小学校空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	ダイキン	SHYJ8K	1	8.0 9.0	2.2	ベランダ床置	H9.9.12
③	職員室	ダイキン	SHYJ125F	1	12.5 14.0	3.0	屋上	H9.9.12
② ④	職員室	東芝	ACSA14087M	2	12.5 14.0	3.03	屋上	H30.10
⑤ ⑥	保健室	日立	RPK-AP50K2	2	4.5 5.0	0.8	ベランダ床置	
⑦	会議室	日立	RPK-AP63HVMJ2	1	5.6 6.3	1.0	ベランダ床置	



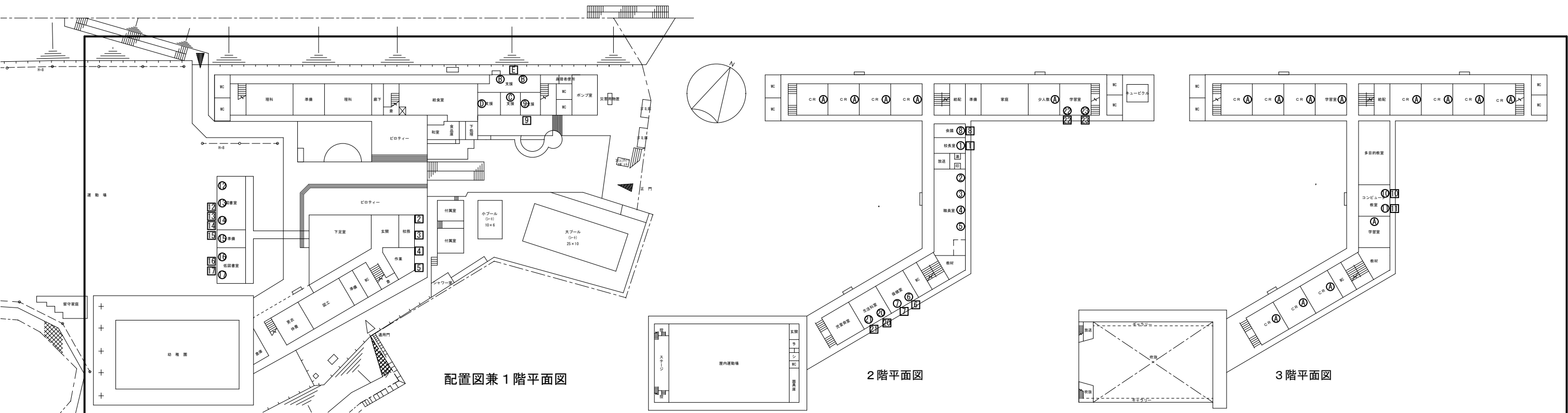
千里第三小学校空調機器仕様表（教室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑧ ⑨	支援教室	東芝	AIC-AP634H	2	5.6 6.3	1.1	ベランダ天吊	
⑩	支援教室	ダイキン	SHYLJ140F	1	14.0 16.0	3.75	地上	
⑭	普通教室	日立	RPC-GP160RSH5	1	14.0 16.0	3.7	屋上	R3.7
⑬	図工教室	三菱	PCZ-ERMP160KM	1	14.0 16.0	3.7	屋上	H29.6
Ⓐ	普通教室	日立	RPC-AP140K5	27	14.0 16.0		ビルマル	H27.9
Ⓑ	教室	日立	RPC-AP80K5	2	8.0 9.0		ビルマル	H27.9
Ⓒ	室外機	日立	RAS-AP335DG4	2	33.5/37.5	7.2	屋上	H27.9
Ⓓ	室外機	日立	RAS-AP500DG4	1	50.0/56.0	4.8+6.0	屋上	H27.9
Ⓔ	室外機	日立	RAS-AP670DG4	1	67.0/77.5	7.2×2	屋上	H27.9
Ⓕ	室外機	日立	RAS-AP775DG4	1	77.5/90.0	4.8×2+7.2	屋上	H27.9
Ⓖ	室外機	日立	RAS-AP950DG4	2	95.0/106.0	7.2×2+6.0	屋上	H27.9

注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

学校名	吹田市立千里第三小学校		
所在地	吹田市千里山西2丁目13番1号		
縮尺		番号	9
吹田市 学校教育部 学校管理課			

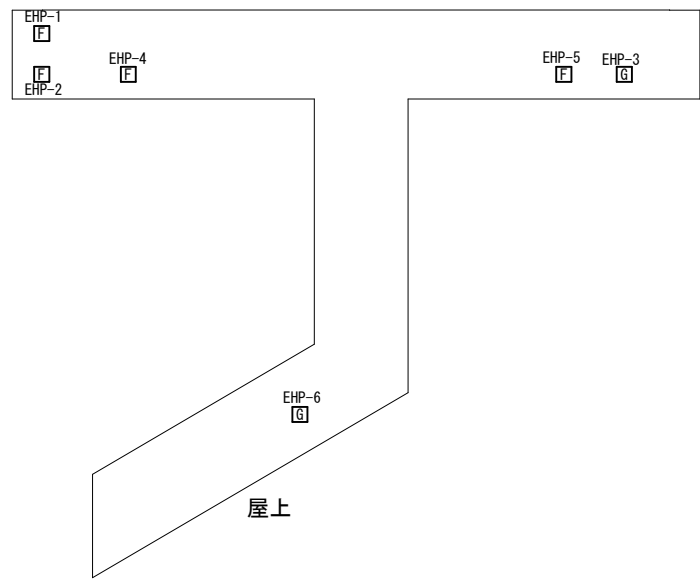


配置図兼 1階平面図

2階平面図

3階平面図

4階平面図



屋上

千里新田小学校空調機器仕様表 (教室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑨	支援教室	東芝	AIK-J454HG	1	4.5 5.0	1.5	ベランダ天吊	H7. 8. 12
⑩ ⑪	コンピュータ教室	ダイキン	SHYJ1140F	2	14.0 16.0	3.75	ベランダ天吊	H10. 6. 5
⑫~⑰	図書室	ダイキン	RYP112B FHYP112S	6	11.2 12.5	3.0	地上	H14. 9. 13
Ⓐ	普通教室	三菱	PCFY-P140KMG3	26	14.0 16.0		ビルマル	H27. 9
Ⓑ	支援教室	三菱	PCFY-P56KMG3	2	5.6 6.3		ビルマル	H27. 9
Ⓒ	支援教室	三菱	PKFY-P71KMG3	1	7.1 8.0		ビルマル	H27. 9
Ⓓ	支援教室	三菱	PKFY-P56HMG3	1	5.6 6.3		ビルマル	H27. 9
Ⓔ	室外機	三菱	PUHY-EP280SDMG3	1	28.0/31.5	5.1	地上	H27. 9
Ⓕ	室外機	三菱	PUHY-EP670SDMG3	4	67.0/77.5	5.1+7.4	屋上	H27. 9
Ⓖ	室外機	三菱	PUHY-EP775SDMG3	2	77.5/90.0	7.4+7.4	屋上	H27. 9
⑱	音楽室			4	7.1 8.0	1.6	ベランダ天吊	H30. 8
⑲	音楽室			2	5.6 6.3	1.3	ベランダ天吊	H30. 8
⑳	生活科室	三菱	PC-RP80KA14	1	7.1 8.0	1.6	ベランダ天吊	R1. 6
㉑	生活科室	三菱	PC-RP63KA15	1	5.6 6.3	1.3	ベランダ天吊	R1. 6
㉒	学習室	ダイキン	RZRP63BCT FHP63DG	1	5.6 6.3	1.18	ベランダ天吊	R2. 6
㉓	学習室	ダイキン	RZRP80BCT FHP80DG	1	7.1 8.0	1.7	ベランダ天吊	R2. 6

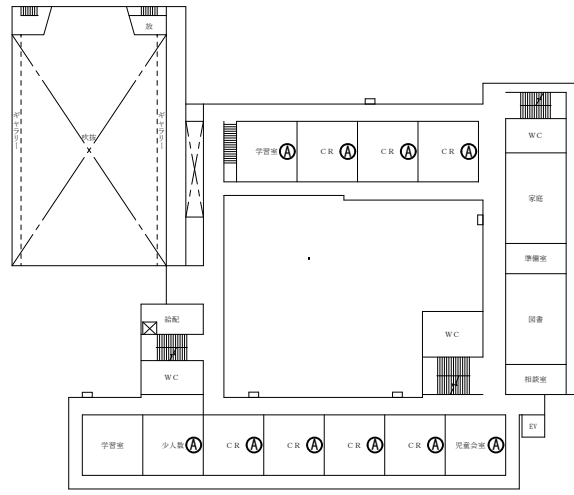
千里新田小学校空調機器仕様表 (管理諸室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	ダイキン	SHYJ80F	1	8.0 9.0	2.2	ベランダ天吊	H10. 6. 5
②	職員室	東芝	ROA-RP1123HS AIC-RP1123H	1	10.0 11.2	3.0	ベランダ天吊	R2. 7. 4
③~⑤	職員室	東芝	ROA-RP1123HS AIC-RP1123H	3	10.0 11.2	3.0	ベランダ天吊	R3. 7
⑥ ⑦	保健室	東芝	AIK-J454HG	2	4.5 5.0	1.5	ベランダ天吊	H7. 6. 12
⑧	会議室	日立	RPK-AP63HVJ2	1	5.6 6.3	1.1	ベランダ天吊	

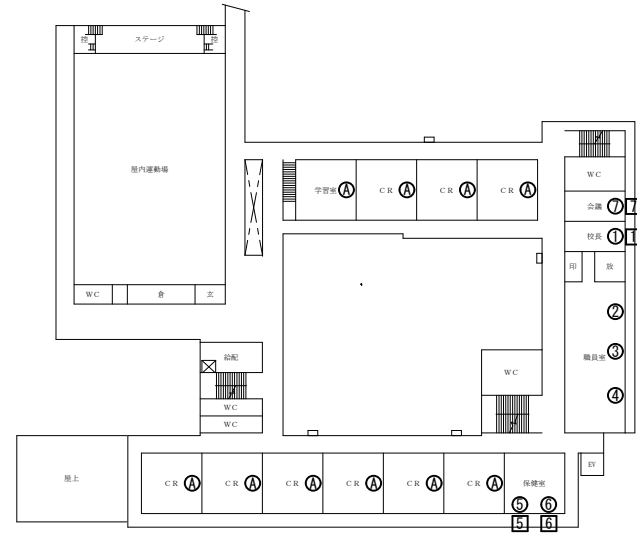
注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

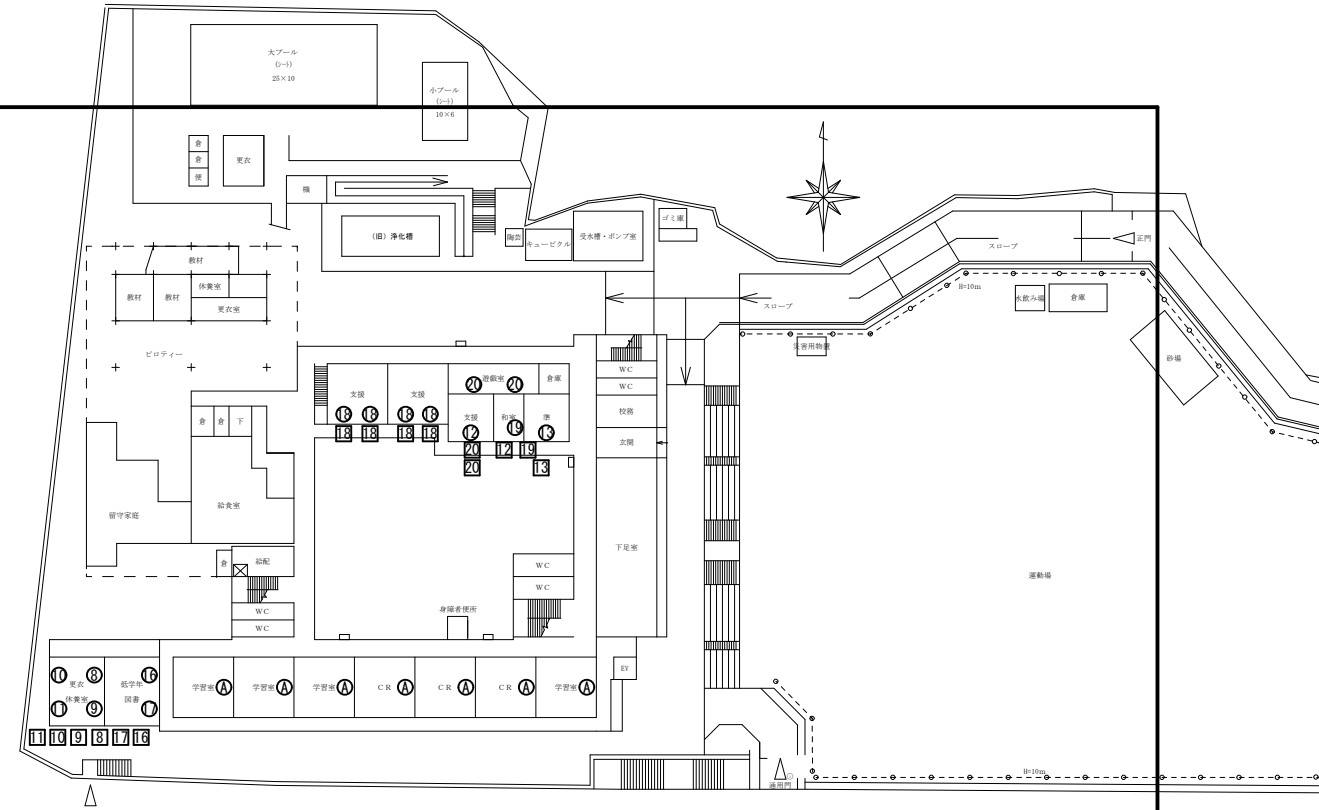
学校名	吹田市立千里新田小学校		
所在地	吹田市春日4丁目10番1号		
縮尺		番号	10
吹田市 学校教育課 学校管理課			



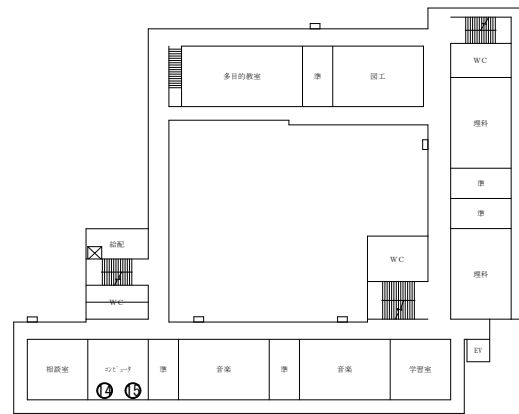
3階平面図



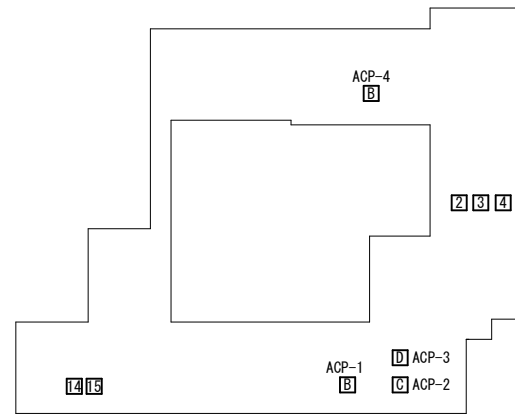
2階平面図



配置図1階平面図



4階平面図



屋上

佐井寺小学校空調機器仕様表 (管理諸室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	ダイキン	SHYJ80B	1	8.0 9.0	2.2	ベランダ天吊	H12. 9. 14
② ③	職員室	ダイキン	SHYJ112B	2	11.2 12.5	3.0	屋上	H12. 9. 14
④	職員室	ダイキン	SHYJ200B	1	20.0 22.4	5.5	屋上	H12. 9. 14
⑤ ⑥	保健室	三重	FDKJ45HK	2	4.5 5.0	1.2	ベランダ天吊	
⑦	会議室	日立	RPK-AP63HVMJ2	1	5.6 6.3	1.0	ベランダ天吊	
⑧ ⑨	更衣室	東芝	RAS-3664D ルームエアコン	2	3.6 4.2	0.75	地上	
⑩ ⑪	休養室	東芝	RAS-3664D ルームエアコン	2	3.6 4.2	0.75	地上	

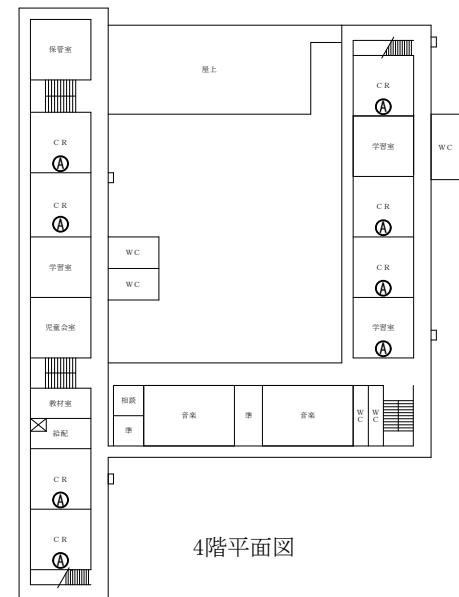
佐井寺小学校空調機器仕様表 (教室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑫ ⑬	支援教室	三菱重工	FDCZP635HK FDKZP635S	2	5.6 6.3	1.1	ベランダ天吊	
⑭ ⑮	コンピュータ教室	ダイキン	SHYJ140L	2	14.0 16.0	3.75	屋上	H11. 8. 31
⑯ ⑰	低学年図書室	東芝	ROA-AP1401H	2	12.5 14.0	1.9	地上	H18. 10. 29
⑱	支援教室	東芝	ROA-635HS AIC-AP637H1	4	5.6 6.3	1.1	ベランダ天吊	H27. 3
⑲	支援教室	東芝	ROA-AP635HS AIK-AP635H	1	5.6	1.1	ベランダ天吊	H27. 3
⑳	遊戯室	東芝	ROA-AP635HS AIK-AP637H1	2	5.6 6.3	1.1	ベランダ天吊	H27. 3
Ⓐ	教室	ダイキン	FXYH140MA	27	14.0 16.0		ビルマル	H23. 9
Ⓑ	室外機	ダイキン		2	125.0/140.0		屋上	H23. 9
Ⓒ	室外機	ダイキン		1	95.0/106.0		屋上	H23. 9
Ⓓ	室外機	ダイキン		1	80.0/90.0		屋上	H23. 9

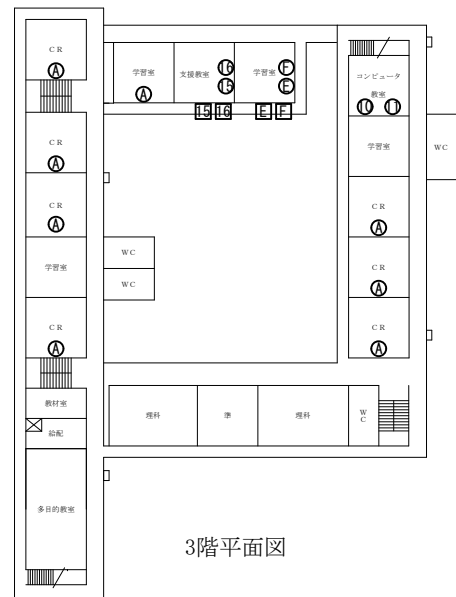
注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

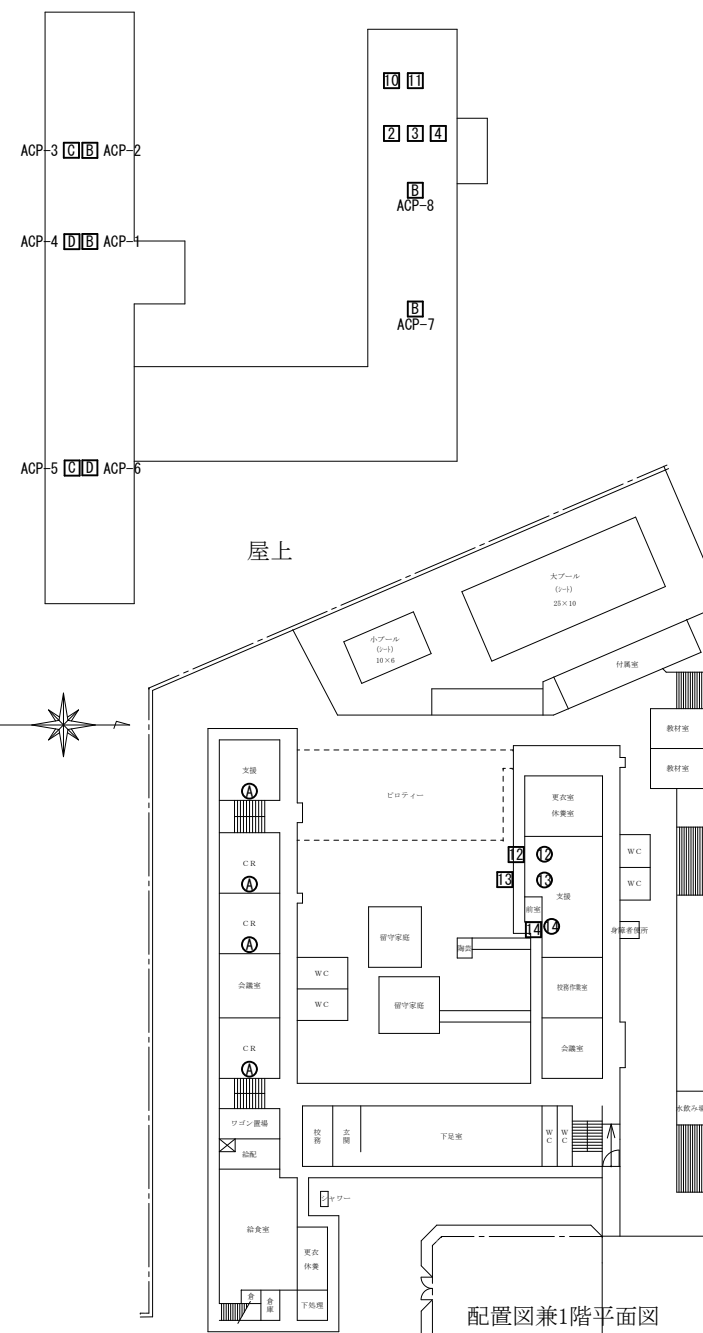
学校名	吹田市立佐井寺小学校		
所在地	吹田市佐井寺3丁目3番1号		
縮尺		番号	11
吹田市 学校教育課 学校管理課			



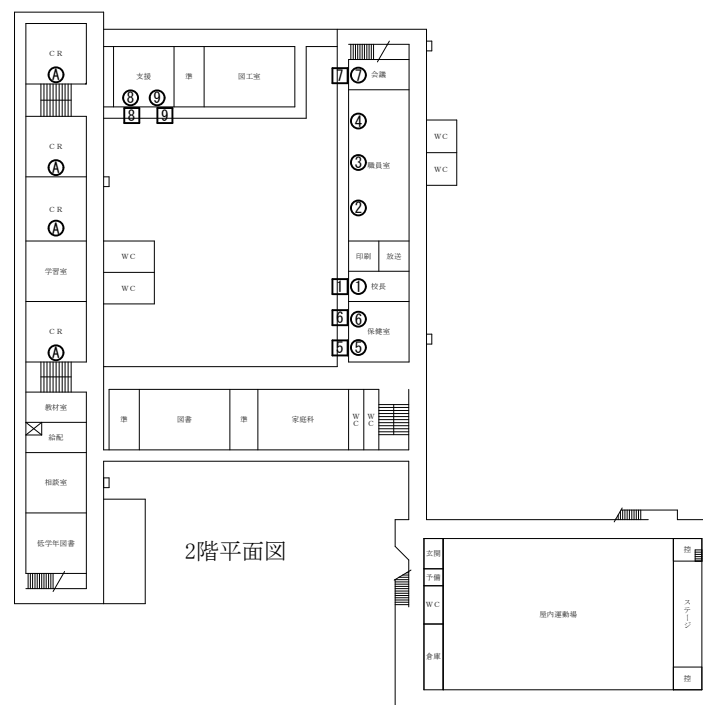
4階平面図



3階平面図



配置図兼1階平面図



2階平面図

東佐井寺小学校空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	ダイキン	SHYJ56FT	1	5.6 6.3	1.7	ベランダ天吊	H9.9.12
②～④	職員室	ダイキン	SHYJ140F	3	14.0 16.0	3.75	屋上	H9.9.12
⑤ ⑥	保健室	三重	FDKY40HK8	2	4,000kcal/h 4,300kcal/h	1.2	ベランダ天吊	H6
⑦	会議室	日立	RPK-AP63HVMJ	1	5.6 6.3	1.0	ベランダ天吊	H21
⑧ ⑨	支援教室	三菱	MPK-RP63KA	2	5.6 6.3	1.5	ベランダ天吊	

東佐井寺小学校空調機器仕様表（教室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑩	コンピュータ教室	日立	RPC-GP140K RAS-GP140RSH1	1	12.5 14.0	3.0	屋上	H30.9
⑪	コンピュータ教室	東芝	ROA-AP140IH	1	12.5 14.0	3.0	屋上	H14.9.13
⑫	支援教室	ダイキン	FAYP-56P	1	5.0 5.6	1.5	ベランダ天吊	H18
⑬	支援教室	東芝	ACSA16075M2	1	14.0 16.0	3.10	地上	H27.3
⑭	支援教室	東芝	ACSA06375M2	1	5.6 6.3	1.1	壁掛	H27.3
⑮	支援教室	三菱	PCZ-ERMP63KV	1	5.6 6.3	1.3	ベランダ天吊	R1.5
⑯	支援教室	三菱	PCZ-ERMP80KV	1	7.1 8.0	1.6	ベランダ天吊	R1.5
Ⓐ	教室	ダイキン	FXYH140MA	24	14.0 16.0			H23.9
Ⓑ	室外機	ダイキン	RXYP500BA	4	50.0/56.0		屋上	H23.9
Ⓒ	室外機	ダイキン	RXYP690BA	2	61.5/69.0		屋上	H23.9
Ⓓ	室外機	ダイキン	RXYP335BA	2	33.5/37.5		屋上	H23.9
Ⓔ ⑰	支援教室	ダイキン	SZRH80BFT	1	7.1/8.0	1.7	ベランダ天吊	R2.8
Ⓕ ⑱	支援教室	ダイキン	SZRH63BFT	1	7.1/8.0	1.18	ベランダ天吊	R2.8

注記

- 1、 図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、 図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、 PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

学校名	吹田市立東佐井寺小学校		
所在地	吹田市五月が丘西4番1号		
縮尺		番号	12
吹田市 学校教育部 学校管理課			

岸部第一小学校空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	ダイキン	SHYJ80L	1	8.0 9.0	2.2	ベランダ床置	H11.9.10
②	職員室	ダイキン	SHYJ1112F	1	11.2 12.5	3.0	屋上	H11.9.10
③ ④	職員室	ダイキン	SHYJ80L	2	8.0 9.0	2.2	屋上	H11.9.10
⑤ ⑥	保健室	日立	RAS-GP50RSHJ1 RPK-GP50K	2	4.5 5.0	0.8	ベランダ床置	
⑦	会議室	日立	RPK-AP63HVMJ2	1	5.6 6.3	1.0	地上	

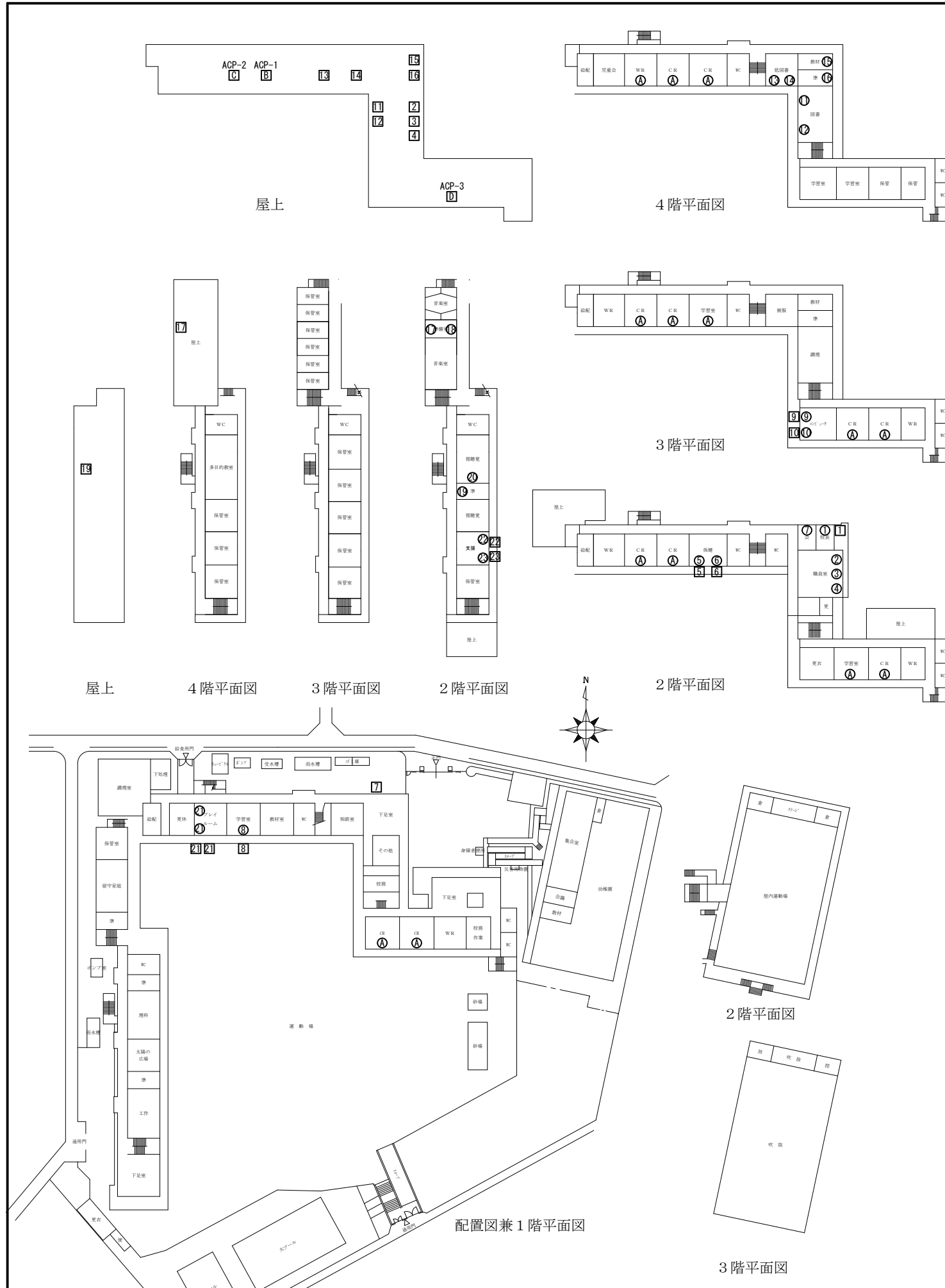
岸部第一小学校空調機器仕様表（教室）

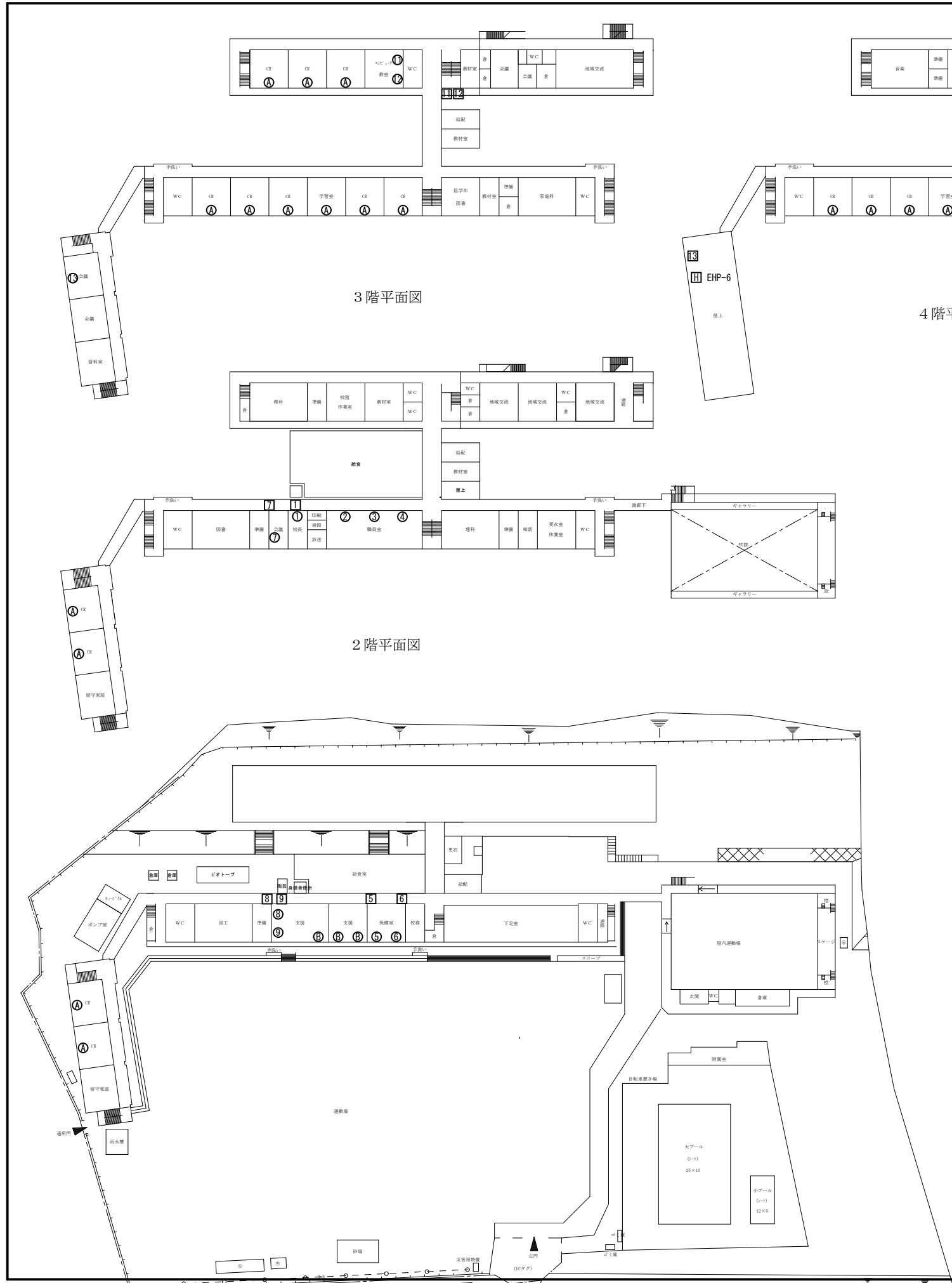
⑧	支援教室	ダイキン	FAYP80P	1	7.1 8.0	2.2	ベランダ天吊	
⑨ ⑩	コンピュータ教室	ダイキン	SKHP112G	2	10.0 11.2	1.9	廊下床置	H16.8.31
⑪ ⑫	高学年図書室	ダイキン	SH-125B	2	12,500kcal/h	3.75	屋上	H1.9.16
⑬ ⑭	低学年図書室	ダイキン	SH-71B	2	7,100kcal/h	2.0	屋上	H1.9.16
⑮	図書事務室	ダイキン	SH-71B	1	7,100kcal/h	2.0	屋上	H1.9.16
⑯	図書準備室	ダイキン	SH-45BT	1	4,500kcal/h	1.5	屋上	H1.9.16
⑰	音楽室	ダイキン	床置単一ダクト	1	20.0 22.4	4.6	屋上	H17.9.30
⑱	音楽室	三菱	ストレートシロココファン	1			機械室	H17.9.30
⑲	視聴覚室	ダイキン	床置単一ダクト	1	50.0 56.0	8.2	屋上	H17.9.30
⑳	視聴覚室	ダイキン	ストレートシロココファン	1	1,700CMH		廊下部天井	H17.9.30
㉑	支援教室	日立	RPC-AP63K5	2	6.3 8.0	1.1	ベランダ天吊	H26.9
㉒	支援教室	ダイキン	SZRH63BCV	1	冷5.6 暖6.3	1.18	ベランダ天吊	H31.6
㉓	支援教室	ダイキン	SZRH80BCV	1	冷7.1 暖8.0	1.70	ベランダ天吊	H31.6
Ⓐ	普通教室	日立	RPC-AP140K5	14	14.0 16.0			H26.9
Ⓑ	室外機	日立	RAS-AP800DS5	1	80.0/90.0	(4.8+4.4)×2	屋上	H26.9
Ⓒ	室外機	日立	RAS-AP500DS5	1	50.0/56.0	4.8+6.0	屋上	H26.9
Ⓓ	室外機	日立	RAS-AP950DS5	1	95.0/106.0	6.0+7.2×2	屋上	H26.9

注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

学校名	吹田市立岸部第一小学校		
所在地	吹田市岸部中2丁目19番1号		
縮尺		番号	13
吹田市 学校教育課 学校管理課			





岸部第二小学校空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	ダイキン	SHYJ80D	1	8.0 9.0	2.2	ベランダ天吊	H13.9.14
②~④	職員室	ダイキン	SHYJ112D	3	11.2 12.5	3.0	屋上	H13.9.14
⑤ ⑥	保健室	日立	RAS-GP50RSHJ RPL-GP50K	2	4.5 5.0	0.8	廊下天吊	
⑦	会議室	日立	RPK-AP63HVJ2	1	5.6 6.3	1.1	ベランダ天吊	H22

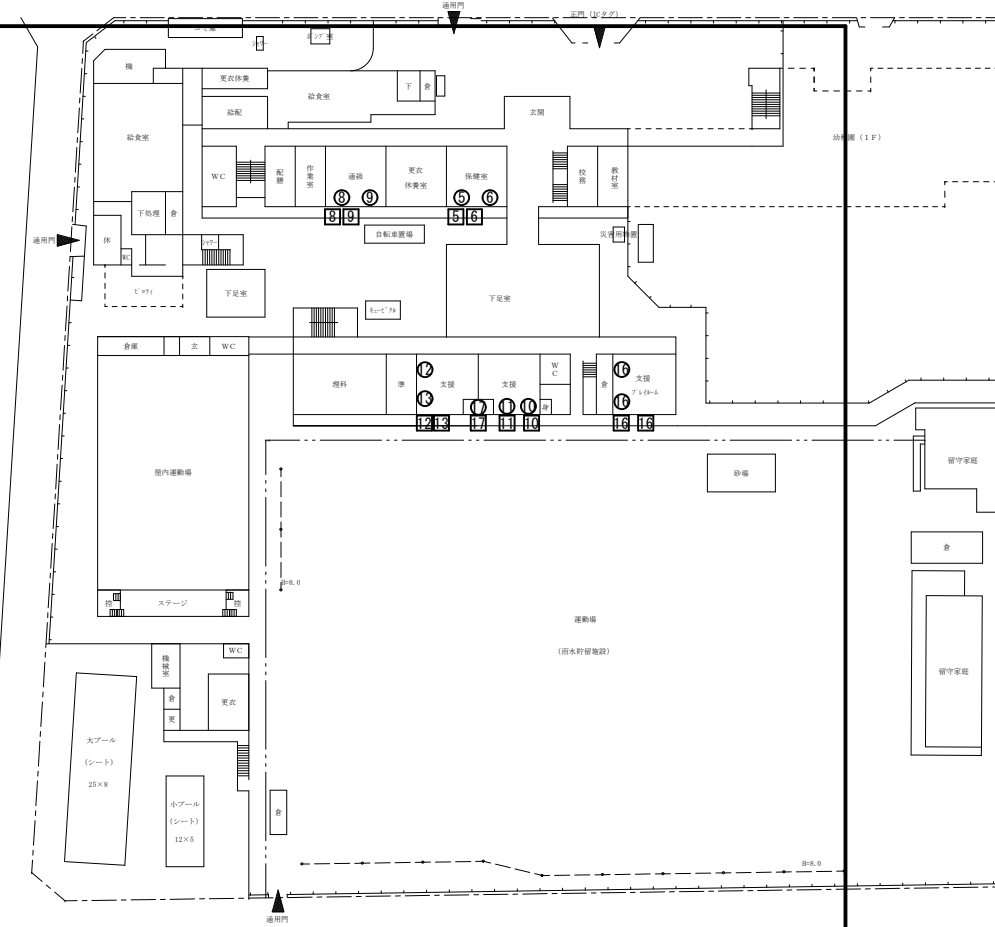
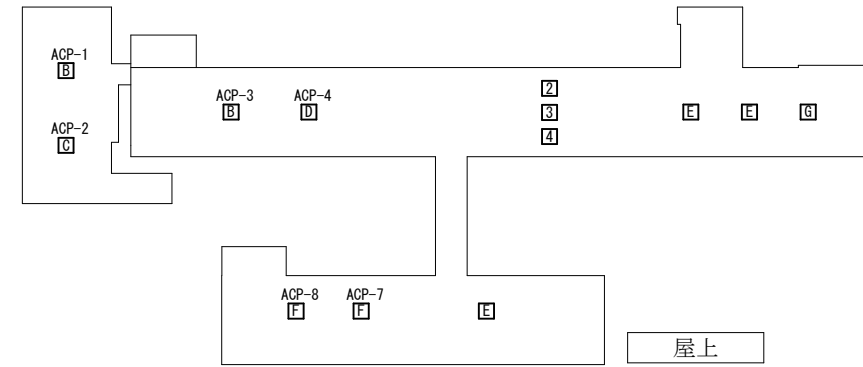
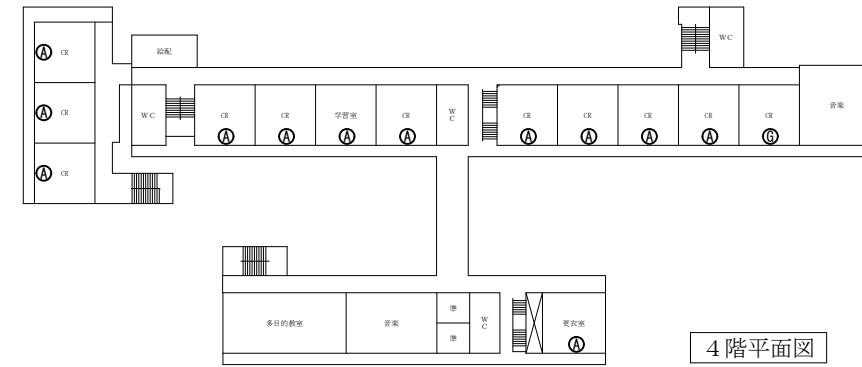
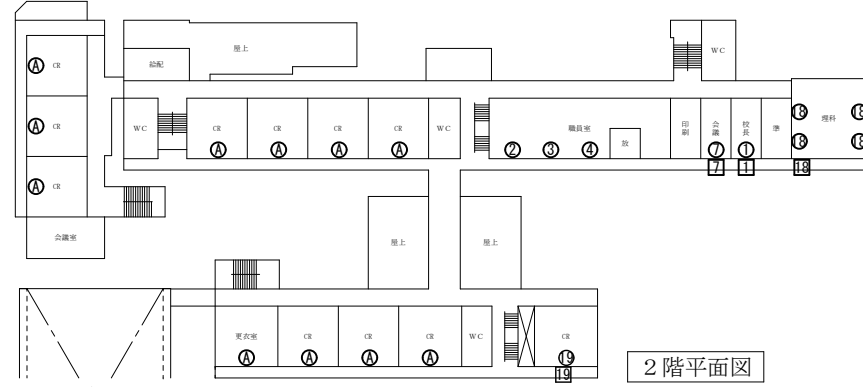
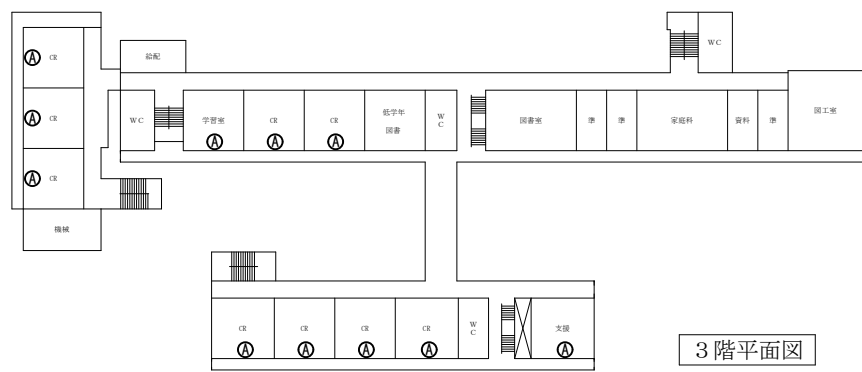
岸部第二小学校空調機器仕様表（教室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑧	支援教室	日立	RPK-NP56K	1	5.6 6.3	1.5	廊下店吊	
⑨	支援教室	日立	RPK-AP56K2	1	5.6 6.3	1.5	廊下店吊	H25.8.10
⑩ ⑫	コンピュータ教室	ダイキン	SHYJ140D	2	10.0 11.2	3.75	ベランダ天吊	H13.9.14
⑬	支援教室	ダイキン	SZRH140BC	1	14.0 16.0	2.41	屋上	H31.6
Ⓐ	普通教室	日立	RPC-GP140K	20	14.0 16.0		ビルマル	H28.9
Ⓑ	支援教室	日立	RPC-GP56K	3	5.0 5.6		ビルマル	H28.9
Ⓒ	室外機	日立	RAS-AP500DG4	1	50.0/56.0	4.8+6.0	屋上	H28.9
Ⓓ	室外機	日立	RAS-AP280DG4	1	28.0/31.5	6.0	屋上	H28.9
Ⓔ	室外機	日立	RAS-AP670DG4	1	67.0/77.5	7.2+7.2	屋上	H28.9
Ⓕ	室外機	日立	RAS-AP670DG4	1	67.0/77.5	7.2+7.2	屋上	H28.9
Ⓖ	室外機	日立	RAS-AP775DG4	1	77.5/90.0	4.8×2+7.2	屋上	H28.9
Ⓖ	室外機	日立	RAS-AP670DG4	1	67.0/77.5	7.2+7.2	屋上	H28.9

注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

学校名	吹田市立岸部第二小学校		
所在地	吹田市岸部北4丁目12番1号		
縮尺		番号	14
吹田市 学校教育課 学校管理課			



豊津第一小学校空調機器仕様表 (教室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑧ ⑨	通級教室	日立	RPK-NP56K	2	5.6 6.3	1.8	ベランダ天吊	H15
⑩ ⑪	支援教室	日立	RAS-P50HJ1 RPK-NP50K	2	5.0 5.6	1.1	ベランダ天吊	
⑫	支援教室	日立	RPK-AP56K	1	5.6 6.3	1.1	ベランダ天吊	
⑬	支援教室	日立	RPK-AP56K	1	5.6 6.3	1.1	ベランダ天吊	H25. 8. 2
⑰	普通教室	日立	RPC-GP160RSH5	1	14.0 16.0	3.7	ベランダ床置	R3. 7
⑯	支援教室	日立	ROA-AP505HSJ2 AIK-AP505H	2	5.0 6.3	1.1	壁掛	H26. 5
⑰	支援教室	東芝	AKSA04555JM1	1	4.0 4.5	1.1	ベランダ天吊	H27. 3
⑱	理科室	三菱重工	FDCP1124HLXAG FDKP285LXA 4台	1			ベランダ天吊	
Ⓐ	普通教室	日立	RPC-AP140K5	34	14.0 16.0		ビルマル	H25. 8. 31
Ⓑ	室外機	日立	RAS-AP950DS4	2	95.0/106.0	6.0+7.2×2	屋上	H25. 8. 31
Ⓒ	室外機	日立	RAS-AP500DS4	1	50.0/56.0	4.8+6.0	屋上	H25. 8. 31
Ⓓ	室外機	日立	RAS-AP800DS4	1	80.0/90.0	(4.8+4.4)×2	屋上	H25. 8. 31
Ⓔ	室外機	日立	RAS-AP335DS4	3	33.5/37.5	7.2	屋上	H25. 8. 31
Ⓕ	室外機	日立	RAS-AP690DS4	2	69.0/77.5	6.0+4.8+4.4	屋上	H25. 8. 31
Ⓖ Ⓗ	普通教室	日立	RPC-GP140RSH4	1	12.5/14.0	3.0	屋上	R2. 8

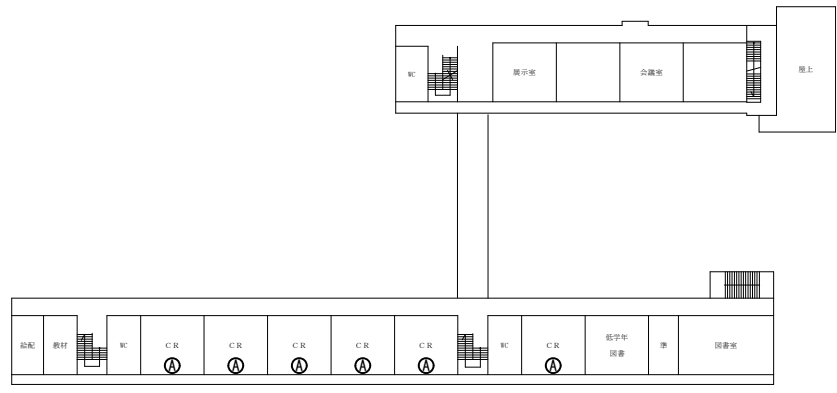
豊津第一小学校空調機器仕様表 (管理諸室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	三菱重工	FDCZP505HK FDKZP565S	1	7.1 8.0	1.9	ベランダ天吊	
②~④	職員室	三菱重工	FDCVP1125H FDEZP1125S	3	10.0 11.2	3.0	屋上	
⑤ ⑥	保健室	日立	RAS-GP50RSHJ RPK-GP50K	2	4.5 5.0	1.2	ベランダ天吊	
⑦	会議室	三菱重工	FDCVP805H FDEZP805C	1	5.6 6.3	1.1	ベランダ天吊	

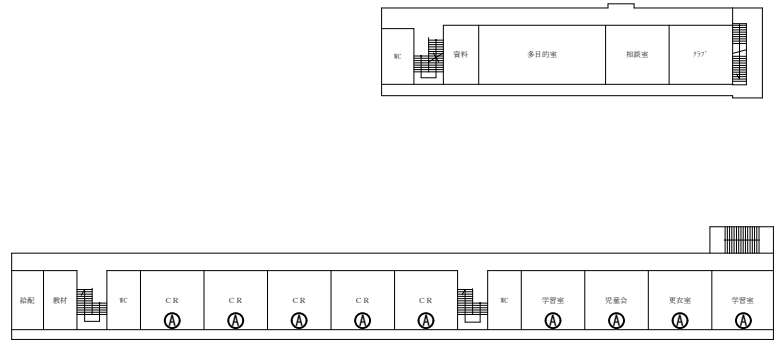
注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

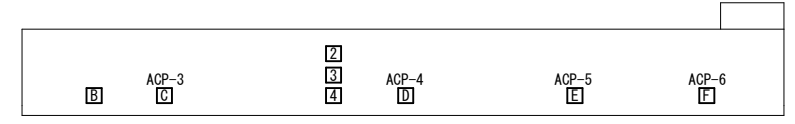
学校名	吹田市立豊津第一小学校		
所在地	吹田市江坂町1丁目15番42号		
縮尺		番号	15
吹田市 学校教育課 学校管理課			



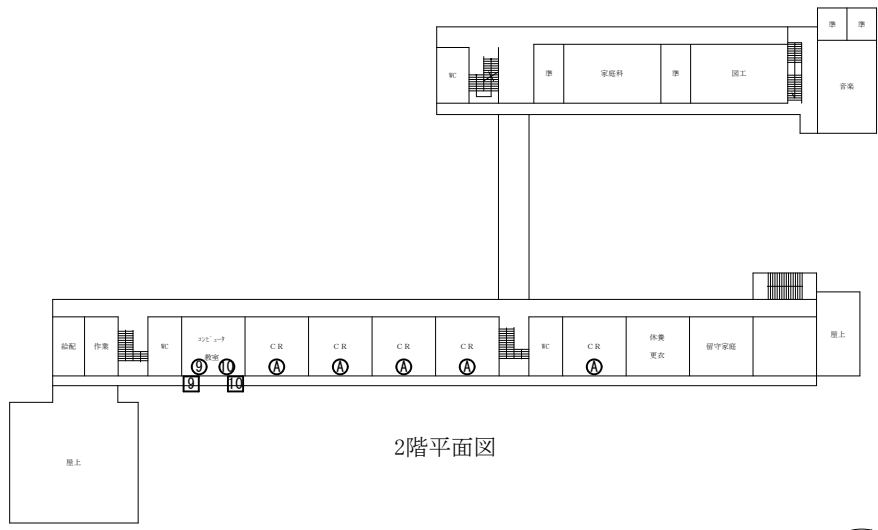
3階平面図



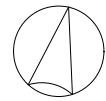
4階平面図



屋上



2階平面図



豊津第二小学校空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	ダイキン	SHYJ56KT	1	5.6 6.3	1.7	ベランダ天吊	H10.9.11
②	職員室	ダイキン	SHYJ100K	1	10.0 11.2	3.0	屋上	H10.9.11
③ ④	職員室	ダイキン	FHP112CB	2	10.0 11.2	2.0	屋上	H25.9
⑤ ⑥	保健室	日立	RAS-GP50RSHJ RPK-GP50K	2	4.5 5.0	0.8	ベランダ天吊	
⑦	会議室	日立	RPK-AP63HVJ2	1	5.6 6.3	1.1	ベランダ天吊	

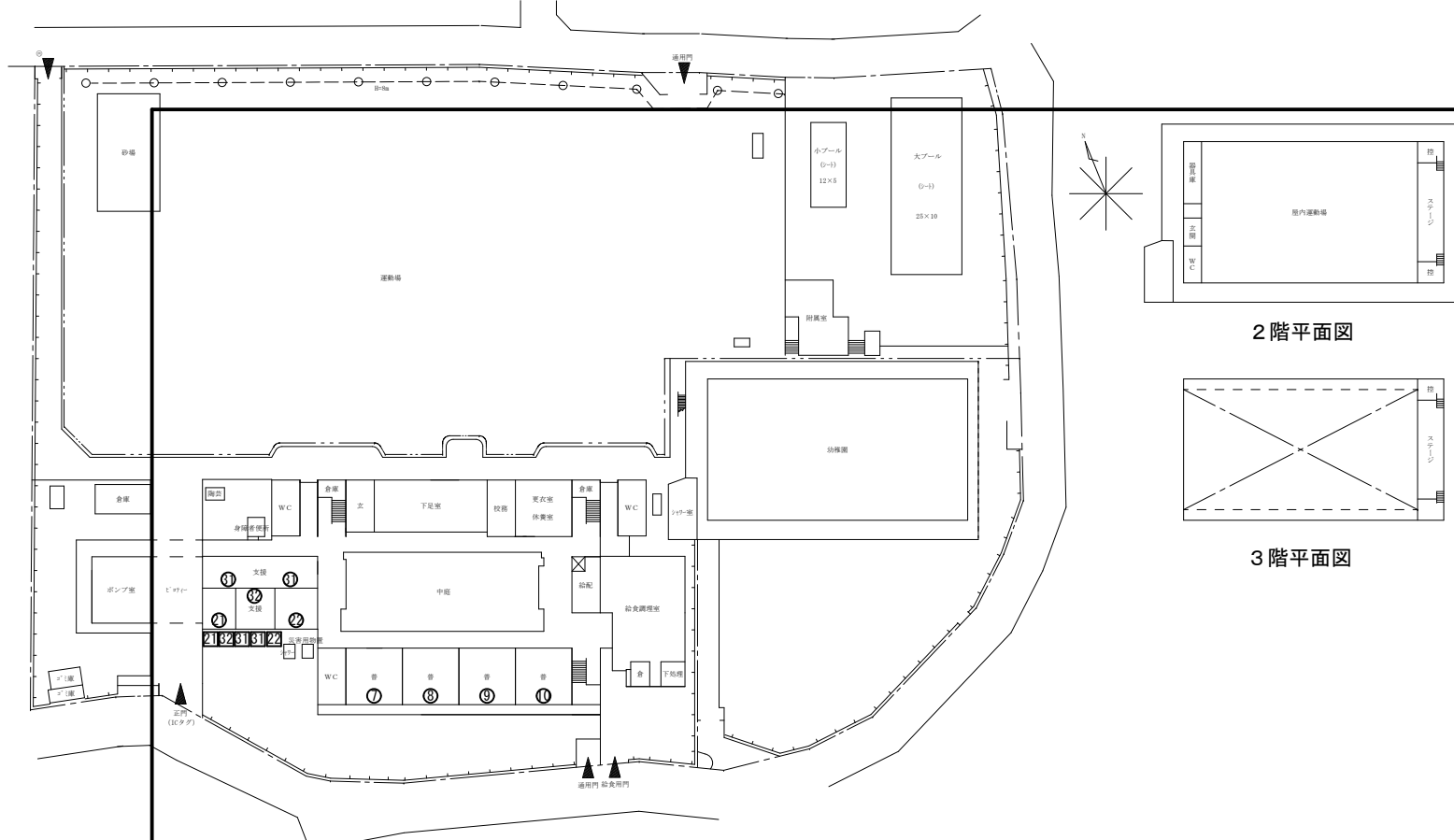
豊津第二小学校空調機器仕様表（教室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑧	支援教室	東芝	APAK8034S	1	8.0 11.3	1.4	ベランダ天吊	H19
⑨ ⑩	コンピュータ教室	ダイキン	SZHYP140M	2	12.5 14.0	2.4	廊下床置	H15.8.31
⑪	プレイルーム	日立	RPC-AP56K5 RAS-AP56GH3	2	5.0 5.6	0.95	軒下天吊	H28.9
⑫	支援教室	日立	RPK-GP56K RAS-AP56GH3	1	5.0 5.6	0.95	軒下天吊	H28.9
Ⓐ	普通教室	日立	RPC-GP140K	22	14.0 16.0		ビルマル	H28.9
Ⓑ	室外機	日立	RAS-AP335DG4	1	33.5/37.5	7.2	屋上	H28.9
Ⓒ	室外機	日立	RAS-AP950DG4	1	95.0/106.0	6.0+7.2×2	屋上	H28.9
Ⓓ	室外機	日立	RAS-AP950DG4	1	95.0/106.0	6.0+7.2×2	屋上	H28.9
Ⓔ	室外機	日立	RAS-AP670DG4	1	67.0/77.5	7.2+7.2	屋上	H28.9
Ⓕ	室外機	日立	RAS-AP670DG4	1	67.0/77.5	7.2+7.2	屋上	H28.9

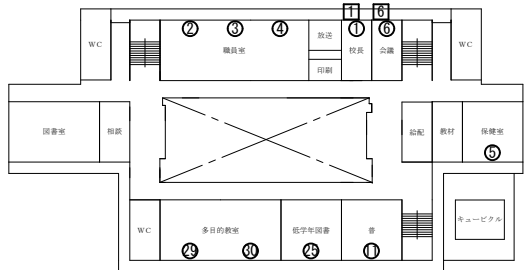
注記

- 1、 図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、 図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、 PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

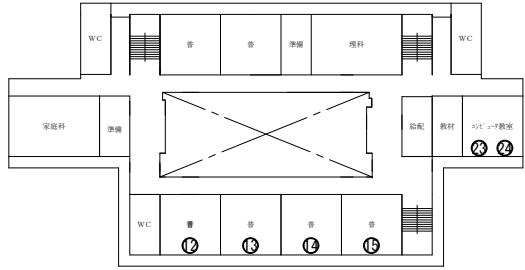
学校名	吹田市立豊津第二小学校		
所在地	吹田市江坂町2丁目5番1号		
縮尺		番号	16
吹田市 学校教育課 学校管理課			



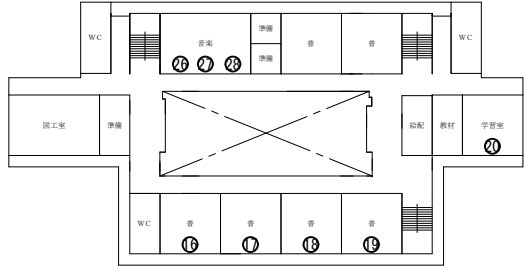
配置図兼1階平面図



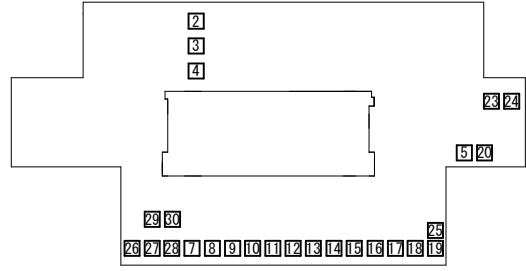
2階平面図



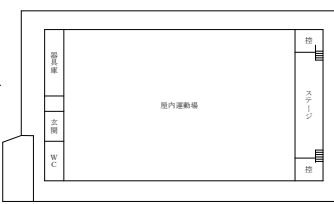
3階平面図



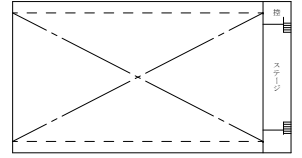
4階平面図



屋上



2階平面図



3階平面図

江坂大池小学校空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	ダイキン	SHYJ50D	1	8.0 9.0	2.2	ベランダ床置	H13.9.14
②～③	職員室	ダイキン	SHYJ112D	2	11.2 12.5	3.0	屋上	H13.9.14
④	職員室	東芝	ROA-AP1127H AIC-RP1123H	1	10.0 10.0	1.7	屋上	R2.6.27
⑤	保健室	ダイキン	SHYP80P	1	7.1 8.0	1.8	屋上	H17.8
⑥	会議室	日立	RPK-AP63HVJ2	1	5.6 6.3	1.1	ベランダ天吊	

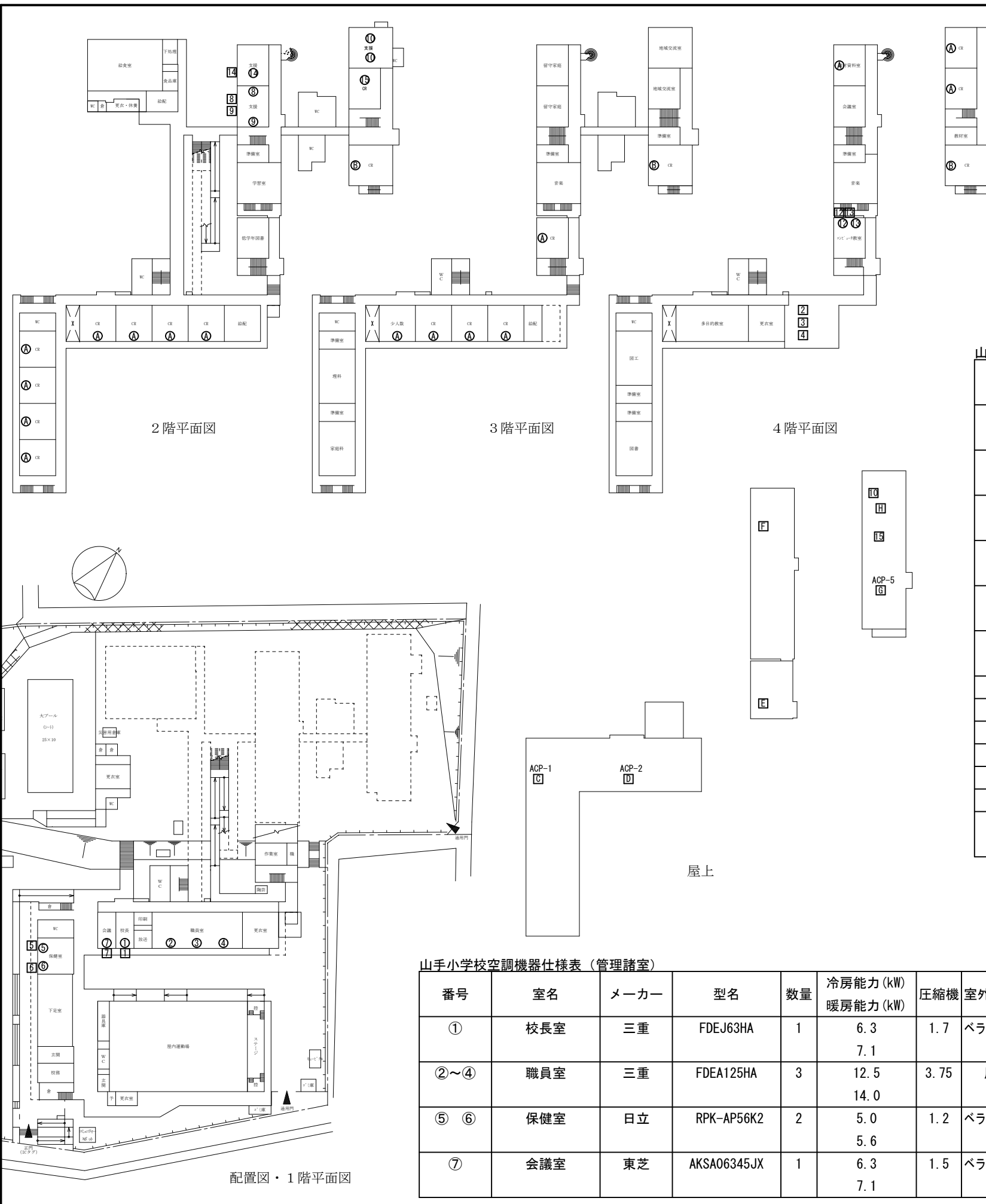
江坂大池小学校空調機器仕様表（教室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑦～⑱	普通教室	ダイキン	SZHYP140M	13	12.5 14.0	2.4	屋上	H17.8.31
⑲ ⑳	支援教室	日立	RPC-P80K1	2	8.0 9.0	2.2	地上	H14.9.13
㉑	コンピュータ教室	三菱	FDE-125H8	1	14.0 16.0	3.75	屋上	H16.8.31
㉒	コンピュータ教室	東芝	ROA-J904H	1	9.0 9.5	2.0	屋上	H16.8.31
㉓	低学年図書室	ダイキン	SHYJ140P	1	14.0 16.0	2.5	屋上	H17.8.31
㉔～㉖	音楽室	三菱	MPKZ-WRP63SGK	3	6.3 8.0	1.3	屋上	H19.2.28
㉗ ㉘	多目的教室	ダイキン	SHYJ140P	2	14.0 16.0	2.5	屋上	H17.8.31
㉙	プレイルーム	日立	RPC-GP56K RAS-AP56GH3	2	5.0 5.6	0.95	壁面	H28.9
㉚	支援教室	日立	RPK-GP56K RAS-AP56GH3	1	5.0 5.6	0.95	壁面	H28.9
㉛	学習室	ダイキン	FHP140DG	1	12.5 14.0	2.41	屋上	R1.6

注記

- 1、図中口印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

学校名	吹田市立江坂大池小学校		
所在地	吹田市江坂町3丁目13番1号		
縮尺		番号	17
吹田市 学校教育課 学校管理課			



山手小学校空調機器仕様表（教室）

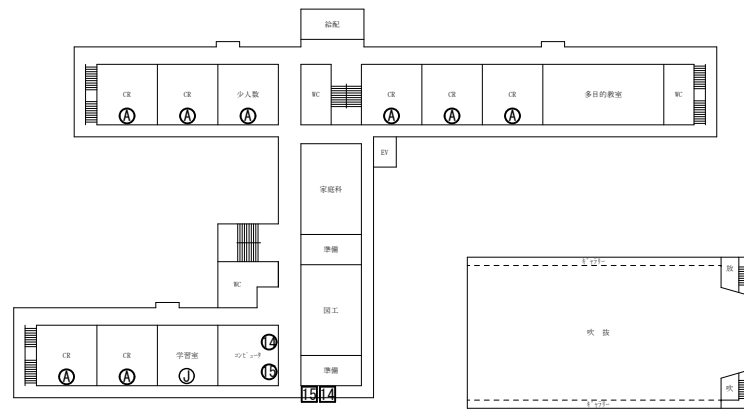
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑧~⑨	支援教室	ダイキン	FAYP56P	2	5.0 5.6	1.2	地上	H16
⑩	支援教室	ダイキン	FHYJ80F 2台	1	14.0 16.0	6.3	屋上	H30.8
⑫ ⑬	コンピュータ教室	東芝	PAC16000	2	16.0 18.0	3.3	ベランダ壁付	H14.9.13
⑭	支援教室		RAS-AP140GH2 RPC-AP140K5	1	14.0 16.0	3.75	地上	H26.9
Ⓐ	普通教室	日立	RPC-AP140K5	16	14.0 16.0		ビルマル	H26.9
Ⓑ	普通教室	日立	RPC-AP160K5	3	16.0 18.0		ビルマル	H26.9
Ⓒ	室外機	日立	RAS-AP690DS5	1	69.0/77.5	6.0+4.0+4.4	屋上	H26.9
Ⓓ	室外機	日立	RAS-AP1250DS5	1	125.0/140.0	7.2+(6.0+4.0)×2	屋上	H26.9
Ⓔ	室外機	日立	RAS-AP160DG3	1	16.0/18.0	3.6	屋上	H26.9
Ⓕ	室外機	日立	RAS-AP160DG3	1	16.0/18.0	3.6	屋上	H26.9
Ⓖ	室外機	日立	RAS-AP560DS5	1	56.0/63.0	4.8+7.2	屋上	H26.9
Ⓗ	室外機	日立	RAS-AP335DS5	1	33.5/37.5	7.2	屋上	H26.9
⑮	普通教室	東芝	AIC-AP1408H	1	12.5 14.0	3.0	屋上	R1.6

- 注記
- 1、 図中□印は空調室外機位置を示す。
 - 2、 図中○印は空調室内機位置を示す。
 - 3、 PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

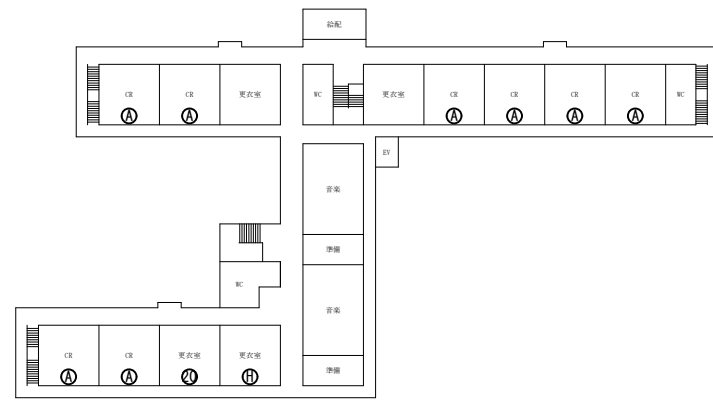
山手小学校空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	三重	FDEJ63HA	1	6.3 7.1	1.7	ベランダ天吊	H9.9.12
②~④	職員室	三重	FDEA125HA	3	12.5 14.0	3.75	屋上	H9.9.12
⑤ ⑥	保健室	日立	RPK-AP56K2	2	5.0 5.6	1.2	ベランダ天吊	H6
⑦	会議室	東芝	AKSA06345JX	1	6.3 7.1	1.5	ベランダ天吊	

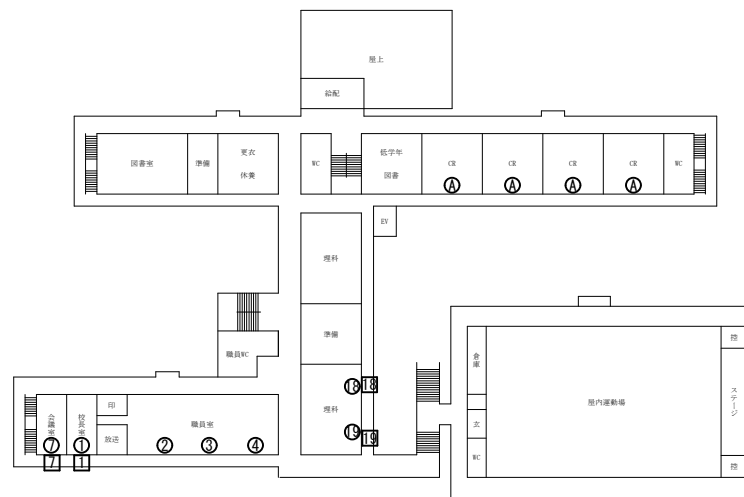
学校名	吹田市立山手小学校		
所在地	吹田市山手町2丁目15番43号		
縮尺		番号	18
吹田市 学校教育部 学校管理課			



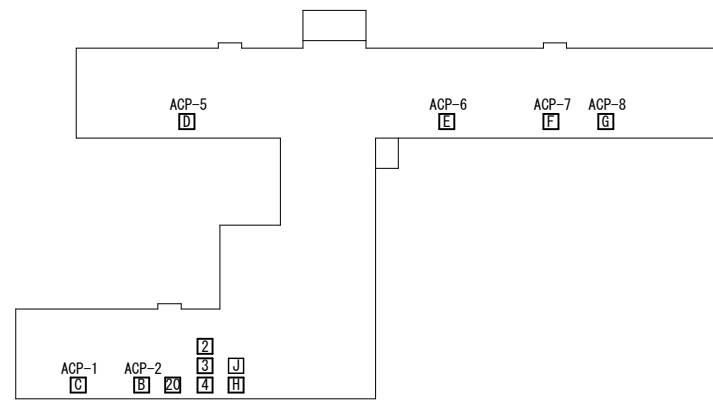
3階平面図



4階平面図



2階平面図



屋上

片山小学校空調機器仕様表 (管理諸室)

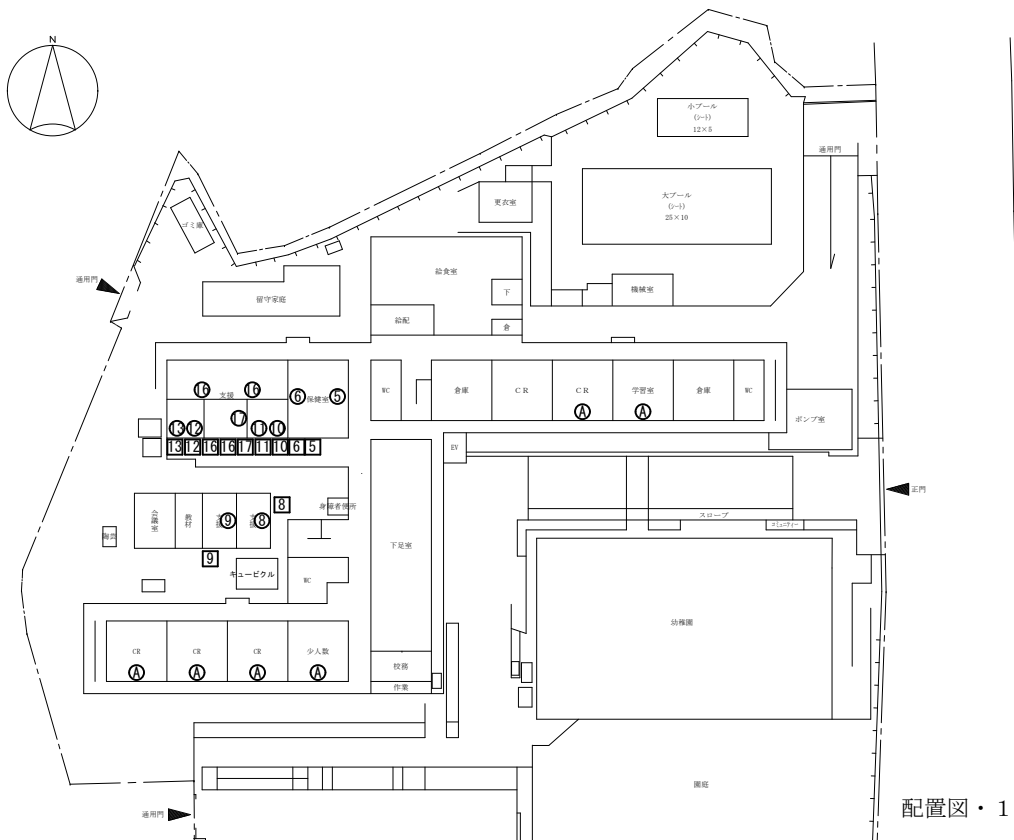
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	ダイキン	SHYJ56FT	1	5.6 6.3	1.7	ベランダ天吊	H9.9.12
②~④	職員室	ダイキン	SHYJ140F	3	14.0 16.0	3.75	屋上	H9.9.12
⑤ ⑥	保健室	日立	RPK-GP50K RAS-GP50RSHJ	2	4.5 5.0	0.80	壁付	H6
⑦	会議室	日立	RPK-AP63HVJ2	1	6.3 7.5	1.1	ベランダ天吊	

片山小学校空調機器仕様表 (教室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑧	支援教室	日立	RPC-NP112HVR	1	10.0 11.2	2.2	地上	
⑨	支援教室	日立	RPC-NP112HVR	1	10.0 11.2	2.2	地上	
⑩~⑬	支援教室	日立	RAS-40RX2	4	4.0 6.0	0.8	壁付	H15
⑭ ⑮	コンピュータ教室	三菱	FDEJ140H2D3	2	14.0 16.0	3.75	ベランダ壁付	H2.9.14
⑯	プレイルーム	日立	RPC-GP56K RAS-AP56GH3	2	5.0 5.6	0.95	壁付	H28.9
⑰	支援教室	日立	RPK-GP56K RAS-AP56GH3	1	5.0 5.6	0.95	壁付	H28.9
⑱ ⑲	理科室	東芝	APR-80K	2	8.0	1.4	ベランダ天吊	
⑳	支援教室	ダイキン	SZRH140BC	1	12.5 14.0	2.41	屋上	H31.6
Ⓐ	普通教室	日立	RPC-GP140K	26	14.0 16.0	3.0	ビルマル	H28.9
Ⓑ	室外機	日立	RAS-AP670DG4	1	67.0/77.5	7.2+7.2	屋上	H28.9
Ⓒ	室外機	日立	RAS-AP670DG4	1	67.0/77.5	7.2+7.2	屋上	H28.9
Ⓓ	室外機	日立	RAS-AP775DG4	1	77.5/90.0	4.8+2+7.2	屋上	H28.9
Ⓔ	室外機	日立	RAS-AP775DG4	1	77.5/90.0	4.8+2+7.2	屋上	H28.9
Ⓕ	室外機	日立	RAS-AP670DG4	1	67.0/77.5	7.2+7.2	屋上	H28.9
Ⓖ	室外機	日立	RAS-AP670DG4	1	67.0/77.5	7.2+7.2	屋上	H28.9
Ⓗ ⑳	支援教室	ダイキン	SZRH140BF	1	12.5/14.0	2.45	屋上	R2.8
Ⓙ ㉑	普通教室	日立	RPC-GP160RGH3	1	14.0/16.0	3.0	屋上	R3.7

注記

- 1、図中口印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-DまたはACP-Dと記載の空調機は点検しないこと。



配置図・1階平面図

学校名	吹田市立片山小学校		
所在地	吹田市朝日が丘町16番1号		
縮尺		番号	19
吹田市 学校教育課 学校管理課			



2階平面図

3階平面図

4階平面図

5階平面図

山田第一小学校空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	ダイキン	FXYHP56MA	1	5.6 6.3		ビルマル	H24.4
②	職員室	ダイキン	FXYHP71MA	4	7.1 8.0		ビルマル	H24.4
③	会議スペース	ダイキン	FXYAP28M	1	2.8 3.2		ビルマル	H24.4
④	校務員室	ダイキン	FXYAP28M	2	2.8 3.2		ビルマル	H24.4
⑤	印刷室	ダイキン	FXYAP28M	1	2.8 3.2		ビルマル	H24.4
⑥	放送室	ダイキン	FXYAP36M	1	3.6 4.0		ビルマル	H24.4
⑦	相談室	ダイキン	FXYHP56MA	1	5.6 6.3		ビルマル	H24.4
⑧	保健室	ダイキン	FXYHP56MA	2	5.6 6.3		ビルマル	H24.4
⑨	会議室	ダイキン	FXYHP71MA	1	7.1 8.0		ビルマル	H24.4

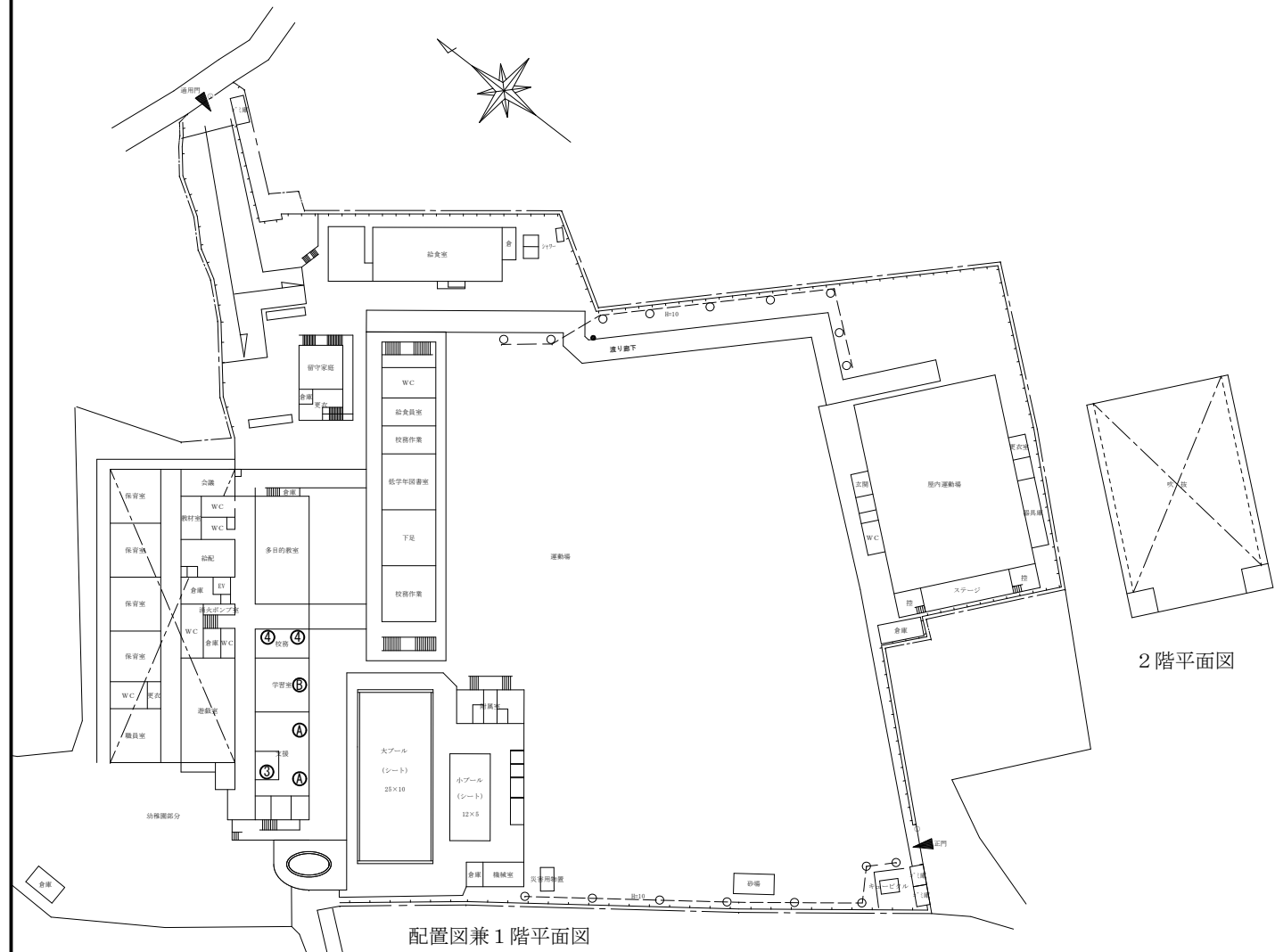
山田第一小学校空調機器仕様表（教室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
Ⓐ	支援教室	ダイキン	FXYHP90MA	2	9.0 10.0		ビルマル	H24.4
Ⓑ	普通教室	ダイキン	FXYHP140MA	13	14.0 16.0		ビルマル	H24.4
Ⓒ	コンピュータ教室	ダイキン	FXYHP80MA	2	8.0 9.0		ビルマル	H24.4
Ⓓ	音楽室	ダイキン	FXYHP140MA	1	14.0 16.0		ビルマル	H24.4
Ⓔ	音楽室	ダイキン	FXYHP56MA	1	5.6 6.3		ビルマル	H24.4
Ⓕ	理科室	ダイキン	FXYHP140MA	1	14.0 16.0		ビルマル	H24.4
Ⓖ	理科室	ダイキン	FXYHP56MA	1	5.6 6.3		ビルマル	H24.4
Ⓗ	室外機	ダイキン	RXYP400C	1	40.0/45.0	4.1+4.4	屋上	H24.4
Ⓘ	室外機	ダイキン	RXYP730C	1	73.0/82.5	6.9+4.4+4.1	屋上	H24.4
Ⓝ	室外機	ダイキン	RXYP730C	1	73.0/82.5	6.9+4.4+4.1	屋上	H24.4
Ⓚ	室外機	ダイキン	RXYP1000C	1	100.0/112.0	7.3+5.0+4.9+4.5	屋上	H24.4
Ⓛ	室外機	ダイキン	RXYP400C	1	40.0/45.0	4.1+4.4	屋上	H24.4
Ⓜ	教室	ダイキン	FXYHP140MC	6	14.0 16.0		ビルマル	H27.9
Ⓝ	室外機	ダイキン	RXUP950D	1	95.0/106.0	6.0+7.2×2	屋上	H27.9

注記

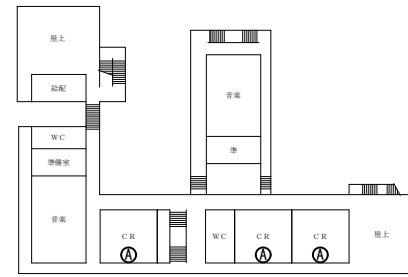
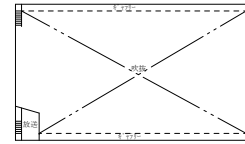
- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

学校名	吹田市立山田第一小学校		
所在地	吹田市山田東2丁目3番2号		
縮尺		番号	20
吹田市 学校教育部 学校管理課			

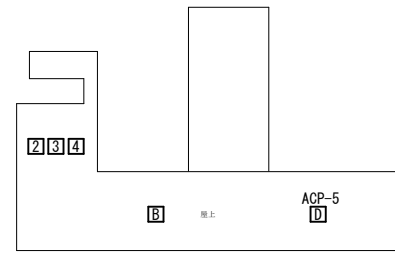


配置図兼1階平面図

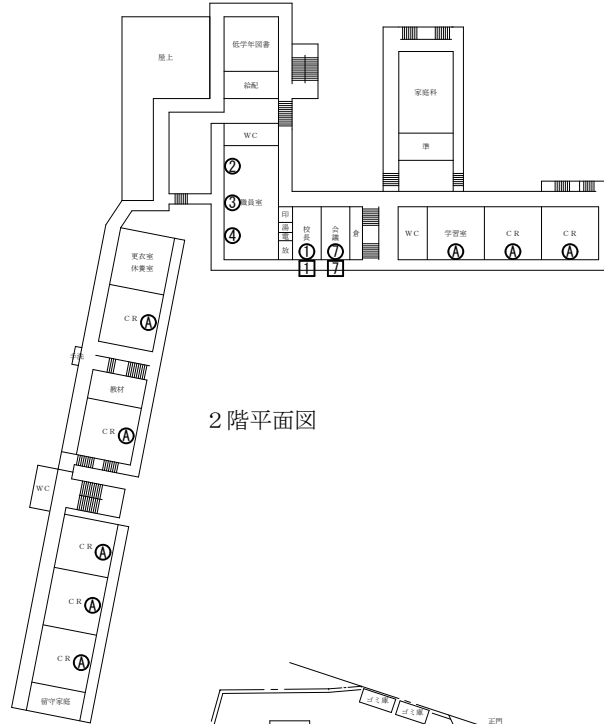
2階平面図



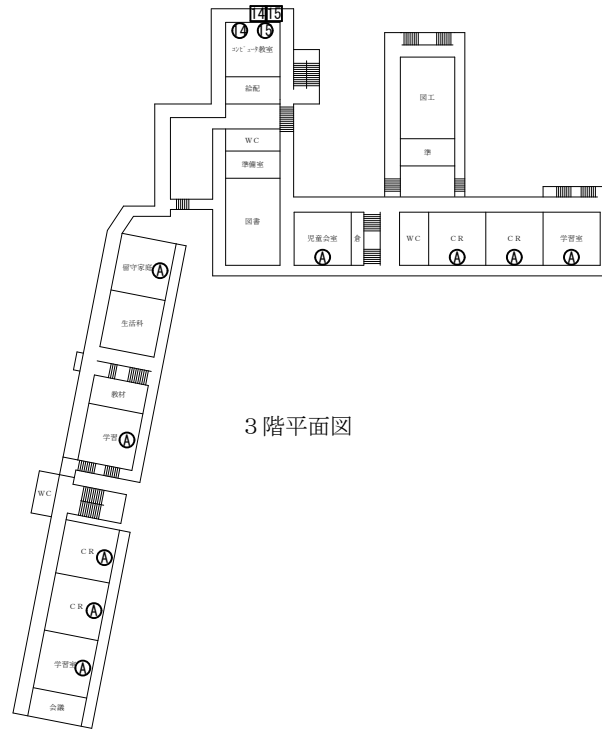
4階平面図



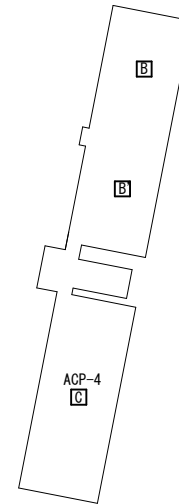
屋上



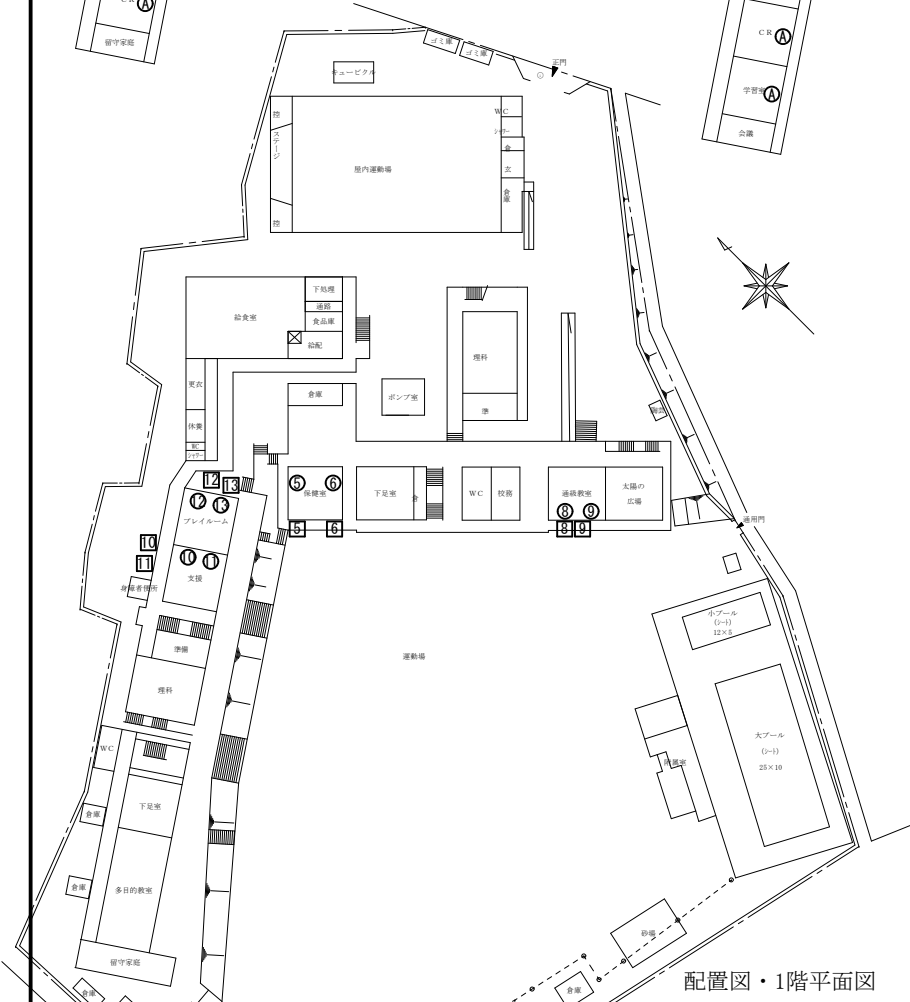
2階平面図



3階平面図



屋上



配置図・1階平面図

山田第二小学校空調機器仕様表 (管理諸室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	日立	RPC-AP80KS	1	7.1 8.0	1.5	ベランダ天吊	
②~④	職員室	ダイキン	SHYJ140K	3	14.0 16.0	3.75	屋上	H7.2.15
⑤ ⑥	保健室	日立	RAS-AP56SHJ2 RPK-AP56K2	2	5.6 6.3	1.2	ベランダ天吊	2015.5
⑦	会議室	日立	RPC-AP63K3	1	6,300kcal/h 6,800kcal/h	1.9	ベランダ天吊	H7.2.15

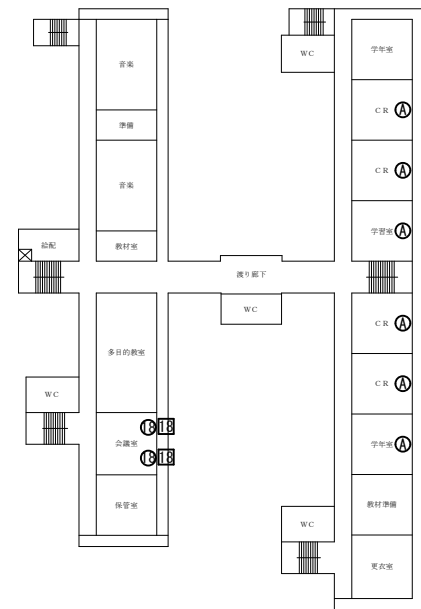
山田第二小学校空調機器仕様表 (教室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑧ ⑨	支援教室	ダイキン	SHY63DB	2	6,300kcal/h 6,800kcal/h	1.9	ベランダ天吊	H7.2.15
⑩	支援教室	東芝	RAS-5065DV ルームエアコン	1	5.0 6.0	0.75	地上	
⑪	支援教室	日立	RPC-AP56K2	1	5.0 6.0	0.75	地上	
⑫ ⑬	支援教室	日立	RPC-AP63K3	2	6.3 7.5	1.1	地上	
⑭ ⑮	コンピュータ教室	ダイキン	SHYJ160D	2	16.0 18.0	4.5	地上	H13.9.14
Ⓐ	普通教室	日立	RPC-AC140K5	20	14.0 16.0			H25.8
Ⓑ	室外機	日立	RAS-AP335DS4	2	33.5/37.5	7.2	屋上	H25.8
Ⓑ	室外機	日立	RAS-AP335DS4	1	33.5/37.5	7.2	屋上	H30.10
Ⓒ	室外機	日立	RAS-AP950DS4	1	95.0/106.0	6.0+7.2×2	屋上	H25.8
Ⓓ	室外機	日立	RAS-AP1250DS4	1	125.0/140.0	7.2+8.0+4.4×2	屋上	H25.8

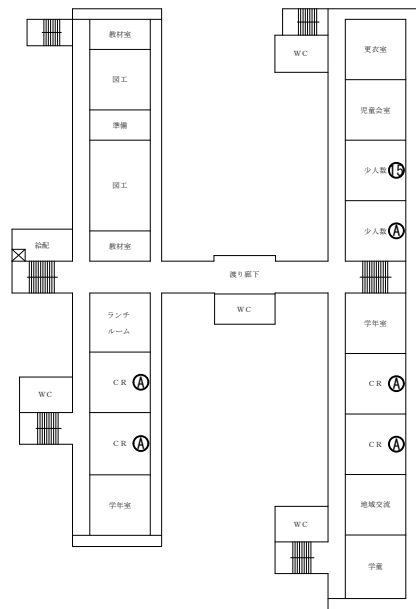
注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

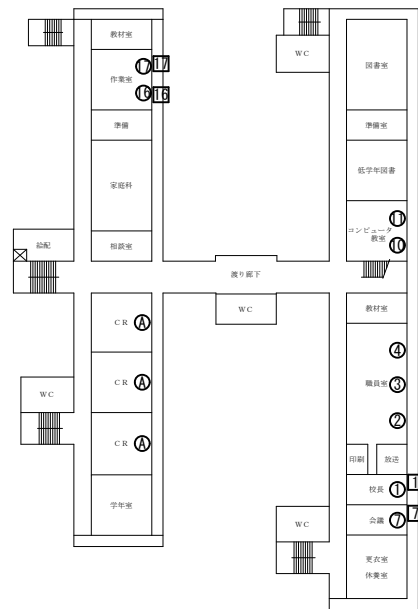
学校名	吹田市立山田第二小学校		
所在地	吹田市千里丘下19番1号		
縮尺		番号	21
吹田市 学校教育部 学校管理課			



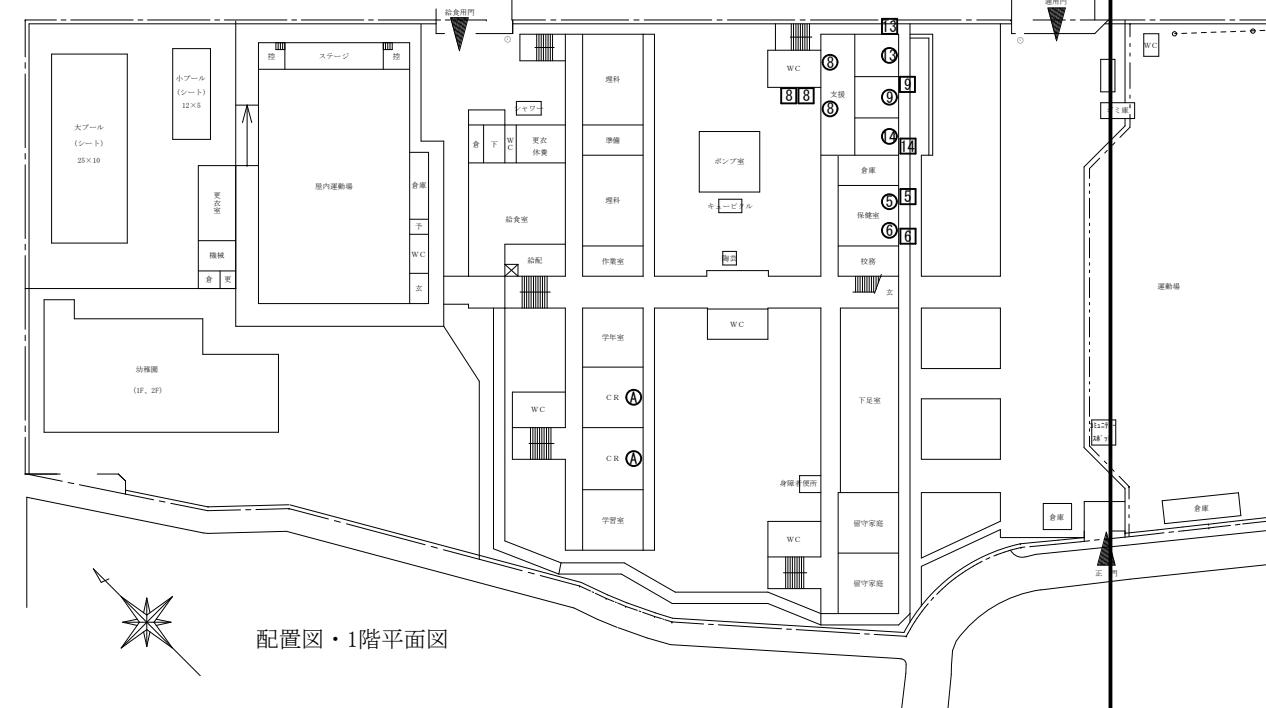
4階平面図



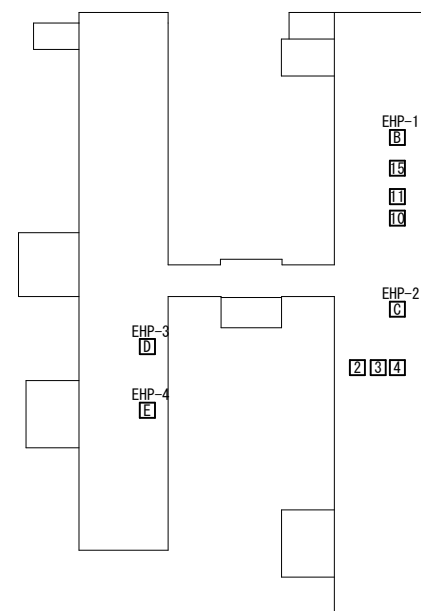
3階平面図



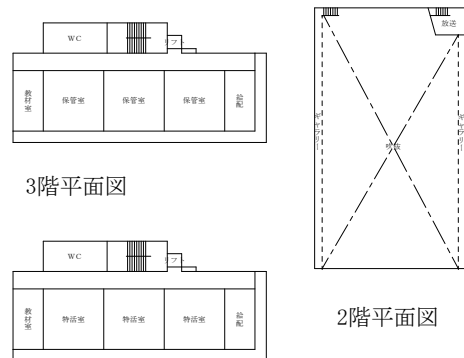
2階平面図



配置図・1階平面図

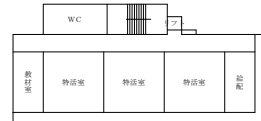


屋上



3階平面図

2階平面図



4階平面図

山田第三小学校空調機器仕様表 (管理諸室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	ダイキン	SHYJ63K	1	8.0 9.0	2.2	ベランダ天吊	H10.9.11
②~④	職員室	東芝	RCSA14033M	3	12.5 14.0	3.21	屋上	H31.3
⑤ ⑥	保健室	三菱	FDKJ45	2	4.0 5.0	1.2	ベランダ天吊	H7
⑦	会議室	日立	RPK-AP63HVJ2	1	6.3 7.5	1.1	ベランダ天吊	H22

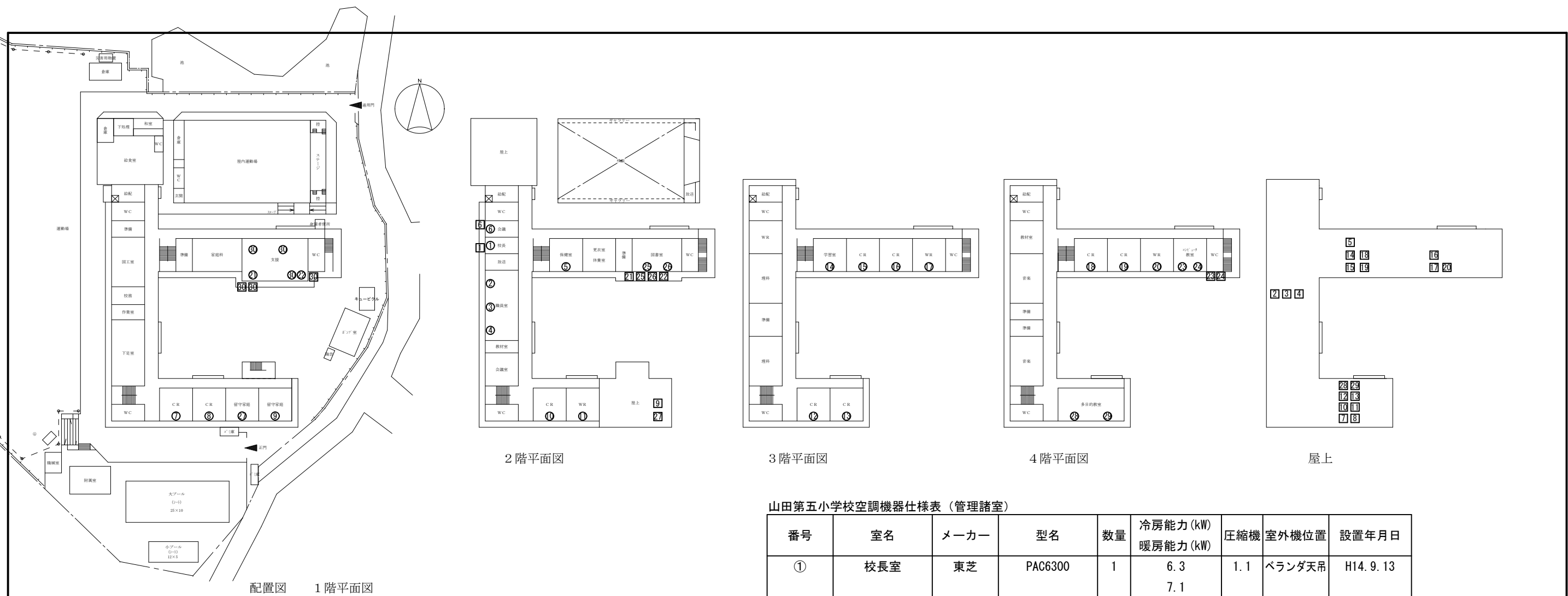
山田第三小学校空調機器仕様表 (教室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑧	支援教室	ダイキン	RZRP63BAT FHP63DC	2	5.6 6.3	2.2	ベランダ天吊	
⑨	支援教室	ダイキン	RZRP63BAT FAP63DC	1	4.5 5.0	1.1	壁付	H9.9
⑩ ⑪	コンピュータ教室	東芝	RCSA16033M	2	14.0 16.0	3.61	屋上	H31.3
⑬	支援教室	東芝	ROA-AP505HS AIC-AP504H	1	5.6 6.3	0.95	ベランダ天吊	H28.9
⑭	支援教室	ダイキン	RYLJ80F FHYJ80L	1	7.1 8.0	0.95	ベランダ天吊	H28.9
⑮	学習室	三菱	PC-RP140KA14	1	12.5 14.0	3.0	屋上	H30.6
⑯	支援教室	三菱	PCZ-ERMP63SKV	1	5.6 6.3	1.3	ベランダ天吊	R1.6
⑰	支援教室	三菱	PCZ-ERMP80SKV	1	7.1 8.0	1.6	ベランダ天吊	R1.6
⑱	会議室	ダイキン	FAP63A	2	7.1 8.0	1.6	ベランダ天吊	R1.6
Ⓐ	教室	ダイキン	FXYP140MC	16	14.0 16.0	0.95		H28.9
Ⓑ	室外機	ダイキン	RXYP670DA	1	67.0/77.5	7.7+7.7	屋上	H28.9
Ⓒ	室外機	ダイキン	RXYP775DA	1	77.5/90.0	10.1+7.8	屋上	H28.9
Ⓓ	室外機	ダイキン	RXYP670DA	1	67.0/77.5	7.7+7.7	屋上	H28.9
Ⓔ	室外機	ダイキン	RXYP500DA	1	50.0/56.0	10.9	屋上	H28.9

注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

学校名	吹田市立山田第三小学校		
所在地	吹田市山田西1丁目4番1号		
縮尺		番号	22
吹田市 学校教育課 学校管理課			



山田第五小学校空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	東芝	PAC6300	1	6.3 7.1	1.1	ベランダ天吊	H14. 9. 13
②	職員室	東芝	ACEA11287M	1	10.0 11.2	1.70	屋上	H30. 7
③ ④	職員室	東芝	PAC12500	2	11.2 12.5	2.5	屋上	H14. 9. 13
⑤	保健室	東芝	APAC8044	1	8.0 9.0	1.63	屋上	H19. 3. 31
⑥	会議室	日立		1	6.3		ベランダ天吊	

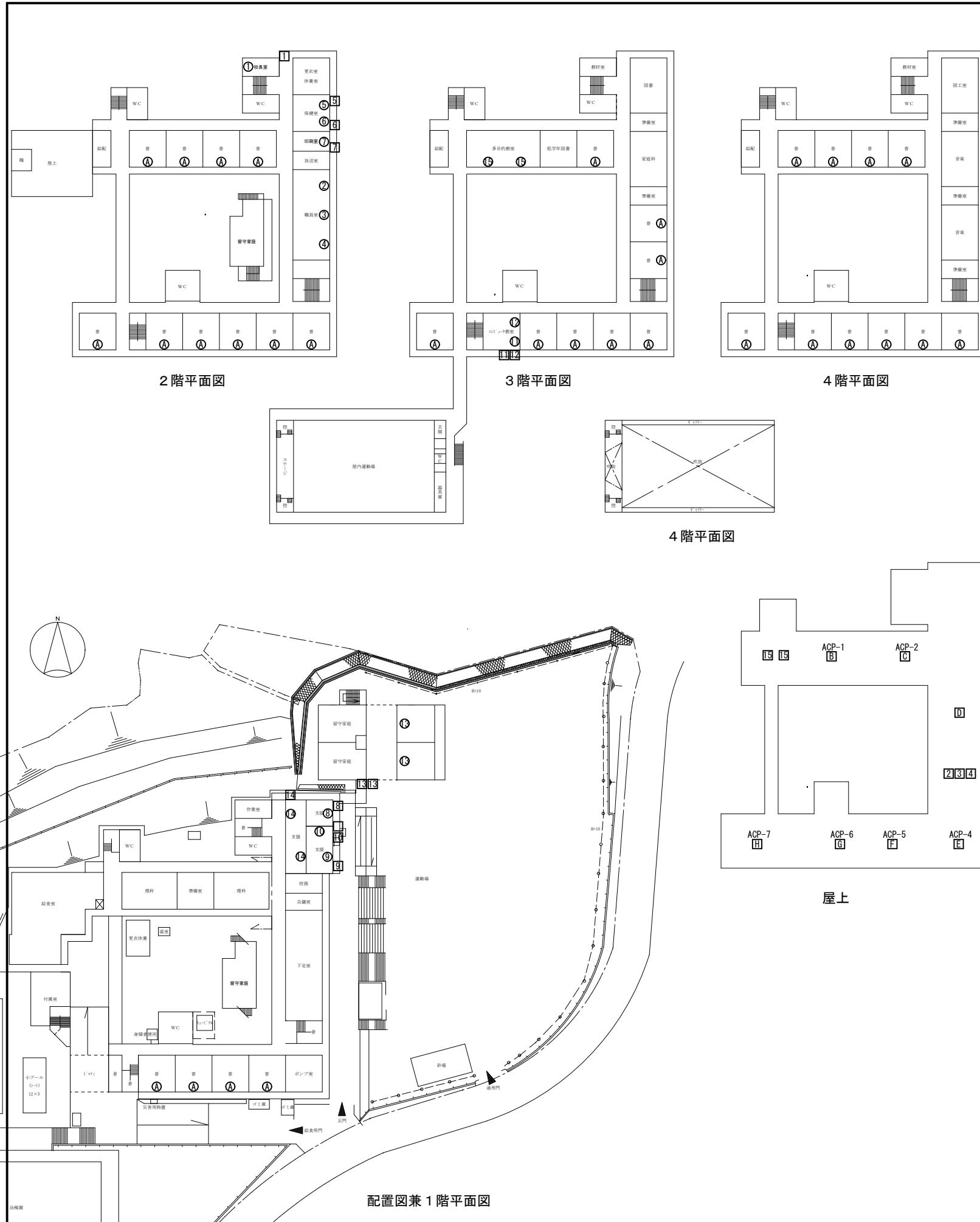
山田第五小学校空調機器仕様表（教室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑦～⑳	普通教室	東芝	APAC14044	14	14.0 16.0	3.0	屋上	H19. 3. 31
㉑ ㉒	支援教室	東芝	APAC5044	2	5.0 5.6	0.75	庇上	H19. 3. 31
㉓ ㉔	コンピュータ教室	東芝	PAC14000	2	14.0 16.0	3.0	ベランダ天吊	H14. 9. 13
㉕ ㉖	図書室	東芝	APAC14044	2	14.0 16.0	3.0	庇上	H19. 3. 31
㉗	教室	東芝	APAC14044	1	14.0 16.0	3.0	屋上	H19. 3. 31
㉘ ㉙	多目的教室	東芝	APAC14044	2	14.0 16.0	3.0	屋上	H19. 3. 31
㉚	支援教室	東芝	ACSA06375M2	3	5.6 6.3	1.1	庇上×2 屋上×1	H27. 3

注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

学校名	吹田市立山田第五小学校		
所在地	吹田市山田西1丁目6番1号		
縮尺		番号	23
吹田市 学校教育課 学校管理課			



東山田小学校空調機器仕様表 (管理諸室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	三菱	PCZ-ERMP80SKR	1	7.1 8.0	1.60	ベランダ天吊	H30.8
② ③	職員室	三菱	PCZ-ERMP140KR	2	12.5 14.0	3.0	屋上	H30.8
④	職員室	日立	RPC-AP140K5	1	14.0 16.0	3.75	屋上	H26.8
⑤ ⑥	保健室	日立	RAS-AP50SHJ2 RPK-AP50K2	2	4.5 5.0	1.2	ベランダ天吊	H7
⑦	印刷室	三菱	PCZ-ERMP80SKR	1	7.1 8.0	1.60	ベランダ天吊	H30.8

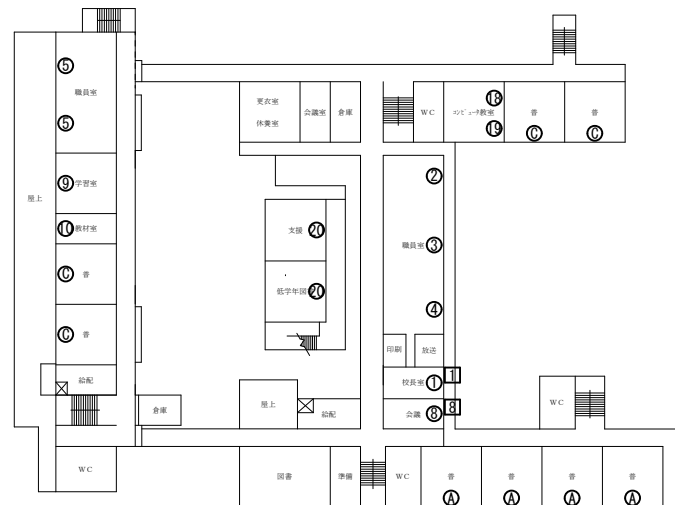
東山田小学校空調機器仕様表 (教室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑧	支援教室	東芝	RAS-5065DV RAS-5065ADV	1	5.0 6.0	0.75	地上	H17
⑨	支援教室	日立	RPK-AP56K2 RAS-AP56EHJ1	1	5.6 6.3	1.1	壁付	
⑩	支援教室	日立	RPK-AP40K2 RAS-AP40GHJ2	1	3.6 4.0	0.55	壁付	H26.6
⑪	コンピュータ教室	三重	FDEV1405H4B	1	12.5 14.0	2.8	ベランダ壁付	H29.11.24
⑫	コンピュータ教室	三重	FDEJ140H2D3	1	14.0 16.0	3.75	ベランダ壁付	H12.9.14
⑬	普通教室	ダイキン	RZZP160CB	2	14.0 16.0	2.75	床置	H26.3
⑭	支援教室	三菱	PCZ-ERP56SKH	2	5.0 5.6	1.1	床置	H27.6
⑮	多目的教室	三菱	PC-RP140KA14	2	12.5 14.0	3.0	屋上	H30.6
A	普通教室	日立	RPC-AP140K5	32	14.0 16.0		ビルマル	H26.9
B	室外機	日立	RAS-AP690DS5	1	69.0/77.5	6.0+4.8+4.4	屋上	H26.9
C	室外機	日立	RAS-AP800DS5	1	80.0/90.0	(4.8+4.4)×2	屋上	H26.9
D	室外機	日立	RAS-AP335DS5	1	33.5/37.5	7.2	屋上	H26.9
E	室外機	日立	RAS-AP1090DS5	1	109.0/118.0	7.2×2+4.8+4.4	屋上	H26.9
F	室外機	日立	RAS-AP590DS5	1	69.0/77.5	6.0+4.8+4.4	屋上	H26.9
G	室外機	日立	RAS-AP1090DS5	1	109.0/118.0	7.2×2+4.8+4.4	屋上	H26.9
H	室外機	日立	RAS-AP500DS5	1	50.0/56.0	4.8+6.0	屋上	H26.9

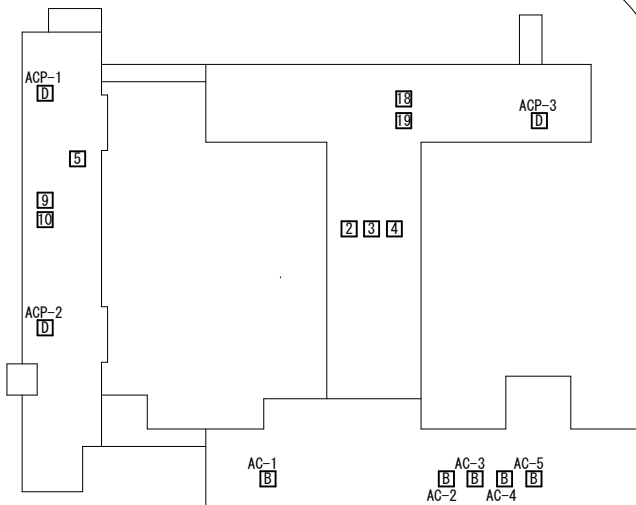
注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

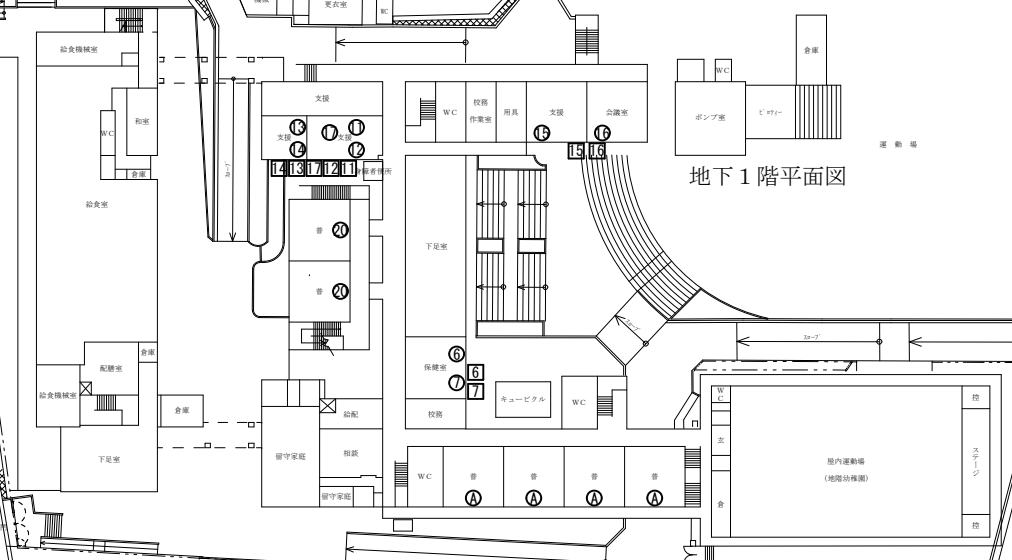
学校名	吹田市立東山田小学校		
所在地	吹田市青葉丘南15番10号		
縮尺		番号	24
吹田市 学校教育課 学校管理課			



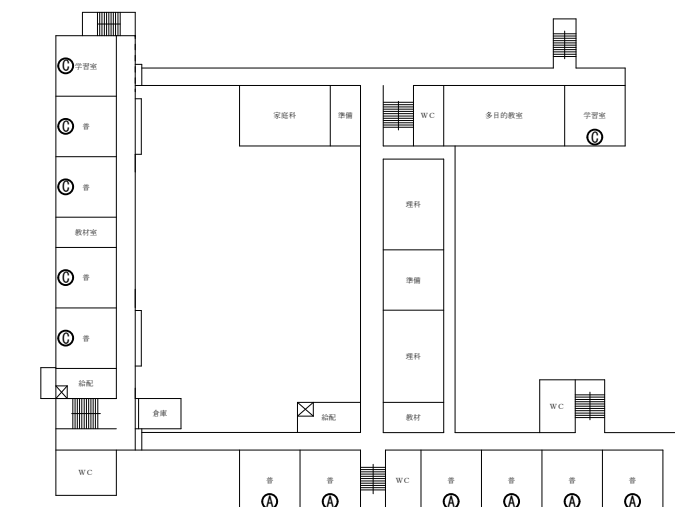
2階平面図



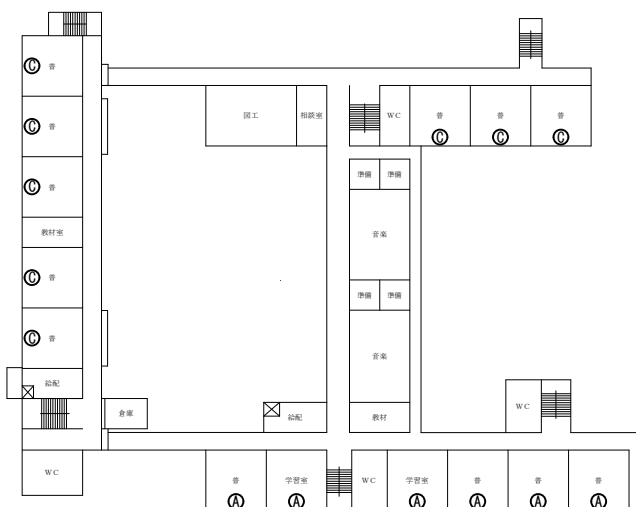
屋上



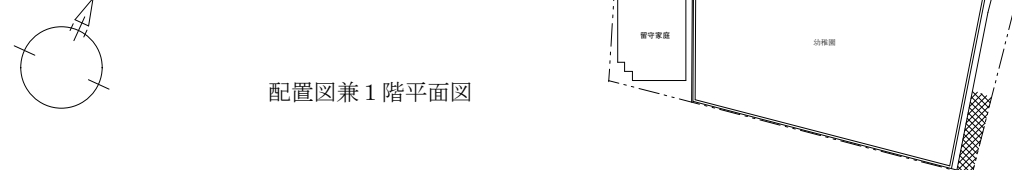
地下1階平面図



3階平面図



4階平面図



配置図兼1階平面図

南山田小学校空調機器仕様表 (教室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑪ ⑫	支援教室	三菱重工	PUZ-ERP56SKA8 PC-RP56KA10	2	4.0		地上	
⑬ ⑭	支援教室	日立	RAS-40RX	2	4.0	0.8	地上	
⑮ ⑯	支援教室	東芝	APAC6345SJ	2	5.6 6.3	1.1	地上	
⑰	支援教室	東芝	APAC6345SJ	1	5.6 6.3	1.1	地上	
⑱ ⑲	コンピュータ教室	ダイキン	SHYJ160D	2	16.0 18.0	4.5	屋上	H13.9.14
⑳	プレハブ	ダイキン	FXYP140M	4	14.0 16.0		ビルマル	
㉑	普通教室	ダイキン	FXYP140M	20	14.0 16.0		ビルマル	H25.8
㉒	室外機	ダイキン	RXYP560P	5	56.0/63.0	(1.6+4.5)×2	屋上	H25.8
㉓	普通教室	日立	RPC-AP140K5	18	14.0 16.0		ビルマル	H25.8
㉔	室外機	日立	RAS-AP950DS4	3	95.0/106.0	6.0+7.2×2		H25.8

南山田小学校空調機器仕様表 (管理諸室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	ダイキン	SYJ80D	1	8.0 9.0	2.2	屋上	H13.9.14
②~④	職員室	ダイキン	SHYJ160D	3	16.0 18.0	4.5	屋上	H13.9.14
⑤	職員室	ダイキン	FHP80A×2 SMZHP160AAD	1	8.0×2 9.0×2	2.9	屋上	H20.3.14
⑥ ⑦	保健室	東芝	ROA-AP505HS2J2 AIK-AP63K	2	4.5 5.0	0.55	地上	
⑧	会議室	日立	RPK-AP63K	1	6.3 7.5	1.7	地上	
⑨ ⑩	会議室	ダイキン	FHP160A	2	16.0 18.0	2.9	屋上	

注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

学校名	吹田市立南山田小学校		
所在地	吹田市千里丘西9番1号		
縮尺		番号	25
吹田市 学校教育課 学校管理課			

西山田小学校空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	三重	FDEJ112H2D3	1	11.2 12.5	3.0	ベランダ天吊	H11.9.10
②～④	職員室	三重	FDEJ160H2D3	3	16.0 18.0	4.5	屋上	H11.9.10
⑤ ⑥	保健室	三重	FDKJ45HK	2	4.5 5.0	1.2	ベランダ床置	
⑦	会議室	日立	RPK-AP63K	1	6.3 7.5	1.7	ベランダ床置	

西山田小学校空調機器仕様表（教室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑧	支援教室	東芝	AIC-AP504H	1	4.5 5.0	1.1	ベランダ床置	
⑨	支援教室	東芝	AIC-AP561H	1	5.0 5.6	1.1	ベランダ床置	
⑩ ⑪	コンピュータ教室	東芝	PAC16011	2	14.0 16.0	3.3	ベランダ床置	H15.8.31
Ⓐ	普通教室	日立	RPC-AP140K5	16	14.0 16.0	3.75	ビルマル	H27.9
Ⓑ	プレイルーム	日立	RPC-AP71K5	2	7.1 8.0	2.0	ビルマル	H27.9
Ⓒ	和室	日立	RPC-AP45K5	1	4.5 5.0	1.2	ビルマル	H27.9
Ⓓ	室外機	日立	RAS-AP775DG4	1	77.5/90.0	4.8×2+7.2	屋上	H27.9
Ⓔ	室外機	日立	RAS-AP950DG4	1	95.0/106.0	6.0+7.2×2	屋上	H27.9
Ⓕ	室外機	日立	RAS-AP775DG4	1	77.5/90.0	4.8×2+7.2	屋上	H27.9
Ⓖ	室外機	日立	RAS-AP224DG4	1	22.4/25.0	4.8	屋上	H27.9

注記

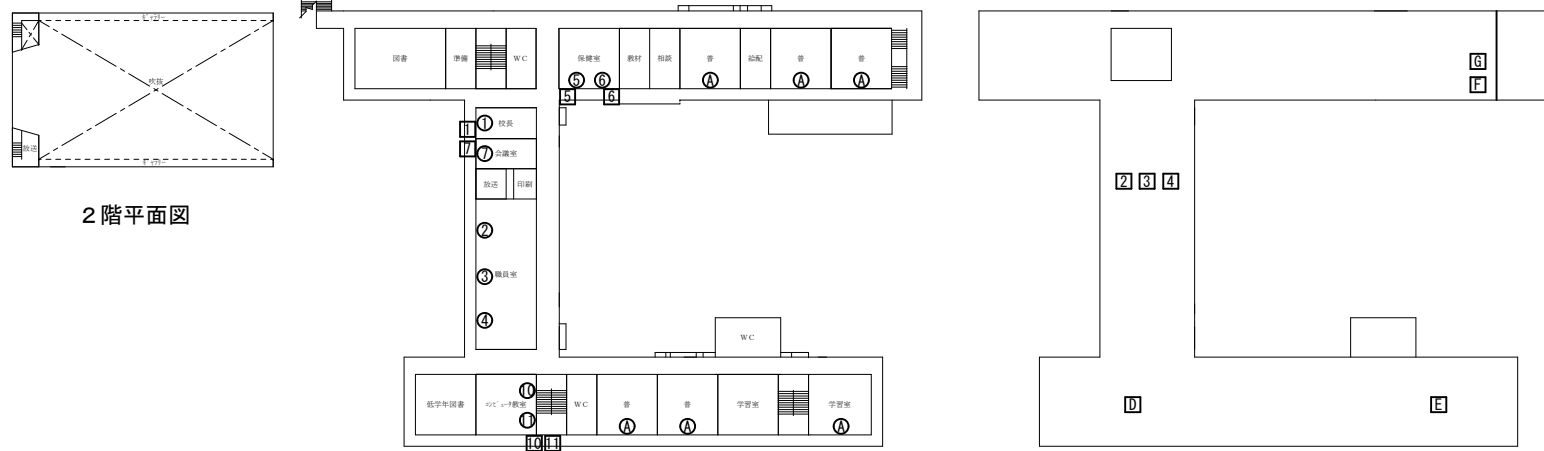
- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

学校名	吹田市立西山田小学校		
所在地	吹田市山田西2丁目10番1号		
縮尺		番号	26
吹田市 学校教育部 学校管理課			



3階平面図

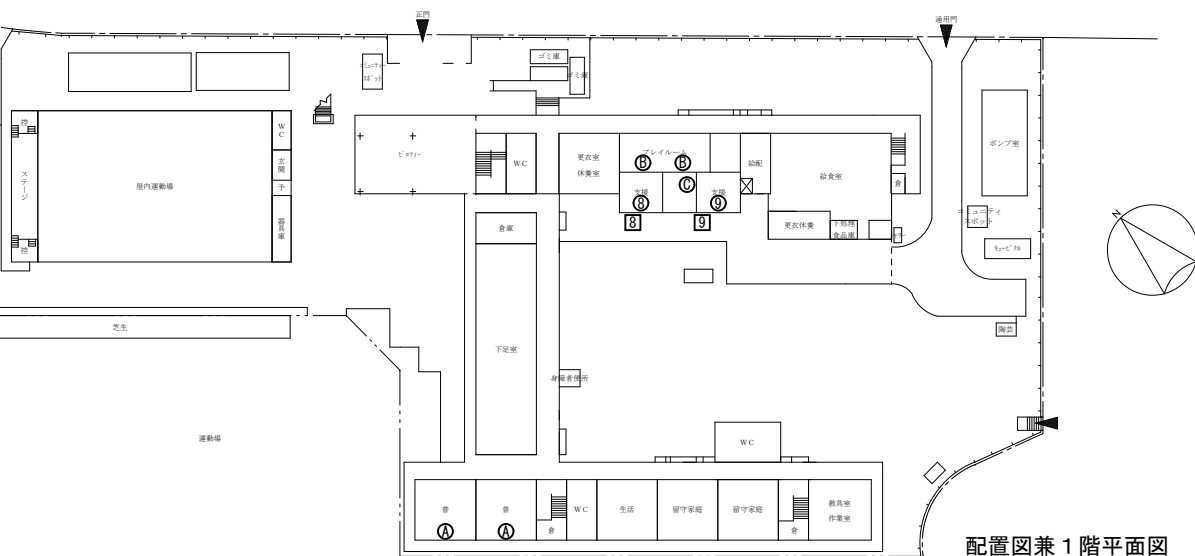
4階平面図



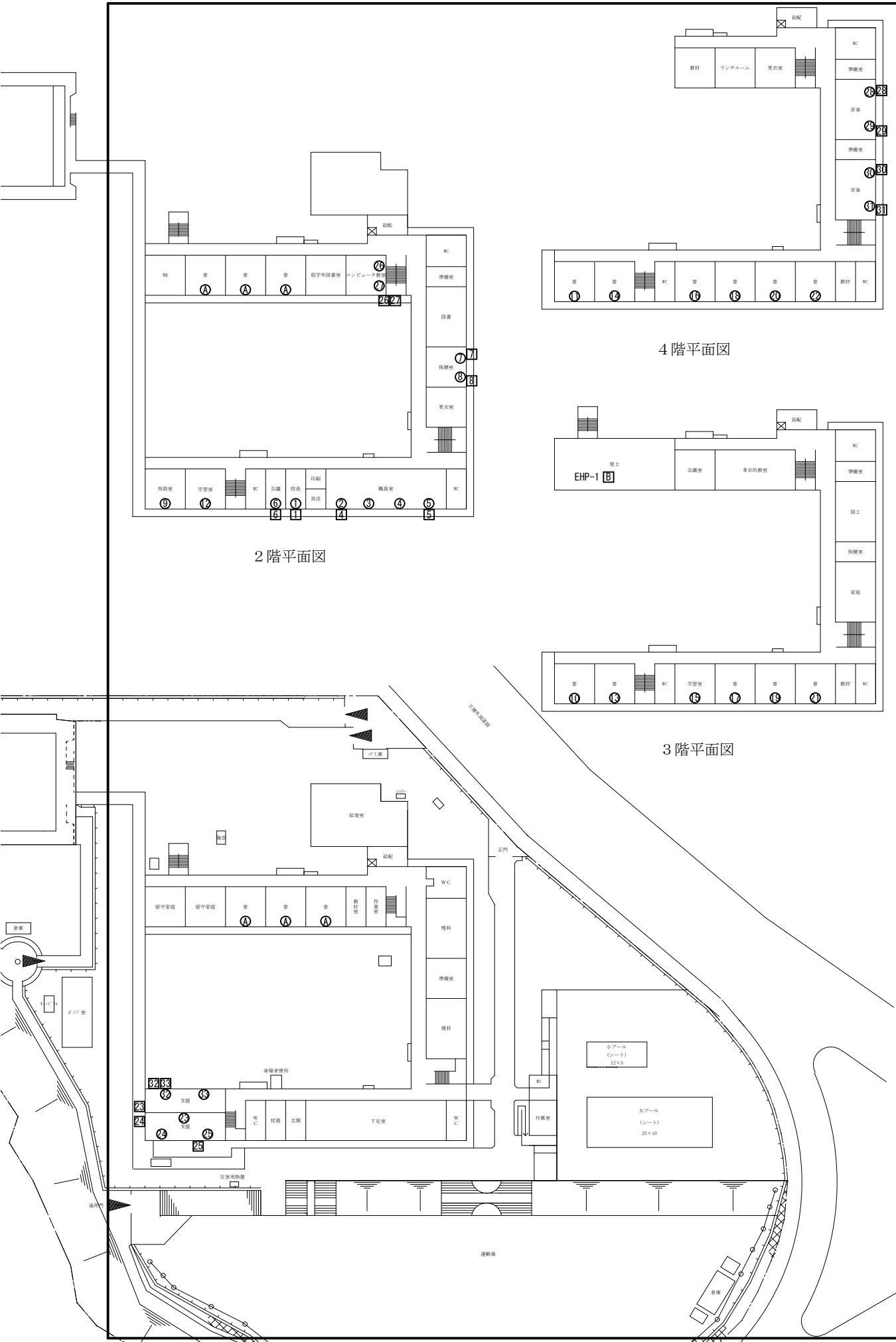
2階平面図

2階平面図

R階平面図



配置図兼1階平面図



配置図兼 1階平面図

屋上

北山田小学校空調機器仕様表（管理諸室）

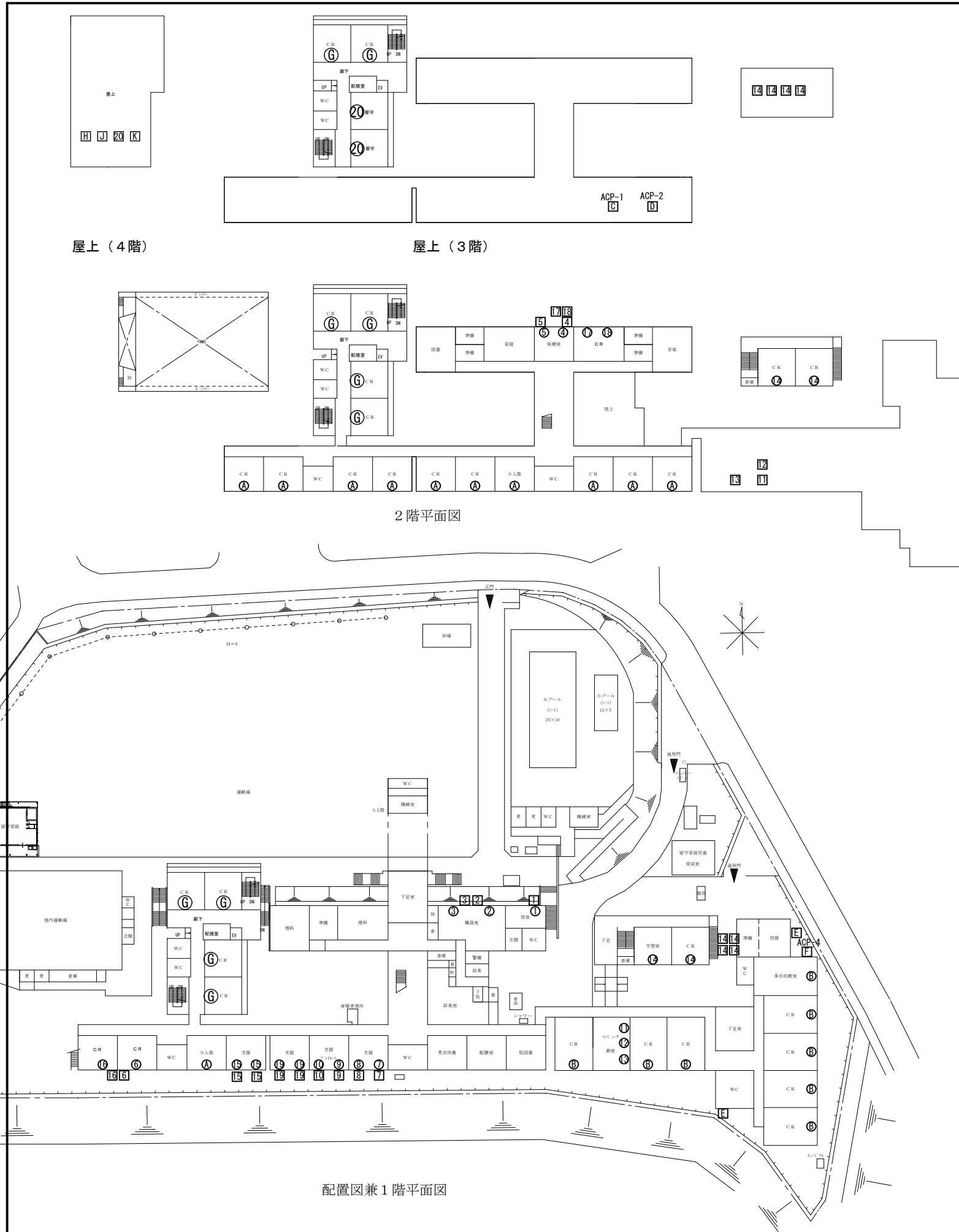
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	ダイキン	SHYJ63B	1	6.3 7.1	1.9	ベランダ天吊	H12.9.14
② ③	職員室	ダイキン	SHYJ140B	2	14.0 16.0	3.75	屋上	H12.9.14
④ ⑤	職員室	ダイキン	SHYJ63B	2	6.3 7.1	1.9	ベランダ天吊	H12.9.14
⑥	会議室	東芝	ROA560HJ	1	5,600kcal/h 6,000kcal/h	1.5	ベランダ天吊	
⑦ ⑧	保健室	日立	RAS-AP45SHJ RPK-AP45K1	2	4.0 4.5	1.2	ベランダ天吊	

北山田小学校空調機器仕様表（教室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑨～⑳	普通教室	東芝	APAC14023	14	12.5 14.0	3.0	屋上	H18.9.15
㉓ ㉔	支援教室	ダイキン	SHYJ50FT	2	5.0 5.6	1.5	壁付	H9.7.15
㉕	支援教室	東芝	APAC11023	1	5.0	1.5	ベランダ天吊	H9.7.15
㉖ ㉗	コンピュータ教室	ダイキン	SHYJ140	2	14.0 16.0	3.75	ベランダ壁付	H12.9.14
㉘ ㉙	音楽室	ダイキン	SHYLJ112F	2	11.2 12.5	3.0	ベランダ天吊	H9.7.15
㉚ ㉛	音楽室	日立	RPC-P112H1	2	11.2 12.5	3.0	ベランダ天吊	H14.8.30
㉜ ㉝	プレイルーム	日立	RPC-AP63GH5	2	5.6 6.3	0.95	壁付	H28.9
㉞	普通教室	日立	RPC-GP140K	6	14.0 16.0		ビルマル	H28.9
㉟	室外機	日立	RAS-AP950DG4	1	95.0/106.0	6.0×7.2×2	屋上	H28.9

- 注記
- 1、図中口印は空調室外機位置を示す。
 - 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
 - 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

学校名	吹田市立北山田小学校		
所在地	吹田市山田北1番1号		
縮尺		番号	27
吹田市 学校教育部 学校管理課			



配置図兼1階平面図

佐竹台小学校空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	ダイキン	SHYP80C	1	8.0 9.0	2.2	床置	H14.9.13
②	職員室	東芝	AIC-AP1407H-1	1	14.0 16.0	3.75	床置	H14.9.13
③	職員室	パナソニック	CU-P140H6	1	12.5 14.0	2.8	床置	H30.3.3
④ ⑤	保健室	日立	RAS-AP45SHJ RPK-AP45K1	2	4.5 5.0	1.2	床置	

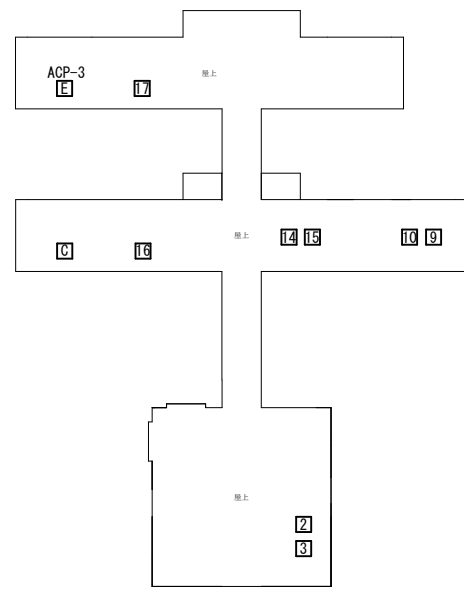
佐竹台小学校空調機器仕様表（教室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑦ ⑧	支援教室	東芝	AIK-AP561H	2	5.6		床置	
⑨ ⑩	支援教室	東芝	ROA-AP635HSJ1 AIK-AP636H	2	6.3		床置	
⑪～⑬	コンピュータ教室	ダイキン	SHYJ140	3	14.0 16.0	3.75	屋上	H14.9.13
⑭	普通教室	ダイキン	SZZH140CB	4	14.0	3.75	屋上	H27.3
⑮	学習室	三菱	PC-RP63KA14	2	5.6 6.3	1.3	床置	H30.6
Ⓐ	普通教室	日立	RPC-AP140K5	11	14.0 16.0		ビルマル	H25.8
Ⓑ	普通教室	日立	RPC-AP160K5	8	16.0 18.0		ビルマル	H25.8
Ⓒ	室外機	日立	RAS-AP800DS4	1	80.0/90.0	(4.8+4.4)×2	屋上	H25.8
Ⓓ	室外機	日立	RAS-AP950DS4	1	95.0/106.0	6.0+7.2×2	屋上	H25.8
Ⓔ	室外機	日立	RAS-AP560DS4	1	56.0/63.0	4.8+7.2	床置	H25.8
Ⓕ	室外機	日立	RAS-AP900DS4	1	90.0/100.0	6.0+7.2×2	床置	H25.8
⑯	C R	日立	RAS-GP140RSH RPC-GP140K	1	12.5 14.0	3.00	床置	R1.6.28
⑰	C R	日立	RAS-GP140RSH1 RPC-GP140K1	1	12.5 14.0	3.00	床置	R2.3.27
⑱	C R	日立	RAS-GP112RSH1 RPC-GP112K1	2	10.0	2.05	床置	R2.3.27
⑲	支援教室	三菱	PUZ-ERP56SKA8 PC-RP56KA10	2	5.0 5.6		床置	
Ⓔ	普通教室	ヤンマー(ガス)	YZHP140MA	10	14.0/16.0		ビルマル	R3.3
Ⓕ	室外機	ヤンマー(ガス)	YNZP560K1NB	1	56.0/63.0	12.4	屋上	R3.3
Ⓖ	室外機	ヤンマー(ガス)	YNZP560K1NB	1	56.0/63.0	12.4	屋上	R3.3
Ⓗ	室外機	ヤンマー(ガス)	YNZP280K1NB	1	28.0/31.5	6.2	屋上	R3.3
⑳	留守	ヤンマー(ガス)	YZHP140MA	2	14.0/16.0		ビルマル	R3.3
㉑	室外機	ヤンマー(ガス)	YNZP280K1NB	1	28.0/31.5	6.2	屋上	R3.3

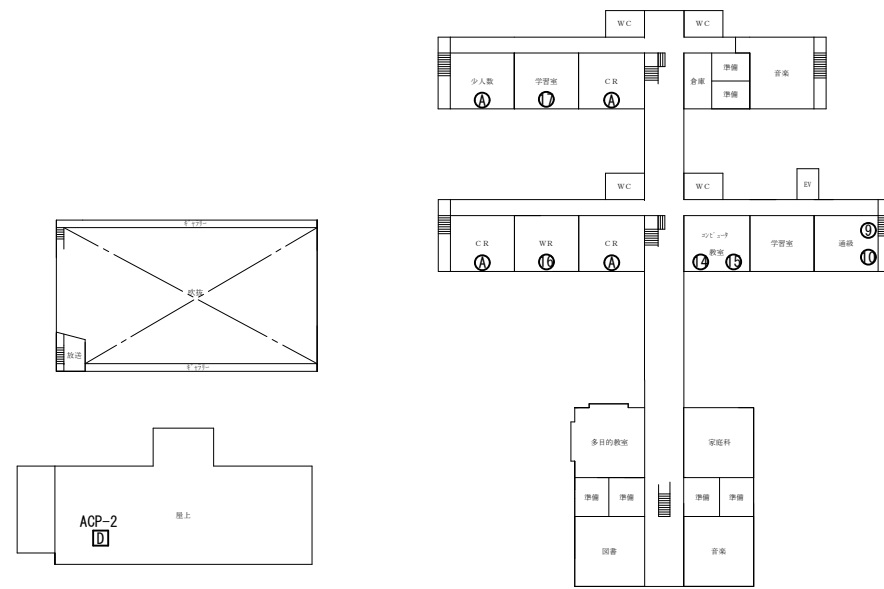
注記

- 1、図中口印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

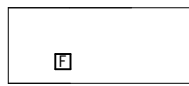
学校名	吹田市立佐竹台小学校		
所在地	吹田市佐竹台4丁目12番1号		
縮尺		番号	28
吹田市 学校教育課 学校管理課			



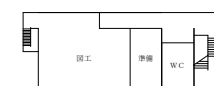
3階平面図



2階平面図



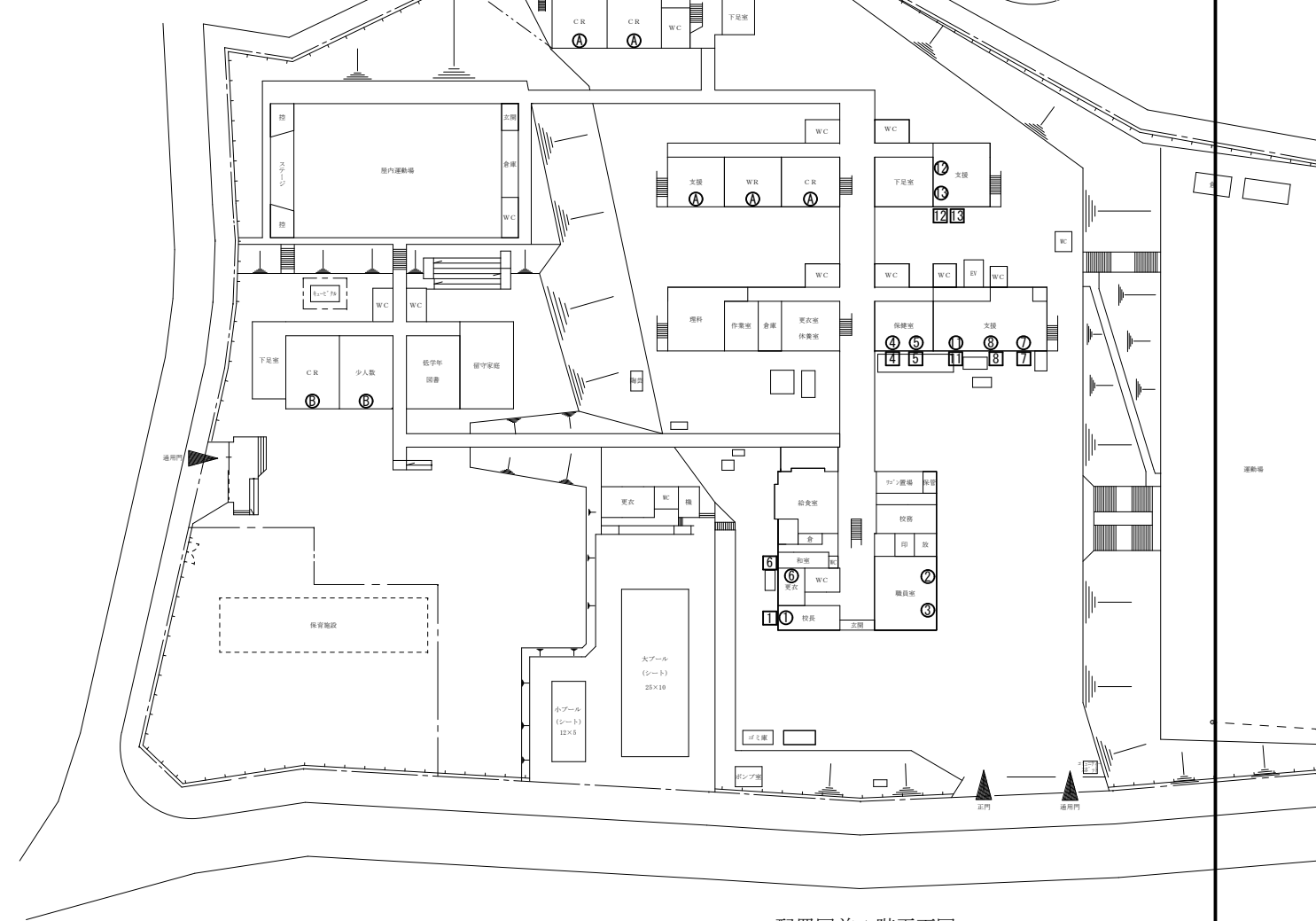
屋上



3階平面図



2階平面図



配置図兼1階平面図

高野台小学校空調機器仕様表 (教室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑦	支援教室	日立	RPC-45H5	1	4,500kcal/h 5,000kcal/h	1.5	地上	H4. 6. 1
⑧	支援教室	日立	RAS-71H5S	1	7,100kcal/h 7,700kcal/h	2.2	地上	H4. 6. 1
⑨	通級教室	東芝	RCSA08033M AIC-905HG	1	7.1 8.0	1.65	屋上	R2. 3. 19
⑩	通級教室	東芝	RCSA08033M AIC-905HG	1	9.0 6.5	2.0	屋上	H17. 3. 15
⑪	支援教室	日立	RAS-GP56RSH RPC-GP56K	1	5.6 6.3	1.7	地上	H29. 3. 15
⑫ ⑬	支援教室	日立	RPK-NP56K	2	5.6 6.3	1.7	地上	
⑭	コンピュータ教室	ダイキン	SHYJ140K	1	14.0 16.0	3.75	屋上	H16. 8. 31
⑮	コンピュータ教室	日立	RPC-AP140K5	1	14.0 16.0	3.75	屋上	H16. 8. 31
Ⓐ	普通教室	日立	RPC-AP140K5	9	16.0 18.0		ビルマル	H27. 9
Ⓑ	普通教室	日立	RPC-AP160K5	2	16.0 18.0		ビルマル	H27. 9
Ⓒ	室外機	日立	RSA-AP335DG4	1	33.5/37.5	7.2	屋上	H27. 9
Ⓓ	室外機	日立	RSA-AP400DG4	1	40.0/45.0	3.6+4.8	屋上	H27. 9
Ⓔ	室外機	日立	RSA-AP775DG4	1	77.5/90.0	4.8×2+7.2	屋上	H27. 9
Ⓕ	室外機	日立	RSA-AP335DG4	1	33.5/37.5	7.2	屋上	H27. 9
⑯	WR	日立	RAS-GP140RSH RPC-GP140K	1	12.5 14.0	3.0	屋上	R1. 6. 28
⑰	学習室	日立	RAS-GP140RSH RPC-GP140K	1	12.5 14.0	3.0	屋上	R1. 6. 28

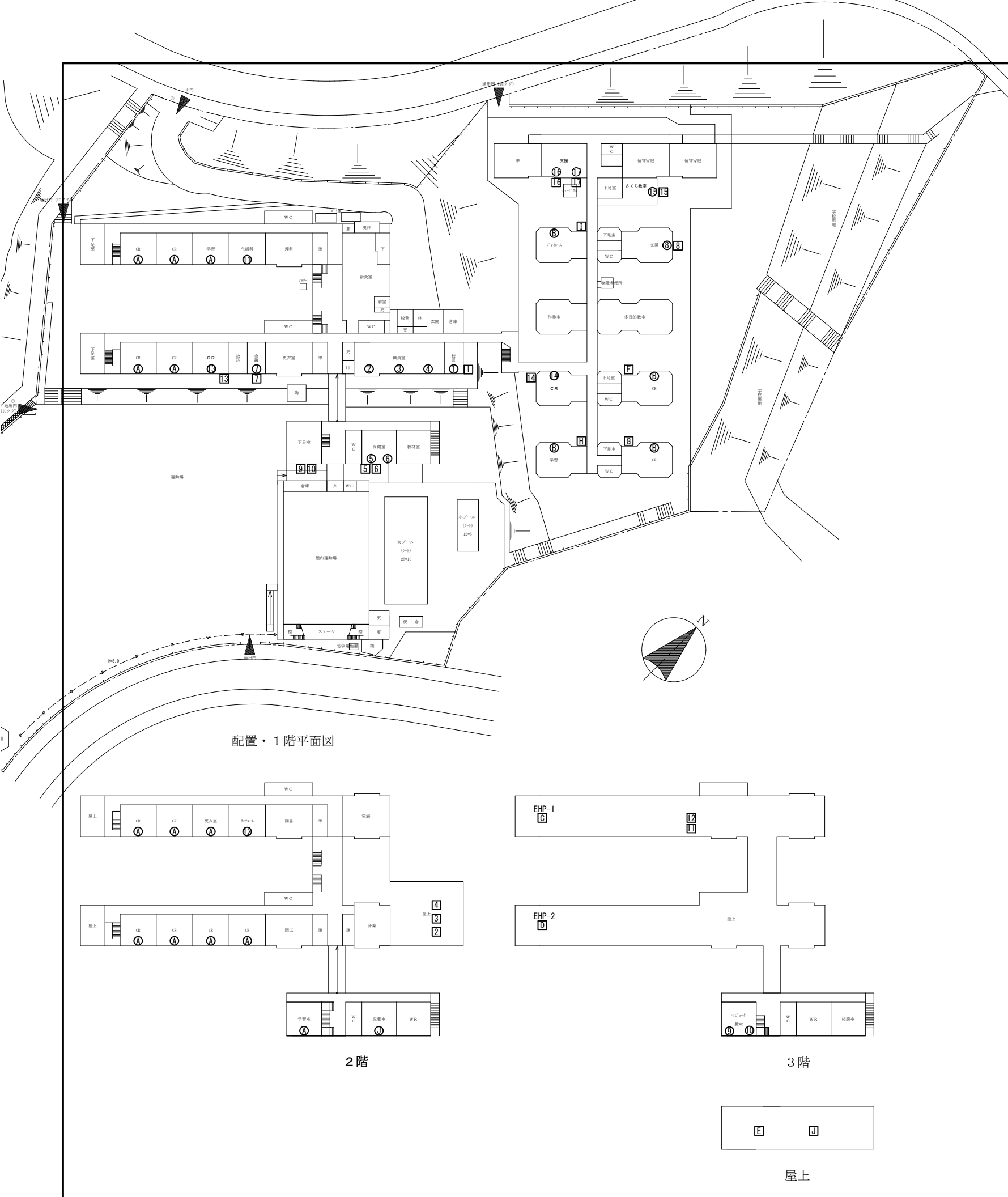
高野台小学校空調機器仕様表 (管理諸室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	ダイキン	SHYJ1006FT	1	10.0 11.2	3.0	床置	H9. 9. 12
② ③	職員室	ダイキン	SHYJ160F	2	16.0 18.0	4.5	屋上	H9. 9. 12
④ ⑤	保健室	日立	RAS-GP50RSHJ1 RPK-GP50K	2	4.5 5.0	1.5	床置	
⑥	会議室 (更衣室)	東芝	RAS-AP63SHJ RPK-AP63K	1	5.6 6.3	1.8	床置	

注記

- 1、 図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、 図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、 PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

学校名	吹田市立高野台小学校		
所在地	吹田市高野台2丁目16番1号		
縮尺		番号	29
吹田市 学校教育部 学校管理課			



津雲台小学校空調機器仕様表（管理諸室）

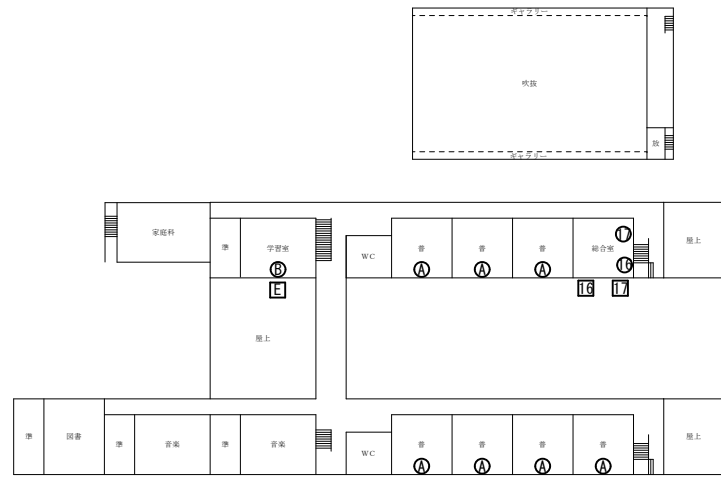
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	東芝	ROA-RP803HS AIC-RP803HS	1	7.1 8.0	1.65	地上	2020.12.26
②	職員室	東芝	ROA-RP1123HS AIC-RP1123HS	1	10.0 11.2	2.16	屋上	2020.12.26
③	職員室	三重	FDEJ112H2D3	1	11.2 12.5	3.0	屋上	H11.9.10
④	職員室	三重	FDEJ80H2D3	1	8.0 9.0	2.2	屋上	H11.9.10
⑤ ⑥	保健室	三重	FDKY40HK8	2	4,000kcal/h 4,300kcal/h	1.2	地上	
⑦	会議室	三菱	MPKZ-P63SGK	1	5.6 6.3	1.4	地上	

津雲台小学校空調機器仕様表（教室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑧	支援教室	ダイキン	SHYLJ125DA	1	12,500kcal/h 13,500kcal/h	3.75	ベランダ天吊	H14.8.30
⑨ ⑩	コンピュータ教室	ダイキン	SHYJ160D	2	16.0 18.0	4.5	壁付	H13.9.14
Ⓐ	普通教室	日立	RPC-AP140K5	13	14.0 16.0		ビルマル	H27.9
Ⓑ	普通教室	日立	RPC-AP160K5	4	16.0 18.0		ビルマル	H27.9
Ⓒ	室外機	日立	RAS-AP950DG4	1	95.0/106.0	6.0+7.2×2	屋上	H27.9
Ⓓ	室外機	日立	RAS-AP950DG4	1	95.0/106.0	6.0+7.2×2	屋上	H27.9
Ⓔ	室外機	日立	RAS-AP160DG4	1	16.0/18.0	3.6	屋上	H27.9
Ⓕ	室外機	日立	RAS-AP224DG4	1	22.4/25.0	4.8	地上	H27.9
Ⓖ	室外機	日立	RAS-AP224DG4	1	22.4/25.0	4.8	地上	H27.9
Ⓗ	室外機	日立	RAS-AP224DG4	1	22.4/25.0	4.8	地上	H27.9
Ⓘ	室外機	日立	RAS-AP224DG4	1	22.4/25.0	4.8	地上	H27.9
⑪	生活科室	日立	RAS-GP140RSH RPC-GP140K	1	12.5 14.0	3.00	屋上	R1.6.28
⑫	ランチルーム	日立	RAS-GP140RSH RPC-GP140K	1	12.5 14.0	3.00	屋上	R1.6.28
⑬	CR	日立	RAS-GP140RSH1 RPC-GP140K1	1	12.5 14.0	3.00	床置	R2.3.27
⑭	CR	日立	RAS-GP160RSH1 RPC-GP160K1	1	14.0 16.0	3.55	床置	R2.3.27
⑮	さくら教室	東芝	ROA-AP637HSJ AIK-AP636H	1	5.6 6.3	1.27	床置	
Ⓚ Ⓛ	普通教室	日立	RPC-GP140RSH4	1	12.5/14.0	3.00	屋上	R2.8
⑯	支援教室	日立	RPC-GP80RSH3	1	7.1/8.0	2.00	床置	R3.6
⑰	支援教室	日立	RPC-GP112RSH3	1	10.0/11.2	2.00	床置	R3.6

注記
 1、 図中□印は空調室外機位置を示す。
 2、 図中○印は空調室内機位置を示す。
 3、 PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

学校名	吹田市立津雲台小学校		
所在地	吹田市津雲台4丁目7番1号		
縮尺		番号	30
吹田市 学校教育課 学校管理課			



2階平面図



地階平面図

配置図兼1階平面図

古江台小学校空調機器仕様表 (管理諸室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	ヤンマー	YHJ140D YNPJ140KC	1	14.0 17.0	ガス	屋外	H13.9.14
②~④	職員室	ヤンマー	YHZJ140KC	3	14.0 17.0	ガス	ビルマル	H13.9.14
⑤	室外機	ヤンマー	YN2J450EA	1	45.0/53.0	ガス	屋外	H13.9.14
⑥ ⑦	保健室	日立	RAS-GP50RSHJ RPK-GP50K	2	4.5 5.0	0.8	ベランダ天吊	
⑧	会議室	東芝	APAK8033SJX	1	8.0 8.7	2.2	地上	

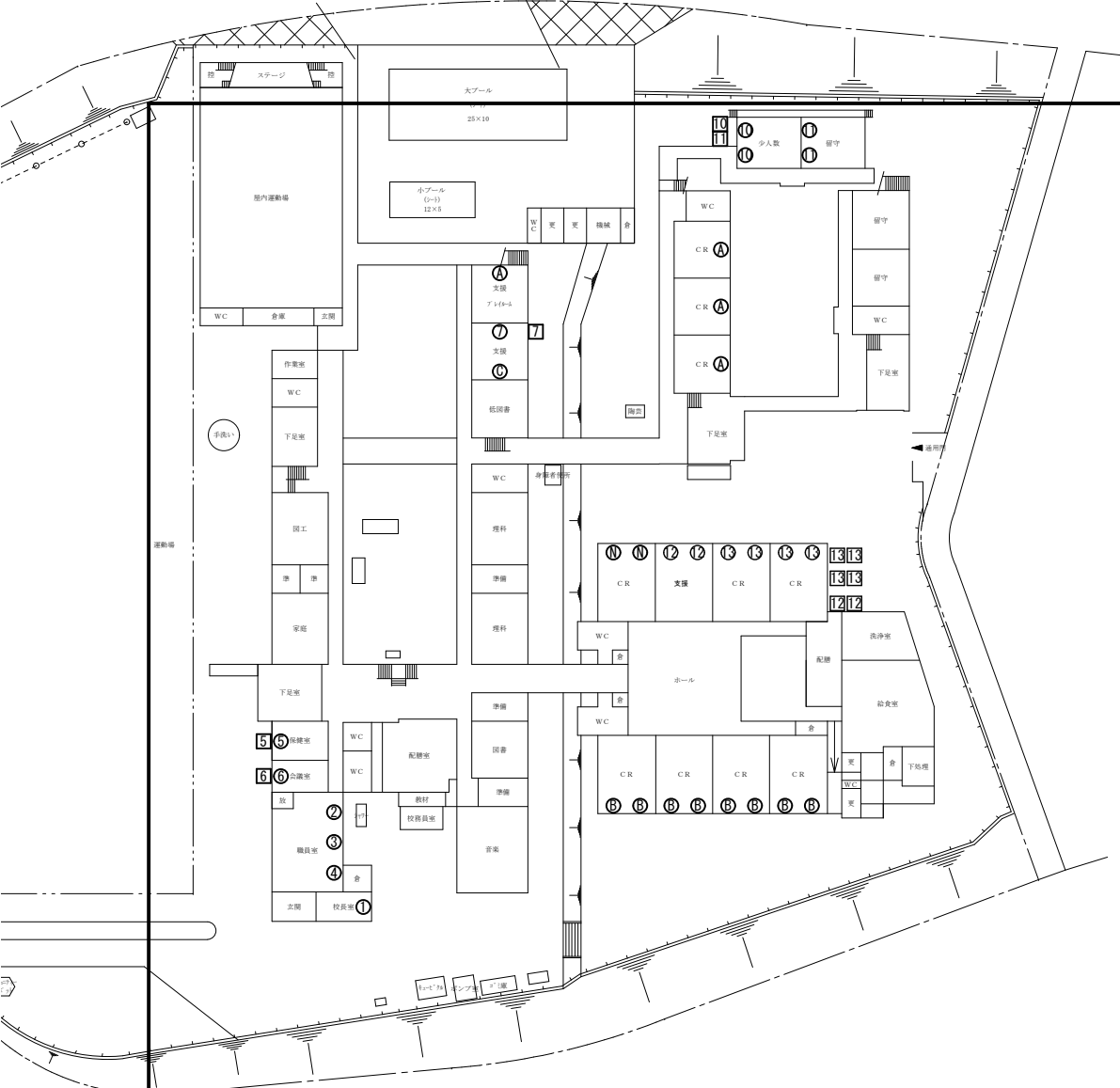
古江台小学校空調機器仕様表 (教室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑨ ⑩	支援教室	東芝	APAK8034SJ	2	8.0	1.4	地上	
⑪ ⑫	コンピュータ教室	アイシン	TKEJ40S2	2	14.0 17.0		ビルマル	H11.12.28
⑬	室外機	アイシン	TGSJ280	1	28.0/33.5	ガス	地上	H11.12.28
⑭ ⑮	支援教室	東芝	AIK-AP805H ROA-AP805HSJ1	2	7.1 8.0	1.4	地上	
⑯ ⑰	総合室	日立	RAS-GP63RSHJ1 RPK-GP63K2	2	5.0 6.3	1.0	地上	
Ⓐ	普通教室	日立	RPC-AP140K5	10	14.0 16.0		ビルマル	H26.9
Ⓑ	普通教室	日立	RPC-AP160K5	8	16.0 18.0		ビルマル	H26.9
Ⓒ	普通教室	日立	RPC-AP71K5	8	7.1 8.5		ビルマル	H26.9
Ⓓ	室外機	日立	RAS-AP500DS5	1	50.0/56.0	4.8+6.0	地上	H26.9
Ⓔ	室外機	日立	RAS-AP224DS5	1	22.4/25.0	4.8	地上	H26.9
Ⓕ	室外機	日立	RAS-AP690DS5	1	69.0/77.5	6.0+4.8+4.4	地上	H26.9
Ⓖ	室外機	日立	RAS-AP690DS5	1	69.0/77.5	6.0+4.8+4.4	地上	H26.9
Ⓗ	室外機	日立	RAS-AP500DS5	1	50.0/56.0	4.8+6.0	地上	H26.9
Ⓘ	室外機	日立	RAS-AP400DS5	1	40.0/45.0	4.8+4.4	屋上	H26.9
⓫	室外機	日立	RAS-AP400DS5	1	40.0/45.0	4.8+4.4	屋上	H26.9
⓬	室外機	日立	RAS-AP224DS5	1	22.4/25.0	4.8	屋上	H26.9

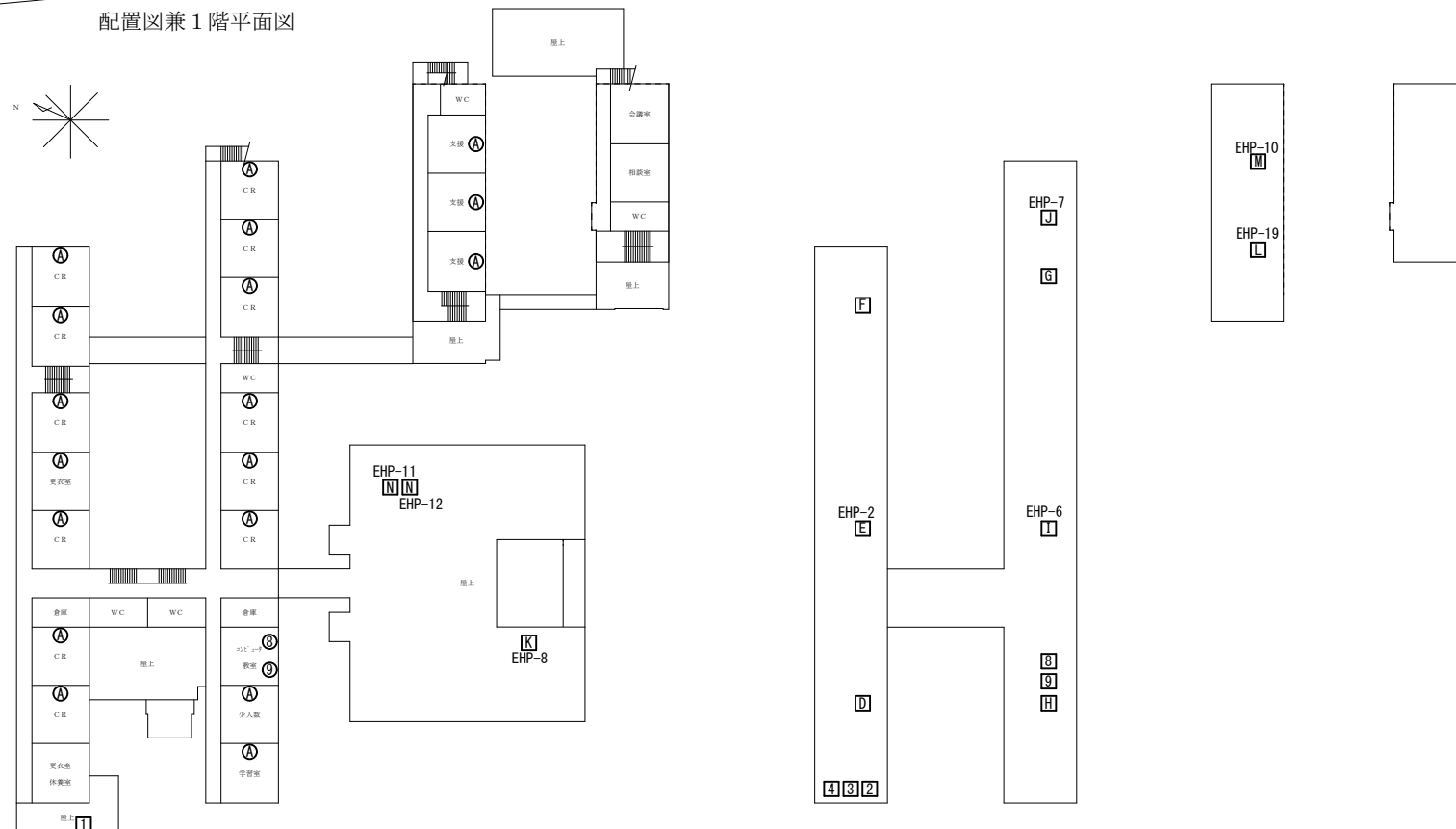
注記

- 1、図中口印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

学校名	吹田市立古江台小学校		
所在地	吹田市古江台5丁目6番1号		
縮尺		番号	31
吹田市 学校教育課 学校管理課			



配置図兼1階平面図



2階平面図

屋上

藤白台小学校空調機器仕様表 (管理諸室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	ダイキン	SZZH80BBT	1	8.0 9.0	1.62	屋上	H21.8
②	職員室	日立	RPC-GP112RGH1	1	10.0 11.2	1.85	屋上	R30.10
③ ④	職員室	三菱	FDEJ112H2D3	2	11.2 12.5	3.0	屋上	H11.8
⑤	保健室	日立	RPK-AP50SHJ2	1	4.5 5.0	0.55	地上	
⑥	会議室	日立	RPK-AP63HVJ3	1	5.6 6.3	1.7	地上	

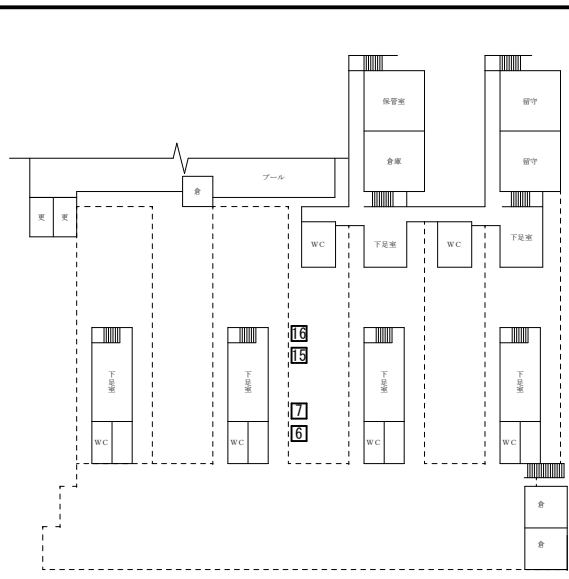
藤白台小学校空調機器仕様表 (教室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑦	支援教室	東芝	ROA-RP1401H AIC-RP1403H	1	12.5 12.5	3.3	壁付	H10.8
⑧ ⑨	コンピュータ教室	東芝	PAC16011	2	14.0 16.0	3.3	屋上	H15.8
⑩	普通教室	ダイキン	FUYP112P×2 SMZUP224KD	1	20.0 22.4	4.5	地上	H11.8
⑪	普通教室	ダイキン	FUYP112P×2 SMZUP224KD	1	20.0 22.4	4.5	地上	H11.8
Ⓐ	普通教室	三菱	PCFY-P140KMG4	22	14.0 16.0		ビルマル	H28.9
Ⓑ	普通教室	三菱	PCFY-P112KMG4	8	11.2 12.5		ビルマル	H28.9
Ⓒ	普通教室	三菱	PCFY-P71KMG4	1	7.1 8.0		ビルマル	H28.9
Ⓓ	室外機	三菱	PUHY-GP335DMG4	1	33.5/37.5	7.2	屋上	H28.9
Ⓔ	室外機	三菱	PUHY-GP280SDMG4+PUHY-GP224SDMG4	1	50.0/56.0	4.8+6.0	屋上	H28.9
Ⓕ	室外機	三菱	PUHY-GP335DMG4	1	33.5/37.5	7.2	屋上	H28.9
Ⓖ	室外機	三菱	PUHY-GP280DMG4	1	28.0/31.5	6.0	地上	H28.9
Ⓗ	室外機	三菱	PUHY-GP335DMG4	1	33.5/37.5	7.2	地上	H28.9
Ⓘ	室外機	三菱	PUHY-GP280SDMG4+PUHY-GP224SDMG4	1	50.0/56.0	4.8+6.0	地上	H28.9
⓷	室外機	三菱	PUHY-GP280SDMG4+PUHY-GP224SDMG4	1	50.0/56.0	4.8+6.0	地上	H28.9
⓸	室外機	三菱	PUHY-GP335SDMG4×3	1	100.0/112.0	7.2×3	地上	H28.9
⓰	室外機	三菱	PUHY-GP280SDMG4+PUHY-GP224SDMG4	1	50.0/56.0	4.8+6.0	地上	H28.9
⓱	室外機	三菱	PUHY-GP280SDMG4+PUHY-GP224SDMG4	1	50.0/56.0	4.8+6.0	地上	H28.9
⓴	普通教室	三菱	PCZ-ERMP112KV	2	10.0/11.2	3.0	屋上	R2.8
⑫	支援教室	ダイキン	RSRP112BD FHP112DJ	2	10.0 11.2	4.5	地上	R3.6
⑬	普通教室	ダイキン	RSRP112BD FHP112DJ	4	10.0 11.2	4.5	地上	R3.7

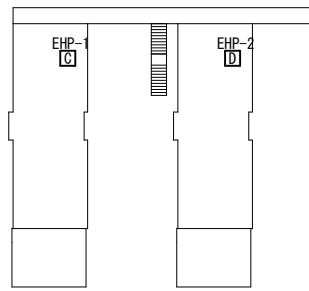
注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

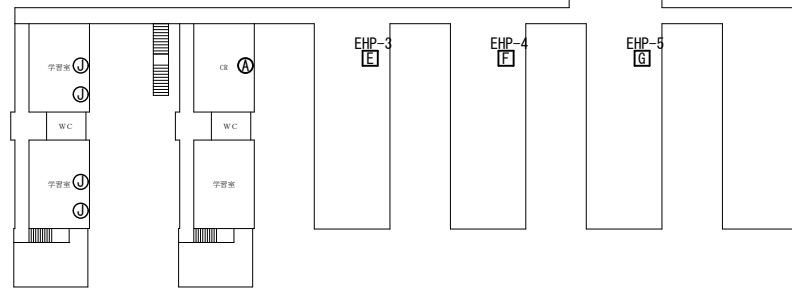
学校名	吹田市立藤白台小学校		
所在地	吹田市藤白台3丁目3番1号		
縮尺		番号	32
吹田市 学校教育部 学校管理課			



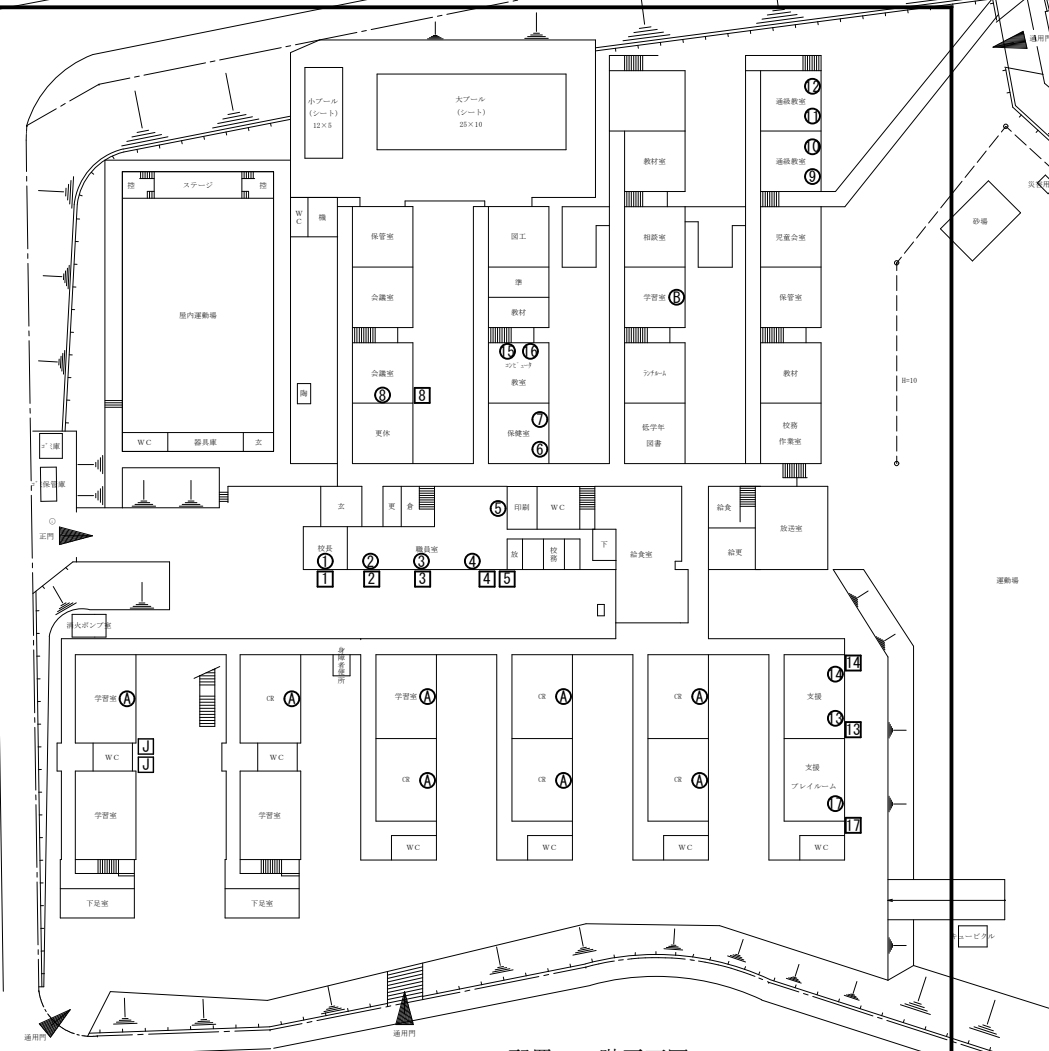
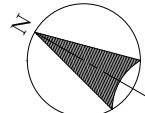
地階平面図



屋上



2階平面図



配置・1階平面図

青山台小学校空調機器仕様表 (教室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑨~⑫	通級教室	東芝	APAC6323SJ	4	5.6 6.3	1.1	屋上	H18.12.25
⑬ ⑭	支援教室	日立	RAS-NP56HJ	2	5.0 5.6		地上	2004.11
⑮ ⑯	コンピュータ教室	ダイキン	SHYJ160D	2	16.0 18.0	4.5	地上	H13.9.14
⑰	支援教室	日立	RPC-AP160K5	1	14.0 16.0		地上	H26.9
Ⓐ	普通教室	日立	RPC-AP160K5	9	16.0 18.0		ビルマル	H26.9
Ⓑ	普通教室	日立	RPC-AP140K5	1	14.0 16.0		ビルマル	H26.9
Ⓒ	室外機	日立	RAS-AP224DS5	1	22.4/25.0	4.8	屋上	H26.9
Ⓓ	室外機	日立	RAS-AP400DS5	1	40.0/45.0	4.8+4.4	屋上	H26.9
Ⓔ	室外機	日立	RAS-AP400DS5	1	40.0/45.0	4.8+4.4	屋上	H26.9
Ⓕ	室外機	日立	RAS-AP400DS5	1	40.0/45.0	4.8+4.4	屋上	H26.9
Ⓖ	室外機	日立	RAS-AP400DS5	1	40.0/45.0	4.8+4.4	屋上	H26.9
Ⓗ	室外機	日立	RAS-AP160DG3	1	16.0/18.0	3.6	屋上	H26.9
Ⓙ	普通教室	日立	RPC-GP224RGHP	2	20.0 22.4	4.85	地上 ツイン	R3.8

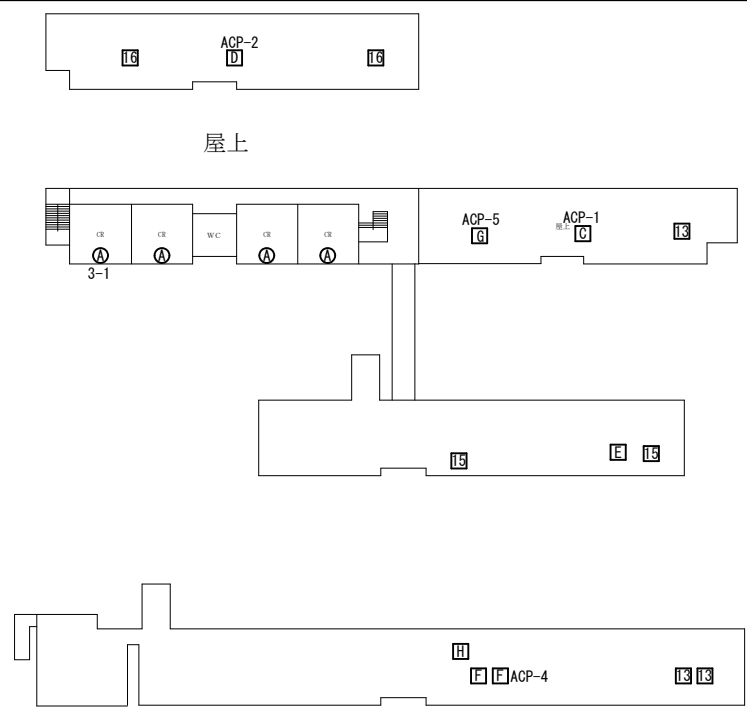
青山台小学校空調機器仕様表 (管理諸室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	ダイキン	SHYJ80D	1	8.0 9.0	2.2	地上	H13.9.14
②~⑤	職員室	ダイキン	SHYJ112D	4	11.2 12.5	3.0	地上	H13.9.14
⑥ ⑦	保健室	日立	RAS-GP50RSHJ1 RPK-GP50K	2	4.5 5.0	1.3	地上	
⑧	会議室	ダイキン	FAP63A	1	5.6 6.3	1.3	地上	

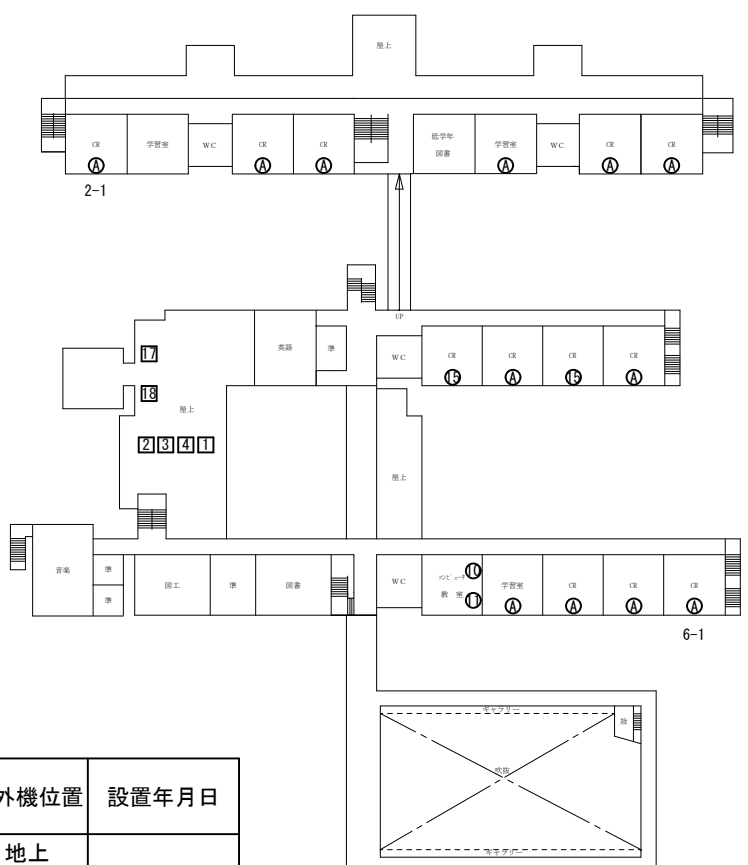
注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-DまたはACP-Dと記載の空調機は点検しないこと。

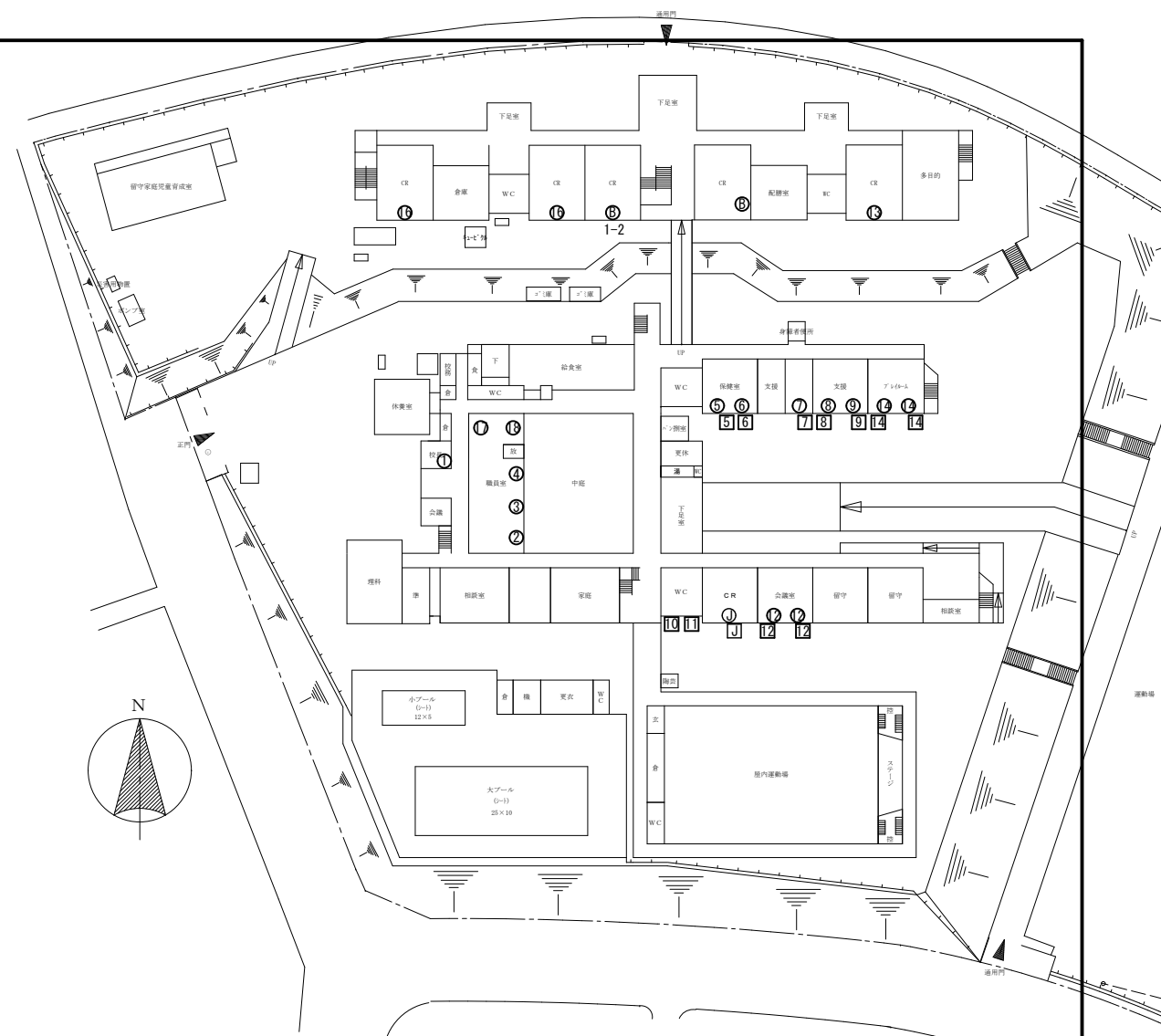
学校名	吹田市立青山台小学校		
所在地	吹田市青山台2丁目5番1号		
縮尺		番号	33
吹田市 学校教育部 学校管理課			



3階平面図



2階平面図



配置・1階平面図

桃山台小学校空調機器仕様表 (教室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑦	支援教室	三菱	MPK-RP63KA	1	5.6 6.3	1.4	地上	
⑧ ⑨	支援教室	ダイキン	FAYP50P	2	4.5 5.0	1.1	地上	
⑩ ⑪	コンピュータ教室	ダイキン	FHYJ140D	2	14.0 16.0	3.75	壁付	H13.9.14
⑫	教室	日立	RAS-AP50EHJ	2			地上	
⑬	教室	ダイキン	FHP160DC RZRP160BA	1	14.0 16.0	2.99	屋上	
⑭	支援教室	三菱	PCZ-ERP56SKH	2	5.0 5.6	1.1	地上	H27.6
⑮	普通教室	ダイキン	FHP140DC RZRP140BA	2	14.0 18.0	2.41	屋上	H28.7
⑯	普通教室	ダイキン	FHP160DC RZRP160BA	2	14.0 16.0	2.99	屋上	H28.7
⑰	印刷室	ダイキン	SZRH80BBT	1	7.1 8.0	1.70	屋上	H28.8
⑱	更衣室	ダイキン	SZRH80BBT	1	7.1 8.0	1.70	屋上	H28.8
Ⓐ	普通教室	ダイキン	FXYP140MA	16	14.0 16.0		ビルマル	H23.8
Ⓑ	普通教室	ダイキン	FXYP160MA	2	16.0 18.0		ビルマル	H23.8
Ⓒ	室外機	ダイキン	RXYP730BA	1	73.0/82.5	4.5+4.4+6.1	屋上	H23.8
Ⓓ	室外機	ダイキン	RXYP800BA	1	80.0/90.0	4.8+2+7.2	屋上	H23.8
Ⓔ	室外機	ダイキン	RXYP335BA	1	33.5/37.5	7.2	屋上	H23.8
Ⓕ	室外機	ダイキン	RXYP500BA	2	50.0/56.0	4.8+6.1	屋上	H23.8

桃山台小学校空調機器仕様表 (管理諸室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	ダイキン	SZRH80BBT	1	8.0 10.6	2.2	屋上	H29.8
②~④	職員室	ダイキン	SZRH140BBT	3	14.0 18.0	3.0	屋上	H29.8
⑤ ⑥	保健室	日立	RAS-GP50RSHJ1	2	4.5 5.0	0.80	地上	
Ⓖ	普通教室 3-1, 2-1, 1-2	ダイキン	RXYP500C FXYP140MA × 3	1	50.0 56.0	4.8+6.0	屋上	H24
Ⓖ	普通教室 6-1	ダイキン	SZZH160CA	1	14.0 16.0	2.9	屋上	H24
Ⓖ	普通教室	ダイキン	SSRH160BF	1	14.0 16.0	2.9	屋上	R3.8

注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

学校名	吹田市立桃山台小学校		
所在地	吹田市桃山台1丁目5番1号		
縮尺		番号	34
吹田市 学校教育課 学校管理課			

千里たけみ小学校空調機器仕様表（管理諸室）

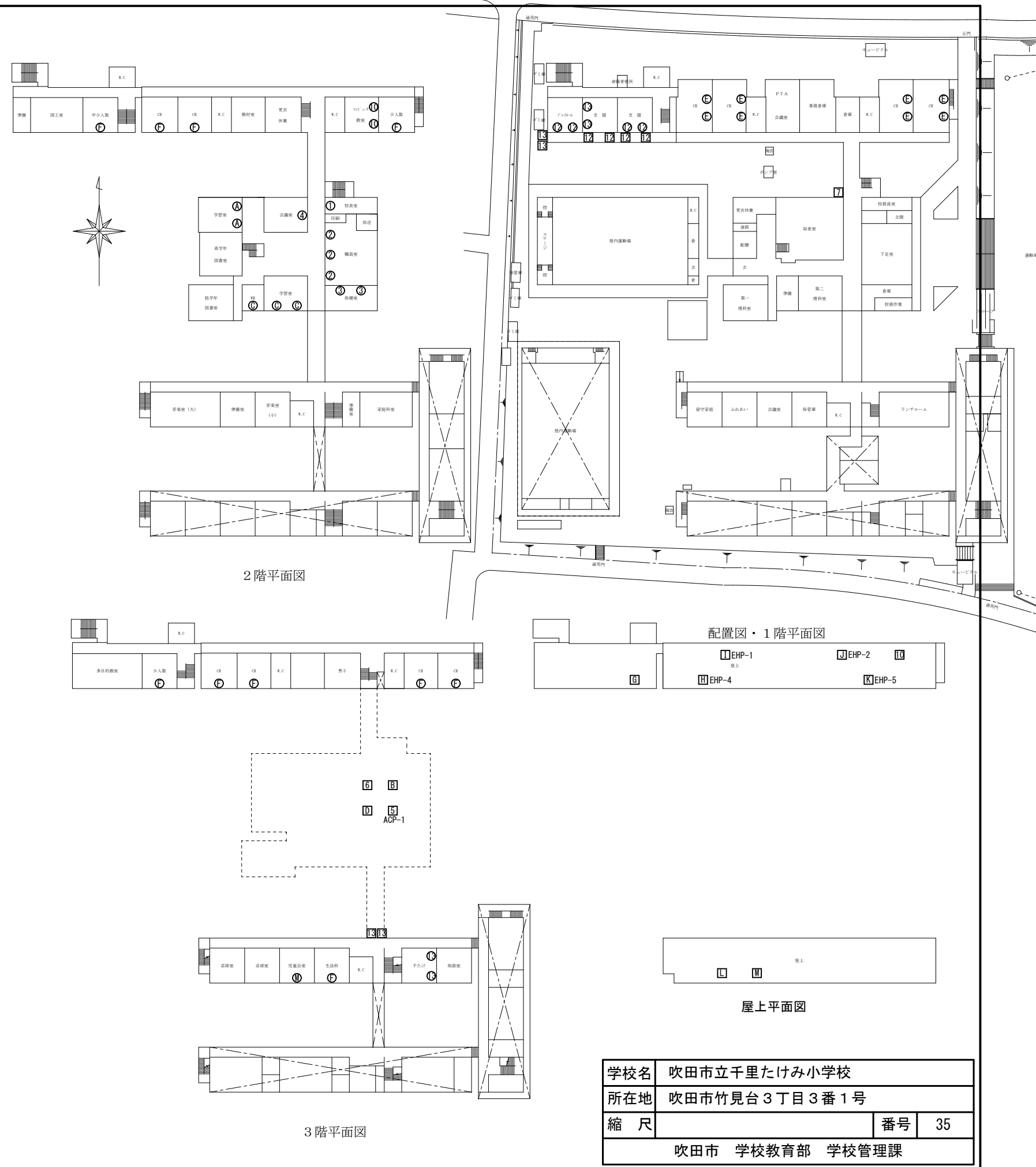
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	ダイキン	FXYHP112M	1	11.2 12.5		ビルマル	H17.3.15
②	職員室	ダイキン	FXYHP90M	3	9.0 10.0		ビルマル	H17.3.15
③	保健室	東芝	RCSB16033M×2	1	14.0/16.0		ビルマル	R2.1.20
④	会議室	日立	RPK-AP63HVJ3	1	5.6 6.3	1.7		
⑤	室外機	ダイキン	RSXYP450P	1	45.0/50.0	11.7	屋上	H17.3.15
⑥	室外機	ダイキン	RZYP160H	1	16.0/18.0		屋上	

千里たけみ小学校空調機器仕様表（教室）

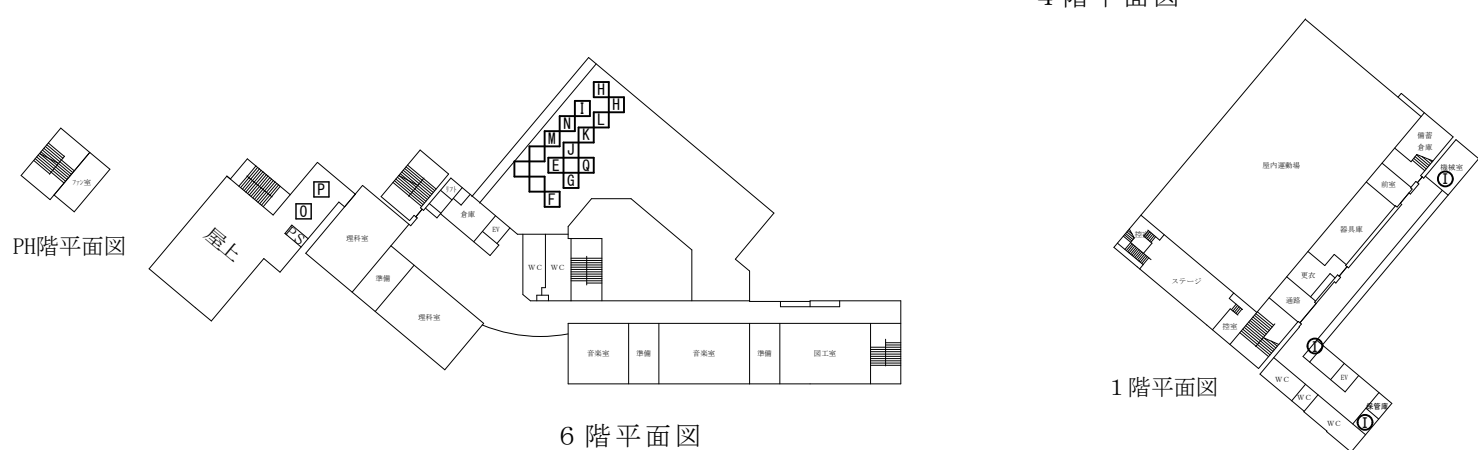
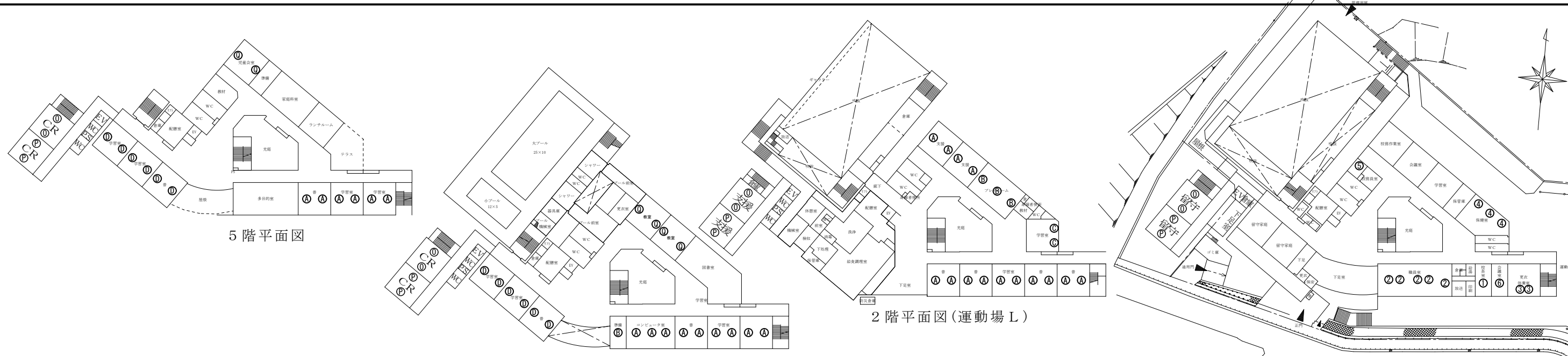
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑩ ⑪	コンピュータ教室	ダイキン	FHYP140P×2 RZYP280H	1	25.0 28.0	7.0	屋上	H17.3.15
⑫	支援教室	ダイキン	SZRH63BAT	4	5.6 6.3	0.95	庇上部	H17.3.15
⑬	通級教室	日立	RAS-AP63SHJ RPC-AP63K3	2	5.6 6.3	0.95	屋上	H17.3.15
Ⓐ	学習室1	ダイキン	FXYHP80M	2	8.0 9.0		ビルマル	H17.3.15
Ⓑ	室外機	ダイキン	RSXYP160M	1	16.0/18.0	6.6	屋上	H17.3.15
Ⓒ	学習室2	ダイキン	FXYHP112M	3	11.2 12.5		ビルマル	H17.3.15
Ⓓ	室外機	ダイキン	RSXYP335P	1	33.5/37.5	7.3	屋上	H17.3.15
Ⓔ	普通教室	ダイキン	FXYHP112MC	8	11.2 12.5		ビルマル	H28.9
Ⓕ	普通教室	ダイキン	FXYHP140MC	10	14.0 16.0		ビルマル	H28.9
Ⓖ	室外機	ダイキン	RXYHP335DA	1	33.5/37.5	7.2	屋上	H28.9
Ⓗ	室外機	ダイキン	RXYP670DA	1	67.0/77.5	7.2+7.2	屋上	H28.9
Ⓘ	室外機	ダイキン	RXYP500DA	1	50.0/56.0	4.8+6.0	屋上	H28.9
Ⓧ	室外機	ダイキン	RXYP500DA	1	50.0/56.0	4.8+6.0	屋上	H28.9
Ⓨ	室外機	ダイキン	RXYP500DA	1	50.0/56.0	4.8+6.0	屋上	H28.9
Ⓦ	室外機	ダイキン	RXYP160DA	1	16.0/18.0	3.6	屋上	H28.9
ⓓ ⑭	普通教室	ダイキン	SZRH140BF	1	12.5/14.0	3.0	屋上	R2.8

注記

- 1、図中口印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。



学校名	吹田市立千里たけみ小学校		
所在地	吹田市竹見台3丁目3番1号		
縮尺		番号	35
吹田市 学校教育課 学校管理課			



千里丘北小学校空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	校長室	日立	RCID-AP45K2	1	4.5 5.0	ビルマル		H27.3
②	職員室	日立	RCID-AP56K2	5	5.6 6.3	ビルマル		H27.3
③	更衣休憩室	日立	RPK-AP28K2	2	2.8 3.2	ビルマル		H27.3
④	保健室	日立	RPC-AP56K5	3	5.6 6.3	ビルマル		H27.3
⑤	校務員室	日立	RPK-AP45K2	1	4.5 5.0	ビルマル		H27.3
⑥	会議室	日立	RCID-AP71K2	1	7.1 8.5	ビルマル		H27.3

※校務員室は保健室と同一系統のため記載しているが、点検対象外

千里丘北小学校除湿機仕様表（共用）

番号	室名	メーカー	型名	数量	除湿能力 (L/d) 送風量	圧縮機	位置	設置年月日
①	廊下	三菱	KFH-P5A1	3	235 3,240m ³ /h*200Pa	3.75	1階機械室	H29.10

千里丘北小学校空調機器仕様表（教室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
Ⓐ	教室	日立	RCID-AP80K2	29	8.0 9.0		ビルマル	H27.3
Ⓑ	教室	日立	RCID-AP71K2	4	7.1 8.5		ビルマル	H27.3
Ⓒ	教室	日立	RPC-AP90K5	2	9.0 10.0		ビルマル	H27.3
Ⓓ	教室	日立	RCID-AP90K2	14	9.0 10.0		ビルマル	H27.3
Ⓔ	室外機	日立	RAS-AP690DG3	1	69.0/77.5	7.2+7.2	屋上	H27.3
Ⓕ	室外機	日立	RAS-AP690DG3	1	69.0/77.5	7.2+7.2	屋上	H27.3
Ⓖ	室外機	日立	RAS-AP615DG3	1	61.5/69.0	7.2+6.0	屋上	H27.3
Ⓗ	室外機	日立	RAS-AP280DG3	2	28.0/31.5	6.0	屋上	H27.3
Ⓙ	室外機	日立	RAS-AP560DG3	1	56.0/63.0	7.2+4.8	屋上	H27.3
Ⓚ	室外機	日立	RAS-AP615DG3	1	61.5/69.0	7.2+6.0	屋上	H27.3
Ⓛ	室外機	日立	RAS-AP690DG3	1	69.0/77.5	7.2+7.2	屋上	H27.3
Ⓛ	室外機	日立	RAS-AP400DG3	1	40.0/45.0	4.8+3.6	屋上	H27.3
Ⓜ	室外機	日立	RAS-AP615DG3	1	61.5/69.0	7.2+6.0	屋上	H27.3
Ⓝ	室外機	日立	RAS-AP690DG3	1	69.0/77.5	7.2+7.2	屋上	H27.3
Ⓞ	教室	日立(ガス)	RCID-GP80K	8	8.0/9.0	ビルマル	ビルマル	R3.3
Ⓟ	室外機	日立(ガス)	RAS-AP730SG2	1	73.0/82.5	4.69x2+5.47	屋上	R3.3
Ⓠ	教室	日立(ガス)	RCID-GP80K	8	8.0/9.0	ビルマル	ビルマル	R3.3
Ⓠ	室外機	日立(ガス)	RAS-AP730SG2	1	73.0/82.5	4.69x2+5.47	屋上	R3.3
Ⓡ	教室	日立	RCID-GP80K1	6	8.0/9.0	ビルマル	ビルマル	R2.3
Ⓡ	室外機	日立(ガス)	RAS-AP730SG1	1	73.0/82.5	4.69x2+5.47	屋上	R2.3

注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはAGP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

学校名	吹田市立千里丘北小学校		
所在地	吹田市千里丘北1番30号		
縮尺		番号	36
吹田市 学校教育課 学校管理課			

業務委託契約書

22000218

1 委託業務名	吹田市立各中学校空調設備機器保守点検業務														
2 場所	吹田市千里山西2丁目2番1号ほか														
3 履行期間	令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	4	0	7	0	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	3	7	0	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 3 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹 田 市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府吹田市南吹田 5 丁目 2 2 番 1 0 号
株式会社 三機サービス 大阪センター
所長 沖田 富雄

⑩

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。なお、支払いの金額は次のとおりとする。

1回目支払い 2,035,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 185,000円）

2回目支払い 2,035,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 185,000円）

（権利の帰属）

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目

的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

吹田市立各中学校空調設備機器保守点検業務仕様書

1. 本業務は空調設備の正常な運転の維持と故障や機能の劣化を未然に防止するため、空調機器の圧縮機、送風機及び冷却塔等の保守点検を行う。
2. 対象施設は別紙のとおりとする。
3. 対象設備は別紙のとおりとする。
4. 点検内容は別紙のとおりとする。
5. 点検結果報告書を提出すること。(作業写真を含む)1部は学校管理課に提出し、1部は学校に提出すること。
6. 点検日は、事前に本市担当職員と打ち合わせをし、学校運営上支障のないよう配慮すること。
7. 点検は年4回(冷房使用前、冷房使用中、暖房使用前及び暖房使用中)とする。定期点検の実施時期は、本市担当職員と打合せの上決定すること。
第二中学校の4階系統は年4回点検する。
但し、ガス吸収式冷温水発生機については年2回(冷房使用前及び暖房使用前)とし、メーカーの指定する点検業者の点検とする。
但し、学校又は本市担当職員の連絡があればその都度点検を行なうこと。
なお、7月の点検は夏期休暇中に行うものとする。
8. 山田中学校のガス冷暖房機(室外機)については大阪ガス(株)の指定する点検業者による点検を年1回(7月)行うこと。なお大阪ガス(株)と年間保守契約を行うこと。また、室内機の点検内容については他の学校と同様に行うこと。
9. 点検後不良箇所がある場合は、その復旧施工方法及び見積書を作成の上、本市担当職員に提出すること。
10. 各施設の配置図(データ形式JWW)に対象機器の機器表を記入して、製本して2月末日までに1部提出(データ共)すること。なお、点検時に各機器の製造年を調べて機器表に記入すること。
11. 委託期間 令和4年4月1日 から
令和5年3月31日 まで
12. 業務委託料の支払いは9月、3月の2回払いとする。(1/2支払い/回)
13. フロン排出抑制法に従って4回の点検を簡易点検とする。今年度の点検では定期点検は行わない。4回の簡易点検結果について全機種分別紙【フロン類機器簡易点検記録簿】を作成し、記録して電子データを提出すること。
14. 令和2年12月から令和16年3月末までは、特別教室等空調設備事業にて設置した空調機については、点検、修繕を実施しないこと。

対象施設 中学校 18校

学校名	所在地	電 話
第一中学校	吹田市千里山西2丁目2番1号	6384-0886
第二中学校	吹田市岸部北1丁目21番1号	6388-2031
第三中学校	吹田市中の島町3番51号	6381-1512
第五中学校	吹田市幸町21番1号	6381-6038
第六中学校	吹田市穂波町16番1号	6386-0812
片山中学校	吹田市竹谷町35番1号	6387-1041
佐井寺中学校	吹田市五月が丘南5番1号	6330-1524
南千里中学校	吹田市桃山台4丁目2番1号	6834-3611
豊津中学校	吹田市垂水町3丁目32番50号	6384-3275
豊津西中学校	吹田市豊津町6番1号	6386-2666
山田中学校	吹田市山田市場15番1号	6878-0823
西山田中学校	吹田市山田西2丁目11番1号	6877-4633
山田東中学校	吹田市山田東4丁目33番1号	6876-6002
千里丘中学校	吹田市青葉丘南15番1号	6876-2402
高野台中学校	吹田市高野台4丁目5番1号	6871-0569
青山台中学校	吹田市青山台4丁目2番1号	6872-0309
竹見台中学校	吹田市竹見台1丁目3番1号	6871-0661
古江台中学校	吹田市古江台1丁目1番1号	6832-0012

吹田市立各中学校空調設備機器保守点検 点検内容

点検内容		冷房使用前	冷房使用中 (7月)	暖房使用前	暖房使用中
1	総合運転 共通事項	/	/	/	/
①	運転状況の確認(室内のみ) (冷暖房効果、異音、異臭、振動含)	○	○	○	○
②	外観点検(室内のみ) (配管、電気、ダクト等)	○	○	○	○
③	各機器の外装等の清掃(室内外機共雑巾掛) 機械室の清掃	-	○	-	-
2	パッケージ型エアコン	/	/	/	/
①	エアーフィルターの点検、清掃 (掃除機等使用のこと)	○	○	○	-
②	ドレンパン、ドレン管の点検 (目視)	○	○	-	-
③	ドレンパンの清掃 (目視の結果異常があるとき)	○	○	-	-
④	フィン(point)の点検、清掃(室内外機共) (薬品洗浄等が必要な場合は別途)	-	○	-	-
簡易点検		○	○	○	○

第二中学校 4階系統
空調機器点検内容

点 検 内 容		前 期 5月末 11月初	中 期 7月末 2月初	
1	総合運転点検			
(1)	運転状況の確認（冷暖房効果、異音、異振動、異臭含む）	○	○	
(2)	各機器（配管、電気、ダクト、等含む）外観点検	○	○	
(3)	各機器の外装等の清掃、機械室の清掃含む	○	○	
(4)	冷暖房の切替え	○	-	
2	電気関係点検・・・共通事項			
(1)	絶縁抵抗測定（ファンコイルを除く各機器、電源回路）	○	-	
(2)	各部接続端子のゆるみ点検、増締め	○	○	
(3)	各電磁接触器の作動確認	○	○	
(4)	電流、電圧の測定、電動機の状態確認	○	○	
(5)	指示計器の確認、表示灯の点灯確認	○	○	
3	ガス吸収式冷温水発生機			
(1)	燃焼装置点検及び燃料漏れ確認検査	○	-	
(2)	安全保護装置の点検	○	-	
(3)	付帯設備の切り替えの確認	○	-	
(4)	本体関係及び操作盤内の切り替え	○	-	
(5)	抽気ポンプ持参による抽気作業	○	-	
(6)	排焼装置点検及び排ガス分析	○	-	
(7)	吸収液サンプリング（必要に応じ）	○	-	

※ガス吸収式冷温水発生機の点検表についてはメーカー様式とする。

第二中学校 4階系統
空調機器点検内容

点 検 内 容		前 期 5月末 11月初	中 期 7月末 2月初	
(8)	運転調整ゲーターの採取	○	-	
(9)	運転時間及びガス使用量の計測	○	-	
4	冷却塔			
(1)	水槽の点検、清掃（ストレーナー、ボールタップ共）	○	○	
(2)	送風機の点検	○	○	
(3)	充填材、散水装置の点検	○	○	
(4)	冷却水の処置（水抜き、水張り）	○	-	
5	ポンプ（冷温水、冷却水）			
(1)	各部点検（グランドパッキン、カップリングボルト等）	○	○	
6	エアハンドリングユニット			
(1)	送風機の点検（軸受注油整、ベルト点検、内部清掃）	○	-	
(2)	エアフィルターの点検（状況、ろ材取替の必要性）	○	-	
(3)	エアフィルターの清掃	○	○	
(4)	ドレンパンの点検（ドレン管共）	○	○	
(5)	ドレンパンの清掃	○	-	
(6)	コイル、フィン の点検、清掃	○	-	
(7)	加湿器の点検、清掃（WM=1×2）	○	○	

第二中学校4階系統
空調機器点検内容

点 検 内 容		前 期 5月末 11月初	中 期 7月末 2月初	
7	ファンコイルユニット			
(1)	エアークフィルターの点検、清掃	○	○	
(2)	ドレンパンの点検（ドレン管共）	○	-	
(3)	ドレンパンの清掃（排水口の清掃共）	○	-	
(4)	絶縁抵抗測定	※○	-	
(5)	送風機、コイルの点検	○	-	
8	自動制御			
(1)	各制御装置の作動確認、調整	○	○	
(2)	自動制御盤の総合点検	○	○	
9	膨脹水槽			
(1)	内部点検（ボールタップ、腐食等）	○	-	
(2)	内部清掃（6月）	○	-	
10	送風機			
(1)	各部点検（電動機、ベルト、注油、清掃）	○	-	
11	有圧換気扇			
(1)	各部点検（注油、清掃）	○	-	

※7（4）絶縁測定は5月のみとする。

第一中学校空調機器仕様書（管理諸室）

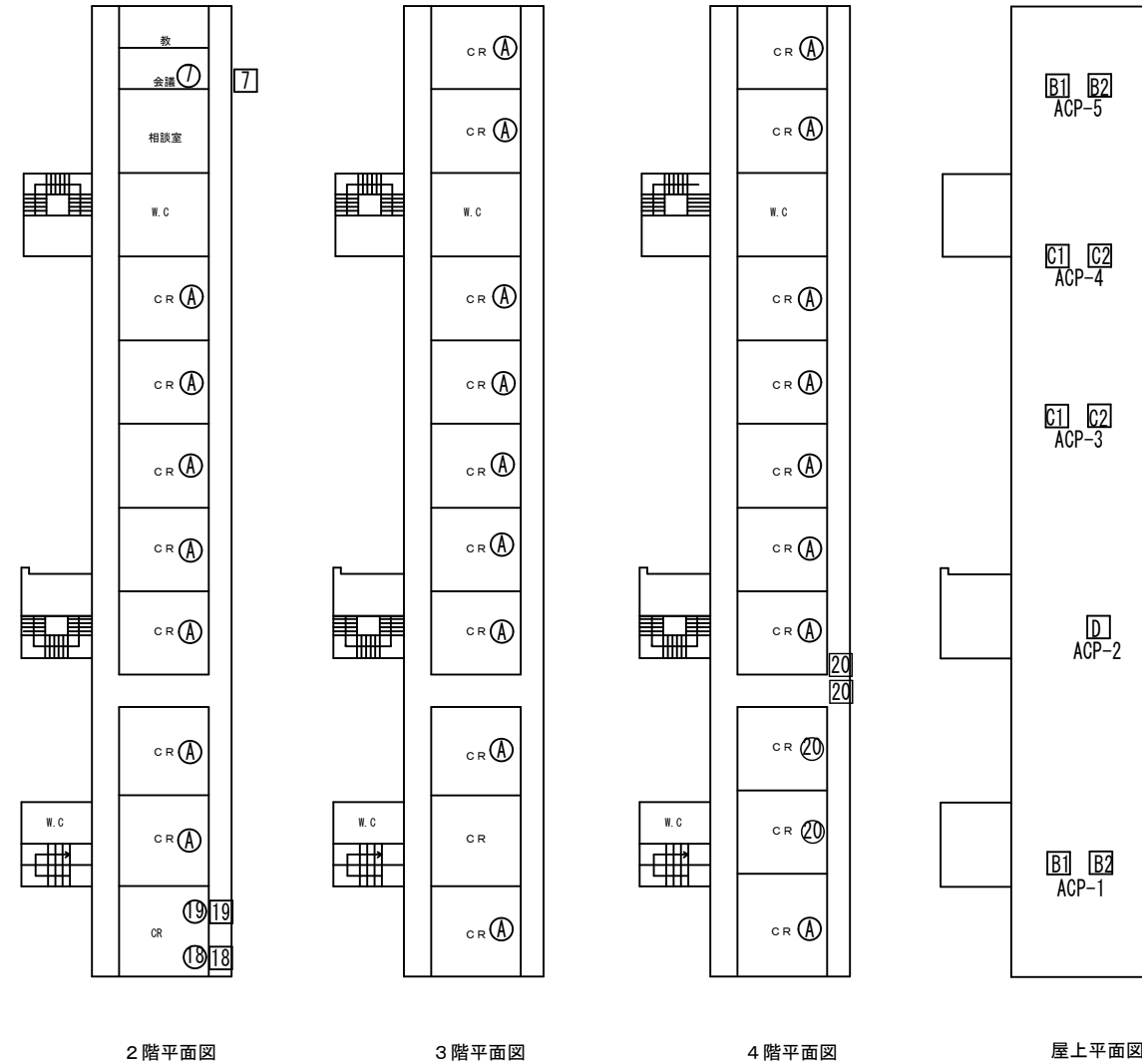
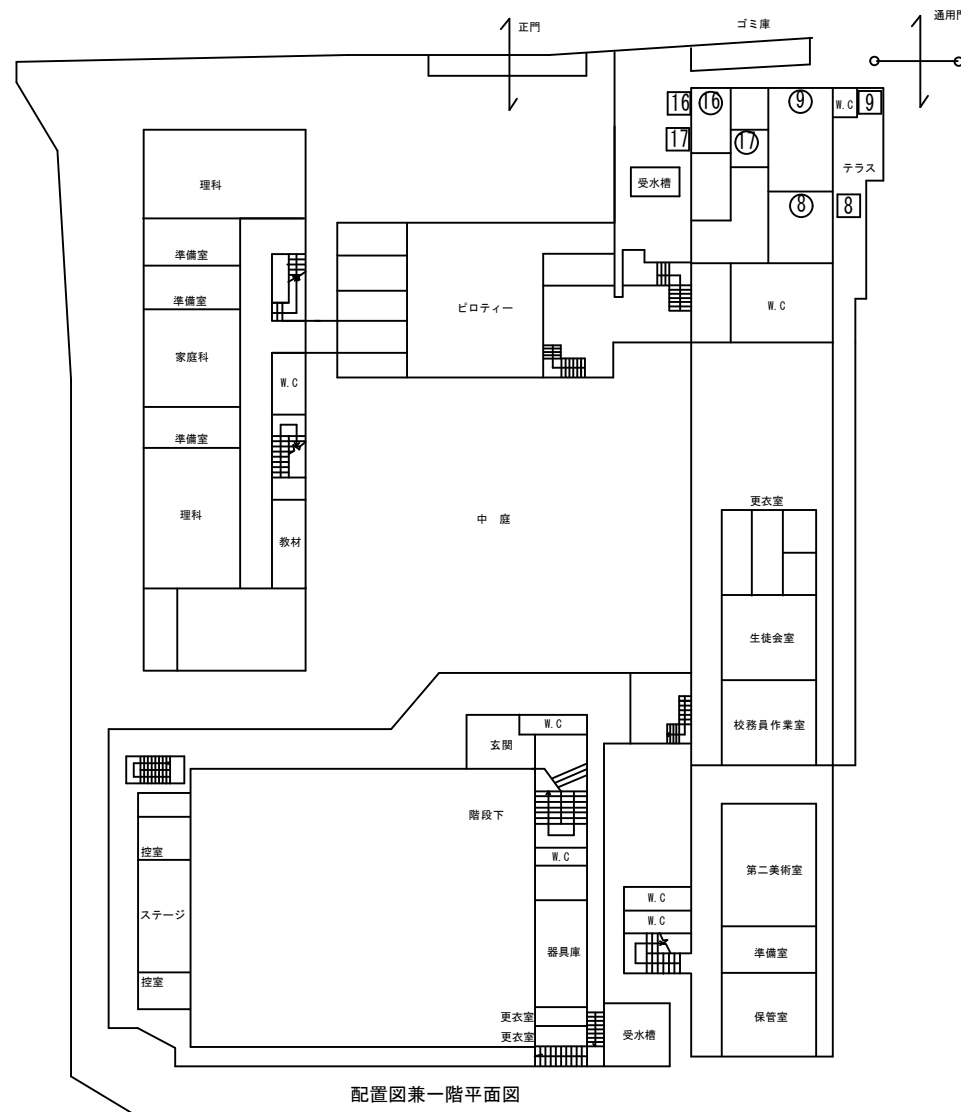
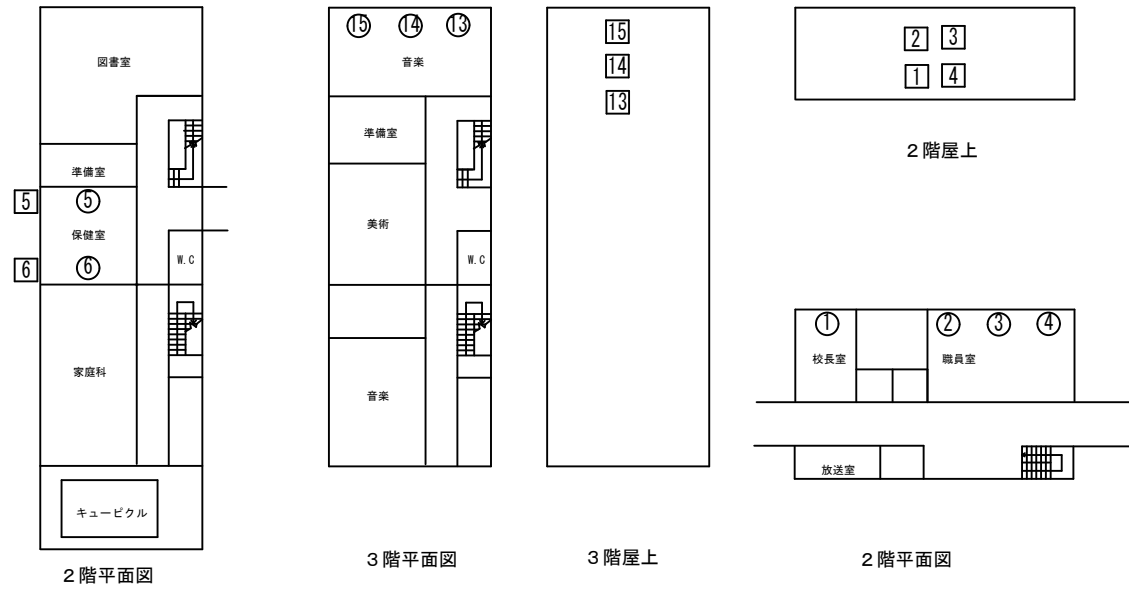
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
①	校長室	日立	RPC-GP80RH3	1	7.1 8.5	2	屋上	R4.3
②~③	職員室	日立	RPC-GP160RH3	2	14.0 16.0	3.36	屋上	R4.3
④	職員室	東芝	ROA-RP1403HS A1C-RP1403H	1	14.0 16.0	3.36	屋上	2020.12.20
⑤⑥	保健室	日立	RPK-NP45K1	2	4.5 5.0		ベランダ床置	
⑦	会議室	パナソニック	CU-P63X4S	1	5.6 6.3	1.3	ベランダ天吊り	

第一中学校空調機器仕様書（教室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
①	普通教室	ダイキン	FXYP140MA	24	14.0 16.0		ビルマル 2F×7 3F×8 4F×8	H24.9
B1 B2	普通教室	ダイキン	RXYP690C RXMP224C RXMP450C	2	69.0 77.5	14.4	屋上	H24.9
C1 C2	普通教室	ダイキン	RXYP950C RXMP450C RXMP500C	2	95.0 106.0	17.9	屋上	H24.9
D	普通教室	ダイキン	RXYP500C	1	50.0 56.0	10.9	屋上	H24.9
③	支援教室	日立	RPC-AP80K3	1	8.0 8.5		ベランダ床置	
④	支援教室	三菱	MPK-RP80KA	1	8.0 8.5	1.8	ベランダ床置	
⑤~⑥	音楽室	ダイキン	FHY-80DB	3	8.5 8.0	3	屋上	H9.9.12
⑮	支援教室	東芝	AKSA04055M	1	4.0 6.4	1.1	壁掛	H27.3
⑰	支援教室	東芝	AKSA04055M	1	4.0 6.4	1.1	壁掛	H27.3
⑱	普通教室	ダイキン	SZRH63BCV	1	5.6 6.3	1.18	ベランダ天吊	R1.7
⑲	普通教室	ダイキン	SZRH80BCV	1	7.1 8.0	1.7	ベランダ天吊	R1.7
⑳	普通教室	ダイキン	SSRH160BF	2	14.0 16.0	3.70	ベランダ	R3.8

注記

1. 図中□印は空調室外機設置位置を示す。
2. 図中○印は空調室内機設置位置を示す。
3. PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。



学校名	吹田市立第一中学校		
所在地	吹田市千里山西2丁目2番1号		
縮尺		番号	①
吹田市 学校教育課 学校管理課			

第二中学校空調機器仕様書（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (KW) 暖房能力 (KW)	圧縮機	室外機	設置年月日
①	校長室	ダイキン	FHYJ-80L	1	7.1 8.0	1.7	ベランダ床置	H11.9.10
②	職員室	ダイキン	FHYJ-112L	1	11.2 12.5	3	ベランダ床置	H11.9.10
③~⑤	職員室	ダイキン	FHYJ-80L	3	7.1 8.0	1.7	ベランダ床置	H11.9.10
⑥	職員室	東芝	ROA-AP807H A1C-AP803H	1	7.1 8.0	1.7	ベランダ床置	
⑦⑧	保健室	日立	RAS-6P50RSHJ1 RPK-6P50K	2	5.0 5.6	0.8	ベランダ床置	
⑨	会議室	東芝	AIK-AP633H	1	5.6 6.3	1.1	ベランダ床置	
⑩	事務室	ダイキン	FHYJ-50L	1	5.0 6.0	1.5	ベランダ天吊	H11.9.10

第二中学校空調機器仕様書（教室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (KW) 暖房能力 (KW)	圧縮機	室外機	設置年月日
⑪⑫	支援教室	東芝	RAO-AP565HS2 A1C-AP567H1	2	4.0 5.6	1.1	ベランダ天吊	
⑬	支援教室	ダイキン	R36PES F36PITES-W	1	3.6 4.2	0.95	ベランダ天吊	
⑭⑮	コンピュータ教室	ダイキン	FHY-100CA	2	10.1 10.7	3.0	ベランダ天吊	H4.1.31
⑯	コンピュータ教室	ダイキン	FHY71CA	1	7.1 7.6	2.2	ベランダ天吊	H4.1.31
⑰	普通教室	日立	RPC-API40K5	13	14.0 16.0		ビルマル	H25.9
⑱	普通教室	日立	RAS-AP335DS4	2	33.5 37.5	7.2	屋上	H25.9
⑲	普通教室	日立	RAS-AP690DS4 RAS-AP230DS4 RAS-AP420DS4	2	69.0 77.5	(4.8+4.4) +6.0	屋上	H25.9
⑳	支援教室	東芝	ROA-AP635HS A1C-AP637H1	1	5.6 6.3	1.1	ベランダ天吊	H27.3
㉑	支援教室	東芝	ROA-AP565HS2 A1C-AP567H1	1	5.0 5.6	1.1	ベランダ天吊	H27.3
㉒	支援教室	東芝	ROA-AP405HS1 AIK-AP405H	1	3.6 4.0	1.1	ベランダ天吊	H27.3
㉓	支援教室	日立	RAC-N40S2 RAC-N40S2	1	3.6 4.0	1.0	ベランダ天吊	H27.3
㉔	支援教室	日立	RAS-N40S2 RAC-N40S2	1	3.6 4.0	1.0	ベランダ天吊	H27.3

第二中学校(4階系統)

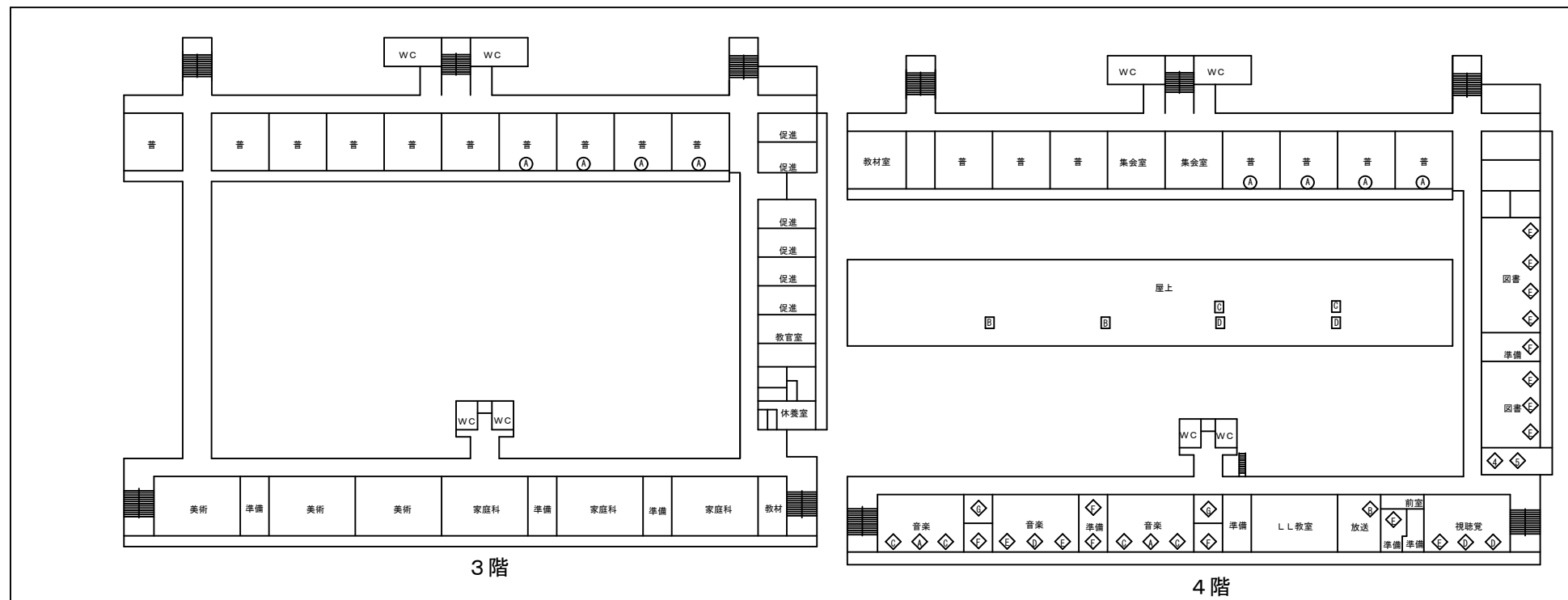
番号	機器名	メーカー	型名	数量	機器仕様	設置場所	設置年月日
①	ガス吸収式冷温水発生器	三洋	SUM-EL80EHA	1	冷房能力 (KW) 241900kcal/h 暖房能力 (KW) 290300kcal/h	機械室	S47.8
②	冷却塔	三菱樹脂	HT-125Ab	1	125RT FAN出力 3φ200V 1.5kW	屋上	S47.8
③	エアハンドリングユニット (音楽室系統)		水平型	1	冷房能力 (KW) 65000kcal/h 処理風量 4400CMH FAN出力 2.2KW	機械室	S47.8
④	エアハンドリングユニット (図書室系統)		垂直型	1	冷房能力 (KW) 23000kcal/h 処理風量 1600CMH FAN出力 0.75KW	機械室	S47.8
⑤	排風機		シロッコ型	1	処理風量 600CMH FAN出力 0.4kW	機械室	S47.8
⑥	冷水ポンプ	川本	片吸込渦巻型	1	80GEX 1340/min×18m×5.5kW	機械室	S47.8
⑦	冷温水ポンプ	川本	片吸込渦巻型	1	80GEL 800/min×27m×11kW	機械室	S47.8
⑧	膨張水槽		SUS製角型	1	700×700×700H	機械室	S47.8
⑨	有圧換気扇			1	処理風量 2000CMH FAN出力 0.1kW	機械室	S47.8
⑩	ファンコイルユニット		床置露出型	2	FW123R 2700L*100V*126W	4階	S47.8
⑪	"			1	FW83R 2000L*100V*90W	4階	"
⑫	"			4	FW63R 1600L*100V*63W	4階	"
⑬	"			3	LV-1200FE-C2 2250L*100V*152W	4階	"
⑭	"			11	LV-600FE-C2 1470L*100V*78W	4階	"
⑮	"			5	LV-400FE-C2 1170L*100V*60	4階	"
⑯	"			2	LV-300FE-C2 1050L*100V*46	4階	"

学校名	吹田市立第二中学校		
所在地	吹田市岸部北1丁目21番1号		
縮尺		番号	②
吹田市 学校教育課 学校管理課			



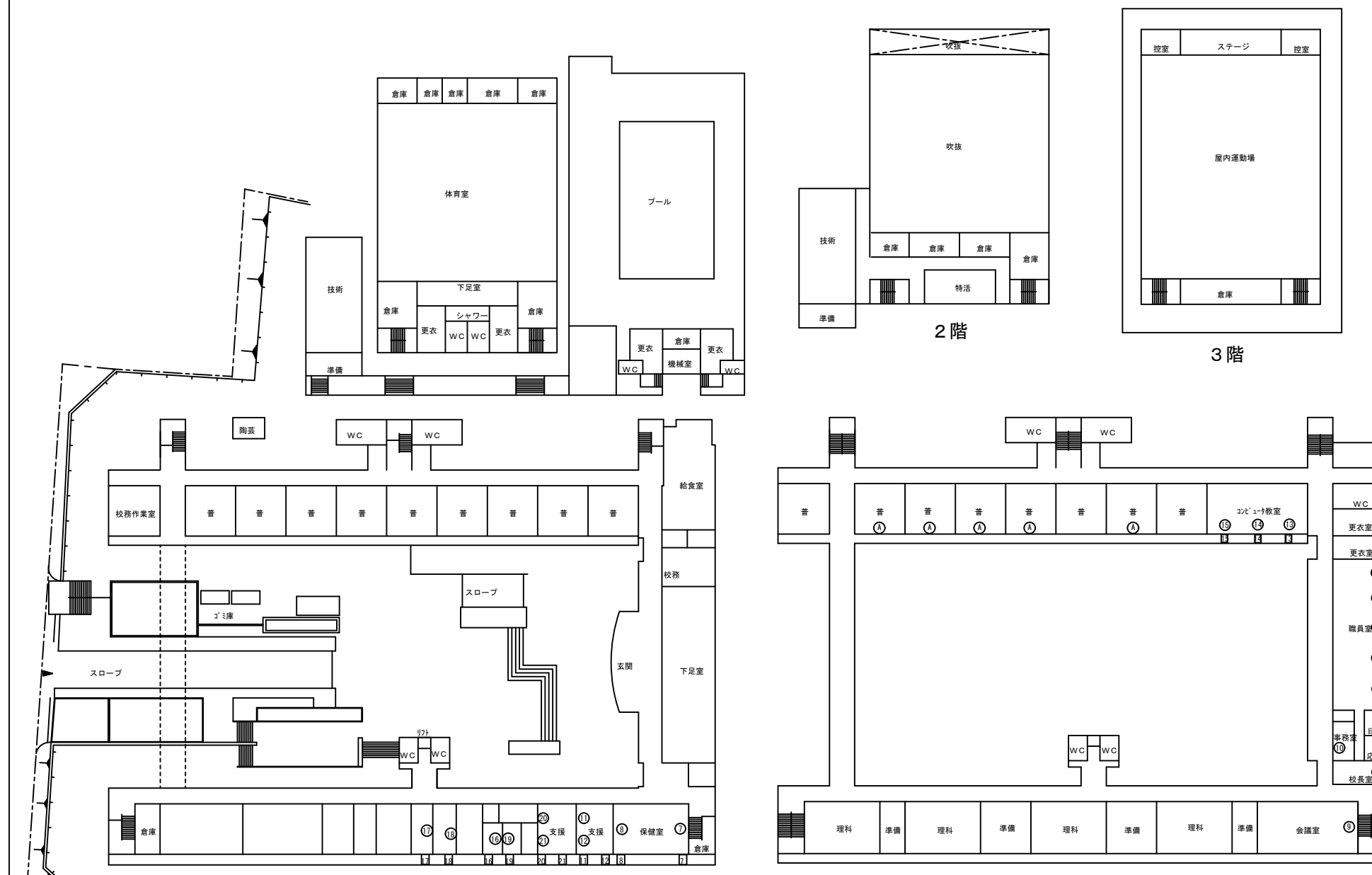
屋上1階
屋上2階

注記
 1. 図中口印は空調室外機位置を示す。
 2. 図中○印は空調室内機位置を示す。
 3. PAC-DまたはACP-Dと記載の空調機は点検しないこと。



3階

4階

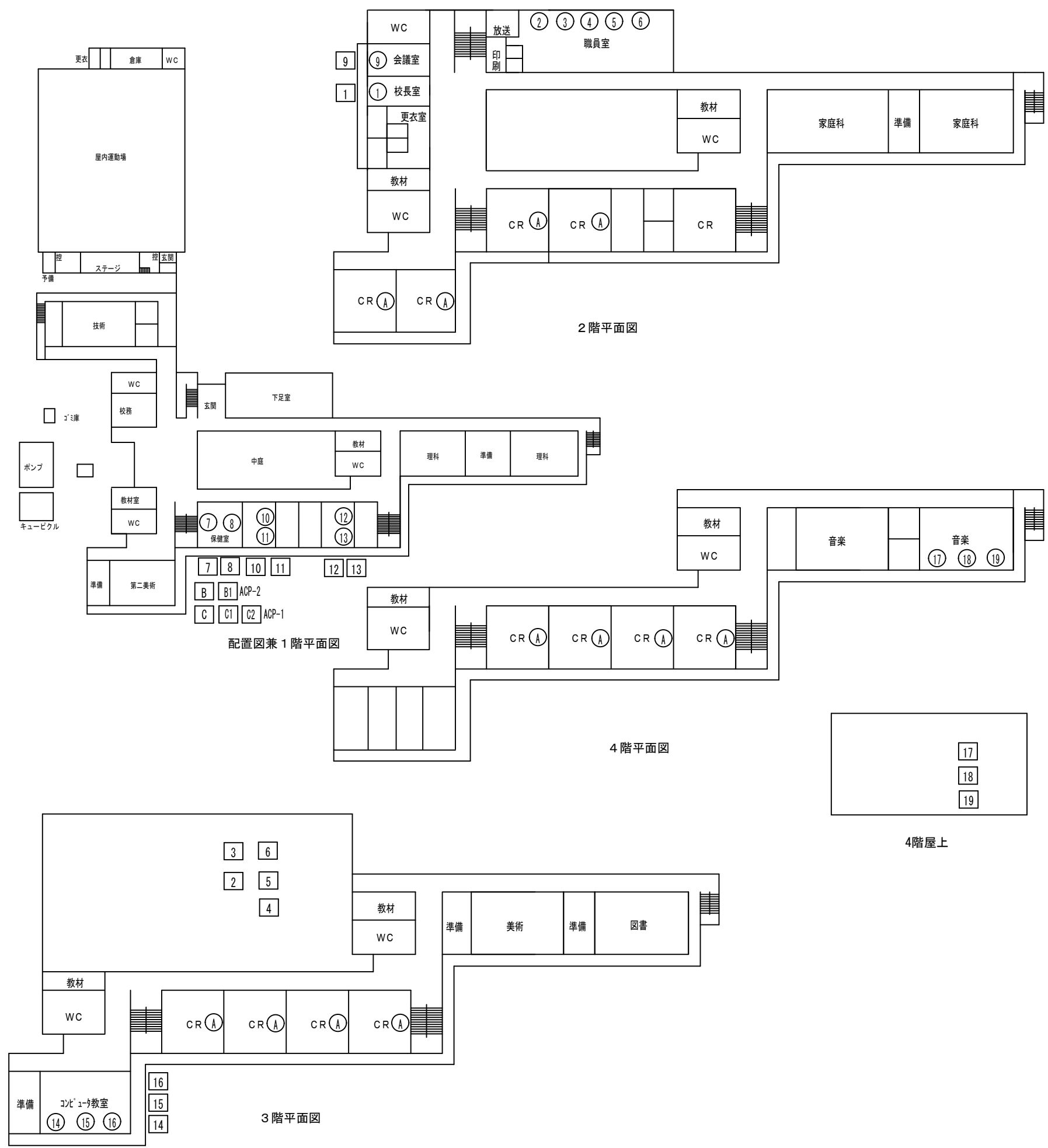


2階

3階

2階

配置図兼1階平面図



第三中学校空調機器仕様書（管理諸室）

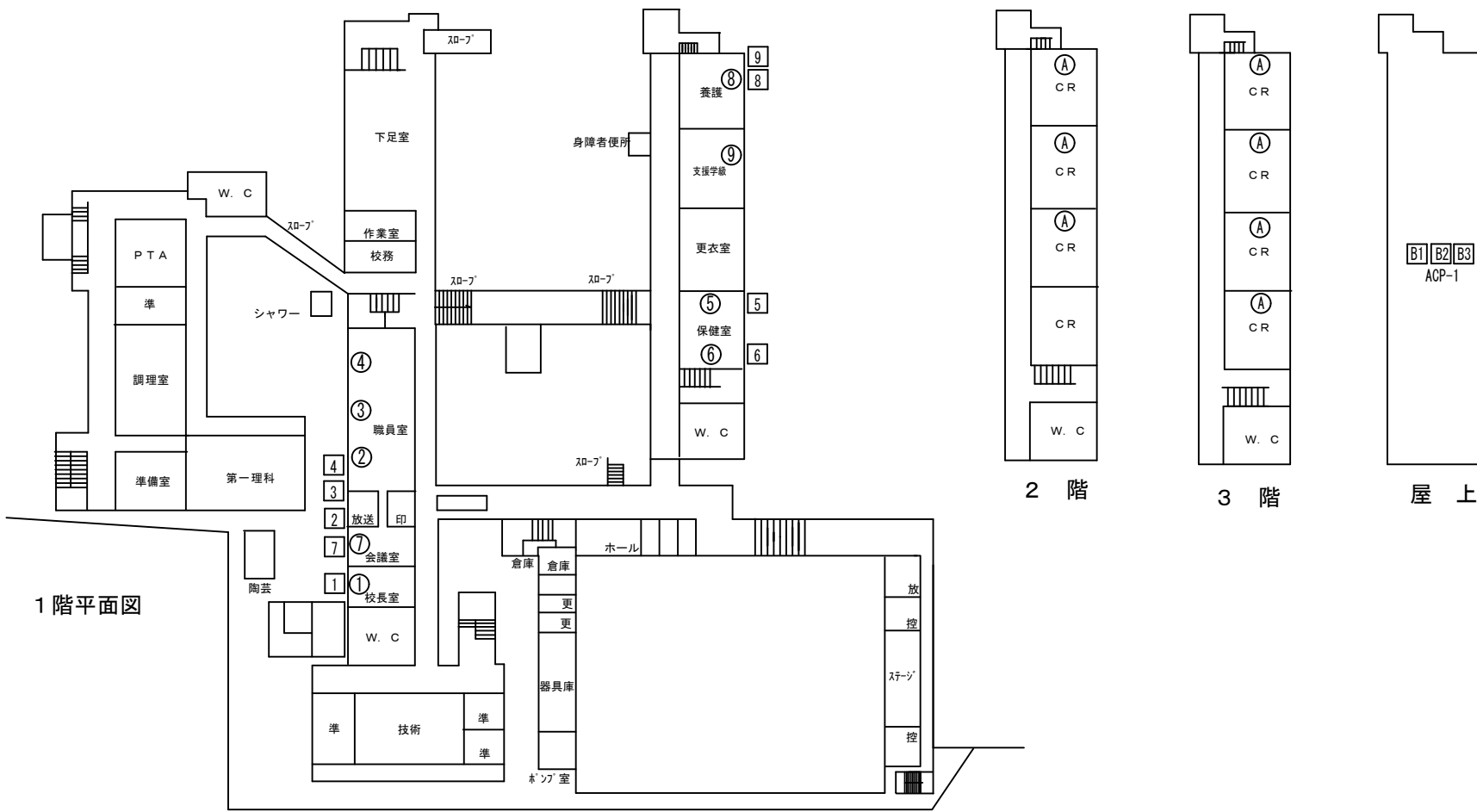
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
①	校長室	日立	RPC-J80K1	1	8.0 9.0	2.2	ベランダ天吊	H12.9.11
②～⑥	職員室	日立	RPC-J80K1	5	8.0 9.0	2.2	屋上	H12.9.11
⑦⑧	保健室	日立	RAS-GP50RSHJ RPK-GP50K	2	4.5 5.0	1.2	ベランダ天吊	
⑨	会議室	日立	RPK-AP63K	1	6.3 7.0	1.5	ベランダ床置	

第三中学校空調機器仕様書（教室）

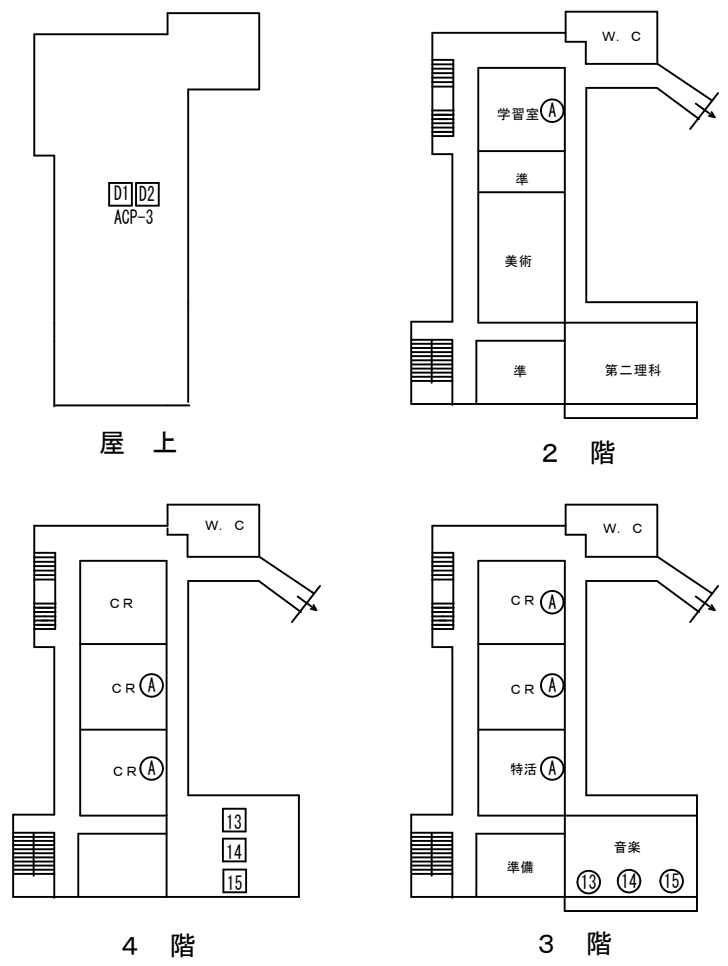
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
Ⓐ	普通教室	ダイキン	FXYP140MA	12	14.0 16.0	ビルマル	2F×4 3F×4 4F×4	H24.9
Ⓑ	普通教室	ダイキン	RXYP690C	1	69.0	14.4	地上	H24.9
Ⓑ1			RXMP224C		77.5			
Ⓒ	普通教室	ダイキン	RXYP1250C	1	125.0	26.4	地上	H24.9
Ⓒ1			RXMP450C×2 RXMP335C		140.0			
⑩～⑬	支援学級	日立	RAS-40RX2	4	4.0 4.5	1.2	ベランダ天吊	
⑭⑮	コンピュータ教室	ダイキン	FHY-100DA	2	10.1 10.7	3	ベランダ壁付	H5.11.29
⑯	コンピュータ教室	ダイキン	FHY-71DA	1	7.1 7.6	2.2	ベランダ壁付	H5.11.29
⑰	音楽室	東芝	ROA-RP803HS A1C-RP803H	1	7.1 8.0	2.2	屋上	H5.11.29
⑱	音楽室	ダイキン	FHYJ-71F	2	7.1 8.0	1.9	屋上	1995

- 注記
1. 図中□印は空調室外機設置位置を示す。
 2. 図中○印は空調室内機設置位置を示す。
 3. PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

学校名	吹田市立第三中学校		
所在地	吹田市中の島町3番51号		
縮尺	1/400	番号	③
吹田市 学校教育部 学校管理課			



1階平面図

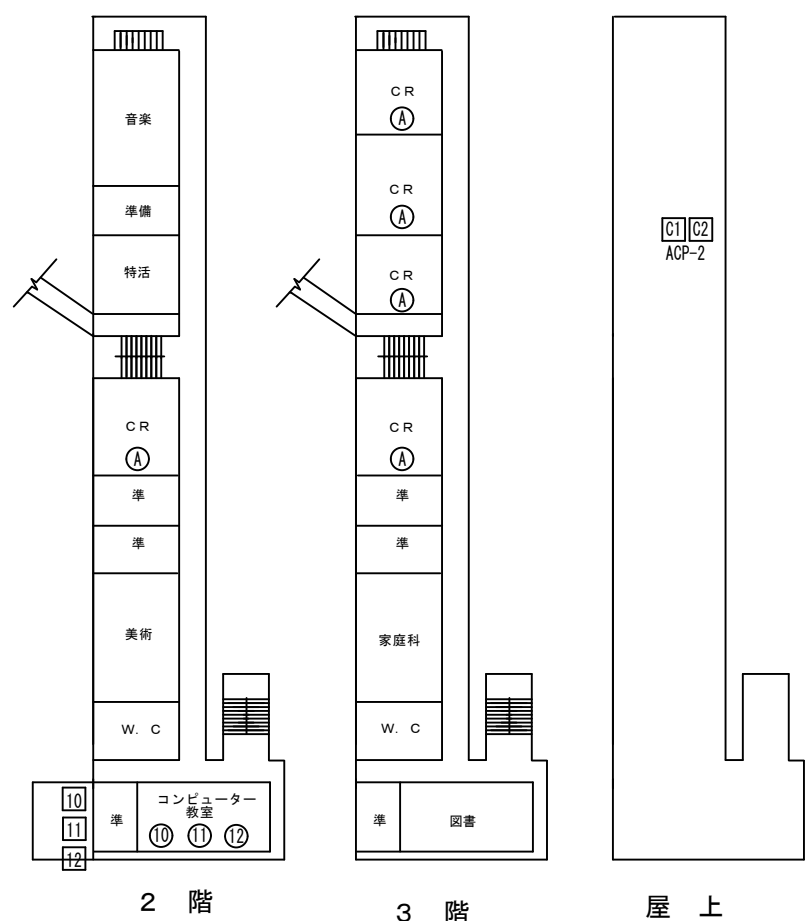


屋上

2階

4階

3階



2階

3階

屋上

第五中学校空調機仕様書 (管理諸室)

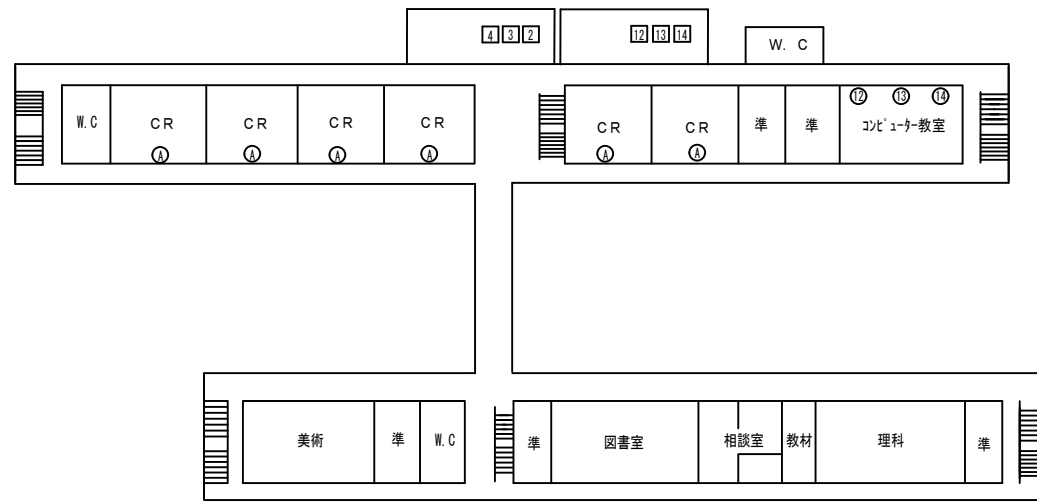
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
①	校長室	東芝	AIC-J715HG	1	7.1 8.5	2	地上	H9.9.12
②~④	職員室	東芝	AIC-J1405HG	3	14.0 16.0	3.36	地上	H9.9.12
⑤⑥	保健室	日立	RAS-GP50RSHJ1 RPK-GP50K	2	4.5 5.1	1.2	ベランダ天吊	
⑦	会議室	三菱	MPK-RP63KA	1	6.3 6.9	1.5	地上	

第五中学校空調機仕様書 (教室)

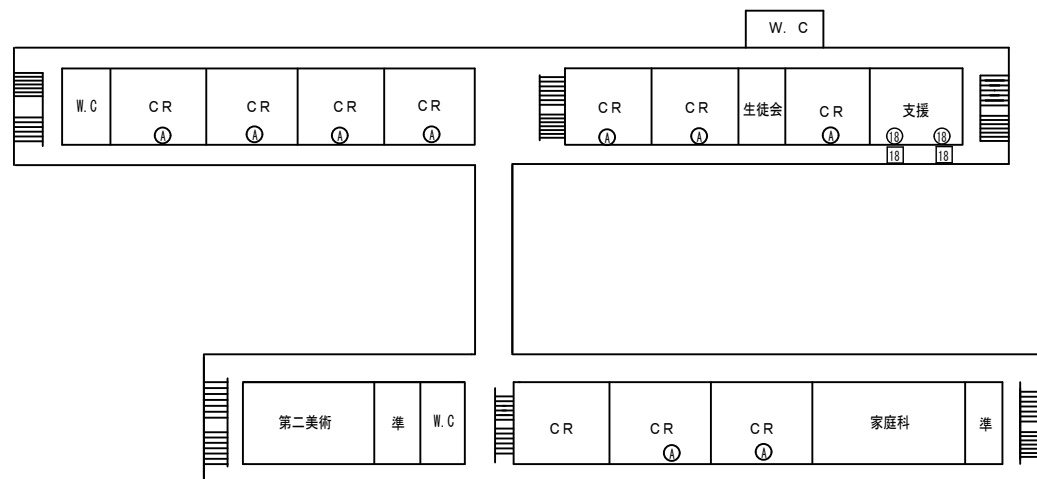
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
A	普通教室	ダイキン	FXYP140MA	18	14.0 16.0	ビルマル	2F×5 3F×11 4F×2	H24.9
B1	普通教室	ダイキン	RXYP1090C	1	109.0	22.3	屋上	H24.9
B2			RXMP224C RXMP280C RXMP560C		118.0			
B3			RXYP800C RXMP450C RXMP335C		80.0 90.0			
C1	普通教室	ダイキン	RXYP950C	1	95.0	20.3	屋上	H24.9
C2			RXMP450C RXMP500C		106.0			
⑧	支援学級	東芝	AIC-AP1404H	1	14.0 16.0	3.75	地上	
⑨	支援学級	ダイキン	FHP140BA	1	14.0 16.0	3.75	地上	H24.9
⑩⑫	コンピュータ教室	三菱	PCH-100EKD	2	10.0 10.7	2	屋上	H2.7.31
⑪					PCH-71EKD			
⑬~⑮	音楽室	ダイキン	FHY-80DB	3	8.0 8.6	2.7	屋上	H6.9.13

注記
 1、図中○印は空調室内機設置位置を示す。
 2、図中□印は空調室外機設置位置を示す。
 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

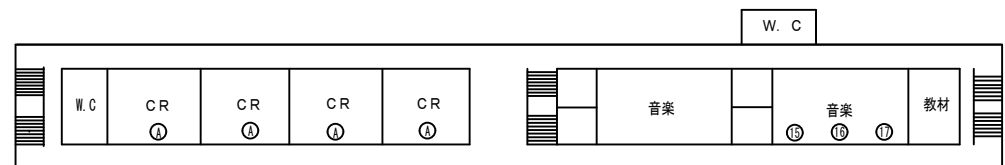
学校名	吹田市立第五中学校		
所在地	吹田市幸町2-1番1号		
縮尺		番号	④
吹田市 学校教育部 学校管理課			



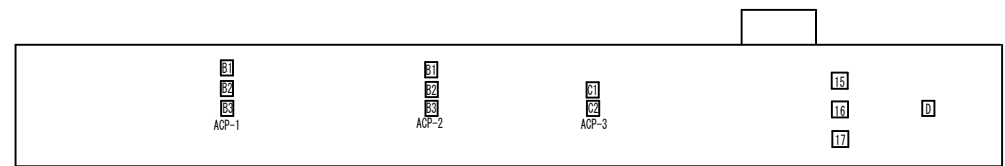
2階平面図



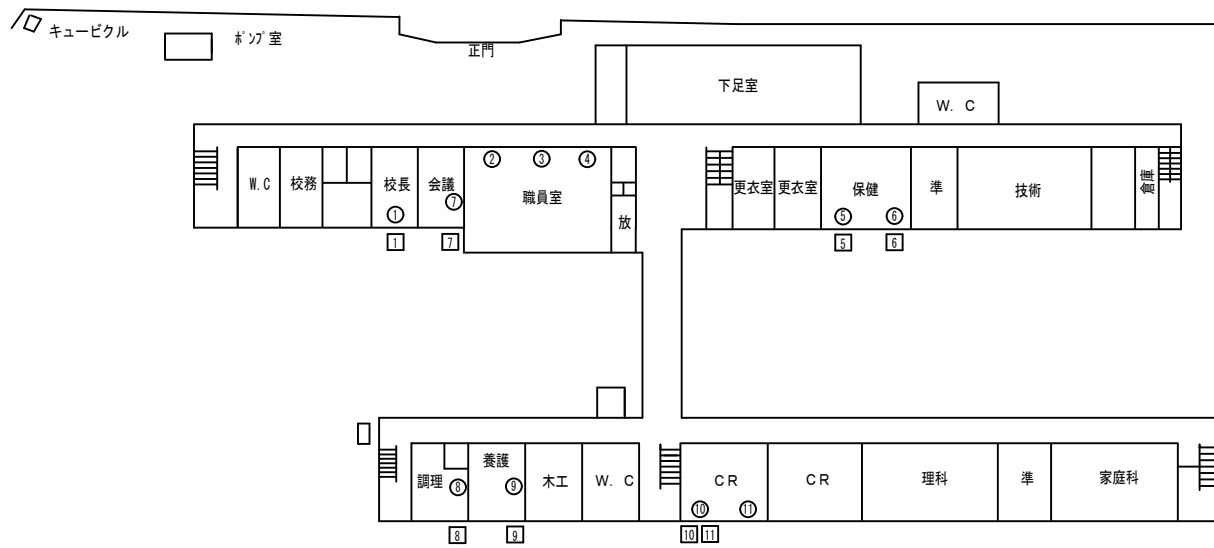
3階平面図



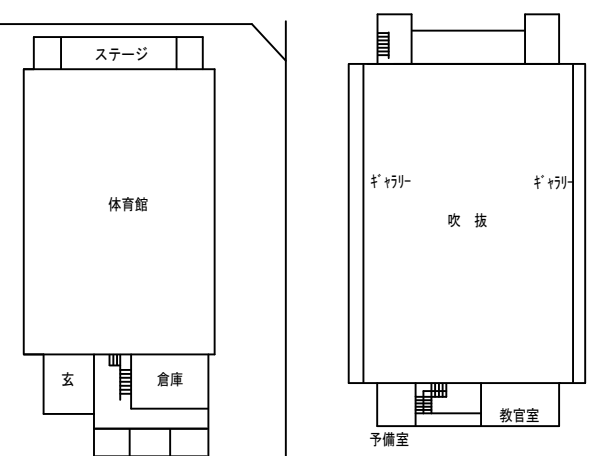
4階平面図



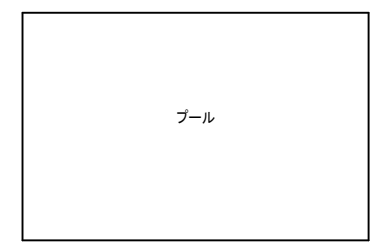
屋上平面図



1階平面図



2階平面図



第六中学校空調機仕様書（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
①	校長室	東芝	A1C-J715HG	1	7.1 8.5	2	ベランダ天吊	H10.9.11
② ③	職員室	東芝	A1C-J1405HG	2	14.0 16.0	3.73	屋上	H10.9.11
④	職員室	日立	RPC-GP140RGH1	1	12.5 14.0	2.65	屋上	H30.10
⑤	保健室	日立	RPK-AP50K2	1	4.5 5.9	1.3	ベランダ天吊	
⑥	保健室	日立	RPK-NP45K1	1	4.5 5.9	1.3	ベランダ天吊	
⑦	会議室	東芝	A1K-560H	1	5.6 6.7	1.4	ベランダ天吊	

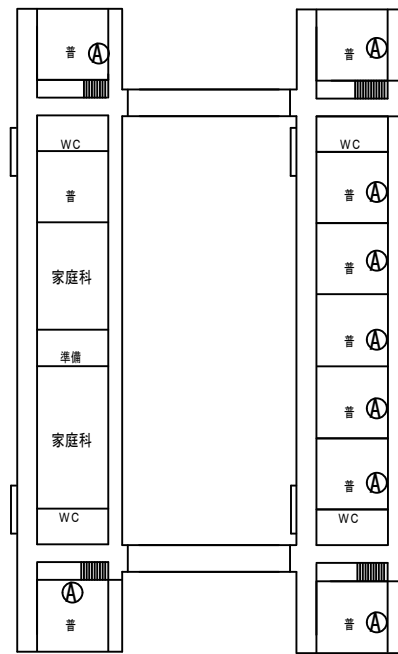
第六中学校空調機仕様書（教室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
⑧	支援学級	東芝	A1C-AP804H	1	7.1 8.0	1.8	地上	
⑨	支援学級	三菱	MPKZ-P80SKK	1	7.1 8.0	1.4	地上	
⑩ ⑪	支援学級	東芝	A1C-AP636H	2	5.6 6.3	1.1	地上	
⑫ ⑬	コンピュータ教室	ダイキン	FHY-100CA	2	10.1 10.7	3	屋上	H3.9.20
⑭	コンピュータ教室	ダイキン	FHY-71CA	1	7.1 7.6	2.2	屋上	H3.9.20
⑮~⑯	音楽室	ダイキン	FHYJ-100F	3	8.0 8.6	2.2	屋上	H8.9.13
⑰	普通教室	日立	RPC-AP140K5	19	14.0 16.0	ビルマル		H25.9
⑱ ⑲ ⑳	普通教室	日立	RAS-AP950DS4 RAS-AP335DS4 RAS-AP280DS4 RAS-AP335DS4	2	95.0 106.0	7.2+7.2 +6.0	屋上	H25.9
㉑ ㉒	普通教室	日立	RAS-AP690DS4 RAS-AP280DS4 RAS-AP400DS4	1	69.0 77.5	(4.8+4.4) +6.0	屋上	H25.9
㉓	普通教室	日立	RAS-AP160DG2	1	16.0 18.0	3.6	屋上	H25.9
㉔	普通教室	日立	RAS-AP335DS4	1	33.5 37.5	7.2	屋上	H25.9
㉕	支援教室	ダイキン	RSRP80BDT FHP80DJ	2	7.1 8.0	2.2	バルコニー吊り	R3.6

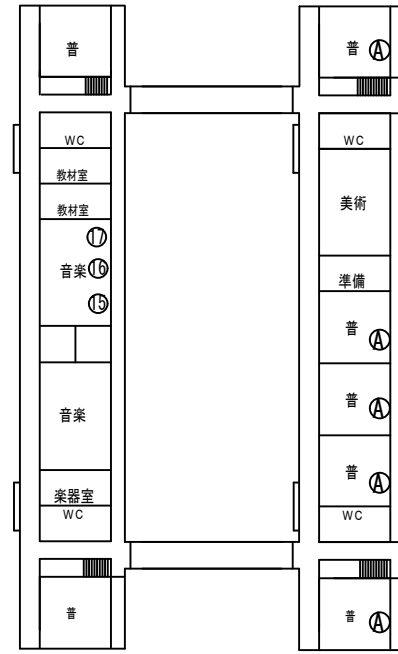
注記

1. 図中□印は空調室外機設置位置を示す。
2. 図中○印は空調室内機設置位置を示す。
3. PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

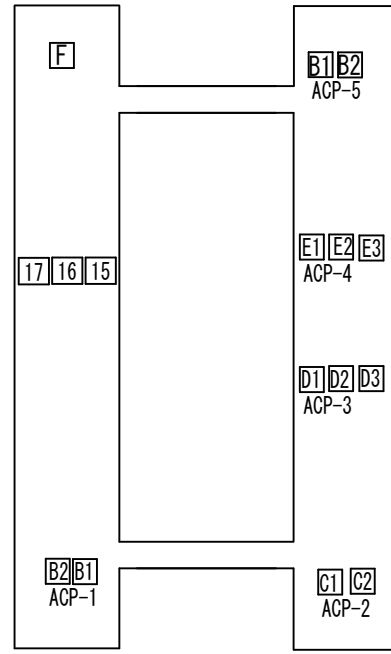
学校名	吹田市立第六中学校		
所在地	吹田市福波町16番1号		
縮尺		番号	⑤
吹田市 学校教育部 学校管理課			



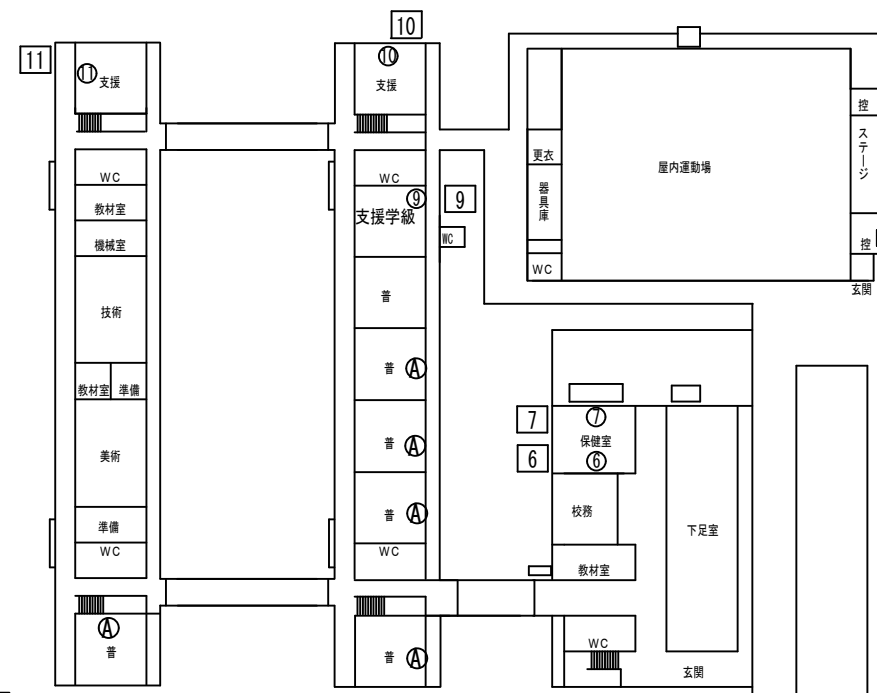
3階



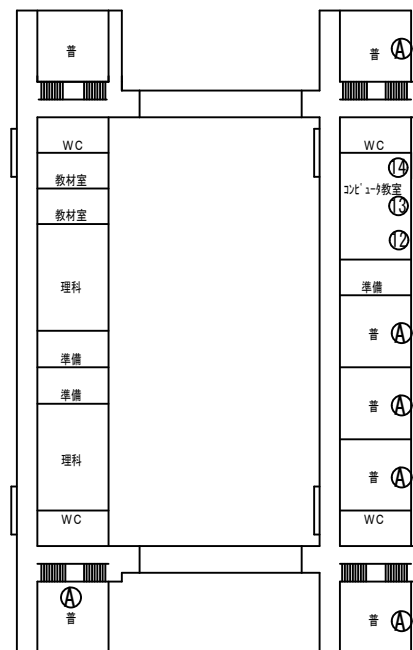
4階



屋上



1階



2階

片山中学校空調機仕様書 (管理諸室)

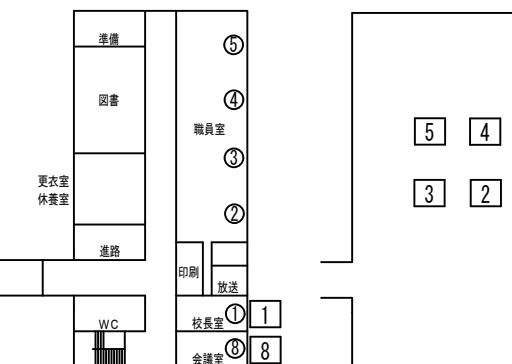
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
①	校長室	東芝	AIC-J715HG	1	7.1 8.5	2	ベランダ天吊	H9.9.12
②~④	職員室	東芝	AIC-J1405HG	3	14.0 16.0	3.36	屋上	H9.9.12
⑤	職員室	東芝	AIC-J715HG	1	7.1 8.5	2	屋上	H9.9.12
⑥⑦	保健室	日立	RAS-GP50RSHJ RPK-GP50K	2	4.5 5.0	1.2	ベランダ天吊	
⑧	会議室	三菱	MPK-RP56GA2	1	5.6 6.0	1.9	ベランダ天吊	

片山中学校空調機仕様書 (教室)

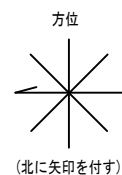
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
⑨	支援学級	日立	RPC-AP112K4	1	10.0 10.7	3	ベランダ天吊	H24.9
⑩	支援学級	東芝	AIC-AP1404H	1	14.0 16.0	3.36	地上	
⑪	支援学級	東芝	AIC-AP1406H	1	14.0 16.0	3.36	地上	H24.6
⑫⑭	コンピュータ教室	日立	RPC-AP112K4	2	10.0 11.2	3	ベランダ天吊	H24.9
⑬	コンピュータ教室	日立	RPC-AP80K4	1	8.0 8.6	1.9	ベランダ天吊	H24.9
⑮	音楽室	東芝	AIC-AP806H	1	8.0 8.6	1.9	屋上	H25.3
⑯	音楽室	東芝	AIC-AP806H	1	8.0 8.6	1.9	屋上	H24.9
⑰	音楽室	三重重工	FDE-71H8	1	7.1 8.0	1.9	屋上	H6.9.13
⑱	普通教室	日立	RPC-AP140K5	25	14.0 16.0	ビルマル		
B1	普通教室	日立	RAS-AP500DS4 RAS-AP280DS4 RAS-AP224DS4	2	50.0 56.0	6.0+4.8	屋上	H25.9
C1	普通教室	日立	RAS-AP690DS4 RAS-AS400DS4 RAS-AP280DS4	1	69.0 77.5	(4.8+4.4) +6.0	屋上	H25.9
D1	普通教室	日立	RAS-AP1250DS4 RAS-AP450DS4 RAS-AP450DS4 RAS-AP335DS4	1	124.0 140.0	(6.0+4.4) (6.0+4.4) +7.2	屋上	H25.9
E1	普通教室	日立	RAS-AP950DS4 RAS-AP335DS4 RAS-AP280DS4 RAS-AP335DS4	1	95.0 106.0	7.2+6.0 +7.2	屋上	H25.9
E2	普通教室	日立	RAS-AP335DS4 RAS-AP280DS4 RAS-AP335DS4	1	16.0 18.0		屋上	H25.9
F	普通教室	日立	RAS-AP160DG2	1	16.0 18.0		屋上	H25.9

注記

1. 図中□印は空調室外機設置位置を示す。
2. 図中○印は空調室内機設置位置を示す。
3. PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

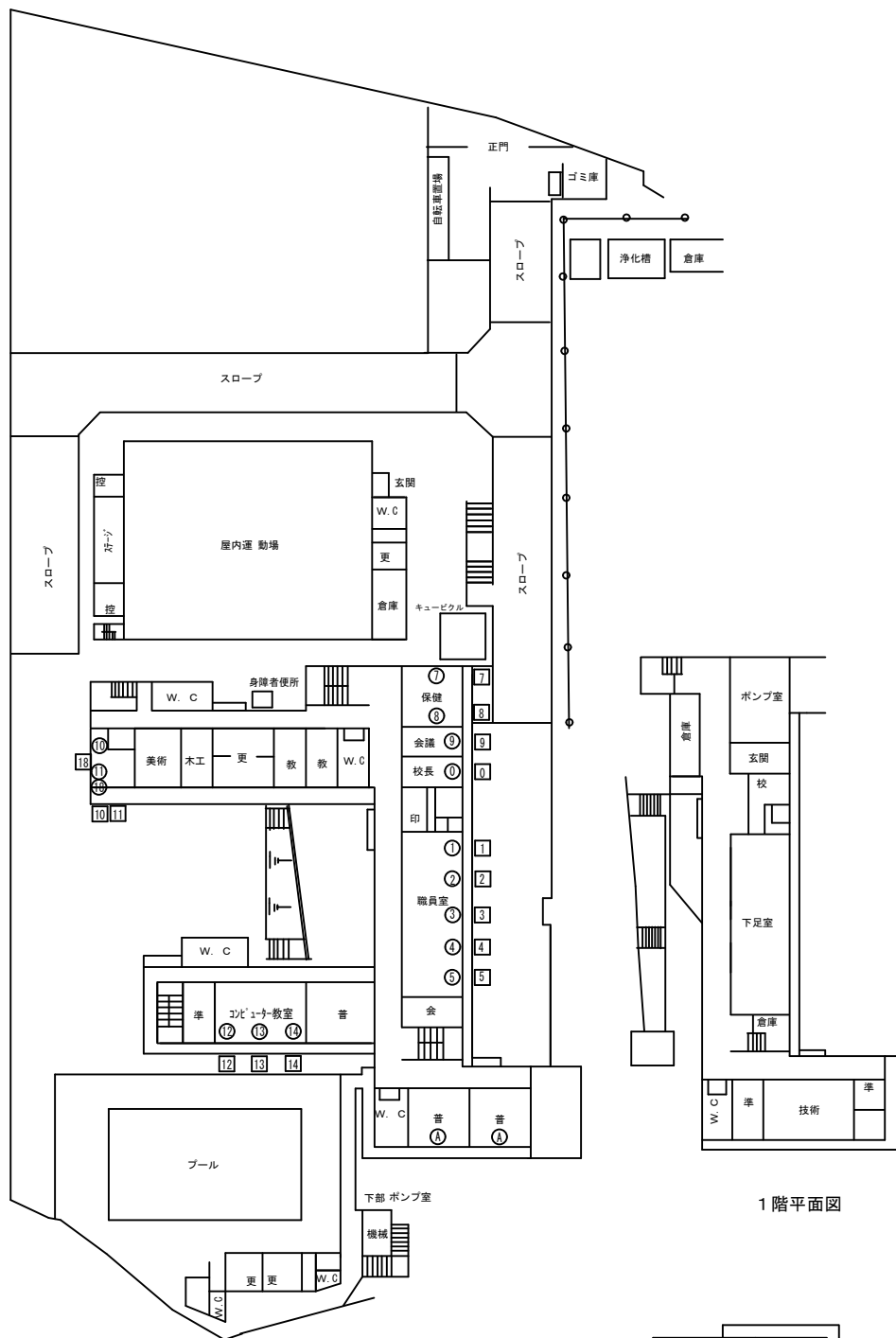


2階屋上

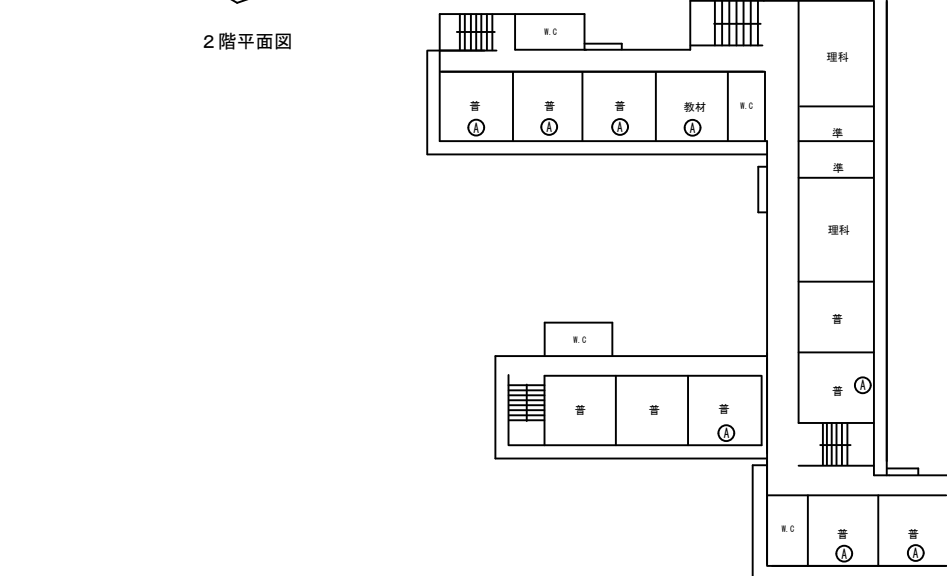


(北に矢印を付す)

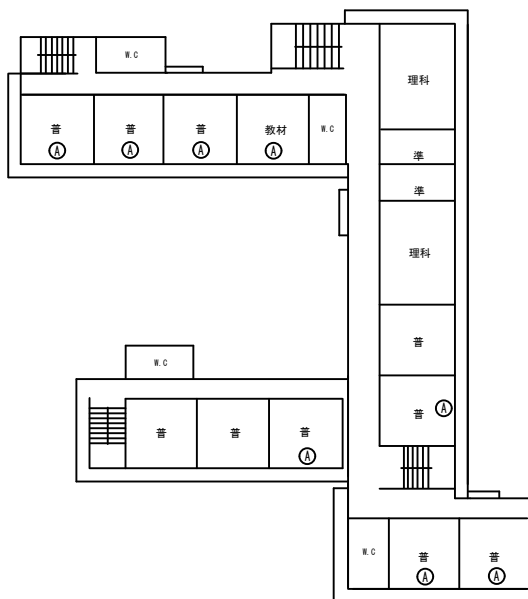
学校名	吹田市立片山中学校		
所在地	吹田市竹谷町35番1号		
縮尺		番号	⑥
吹田市 学校教育部 学校管理課			



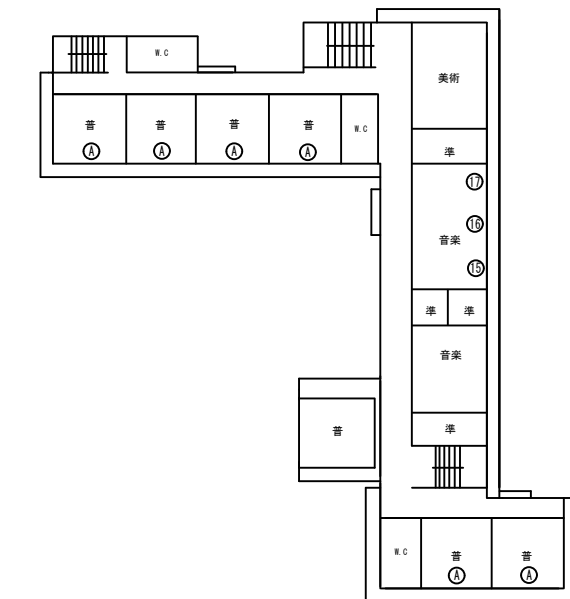
1階平面図



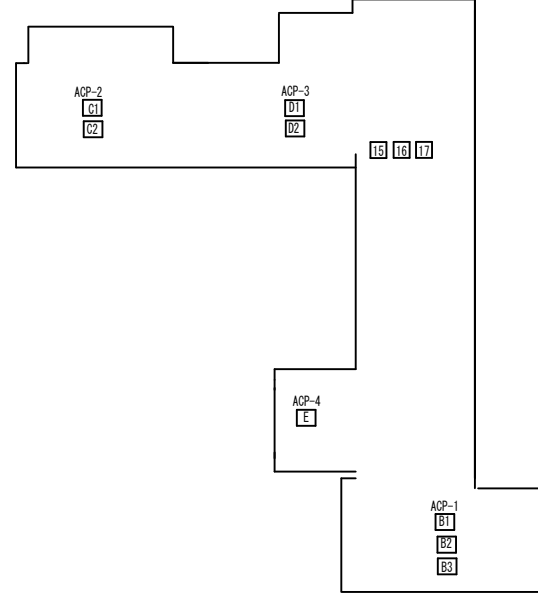
2階平面図



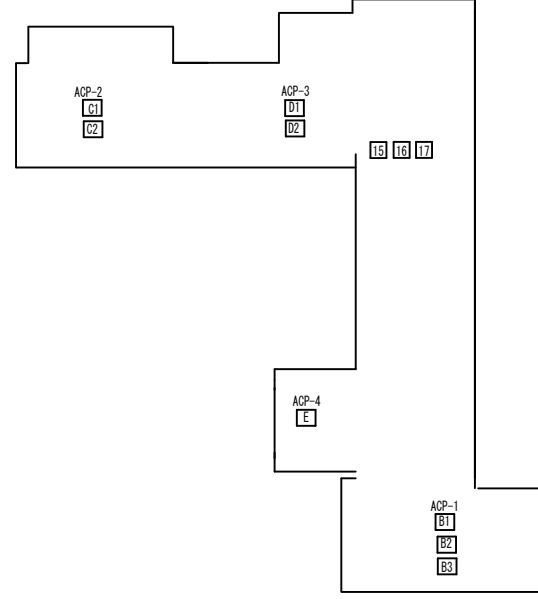
3階平面図



4階平面図



5階平面図



屋上平面図

佐井寺中学校空調機仕様書 (管理諸室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 暖房能力	圧縮機	室外機	設置年月日
①	校長室	東芝	AIC-J635HG1	1	6.3 7.1	2	ベランダ天吊	H11.9.10
①	職員室	パナソニック	PA-P80T4XN	1	8.0 9.0	1.5	ベランダ天吊	H28.8
②~⑤	職員室	パナソニック	PA-P80T6HN1	4	8.0 9.0	2	ベランダ天吊	R1.③8.30④9.6 R2.②1.24⑤1.31
⑦	保健室	日立	RPK-GP50K	1	4.5 5.1	1.2	ベランダ天吊	
⑧	保健室	日立	RPK-AP45K1	1	4.5 5.1	1.2	ベランダ天吊	
⑨	会議室	東芝	AIK-P560H	1	5.6 6.3	1.5	ベランダ天吊	

佐井寺中学校空調機仕様書 (教室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 暖房能力	圧縮機	室外機	設置年月日
①	普通教室	ダイキン	FXYHP140MA	※22	14.0 16.0	ビルマル	2F×2 3F×6 4F×8 5F×6	H23.9
B1	普通教室	室外機	RXYP1250BA	1	125.0	25.6	屋上	H23.9
B2			RXMP335BA RXMP450BA RXMP450BA		140.0			
B3			RXYP950BA RXMP450BA RXMP500BA		95.0 106.0			
D1	普通教室	室外機	RXYP800BA	1	80.0	16.8	屋上	H23.9
D2			RXMP335BA RXYP450BA		90.0			
E	普通教室	室外機	RXYP500BA	1	50.0 56.0	10.9	屋上	H23.9
⑩ ⑪	支援学級	ダイキン	FHYP-56P	2	5.0 5.6	1.2	ベランダ床置	
⑫	コンピュータ教室	ダイキン	FHY-100CA	1	10.1 10.7	3	ベランダ天吊	H4.1.31
⑬	コンピュータ教室	東芝	ROA-AP1127H	1	10.0 10.0	1.70	ベランダ天吊	H30.7
⑭	コンピュータ教室	ダイキン	FHY-71CA	1	7.1 7.7	2.2	ベランダ天吊	H4.1.31
⑮~⑰	音楽室	ダイキン	FHY-71DB	3	7.1	2.2	屋上	H6.9.13
⑯					7.7			
⑰					8.0 9.0			
⑱	支援学級	東芝	AIK-AP805H	1	8.0 9.0		壁掛	H26

注記

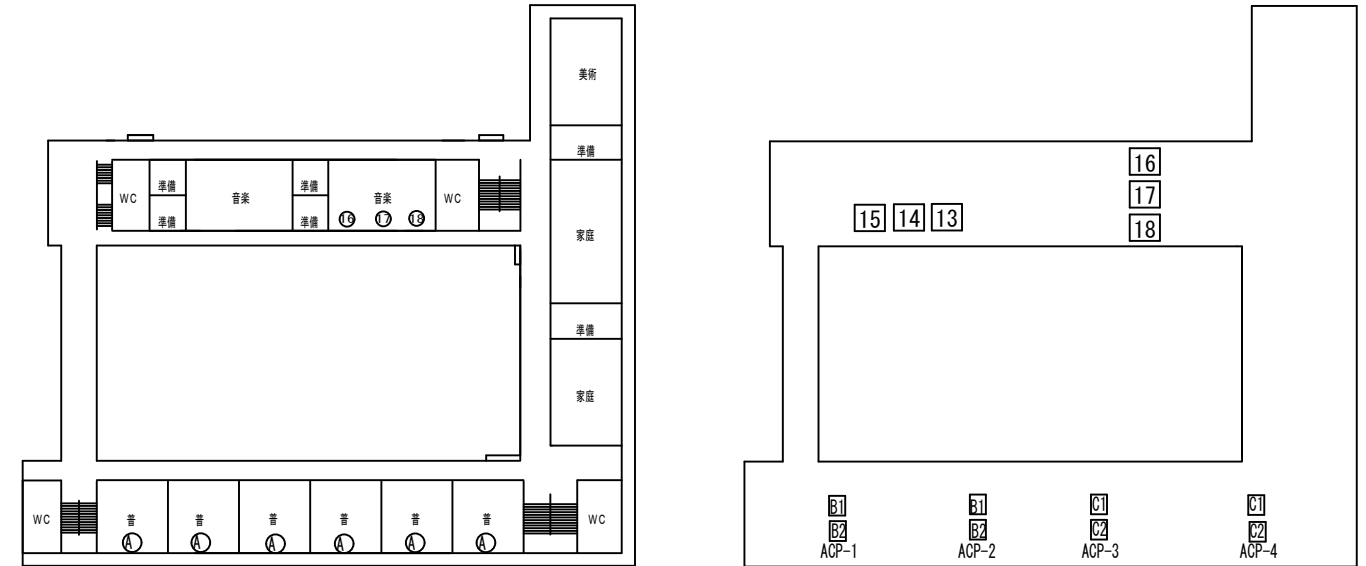
1. 図中口印は空調室外機設置位置を示す。
2. 図中○印は空調室内機設置位置を示す。
3. PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

学校名	吹田市立佐井寺中学校		
所在地	吹田市五月が丘南5番1号		
縮尺		番号	⑦
吹田市 学校教育課 学校管理課			



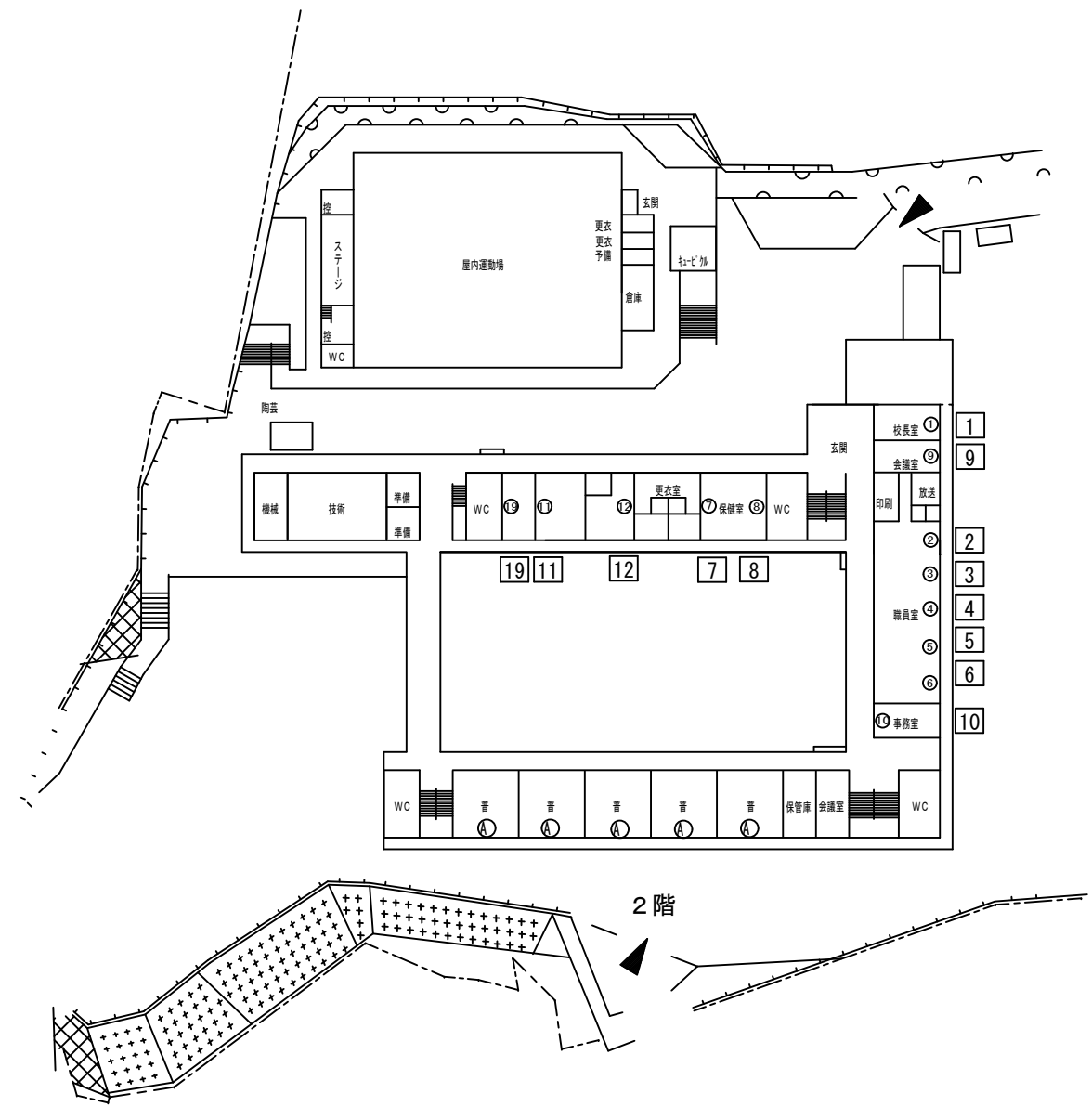
1階

3階



4階

屋上



2階

南千里中学校空調機器仕様書（管理諸室）

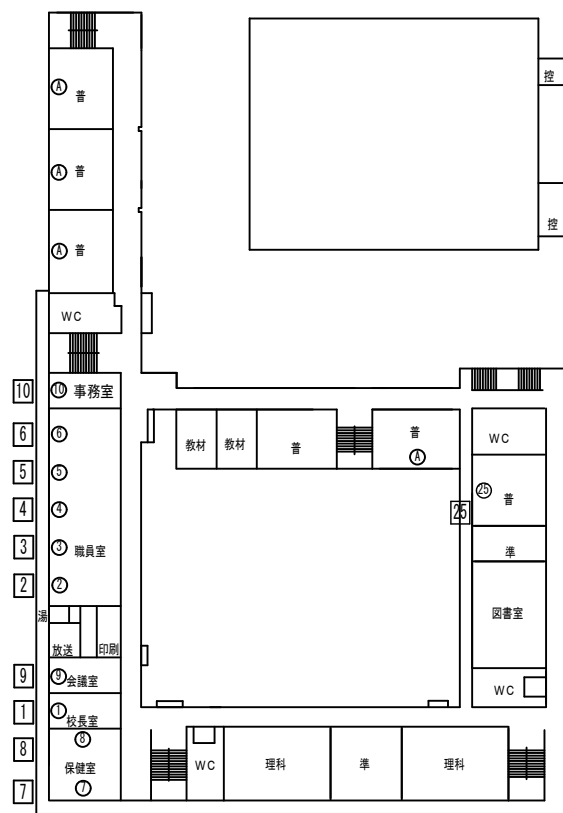
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
①	校長室	ダイキン	FHYJ-80D	1	8.0 9.0	2.2	ベランダ床置	H13.8
②～⑥	職員室	ダイキン	FHYJ-80D	5	8.0 9.0	2.2	ベランダ床置	H13.8
⑦⑧	保健室	日立	RPK-AP56K2	2	5.6 6.3		ベランダ天吊	
⑨	会議室	日立	RPK-AP63HVJ2	1	6.3 6.8	1.2	ベランダ天吊	
⑩	事務室	ダイキン	FHYJ-80D	1	8.0 9.0	2.2	ベランダ天吊	H13.8

南千里中学校空調機器仕様書（教室）

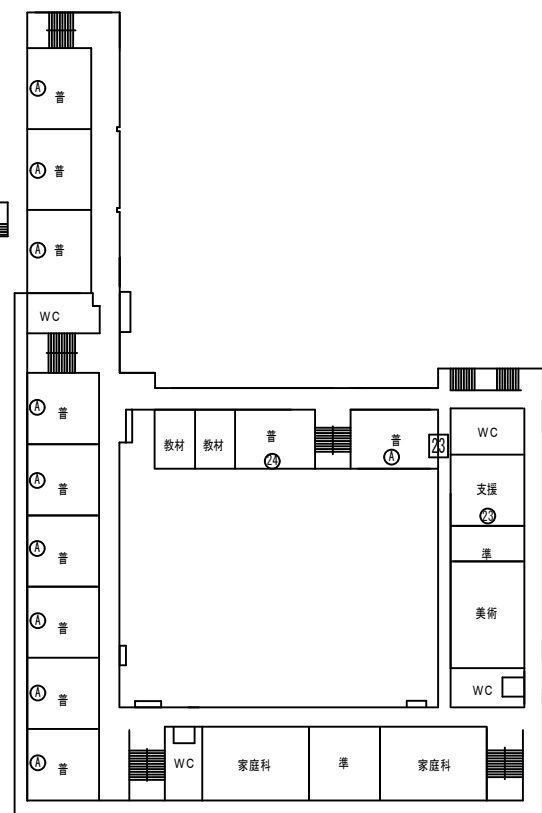
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
①	支援学級	日立	RAS-N40S2	1	4.0 5.6	1.0	ベランダ床置	2004
②	支援学級	ダイキン	R40XEV F40XTEV-W	1	4.0 5.0	1.1	ベランダ床置	2004
③	コンピュータ教室	日立	RPC-AP80K5	1	7.1 8.0	2	屋上	H27.6
④⑤	コンピュータ教室	日立	RPC-GP112RGH1	2	11.2 12.5	1.85	屋上	H30.10
⑥～⑧	音楽室	ダイキン	FHYJ-100F	3	10.0 11.2	3	屋上	H8.9.13
⑨	普通教室	日立	RPC-AP140K5	18	14.0 16.0	ビルマル		H25.9
㊦	普通教室	日立	RAS-AP800DS4 RAS-AP400S4 RAS-AP400S4	2	80.0 90.0	(4.8+4.4) +(4.8+4.4)	屋上	H25.9
㊧	普通教室	日立	RAS-AS690DS4 RAS-AP200S4 RAS-AP400S4	2	69.0 77.5	(4.8+4.4) +6.0	屋上	H25.9
⑭	支援教室	東芝	ACSA06375JM2	1	6.3 9.1		ベランダ天吊	H27.3

注記
 1、図中口印は空調室外機位置を示す。
 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

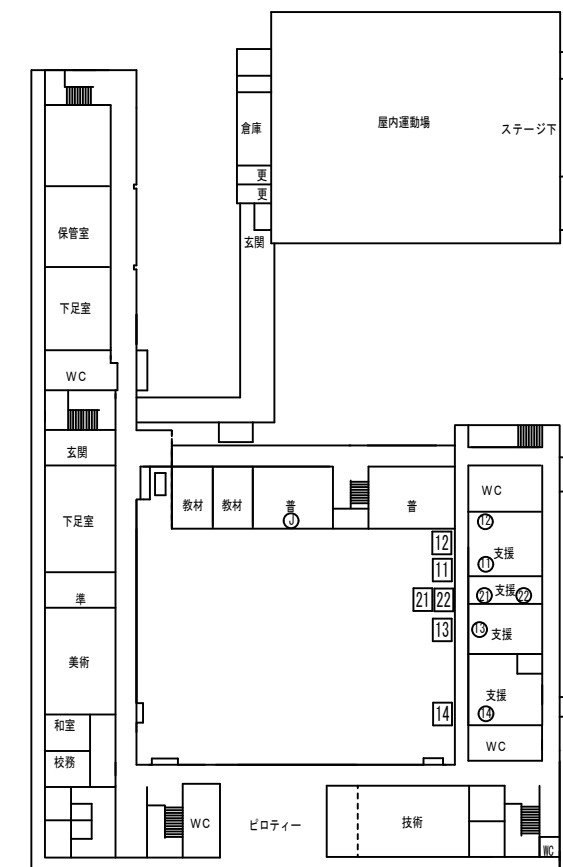
学校名	吹田市立南千里中学校		
所在地	吹田市桃山台4丁目2番1号		
縮尺		番号	⑧
吹田市 学校教育部 学校管理課			



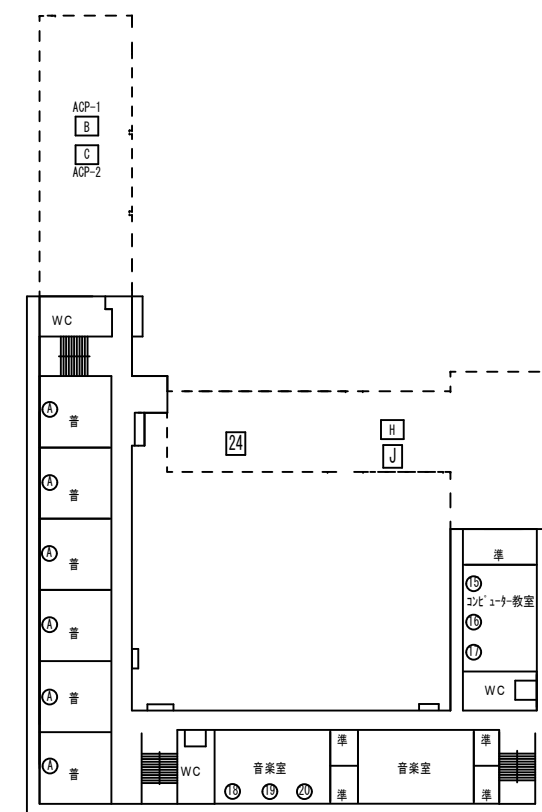
2階平面図



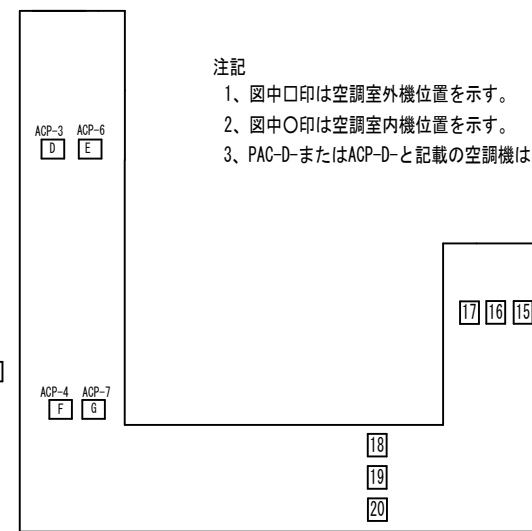
3階平面図



1階平面図



4階平面図



屋上平面図

注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

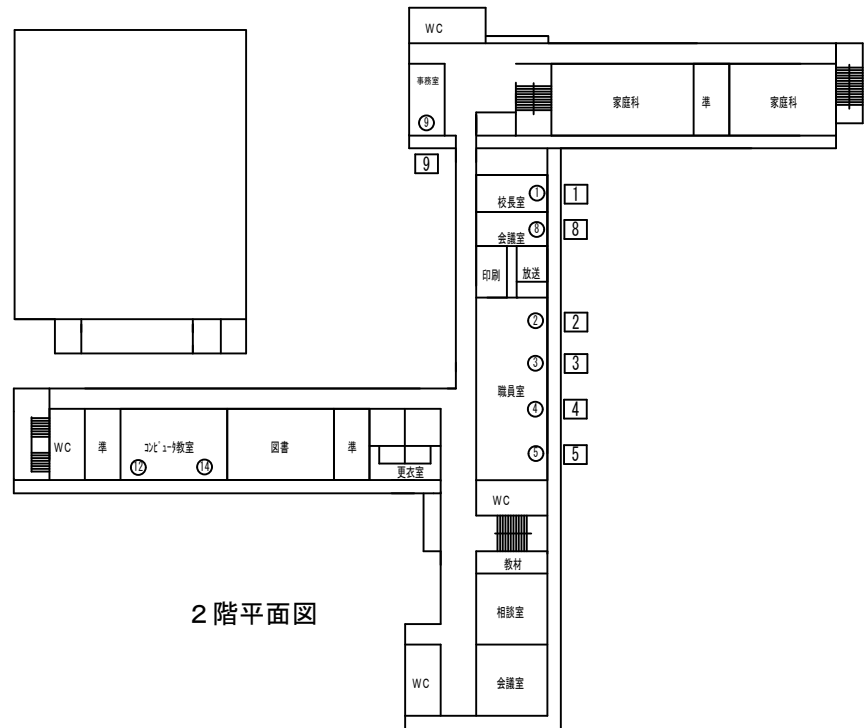
豊津中学校空調機器仕様書（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
①	校長室	ダイキン	FHYP63C	1	6.3 7.1	1.8	ベランダ床置	H14.9.13
②	職員室	ダイキン	FHYP80C	1	8.0 9.0	2.2	ベランダ床置	H14.9.13
③~⑤	職員室	ダイキン	FHYP63C	4	6.3 7.1	1.8	ベランダ床置	H14.9.13
⑦ ⑧	保健室	日立	RPK-AP56K2	2	5.6 6.3		ベランダ天吊	
⑨	会議室	日立	RPK-AP63K	1	6.3 7.5	1.1	ベランダ天吊	
⑩	事務室	ダイキン	FHYP63C	1	6.3 7.1	1.2	ベランダ床置	H14.9.13

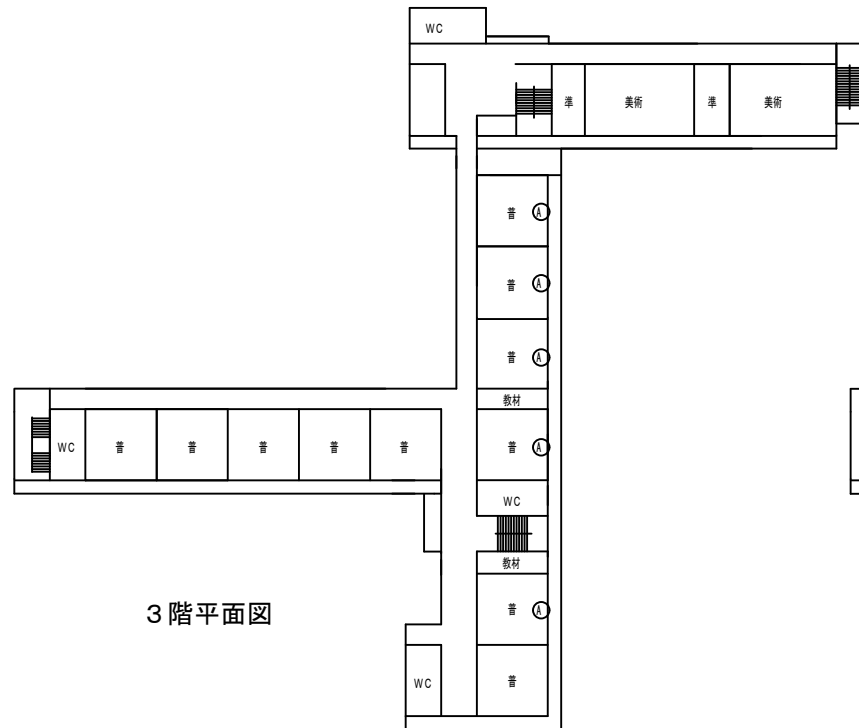
豊津中学校空調機器仕様書（教室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
①	普通教室	ダイキン	FXYHP140MA	20	14.0 16.0	ビルマル	2F×4 3F×10 4F×6	H23.9
②~⑤	普通教室	室外機	RXYP500BA	6	50.0 56.0	(4.8+6.1)	屋上	H23.9
⑥	普通教室	室外機	RXYP335BA	1	33.5 37.5	7.2	屋上	H23.9
⑩ ⑫	支援学級	ダイキン	FAYP56P	2	5.0 5.6	1.2	地上	
⑬	支援学級	東芝	AIC-AP1124H	1	10.0 11.2	1.7	地上	
⑭	支援学級	ダイキン	FAYP56P	1	5.0 5.6	1.2	ベランダ天吊	
⑮~⑰	コンピュータ教室	日立	RPC-100H5	3	10.1 10.7	3	屋上	H3.9.20
⑱~⑳	音楽室	パナソニック	PA-P80T4XN2	3	7.1 8.0	2.2	屋上	H29.7.7
㉑ ㉒	支援教室	三菱	PCZ-ERMP45KR	2	4.0 4.5	0.9	ベランダ天吊	H30.8
㉓	支援教室	三菱	PCZ-ERMP140KR	1	12.5 14.0	3.0	ベランダ床置	H30.8
㉔	普通教室	ダイキン	SZRH140BC	1	12.5 14.0		屋上	R1.7
㉕ ㉖	支援教室	ダイキン	SZRH140BC	1	12.5 14.0		屋上	R2.8
㉗	普通教室	ダイキン	SZRH160DJ	1	14.0 16.0		ベランダ床置	R4.2

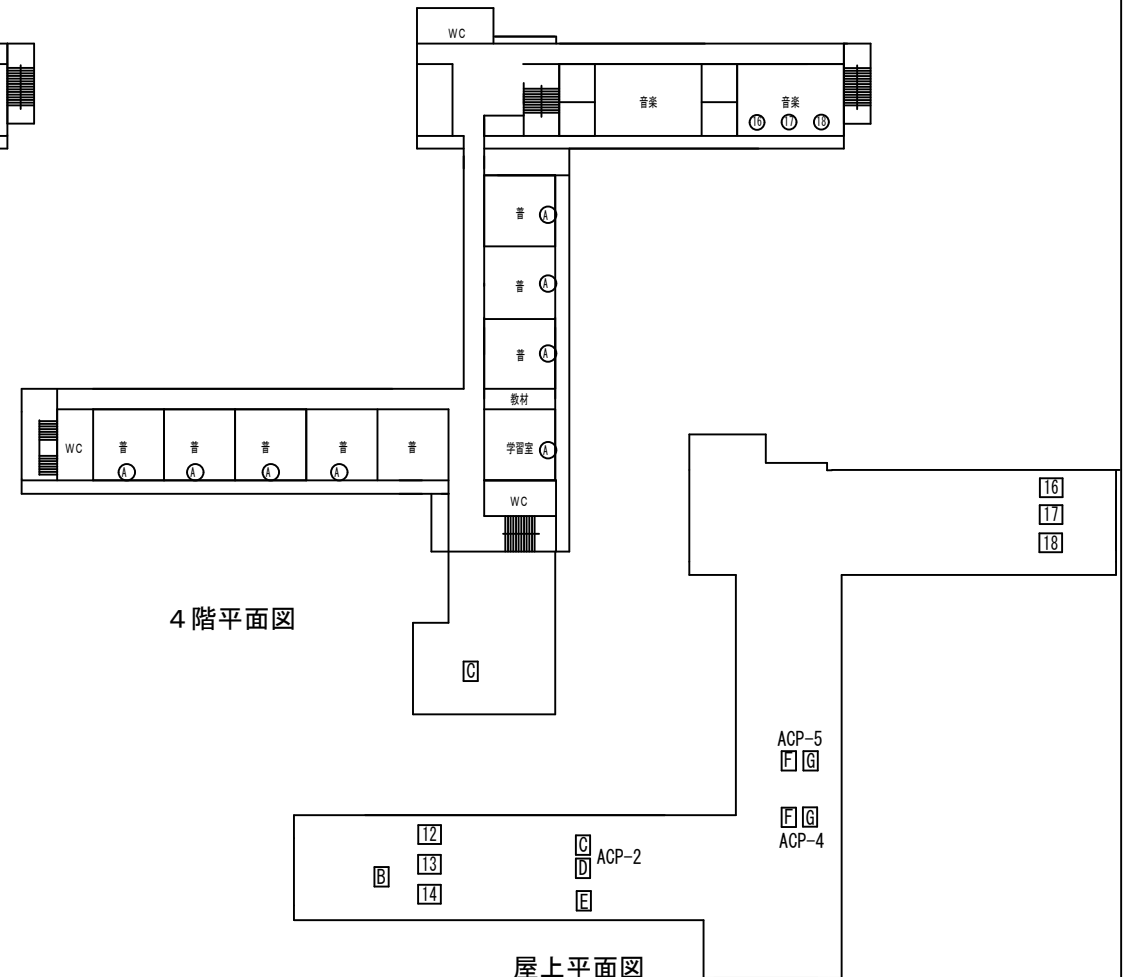
学校名	吹田市立豊津中学校		
所在地	吹田市垂水町3丁目3番50号		
縮尺		番号	⑨
吹田市 学校教育部 学校管理課			



2階平面図

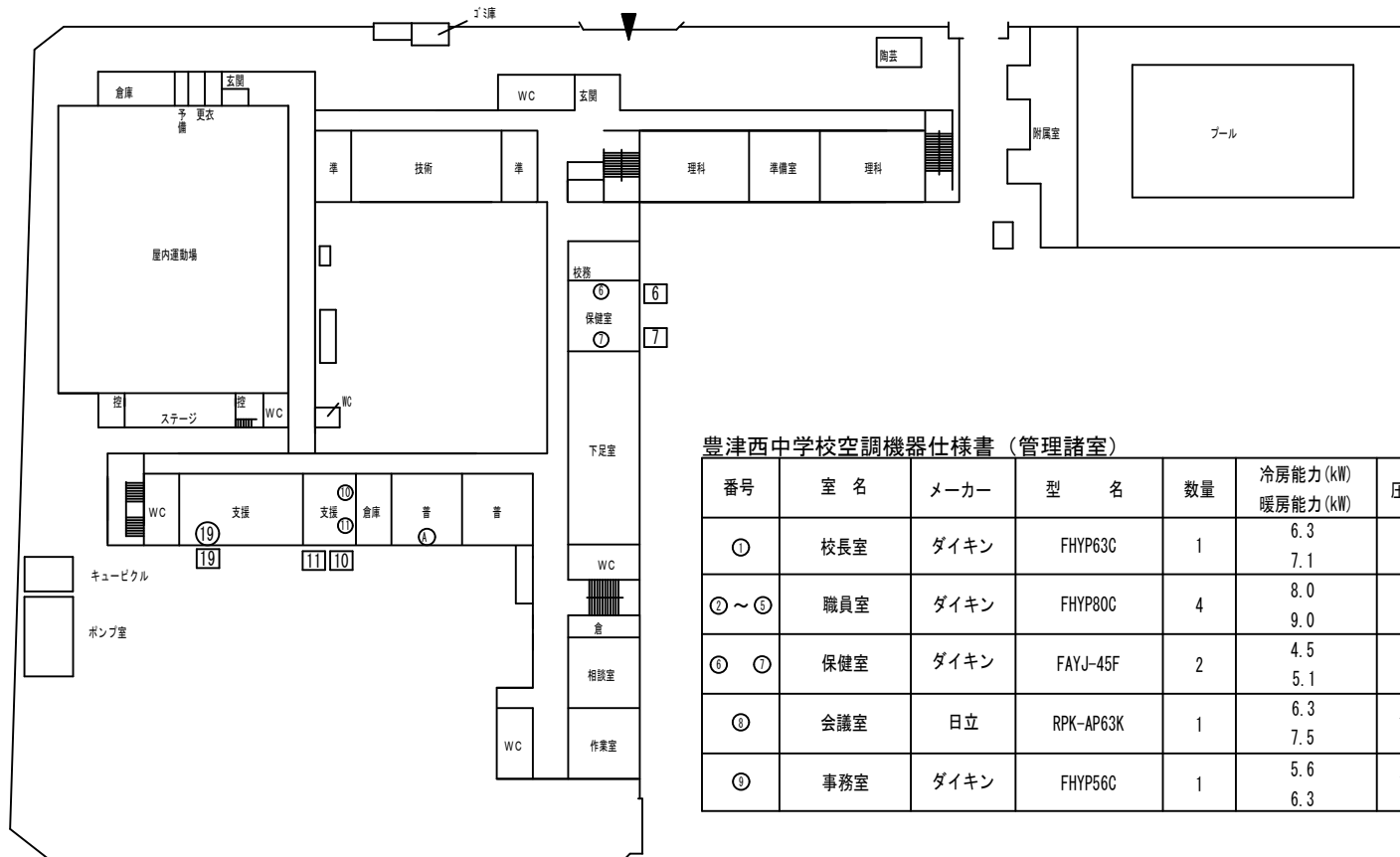


3階平面図



4階平面図

屋上平面図



1階平面図

豊津西中学校空調機器仕様書 (管理諸室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW)	暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
①	校長室	ダイキン	FHYP63C	1	6.3	7.1	1.8	ベランダ床置	H14.9.13
②~⑤	職員室	ダイキン	FHYP80C	4	8.0	9.0	2.2	ベランダ床置	H14.9.13
⑥⑦	保健室	ダイキン	FAYJ-45F	2	4.5	5.1	1.2	ベランダ天吊	
⑧	会議室	日立	RPK-AP63K	1	6.3	7.5	1.8	ベランダ床置	
⑨	事務室	ダイキン	FHYP56C	1	5.6	6.3	1.8	ベランダ床置	

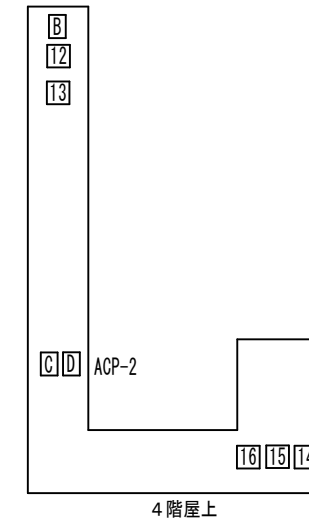
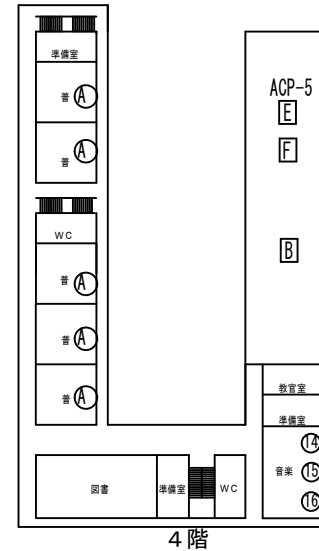
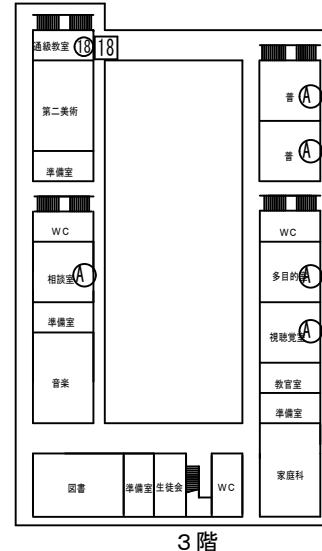
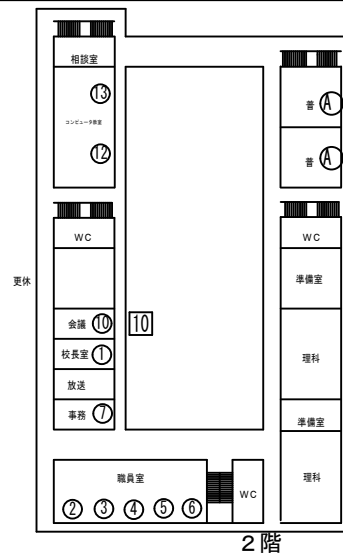
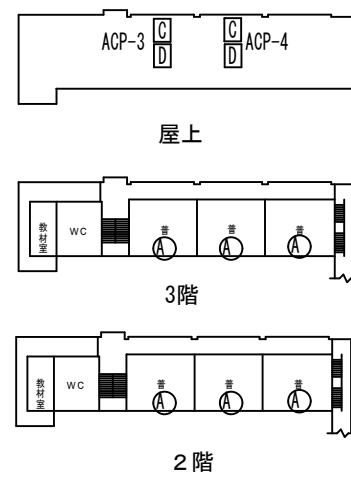
豊津西中学校空調機器仕様書 (教室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW)	暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
⑩	支援学級	三菱	PUZ-RP63KA8 PC-RP63KA10	1	5.6	6.3	1.2	地上	
⑪	支援学級	日立	RPC-AP112K3	1	10.0	11.2		地上	
⑫	コンピュータ教室	パナソニック	CU-P112X4	1	10.0	11.2	2.6	屋上	H29.6
⑬	コンピュータ教室	日立	RPC-71H5	1	7.1	7.7	2	屋上	H4.1.31
⑭⑮	音楽室	ダイキン	FHYJ-80F	2	8.0	9.0	2.2	屋上	H7.9.14
⑯	音楽室	東芝	AIC-AP806H	1	8.0	9.0	2.2	屋上	H25.1
⑰	普通教室	日立	RPC-AP140K5	14	14.0	16.0		ビルマル	H25.9
⑱	普通教室	日立	RAS-AP335DS4	1	33.5	37.5		ビルマル	屋上 H25.9
㉑	普通教室	日立	RAS-AP500DS4 RAS-AP280DS4 RAS-AP224DS4	1	50.0	56.0		ビルマル	屋上 H25.9
㉒	普通教室	日立	RAS-AP160DG2	1	16.0	18.0		ビルマル	屋上 H25.9
㉓	普通教室	日立	RAS-AP690DS4 RAS-AP280DS4 RAS-AP400DS4	2	69.0	77.5		ビルマル	屋上 H25.9
㉔	支援学級	東芝	ACSA06375JM2	1	5.6	6.3		ベランダ床置	H27.3

注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

学校名	吹田市立豊津西中学校		
所在地	吹田市豊津町6番1号		
縮尺		番号	⑩
吹田市 学校教育部 学校管理課			

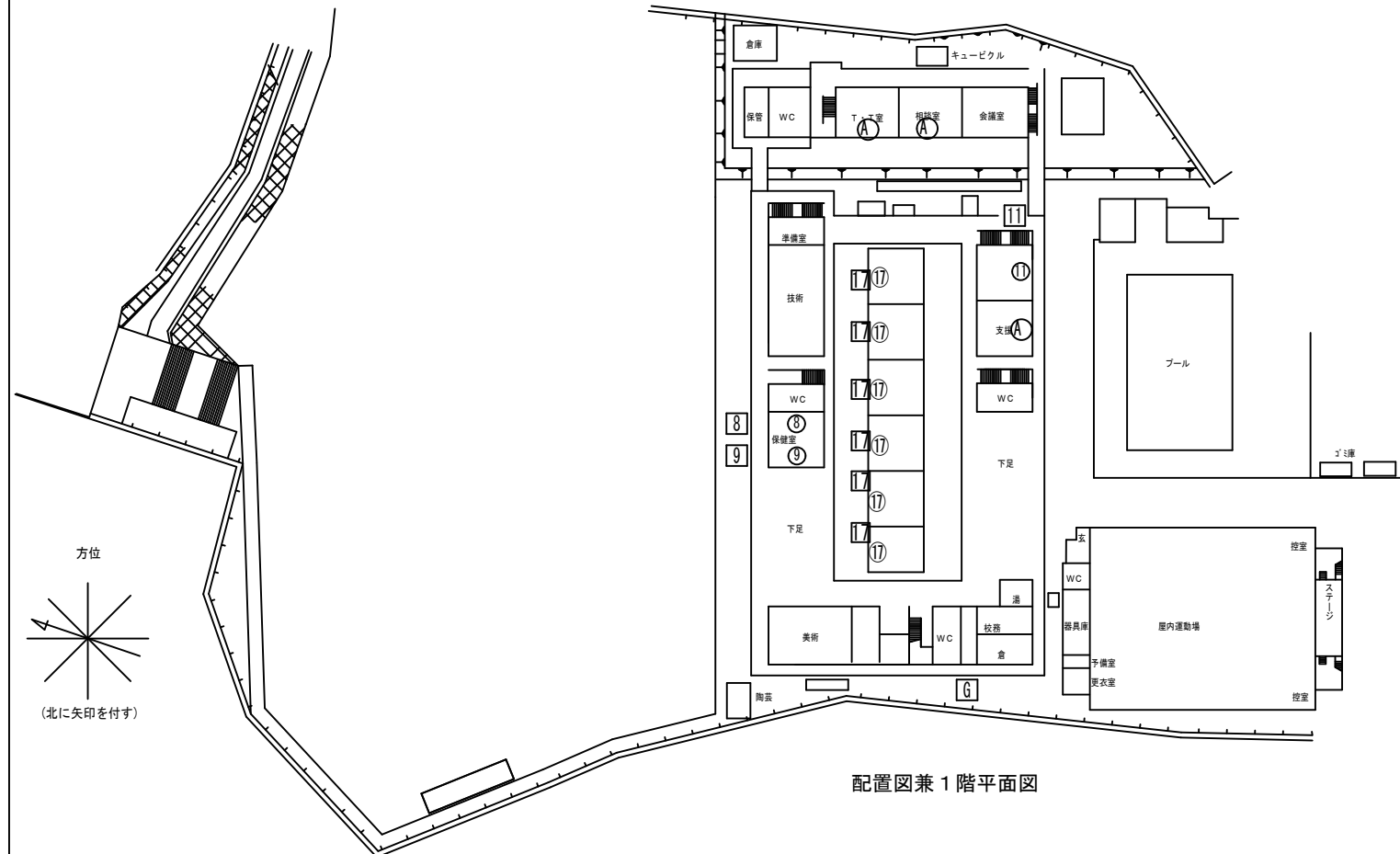


山田中学校空調機器仕様書
(管理諸室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
①	校長室	ヤンマー	YZHJ71KD	1	7.1 8.5	ガス		H13.9.14
②~⑤	職員室	ヤンマー	YZHJ90KD	4	9.0 10.6	ガス		H13.9.14
⑥	職員室	ヤンマー	YZHJ71KD	1	7.1 8.5	ガス		H13.9.14
⑦	事務室	ヤンマー	YZHJ56KD	1	5.6 6.7	ガス		H13.9.14
⑧			室外機	1		ガス	地上	H13.9.14
⑧ ⑨	保健室	日立	RPK-AP56K2	2	5.6 6.3		ベランダ天吊	
⑩	会議室	日立	RPK-AP63K	1	6.3 7.5	1.2	ベランダ天吊	

山田中学校空調機器仕様書
(教室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
⑪	支援学級	東芝	AIC-AP1404H	1	12.5 14.0	2.5	地上	H22.9.30
⑫	コンピュータ教室	東芝	AIC-AP1124H	1	10.0 11.2	2.7	屋上	H22.9.30
⑬	コンピュータ教室	三菱	PCH-J224BA	1	20.0 22.4	2	屋上	
⑭ ⑯	音楽室	ダイキン	FHYJ-80F	2	8.0 9.0	2.2	屋上	H7.9.14
⑮	音楽室	東芝	AIC-AP805H	1	8.0 9.0	2.2	屋上	H24.1.20
⑰	普通教室		FHP160PA	6	14.0 16.0		地上	H24.7
⑱	支援教室		PCZERMP80SKV	1	7.1 8.0	1.6	バルコニー天吊	R1.6
Ⓐ	普通教室	日立	RPC-AP140K5	21	14.0 16.0	ビルマル		H25.9
Ⓑ	普通教室	日立	RAS-AP335DS4	2	33.5 37.5	7.2	屋上	H25.9
Ⓒ ⑲	普通教室	日立	RAS-AP690DS4 RAS-AP280DS4 RAS-AP400DS4	3	69.0 77.5	(4.8+4.4) +6.0	屋上	H25.9
Ⓔ ⑳	普通教室	日立	RAS-AP800DS4 RAS-AP400DS4 RAS-AP400DS4	1	80.0 90.0	(4.8+4.4) +(4.8+4.4)	屋上	H25.9

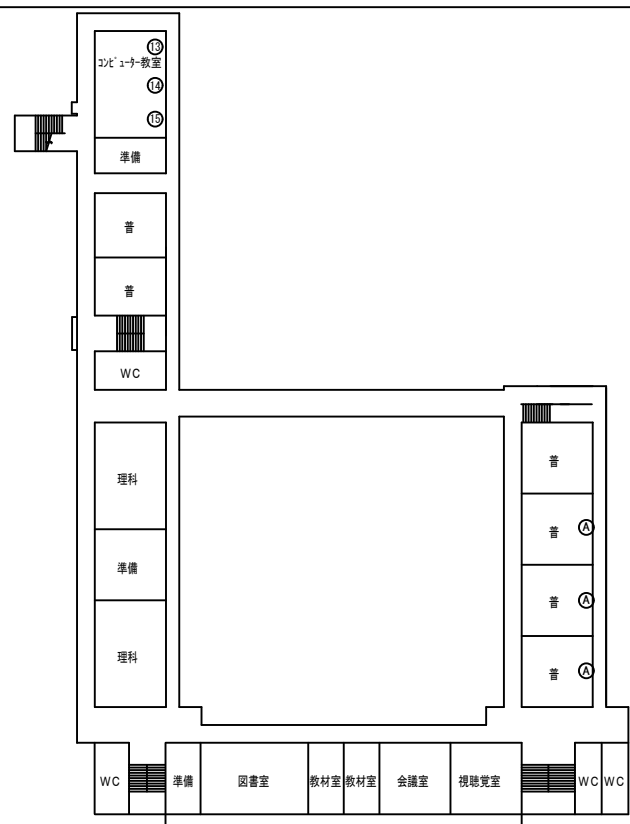


配置図兼 1階平面図

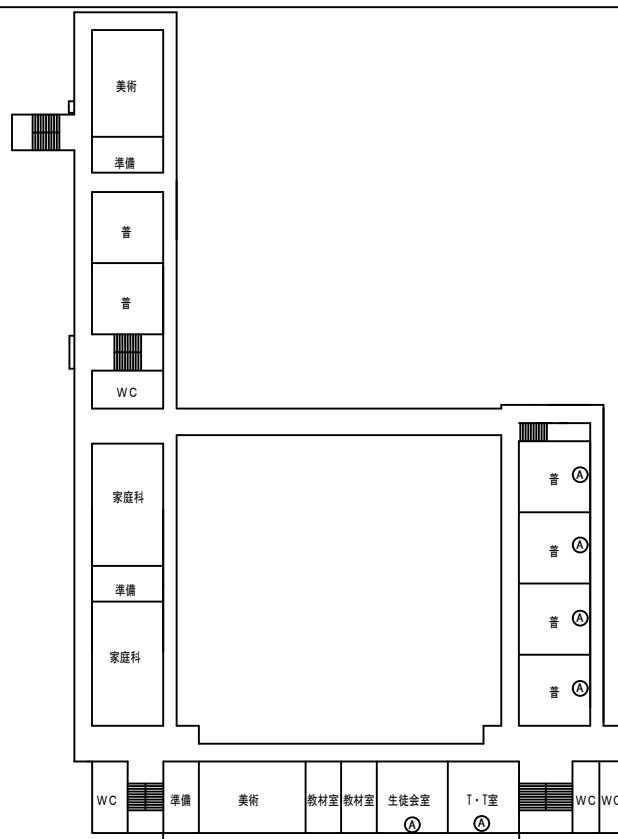
注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

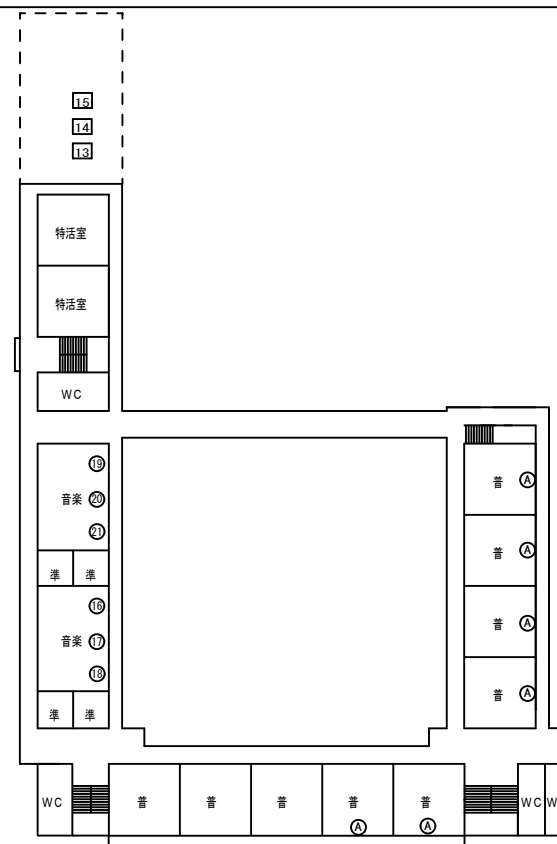
学校名	吹田市立山田中学校		
所在地	吹田市山田市場 1 5 番 1 号		
縮尺		番号	⑪
吹田市 学校教育部 学校管理課			



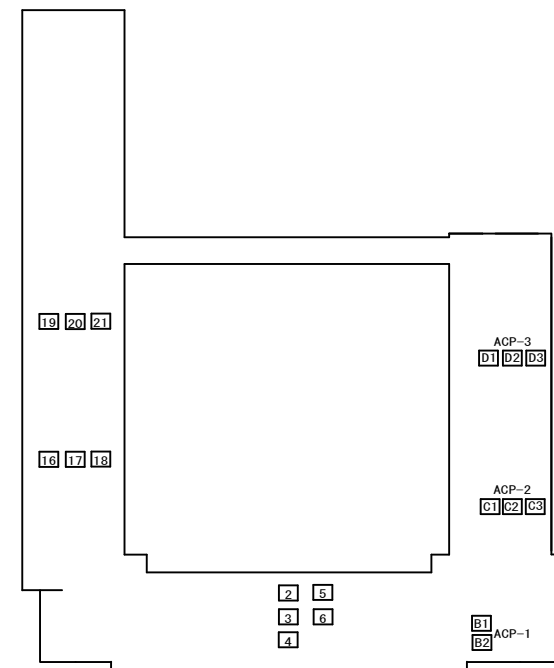
2階



3階



4階



屋上

西山田中学校空調機器仕様書（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機
①	校長室	ダイキン	FHP-80BA	1	8.0 9.0	2	ベランダ天吊
②	職員室	パナソニック	PA-P80T4XA	1	8.0 9.0	1.5	屋上
③	職員室	東芝	AIC-J112HG-1	1	11.2 12.5	2.61	屋上
④⑤	職員室	東芝	AIC-J805HG	2	8.0 9.0	2	屋上
⑥	職員室	ダイキン	FHP80BA	1	8.0 9.0	2	屋上
⑦⑧	保健室	東芝	A1KAP505H ROAAP505HSJ2	2	4.0 4.3	1.2	ベランダ天吊
⑨	会議室	日立	RPK-AP63K	1	6.3 7.5	1.8	ベランダ天吊
⑩	事務室	東芝	AIC-AP506H	1	4.5 5.0	1.8	ベランダ床置

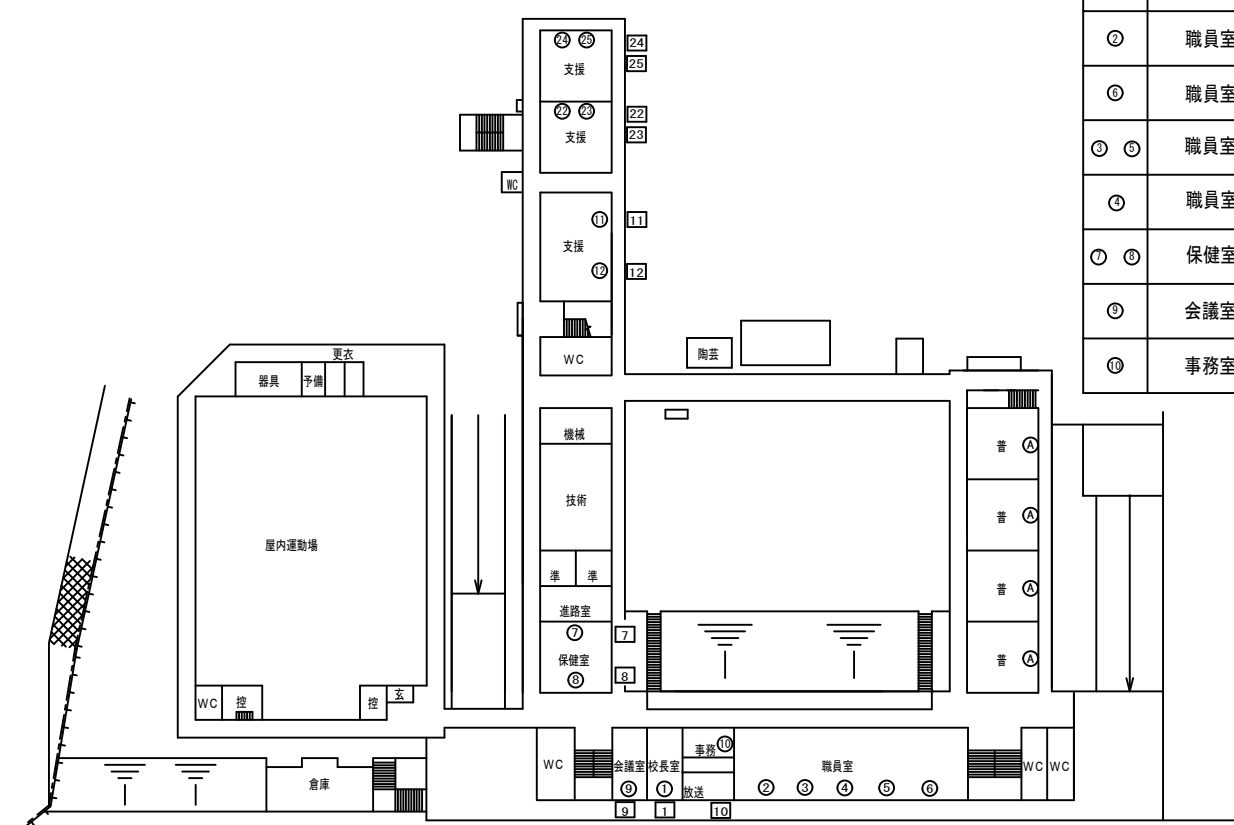
西山田中学校空調機器仕様書（教室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機
⑪⑫	支援学級	日立	RPK-AP50K	2	5.0 5.6	1.8	ベランダ天吊
⑬	コンピュータ教室	ダイキン	FHY-100C	1	10.1 10.7	3.0	屋上
⑭	コンピュータ教室	ダイキン	FHP-112BA	1	10.1 10.7	3.0	屋上
⑮	コンピュータ教室	ダイキン	FHP-80BA	1	7.1 7.7	2.0	屋上
⑯⑰	音楽室	三菱	PUZ-ERMP80HA14 PC-RP80KA14	6	7.1 8.0	1.95	屋上
⑱	普通教室	日立	RPC-AP140K5	19	14.0 16.0		ビルマル
㉑	普通教室	日立	RAS-AP690DS4 RAS-AP280DS4 RAS-AP400DS4	1	69.0 77.5		屋上
㉒	普通教室	日立	RAS-AP1240DS4 RAS-AP335DS4 RAS-AP450DS4 RAS-AP450DS4	1	124.0 140.0		屋上
㉓	普通教室	日立	RAS-AP1090DS4 RAS-AP335DS4 RAS-AP335DS4	1	109.0 118.0		屋上
㉔㉕	支援教室	三菱	PCZ-ERMP63KR PC-RP63KA14	2	5.6 6.3	1.3	ベランダ天吊
㉖	支援教室	三菱	PCZ-ERMP63KV	1	5.6 6.3	1.3	ベランダ天吊
㉗	支援教室	三菱	PCZ-ERMP80KV	1	7.1 8.0	1.6	ベランダ天吊

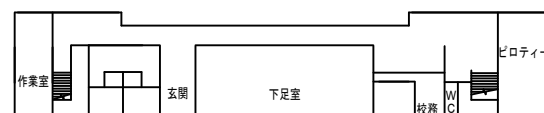
注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

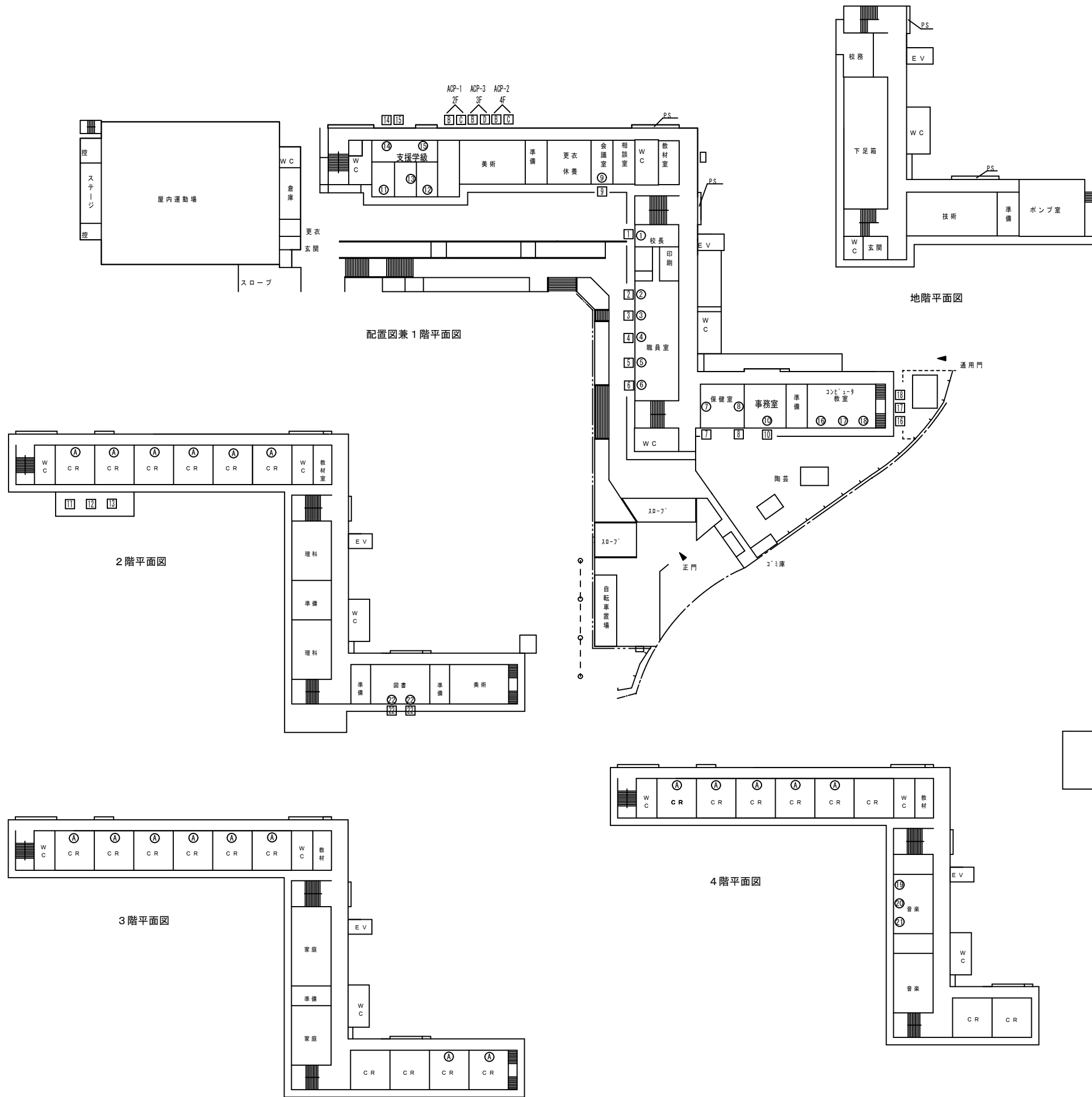
学校名	吹田市立西山田中学校		
所在地	吹田市山田西2丁目11番1号		
縮尺		番号	⑫
吹田市 学校教育部 学校管理課			



1階



地階



山田東中学校空調機器仕様書（管理諸室）

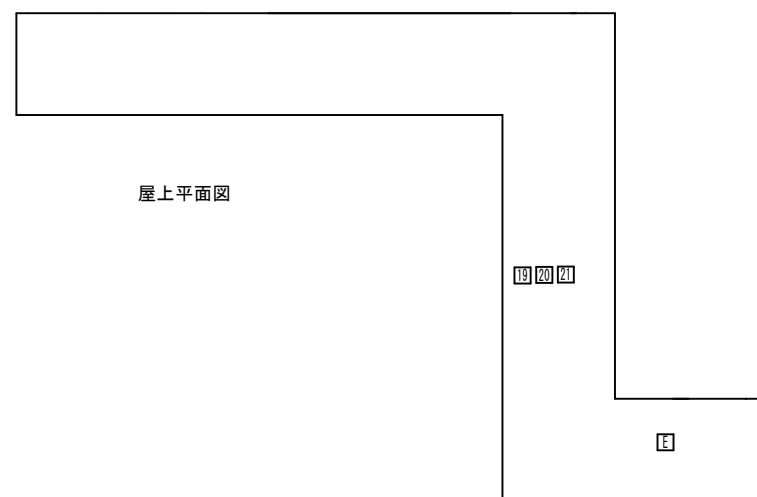
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
①	校長室	日立	RPC-J63K1	1	6.3 7.5	1.8	ベランダ床置	H12.9.11
②~⑥	職員室	日立	RPC-J80K1	5	8.0 9.0	2.2	ベランダ床置	H12.9.11
⑦⑧	保健室	日立	RAS-GP50RSHJ1 RPK-GK50K	2	4.5 5.0	1.2	ベランダ天吊	
⑨	会議室	日立	RPK-AP63K	1	5.6 6.3	1.7	ベランダ天吊	
⑩	事務室	ダイキン	FHYJ-80L	1	8.0 9.0	2.2	ベランダ床置	H13.3.29

山田東中学校空調機器仕様書（教室）

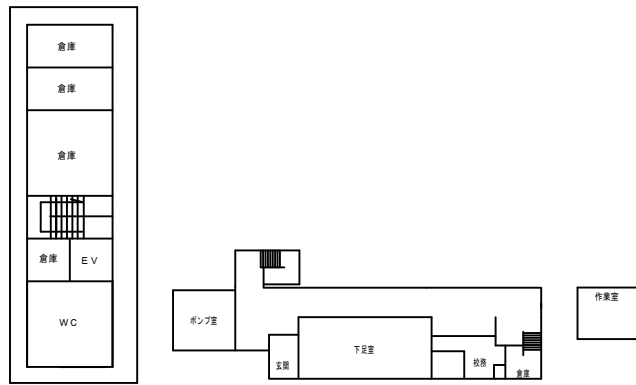
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
Ⓐ	普通教室	ダイキン	FXYP140MA	19	14.0 16.0	ビルマル	2F×5 3F×8 4F×5	H23.9
Ⓑ	普通教室	ダイキン	RXYP800BA RXMP450BA RXSP335BA	2	80.0 90.0	16.8	地上	H23.9
Ⓒ	普通教室	ダイキン	RXYP950BA RXMP450BA RXYP500BA	1	95.0 106.0	19.8	地上	H23.9
Ⓓ	普通教室	ダイキン	RXYP335BA	1	33.5 37.5	7.2	屋上	H23.9
⑪⑫	養護教室	ダイキン	FHYJ-80L	2	8.0 9.0	1.5	庇上床置	H12.3.31
⑬	養護教室	ダイキン	FAYJ-56L	1	5.6 6.3	1.2	庇上床置	H12.3.31
⑭⑮	支援教室	東芝	AIK-AP633H	2	5.6 6.3	1.3	壁掛	
⑯	コンピュータ教室	東芝	AIC-AP1125H	1	10.1 10.7	3	ベランダ天吊	
⑰	コンピュータ教室	日立	RPC-71H5	1	11.2 11.8	1.7	ベランダ天吊	H24.1.20
⑱	コンピュータ教室	日立	RPC-100H5	1	7.1 7.7	2.2	ベランダ天吊	H3.9.20
⑲⑳	音楽室	日立	RPC-GP112RGH1	2	11.2 12.5	1.85	屋上	H30.10
㉑	音楽室	東芝	ACEA11287M	1	10.0 10.0	1.70	屋上	H30.7
㉒	図書室	東芝	AIC-J1125HG	2	11.2 11.8			

注記

- 1、 図中○印は空調室外機位置を示す。
- 2、 図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、 PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。



学校名	吹田市立山田東中学校		
所在地	吹田市山田東4丁目33番1号		
縮尺		番号	⑬
吹田市 学校教育課 学校管理課			



地階平面図

千里丘中学校空調機器仕様書 (管理諸室)

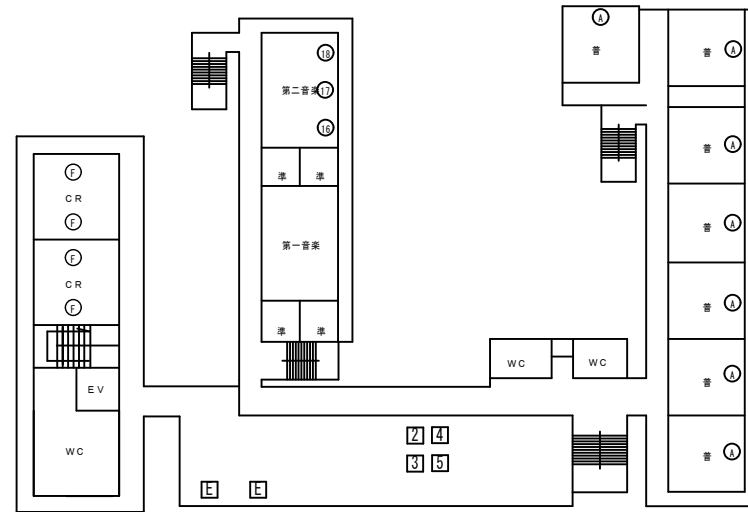
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
○	校長室	東芝	AIC-J805HG	1	8.0 9.0	2	ベランダ天吊	H10.9.11
② ③	職員室	東芝	AIC-J1125HG	2	11.2 12.5	2.5	屋上	H10.9.11
④	職員室	パナソニック	CU-P112X4 CS-P112T4A	1	11.2 12.5	2.5	屋上	H10.9.11
⑤	職員室	東芝	ACEA11287M	1	10.0 10.0	1.70	屋上	H30.10
⑥ ⑦	保健室	三菱重工	FDKY45MK	2	4.0 4.5	1.2	ベランダ天吊	
⑧	会議室	日立	RPK-AP63K2	1	6.3 7.5	1.5	ベランダ天吊	

千里丘中学校空調機器仕様書 (教室)

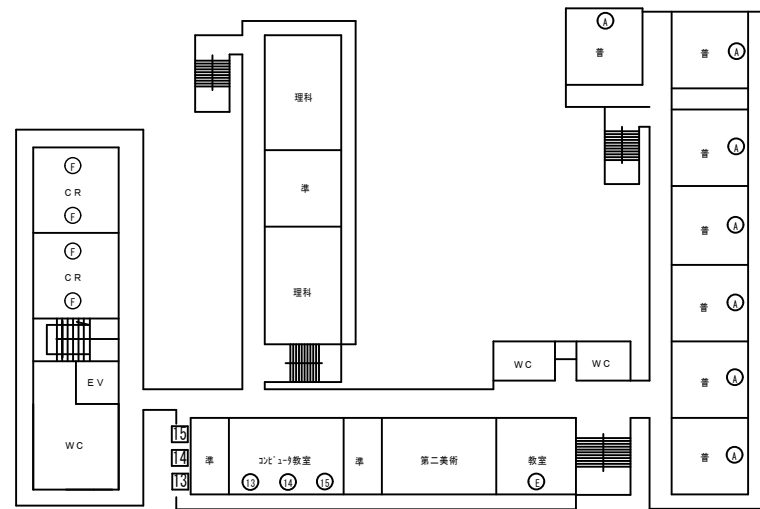
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
①	普通教室	ダイキン	FXYP140MA	22	14.0 16.0	ビルマル	1F×1 2F×7 3F×7 4F×7	H23.9
②	普通教室	ダイキン	RXYP500C	2	50.0 56.0	10.7	屋上	H23.9
③ ④	普通教室	ダイキン	RXYP950C RXMP450C RXMP500C	2	95.0 106.0	20.3	屋上	H23.9
⑤ ⑥	普通教室	ダイキン	RXYP690C RXMP450C RXMP224C	1	69.0 77.5	14.4	屋上	H23.9
⑦ ⑧	支援教室	ダイキン パナソニック	FHYJ-71F PA-P80T6HN1	1 1	7.1 8.0	1.9 2.0	ベランダ天吊	H10.1.23 R1.12.16
⑨ ⑩	支援教室	東芝	AIC-AP634H	2	5.6 6.3	1.1	ベランダ天吊	
⑪ ⑫	コンピュータ教室	三菱重工	FDE-100H7	2	10.1 10.7	2.5	ベランダ天吊	H4.9.15
⑬	コンピュータ教室	東芝	AIC-AP807H1	1	7.1 8.0	2.5	ベランダ天吊	H4.9.15
⑭	音楽室	日立	RPC-GP80RSH	1	8.0 10.0	1.75	屋上	H29.1
⑮ ⑯	音楽室	三菱重工	FDEJ-80	2	8.0 9.0	1.9	屋上	H7.9.14
⑰	プレハブ	ダイキン	FHP-160BA	4	14.0 16.0	1.9	地上	H24.7
⑱	支援教室	三菱	PCZ-ERMP63SKR	1	5.6 6.3	1.3	ベランダ床置	H30.8
⑲	支援教室	三菱	PCZ-ERMP63KV	1	5.6 6.3	1.3	ベランダ天吊	R1.6
⑲	支援教室	三菱	PCZ-ERMP80KV	1	7.1 8.0	1.6	ベランダ天吊	R1.6
⑳	普通教室	ダイキン	SZRH140BF	2	14.0 16.0	1.9	屋上	R2.8
㉑	普通教室	ダイキン	PCZ-ERMP80KV	16	7.1 8.0	ビルマル		R3.7
㉒	普通教室	ダイキン	SZRH140BF	2	61.5 69.0	7.09+5.41	屋上	R3.7



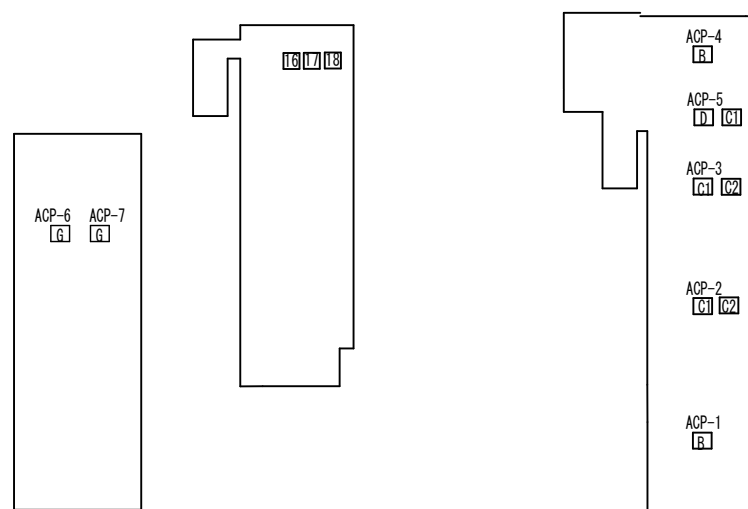
2階平面図



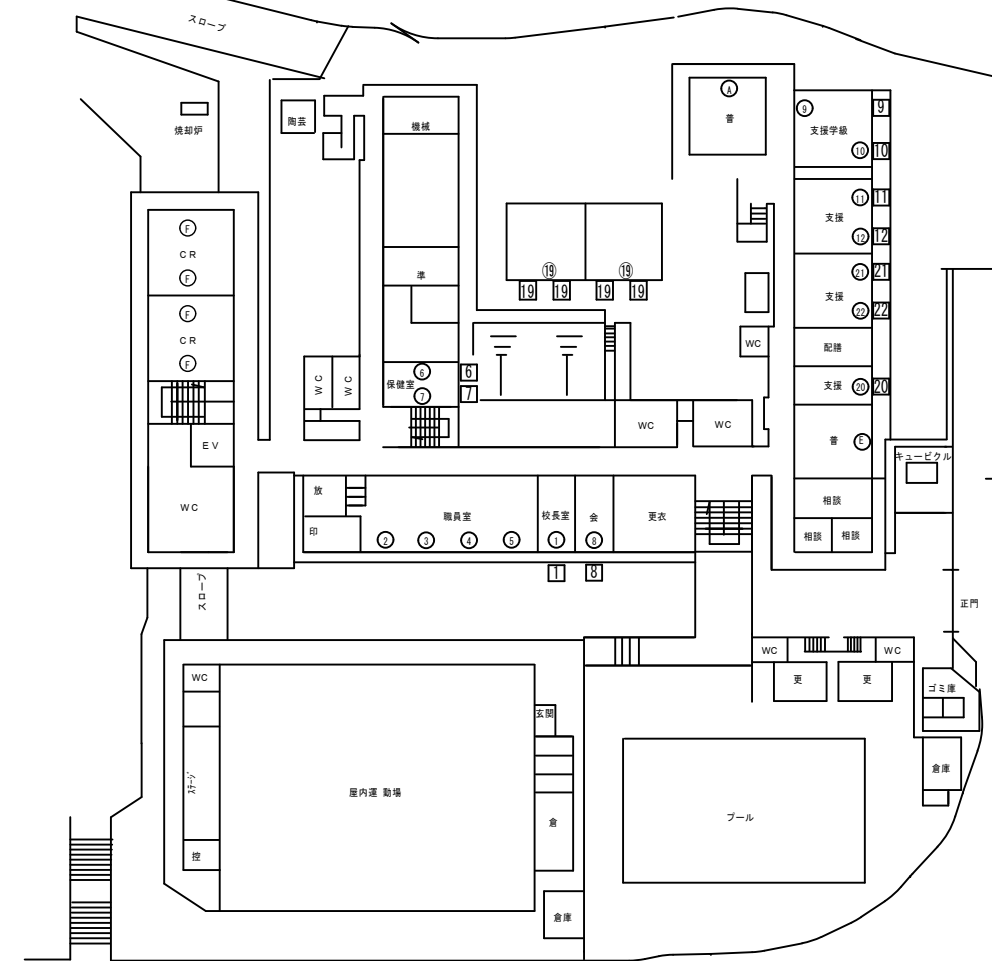
4階平面図



3階平面図



屋上平面図

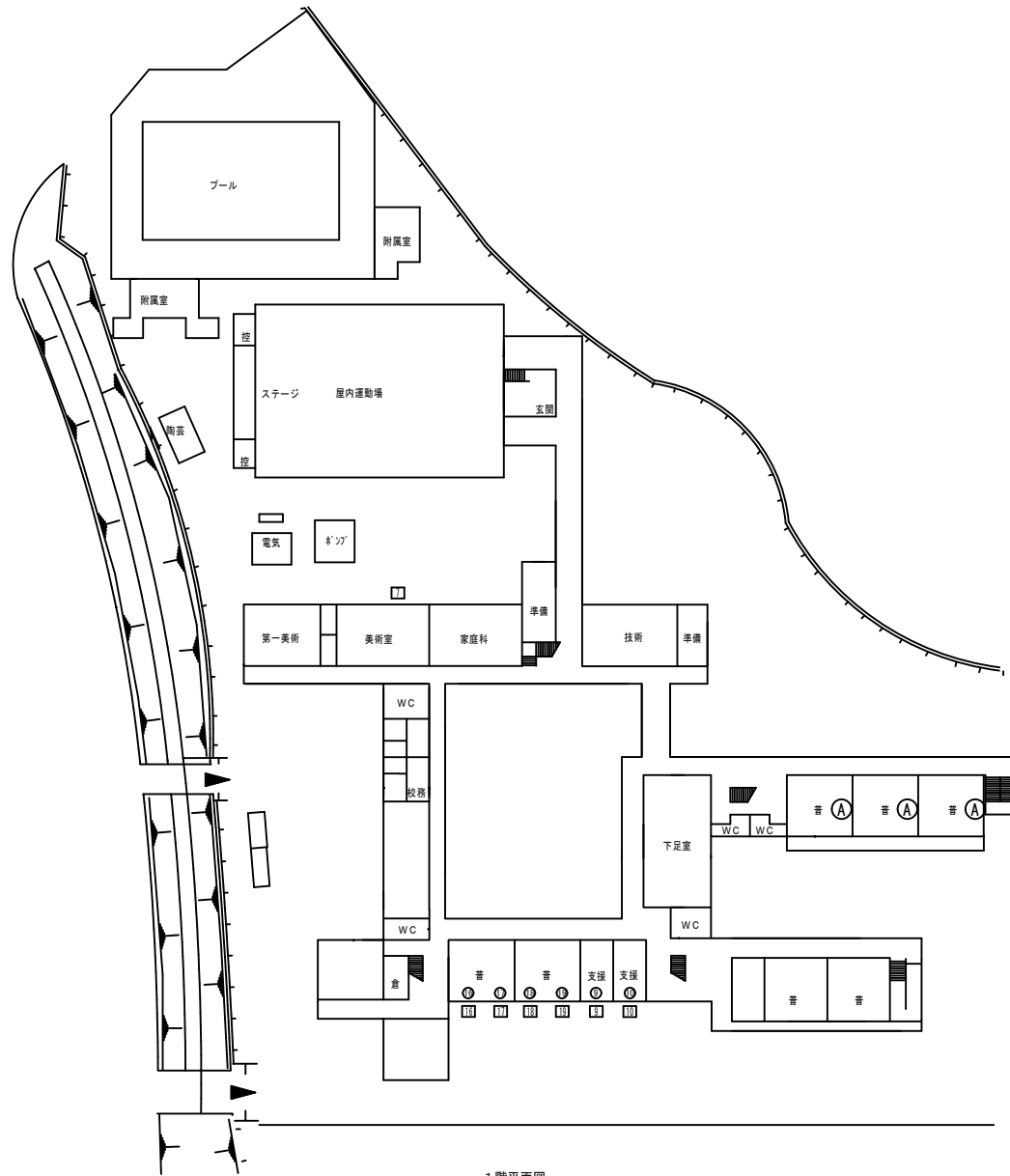


1階平面図

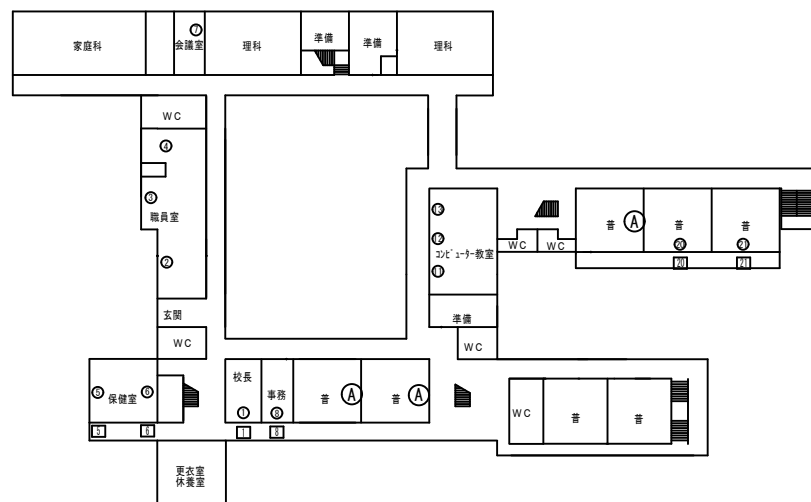
注記

1. 図中□印は空調室外機位置を示す。
2. 図中○印は空調室内機位置を示す。
3. PAC-DまたはACP-Dと記載の空調機は点検しないこと。

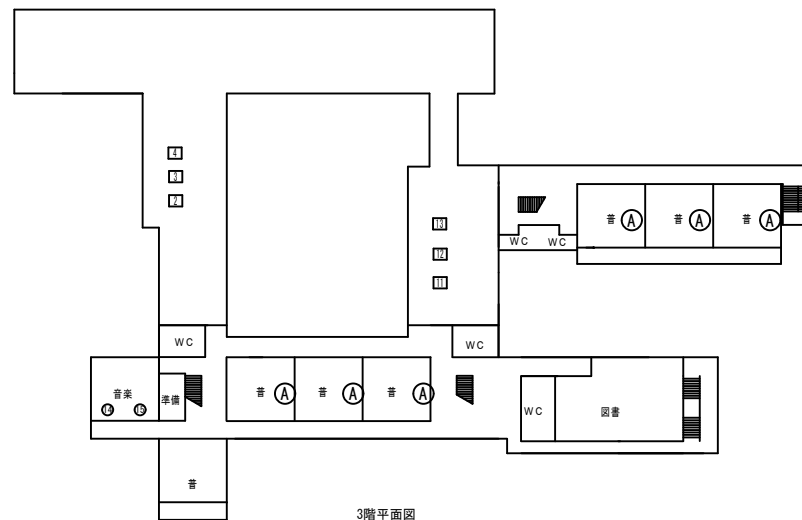
学校名	吹田市立千里丘中学校		
所在地	吹田市青葉丘南15番1号		
縮尺		番号	⑭
吹田市 学校教育課 学校管理課			



1階平面図



2階平面図



3階平面図

高野台中学校空調機器仕様書(管理踏室)

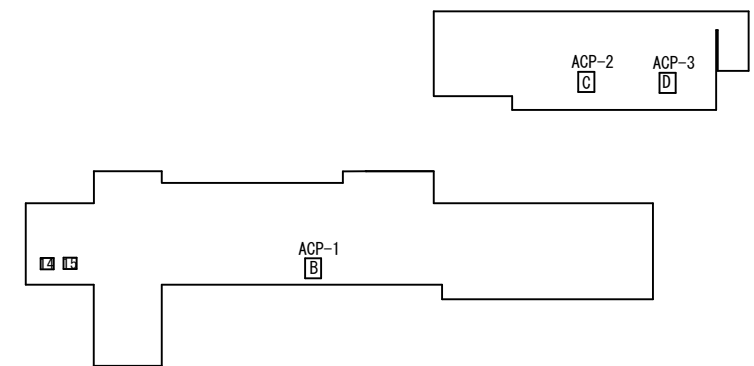
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
①	校長室	東芝	AIC-J715HG	1	7.1 8.5	2	ベランダ天吊	H10.9.11
②~④	職員室	東芝	AIC-RP1403H	3	12.5 14.0	3.7	屋上	H10.9.11
⑤ ⑥	保健室	日立	RPK-AP56K2	2	5.6 6.3		ベランダ天吊	
⑦	会議室	日立	RPK-AP63K	1	6.3 7.5	1.5	地上	
⑧	事務室	ダイキン	FHYJ56D	1	5.0 5.6	1.7	ベランダ天吊	

高野台中学校空調機器仕様書(教室)

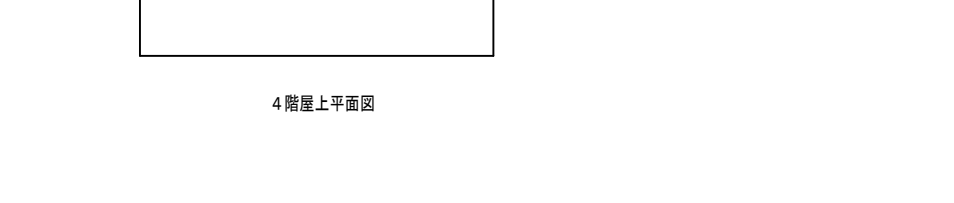
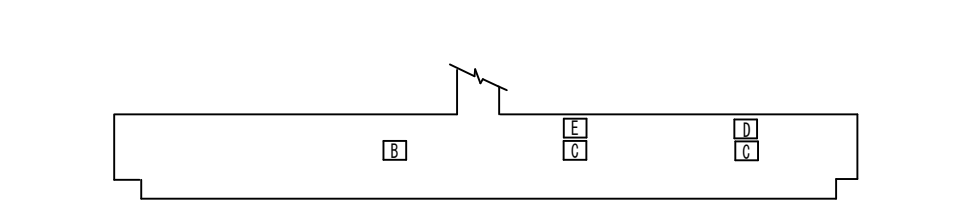
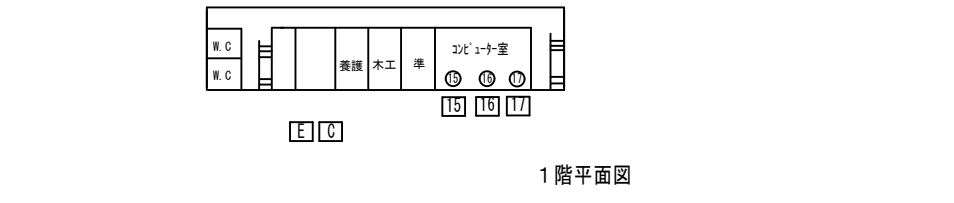
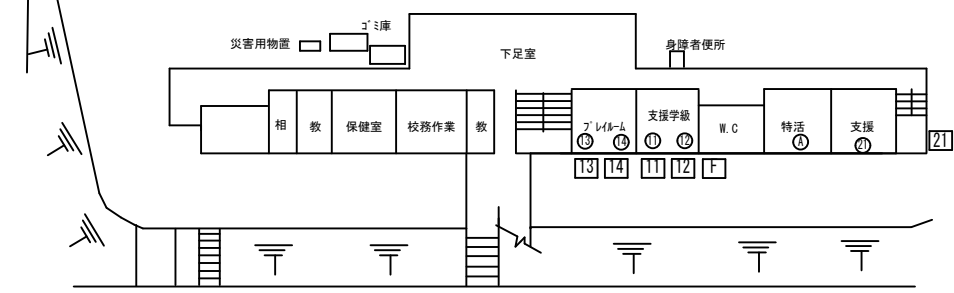
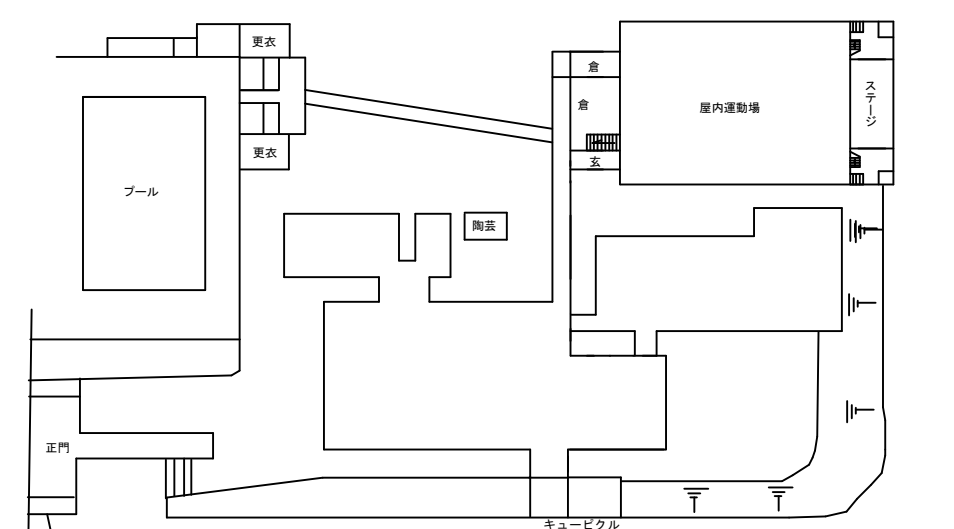
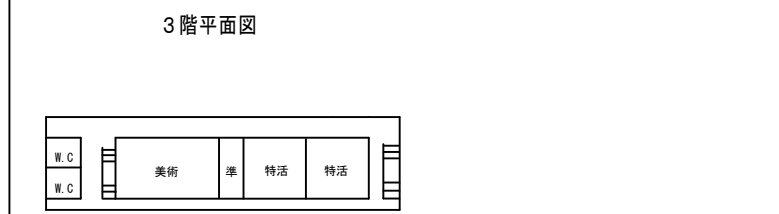
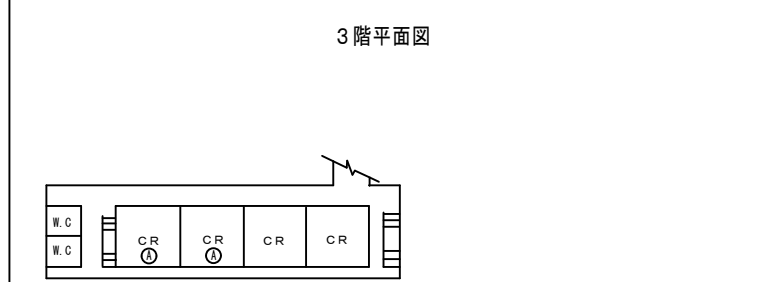
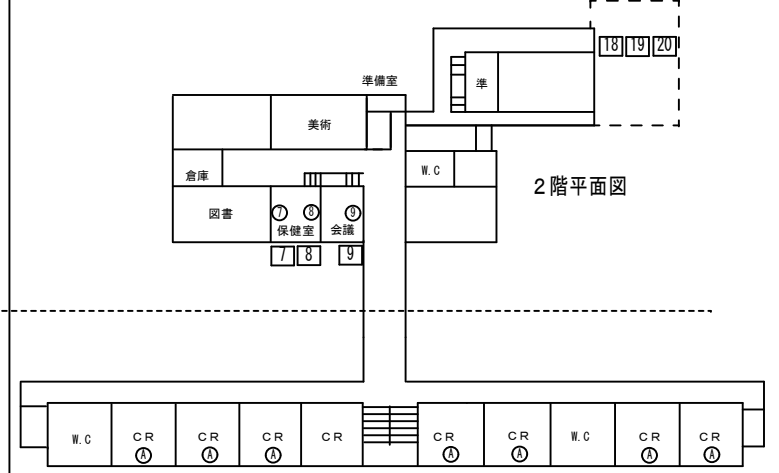
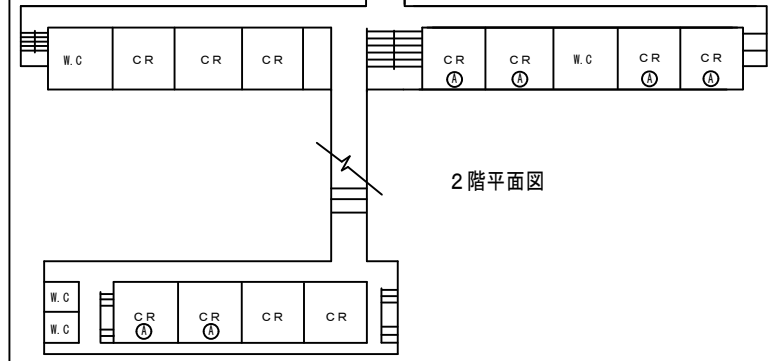
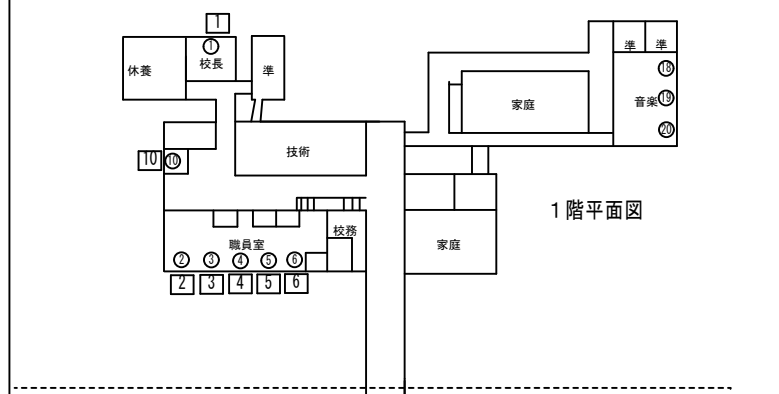
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
⑨ ⑩	支援教室	三菱	MPC-RP50GA2	2	5.0 5.6	1.3	ベランダ天吊	
⑪~⑬	コンピュータ教室	日立	RAS-GP112RSH1 RPC-GP112K1	3	10.0 11.2	3	屋上	H2.8.31
⑭ ⑮	音楽室	日立	RAS-GP112RSH1 RPC-GP112K1	2	10.1 10.7	3	屋上	H8.9.13
①	普通教室	日立	RPC-AP140K5	12	14.0 16.0		ビルマル	H25.9
②	普通教室	日立	RAS-AP800DS4	1	80.0 90.0	(4.8+4.4) +(4.8+4.4)	屋上	H25.9
③	普通教室	日立	RAS-AP500DS4	1	50.0 56.0	6.0+4.8	屋上	H25.9
④	普通教室	日立	RAS-AP690DS4	1	69.0 77.5	(4.8+4.4) +6.0	屋上	H25.9
⑤	支援教室	東芝	ACSA06375JM2	1	6.3 9.1	1.1	地上	H27.3
⑥	支援教室	東芝	ACSA06375JM2	1	6.3 9.1	1.1	地上	H27.3
⑦	支援教室	東芝	ACSA06375JM2	1	6.3 9.1	1.1	地上	H27.3
⑧	支援教室	東芝	ACSA06375JM2	1	6.3 9.1	1.1	地上	H27.3
⑨	普通教室	日立	RPC-GP140K1	1	12.5 14.0	3.0	ベランダ天吊	R1.6
⑩	普通教室	日立	RPC-GP140K1	1	12.5 14.0	3.0	ベランダ天吊	R1.6

注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-DまたはACP-Dと記載の空調機は点検しないこと。



学校名	吹田市立高野台中学校		
所在地	吹田市高野台4丁目5番1号		
縮尺		番号	⑮
吹田市 学校教育課 学校管理課			



青山台中学校空調機器仕様書（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
①	校長室	ダイキン	FHYJ80D	1	8.0 9.0	2.2	地上	H13.9.14
②~⑥	職員室	ダイキン	FHYJ63D	5	6.3 7.1	1.9	地上	H13.9.14
⑦⑧	保健室	三菱重工	FDKJ45	2	4.0 4.5	1.2	壁掛	
⑨	会議室	日立	RPK-AP63HVJ2	1	5.6 6.3	1.1	地上	
⑩	事務室	三菱電機	MSZ-GV2819-W	1	2.8 3.6	0.75	壁掛	R1.10.9

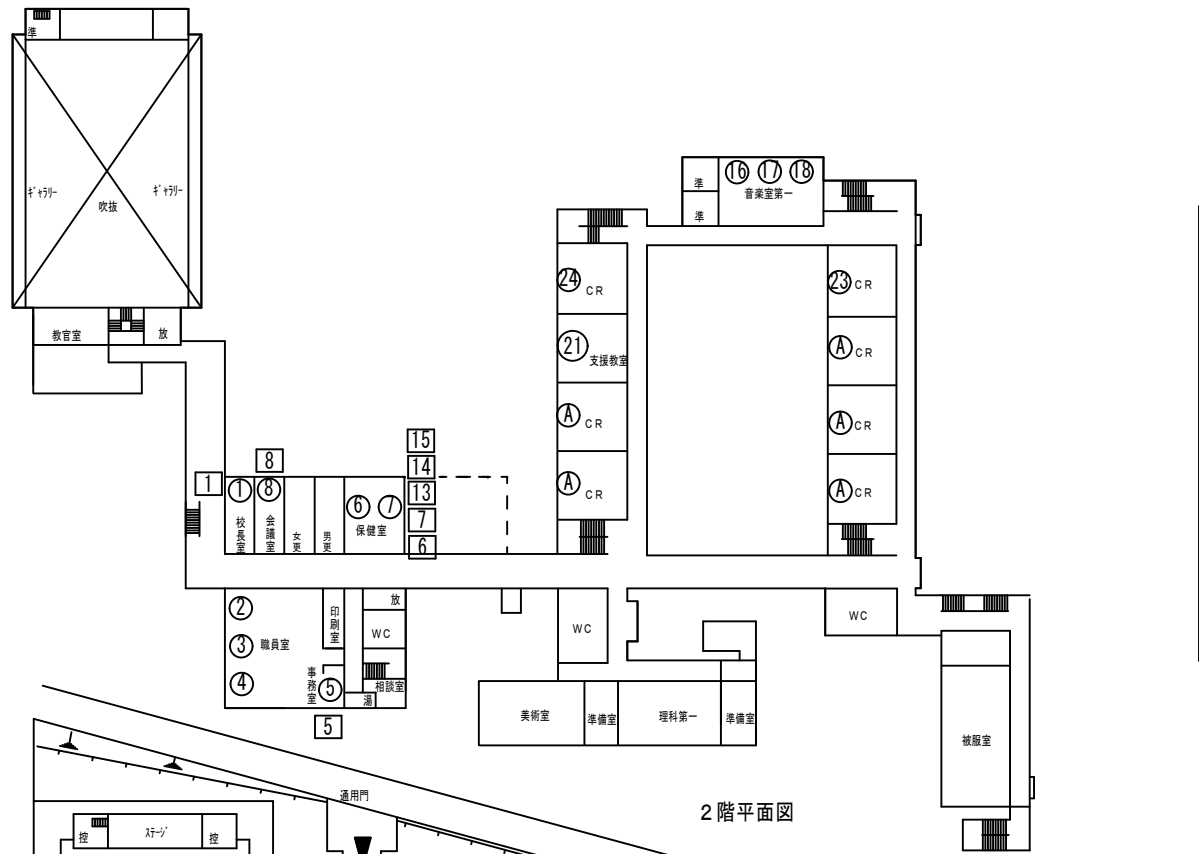
青山台中学校空調機器仕様書（教室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
Ⓐ	普通教室	ダイキン	FXYHP140MA	16	14.0 16.0	ビルマル	1F×1 2F×6 3F×9	H24.9
Ⓑ	普通教室	ダイキン	RXYP500C	1	50.0 56.0	10.7	屋上	H24.9
Ⓒ	普通教室	ダイキン	RXYP-690C RXMP450C RXMP224C	2	69.0 77.5	14.4	屋上 地上	H24.9
Ⓓ	普通教室	ダイキン	RXYP-800C RXMP450C RXMP335C	1	80.0 90.0	16.9	屋上	H24.9
⑪⑫	支援教室	ダイキン	FHYJ71D	2	7.0 8.0		地上	H13.9.14
Ⓕ			RCYJ140L	1	14.0 16.0	2	地上	H13.9.14
⑬⑭	支援教室	東芝	A1K-AP633H	2	5.6 6.3	1.1	地上	
⑮	コンピュータ教室	ダイキン	FHY-100C	1	10.1 10.7	3	ペランダ天吊	H2.7.31
⑯	コンピュータ教室	ダイキン	FHY-71C	1	7.1 7.7	2.2	ペランダ天吊	H2.7.31
⑰	コンピュータ教室	東芝	A1C-AP1122H	1	10.0 11.2	1.8	地上	
⑱	音楽室	日立	RPC-AP80K5	1	7.1 8.0		屋上	H25.9
⑲⑳	音楽室	日立	RPC-AP80K5	2	8.0 9.0	1.9	屋上	
㉑	支援教室	三菱	PCZ-ERMP140KV	1	12.5 14.0	3.00	壁掛け	R1.6

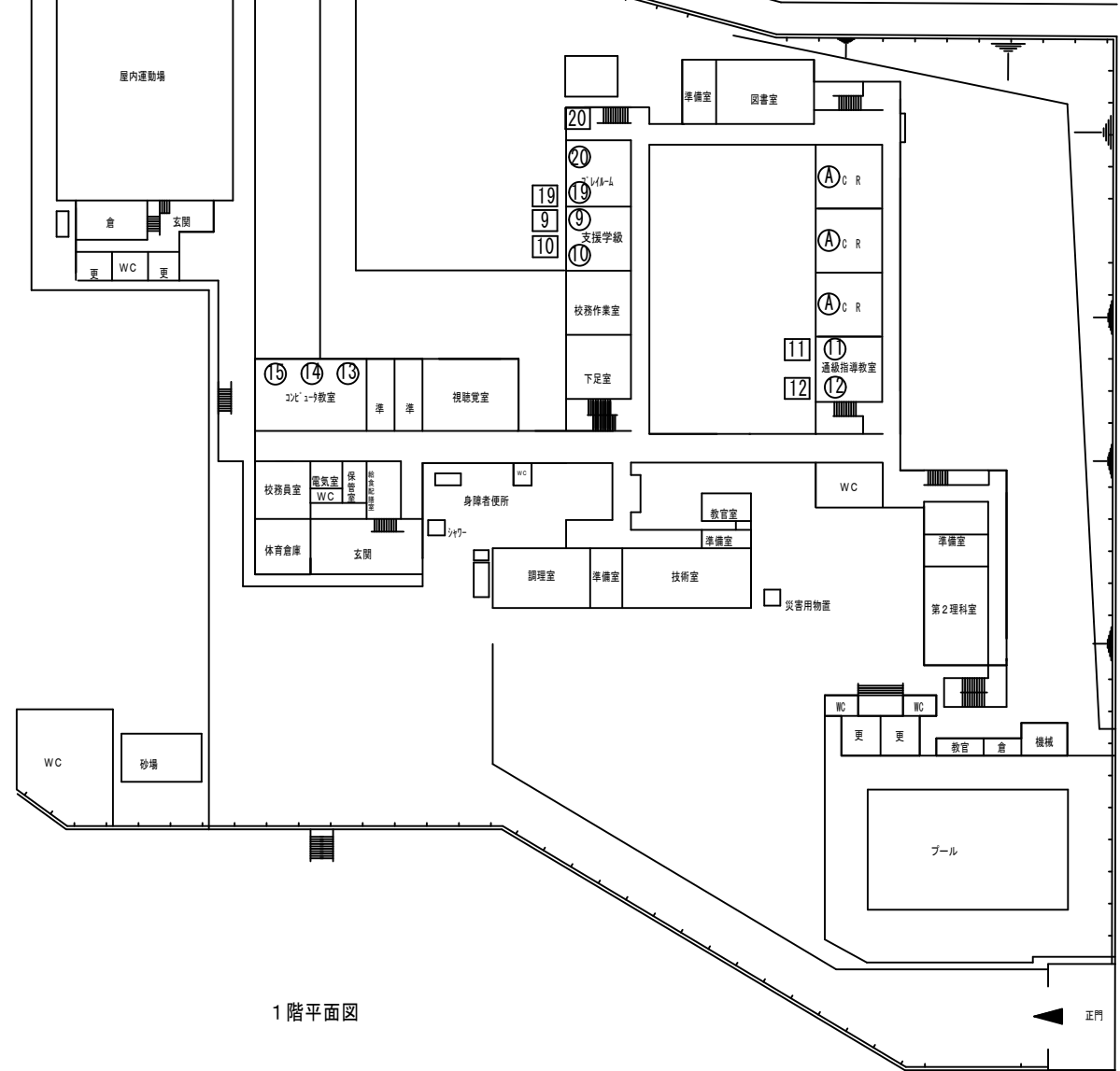
注記

- 1、図中口印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
- 3、PAC-D-またはACP-D-と記載の空調機は点検しないこと。

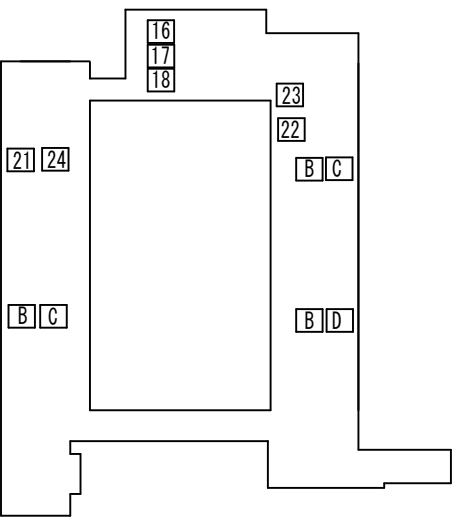
学校名	吹田市立青山台中学校		
所在地	吹田市青山台4丁目2番1号		
縮尺		番号	⑯
吹田市 学校教育課 学校管理課			



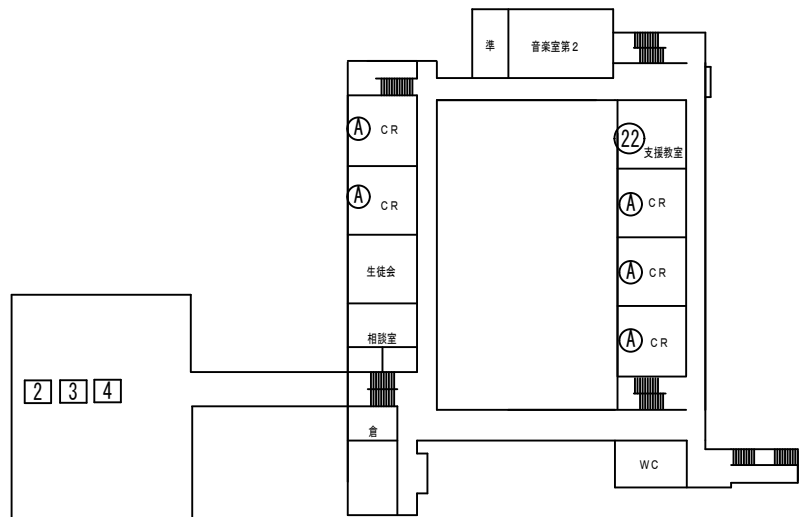
2階平面図



1階平面図



屋上平面図



3階平面図

竹見台中学校空調機器仕様書（管理諸室）

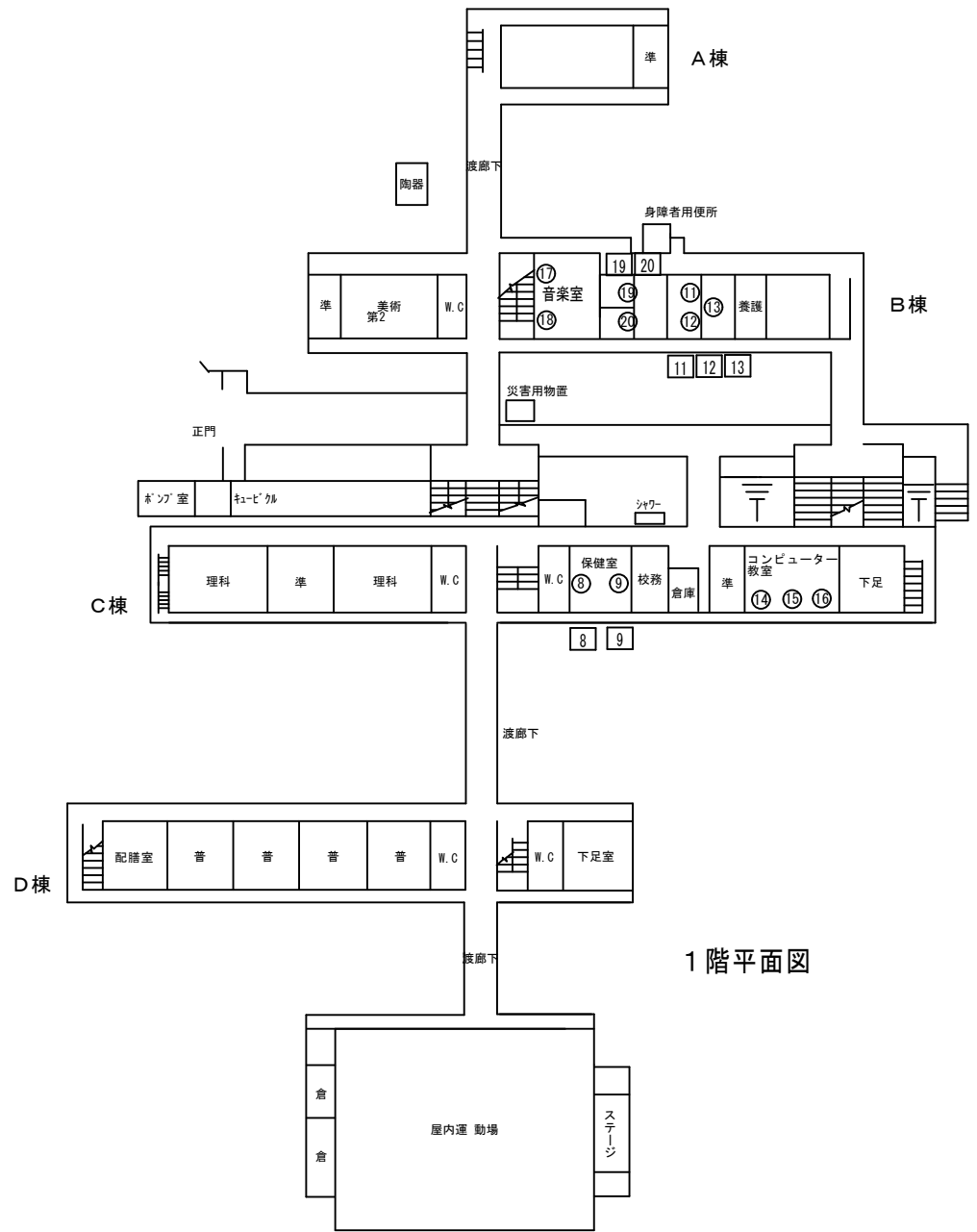
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
①	校長室	日立	RPC-P80K2	1	8.0 9.0	2.2	庇上床置	H15.6.20
②④	職員室	日立	RPC-P140K2	2	14.0 16.0	3.75	屋上	H15.6.20
③	職員室	日立	RPC-P112K2	1	11.2 12.5	3	屋上	H15.6.20
⑤	事務室	日立	RPC-P63K2	1	6.3 7.5	1.8	ベランダ床置	H15.6.20
⑥	保健室	日立	RPK-GP50K	1	4.5 5.0	1.2	ベランダ床置	H18.9
⑦	保健室	日立	RPK-AP45K	1	4.5 5.0	1.2	ベランダ床置	
⑧	会議室	日立	RPK-AP63K	1	6.3 7.5	1.7	ベランダ床置	

竹見台中学校空調機器仕様書（教室）

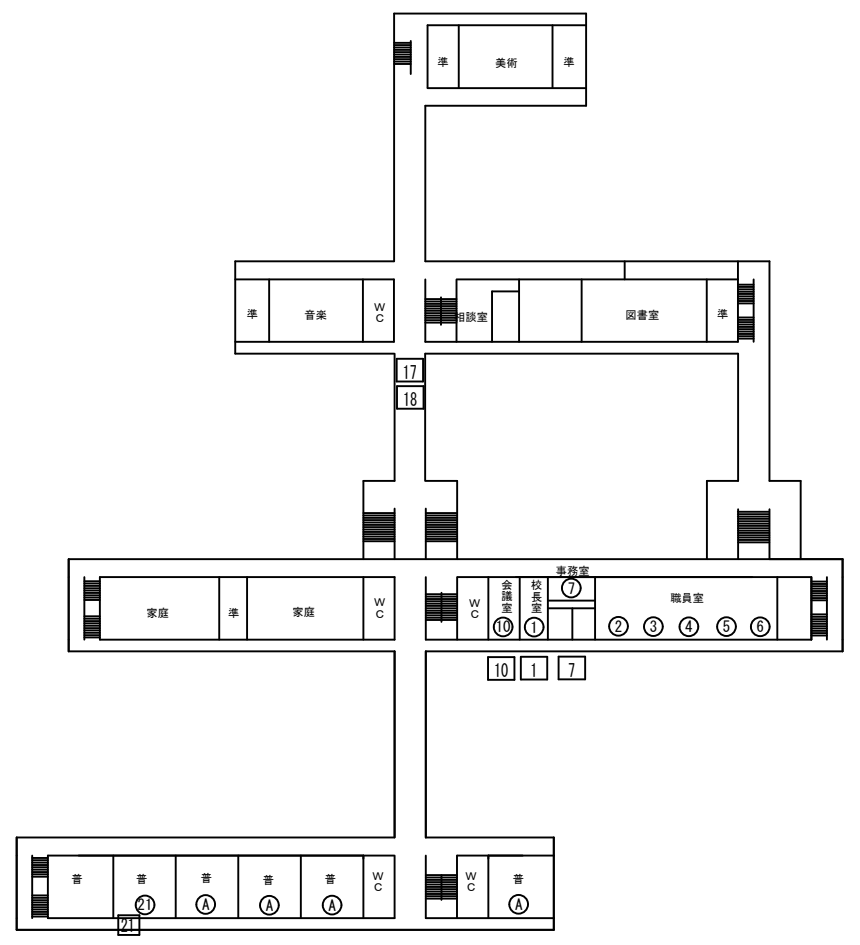
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機	設置年月日
Ⓐ	普通教室	ダイキン	FXYP140MA	13	14.0 16.0	ビルマル	1F×3 2F×5 3F×5	H24.9
Ⓑ Ⓒ	普通教室	ダイキン	RXYP690C RXMP450C RXMP224C	2	69.0 77.5	14.4	屋上	H24.9
Ⓑ Ⓓ	普通教室	ダイキン	RXYP800C RXMP450C RXMP335C	1	80.0 90.0	16.9	屋上	H24.9
⑨⑩	支援教室	東芝	AIC-P630H	2	6.3 7.1	1.1	地上	H14.8.30
⑪	指導室	東芝	RAS-5062SD	1	5.0 / 6.3	1.2	地上	
⑫			RAS-3662SD	1	3.6 / 4.2			
⑬~⑮	コンピュータ教室	三菱重工	FDE-125H8	3	11.2 13.2	3.75	屋上	H5.1.29
⑯~⑰	音楽室	東芝	AIC-AP1128H	3	10.0 10.0		屋上	
⑱	支援教室	東芝	ROA-AP635HSJ AIC-AP634H1	1	5.6 6.3	1.1	床置	H27.3
⑳	支援教室	東芝	ROA-AP635HSJ AIC-AP634H1	1	5.6 6.3	1.1	ベランダ天吊	H27.3
㉑	支援教室	ダイキン	SSRH140BB	1	12.5 14.0		屋上	H29.8
㉒	支援教室	ダイキン	SSRH140BB	1	12.5 14.0		屋上	H27.3
㉓	普通教室	ダイキン	SZRH140BC	1	12.5 14.0		屋上	R1.7
㉔	普通教室	ダイキン	SZRH140BC	1	12.5 14.0		屋上	R1.7

注記
 1、図中○印は空調室外機位置を示す。
 2、図中□印は空調室内機位置を示す。
 3、PAC-DまたはACP-Dと記載の空調機は点検しないこと。

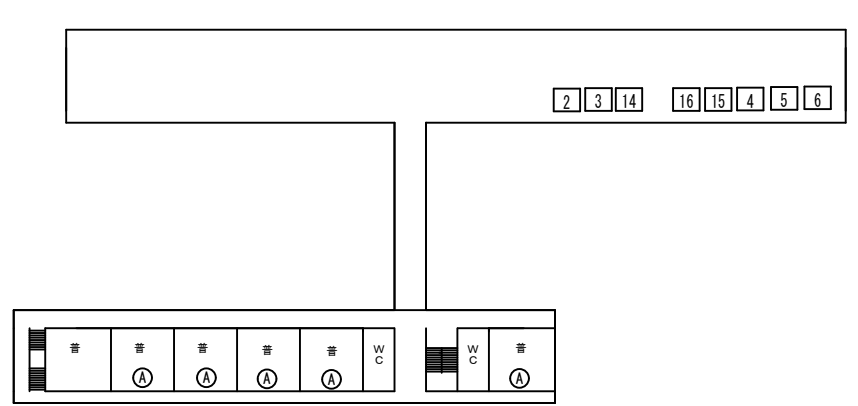
学校名	吹田市立竹見台中学校		
所在地	吹田市竹見台1丁目3番1号		
縮尺		番号	⑰
吹田市 学校教育課 学校管理課			



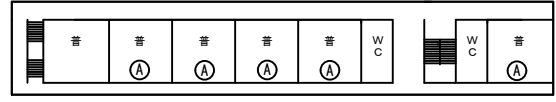
1階平面図



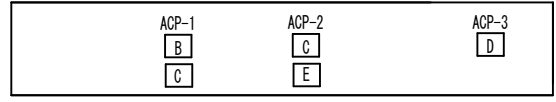
2階平面図



3階平面図



4階平面図



屋上平面図

古江台中学校空調機器仕様書（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (KW) 暖房能力 (KW)	圧縮機	室外機	設置年月日
①	校長室	日立	RPC-J63K1	1	6.3 7.5	1.8	ベランダ天吊	H13.9.11
②～⑥	職員室	日立	RPC-J80K1	5	8.0 9.0	2.2	屋上	H13.9.11
⑦	事務室	日立	RPC-J56K1	1	5.6 6.3	1.5	ベランダ天吊	H13.9.11
⑧⑨	保健室	日立	RPK-AP56K2	2	5.6 6.3		ベランダ天吊	
⑩	会議室	日立	RPK-AP63HVJ2	1	5.6 6.3	1.1	ベランダ天吊	

古江台中学校空調機器仕様書（教室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (KW) 暖房能力 (KW)	圧縮機	室外機	設置年月日
Ⓐ	普通教室	ダイキン	FXYP140MA	14	14.0 16.0	ビルマル	2F×4 3F×5 4F×5	H24.9
Ⓑ	普通教室	室外機	RXYP800C RXYP335C RXMP450C	1	80.0 90.0	(5.0+4.9) +7.2	屋上	H24.9
Ⓒ	普通教室	室外機	RXYP950C RXMP450C RXMP500C	1	95.0 106.0	(4.9+5.58) +(4.9+5.8)	屋上	H24.9
Ⓓ	普通教室	室外機	RXYP500C	1	50.0 56.0	(4.9+5.8)	屋上	H24.9
⑪⑫	支援教室	東芝	RAS-5065DV	2	5.0 6.0	1.7	ベランダ床置	
⑬	支援教室	東芝	AIK-AP561H	1	5.6 6.3	1.7	ベランダ床置	
⑭	コンピュータ教室	東芝	AIC-AP1126H	1	10.1 10.7	3	屋上	
⑮	コンピュータ教室	東芝	AIC-AP808H	1	7.1 7.1	1.50	屋上	H30.6
⑯	コンピュータ教室	ダイキン	FHY-100C	1	7.1 7.7	2.2	屋上	H5.1.29
⑰⑱	音楽室	ダイキン	FHYJ-90F	2	9.0 10.0	2.2	屋上	H8.9.13
⑲⑳	支援教室	東芝	ROA-AP405HSJ1 AIK-AP405H	2	3.6 4.0	1.1	ベランダ天吊	H27.3
㉑	普通教室	ダイキン	SZRH140BC	1	12.5 14.0		ベランダ床置	R1.7

注記
 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
 2、図中○印は空調室内機位置を示す。
 3、PAC-DまたはACP-Dと記載の空調機は点検しないこと。

学校名	吹田市立古江台中学校		
所在地	吹田市古江台1丁目1番1号		
縮尺		番号	⑱
吹田市 学校教育課 学校管理課			

業務委託契約書

22000245

1 委託業務名	吹田市立各幼稚園等空調設備機器保守点検業務														
2 場所	吹田市元町30番44号ほか														
3 履行期間	令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	6	1	5	3	5	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	1	4	6	8	5	0	
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 3 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹 田 市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 吹田市金田町 5 - 1 0
株式会社 関根水道工業所
代表取締役 橋本 一郎

印

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。なお、支払いの金額は次のとおりとする。

1回目支払い 807,675円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 73,425円）

2回目支払い 807,675円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 73,425円）

（権利の帰属）

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目

的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

吹田市立各幼稚園等空調設備機器保守点検業務仕様書

1. 本業務は空調設備の正常な運転の維持と故障や機能の劣化を未然に防止するため、空調機器の圧縮機等の保守点検を行う。
2. 対象施設は別紙のとおりとする。
3. 対象設備は別紙配置図のとおりとする。
4. 点検内容は別紙のとおりとする。
5. 点検結果報告書を提出すること。(作業写真を含む)1部は学校管理課に提出し、1部は学校に提出すること。
6. 点検日は、事前に本市担当職員と打ち合わせをし、園の運営上支障のないよう配慮すること。
7. 点検は、4回(冷房使用前、冷房使用中、暖房使用前及び暖房使用中)とする。冷房使用中の点検は夏期休暇中に行うものとする。また、園又は本市担当職員の連絡があればその都度点検を行うこと。
8. 吹田南幼稚園・佐竹台幼稚園のガス冷暖房機(室外機)については大阪ガス(株)の指定する点検業者による点検を年1回夏季休暇中に行うこと。なお大阪ガス(株)と年間保守契約を行うこと。室内機の点検については他の園と同様に行うこと。
9. 点検後不良箇所がある場合は、その復旧施工方法及び見積書を作成の上、本市担当職員に提出すること。
10. 配置図は完了前に学校管理課に製本して2月末日までに1部を提出(データ共)すること。また対象設備に変更があった場合、配置図(データ形式JWW)の修正をすること。
11. 委託期間 令和4年4月1日 から
令和5年3月31日 まで
12. 業務委託料は2回目点検報告後と業務完了後の2回支払いとする。(2分の1支払い/回)
13. フロン排出抑制法に従って4回の点検を簡易点検とする。今年度の点検では定期点検は行わない。4回の簡易点検結果について全機種分別紙【フロン類機器簡易点検記録簿】を作成し、記録して電子データを提出すること。

対象施設 幼稚園13園

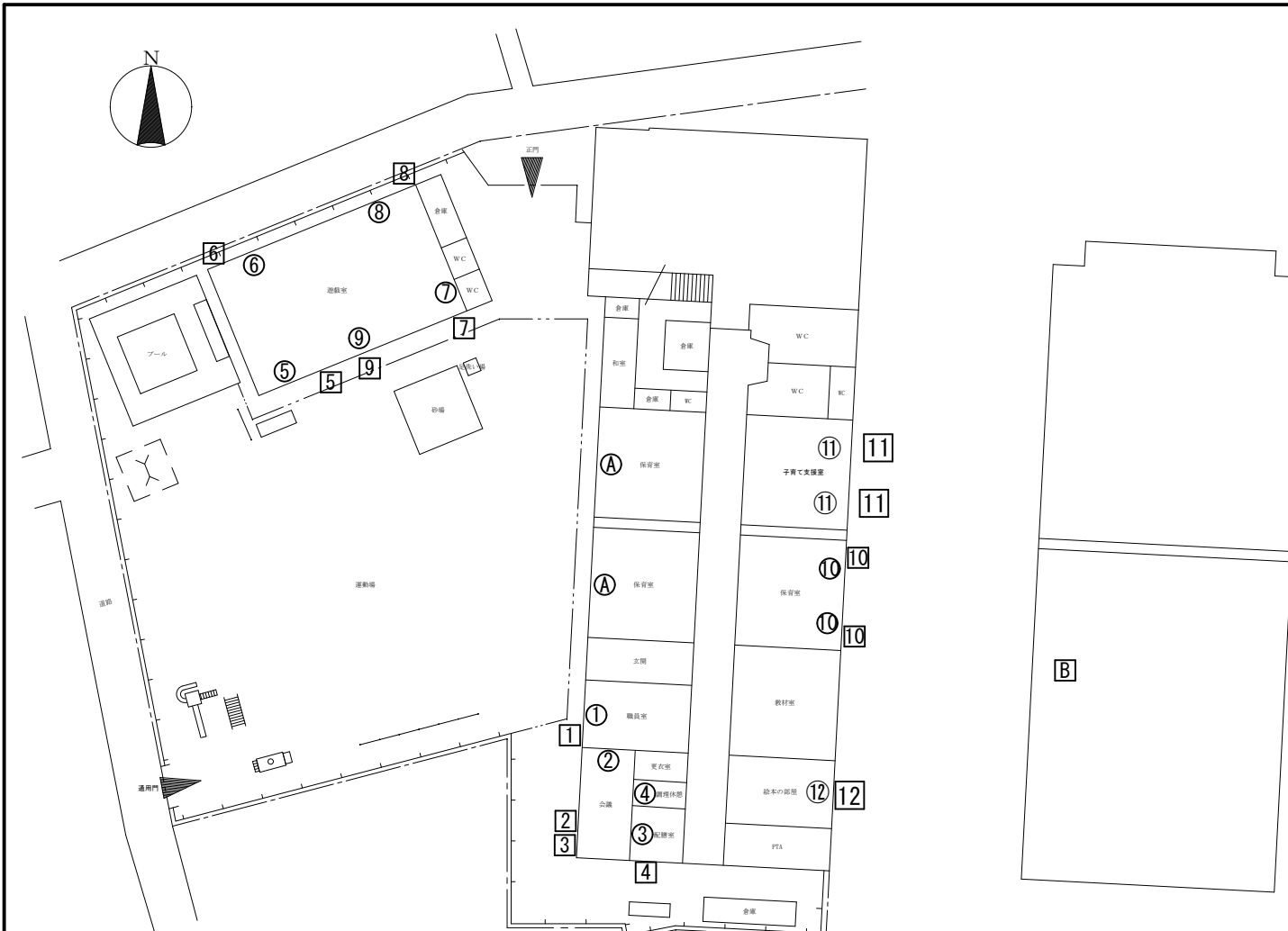
	幼稚園名	所在地	電話
1	吹田第一幼稚園	吹田市元町30番44号	6381-0049
2	吹田第三幼稚園	吹田市高城町18番39号	6381-5463
3	吹田南幼稚園	吹田市南金田 1丁目4番 16号	6386-2677
4	千里第二幼稚園	吹田市千里山松が丘25番 1号	6380-7451
5	東佐井寺幼稚園	吹田市五月が丘西 4番 1号	6387-1227
6	岸部第一幼稚園	吹田市岸部中 2丁目19番 1号	6389-2623
7	豊津第一幼稚園	吹田市江坂町 1丁目15番42号	6384-8301
8	片山幼稚園	吹田市朝日が丘町16番 1号	6387-8155
9	山田第一幼稚園	吹田市山田東2丁目33番3号	6877-5858
10	山田第三幼稚園	吹田市山田西 1丁目 4番 1号	6877-4571
11	東山田幼稚園	吹田市青葉丘南15番10号	6876-8407
12	南山田幼稚園	吹田市千里丘西9番1号	6876-2401
13	佐竹台幼稚園	吹田市佐竹台 5丁目12番 1号	6871-2234

対象施設 こども園2園

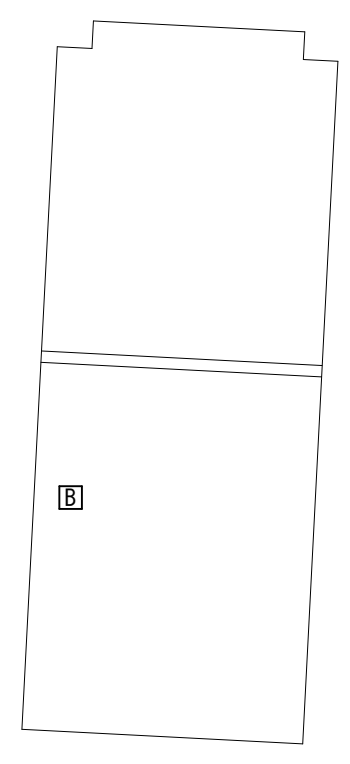
1	千里新田こども園	吹田市春日 4丁目10番 1号	6386-9262
2	江坂大池こども園	吹田市江坂町3丁目13番1号	6386-9226

吹田市立各幼稚園等空調設備機器保守点検 点検内容

点検内容		冷房使用前	冷房使用中 (7月)	暖房使用前	暖房使用中
1	総合運転 共通事項	/	/	/	/
①	運転状況の確認(室内のみ) (冷暖房効果、異音、異臭、振動含)	○	○	○	○
②	外観点検(室内のみ) (配管、電気、ダクト等)	○	○	○	○
③	各機器の外装等の清掃(室内外機共雑巾掛) 機械室の清掃	-	○	-	-
2	パッケージ型エアコン	/	/	/	/
①	エアーフィルターの点検、清掃 (掃除機等使用のこと)	○	○	○	-
②	ドレンパン、ドレン管の点検 (目視)	○	○	-	-
③	ドレンパンの清掃 (目視の結果異常があるとき)	○	○	-	-
④	フィン(point検、清掃(室内外機共) (薬品洗浄等が必要な場合は別途)	-	○	-	-
簡易点検		○	○	○	○



配置図兼1階平面図



小学校屋上

吹田第一幼稚園空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	職員室	日立	RPC-GP80RSH5	1	7.1 8.0	1.55	通路床置	R4.1
②	会議室	東芝	AIC-AP808H	1	7.1		通路天吊	H29.2
③	配膳室	東芝	AIC-AP805PH	1	7.1		通路天吊	H29.2
④	調理員休憩室	東芝	RAS2256V	1	2.2		通路天吊	H29.2

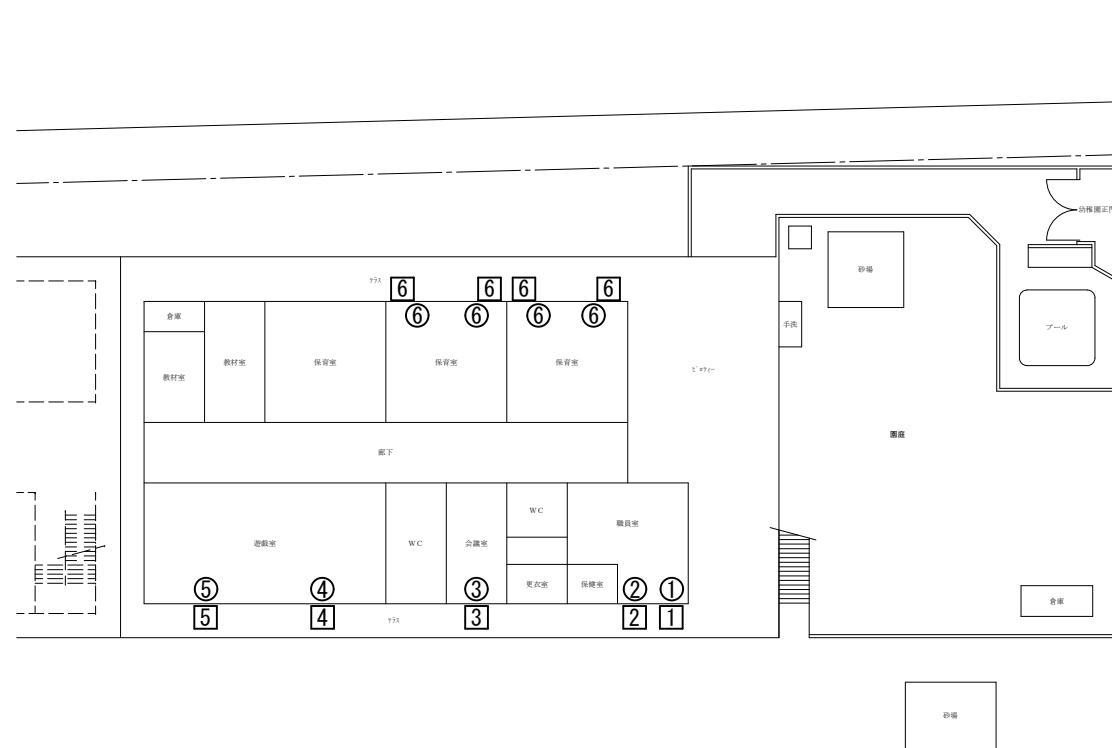
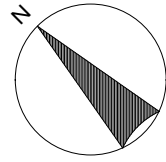
吹田第一幼稚園空調機器仕様表（保育室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
⑤～⑨	遊戯室	日立	RPK-GP56RSHJ5	5	5.0 5.6	0.95	天吊	R4.1
Ⓐ	保育室	日立	RPC-AP140K5	2	14.0 16.0		天吊	H26.8
Ⓑ	室外機	日立	RAS-AP335DS5	1	33.5/37.5	7.2	小学校屋上	H26.8
⑩	保育室	東芝	AIC-AP808H	2	7.1		天吊	H29.2
⑪	子育て支援室	東芝	AIC-AP808H	2			天吊	R29.2
⑫	絵本の部屋	日立	RAS-GP80RSHJ2	1			天吊	R4.3

注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。

学校名	吹田市立吹田第一幼稚園		
所在地	吹田市元町30番4号		
縮尺		番号	1
吹田市 学校教育課 学校管理課			



配置図兼1階平面図

吹田第三幼稚園空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
① ②	職員室	日立	RPC-GP80RSH5	2	7.1 8.0	1.55	通路床置	R4.1
③	会議室	日立	RPK-GP56RSHJ5	1	5.0 5.6	0.95		R4.1

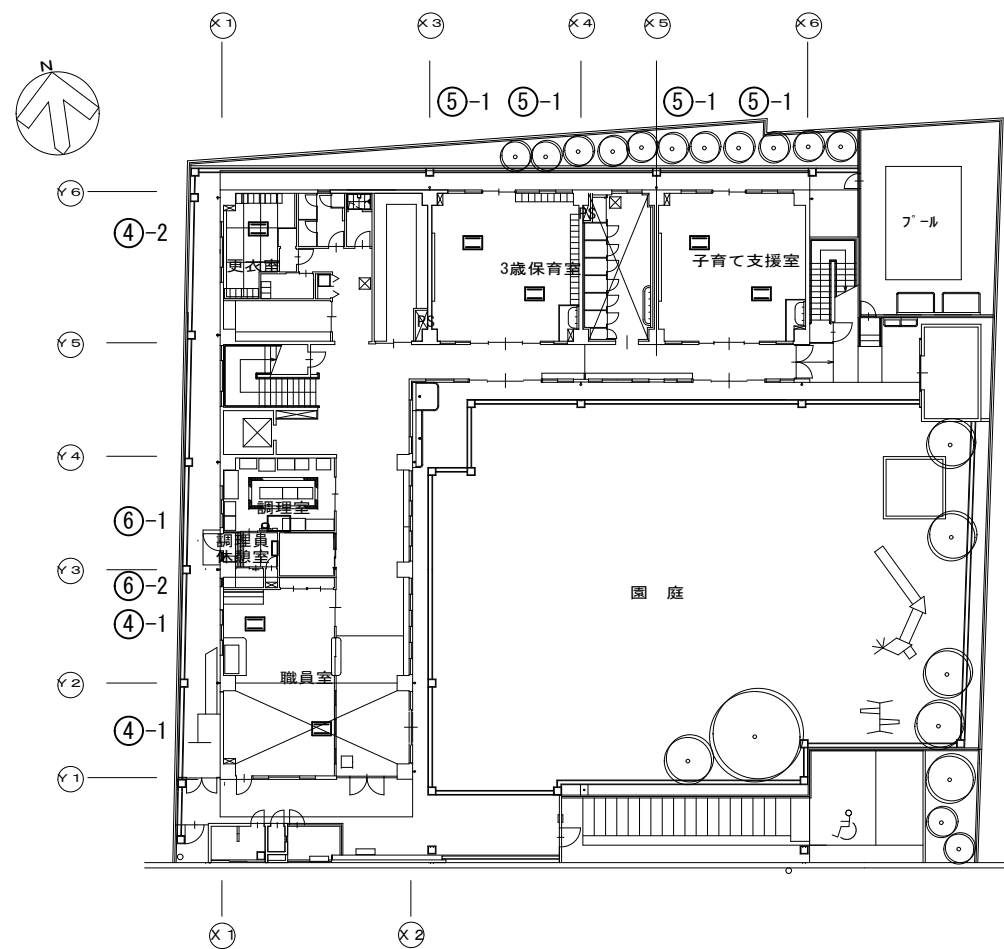
吹田第三幼稚園空調機器仕様表（保育室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
④ ⑤	遊戯室	東芝	APAC24045S	2	14.0			H22.7
⑥	保育室	日立	RPC-GP56K RAS-AP56GH3	4	5.0 5.6	0.95	天吊	H28.9

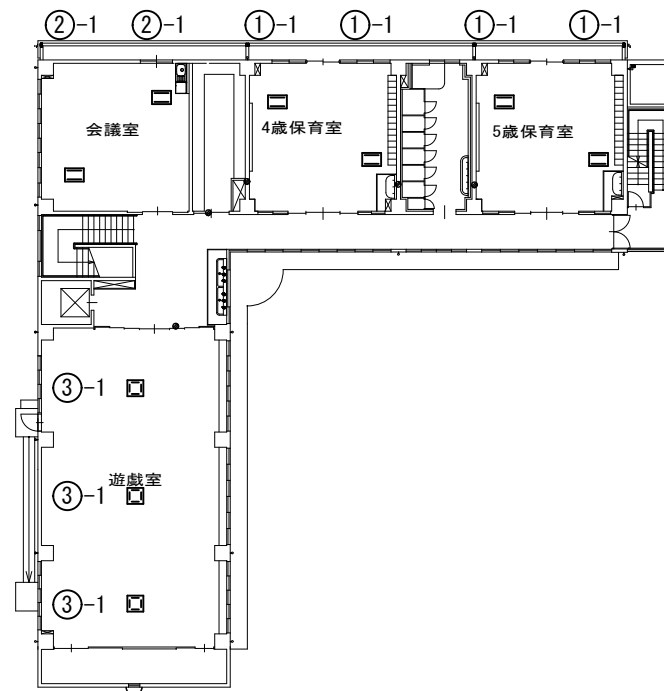
注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。

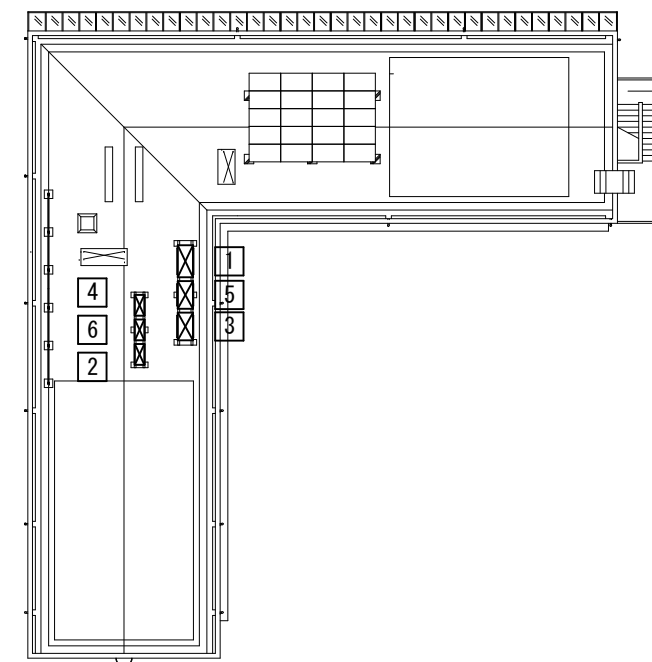
学校名	吹田市立吹田第三幼稚園		
所在地	吹田市高城町18番39号		
縮尺		番号	2
吹田市 学校教育部 学校管理課			



配置図兼 1階平面図



2階平面図



3階平面図

吹田南幼稚園空調機器仕様表

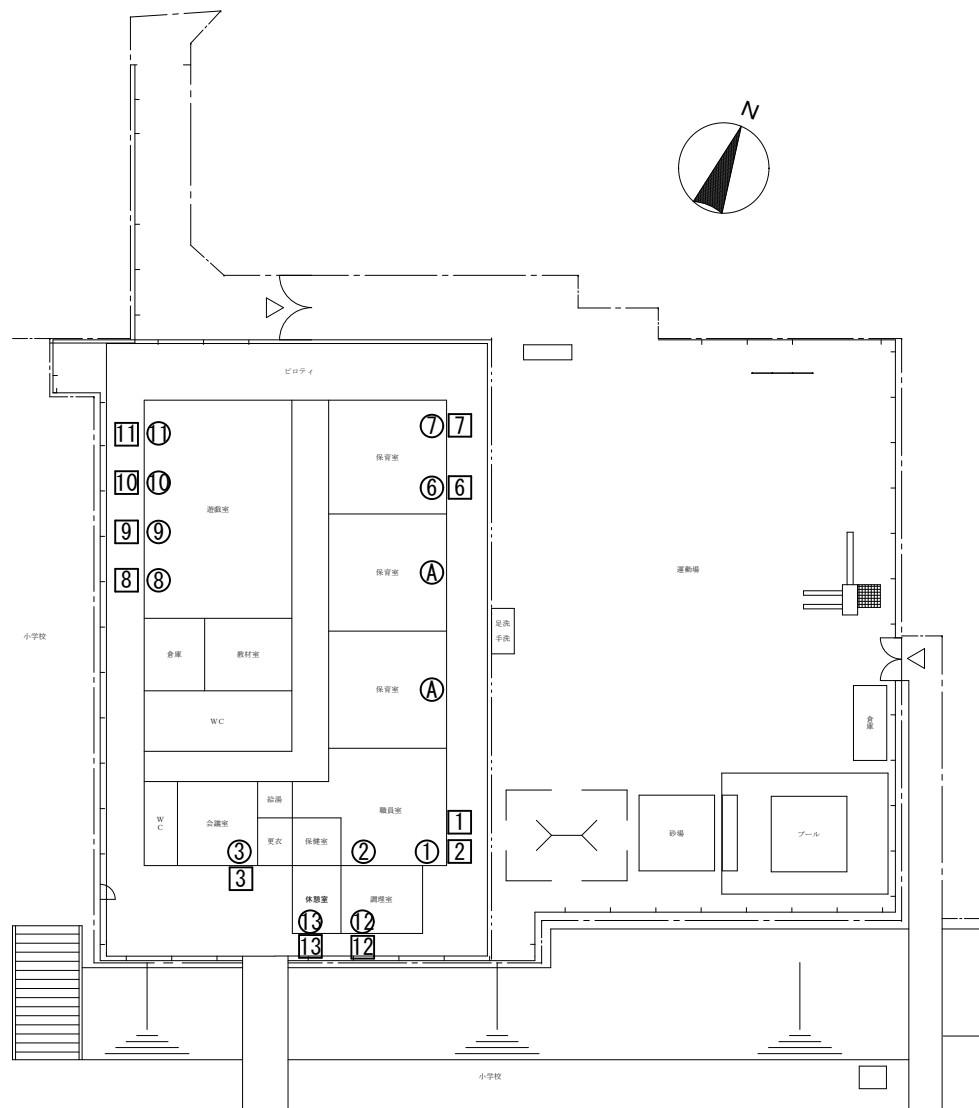
番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機 (kW)	室外機位置	設置年月日
①	室外機	ヤンマー	YNZP280K1NB(ガス)	1	28.0/31.5	0.56kWx2	屋上	R1(2020年).3
②	室外機	ヤンマー	YRMP140G1NB(ガス)	1	14.0/16.0	0.17kW	屋上	R1(2020年).3
③	室外機	ヤンマー	YNZP450K1NB(ガス)	1	45.0/50.0	0.56kWx2	屋上	R1(2020年).3
④	室外機	ヤンマー	YRMP180G2NB(ガス)	1	18.0/20.0	0.17kW	屋上	R1(2020年).3
⑤	室外機	ヤンマー	YNZP280K1NB(ガス)	1	28.0/31.5	0.37kWx2	屋上	R1(2020年).3
⑥	室外機	ヤンマー	YRMP180G2NB(ガス)	1	18.0/20.0	0.17kW	屋上	R1(2020年).3
①-1	2階保育室	ヤンマー	YZWP45BA	4	4.5/5.0			R1(2020年).3
②-1	2階会議室	ヤンマー	YZWP56BA	2	5.6/6.3			R1(2020年).3
③-1	2階遊戯室	ヤンマー	YZCP112MJ	3	11.2/12.5			R1(2020年).3
④-1	1階職員室	ヤンマー	YZWP45BA	2	4.5/5.0			R1(2020年).3
④-2	1階更衣室	ヤンマー	YZWP28BA	1	2.8/3.2			R1(2020年).3
⑤-1	1階保育室 1階子育て支援室	ヤンマー	YZWP45BA	4	4.5/5.0			R1(2020年).3
⑥-1	1階調理室	ヤンマー	HHTAP140K	1	14.0/16.0			R1(2020年).3
⑥-2	1階調理員休憩室	ヤンマー	HAAP22K2	1	2.2/2.5			R1(2020年).3

注記

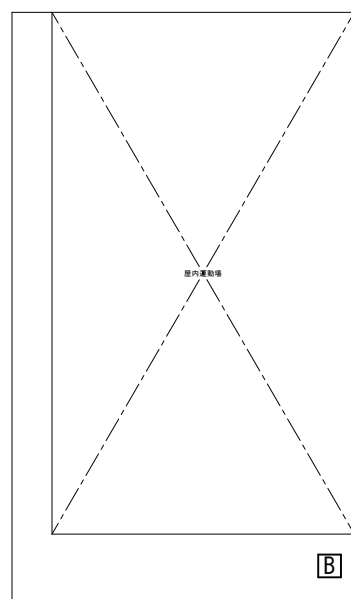
1、図中□印は空調室外機位置を示す。

2、図中○印は空調室内機位置を示す。

学校名	吹田市立吹田南幼稚園		
所在地	吹田市南金田1丁目4番16号		
縮尺		番号	3
吹田市 学校教育部 学校管理課			



配置図兼1階平面図



3階平面図

千里第二幼稚園空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
① ②	職員室	日立	RPC-GP63RSH5	2	5.6 6.3	1.05	屋体壁掛	R4.1
③	会議室	日立	RAS-GP63RSHJ	1	5.6 6.3	1.1	屋外床置	H29.2.13

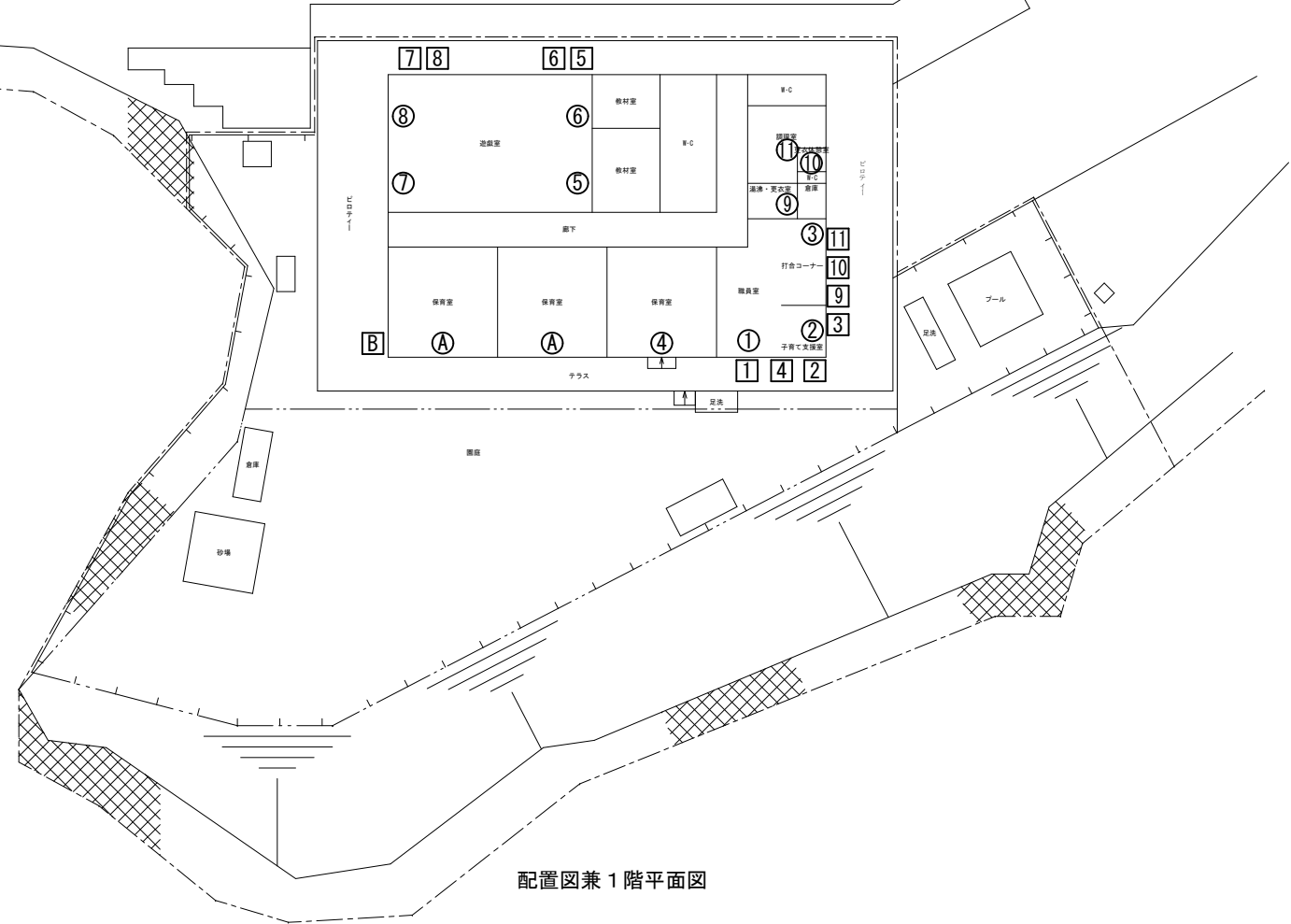
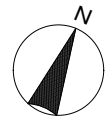
千里第二幼稚園空調機器仕様表（保育室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
④	保育室	三菱	PCFY-P140KMG3	2	14.0 16.0			H27.9
⑤	室外機	三菱	PUHY-EP335DMG3	1	33.5/37.5	5.9	屋上	H27.9
⑥ ⑦	保育室	三菱	MSZ-V40AS-W MUZ-VX40AS	2	4.0		壁掛	R4.1
⑧~⑪	遊戯室	日立	RPK-GP40RSHJ5	4	3.6 4.0	0.55		R4.1
⑫	調理室	三菱	PC-RP80HA13	1	7.1 8.0	1.53	天吊	
⑬	調理室	三菱	MSZ-JXV2217-W-IN	1	7.1 8.0	1.70	天吊	

注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。

学校名	吹田市立千里第二幼稚園		
所在地	吹田市千里山松が丘25番1号		
縮尺		番号	4
吹田市 学校教育部 学校管理課			



配置図兼1階平面図

千里新田幼稚園空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	職員室	ダイキン	SZRH112BF	1	10.0 11.2	1.95	天吊	R3.9
②	子育て支援室	ダイキン	SZRH63BFT	1	5.6 6.3	1.18	天吊	R3.9
③	打合コーナー	ダイキン	SZRH45BFT	1	4.0 4.5	0.78	天吊	R3.9
⑨	湯沸・更衣室	ダイキン	SZRH40BFT	1	3.6 4.0	0.65	天吊	R3.9
⑩	更衣休憩室	ダイキン	S22XTES	1	2.2 2.2	0.60	壁掛	R3.9
⑪	調理室	ダイキン	SZRT80BFT	1	7.1 8.0	1.70	天吊	R3.9

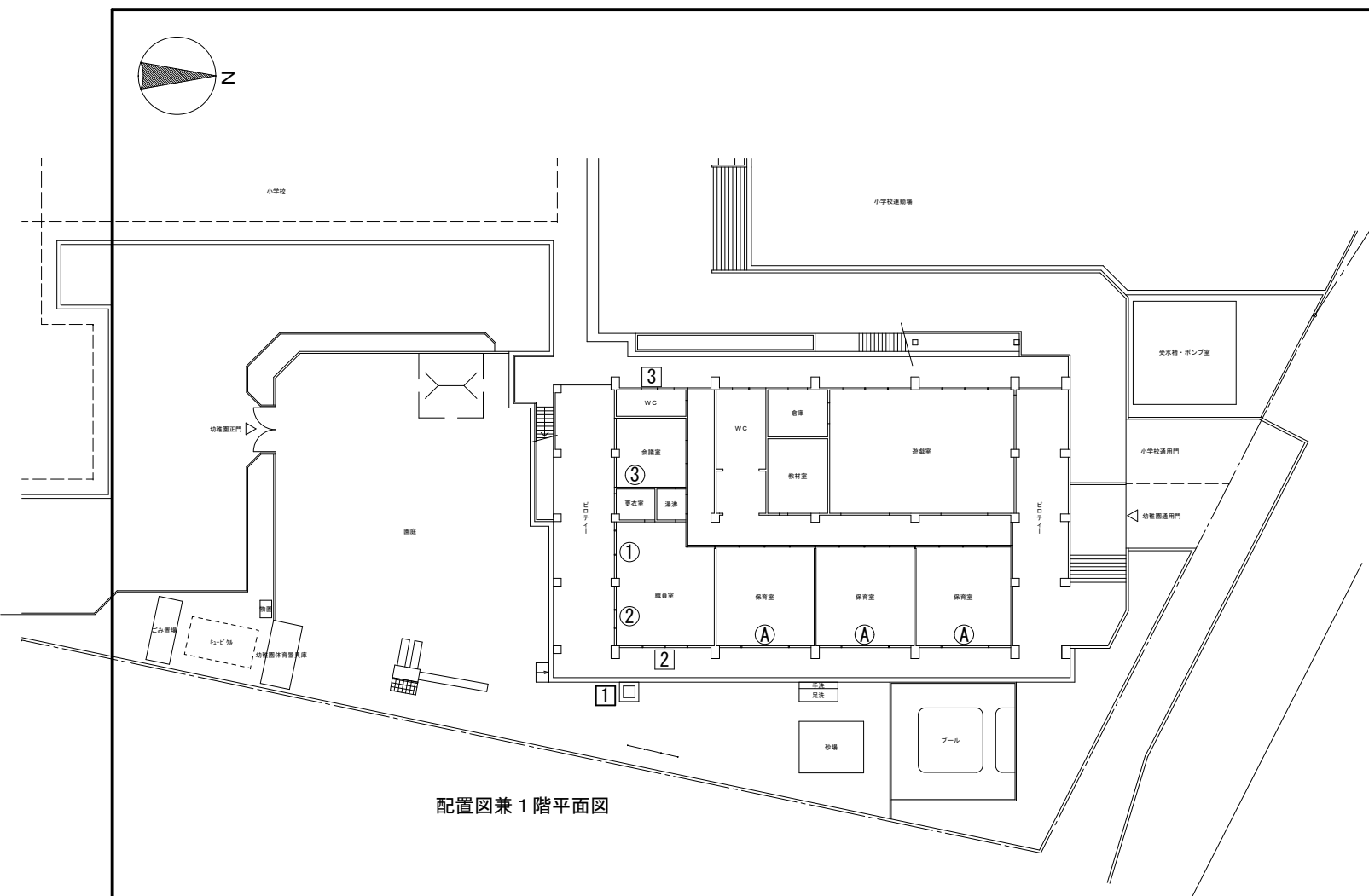
千里新田幼稚園空調機器仕様表（保育室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
④	保育室	日立	RPC-GP140RSH4	1	12.5 14.0	3.00	地上	R4.1
⑤ ⑥	遊戯室	日立	RAS-ZJ40L2 RAC-ZJ40L2	2	4.0 5.0	1.10		R4.1
⑦ ⑧	遊戯室	日立	RPC-GP56RSHJ5	2	5.0 5.6	0.95		R4.1
Ⓐ	保育室	三菱	PCFY-P140KMG3	2	14.0 16.0			H27.9
Ⓑ	室外機	三菱	PUHY-EP335DMG3	1	33.5/37.5	5.9		H27.9

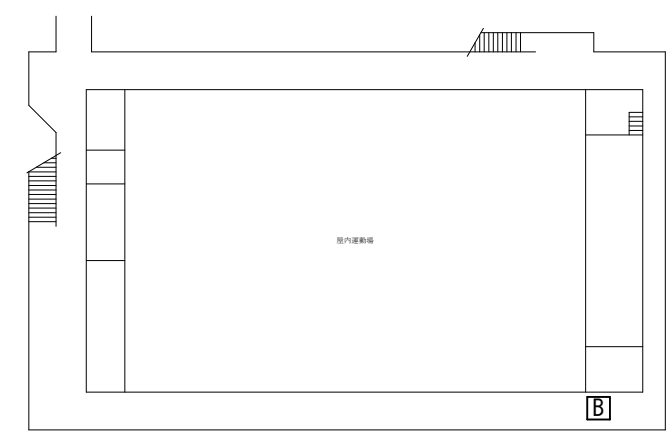
注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。

学校名	吹田市立千里新田こども園		
所在地	吹田市春日4丁目10番1号		
縮尺		番号	5
吹田市 学校教育課 学校管理課			



配置図兼1階平面図



2階平面図

東佐井寺幼稚園空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
① ②	職員室	東芝	RCSA05643JMU	2	5.0 5.6	1.11		R4.1
③	会議室	東芝	RKSA05643JXU	1	5.0 5.6	1.11		R4.1

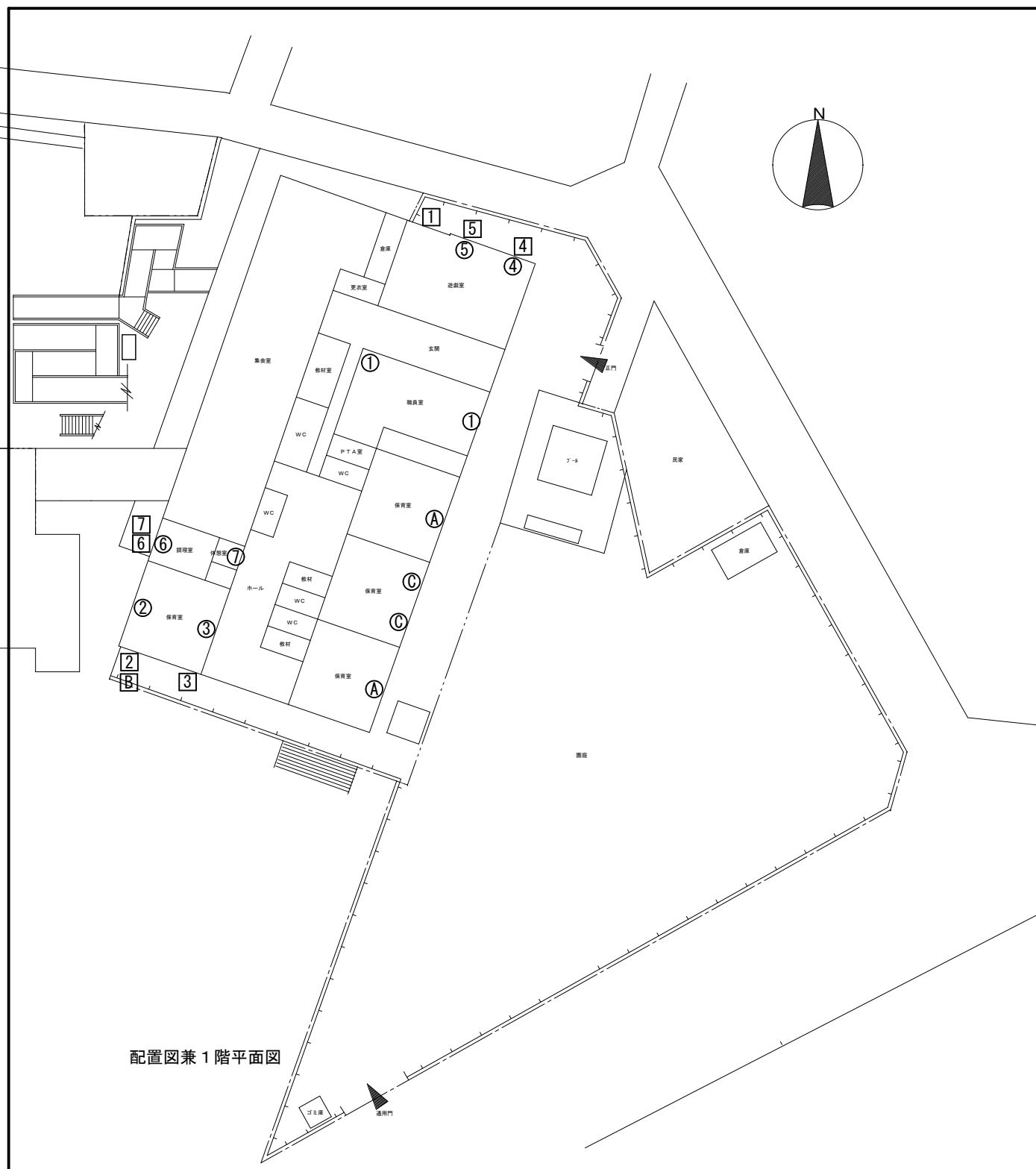
東佐井寺幼稚園空調機器仕様表（保育室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
④	保育室	ダイキン	FXYHP140MA	3	14.0 16.0			H24.8
⑤	遊戯室	東芝		2	14.0			H22.6
⑥	室外機	ダイキン	RXYP500BA	1	50.0/56.0		屋根バルコニー	H24.8

注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。

学校名	吹田市立東佐井寺幼稚園		
所在地	吹田市五月が丘西4番1号		
縮尺		番号	6
吹田市 学校教育部 学校管理課			



岸部第一幼稚園空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	職員室	ダイキン	SZRH160BBD	2	14.0 16.0	2.99		H30

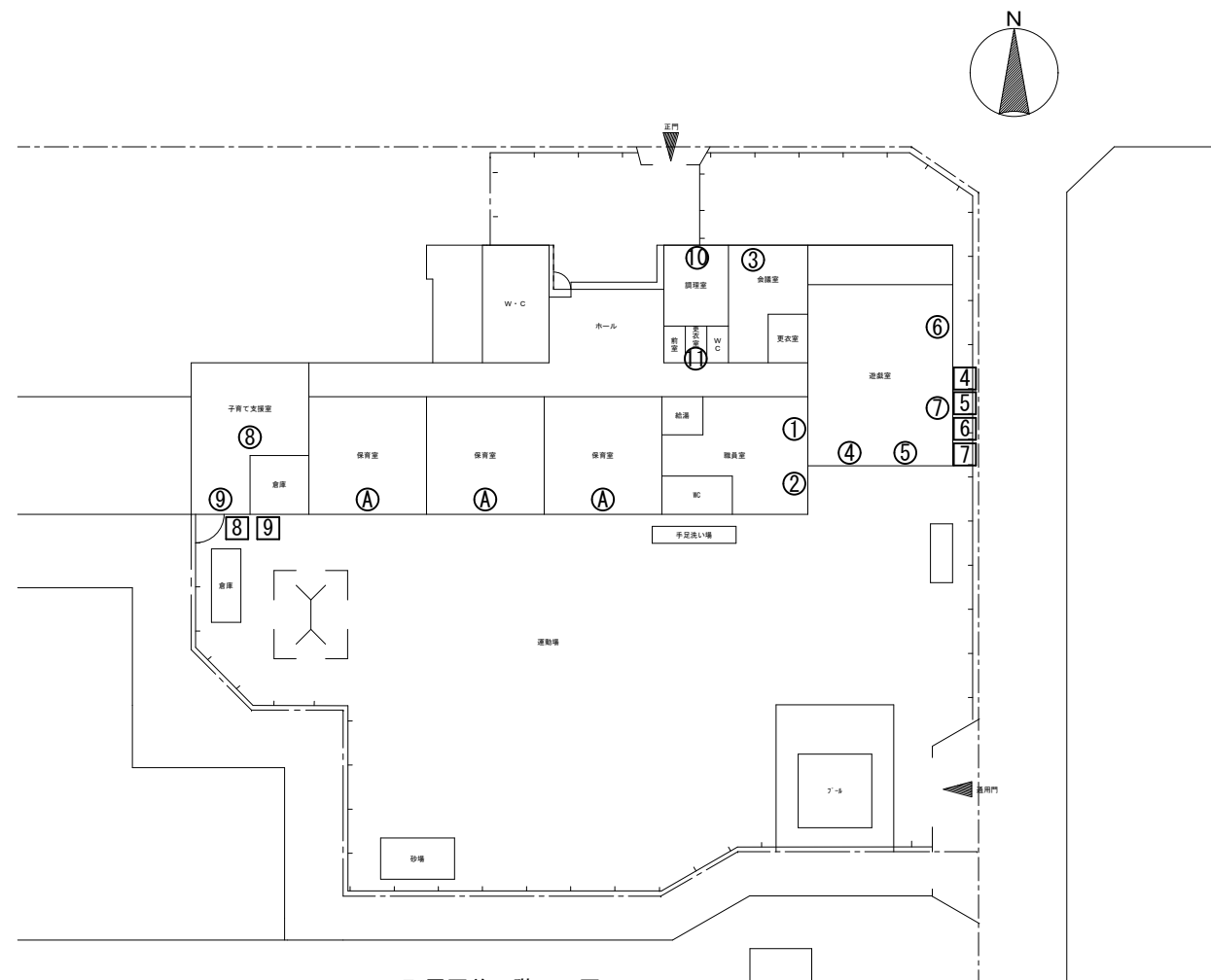
岸部第一幼稚園空調機器仕様表（保育室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
② ③	保育室	三菱	PKZ-ERMP45SLZ	2	4.0 4.5	0.90		R4.1
④ ⑤	遊戯室	三菱	PCZ-ERMP63SKZ	2	5.6 6.3	1.30		R4.1
①A	保育室	日立	RPC-AP140K5	2	14.0 16.0			H26.8
①B	室外機	日立	RAS-AP335DS5	1	33.5/37.5		地上	H26.8
①C	保育室	東芝	RPC-GP71K	2	7.1 8.5			H30.12
①D	室外機	日立	RAS-GP140RSH1	1	12.5/14.0		床置	H30.12
⑥	調理室	ダイキン	SZRT80BBV	1	7.1 8.0	1.70		H30
⑦	休憩室	ダイキン	S22UTES-W	1	2.2 2.5	0.6		H30

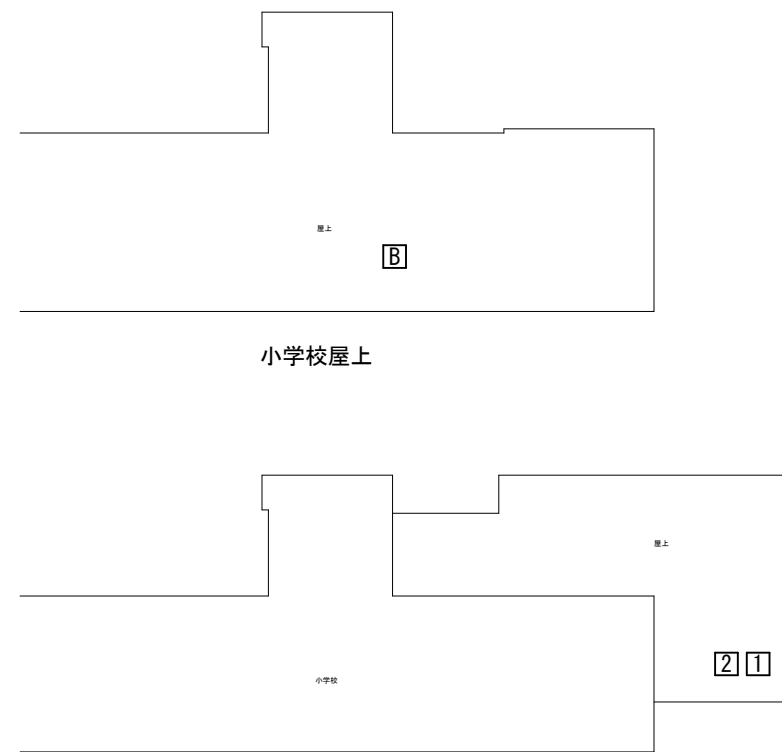
注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。

学校名	吹田市立岸部第一幼稚園		
所在地	吹田市岸部中2丁目19番1号		
縮尺		番号	7
吹田市 学校教育部 学校管理課			



配置図兼1階平面図



2階平面図

豊津第一幼稚園空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
① ②	職員室	三菱	PCZ-ERMP50KZ	2	4.5 5.0	1.00	屋上	R4.1
③	会議室	三菱	PKZ-ERMP56KZ	1	5.0 5.6	1.20		R4.1

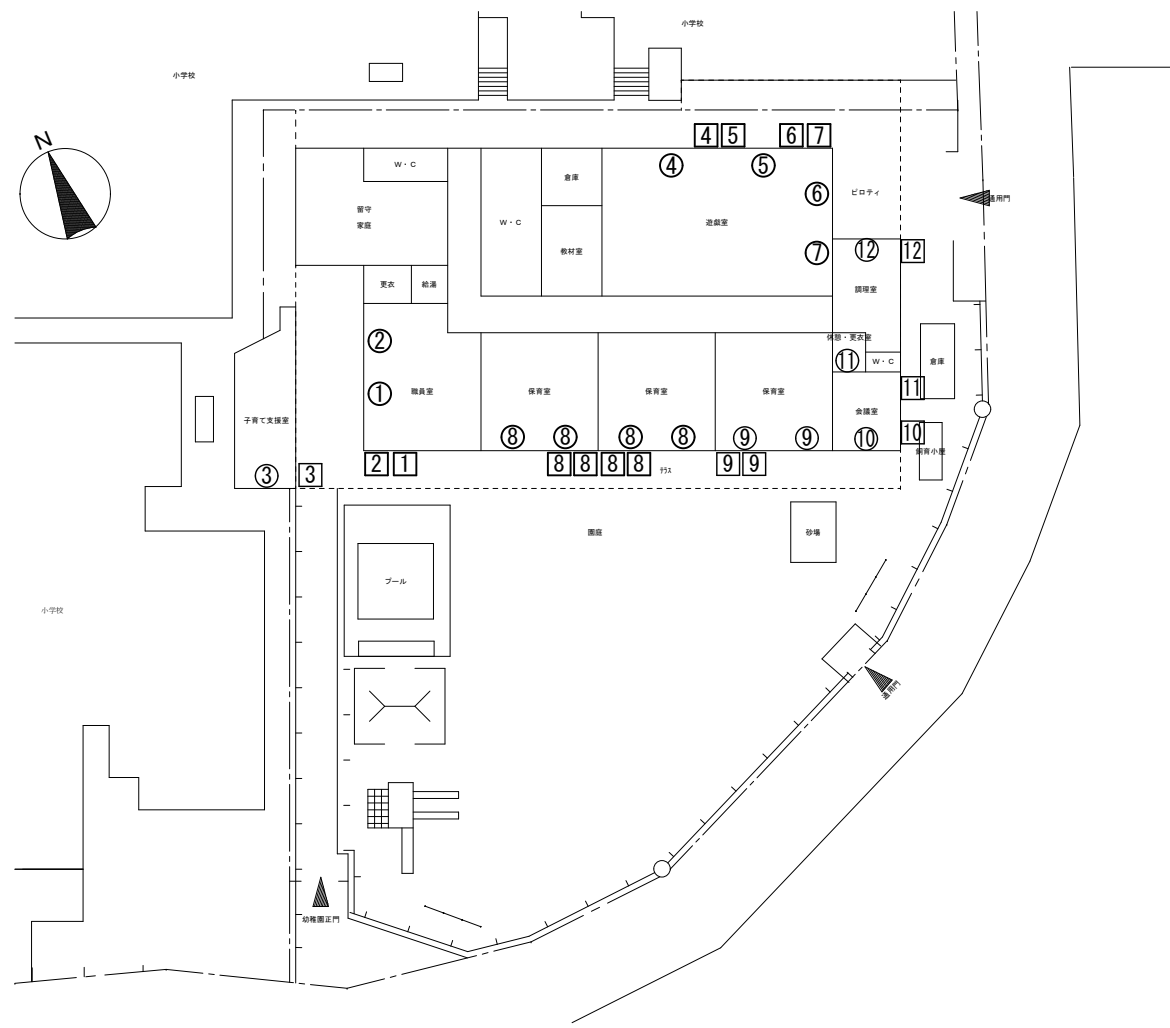
豊津第一幼稚園空調機器仕様表（保育室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
④ ⑤	遊戯室	三菱	PCZ-ERMP50SKZ	2	5.0 5.6	1.20	壁掛	R4.1
⑥ ⑦	遊戯室	三菱	MSZ-JXV4021S-W	2	4.0 5.0	1.20	壁掛	R4.1
⑧ ⑨	子育て支援室	ダイキン	SZRZ63BBV	2	5.6 6.3		天吊	H29.8
Ⓐ	保育室	日立	RPC-AC140K5	3	14.0 16.0		ビルマル	H25.8
Ⓑ	室外機	日立	RAS-AP500DS4	1	50.0/56.0		小学校屋上	H27.9
⑩	調理室	ダイキン	SZRT80BBV	1	7.1 8.0	1.70		H30
⑪	休憩室	ダイキン	S22UTES-W	1	2.2 2.5	0.6		H30

注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。

学校名	吹田市立豊津第一幼稚園		
所在地	吹田市江坂町1丁目15番42号		
縮尺		番号	8
吹田市 学校教育部 学校管理課			



配置図兼1階平面図

江坂大池幼稚園空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	職員室	東芝	ACEA08037M	1	7.1 7.1	1.50	壁掛	R4.1
②	職員室	東芝	RCSA14043MU	1	12.5 14.0	3.21	壁掛	R4.1
⑩	会議室	ダイキン	SZRH40BFT	1	3.5 4.0	0.65	天吊	R3.9

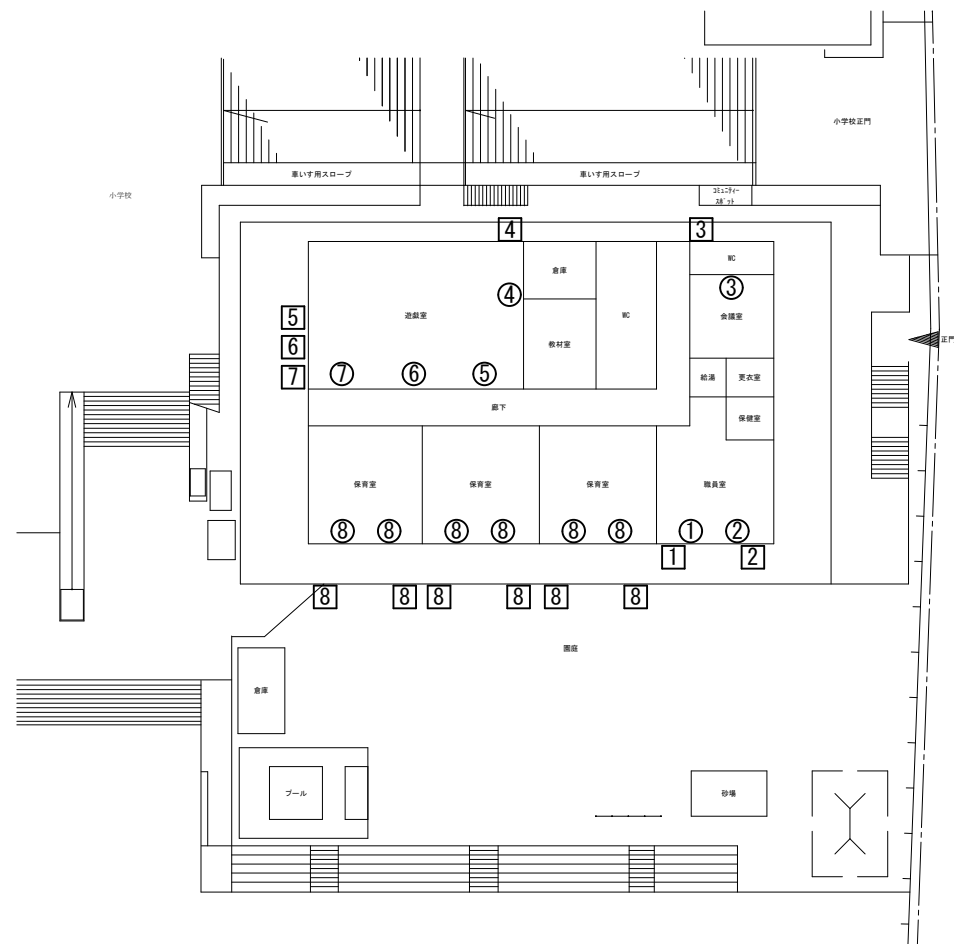
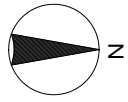
江坂大池幼稚園空調機器仕様表（保育室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
③	子育て支援室	ダイキン	SZRH160BF	1	14.0 16.0	3.08	天吊	R3.9
④～⑦	遊戯室	日立	RPC-NP56K	4	5.6			H22.6
⑧	保育室	日立	RPC-GP56K RAS-AP56GH3	4	5.6 6.3			H28.9
⑨	保育室	ダイキン	SZRH80BFT	2	7.1 8.0	1.70	天吊	R3.9
⑪	休憩・更衣室	ダイキン	S22XTES	1	2.2 2.2	0.60	壁掛	R3.9
⑫	調理室	ダイキン	SZRT80BFT	1	7.1 8.0	1.70	厨房	R3.9

注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。

学校名	吹田市立江坂大池こども園		
所在地	吹田市江坂町3丁目13番1号		
縮尺		番号	9
吹田市 学校教育部 学校管理課			



配置図兼 1 階平面図

片山幼稚園空調機器仕様表 (管理諸室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
① ②	職員室	東芝	RCSA05643JMU	2	5.0 5.6	1.11	通路天吊	R4.1
③	会議室	東芝	RKSA05643JMU	1	5.0 5.6	1.11		R4.1

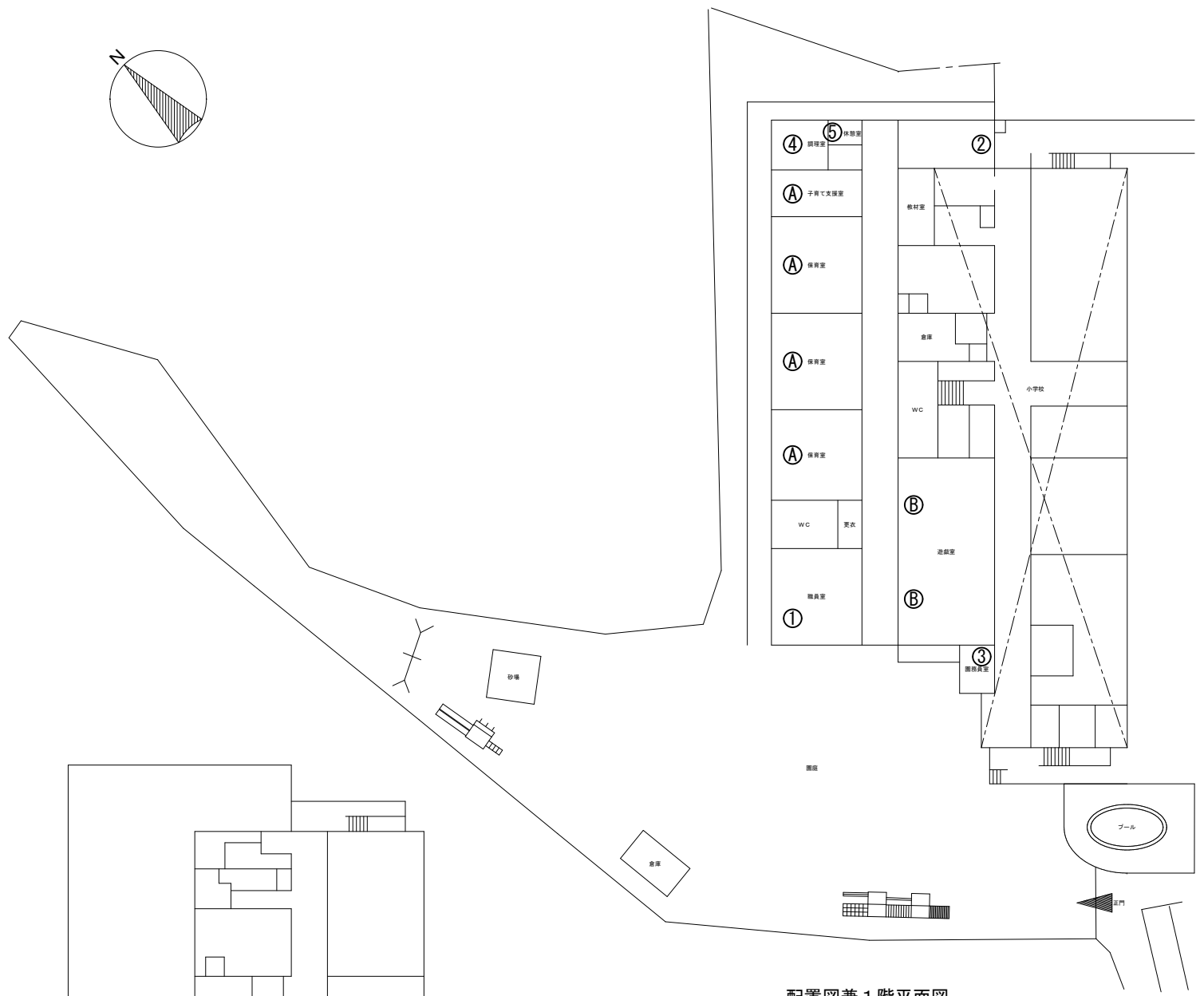
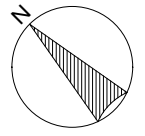
片山幼稚園空調機器仕様表 (保育室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
④~⑦	遊戯室	東芝	RKSA05643JXU	4	5.0 5.6	1.11		R4.1
⑧	保育室	日立	RPC-GP56K RAS-AP56GH4	6	5.6 6.3		バルコニー壁面	H28.9

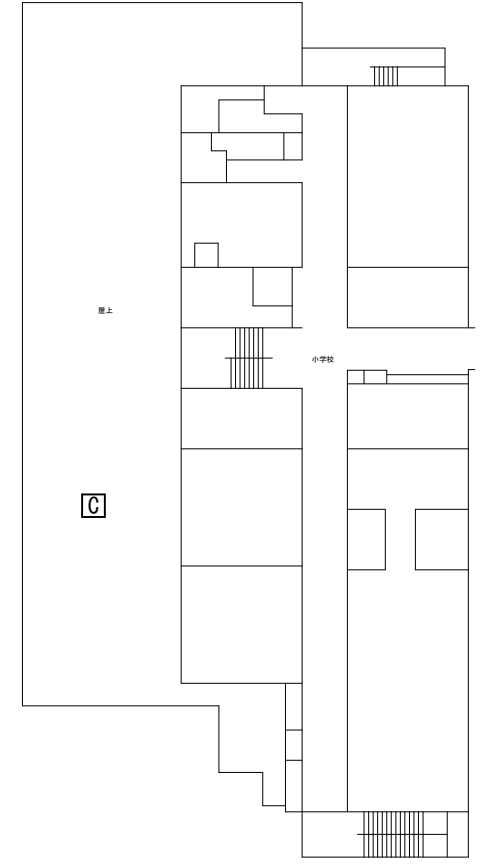
注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。

学校名	吹田市立片山幼稚園		
所在地	吹田市朝日が丘町16番1号		
縮尺		番号	10
吹田市 学校教育部 学校管理課			



配置図兼1階平面図



2階平面図

山田第一幼稚園空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	職員室	ダイキン	FXYHP140MA	1	14.0 16.0		ビルマル	H24.4
②	子育て支援室	ダイキン	FXYHP80MA	1	8.0 9.0		ビルマル	H24.4
③	園務員室	ダイキン	FXYAP36M	1	3.6 4.0		ビルマル	H24.4

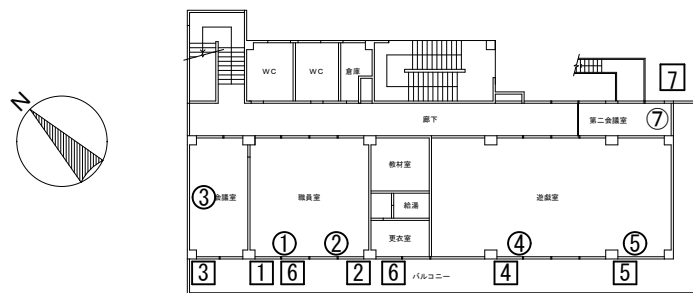
山田第一幼稚園空調機器仕様表（保育室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	保育室	ダイキン	FXYHP112MA	4	11.2 12.5		ビルマル	H24.4
②	遊戯室	ダイキン	FXYHP112MA	2	11.2 12.5		ビルマル	H24.4
③	室外機	ダイキン	RXYP1000C	1	100.0/112.0		屋上	H24.4
④	調理室	ダイキン	SZRT80BBV	1	7.1 8.0	1.70		H30
⑤	休憩室	ダイキン	S22UTES-W	1	2.2 2.5	0.6		H30

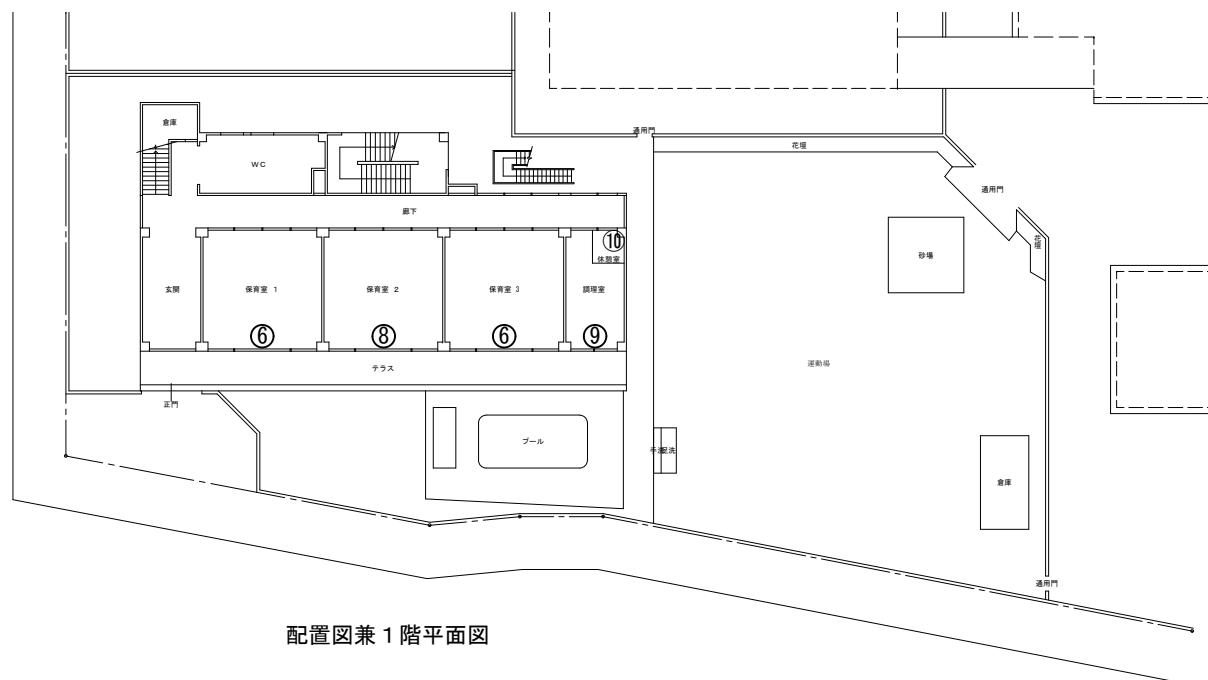
注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。

学校名	吹田市立山田第一幼稚園		
所在地	吹田市山田東2丁目33番3号 (山田第一小学校運動場内)		
縮尺		番号	11
吹田市 学校教育部 学校管理課			



2階平面図



配置図兼1階平面図

山田第三幼稚園空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
① ②	職員室	東芝	RCSA08043MU	2	7.1 8.0	1.65	ベランダ	R4.1
③	会議室	東芝	RKSA05643JXU	1	5.0 5.6	1.11		R4.1
⑦	第二会議室							R3.3

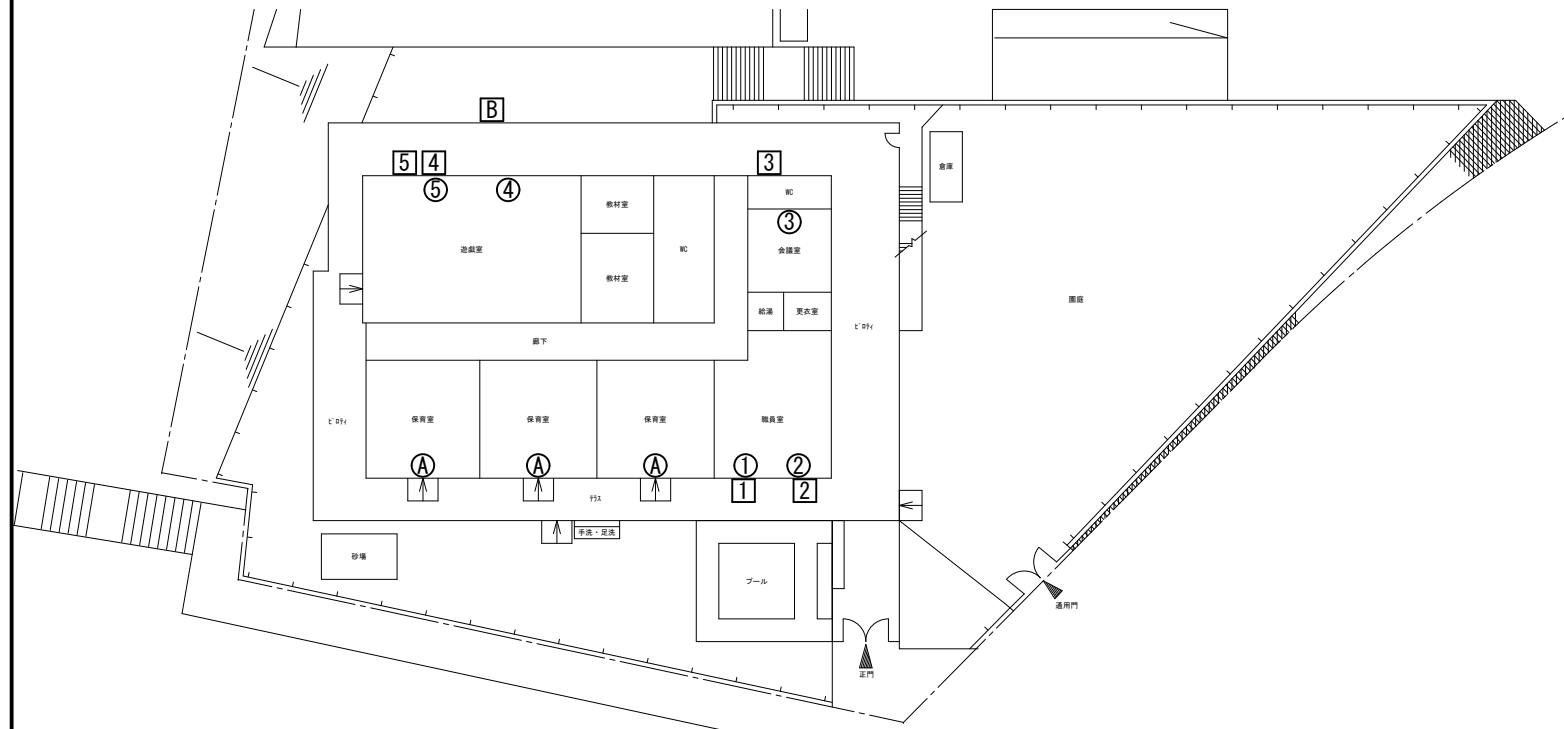
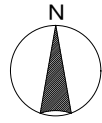
山田第三幼稚園空調機器仕様表（保育室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
④ ⑤	遊戯室	東芝	RKSA11243MU	1	10.0 11.2	2.16		R4.1
⑥	保育室	ダイキン	SZRH140BA	2	12.5 14.0	2.5	2Fバルコニー	H28.9
⑧	保育室	ダイキン	SZRH140BA	1	12.5 14.0	2.5	2Fバルコニー	H28.9
⑨	調理室	ダイキン	SZRT80BBV	1	7.1 8.0	1.70		H30
⑩	休憩室	ダイキン	S22UTES-W	1	2.2 2.5	0.6		H30

注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。

学校名	吹田市立山田第三幼稚園		
所在地	吹田市山田西1丁目4番1号		
縮尺		番号	12
吹田市 学校教育部 学校管理課			



配置図兼1階平面図

東山田幼稚園空調機器仕様表（保育室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
④ ⑤	遊戯室	三重	FDEV1605HA5S	2	14.0 16.0	3.7		H31.2
Ⓐ	保育室	日立	RPC-GP140K	3	14.0 16.0			H31.2
Ⓑ	室外機	日立	RAS-AP500DS5	1	50.0/56.0		地上	H26.8

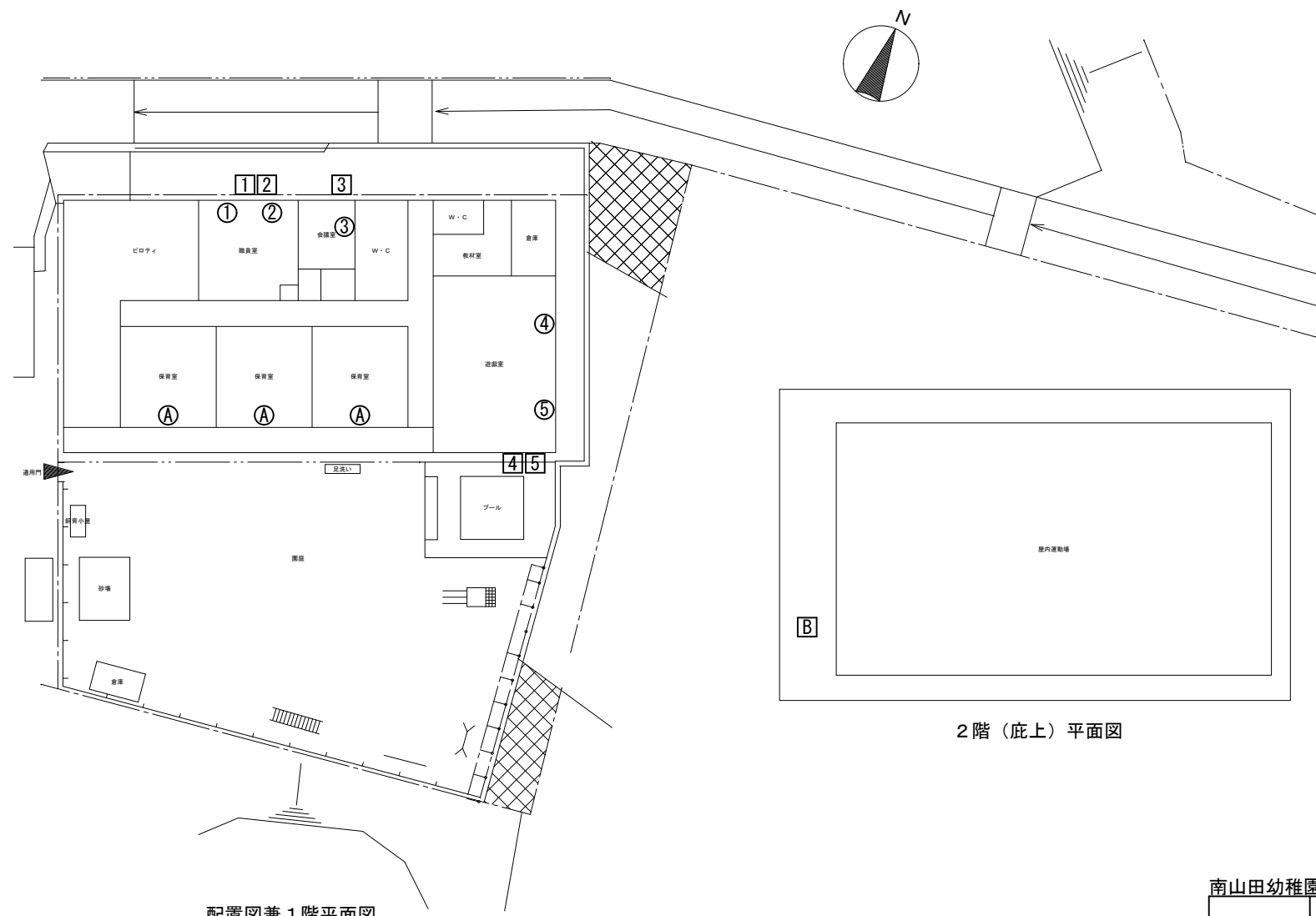
東山田幼稚園空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
① ②	職員室	三重	FDEV805H5S	2	7.1 8.0	1.4		H31.2
③	会議室	三重	FDKV565HK5S	1	5.0 5.6	1.0		H31.2

注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。

学校名	吹田市立東山田幼稚園		
所在地	吹田市青葉丘南15番10号		
縮尺		番号	13
吹田市 学校教育部 学校管理課			



配置図兼1階平面図

2階(庇上)平面図

南山田幼稚園空調機器仕様表(管理諸室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
① ②	職員室	東芝	RCSA08043MU	2	7.1 8.0	1.65	バルコニー天吊	R4.1
③	会議室	東芝	RKSA06344JXU	1	5.6 6.3	1.34		R4.1

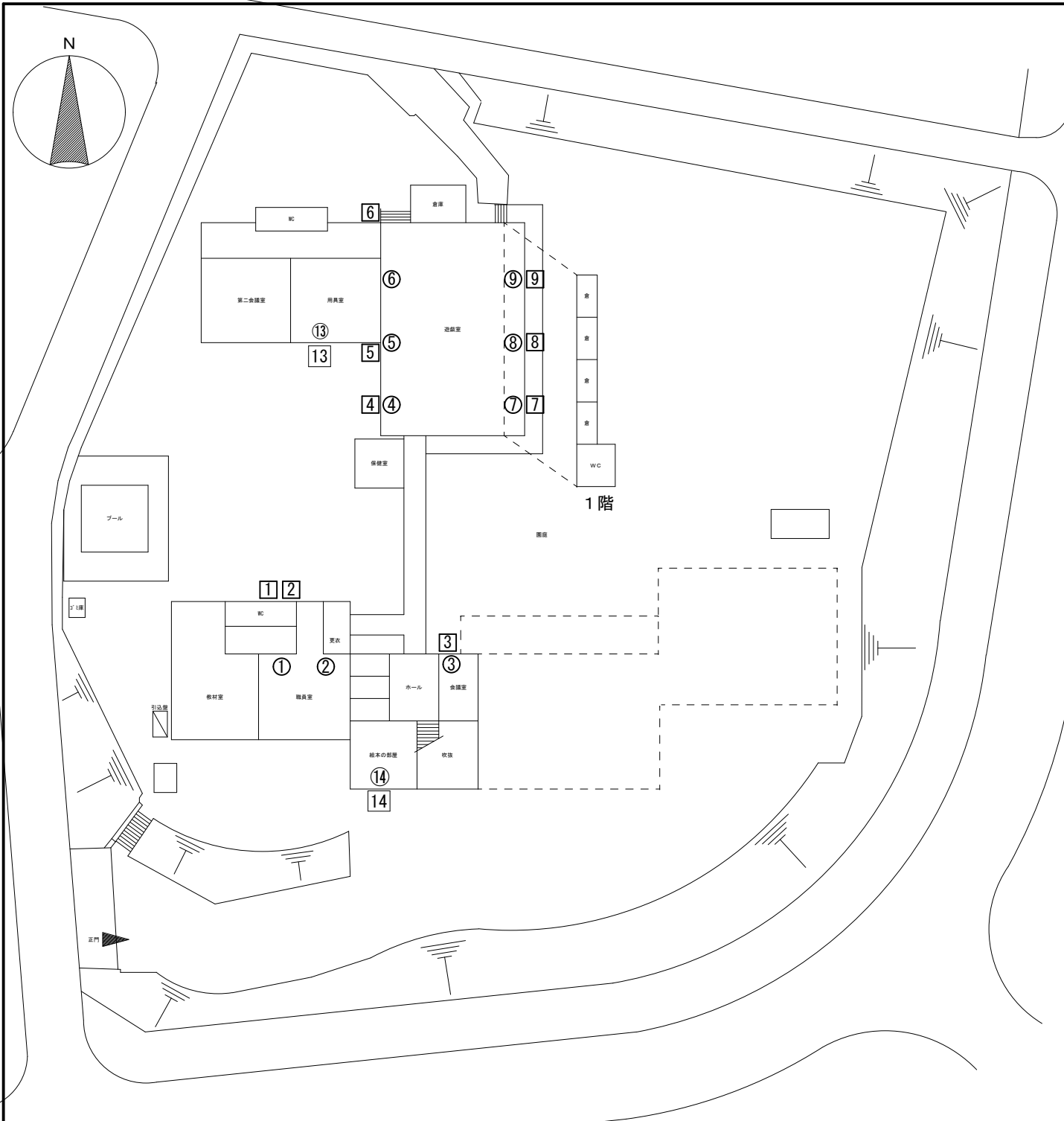
南山田幼稚園空調機器仕様表(保育室)

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
④ ⑤	遊戯室	東芝	APAC14045S	2	14.0			H21.6
Ⓐ	保育室	日立	RPC-AP140K5	3	14.0 16.0			H25.8
Ⓑ	室外機	日立	RAS-AP500DS4	1	50.0/56.0		庇上	H25.8

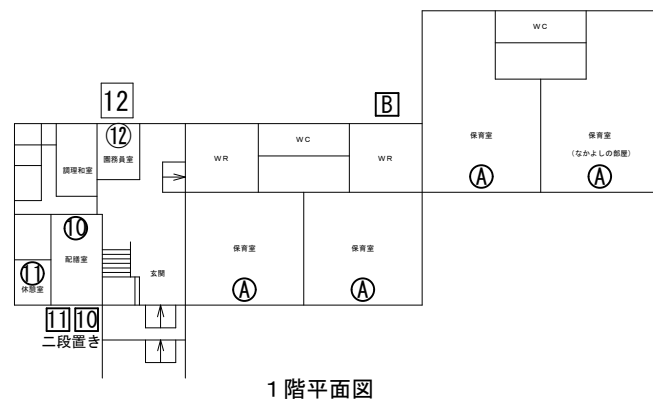
注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。

学校名	吹田市立南山田幼稚園		
所在地	吹田市千里丘西9番1号		
縮尺		番号	14
吹田市 学校教育部 学校管理課			



配置図兼2階平面図



1階平面図

佐竹台幼稚園空調機器仕様表（管理諸室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
①	職員室	ヤンマー	YESJ90T-B	1	7.5 9.0			H11.9.10
㊦	室外機	ヤマハ	YCJ80CS	1	7.5/9.0	ガス	床置	H11.9.10
②	職員室	日立	EDEJ80H2D3	1	8.0 9.0	1.9	床置	H11.9.10
③	会議室	三菱	PKZ-ERMP56SKZ	1	5.0 5.6	1.20		R4.1
⑩	配膳室	三菱	PC-RP80HA11 PUZ-ERP80SHA14	1	7.1		地上 下段	H11.9.10
⑪	調理員休憩室	三菱	MSZ-ZXV2216-W MUZ-ZXV2216	1	2.2		地上 上段	H11.9.10
⑫	園務員室	三菱	MSZ-ZXV2216-W MUZ-ZXV2216	1	2.2			
⑬	用具室	三菱	HHAP160K4	1	16.0 18.0			

佐竹台幼稚園空調機器仕様表（保育室）

番号	室名	メーカー	型名	数量	冷房能力(kW) 暖房能力(kW)	圧縮機	室外機位置	設置年月日
④～⑨	遊戯室	三菱	PKZ-ERMP56SKZ	6	5.0 5.6	1.20		R4.1
㊦	保育室	ヤンマー	HHAP160K4	4	16.0 18.0			H28.9
㊦	室外機	ヤンマー	YNZP710K1NB	1	71.0/80.0	ガス	地上	H28.9
⑭	絵本の部屋	三菱	PCZ-ZRMP112KZ	1	10.0 11.2	2.10		R4.1

注記

- 1、図中□印は空調室外機位置を示す。
- 2、図中○印は空調室内機位置を示す。

学校名	吹田市立佐竹台幼稚園		
所在地	吹田市佐竹台5丁目12番1号		
縮尺		番号	15
吹田市 学校教育課 学校管理課			

業務委託契約書

22002825

1 委託業務名	学校給食調理室空調設備及び吸排気設備機器保守点検業務														
2 場所	吹田市立小学校														
3 履行期間	令和 4年 5月23日 から 令和 4年12月28日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	9	5	7	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	8	7	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1通を保有する。

令和 4年 5月23日

発注者

吹田市

代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者

所在地

商号又は名称

代表者

大阪府吹田市 番21番29号

日本株式会社

代表取締役 美明

印

(総則)

第1条 受注者は、別紙の仕様書（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 この契約にかかる契約保証金は、吹田市財務規則第115条第1項第7号の規定により免除とする。

3 同条第1項に明記されていない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第4条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万未満の場合は、この限りでない。

5 受注者は、吹田市指名停止措置要綱（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要綱（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第15条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第15条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(特許権等の使用)

第5条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(現場代理人)

第6条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

(委託業務の調査等)

第7条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第9条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第10条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第11条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

（検査及び引渡し）

第12条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

（業務委託料の支払）

第13条 本契約に基づく委託代金は、年2回、1回目478,500円、2回目478,500円支払とし、受注者は、1回目点検終了後及び2回目の業務完了後、検査に合格したときは、発注者に対して請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

（権利の帰属）

第14条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第15条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められ

るとき。

- (2) 第16条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令)を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第15条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第4条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第15条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第15条、第15条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第17条 受注者が、この契約に関して、第15条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第15条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものでない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第15条、第15条の2又は第15条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(違約金等の控除)

第19条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第20条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第21条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補則)

第22条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

学校給食調理室空調設備及び吸排気設備機器保守点検業務仕様書

- 1 業務委託内容 本業務は空調設備及び吸排気設備の正常な運転の維持と耐久性向上のため空調機器の圧縮機、送風機等の保守点検と吸排気設備の風量測定及びフィルター清掃等を行う。
- 2 対象施設及び設備 空調設備：別紙①のとおり(34小学校)
吸排気設備：別紙③のとおり(36小学校)
- 3 保守点検内容及び方法 別紙②のとおり
- 4 点検日 事前に本市と打ち合せをし、学校運営上支障のないよう配慮すること。
- 5 点検は空調設備は2回(冷房使用開始中、後)とする。吸排気設備の風量測定は1回とする。但し学校並びに市職員の連絡があれば、その都度点検を行うこと。
- 6 空調設備点検結果報告書、吸排気設備風量測定及び吸排気フィルター清掃報告書(機器配置図面を含む)を各小学校ごとに提出すること。
- 7 点検後不良箇所がある場合は、その復旧施工方法及び見積書を作成のうえ、本市に提出すること。
- 8 委託期間 契約締結日から令和4年12月28日まで。
- 9 業務委託料の支払いは5の前期点検終了後と委託期間終了後の年2回払いとする。

施設

吹田第一

吹田第二

吹田第三

吹田東

吹田西

吹田南

吹田北

千里

千里

千里

千里

千里

佐

東

岸

岸

豊

吹田市内各小学校対象施設及び設備

施設名	住所・電話	対象設備概要
吹田第一小学校	吹田市元町30番35号 Tel 6381-5280	空冷式全外気エアコン 床置 三菱重工 PEAV-P335DM-E-F型 1台
吹田第二小学校	吹田市泉町3丁目15番18号 Tel 6386-0841	ダイキン 空冷式スポットエアコン SST-2LAV型 2台 SST-1LBS型 5台
吹田第三小学校	吹田市高城町18番39号 Tel 6381-0413	空冷式全外気エアコン 床置 ダイキン SRFJ335PR型 1台
吹田東小学校	吹田市幸町20番1号 Tel 6381-5458	空冷式全外気エアコン 床置 ダイキン SRF10MR型 1台
吹田南小学校	吹田市南吹田5丁目12番1号 Tel 6386-0821	空冷式全外気エアコン 床置 ダイキン SZVYOP560KAR型 1台 ダイキン RC-RP140HA14 1台 三菱 PC-RP80HA14 1台 三菱 PC-RP40KA14 1台
吹田第六小学校	吹田市南清和園町43番1号 Tel 6382-6831	空冷式全外気エアコン 床置 ダイキン SRF10MR型 1台
千里第一小学校	吹田市片山町4丁目32番10号 Tel 6387-5741	空冷式全外気エアコン 床置 三菱重工 ASJ300F型 1台
千里第二小学校	吹田市千里山松が丘25番1号 Tel 6387-5781	空冷ヒートポンプエアコン 天吊 パナソニック CS-P140V3U 7台 パナソニック CS-P80V3U 9台
千里第三小学校	吹田市千里山西2丁目13番1号 Tel 6386-0831	空冷式全外気エアコン 床置 三菱重工 ASJ300F型 1台
千里新田小学校	吹田市春日4丁目10番1号 Tel 6386-9214	空冷式スポットエアコン 天吊 ダイキンSSD-05MA型 2台 ダイキンFHTYP140C 1台
佐井寺小学校	吹田市佐井寺3丁目3番1号 Tel 6330-1601	空冷式スポットエアコン 天吊 ダイキンSSD-05AK型 2台
東佐井寺小学校	吹田市五月が丘西4番1号 Tel 6387-1278	空冷式スポットエアコン 天吊 ダイキンSSD-05M型 2台
岸部第一小学校	吹田市岸部中2丁目19番1号 Tel 6387-5701	空冷式スポットエアコン 床置 ダイキン SDH10B型 1台
岸部第二小学校	吹田市岸部北4丁目12番1号 Tel 6389-7788	日立 天吊 PRCK-AP140K2型 9台
豊津第一小学校	吹田市江坂町1丁目15番42号 Tel 6386-0891	空冷式スポットエアコン 天吊 ダイキンSSD-05MA型 2台 空冷式スポットエアコン 天吊 YANMAR YZDP224M型 4台
豊津第二小学校	吹田市江坂町2丁目5番1号 Tel 6386-0861	空冷式全外気エアコン 床置 ダイキン SRF10MR型 1台
江坂大池小学校	吹田市江坂町3丁目13番1号 Tel 6380-1497	空冷式スポットエアコン 天吊 ダイキンSSD-05AK型 2台
山手小学校	吹田市山手町2丁目15番43号 Tel 6387-5791	空冷式全外気エアコン 床置 ダイキン SRFJ335PR型 1台

施設名	住所・電話	対象設備概要
片山小学校	吹田市朝日が丘町16番1号 Tel 6387-8531	空冷式スポットエアコン 天吊 ダイキン SSD-05M型 2台 セパレート型スポットエアコン ダイキン FDP63A 1台 日立SR-60ST4型 1台
山田第一小学校	吹田市山田東2丁目33番2号 Tel 6877-4131	三菱重工 スポットエアコン 床置 SPUJ-140型 1台 SPUJ-1403AG型 1台 ダイキン スポットエアコン 天吊 SSDP63A 2台
山田第二小学校	吹田市千里丘下19番1号 Tel 6877-0088	空冷式全外気エアコン 床置 ダイキン SRF10MR型 1台
山田第三小学校	吹田市山田西1丁目4番1号 Tel 6877-5701	空冷式スポットエアコン 天吊 ダイキンSSD-05MA型 2台
山田第五小学校	吹田市山田西1丁目6番1号 Tel 6876-7701	空冷式スポットエアコン 天吊 ダイキンSSD-05AK型 2台
東山田小学校	吹田市青葉丘15番10号 Tel 6876-8405	空冷式スポットエアコン 天吊 ダイキンSSD-05MA型 2台 空冷式スポットエアコン 天吊 ダイキンSSDP112A型 1台
西山田小学校	吹田市山田西2丁目10番1号 Tel 6877-4631	空冷式スポットエアコン 天吊 ダイキンSSD-05M型 2台
北山田小学校	吹田市山田北1番1号 Tel 6876-7333	空冷式スポットエアコン 天吊 ダイキンSSD-05M型 2台
千里丘北小学校	吹田市千里丘北1番30号 Tel 6876-0103	日立 天吊 RPI-AP140CK2型 2台 RPACK-AP140K2型 3台
佐竹台小学校	吹田市佐竹台4丁目12番1号 Tel 6871-0108	三菱 PC-RP80HA15 2台 天井埋込 三菱 PUZ-ERMP160LA10 2台 三菱 PUZ-ERMP160LA10 1台 天吊 三菱 PUZ-ERMP45KA10 1台
高野台小学校	吹田市高野台2丁目16番1号 Tel 6871-0553	ダイキン クリスプ SST-1LBS型 3台 SST-2LAT型 1台 SSDP45B型 2台
津雲台小学校	吹田市津雲台4丁目7番1号 Tel 6871-0109	セパレート型 スポットエアコン 日立 SR-AP140ST型 1台 ダイキン SSDP140D 1台 SZRMM160BF 1台
古江台小学校	吹田市古江台5丁目6番1号 Tel 6872-0308	ダイキン スポットエアコン 天吊 SSD-05MB型 2台
青山台小学校	吹田市青山台2丁目5番1号 Tel 6872-0358	三菱重工 スポットエアコン 天吊 SPUJ-140型 2台
桃山台小学校	吹田市桃山台1丁目5番1号 Tel 6871-0761	セパレート型スポットエアコン 三菱 PD-RD140GA15 4台 PC-RP80HA15 2台 PC-RP80HA15 1台
千里たけみ小学校	吹田市竹見台3丁目3番1号 Tel 6834-0448	パッケージ型空気調和機 たいせ工業 RSXY-400P型 1台 FXYP7117型 1台 FXYP140M型 1台 FXYP90M型 1台 FXYP71M型 1台

空調機器保守内容

1. 保守作業項目と保守作業期間

- 1-1 冷房開始中の点検、運転調整 令和4年6月～9月
- 1-2 冷房期間後の点検、運転調整 令和4年11月～12月

2. 保守作業内容

- 2-1 圧力測定
- 2-2 温度測定
- 2-3 絶縁測定
- 2-4 電流・電圧の測定
- 2-5 ガス漏れのチェック
- 2-6 運転音のチェック
- 2-7 水漏れの有、無の確認
- 2-8 運転状況の良、否判定
- 2-9 機能部品の作動確認
- 2-10 各部のネジの増し締め
- 2-11 エアフィルターの清掃
- 2-12 機械室ガラリ部の清掃
- 2-13 報告書の作成
- 2-14 点検事項は別紙空調機器点検内容による

3. 次の作業は契約外とします。

- 3-1 凝縮器チューブ、フィンの薬品洗浄
- 3-2 保守契約外の機器、付帯機器、付属品及び付帯工事の点検、調整、修復作業
- 3-3 不良交換部品の部品及び交換作業

吸排気機器保守内容

1. 保守作業項目と保守作業期間

- 1-1 吸排気設備の風量測定 令和4年11月～12月

2. 保守作業内容

- 2-1 給食調理室内の各フードごとに風量を測定
- 2-2 各吸排チャンバー室の風量測定
- 2-3 吸排気設備においてのフィルター清掃

空調機器点検内容

吹田市内各小学校給食室空調設備機器

点 検 内 容	1回目 6月～ 9月	2回目 11月～ 12月
1 総合運転点検——共通事項		
① 運転状況の確認(冷媒効果、異音、異振動、異臭含む)	○	○
② 各機器(配管、電気、ダクト等含む)外観点検	○	○
③ 各機器の外装等の清掃(機械室の清掃含む)	○	○
④ 機械室の吸い込みガラリ部のフィルターの清掃	○	○

2 電気関係点検——共通事項		
① 絶縁抵抗測定(各機器、電源回路(分電盤以降))	○	—
② 各部接続端子のゆるみ点検、増締め	○	○
③ 各電磁接触器の作動確認	○	○
④ 電流、電圧の測定、電動機の状態確認	○	○
⑤ 指示計器の確認、表示灯の点灯確認	○	○

3 パッケージ型エアコン		
① 圧縮機の点検(ガス圧測定を含む)	※○	○
② ガス漏れの有無確認、ガス量の確認	○	○
③ 送風機の点検(軸受注油、ベルト点検、内部清掃)	○	○
④ エアークフィルターの点検清掃	○	○
⑤ ドレンパンの点検(ドレン管共)	○	○
⑥ ドレンパンの清掃(排水口の清掃共)	○	—
⑦ コイル、フィン等の点検、清掃	○	—

※冷媒管の温度状況、冷房効果等により必要な分のみガス圧測定をする。

吸排気設備機器 対象校一覧

	施設名称	電話番号	所在地
1	吹田第一小学校	6381-5280	吹田市元町30番35号
2	吹田第二小学校	6386-0841	吹田市泉町3丁目15番18号
3	吹田第三小学校	6381-0413	吹田市高城町18番39号
4	吹田東小学校	6381-5458	吹田市幸町20番1号
5	吹田南小学校	6386-0821	吹田市南吹田5丁目12番1号
6	吹田第六小学校	6382-6831	吹田市南清和園町43番1号
7	千里第一小学校	6387-5741	吹田市片山町4丁目32番10号
8	千里第二小学校	6387-5781	吹田市千里山松が丘25番1号
9	千里第三小学校	6386-0831	吹田市千里山西2丁目13番1号
10	千里新田小学校	6386-9214	吹田市春日4丁目10番1号
11	佐井寺小学校	6330-1601	吹田市佐井寺3丁目3番1号
12	東佐井寺小学校	6387-1278	吹田市五月が丘西4番1号
13	岸部第一小学校	6387-5701	吹田市岸部中2丁目19番1号
14	岸部第二小学校	6389-7788	吹田市岸部北4丁目12番1号
15	豊津第一小学校	6386-0891	吹田市江坂町1丁目15番42号
16	豊津第二小学校	6386-0861	吹田市江坂町2丁目5番1号
17	江坂大池小学校	6380-1497	吹田市江坂町3丁目13番1号
18	山手小学校	6387-5791	吹田市山手町2丁目15番43号
19	片山小学校	6387-8531	吹田市朝日が丘町16番1号
20	山田第一小学校	6877-4131	吹田市山田東2丁目33番2号
21	山田第二小学校	6877-0088	吹田市千里丘下19番1号
22	山田第三小学校	6877-5701	吹田市山田西1丁目4番1号
23	山田第五小学校	6876-7701	吹田市山田西1丁目6番1号
24	東山田小学校	6876-8405	吹田市青葉丘南15番10号
25	南山田小学校	6876-2404	吹田市千里丘西9番1号
26	西山田小学校	6877-4631	吹田市山田西2丁目10番1号
27	北山田小学校	6876-7333	吹田市山田北1番1号
28	千里丘北小学校	6876-0103	吹田市千里丘北1番30号
29	佐竹台小学校	6871-0108	吹田市佐竹台4丁目12番1号
30	高野台小学校	6871-0553	吹田市高野台2丁目16番1号
31	津雲台小学校	6871-0109	吹田市津雲台4丁目7番1号
32	古江台小学校	6872-0308	吹田市古江台5丁目6番1号
33	藤白台小学校	6872-0366	吹田市藤白台3丁目3番1号
34	青山台小学校	6872-0358	吹田市青山台2丁目5番1号
35	桃山台小学校	6871-0761	吹田市桃山台1丁目5番1号
36	千里たけみ小学校	6834-0448	吹田市竹見台3丁目3番1号

収入
印紙

業務委託請書

令和 4年 5月27日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 大阪府吹田市江坂町2丁目11番30号

商号又は名称 (株) グリーン空調サービス

代表者氏名 代表取締役 河邊 紀博

印

22003253

1 委託業務名	はぎのきこども園空調設備保守点検業務														
2 場所	はぎのきこども園														
3 履行期間	令和 4年 5月27日 から 令和 5年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	1	5	9	5	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	1	4	5	0	0	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

はぎのきこども園機空調備保守点検業務仕様書

1 業務名

はぎのきこども園機空調備保守点検業務

2 業務の場所

吹田市古江台2丁目11番4号 はぎのきこども園

3 業務の内容

はぎのきこども園空調設備のフィルター清掃及び保守点検等

4 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

5 対象機器

別紙「対象機器一覧表」のとおり

6 点検事項及び点検回数

点検事項は次のとおりとし、点検回数は年2回（夏季及び冬季の運転前）とする。

- ・室内機フィルターの清掃
- ・異常音・振動の確認
- ・各部腐食等点検
- ・運転確認
- ・試運転データ取り

※ 保守点検作業において、軽微な損傷がある場合は補修するものとし、必要な消耗品等は本業務に含むものとする。

※ 業務完了毎に、報告書を提出すること。

なお、フロン排出抑制法（平成13年法律第64号）第2条第3項の第一種特定製品に該当する設備については、令和4年度を初年度としてフロン排出抑制法等に基づく定期点検を行うこと。

7 遵守事項

- (1) 業務実施に当たっては、事故等が生じないように十分な安全対策を講ずること。
- (2) 業務終了後は、作業場所及びその周辺の清掃を行うこと。
- (3) 業務において発生したゴミ及び不要物は作業側において処理すること。
- (4) 業務に関し、発注者側の備品並びに点検機器等は使用しないこと。

8 仕様書等についての質問先

吹田市児童部保育幼稚園室 総務グループ 施設管理・園務改善担当 (06-6834-1541)

別紙 対象機器一覧表

品名	型式	台数	備考
ビルマルチエアコン室外機	PUHY-P450DMG4-BS	1台	三菱電機製
室内機	PLFY-P56EMG4	6台	
室内機	PLFY-P28LMG4	2台	
スリムエアコン室外機	PUZ-ERMP56KA4	1台	
室内機	PL-ERP56EA5	1台	
ビルマルチエアコン室外機	PUSY-P140MH1	1台	
室内機	PLFY-P56EMG4	2台	
ビルマルチエアコン室外機	PUHY-P335DMG4-BS	1台	
室内機	PLFY-P45LMG4	2台	
室内機	PCFY-P80HMG5	3台	
ビルマルチエアコン室外機	PUHY-P280DMG4	1台	
室内機	PLFY-P56EMG4	4台	
室内機	PLFY-P45EMG4	1台	
ビルマルチエアコン室外機	PUHY-P450DMG4-BS	1台	
室内機	PLFY-P56EMG4	8台	
ビルマルチエアコン室外機	PUHY-P224DMG4	1台	
室内機	PLFY-P56EMG4	4台	
ビルマルチエアコン室外機	PUSY-P140MH1	1台	
室内機	PLFY-P56LMG4	1台	
室内機	PLFY-P45LMG4	1台	
ビルマルチエアコン室外機	PUHY-P280DMG4	1台	
室内機	PLFY-P56EMG4	1台	
室内機	PDFY-P112GMG4	2台	

業務委託契約書

22000483

1 委託業務名	吹田市立北山田小学校通学路監視カメラ装置保守点検業務														
2 場所	吹田市山田北1番1号														
3 履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	1	8	7	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	1	7	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第3条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

発注者 吹田市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府吹田市山手町2丁目14番14号
(株) MING ONE ENGINEERING
代表取締役 松本 彰一



(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は定期点検の実施月を変更する必要があるとき

は、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(実施月の変更)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、定期点検の実施月に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により定期点検実施月の変更を求めることができる。ただし、その内容は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、定期点検の実施月に委託業務を完了することができない場合において、実施月経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、実施月を変更することができる。この場合において、発注者は延滞違約金を徴収して実施月を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令)を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（個人情報の保護）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得たハードディスクに記録された個人情報を他人に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、ハードディスクに記録された個人情報を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。
- 3 受注者は、ハードディスクに記録された個人情報の目的外利用、消去、加工、複製、持ち出し等をしてはならない。
- 4 受注者は、事故発生時には報告をしなければならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

吹田市立北山田小学校通学路監視カメラ装置保守点検業務仕様書

- 1 委託期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。
- 2 対象機器及び点検内容は、別表のとおりとする。
- 3 定期点検は、年間4回とし実施月は、下記のとおりとする。

1回目	5月
2回目	8月
3回目	11月
4回目	2月

 その他、学校から機器異常の連絡があれば、その都度対応のこと。
- 4 点検日は、事前に学校と打合せを行い、学校運営に支障のないよう配慮すること。
- 5 点検後、点検結果報告書と点検作業写真を提出すること。
- 6 点検結果報告書の様式は、別紙のとおりとする。
- 7 委託料の支払いは、業務完了後とする。
- 8 受託者は吹田市個人情報保護条例に基づき以下の事項を遵守すること。
ハードディスクの目的外利用、第三者への提供、消去、加工、複製、持ち出し等をしてはならない。
- 9 再委託をしてはならない。
- 10 機器に異常があれば、ただちに学校管理課に報告すること。

別表

対象機器	員数	仕様	点検内容
監視カメラ	4台	電源 撮像素子 インターライン 転送方式CCD	フォーカス調整 ハウジング清掃
液晶モニター	1台	電源 液晶パネル 17型	コントラスト調整 ブライツ調整 モニター清掃 ラック清掃
カメラコントロール ユニット	1台	電源 カメラ入力 4回路	画面切替機能点検
ハードディスク レコーダー	1台	電源 デスク容量 320GB 映像入力 9回路	録画再生機能点検
放送設備	1式	アンプ出力 スピーカー 3W 3台	放送機能点検
非常警報装置	5台	電源 音響装置 90ホン以上	緊急押釦動作確認
照明器具	25台	蛍光灯 32W2灯用 (ガード付)	外観目視点検 点灯確認

注)

その他線路部分目視点検のこと
 非常警報装置5台のうち1台は職員室
 照明器具25台のうち9台は非常用器具
 蛍光灯ランプ不良のときは、学校支給品にて交換のこと

課長	主幹	主査	担当	合議
----	----	----	----	----

令和 年 月 日

点検報告書

業務名

吹田市立北山田小学校通学路監視カメラ装置保守点検業務

回目

受託者

吹田市立北山田小学校通学路監視カメラ装置保守点検業務報告書

令和 年 月 日

吹田市長あて

受託者

点検者

⑨

下記のとおり点検を実施しましたので報告いたします。

点検日 令和 年 月 日

- 1 監視カメラ
.....
- 2 液晶モニター
.....
- 3 カメラコントロールユニット
.....
- 4 ハードディスクレコーダー
.....
- 5 放送設備
.....
- 6 非常警報装置
.....
- 7 照明器具
.....
- 8 その他
.....

収入
印紙

業務委託請書

令和 4年 5月27日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 大阪府吹田市江坂町2丁目11番30号

商号又は名称 (株) グリーン空調サービス

代表者氏名 代表取締役 河邊 紀博

印

22002815

1 委託業務名	はぎのきこども園機械設備保守点検業務														
2 場所	はぎのきこども園														
3 履行期間	令和 4年 5月27日 から 令和 5年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	1	0	4	5	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額										¥	9	5	0	0	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

はぎのきこども園機械設備保守点検業務仕様書

1 業務名

はぎのきこども園機械設備保守点検業務

2 業務の場所

吹田市古江台2丁目11番4号 はぎのきこども園

3 業務の内容

はぎのきこども園機械設備の清掃及び保守点検等

4 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

5 対象機器

別紙「対象機器一覧表」のとおり

6 点検事項及び点検回数

点検事項は次のとおりとする。

(1) 全熱交換機【年2回点検(夏期及び冬期) ※エレメント清掃は年1回点検(夏期)】

- ・エアフィルターの清掃
- ・異常音・振動の確認
- ・電圧値・電流値・絶縁の測定
- ・各部腐食等点検
- ・運転確認
- ・エレメント清掃

(2) 調理室送風機【年2回点検(夏期及び冬期)】

- ・異常音・振動の確認
- ・Vベルト調整
- ・ファン軸受グリスアップ
- ・運転確認

(3) 排水ポンプ【年1回点検(夏期)】

- ・異常音・振動の確認
- ・電圧値・電流値・絶縁の測定
- ・運転確認

※ 保守点検作業において、軽微な損傷がある場合は補修するものとし、必要な消耗品等は本業務に含むものとする。

※ 業務完了毎に、報告書を提出すること。

※ 業務の内容は、国土交通省建築保全共通仕様書によること

7 遵守事項

- (1) 業務実施に当たっては、事故等が生じないよう十分な安全対策を講ずること。
- (2) 業務終了後は、作業場所及びその周辺の清掃を行うこと。
- (3) 業務において発生したゴミ及び不要物は作業側において処理すること。
- (4) 業務に関し、発注者側の備品並びに点検機器等は使用しないこと。

8 仕様書等についての質問先

吹田市児童部保育幼稚園室 総務グループ 施設管理・園務改善担当 (06-6834-1541)

別紙 対象機器一覧表

全熱交換機

型式	台数	備考
LGH-N25RX	2台	三菱電機製
LGH-N35RX	3台	
LGH-N15RX	1台	
LGH-N50RX	4台	
LGH-N25CX	1台	
LGH-N15CX	2台	
LGH-N65RX	3台	
SCF-40LS2	2台	

調理室送風機

型式	台数	備考
3SRMO4	1台	荏原製作所 製
3SRM4	1台	

排水ポンプ

型式	台数	備考
50DWV6.25SB	5台	荏原製作所 製

業務委託契約書

21005029

21005107

1 委託業務名	吹田市立吹田第二小学校ほか17校建築物・建築設備定期点検業務 及び吹田市立吹田南幼稚園建築設備定期点検業務														
2 場所	吹田市泉町3丁目15番18号ほか														
3 履行期間	令和3年10月1日 から 令和4年2月28日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	8	9	1	0	0	0	0
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額								¥	8	1	0	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第3条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年10月1日

発注者 吹田市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府大阪市住吉区長居東4丁目2番6号
株式会社新大阪設計事務所
代表取締役会長 浅田 昌孝

印

(総 則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

建築物・建築設備定期点検業務委託仕様書

-
-
- | | |
|-------------|--|
| 1. 委託業務名 | 吹田市立吹田第二小学校ほか 17 校建築物・建築設備定期点検業務
及び吹田市立吹田南幼稚園建築設備定期点検業務 |
| 2. 場所 | 吹田市泉町 3 丁目 1 5 番 1 8 号ほか |
| 3. 履行期間 | 契約締結日から令和 4 年 2 月 2 8 日まで |
| 4. 点検施設及び規模 | 別紙 1 のとおり |
-
-

I. 定期点検仕様

1. 点検業務内容

- | | |
|------------|--|
| (1) 建築点検 | ・ 建築基準法第 1 2 条第 2 項に基づく建築点検 |
| (2) 設備点検 | ・ 建築基準法第 1 2 条第 4 項に基づく建築設備点検
・ 消防法の多量火気使用場所の防火区画（令 1 3 条 1 項 給食調理場の
2 0 0 m ² 区画）の有無及び区画方法の点検
※排煙設備、非常用照明設備及び昇降機設備は点検対象から除く |
| (3) 防火設備点検 | ・ 建築基準法第 1 2 条第 4 項に基づく防火設備点検 |
| (4) 施設点検 | ・ 市有建築物保全システムに基づく簡易点検
・ 敷地内既存建築物の法適合性確認点検 |
| (5) 遊具点検 | ・ 遊具の損傷、腐食その他劣化状況の点検
※遊具点検については幼稚園のみ |

2. 点検者の資格

- | | |
|-------------------------------------|--|
| (1) 点検者は当該点検業務に必要な次のいずれかの資格を有する者とする | ・ 一級建築士（すべての点検業務が可、敷地内既存建築物の法適合性確認点検時必要）
・ 二級建築士（すべての点検業務が可）
・ 特定建築物調査員資格者（建築物の敷地及び構造の点検に必要）
・ 建築設備検査員資格者（昇降機以外の建築設備の点検に必要）
・ 防火設備検査員資格者（防火設備の点検に必要） |
| (2) 点検の実施に先立ち次の事項について書面をもって通知すること | ・ 氏名、生年月日、経歴書、点検に関する資格を証明するもの |

3. 点検方法

- | | |
|------------|--|
| (1) 建築点検 | ・ 建築基準法第 1 2 条第 2 項に基づく建築点検
《平成 2 0 年国土交通省告示第 2 8 2 号に定める検査項目、事項、方法による点検》 |
| (2) 設備点検 | ・ 建築基準法第 1 2 条第 4 項に基づく建築設備点検
《平成 2 0 年国土交通省告示第 2 8 5 号に定める検査項目、事項、方法による点検》 |
| (3) 防火設備点検 | ・ 建築基準法第 1 2 条第 4 項に基づく防火設備点検
《平成 2 8 年国土交通省告示第 7 2 3 号の定める検査項目、事項、方法による点検》 |
| (4) 施設点検 | ・ 点検入力シート（指定様式）による
・ 既存建築物調査票（指定様式）による |
| (5) 遊具点検 | ・ 遊具定期点検報告書（指定様式）による
※遊具点検については幼稚園のみ |

〈参考資料〉

(建築物・建築設備) 国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン
監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室発行 財団法人建築保全センター

4. 点検結果の報告

別紙2の提出書類に基づき作成のこと

II. 定期点検図面作成要領

1. 定期点検図面の作成

新設された学校、増築、改修等を行った学校については、図面を作成もしくは修正すること
点検用の図面データに点検結果を記入すること
別紙図枠（指定様式）を用いて作成すること

(1) 建築点検図面

- ・配置図 (A3 S : 1/1000 程度)
敷地・建物周辺の点検結果、写真番号を引き出し線で記入すること
- ・平面図 (A3 S : 1/400 程度)
各棟ごとに作成し、点検結果、写真番号を引き出し線で記入すること
- ・立面図 (A3 S : 1/400 程度)
各棟ごとに作成し、点検結果、写真番号を引き出し線で記入すること

(2) 設備点検図面

- ・配置図 (A3 S : 1/1000 程度)
敷地内の各設備がある場所を記入すること
- ・平面図 (A3 S : 1/100 程度)
換気設備、防火ダンパー及び給排水設備等の位置を記入すること
点検結果、写真番号を引き出し線で記入すること

(3) 防火設備点検図面

- ・平面図 (A3 S : 1/400 程度)
区画の種類、防火設備の位置、写真番号を記入すること

(4) 施設点検図面（敷地内既存建築物の法適合性確認点検）

- ・配置図 (A3 S : 1/1000 程度)
敷地内既存建築物の位置、写真番号を記入すること

(5) 遊具点検図面（幼稚園のみ）

- ・配置図 (A3 S : 1/1000 程度)
点検結果、写真番号を引き出し線で記入すること
- ・平面図・姿図 (A3 S : 1/100 程度)
点検結果を引き出し線で記入すること

III. 貸与資料

業務の実施に先立ち、必要に応じ関係資料を貸与する。なお、発注者が請求した場合や業務が終了した場合には速やかに返却すること

- ・点検記録簿関係書類
- ・図面 (CAD データを含む)

一般事項

- (1) 点検者は、点検の実施（測定、計測を含む）にあたり関係者と協議し、施設利用者等の安全に十分配慮すること。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
その他費用負担が不明確なものについては、双方協議の上決定する。
- (3) 業務の実施にあたっては、既存設備または他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに施設管理担当者に報告し、その指示に従い修復すること。
- (4) 業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。
- (5) 本書に定めのない事項については施設管理担当者と協議し、その指示に従うとともに議事録を作成して提出すること。
- (6) 本業務で知り得た事項及び関連資料を当該業務に関わるもの以外に漏洩してはならない。
- (7) 著作権、特許権その他の第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者が行う。
- (8) 施設管理者の立会い
点検の実施に関しては、施設管理者が立合うことがある。
また、受注者側から施設管理者に立会いを求める場合は、あらかじめ申し出ること。
- (9) 調査は、下記の事項について本市担当者と協議の上行こと。
 - ① 図面照合
 - ② 建物履歴調査
 - ③ 現地調査
- (10) 点検結果については、本市担当者に十分な説明を行うこと。
- (11) その他疑義が生じた場合には、速やかに本市担当者と協議すること。

点検施設一覧

別紙1

番号	施設名	場所	最も古い校舎の建築年度	延べ面積	主たる構造	最高階数	遊具箇所数	建築点検施設点検(既存建築物調査含)	設備点検	防火設備点検	遊具点検	外壁全面調査
1	吹田第六小学校	吹田市南清和園町43番1号	S48	約6,400	RC	4	-	-	○	○	-	-
2	千里新田小学校 千里新田幼稚園	吹田市春日4丁目10番1号	S54	約6,800	RC	4	-	-	○	○	-	-
				約700		1	-	-	○	○	-	-
3	豊津第二小学校	吹田市江坂町2丁目5番1号	S44	約7,700	RC	4	-	-	○	○	-	-
4	江坂大池小学校 江坂大池幼稚園	吹田市江坂町3丁目13番1号	S54	約6,600	RC	4	-	-	○	○	-	-
				約700		1	-	-	○	○	-	-
5	桃山台小学校	吹田市桃山台1丁目5番1号	S42	約7,100	RC	3	-	-	○	○	-	-
6	吹田第二小学校	吹田市泉町3丁目15番18号	S37	約7,000	RC	4	-	○	○	○	-	-
7	吹田東小学校	吹田市幸町20番1号	S33	約6,600	RC	4	-	○	○	○	-	-
8	吹田南小学校 南育成室	吹田市南吹田5丁目12番1号	S44	約7,450	RC	4	-	○	○	○	-	-
			H19	約270	S	2	-	○	○	○	-	-
9	千里第二小学校 千里第二幼稚園 千二育成室	吹田市千里山松が丘25番1号	S31	約7,700	RC	4	-	○	○	○	-	-
				約650		1	8	○	○	○	○	-
10	千里第三小学校 千三育成室	吹田市千里山西2丁目13番1号	S43	約7,100	RC	3	-	○	○	○	-	-
			R1	約170		S	2	-	○	○	○	-
11	岸部第一小学校 岸部第一幼稚園	吹田市岸部中2丁目19番1号	S39	約10,000	RC	4	-	○	○	○	-	-
				約800		1	6	○	○	○	○	-
12	山田第一小学校 山田第一幼稚園 山一育成室	吹田市山田東2丁目33番2号ほか	S38	約5,000	RC	4	-	○	○	○	-	-
				約600		1	10	○	○	○	○	-
13	吹田第一小学校 吹田第一幼稚園	吹田市元町30番35号	S5	約5,400	RC	3	-	-	○	○	-	-
		吹田市元町30番44号	S41	約900		1	-	-	○	○	-	-
14	吹田第三小学校 吹田第三幼稚園	吹田市高城町18番39号	S45	約6,000	RC	4	-	-	○	○	-	-
				約700		1	-	-	○	○	-	-
15	佐井寺小学校	吹田市佐井寺3丁目3番1号	S58	約6,800	RC	4	-	-	○	○	-	-
16	東佐井寺小学校 東佐井寺幼稚園	吹田市五月が丘西4番1号	S57	約7,300	RC	4	-	-	○	○	-	-
				約600		1	-	-	○	○	-	-
17	豊津第一小学校 豊津第一幼稚園	吹田市江坂町1丁目15番42号	S35	約7,700	RC	4	-	-	○	○	-	-
			S48	約800		1	-	-	○	○	-	-
18	山手小学校	吹田市山手町2丁目15番43号	S34	約6,800	RC	4	-	-	○	○	-	-

1	吹田南幼稚園	吹田市南金田1丁目4番16号	R1	約1070	RC	2	-	-	○	○	-	-
---	--------	----------------	----	-------	----	---	---	---	---	---	---	---

提出書類

1. 提出書類

(1) 定期点検結果報告書

ア. 建築点検

- ①建築物定期点検報告書 (別紙様式 1 /Excel データ)
 - ②建築物定期点検結果書 (別紙様式 2 /Excel データ)
 - ③定期点検報告概要書 (建築物) (別紙様式 3 /Excel データ)
 - ④点検結果表 1 ～ 3 (別紙様式 4 /Excel データ)
 - ⑤点検結果表特記事項 (別紙様式 5 /Excel データ)
 - ⑥点検結果表 (既存不適格) 特記事項 (別紙様式 6 /Excel データ)
 - ⑦定期点検計画図及び定期点検記録図 (別紙様式 7 /JwwCAD 形式)
写真番号を落とし込み、点検結果を引き出し線で記入すること
 - ・配置図 S : 1/1000 程度
 - ・各階平面図 S : 1/400 程度
 - ・各棟立面図 S : 1/400 程度
 - ⑧点検記録写真 (別紙様式 8 /Excel データ)
定期点検記録図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること
 - ⑨外壁全面調査赤外線調査報告書 (任意様式)
- ※④～⑧は、棟ごとに作成すること

イ. 設備点検

- ①建築設備定期点検報告書 (別紙様式 A /Excel データ)
- ②定期点検報告概要書 (建築設備) (別紙様式 B /Excel データ)
- ③点検結果表 1 ～ 3 (別紙様式 C-1 ～ 3 /Excel データ)
- ④点検結果表特記事項 (別紙様式 5 /Excel データ)
- ⑤点検結果表 (既存不適格) 特記事項 (別紙様式 6 /Excel データ)
- ⑥法第 28 条第 2 項又は第 3 項に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く) の換気状況評価表 (別表 1 /Excel データ)
*中央管理方式の空気調和設備の調査は夏季・冬季等の負荷の大きな日を設定すること
- ⑦換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (別表 2 /Excel データ)
- ⑧定期点検計画図及び定期点検記録図 (別紙様式 D /JwwCAD 形式)
写真番号を落とし込み、点検結果を引き出し線で記入すること
 - ・配置図 S : 1/1000 程度
 - ・各階平面図 S : 1/100 程度
- ⑨点検記録写真 (別紙様式 8 /Excel データ)
定期点検記録図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること

ウ. 防火設備点検

- ①防火設備点検報告書 (別紙様式 a /Excel データ)
- ②防火設備定期点検結果書 (別紙様式 b /Excel データ)
- ③定期点検報告概要書 (防火設備) (別紙様式 c /Excel データ)
- ④防火設備点検結果表 1～4 (別紙様式 d-1～4 /Excel データ)
- ⑤防火設備点検結果表特記事項 (別紙様式 e /Excel データ)
- ⑥防火設備点検結果表 (既存不適格) 特記事項 (別紙様式 f /Excel データ)
- ⑦定期点検計画図及び定期点検記録図 (別紙様式 g /JwwCAD 形式)
 - 写真番号を落とし込み、点検結果を引き出し線で記入すること
 - ・配置図 S : 1/1000 程度
 - ・各階平面図 S : 1/400 程度 (面積区画、堅穴区画、消防法を分けて記入のこと)
 - ・各棟立面図 S : 1/400 程度
- ⑧点検記録写真 (別紙様式 h /Excel データ)
 - 定期点検記録図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること
 - 防火設備の位置を記入し、点検表に対応した写真番号を記入すること

エ. 改善計画

- ①改善計画書 (別紙様式①/Excel データ)
- ②棟別改善事項一覧表 (別紙様式②/Excel データ)
- ③定期点検計画図及び定期点検記録図 (別紙様式 7・D・g /JwwCAD 形式)
 - 改善が必要な箇所に状況・改善方法・写真番号を落とし込むこと。
 - ・配置図 S : 1/1000 程度
 - ・各階平面図 S : 1/400 程度
 - ・各棟立面図 S : 1/400 程度
- ④写真 (別紙様式③/Excel データ)
 - 改善計画図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること。
 - また、改善方法も記入しておくこと。

オ. 施設点検

- ①点検入力シート (Excel データ)
- ②既存建築物調査票 (別紙様式④/Excel データ)
- ③既存建築物点検記録図 (別紙様式⑤/JwwCAD データ)
 - 既存建築物調査票に対応した棟番号を落とし込むこと
 - ・配置図 S : 1/1000 程度
- ④点検記録写真 (別紙様式⑥/Excel データ)
 - 既存建築物点検記録図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること

カ. 遊具点検（幼稚園のみ）

- ①遊具定期点検報告書 (Excel データ)
- ②遊具総括表、学校ごとの総括表 (Excel データ)
- ③配置図、平面図、姿図 (JwwCAD データ)
総括表に対応した写真番号、遊具名及び点検内容を落とし込むこと
- ④遊具履歴書 (Excel データ)
写真貼り付け

(2) 定期点検結果 要是正指摘事項一覧表 (Excel データ)

(3) その他職員が指示する書類

2. 提出部数

番号	点検項目	綴り方	部数
1	(1) ア. 建築点検 (2) 定期点検結果	学校ごとにまとめて綴じる	1冊
2	(1) イ. 設備点検	学校ごとにまとめて綴じる	1冊
3	(1) ウ. 防火設備点検	学校ごとにまとめて綴じる	1冊
4	(1) エ. 施設点検 (1) オ. 遊具点検(幼稚園のみ)	それぞれの点検ごとに、学校ごとにまとめて綴じる	1冊
5	(1) ア. 建築点検 (1) イ. 設備点検 (1) ウ. 防火設備点検 (1) エ. 施設点検 (1) オ. 遊具点検(幼稚園のみ)	建築点検を実施する学校について各学校ごとにまとめて1冊に綴じる	学校数
6	(1) イ. 設備点検 (1) ウ. 防火設備点検	建築点検を実施しない学校について各学校ごとにまとめて1冊に綴じる	学校数

※提出物の各ファイルの背表紙に、年度、委託業務名、点検項目、5・6については学校名をラベリングすること

業務委託契約書

21005038

21005108

1 委託業務名	吹田市立東山田小学校ほか17校建築物・建築設備定期点検業務及び吹田市立佐竹台幼稚園建築物・建築設備定期点検業務														
2 場所	吹田市青葉丘南15番10号ほか														
3 履行期間	令和3年10月1日から令和4年2月28日まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	7	5	9	0	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	6	9	0	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第3条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年10月1日

発注者 吹田市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府吹田市南金田1丁目11番22 - 301号
有限会社 エル設計
代表取締役 松本 博雄



(総 則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

建築物・建築設備定期点検業務委託仕様書

-
-
- | | |
|-------------|---|
| 1. 委託業務名 | 吹田市立東山田小学校ほか 17 校建築物・建築設備定期点検業務
及び吹田市立佐竹台幼稚園建築物・建築設備定期点検業務 |
| 2. 場所 | 吹田市青葉丘南 1 5 番 1 0 号ほか |
| 3. 履行期間 | 契約締結日から令和 4 年 2 月 2 8 日まで |
| 4. 点検施設及び規模 | 別紙 1 のとおり |
-
-

I. 定期点検仕様

1. 点検業務内容

- | | |
|------------|--|
| (1) 建築点検 | ・ 建築基準法第 1 2 条第 2 項に基づく建築点検 |
| (2) 設備点検 | ・ 建築基準法第 1 2 条第 4 項に基づく建築設備点検
・ 消防法の多量火気使用場所の防火区画（令 1 3 条 1 項 給食調理場の
2 0 0 m ² 区画）の有無及び区画方法の点検
※排煙設備、非常用照明設備及び昇降機設備は点検対象から除く |
| (3) 防火設備点検 | ・ 建築基準法第 1 2 条第 4 項に基づく防火設備点検 |
| (4) 施設点検 | ・ 市有建築物保全システムに基づく簡易点検
・ 敷地内既存建築物の法適合性確認点検 |
| (5) 遊具点検 | ・ 遊具の損傷、腐食その他劣化状況の点検
※遊具点検については幼稚園のみ |

2. 点検者の資格

- | | |
|-------------------------------------|--|
| (1) 点検者は当該点検業務に必要な次のいずれかの資格を有する者とする | ・ 一級建築士（すべての点検業務が可、敷地内既存建築物の法適合性確認点検時必要）
・ 二級建築士（すべての点検業務が可）
・ 特定建築物調査員資格者（建築物の敷地及び構造の点検に必要）
・ 建築設備検査員資格者（昇降機以外の建築設備の点検に必要）
・ 防火設備検査員資格者（防火設備の点検に必要） |
| (2) 点検の実施に先立ち次の事項について書面をもって通知すること | ・ 氏名、生年月日、経歴書、点検に関する資格を証明するもの |

3. 点検方法

- | | |
|------------|--|
| (1) 建築点検 | ・ 建築基準法第 1 2 条第 2 項に基づく建築点検
《平成 2 0 年国土交通省告示第 2 8 2 号に定める検査項目、事項、方法による点検》 |
| (2) 設備点検 | ・ 建築基準法第 1 2 条第 4 項に基づく建築設備点検
《平成 2 0 年国土交通省告示第 2 8 5 号に定める検査項目、事項、方法による点検》 |
| (3) 防火設備点検 | ・ 建築基準法第 1 2 条第 4 項に基づく防火設備点検
《平成 2 8 年国土交通省告示第 7 2 3 号の定める検査項目、事項、方法による点検》 |
| (4) 施設点検 | ・ 点検入力シート（指定様式）による
・ 既存建築物調査票（指定様式）による |
| (5) 遊具点検 | ・ 遊具定期点検報告書（指定様式）による
※遊具点検については幼稚園のみ |

〈参考資料〉

(建築物・建築設備) 国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン
監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室発行 財団法人建築保全センター

4. 点検結果の報告

別紙2の提出書類に基づき作成のこと

II. 定期点検図面作成要領

1. 定期点検図面の作成

新設された学校、増築、改修等を行った学校については、図面を作成もしくは修正すること
点検用の図面データに点検結果を記入すること

別紙図枠（指定様式）を用いて作成すること

(1) 建築点検図面

- ・配置図（A3 S：1/1000 程度）
敷地・建物周辺の点検結果、写真番号を引き出し線で記入すること
- ・平面図（A3 S：1/400 程度）
各棟ごとに作成し、点検結果、写真番号を引き出し線で記入すること
- ・立面図（A3 S：1/400 程度）
各棟ごとに作成し、点検結果、写真番号を引き出し線で記入すること

(2) 設備点検図面

- ・配置図（A3 S：1/1000 程度）
敷地内の各設備がある場所を記入すること
- ・平面図（A3 S：1/100 程度）
換気設備、防火ダンパー及び給排水設備等の位置を記入すること
点検結果、写真番号を引き出し線で記入すること

(3) 防火設備点検図面

- ・平面図（A3 S：1/400 程度）
区画の種類、防火設備の位置、写真番号を記入すること

(4) 施設点検図面（敷地内既存建築物の法適合性確認点検）

- ・配置図（A3 S：1/1000 程度）
敷地内既存建築物の位置、写真番号を記入すること

(5) 遊具点検図面（幼稚園のみ）

- ・配置図（A3 S：1/1000 程度）
点検結果、写真番号を引き出し線で記入すること
- ・平面図・姿図（A3 S：1/100 程度）
点検結果を引き出し線で記入すること

III. 貸与資料

業務の実施に先立ち、必要に応じ関係資料を貸与する。なお、発注者が請求した場合や業務が終了した場合には速やかに返却すること

- ・点検記録簿関係書類
- ・図面（CAD データを含む）

一般事項

- (1) 点検者は、点検の実施（測定、計測を含む）にあたり関係者と協議し、施設利用者等の安全に十分配慮すること。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
その他費用負担が不明確なものについては、双方協議の上決定する。
- (3) 業務の実施にあたっては、既存設備または他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに施設管理担当者に報告し、その指示に従い修復すること。
- (4) 業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。
- (5) 本書に定めのない事項については施設管理担当者と協議し、その指示に従うとともに議事録を作成して提出すること。
- (6) 本業務で知り得た事項及び関連資料を当該業務に関わるもの以外に漏洩してはならない。
- (7) 著作権、特許権その他の第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者が行う。
- (8) 施設管理者の立会い
点検の実施に関しては、施設管理者が立合うことがある。
また、受注者側から施設管理者に立会いを求める場合は、あらかじめ申し出ること。
- (9) 調査は、下記の事項について本市担当者と協議の上行こと。
 - ① 図面照合
 - ② 建物履歴調査
 - ③ 現地調査
- (10) 点検結果については、本市担当者に十分な説明を行うこと。
- (11) その他疑義が生じた場合には、速やかに本市担当者と協議すること。

点検施設一覧

別紙1

番号	施設名	場所	最も古い校舎の建築年度	延べ面積	主たる構造	最高階数	遊具箇所数	建築点検施設点検(既存建築物調査含)	設備点検	防火設備点検	遊具点検	外壁全面調査
1	千里第一小学校	吹田市片山町4丁目32番10号	S11	約7,000	RC	3	-	-	○	○	-	-
2	岸部第二小学校	吹田市岸部北4丁目12番1号	S36	約7,500	RC	4	-	-	○	○	-	-
3	片山小学校 片山幼稚園	吹田市朝日が丘町16番1号	S55	約7,100	RC	4	-	-	○	○	-	-
				約650		1	-	-	○	○	-	-
4	山田第三小学校 山田第三幼稚園	吹田市山田西1丁目4番1号	S50	約9,400	RC	4	-	-	○	○	-	-
				約800		2	-	-	○	○	-	-
5	北山田小学校	吹田市山田北1番1号	S55	約7,800	RC	4	-	-	○	○	-	-
6	千里たけみ小学校	吹田市竹見台3丁目3番1号	S42	約9,400	RC	4	-	-	○	○	-	-
7	東山田小学校 東山田幼稚園 東山田育成室	吹田市青葉丘南15番10号	S56	約7,200	RC	4	-	○	○	○	-	-
			H26	約650		1	3	○	○	○	○	-
8	佐竹台小学校 佐竹台育成室	吹田市佐竹台4丁目12番1号	S39	約6,300	RC	2	-	○	○	○	-	-
			H25	約420		S	2	-	○	○	○	-
9	高野台小学校 高野台育成室	吹田市高野台2丁目16番1号	S38	約6,600	RC	2	-	○	○	○	-	-
			H28	約670		S	1	-	○	○	○	-
10	古江台小学校	吹田市古江台5丁目6番1号	S39	約6,700	RC	2	-	○	○	○	-	-
11	藤白台小学校	吹田市藤白台3丁目3番1号	S40	約7,800	RC	2	-	○	○	○	-	-
12	山田第二小学校	吹田市千里丘下19番1号	S38	約6,900	RC	4	-	-	○	○	-	-
13	山田第五小学校	吹田市山田西1丁目6番1号	S61	約6,500	RC	4	-	-	○	○	-	-
14	南山田小学校 南山田幼稚園	吹田市千里丘西9番1号	S52	約9,400	RC	4	-	-	○	○	-	-
				約600		1	-	-	○	○	-	-
15	西山田小学校	吹田市山田西2丁目10番1号	S54	約6,400	RC	4	-	-	○	○	-	-
16	津雲台小学校	吹田市津雲台4丁目7番1号	S36	約6,900	RC	2	-	-	○	○	-	-
17	青山台小学校	吹田市青山台2丁目5番1号	S40	約7,600	RC	3	-	-	○	○	-	-
18	千里丘北小学校	吹田市千里丘北1番30号	H26	約9,600	RC	6	-	-	○	○	-	-
1	佐竹台幼稚園	吹田市佐竹台5丁目12番1号	S37	約1,300	S	2	9	○	○	○	○	-

提出書類

1. 提出書類

(1) 定期点検結果報告書

ア. 建築点検

- ①建築物定期点検報告書 (別紙様式 1 /Excel データ)
 - ②建築物定期点検結果書 (別紙様式 2 /Excel データ)
 - ③定期点検報告概要書 (建築物) (別紙様式 3 /Excel データ)
 - ④点検結果表 1 ～ 3 (別紙様式 4 /Excel データ)
 - ⑤点検結果表特記事項 (別紙様式 5 /Excel データ)
 - ⑥点検結果表 (既存不適格) 特記事項 (別紙様式 6 /Excel データ)
 - ⑦定期点検計画図及び定期点検記録図 (別紙様式 7 /JwwCAD 形式)
 写真番号を落とし込み、点検結果を引き出し線で記入すること
 - ・配置図 S : 1/1000 程度
 - ・各階平面図 S : 1/400 程度
 - ・各棟立面図 S : 1/400 程度
 - ⑧点検記録写真 (別紙様式 8 /Excel データ)
 定期点検記録図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること
 - ⑨外壁全面調査赤外線調査報告書 (任意様式)
- ※④～⑧は、棟ごとに作成すること

イ. 設備点検

- ①建築設備定期点検報告書 (別紙様式 A /Excel データ)
- ②定期点検報告概要書 (建築設備) (別紙様式 B /Excel データ)
- ③点検結果表 1 ～ 3 (別紙様式 C-1 ～ 3 /Excel データ)
- ④点検結果表特記事項 (別紙様式 5 /Excel データ)
- ⑤点検結果表 (既存不適格) 特記事項 (別紙様式 6 /Excel データ)
- ⑥法第 28 条第 2 項又は第 3 項に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く) の換気状況評価表 (別表 1 /Excel データ)
 *中央管理方式の空気調和設備の調査は夏季・冬季等の負荷の大きな日を設定すること
- ⑦換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (別表 2 /Excel データ)
- ⑧定期点検計画図及び定期点検記録図 (別紙様式 D /JwwCAD 形式)
 写真番号を落とし込み、点検結果を引き出し線で記入すること
 - ・配置図 S : 1/1000 程度
 - ・各階平面図 S : 1/100 程度
- ⑨点検記録写真 (別紙様式 8 /Excel データ)
 定期点検記録図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること

ウ. 防火設備点検

- ①防火設備点検報告書 (別紙様式 a /Excel データ)
- ②防火設備定期点検結果書 (別紙様式 b /Excel データ)
- ③定期点検報告概要書 (防火設備) (別紙様式 c /Excel データ)
- ④防火設備点検結果表 1～4 (別紙様式 d-1～4 /Excel データ)
- ⑤防火設備点検結果表特記事項 (別紙様式 e /Excel データ)
- ⑥防火設備点検結果表 (既存不適格) 特記事項 (別紙様式 f /Excel データ)
- ⑦定期点検計画図及び定期点検記録図 (別紙様式 g /JwwCAD 形式)
 - 写真番号を落とし込み、点検結果を引き出し線で記入すること
 - ・配置図 S : 1/1000 程度
 - ・各階平面図 S : 1/400 程度 (面積区画、堅穴区画、消防法を分けて記入のこと)
 - ・各棟立面図 S : 1/400 程度
- ⑧点検記録写真 (別紙様式 h /Excel データ)
 - 定期点検記録図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること
 - 防火設備の位置を記入し、点検表に対応した写真番号を記入すること

エ. 改善計画

- ①改善計画書 (別紙様式①/Excel データ)
- ②棟別改善事項一覧表 (別紙様式②/Excel データ)
- ③定期点検計画図及び定期点検記録図 (別紙様式 7・D・g /JwwCAD 形式)
 - 改善が必要な箇所に状況・改善方法・写真番号を落とし込むこと。
 - ・配置図 S : 1/1000 程度
 - ・各階平面図 S : 1/400 程度
 - ・各棟立面図 S : 1/400 程度
- ④写真 (別紙様式③/Excel データ)
 - 改善計画図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること。
 - また、改善方法も記入しておくこと。

オ. 施設点検

- ①点検入力シート (Excel データ)
- ②既存建築物調査票 (別紙様式④/Excel データ)
- ③既存建築物点検記録図 (別紙様式⑤/JwwCAD データ)
 - 既存建築物調査票に対応した棟番号を落とし込むこと
 - ・配置図 S : 1/1000 程度
- ④点検記録写真 (別紙様式⑥/Excel データ)
 - 既存建築物点検記録図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること

カ. 遊具点検（幼稚園のみ）

- ①遊具定期点検報告書 (Excel データ)
- ②遊具総括表、学校ごとの総括表 (Excel データ)
- ③配置図、平面図、姿図 (JwwCAD データ)
総括表に対応した写真番号、遊具名及び点検内容を落とし込むこと
- ④遊具履歴書 (Excel データ)
写真貼り付け

(2) 定期点検結果 要是正指摘事項一覧表 (Excel データ)

(3) その他職員が指示する書類

2. 提出部数

番号	点検項目	綴り方	部数
1	(1) ア. 建築点検 (2) 定期点検結果	学校ごとにまとめて綴じる	1冊
2	(1) イ. 設備点検	学校ごとにまとめて綴じる	1冊
3	(1) ウ. 防火設備点検	学校ごとにまとめて綴じる	1冊
4	(1) エ. 施設点検 (1) オ. 遊具点検(幼稚園のみ)	それぞれの点検ごとに、学校ごとにまとめて綴じる	1冊
5	(1) ア. 建築点検 (1) イ. 設備点検 (1) ウ. 防火設備点検 (1) エ. 施設点検 (1) オ. 遊具点検(幼稚園のみ)	建築点検を実施する学校について各学校ごとにまとめて1冊に綴じる	学校数
6	(1) イ. 設備点検 (1) ウ. 防火設備点検	建築点検を実施しない学校について各学校ごとにまとめて1冊に綴じる	学校数

※提出物の各ファイルの背表紙に、年度、委託業務名、点検項目、5・6については学校名をラベリングすること

業務委託契約書

21005016

1 委託業務名	吹田市立第二中学校ほか17校建築物・建築設備定期点検業務														
2 場所	吹田市岸部北1丁目21番1号ほか														
3 履行期間	令和3年10月1日 から 令和4年2月28日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	9	5	7	0	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	8	7	0	0	0	0	0
5 契約の保証	第3条第1項第1号 (契約保証金の額は、契約金額の100分の5に相当する額以上とする。)														
6 適用除外条項															

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年10月1日

発注者 吹田市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府吹田市佐井寺3丁目1番5 - 206号
一級建築士事務所ヴァルプラン
代表者 高橋 慶郎

①

(総 則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

建築物・建築設備定期点検業務委託仕様書

-
-
- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 1. 委託業務名 | 吹田市立第二中学校ほか 17 校建築物・建築設備定期点検業務 |
| 2. 場所 | 吹田市岸部北 1 丁目 2 1 番 1 号ほか |
| 3. 履行期間 | 契約締結日から令和 4 年 2 月 2 8 日まで |
| 4. 点検施設及び規模 | 別紙 1 のとおり |
-
-

I. 定期点検仕様

1. 点検業務内容

- | | |
|------------|--|
| (1) 建築点検 | ・ 建築基準法第 1 2 条第 2 項に基づく建築点検（外壁全面調査を含む）
外装仕上げ材等の全面調査については、赤外線調査で行うものとする |
| (2) 設備点検 | ・ 建築基準法第 1 2 条第 4 項に基づく建築設備点検
・ 消防法の多量火気使用場所の防火区画（令 1 3 条 1 項 給食調理場の
2 0 0 m ² 区画）の有無及び区画方法の点検
※排煙設備、非常用照明設備及び昇降機設備は点検対象から除く |
| (3) 防火設備点検 | ・ 建築基準法第 1 2 条第 4 項に基づく防火設備点検 |
| (4) 施設点検 | ・ 市有建築物保全システムに基づく簡易点検
・ 敷地内既存建築物の法適合性確認点検 |

2. 点検者の資格

- | | |
|-------------------------------------|--|
| (1) 点検者は当該点検業務に必要な次のいずれかの資格を有する者とする | ・ 一級建築士（すべての点検業務が可、敷地内既存建築物の法適合性確認点検時必要）
・ 二級建築士（すべての点検業務が可）
・ 特定建築物調査員資格者（建築物の敷地及び構造の点検に必要）
・ 建築設備検査員資格者（昇降機以外の建築設備の点検に必要）
・ 防火設備検査員資格者（防火設備の点検に必要） |
| (2) 点検の実施に先立ち次の事項について書面をもって通知すること | ・ 氏名、生年月日、経歴書、点検に関する資格を証明するもの |

3. 点検方法

- | | |
|------------|--|
| (1) 建築点検 | ・ 建築基準法第 1 2 条第 2 項に基づく建築点検
《平成 2 0 年国土交通省告示第 2 8 2 号に定める検査項目、事項、方法による点検》 |
| (2) 設備点検 | ・ 建築基準法第 1 2 条第 4 項に基づく建築設備点検
《平成 2 0 年国土交通省告示第 2 8 5 号に定める検査項目、事項、方法による点検》 |
| (3) 防火設備点検 | ・ 建築基準法第 1 2 条第 4 項に基づく防火設備点検
《平成 2 8 年国土交通省告示第 7 2 3 号の定める検査項目、事項、方法による点検》 |
| (4) 施設点検 | ・ 点検入力シート（指定様式）による
・ 既存建築物調査票（指定様式）による |

〈参考資料〉

（建築物・建築設備）国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン

監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室発行 財団法人建築保全センター

4. 点検結果の報告

別紙2の提出書類に基づき作成のこと

II. 定期点検図面作成要領

1. 定期点検図面の作成

新設された学校、増築、改修等を行った学校については、図面を作成もしくは修正すること

点検用の図面データに点検結果を記入すること

別紙図枠（指定様式）を用いて作成すること

(1) 建築点検図面

- ・配置図（A3 S：1/1000 程度）

敷地・建物周辺の点検結果、写真番号を引き出し線で記入すること

- ・平面図（A3 S：1/400 程度）

各棟ごとに作成し、点検結果、写真番号を引き出し線で記入すること

- ・立面図（A3 S：1/400 程度）

各棟ごとに作成し、点検結果、写真番号を引き出し線で記入すること

(2) 設備点検図面

- ・配置図（A3 S：1/1000 程度）

敷地内の各設備がある場所を記入すること

- ・平面図（A3 S：1/100 程度）

換気設備、防火ダンパー及び給排水設備等の位置を記入すること

点検結果、写真番号を引き出し線で記入すること

(3) 防火設備点検図面

- ・平面図（A3 S：1/400 程度）

区画の種類、防火設備の位置、写真番号を記入すること

(4) 施設点検図面（敷地内既存建築物の法適合性確認点検）

- ・配置図（A3 S：1/1000 程度）

敷地内既存建築物の位置、写真番号を記入すること

III. 貸与資料

業務の実施に先立ち、必要に応じ関係資料を貸与する。なお、発注者が請求した場合や業務が終了した場合には速やかに返却すること

- ・点検記録簿関係書類
- ・図面（CAD データを含む）

一般事項

- (1) 点検者は、点検の実施（測定、計測を含む）にあたり関係者と協議し、施設利用者等の安全に十分配慮すること。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
その他費用負担が不明確なものについては、双方協議の上決定する。
- (3) 業務の実施にあたっては、既存設備または他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに施設管理担当者に報告し、その指示に従い修復すること。
- (4) 業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。
- (5) 本書に定めのない事項については施設管理担当者と協議し、その指示に従うとともに議事録を作成して提出すること。
- (6) 本業務で知り得た事項及び関連資料を当該業務に関わるもの以外に漏洩してはならない。
- (7) 著作権、特許権その他の第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者が行う。
- (8) 施設管理者の立会い
点検の実施に関しては、施設管理者が立合うことがある。
また、受注者側から施設管理者に立会いを求める場合は、あらかじめ申し出ること。
- (9) 調査は、下記の事項について本市担当者と協議の上行こと。
 - ① 図面照合
 - ② 建物履歴調査
 - ③ 現地調査
- (10) 点検結果については、本市担当者に十分な説明を行うこと。
- (11) その他疑義が生じた場合には、速やかに本市担当者と協議すること。

点検施設一覧

別紙1

番号	施設名	場所	最も古い 校舎の 建築年度	延べ面積	主たる 構造	最 階 高 数	建築点検 施設点検 (既存建築 物調査含)	設備点検	防火設備 点検	外壁 全面調査
1	第一中学校	吹田市千里山西2丁目2番1号	S39	約8,200	RC	4	-	○	○	-
2	佐井寺中学校	吹田市五月が丘南5番1号	S58	約8,600	RC	5	-	○	○	-
3	豊津中学校	吹田市垂水町3丁目32番50号	S35	約7,600	RC	4	-	○	○	-
4	千里丘中学校	吹田市青葉丘南15番1号	S52	約6,600	RC	4	-	○	○	-
5	高野台中学校	吹田市高野台4丁目5番1号	S38	約5,800	RC	3	-	○	○	-
6	青山台中学校	吹田市青山台4丁目2番1号	S39	約8,100	RC	4	-	○	○	-
7	第六中学校	吹田市穂波町16番1号	S44	約6,200	RC	4	-	○	○	-
8	片山中学校	吹田市竹谷町35番1号	S52	約9,000	RC	4	-	○	○	-
9	山田中学校	吹田市山田市場15番1号	S36	約6,300	RC	4	-	○	○	-
10	西山田中学校	吹田市山田西2丁目11番1号	S54	約6,900	RC	4	-	○	○	-
11	山田東中学校	吹田市山田東4丁目33番1号	S61	約7,600	RC	5	-	○	○	-
12	古江台中学校	吹田市古江台1丁目1番1号	S47	約6,300	RC	4	-	○	○	-
13	第二中学校	吹田市岸部北1丁目21番1号	S47	約14,700	RC	4	○	○	○	-
14	第三中学校	吹田市中の島町3番51号	S47	約7,100	RC	4	○	○	○	○
15	第五中学校	吹田市幸町21番1号	S35	約6,700	RC	4	○	○	○	-
16	南千里中学校	吹田市桃山台4丁目2番1号	S55	約6,700	RC	4	○	○	○	-
17	豊津西中学校	吹田市豊津町6番1号	S50	約8,200	RC	4	○	○	○	○
18	竹見台中学校	吹田市竹見台1丁目3番1号	S42	約7,500	RC	3	○	○	○	-

提出書類

1. 提出書類

(1) 定期点検結果報告書

ア. 建築点検

- ①建築物定期点検報告書 (別紙様式 1 /Excel データ)
 - ②建築物定期点検結果書 (別紙様式 2 /Excel データ)
 - ③定期点検報告概要書 (建築物) (別紙様式 3 /Excel データ)
 - ④点検結果表 1 ～ 3 (別紙様式 4 /Excel データ)
 - ⑤点検結果表特記事項 (別紙様式 5 /Excel データ)
 - ⑥点検結果表 (既存不適格) 特記事項 (別紙様式 6 /Excel データ)
 - ⑦定期点検計画図及び定期点検記録図 (別紙様式 7 /JwwCAD 形式)
 写真番号を落とし込み、点検結果を引き出し線で記入すること
 - ・配置図 S : 1/1000 程度
 - ・各階平面図 S : 1/400 程度
 - ・各棟立面図 S : 1/400 程度
 - ⑧点検記録写真 (別紙様式 8 /Excel データ)
 定期点検記録図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること
 - ⑨外壁全面調査赤外線調査報告書 (任意様式)
- ※④～⑧は、棟ごとに作成すること

イ. 設備点検

- ①建築設備定期点検報告書 (別紙様式 A /Excel データ)
- ②定期点検報告概要書 (建築設備) (別紙様式 B /Excel データ)
- ③点検結果表 1 ～ 3 (別紙様式 C-1 ～ 3 /Excel データ)
- ④点検結果表特記事項 (別紙様式 5 /Excel データ)
- ⑤点検結果表 (既存不適格) 特記事項 (別紙様式 6 /Excel データ)
- ⑥法第 28 条第 2 項又は第 3 項に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く) の換気状況評価表 (別表 1 /Excel データ)
 *中央管理方式の空気調和設備の調査は夏季・冬季等の負荷の大きな日を設定すること
- ⑦換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (別表 2 /Excel データ)
- ⑧定期点検計画図及び定期点検記録図 (別紙様式 D /JwwCAD 形式)
 写真番号を落とし込み、点検結果を引き出し線で記入すること
 - ・配置図 S : 1/1000 程度
 - ・各階平面図 S : 1/100 程度
- ⑨点検記録写真 (別紙様式 8 /Excel データ)
 定期点検記録図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること

ウ. 防火設備点検

- ①防火設備点検報告書 (別紙様式 a /Excel データ)
- ②防火設備定期点検結果書 (別紙様式 b /Excel データ)
- ③定期点検報告概要書 (防火設備) (別紙様式 c /Excel データ)
- ④防火設備点検結果表 1～4 (別紙様式 d-1～4 /Excel データ)
- ⑤防火設備点検結果表特記事項 (別紙様式 e /Excel データ)
- ⑥防火設備点検結果表 (既存不適合) 特記事項 (別紙様式 f /Excel データ)
- ⑦定期点検計画図及び定期点検記録図 (別紙様式 g /JwwCAD 形式)
 - 写真番号を落とし込み、点検結果を引き出し線で記入すること
 - ・配置図 S : 1/1000 程度
 - ・各階平面図 S : 1/400 程度 (面積区画、堅穴区画、消防法を分けて記入のこと)
 - ・各棟立面図 S : 1/400 程度
- ⑧点検記録写真 (別紙様式 h /Excel データ)
 - 定期点検記録図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること
 - 防火設備の位置を記入し、点検表に対応した写真番号を記入すること

エ. 改善計画

- ①改善計画書 (別紙様式①/Excel データ)
- ②棟別改善事項一覧表 (別紙様式②/Excel データ)
- ③定期点検計画図及び定期点検記録図 (別紙様式 7・D・g /JwwCAD 形式)
 - 改善が必要な箇所に状況・改善方法・写真番号を落とし込むこと。
 - ・配置図 S : 1/1000 程度
 - ・各階平面図 S : 1/400 程度
 - ・各棟立面図 S : 1/400 程度
- ④写真 (別紙様式③/Excel データ)
 - 改善計画図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること。
 - また、改善方法も記入しておくこと。

オ. 施設点検

- ①点検入力シート (Excel データ)
- ②既存建築物調査票 (別紙様式④/Excel データ)
- ③既存建築物点検記録図 (別紙様式⑤/JwwCAD データ)
 - 既存建築物調査票に対応した棟番号を落とし込むこと
 - ・配置図 S : 1/1000 程度
- ④点検記録写真 (別紙様式⑥/Excel データ)
 - 既存建築物点検記録図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること

カ. 遊具点検（幼稚園のみ）

- ①遊具定期点検報告書 (Excel データ)
- ②遊具総括表、学校ごとの総括表 (Excel データ)
- ③配置図、平面図、姿図 (JwwCAD データ)
総括表に対応した写真番号、遊具名及び点検内容を落とし込むこと
- ④遊具履歴書 (Excel データ)
写真貼り付け

(2) 定期点検結果 要是正指摘事項一覧表 (Excel データ)

(3) その他職員が指示する書類

2. 提出部数

番号	点検項目	綴り方	部数
1	(1) ア. 建築点検 (2) 定期点検結果	学校ごとにまとめて綴じる	1冊
2	(1) イ. 設備点検	学校ごとにまとめて綴じる	1冊
3	(1) ウ. 防火設備点検	学校ごとにまとめて綴じる	1冊
4	(1) エ. 施設点検 (1) オ. 遊具点検(幼稚園のみ)	それぞれの点検ごとに、学校ごとにまとめて綴じる	1冊
5	(1) ア. 建築点検 (1) イ. 設備点検 (1) ウ. 防火設備点検 (1) エ. 施設点検 (1) オ. 遊具点検(幼稚園のみ)	建築点検を実施する学校について各学校ごとにまとめて1冊に綴じる	学校数
6	(1) イ. 設備点検 (1) ウ. 防火設備点検	建築点検を実施しない学校について各学校ごとにまとめて1冊に綴じる	学校数

※提出物の各ファイルの背表紙に、年度、委託業務名、点検項目、5・6については学校名をラベリングすること

建築物定期点検報告書

令和 年 月 日

学校管理課長 あて

点検者 所属名称

代表者名 ㊟

点検者氏名 ㊟

資格・番号

下記建築物について、定期点検した結果は別紙のとおりです。

記

業務名			
施設	1	名称	
		所在地	
	2	名称	
		所在地	
	3	名称	
		所在地	
	4	名称	
		所在地	
	5	名称	
		所在地	
	6	名称	
		所在地	
	7	名称	
		所在地	
業務期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		

建築物定期点検結果書

施設	名称				
	所在地				
指摘事項			指摘内容		指摘内容及び改善内容
			不適合有	要注意有	
1	敷地の調査状況について	<input type="checkbox"/> 地盤			
		<input type="checkbox"/> 擁壁			
		<input type="checkbox"/> その他()			
2	一般構造の調査状況について	<input type="checkbox"/> 採光			
		<input type="checkbox"/> 換気設備の設置			
		<input type="checkbox"/> その他()			
3	構造強度の調査状況について	<input type="checkbox"/> 構造部材の耐久			
		<input type="checkbox"/> 土台及び基礎			
		<input type="checkbox"/> 屋根葺き材等の緊結			
		<input type="checkbox"/> その他の構造耐力上 主要な部分の構造強度			
		<input type="checkbox"/> その他()			
4	耐火構造等の調査状況について	<input type="checkbox"/> 耐火構造			
		<input type="checkbox"/> 防火設備			
		<input type="checkbox"/> 防火区画			
		<input type="checkbox"/> その他()			
5	避難施設等の調査状況について	<input type="checkbox"/> 戸、屋外への出口等			
		<input type="checkbox"/> 廊下、バルコニー、 屋外広場等			
		<input type="checkbox"/> 階段			
		<input type="checkbox"/> 排煙設備の設置			
		<input type="checkbox"/> 非常用照明装置の設備			
		<input type="checkbox"/> 非常用の進入口			
		<input type="checkbox"/> 敷地内の通路			
		<input type="checkbox"/> 非常用の昇降機の設置			
		<input type="checkbox"/> その他()			
6	その他の設備等の調査状況について	<input type="checkbox"/> 給水・排水配管の状況			
		<input type="checkbox"/> 受水槽の状況			
		<input type="checkbox"/> 高架水槽の状況			
		<input type="checkbox"/> その他()			

定期点検報告概要書(建築物)

調査等の概要

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】 スイタシ
【ロ. 氏名】 吹田市
【ハ. 郵便番号】 564-8550
【ニ. 住所】 吹田市泉町1丁目3番40号

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】 スイタシキョウクイインカイ ガッコウキョウイクブ ガッコウカンリカ
【ロ. 氏名】 吹田市教育委員会 学校教育課 学校管理課
【ハ. 郵便番号】 564-0027
【ニ. 住所】 吹田市朝日町3番408号

【3. 点検者】
(代表となる点検者)

【イ. 資格等】 ()建築士 ()登録 第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録調査資格者講習を完了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 勤務先】 ()建築士事務所 ()知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格等】 ()建築士 ()登録 第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録調査資格者講習を完了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 勤務先】 ()建築士事務所 ()知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ト. 電話番号】

【4. 点検対象建築物】

【イ. 所在地】
【ロ. 名称のフリガナ】
【ハ. 名称】
【ニ. 用途】

【5. 調査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】
【ハ. 改善予定の有無】 有(令和 年 月に改善予定) 無
【ニ. その他特記事項】

【6. 点検の状況】

【イ. 今回の調査】 令和 年 月 日実施
【ロ. 前回の調査】 実施(平成 年 月 日報告) 未実施 対象外

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】

【イ. 防火地域】 防火地域 準防火地域
 その他() 指定なし

【ロ. 用途地域】

【2. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造
 鉄骨造 その他()

【ロ. 階数】 地上 階 地下 階

【ハ. 敷地面積】 m²

【ホ. 延べ面積】 m²

点検結果表-1

(様式 4)

(点検施設名)		
当該点検に 関与した点 検者		氏 名
	代表となる点検者	
	その他の点検者	

番号	調査項目	点検結果			特記事項の有無	関係法令	
		指摘なし	要正 既存 不適格	経過観察			
1 敷地及び地盤							
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況				法第19条第2項	
(2)	敷地	敷地内の排水の状況				法第19条第1項、第3項	
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況				令第127条, 128条, 128条の2	
(4)		有効幅員の確保の状況				令第128条, 128条の2	
(5)		敷地内の通路の支障物の状況				令第127条, 128条, 128条の2	
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況				令第61条、令第62条の8	
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況					
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				法第19条第4項, 令第142条	
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況					
2 建築物の外部							
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況				令第38条	
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況					
(3)	土台 (木造に限る。)	土台の沈下等の状況				令第42条	
(4)		土台の劣化及び損傷の状況					
(5)	外壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況			法第23条, 法第24条, 法第25条, 法第64条, 令第109条	
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			令第49条	
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			令第39条, 令第57条	
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			令第39条, 令第62条の6, 令第62条の7	
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			令第64条, 令第66条		
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			令第39条, 令第79条, 令第79条の3		
(11)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等 (乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況			令第39条	
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況				
(13)			金属系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況				
(14)			コンクリート系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況				
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況			令第39条		
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況			令第39条, S46告示第109号		
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況			令第39条	
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
3 屋上及び屋根							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況					
(2)	屋上周り (屋上面を除く。)	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況				令第39条	
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝 (ドレーンを含む。) の劣化及び損傷の状況					
(6)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の防火対策の状況				法第22条, 63条, 84条の2, 令第107条, 107条の2, 108条, 108条の3, 109条の3, 109条の5, 136条の9, 136条の10	
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況				令第39条第1項	
(8)	機器及び工作物 (冷却等設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況				令第129条の2の4	
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
4 建築物の内部							
(1)	防火区画	令第112条第9項に規定する区画の状況				令第112条第9項	
(2)		令第112条第1項から第3項まで又は同条第5項から第8項までの各項に規定する区画の状況				令第112条第1項～第9項	
(3)		令第112条第12項又は第13項に規定する区画の状況				令第112条第12項, 第13項	
(4)		防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況				令第112条第10項, 第11項
(5)			令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				

点検結果表-2

(様式 4)

番号	調査項目	点検結果			特記事項の有無	関係法令	
		指摘なし	要是正 既 存 不適格	経過観察			
(6)	壁の室内に面する部分	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				令第49条	
(7)		組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				令第39条, 令第57条	
(8)		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				令第39条, 令第62条の6, 令第62条の7	
(9)		鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				令第64条, 令第66条	
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				令第39条, 令第79条, 令第79条の3	
(11)		一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。)	準耐火性能等の確保の状況				令第112条, 令第115条の2の2
(12)			部材の劣化及び損傷の状況				
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況				法第27条, 令第107条, 令第107条の2, 令第108条の3
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				令第112条第15項, 第16項, 令第129条の2の5, H12告示1376号, H12告示1422号
(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況				令第114条
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況				法第35条の2, 令第112条, 令第128条の3の2~129条, H12告示1439号
(17)		床	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				令第49条
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				令第64条, 令第66条
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				令第39条, 令第79条, 令第79条の3
(20)	準耐火性能等の確保の状況					令第112条, 令第115条2の2	
(21)	部材の劣化及び損傷の状況						
(22)	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況					令第112条第15項, 第16項, 令第129条の2の5	
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況			法第35条の2, 令第112条, 令第128条の3の2~129条, H12告示1439号	
(24)		特定天井	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況			令第39条	
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況			令第39条	
(26)	防火設備(防火扉、シャッターその他これらに類するものに限る。)	区画に対応した防火設備の設置の状況				令第112条, S48告2563号, S48告2564号	
(27)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況					
(28)		昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況					
(29)		防火戸の開放方向				令第123条	
(30)		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備(以下「常閉防火設備」という)の本体と枠の劣化及び損傷の状況					
(31)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況				令第112条, S48告2563号, H12告1369号	
(32)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況					
(33)	常閉防火扉の固定の状況						
(34)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況				令第39条	
(35)		防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況					
(36)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況				法第28条第1項, 法第19条第1項, 令第20条	
(37)		採光の妨げとなる物品の放置の状況					
(38)		換気のための開口部の面積の確保の状況				法第28条第2項, 3項, 令第20条の2, 令第20条の3, 令第129条の2の6	
(39)		換気設備の設置の状況					
(40)		換気設備の作動の状況					
(41)	換気の妨げとなる物品の放置の状況						
(42)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの(以下「吹付け石綿等」という。)の使用の状況				法第28条の2, H18告1172号	
(43)		吹付け石綿等の劣化の状況				法第28条の2	
(44)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況					
(45)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					

点検結果表-3

(様式 4)

番号	調査項目	点検結果			特記事項の有無	関係法令
		指摘なし	要是正 既 存 不適格	経過観察		
5 避難施設等						
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況				令第120条, 121条, 122条
(2)	廊下	幅の確保の状況				令第119条
(3)		物品の放置の状況				
(4)	出入口	出入口の確保の状況				令第118条, 124条, 125条, 125条の9
(5)		物品の放置の状況				
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況				令第126条
(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況				令第121条
(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況				
(9)		物品の放置の状況				
(10)		避難器具の操作性の確保の状況				
(11)	階段	直通階段の設置の状況				令第120条, 121条, 122条, 123条, 124条
(12)		幅の確保の状況				令第23条, 24条, 124条
(13)		手すりの設置の状況				令第25条
(14)		物品の放置の状況				
(15)		階段各部の劣化及び損傷の状況				
(16)	屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況				令第123条
(17)	階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況				令第121条の2, 令第123条第2項
(18)		開放性の確保の状況				
(19)	特別避難階段	令第123条第3項第一号に規定するバルコニー（以下単に「バルコニー」という。）又は付室（以下単に「付室」という。）の構造及び面積の確保の状況				令第122条, 令第123条
(20)		階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の設置の状況				S44告示1728号
(21)		付室等の排煙設備の作動の状況				
(22)		付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(23)		物品の放置の状況				
(24)	排煙設備等	防煙区画の設置の状況				令第126条の3
(25)		防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況			
(26)			可動式防煙壁の作動の状況			
(27)	排煙設備	排煙設備の設置の状況				令第126条の2, 126条の3, H12告示1436, 1441, 1442, 1437
(28)			排煙設備の作動の状況			
(29)			排煙口の維持保全の状況			
(30)	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況				令第126条の6, 126条の7
(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況			
(32)	その他の設備等	令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー（以下単に「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況				法第34条第2項, 令第129条の13の3, S45告示1833号
(33)		昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー等」という。）の排煙設備の設置の状況				
(34)		乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況				
(35)		乗降ロビー等の付室の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(36)		物品の放置の状況				
(37)		非常用エレベーターの作動の状況				令第129条の13の3
(38)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況				令第126条の4, 126条の5
(39)			非常用の照明装置の作動の状況			
(40)			照明の妨げとなる物品の放置の状況			
6 その他						
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況			H14告示666号
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況			
(3)	免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）				H12告示2009号
(4)			上部構造の可動の状況			
(5)	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況				法第33条, 令第129条の14, 129条の15
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況			令第115条, 139条, 令第129条の2の4
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況			
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況			
(9)		付帯金物の劣化及び損傷の状況				法第88条, 令第138条, 139条

		点 検 項 目	
A. 敷地・ 地盤 関係	1. 敷地・地盤	①地盤の状況	
		②敷地の状況	
	2. 空地・通路等	①空地・通路等の管理状況	
		②避難通路等の管理状況	
		③舗装等の劣化・損傷状況	
	3. 工作物等	①ブロック塀・コンクリート塀等の劣化・損傷状況	
		②擁壁・がけ等の劣化・損傷状況	
		③屋外機器の劣化・損傷状況	
		④植栽の管理状況	
	B. 外 壁 関 係	1. 外壁の防火性能	①防火対策の状況
2. 建物躯体		①土台および基礎の状況	
		②建物躯体の劣化・損傷状況	
3. 外壁仕上げ材等		①タイル・モルタル・石貼り等の劣化・損傷状況	
		②パネル面の劣化・損傷状況	
		③シーリング材等の劣化・損傷状況	
4. 窓・サッシ等		①サッシ等の維持保全状況	
		②サッシ等の劣化・損傷状況	
		③ガラスの固定状況	
5. 看板・空調室外機等		①緊結等の状況	
	②劣化・損傷状況		
C. 屋 上 ・ 屋 根	1. 防 水 層	①防水保護層の劣化・損傷状況	
		②露出防水層の劣化・損傷状況	
	2. 屋上・屋根面	①パラペット等の劣化・損傷状況	
		②排水状況	
		③屋根ふき材等の劣化・損傷状況	
		④屋根ふき材等の防火性能	
		⑤出入口の状況	
	3. 機器・工作物	①緊結等の状況	
		②劣化・損傷状況	
	4. 煙 突	①緊結等の状況	
②劣化・損傷状況			
D. 建 物 内 部	1. 防火区画等の構成	①防火区画を構成する床・壁・柱はりの状況	
		②吹抜けなどのたて穴区画の状況	
		③面積区画・異種用途区画の状況	
		④防火区画の外周部の処置状況	
		⑤界壁等の状況	
	2. 防火設備（扉等）	①防火扉等の設置状況	
		②防火扉等の維持保全状況	
	3. 防火設備	①防火シャッターの設置状況	
		②防火シャッターの保全状況	
	4. 防火区画貫通部	①ダクト・配線・配管等の区画貫通部の処置状況	
5. 内装・収納物等	①内装材の状況		
	②家具・照明器具・懸垂物等の状況		
6. 建物躯体等	①建物躯体の劣化・損傷状況		
	②耐火被覆の状況		
7. 居室の採光・換気	①採光の確保状況		
	②換気設備の状況		
8. 雨漏り・漏水等	①雨漏り・漏水の状況		
	②石綿等を添加した建築材料		
E. 避 難 施 設 ・ 非 常 用 進 入 口 等	1. 避難経路等	①避難出口・通路・屋上広場の状況	
		②2方向避難の確保状況	
		③避難バルコニーの状況	
	2. 階 段	①階段の状況（共通）	
		②屋外階段の状況	
		③特別避難階段の状況	
	3. 排煙設備	①排煙区画・排煙設備の状況	
	4. その他の設備等	①非常用進入口等の状況	
		②非常用エレベーターの状況	
③非常用照明装置の状況			
F そ の 他	1. 避雷設備		
	①劣化及び損傷の状況		
施設名			
図面名			
縮 尺	A 3 : 1 / 4 0 0	番 号	
	A 1 : 1 / 2 0 0		

点検記録写真

部位	写真番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
		特記事項	
部位	写真番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
		特記事項	
部位	写真番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
		特記事項	

建 築 設 備 定 期 点 検 報 告 書

令和 年 月 日

学校管理課長 あて

点検者 所属名称

代表者名 (印)

点検者氏名 (印)

資格・番号

下記学校の建築設備について、定期点検した結果は別紙のとおりです。

記

業 務 名			
施 設	1	名 称	
		所 在 地	
	2	名 称	
		所 在 地	
	3	名 称	
		所 在 地	
	4	名 称	
		所 在 地	
	5	名 称	
		所 在 地	
	6	名 称	
		所 在 地	
	7	名 称	
		所 在 地	
業務期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日

定期点検報告概要書(建築設備)

調査等の概要

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】 スイタシ
 【ロ. 氏名】 吹田市
 【ハ. 郵便番号】 564-8550
 【ニ. 住所】 吹田市泉町1丁目3番40号

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】 スイタシキョウイクタイインカイ ガッコウキョウイクブ ガッコウカンリカ
 【ロ. 氏名】 吹田市教育委員会 学校教育部 学校管理課
 【ハ. 郵便番号】 564-0027
 【ニ. 住所】 吹田市朝日町3番408号

【3. 点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格等】 ()建築士 ()登録 第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録調査資格者講習を完了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

()建築士事務所 ()知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格等】 ()建築士 ()登録 第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録調査資格者講習を完了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

()建築士事務所 ()知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【4. 点検対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【5. 調査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有(令和 年 月に改善予定) 無

【ニ. その他特記事項】

【6. 点検の状況】

【イ. 今回の調査】 令和 年 月 日実施

【ロ. 前回の調査】 実施(平成 年 月 日報告) 未実施 対象外

建築設備の状況等

【1. 換気設備の概要】

- 【イ. 無窓居室】 自然換気設備(系統 室) 機械換気設備(系統 室)
中央管理方式の空気調和設備(系統 室)
その他(系統 室)
- 【ロ. 火気使用室】 自然換気設備(系統 室) 機械換気設備(系統 室)
その他(系統 室) 無
- 【ハ. 居室等】 自然換気設備(系統 室) 機械換気設備(系統 室)
中央管理方式の空気調和設備(系統 室)
その他(系統 室)
- 【ニ. 空気調和設備・冷暖房設備】 個別パッケージ 全空気 ヒートポンプ
ファンコイルユニット併用 その他()
- 【ホ. 防火ダンパーの有無】 有 無

【2. 排煙設備の概要】

- 【イ. 避難安全検証法等の適用】 階避難安全検証法(階) 全館避難安全検証法
その他()
- 【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】
吸引式(区画) 給気式(区画) 加圧式(区画) 無
- 【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】
吸引式(区画) 給気式(区画) 加圧式(区画) 無
- 【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】
吸引式(区画) 給気式(区画) 加圧式(区画) 無
- 【ホ. 居室等】 吸引式(区画) 給気式(区画) 加圧式(区画) 無
- 【ヘ. 予備電源】 蓄電池 自家用発電装置 直結エンジン 無

【3. 非常用の照明装置の概要】

- 【イ. 照明器具】 白熱灯(灯) 蛍光灯(灯) その他(灯)
- 【ロ. 予備電源】 蓄電池(内蔵型) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
蓄電池(別置型) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
自家用発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
蓄電池(別置形)・自家用発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)

【4. 給水設備及び排水設備の概要】

- 【イ. 飲料水の配管設備】 給水タンク(基 m³) 貯水タンク(基 m³)
その他()
- 【ロ. 排水設備】 排水槽 (汚水槽 雑排水槽 合併槽 雨水槽・湧水槽)
排水再生利用配管設備 その他()
- 【ハ. 圧力タンクの有無】 有 無
- 【ニ. 給湯方式】 局所式 中央式
- 【ホ. 湯沸器】 開放式燃焼器 半密閉式燃焼器 密閉式燃焼器
その他()

点検結果表－1
(換気設備)

(様式 C-1)

(点検施設名)	
当該点検に関与した点検者	氏 名

番号	調査項目	点検結果			特記事項の有無	
		指摘なし	要是正 既 存 不適格	経過観察		
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）					
(1)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に解放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況				
(2)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況				
(3)		各室の給気口及び排気口の設置位置				
(4)		各室の給気口及び排気口の取付けの状況				
(5)		風道の取付けの状況				
(6)		風道の材質				
(7)		給気機又は排気機の設置の状況				
(8)		換気扇による換気の状況				
(9)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各系統の換気量				
(10)		各室の換気量				
(11)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(12)	中央管理方式の空気調和設備 空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況				
(13)		空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況				
(14)		空気調和設備の運転の状況				
(15)		空気ろ過器の点検口				
(16)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離				
(17)	中央管理方式の空気調和設備 空気調和設備の性能	各室の温度				
(18)		各室の相対湿度				
(19)		各室の浮遊粉じん量				
(20)		各室の一酸化炭素含有率				
(21)		各室の二酸化炭素含有率				
(22)		各室の気流				
(23)		各室の吹き出し空気の分配の状況				

点検結果表－2
(換気設備)

(様式 C-2)

番号	調査項目	点検結果			特記事項の有無
		指摘なし	要是正	経過観察	
			既 存 不 適 格		
2 換気設備を設けるべき調理室等					
(1)	排気筒、排気フード及び煙突の材質				
(2)	排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況				
(3)	給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ				
(4)	自然換気設備及び機械換気設備 給気口、排気口及び排気フードの位置				
(5)	給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況				
(6)	排気筒及び煙突の断熱の状況				
(7)	排気筒及び煙突と可燃物、電線等との隔離距離				
(8)	煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況				
(9)	自然換気設備 煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）				
(10)	機械換気設備 換気筒に設ける防火ダンパーの設置の状況				
(11)	換気扇による換気の状況				
(12)	機械換気設備の換気量				
3 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等					
(1)	防火ダンパーの設置の状況				
(2)	防火ダンパーの取付けの状況				
(3)	防火ダンパーの作動の状況				
(4)	防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				
(5)	防火ダンパー等の 防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無				
(6)	防火ダンパーの温度ヒューズ				
(7)	壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況				
(8)	連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置				
(9)	連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況				

点検結果表－3
(給水設備及び排水設備)

(様式 C-3)

(点検施設名)	
当該点検に関与した点検者	氏 名

番号	調査項目	点検結果			特記事項の有無	
		指摘なし	要是正 既 存 不適格	経過観察		
1	飲料用の配管設備、排水設備					
(1)	飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	配管の取付けの状況				
(2)		配管の腐食及び漏水の状況				
(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況				
(4)		継手類の取付けの状況				
(5)		保温措置の状況				
(6)		防火区画等の貫通措置の状況				
(7)		配管の支持金物				
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況				
(9)		止水弁の設置の状況				
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況				
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況				
2	飲料水の配管設備					
(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況				
(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況				
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況				
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況				
(5)		給水ポンプの運転の状況				
(6)		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況				
(7)		給水タンク等の内部の状況				
(8)		給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況				
(9)	給湯設備（循環ポンプを含む。）	ガス湯沸器の取付けの状況				
(10)		給湯設備の腐食及び漏水の状況				
(11)		ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造				
3	排水設備					
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ				
(2)		排水槽の通気の状況				
(3)		排水漏れの状況				
(4)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況				
(5)	排水再利用配管設備（中水道を含む。）	雑用水の用途				
(6)		雑用水給水栓の表示の状況				
(7)		配管の標識等				
(8)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況				
(9)		消毒装置				
(10)	その他 排水管	衛生器具	衛生器具の取付けの状況			
(11)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況			
(12)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況			
(13)		排水管	公共下水道等への接続の状況			
(14)			雨水排水立て管の接続の状況			
(15)			排水の状況			
(16)			掃除口の取付けの状況			
(17)			雨水系統との接続の状況			
(18)			通気管の状況			
(19)			通気開口部の状況			
(20)			間接排水の状況			

別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）換気状況評価表（A4）

測定年月日	令和 年 月 日	測定機器 メーカー名			型式番号等	
階	室名	必要換気量 (m ³ /h)	換気方式	換気設備機種名 ^{*注1)}	換気状況の評価 ^{*注2)}	判定
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正

注1) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。

注2) 「換気状況の評価」欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。

これに代わる方法として、各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。

別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（A4）

測定年月日	令和 年 月 日		測定機器 メーカー名			型式番号等		
室番（場所）	使用器具	発熱量(kW)	換気型式(n)	必要換気量 (m ³ /h)	開口面積 (m ²)	測定風速*注) (m/s)	測定風量 (m ³ /h)	判定
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正

注) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所平均風速を記入する。

施設名				
図面名				
縮 尺		設計		番号
〇〇設計事務所株式会社			年月日	

点検記録写真

部位	写真番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
		特記事項	
部位	写真番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
		特記事項	
部位	写真番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
		特記事項	

防 火 設 備 点 検 報 告 書

令和 年 月 日

学校管理課長 あて

点検者 所属名称

代表者名 ㊟

点検者氏名 ㊟

資格・番号

下記建築物について、定期点検した結果は別紙のとおりです。

記

業 務 名			
施 設	1	名 称	
		所 在 地	
	2	名 称	
		所 在 地	
	3	名 称	
		所 在 地	
	4	名 称	
		所 在 地	
	5	名 称	
		所 在 地	
	6	名 称	
		所 在 地	
	7	名 称	
		所 在 地	
業務期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日

防火設備定期点検結果書

施設	名称				
	所在地				
指摘事項			指摘内容		指摘内容及び改善内容
			不適合有	要注意有	
1	防火扉	<input type="checkbox"/> 危害防止装置			
		<input type="checkbox"/> 連動機構			
		<input type="checkbox"/> その他()			
2	防火シャッター	<input type="checkbox"/> 駆動装置			
		<input type="checkbox"/> 危害防止装置			
		<input type="checkbox"/> 連動機構			
		<input type="checkbox"/> その他()			
3	耐火クロススクリーン	<input type="checkbox"/> 駆動装置			
		<input type="checkbox"/> 危害防止装置			
		<input type="checkbox"/> 連動機構			
		<input type="checkbox"/> その他()			
4	ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備	<input type="checkbox"/> 水源			
		<input type="checkbox"/> 加圧送水装置			
		<input type="checkbox"/> 連動機構			
		<input type="checkbox"/> その他()			

定期点検報告概要書(防火設備)

調査等の概要

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】 スイタシ
【ロ. 氏名】 吹田市
【ハ. 郵便番号】 564-8550
【ニ. 住所】 吹田市泉町1丁目3番40号

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】 スイタシキョウウイクイインカイ ガッコウキョウイクブ ガッコウカンリカ
【ロ. 氏名】 吹田市教育委員会 学校教育課 学校管理課
【ハ. 郵便番号】 564-0027
【ニ. 住所】 吹田市朝日町3番408号

【3. 点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格等】 ()建築士 ()登録 第 号
防火設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

()建築士事務所 ()知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格等】 ()建築士 ()登録 第 号
防火設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

()建築士事務所 ()知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【4. 点検対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【5. 点検による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有(令和 年 月に改善予定) 無

【ニ. その他特記事項】

【6. 点検の状況】

【イ. 今回の調査】 平成 年 月 日実施

【ロ. 前回の調査】 実施(平成 年 月 日報告) 未実施 対象外

防火設備の状況

【1. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

階避難安全検証法(階) 全館避難安全検証法

その他()

【ロ. 防火設備】

防火扉(枚) 防火シャッター(枚)

耐火クロススクリーン(枚) ドレンチャージャー(台)

その他(台)

【2. 備考】

防火設備点検結果表－1
(防火扉)

(様式 d-1)

(点検施設名)	
当該点検に関与した点検者	氏 名

番号	調 査 項 目		点検結果			特記事項の有無	
			指摘なし	要是正	経過観察		
							既 存 不 適 格
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況				
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(4)		危害防止装置	作動の状況				
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(6)			感知の状況				
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(9)			結線接続の状況				
(10)			接地の状況				
(11)			予備電源への切り替えの状況				
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(13)			容量の状況				
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(15)			再ロック防止機構の作動の状況				
(16)		総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況				
(17)			防火区画の形成の状況				
上記以外の点検項目							

防火設備点検結果表－2
(防火シャッター)

(様式 d-2)

(点検施設名)	
当該点検に関与した点検者	氏 名

番号	調査項目	点検結果			特記事項の有無	
		指摘なし	要是正	経過観察		
			既存不適格			
(1)	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)	駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※				
(3)		スプロケットの設置の状況※				
(4)		軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※				
(5)		ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況				
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況			
(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況				
(8)	ケース	劣化及び損傷の状況				
(9)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況				
(10)	危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況				
(11)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(12)		危害防止装置用予備電源の容量の状況				
(13)		座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況				
(14)		作動の状況				
(15)	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(16)		感知の状況				
(17)	温度ヒューズ装置	設置の状況				
(18)	連動機構	スイッチ類及び表示灯の状況				
(19)		結線接続の状況				
(20)		接地の状況				
(21)		予備電源への切り替えの状況				
(22)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(23)		容量の状況				
(24)	自動閉鎖装置	設置の状況				
(25)	手動閉鎖装置	設置の状況				
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況				
(27)		防火区画の形成の状況				
上記以外の点検項目						

防火設備点検結果表－3
(耐火クロススクリーン)

(様式 d-3)

(点検施設名)	
当該点検に関与した点検者	氏 名

番号	調査項目	点検結果			特記事項の有無
		指摘なし	要是正		
			既 存 不 適 格	経 過 観 察	
(1)	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)	駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況			
(3)	カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況			
(4)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(5)	ケース	劣化及び損傷の状況			
(6)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(7)	危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(8)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(9)		危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(10)		座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(11)		作動の状況			
(12)	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(13)		感知の状況			
(14)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(15)		結線接続の状況			
(16)		接地の状況			
(17)		予備電源への切り替えの状況			
(18)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(19)		容量の状況			
(20)	自動閉鎖装置	設置の状況			
(21)	手動閉鎖装置	設置の状況			
(22)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況			
(23)		防火区画の形成の状況			
上記以外の点検項目					

防火設備点検結果表－４
 (ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

(様式 d-4)

(点検施設名)	
当該点検に関与した点検者	氏 名

番号	調 査 項 目		点検結果			特記事項の有無
			指摘なし	要是正		
				既 存 不 適 格	経 過 観 察	
(1)	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況				
(2)	散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況				
(3)	開閉弁	開閉弁の状況				
(4)	排水設備	排水の状況				
(5)	水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況				
(6)		給水装置の状況				
(7)	ドレンチャー等 加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況				
(8)		結線接続の状況				
(9)		接地の状況				
(10)		ポンプ及び電動機の状況				
(11)		加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況				
(12)		加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(13)		加圧送水装置用予備電源の容量の状況				
(14)		圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況				
(15)	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(16)		感知の状況				
(17)	連動機構 制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況				
(18)		結線接続の状況				
(19)		接地の状況				
(20)		予備電源への切り替えの状況				
(21)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(22)		容量の状況				
(23)	自動作動装置	設置の状況				
(24)	手動作動装置	設置の状況				
(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況				
(26)		防火区画の形成の状況				
上記以外の点検項目						

防火設備等凡例

- Ⓐ …… 常時開放式特定防火設備 (省1369)「煙感知型自動閉鎖式」
- △ …… 常時開放式特定防火設備 (省1369)「熱感知型自動閉鎖式」
- Ⓑ …… 常時閉鎖式特定防火設備 (省1369)
- △ …… 常時開放式特定防火設備 (省1360)
- Ⓒ …… 常時閉鎖式防火設備 (省1360)
- 乙 …… 防火設備 (法2条9-2号口、省1360)
- …… 整穴区画
- …… 面積区画

施設名	吹田市立〇〇		
図面名			
縮尺	A3 : 1/400 A1 : 1/200	番号	/
	〇〇建築事務所	年月日	

点検記録写真

防火設備番号	写真番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
			特記事項

防火設備番号	写真番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
			特記事項

防火設備番号	写真番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
			特記事項

改善計画書

令和 年 月 日

長 あて

点検者 所属名称

代表者名

印

点検者氏名

印

資格・番号

下記建築物について、改善計画は別紙のとおりです。

記

業務名			
施設名	1	名称	
		所在地	
	2	名称	
		所在地	
	3	名称	
		所在地	
	4	名称	
		所在地	
	5	名称	
		所在地	
	6	名称	
		所在地	
	7	名称	
		所在地	
業務期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日

施設名称を記入してください

棟別 要改善事項一覧

(様式 ②)

棟等	危険度	要改善事項	対策
敷地・外構		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.	
〇〇棟		内部 1. 2. 3. 4. 5. 6. 外部 7. 8.	
△△棟		内部 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 外部 8. 9. 10.	

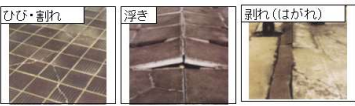
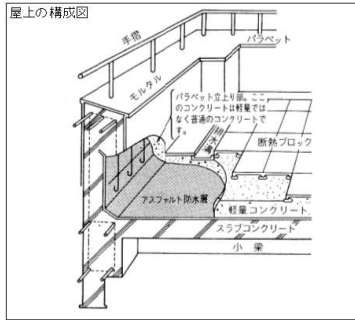
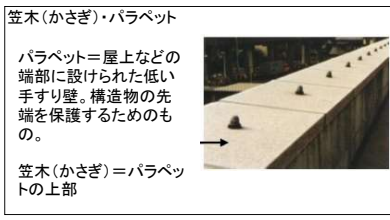




写真




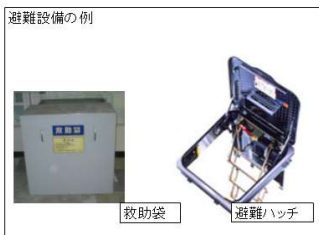
部位	写真番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
		特記事項・改善方法	
部位	写真番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
		特記事項・改善方法	
部位	写真番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
		特記事項・改善方法	

■点検入力シート

施設名称		施設所管部署	
施設所管部署担当者氏名		施設所管部署連絡先	
施設管理者氏名		施設連絡先	
点検者氏名		施設点検日	


番号	大項目	点検項目	点検の方法	不具合の有無 有: 1 無: 0 対象無: -	コメント (不具合の発生場所・状況) 「1」を記入した場合は、必ず不具合の場所や状況を記述ください。
i-1	構造	鉄筋コンクリートの柱や梁(はり)で、コンクリートに深いヒビ割れがあったり、コンクリートがはがれたり落下しているところはありませんか？ コンクリート内部から鉄筋が剥き出し(むきだし)になってきているところはありませんか？	・鉄筋コンクリート造の建物の場合、柱や梁(はり)を見て、図に例示するような深いヒビ割れやコンクリート剥離(はくり)、鉄筋の露出があればチェックしてください。   柱(はしら) = 建物の、土台の上に直立し、床・梁(はり)・床などを支えている垂直材。 梁(はり) = 屋根や上階の床の重さを受け支えるために、柱上に渡される水平材。		
i-2	構造	鉄骨の柱、梁(はり)、階段などでサビがひどいところはありませんか？	・鉄骨の柱、梁(はり)、階段などで、図に例示するようなひどい錆びが発生している箇所があればチェックしてください。軽微な錆びの場合はチェックしないでください。 		
i-3	構造	木造で、柱、梁(はり)、階段などで腐食の激しいところはありませんか？	・木造の柱、梁(はり)、階段などで、図に例示するような腐食の激しい箇所があればチェックしてください。 		
i-4	構造	建物全体で、柱、梁(はり)、床、壁、天井などの構造について、危険なところはありませんか？	・建物全体の柱、梁(はり)、床、壁、天井を通して、日常的に危険な箇所があればチェックしてください。 例: 柱が傾いている。梁(はり)がたわんでいる。床に不陸(ふろく・ふりく)が生じている。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不陸(ふろく・ふりく) = ふぞろいであること。平らでないこと。</div>		
i-5	屋根	雨漏りで日常業務に支障が起きているところはありませんか？	雨が降る度に雨漏りが生じるなど、雨漏りによって日常の業務に支障が起きている箇所があればチェックしてください。 例: 執務室部分に雨漏りが生じる。		
i-6	屋根	現在、屋上で雨漏りしているところがありますか？ また、この1年以内に、雨漏りが発生したところがありますか？ 「有」の場合、どの程度の強さの雨で発生しましたか？	日常的な雨では雨漏りは起きなくても、連続した雨や大雨の際に雨漏りが生じた箇所があればチェックしてください。また、その時の状況を記入ください。 ※既に修繕等で雨漏りに対応した場合、修繕の実施日も記入ください。		


番号	大項目	点検項目	点検の方法	不具合の有無 有:1 無:0 対象無:ー	コメント (不具合の発生場所・状況) 「1」を記入した場合は、必ず不具合の場所や状況を記述ください。
i-7	屋根	屋根・屋上の仕上げ(防水層、瓦等のふき材)に、ヒビ、割れ、浮き、剥れ(はがれ)があるところはありませんか？	屋根・屋上の仕上げ部分に、図の示すような程度のヒビ、割れ、浮き、剥れ(はがれ)がある場合、チェックしてください。  		
i-8	屋根	庇(ひさし)、笠木(かさぎ)、パラペットにヒビ、割れ、剥れ(はがれ)があるところはありませんか？	庇(ひさし)や笠木(かさぎ)、パラペットの仕上げ部分に、図の示すような程度のヒビ、割れ、浮き、剥れ(はがれ)がある場合、チェックしてください。 		
i-9	屋根	上記(i-8)の項目で、落下しそうな部分はありませんか？ ⇒落下しそうな部分があれば、その落下箇所になりそうな場所を立ち入り禁止にする等の安全対策をとってください。	庇(ひさし)や笠木(かさぎ)、パラペットに落下しそうな部分があればチェックしてください。		
i-10	屋根	屋根・屋上で水が溜まったり、水はけが極端に悪いところはありませんか？	屋根や屋上で水溜りや水はけが極端に劣悪な箇所があればチェックしてください。 		
i-11	屋根	排水溝や雨樋(あまどい)、ルーフトレンに、落ち葉や泥、ゴミの詰まりはありませんか？	排水溝や雨樋(あまどい)、ルーフトレンに落ち葉やゴミが詰まっている箇所があればチェックしてください。 		
i-12	屋根	ルーフトレンの周囲に雑草が生えたり、破損しているところはありませんか？	ルーフトレンの周囲に雑草が生えて水はけの邪魔になっている箇所があればチェックしてください。		
i-13	外構	雨樋(あまどい)が割れたり破損しているところはありませんか？	雨樋(あまどい)が割れたり折れたりして破損している箇所があればチェックしてください。		
i-14	外部	外壁の仕上げ材(吹き付け、タイル、石貼り、コンクリート、等)で、深いヒビ割れ、浮き、はがれそうなどころはありませんか？ 「有」の場合、ヒビ割れ、浮きやはがれそうなどころは何か所程度ありますか？	外壁に図のような深いひび割れや浮き・剥れ(はがれ)がある箇所があればチェックしてください。 		
i-15	外部	上記(i-14)の項目で、落下しそうな部分はありませんか？ 「有」の場合、落下しそうなところは何カ所程度ありますか？ ⇒落下しそうな部分があれば、その落下箇所になりそうな場所を立ち入り禁止にする等の安全対策をとってください。	外壁で剥れ(はがれ)や割れて落下しそうな箇所があればチェックしてください。 		

番号	大項目	点検項目	点検の方法	不具合の有無 有:1 無:0 対象無:ー	コメント (不具合の発生場所・状況) 「1」を記入した場合は、必ず不具合の場所や状況を記述ください。
i-16	外部	外壁からさび汁が出ているところはありませんか？	図のような外壁のさび汁が発生している箇所があればチェックしてください。 		
i-17	外部	外壁から雨水がしみ込むところはありませんか？	外壁から雨水がしみ込む箇所があればチェックし、状況を記入してください。		
i-18	内部仕上げ	床面がはがれたり、浮いたり、壊れているところはありませんか？	居室や廊下など、内部の床面において、床材がはがれたり、浮いたり、壊れたりして、日常的に危険な箇所があればチェックしてください。 		
i-19	内部仕上げ	壁がはがれたり、浮いたり、壊れているところはありませんか？	居室や廊下など、内部の壁において、壁材がはがれたり、浮いたり、壊れたりして、日常的に危険な箇所があればチェックしてください。		
i-20	内部仕上げ	天井がはがれたり、たわんだり、落下しそうなところはありませんか？ ⇒落下しそうな部分があれば、その落下箇所になりそうな場所を立ち入り禁止にする等の安全対策をとってください。	居室や廊下など、内部の天井において、天井がはがれたり、たわんだり、壊れたりして、日常的に危険な箇所があればチェックしてください。 (特に雨漏りの跡には注意してください。) 		
i-21	内部仕上げ	室内において不具合を感じるところはありませんか？	建物内部を通して、日常的に問題が生じている箇所があればチェックし、状況を記入してください。		
i-22	建具	建具(外部扉や窓サッシ、窓格子など)が、腐ったり壊れたり、取付けが悪いところはありませんか？	建具について腐ったり壊れたり取付けが悪く、機能的に支障が起きている箇所があればチェックしてください。		
i-23	建具	外部に面している建具でグラグラして落下しそうなところはありませんか？ ⇒落下しそうな部分があれば、その落下箇所になりそうな場所を立ち入り禁止にする等の安全対策をとってください。	外部の窓で、窓枠等が落下しそうな箇所があればチェックしてください。		
i-24	建具	内部建具の開閉が困難なところはありませんか？	建物内部の通路上となるドアで、開閉ができない状態、もしくはこの状態に近い箇所があれば、チェックしてください。		
i-25	建具	建具周囲のシーリング材に腐食、亀裂等はありませんか？	建具周囲のシーリング材に腐食、亀裂があり、雨がしみこみそうな箇所があればチェックしてください。 		
i-26	内部雑	金物(タラップ等)や手摺(階段、廊下等)で、腐って壊れそうなところはありませんか？ 落下しそうなところはありませんか？ ⇒落下しそうな部分があれば、その落下箇所になりそうな場所を立ち入り禁止にする等の安全対策をとってください。	建物の金物について、支柱(しちゆう)や接合部が腐って倒壊したり落下しそうな危険な箇所があればチェックしてください。		
i-27	内部雑	避難通路、避難扉の前に物品が放置されている所はありませんか？	避難の経路となっている廊下やドアの前に物品が放置されている箇所があれば速やかに動かしてください。		
i-28	内部雑	避難設備(避難器具等)に不具合はありませんか？	避難設備について、異常・不具合があればチェックしてください。 		

番号	大項目	点検項目	点検の方法	不具合の有無 有:1 無:0 対象無:ー	コメント (不具合の発生場所・状況) 「1」を記入した場合は、必ず不具合の場所や状況を記述ください。
i-29	外構	門扉やフェンスで、取付けが悪くグラグラしていたり、腐っているところはありませんか？	外部の門扉で、取付けが悪かったり、支柱(しちゅう)などが腐ってグラグラして危険な箇所があればチェックしてください。 		
i-30	外構	敷地周りの塀や擁壁で、倒壊したりグラグラして不安定なところはありませんか？ →危険な箇所があれば、立ち入り禁止にする等の安全対策をとってください。	塀について、倒壊や傾きがあり、不安定な箇所があればチェックしてください。また、日常的に危険な箇所がある場合もチェックし状況を記入してください。 		
i-31	外構	側溝(そっこう)につまり等の不具合はありませんか？	敷地内の側溝(そっこう)に、日常的に詰まり等の不具合があればチェックして下さい。 		
i-32	外構	建物周囲の外部構造物について、不具合等はありませんか？	建物周囲・敷地の構造物について、日常的に不具合箇所があればチェックし、状況を記入してください。		
i-33	避雷・屋外	外灯等の屋外照明器具や避雷設備に、金属部分の腐食や、取付けや設置が不安定なものはありませんか？	外灯や玄関灯等の屋外照明器具について、金属部分の錆び・腐食がひどかったり、取付けや設置が不安定で日常的に危険なものがあればチェックしてください。 		
i-34	避雷・屋外	電線が垂れ下がったり、樹木や屋根に接触しているところはありませんか？	電線が垂れ下がったり、樹木や屋根に接触したり、接触の危険がある箇所があればチェックしてください。		
i-35	避雷・屋外	落雷により、建物内の電気製品が故障したり、事故等が発生したことはありませんか？	落雷により、建物内の電気製品が故障したり、事故等が発生したことがあればチェックしてください。		
i-36	受変電	受変電設備の法定点検(メーカー等による定期点検を含む)が適正に実施されていないものはありませんか？	法定点検は、建物用途・規模等に応じて各種法律により義務付けられています。別紙資料巻末に法定点検一覧を添付していますので、対象建物について該当する法定点検が適切に実施されているか確認の上、実施されていないものがあればチェックし、状況を記入してください。		
i-37	受変電	上記の法定点検(メーカー等による定期点検を含む)で指摘された事項はありませんか？	法定点検で是正の指導をうけていけばチェックし、状況・内容を記入してください。		
i-38	受変電	高圧受配電盤や電線管に腐食はありませんか？	受変電設備の機器を収納している盤や、配線をまとめて入れている管に極端な腐食がある場合にチェックしてください。		
i-39	発電・静止形電源	発電装置、直流電源装置の法定点検(メーカー等による定期点検を含む)が適正に実施されていないものはありませんか？	法定点検は、建物用途・規模等に応じて各種法律により義務付けられています。別紙資料巻末に法定点検一覧を添付していますので、対象建物について該当する法定点検が適切に実施されているか確認の上、実施されていないものがあればチェックし、状況を記入してください。		
i-40	発電・静止形電源	点検結果で劣化・不良の指摘はありませんか？	法定点検で是正の指導をうけていけばチェックし、状況・内容を記入してください。		
i-41	発電・静止形電源	常駐保守者からの修理必要等の報告はありませんか？	常駐保守者からの修理必要等の報告があればチェックし、状況・内容を記入してください。		
i-42	電力	非常用照明や誘導灯について、点灯しない機器はありませんか？	非常用照明や誘導灯について、点灯しない機器があればチェックしてください。 		

番号	大項目	点検項目	点検の方法	不具合の有無 有:1 無:0 対象無:ー	コメント (不具合の発生場所・状況) 「1」を記入した場合は、必ず不具合の場所や状況を記述ください。
i-43	電力	スイッチ、コンセント、照明器具等がグラグラしていたり、異常音や電球切れが極端に頻繁に発生する器具はありませんか？	スイッチ、コンセント、照明器具等について、取付けが悪くグラグラして不安定なものや、異常な音がしたり、電球の球切れが極端に頻繁に発生するものがあればチェックしてください。		
i-44	電力	分電盤(ぶんでんぱん)や電線管に腐食はありませんか？	分電盤(ぶんでんぱん)や配線をまとめて入れている管に極端な腐食がある場合にチェックしてください。  		
i-45	電力	コードを床や壁にテープ等で固定していたり、無理なタコ足配線をしていたり、コンセントまわりにホコリがたまっている部分はありませんか？	電源コード等をテープで無理に固定したり、二重三重にタコ足配線をしたり、コンセントまわりにホコリがたまっている箇所があればチェックしてください。		
i-46	電力	ブレーカーが時々落ちることはありませんか？	通常の業務中に、特定の原因もなくブレーカーが落ちることがある場合にチェックしてください。		
i-47	電力	洗濯機等でアース(接地)をしていないところはありませんか？	洗濯機等、水を使う機器等について、アース(接地)が確保されていないものがあればチェックしてください。		
i-48	中央監視	常駐保守者からの修理必要等の報告はありませんか？	常駐保守者からの修理必要等の報告があればチェックし、状況・内容を記入してください。		
i-49	中央監視	メーカーの部品製造停止による故障時のリスクについて常駐保守者からの報告はありませんか？	メーカーの部品製造停止により故障時に修理が不可である等、常駐保守者からの報告があればチェックし、状況・内容を記入してください。		
i-50	中央監視	運転・監視・操作性等について、常駐保守者からの報告はありませんか？	運転・監視・操作性等について、常駐保守者からの報告があればチェックし、状況・内容を記入してください。		
i-51	通信・情報	放送が流れない、音が小さい、聞き取れない等はありませんか？	建物内で、放送が流れない・音が小さい・聞き取れない等の問題がある場所があればチェックし、状況・内容を記入してください。		
i-52	通信・情報	スピーカ等の拡声機器がグラグラしているものはありませんか？	拡声機器について、取付けや設置が悪くなってグラグラして危険な箇所があればチェックしてください。		
i-53	通信・情報	端子盤や電線管に腐食はありませんか？	端子盤や配線をまとめて入れている管に極端な腐食がある場合にチェックしてください。		
i-54	通信・情報 (防災)	警報設備で現状及び訓練等で警報が作動しなかった等はありませんか？	警報設備について、現状で確認されている異常・不具合があればチェックしてください。		
i-55	通信・情報 (防災)	防災設備(警報等)の法定点検(メーカー等による定期点検を含む)が適正に実施されていないものはありませんか？	法定点検は、建物用途・規模等に応じて各種法律により義務付けられています。別紙資料巻末に法定点検一覧を添付していますので、対象建物について該当する法定点検が適切に実施されているか確認の上、実施されていないものがあればチェックし、状況を記入してください。なお、排煙・消火・防災の法定点検は通常は一括で行われています。		
i-56	通信・情報 (防災)	上記の法定点検(メーカー等による定期点検を含む)で指摘された事項はありませんか？	法定点検で是正の指導をうけていればチェックし、状況・内容を記入してください。		
i-57	給排水衛生	水道水に、においや色など異常を感じることはありませんか？	水道の水に、においや色が発生している箇所があればチェックしてください。 		
i-58	給排水衛生	給水管、受水槽、高架水槽などに腐食、ひび割れ、変形、漏水はありませんか？定期点検等で異常が指摘されていませんか？水道使用量に大幅な増加はありませんか？	目視できる範囲で、給水管・受水槽・高架水槽などに極端な腐食・よごれ・ひび割れ・変形・漏水(ろうすい)などの不具合があればチェックしてください。(不具合のある部屋・場所、不具合の内容・程度について記入してください)  		
i-59	給排水衛生	排水の流れが悪いところ、またはにおいがひどいところはありませんか？	流し台やトイレなど、排水が悪かったり、においがするところがあればチェックしてください。		
i-60	給排水衛生	便器や洗面台が壊れたり、詰まったりしているところはありませんか？	大便器や小便器について、壊れたり詰まったりしている箇所があればチェックしてください。		

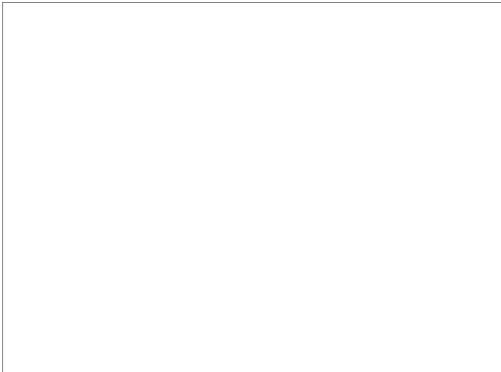
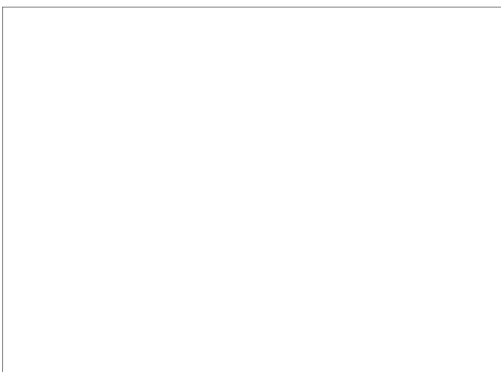
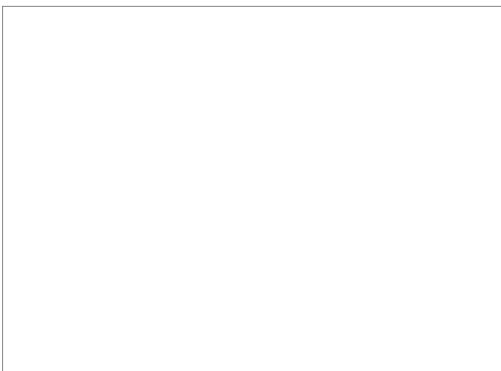
番号	大項目	点検項目	点検の方法	不具合の有無 有:1 無:0 対象無:ー	コメント (不具合の発生場所・状況) 「1」を記入した場合は、必ず不具合の場所や状況を記述ください。
i-61	給排水衛生	給水・排水のポンプに異常音や振動、腐食、変形、漏水はありませんか？	給水や排水のポンプについて、異常音や極端な振動、腐食、変形、漏水(ろうすい)が発生している箇所があればチェックしてください。 (不具合のある部屋・場所、不具合の内容・程度について記入してください) 		
i-62	給排水衛生	湯沸器、給湯ボイラーに異常音や振動、腐食、変形、漏水はありませんか？	給湯ボイラーについて、異常音や極端な振動・腐食・変形が発生している箇所があればチェックしてください。 (不具合のある部屋・場所、不具合の内容・程度について記入してください) 		
i-63	給排水衛生	給湯器や調理器具などの火気排気口付近に異常はありませんか？	排気口が塞がれていたり、排気口付近に黒くすすけているところがあればチェックしてください。		
i-64	給排水衛生	衛生設備の法定点検(メーカー等による定期点検を含む)が適正に実施されていないものはありますか？	法定点検は、建物用途・規模等に応じて各種法律により義務付けられています。別紙資料巻末に法定点検一覧を添付していますので、対象建物について該当する法定点検が適切に実施されているか確認の上、実施されていないものがあればチェックし、状況を記入してください。		
i-65	給排水衛生	上記の法定点検で指摘された事項はありませんか？	法定点検で是正の指導をうけていればチェックをし、状況・内容を記入してください。		
i-66	空調	空調機器に異常音や振動、腐食、変形、漏水はありませんか？	冷暖房機(室内機・室外機)について、金属部分の腐食や変形、異常音が発生している機器があればチェックしてください。 (不具合のある部屋・場所、不具合の内容・程度について記入してください) 		
i-67	空調	温度調整や風量調整が故障しているところはありませんか？	冷暖房機について、温度調整や風量調整ができる仕組みになっているにも関わらず、調整が効かない機器があればチェックしてください。 (不具合のある部屋・場所、不具合の内容・程度について記入してください。)		
i-68	空調	メーカー等の保守点検で指摘された事項はありませんか？	メーカー等の点検で是正の指導をうけていればチェックをし、状況・内容を記入してください。		
i-69	換気	換気設備に異常音や振動、腐食、変形はありませんか？	便所等で換気設備が壊れている、悪臭がする等があればチェックをし、状況を記入してください。 (不具合のある部屋・場所、不具合の内容・程度について記入してください。)		
i-70	換気	フィルター等の清掃は行き届いていますか。また、破れたり脱落したりしているところはありませんか？	日常保守できない状況があればチェックし状況内容を記入してください。		
i-71	換気	湯沸室など火気を使用する部屋で換気設備がないところはありますか？	会議室、事務室、ガス湯沸器のある湯沸室や、ガスコンロ等の火気設備がある部屋で、自然換気ができる窓または換気設備がなければチェックしてください。		

番号	大項目	点検項目	点検の方法	不具合の有無 有:1 無:0 対象無:ー	コメント (不具合の発生場所・状況) 「1」を記入した場合は、必ず不具合の場所や状況を記述ください。
i-72	ガス	ガス管にさびや腐食はありませんか？また、使用できないガス栓はありませんか？	配管に極端なさびや腐食があればチェックしてください。また壊れて使用できないガス栓があればチェックし場所を記入してください。		
i-73	ガス	ガス器具の付近で臭気はありませんか。	ガス管・ホースが痛んでいると、ガス器具の付近で臭気が発生し、非常に危険です。ガス漏れ警報器の設置も検討してください。		
i-74	ガス	法定点検(メーカー等による定期点検を含む)で指摘された事項はありませんか？	法定点検で是正の指導をうけていればチェックをし、状況・内容を記入してください。		
i-75	排煙	窓の開閉に支障はありませんか？ (物品が置かれている等を含む)	窓の開閉の障害となるような物品が置かれていたり、窓の鍵が壊れている等があればチェックをし、状況・内容を記入してください。		
i-76	排煙	排煙設備、防火ダンパの法定点検(メーカー等による定期点検を含む)で、適正に実施されていないものはありますか？	法定点検は、建物用途・規模等に応じて各種法律により義務付けられています。別紙資料巻末に法定点検一覧を添付していますので、対象建物について該当する法定点検が適切に実施されているか確認の上、実施されていないものがあればチェックし、状況を記入してください。		
i-77	排煙	法定点検(メーカー等による定期点検を含む)で指摘された事項はありませんか？	法定点検で是正の指導をうけていればチェックをし、状況・内容を記入してください。		
i-78	消火	消火設備に腐食、変形、液漏れはありませんか？	建物に設置されている消火設備について、異常・不具合が発生している機器があればチェックしてください。 (不具合のある部屋・場所、不具合の内容・程度について記入してください。)  消火設備の例 スプリンクラーヘッド 消火ポンプ 屋内消火栓		
i-79	消火	消火設備の法定点検(メーカー等による定期点検を含む)で、適正に実施されていないものはありますか？	法定点検は、建物用途・規模等に応じて各種法律により義務付けられています。別紙資料巻末に法定点検一覧を添付していますので、対象建物について該当する法定点検が適切に実施されているか確認の上、実施されていないものがあればチェックし、状況を記入してください。		
i-80	消火	上記の法定点検で指摘された事項はありませんか？	法定点検で是正の指導をうけていればチェックをし、状況・内容を記入してください。		
i-81	昇降機	エレベーター等について、日常的に異常を感じる箇所はありませんか？	エレベーター等について、日常的に異常・危険を感じる箇所があればチェックしてください。		
i-82	昇降機	エレベーター等の法定点検(メーカー等による定期点検を含む)が適正に実施されていないものはありますか？	法定点検は、建物用途・規模等に応じて各種法律により義務付けられています。別紙資料巻末に法定点検一覧を添付していますので、対象建物について該当する法定点検が適切に実施されているか確認の上、実施されていないものがあればチェックし、状況を記入してください。		
i-83	昇降機	上記の法定点検(メーカー等による定期点検を含む)で指摘された事項はありませんか？	法定点検で是正の指導をうけていればチェックし、状況・内容を記入してください。		
i-84	昇降機	乗降ロビーに物品が置かれていませんか？	非常用エレベーターの乗降ロビーに物品が置かれていればチェックし、状況・内容を記入してください。		

調査個票

学校名	吹田市立 ○○○○○学校			調査	年 月 日	
建物番号	名称	用途	施設台帳番号	設置年月	計画通知等	検査済証
①			○○○○	年 月		

設置場所	所管者	保管物	構造・形式等	寸法			床面積 ㎡	設置方法	
				W	D	H		固定無し	固定在り 方法等

写真 全景		概略図 平面図	
脚部		立面図	
保管物			

劣化度判定等					法適用	対象 → 対象外	法適合判定	判定理由	改修方法 (A~D、撤去)
錆腐食	割れ	変形	固定物	汚損他					
							適合		
							不適合		

遊 具 定 期 点 検 報 告 書

令和 年 月 日

学校管理課長 あて

点検者 所属名称

代表者名 ⓐ

点検者氏名 ⓑ

資格・番号

下記学校の遊具について、定期点検した結果は別紙のとおりです。

記

業 務 名			
学 校 名	1	名 称	
		所 在 地	
	2	名 称	
		所 在 地	
	3	名 称	
		所 在 地	
	4	名 称	
		所 在 地	
	5	名 称	
		所 在 地	
	6	名 称	
		所 在 地	
	7	名 称	
		所 在 地	
業務期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		

遊具履歴書

■基本情報

学校園名		(遊具の写真を添付)
写真番号		
設置場所		
遊具名		
備品番号		
設置年月	年 月	
購入先業者		
素 材		
標準使用期間		

備考	

	点 検 内 容	判 定
1	ボルト、ナット類のゆるみ、紛失はないか	
2	パイプ類の曲がり、破損、腐食はないか	
3	チェーン類の磨耗、切断部はないか	
4	踊り場等の鉄板の破損、穴あき、腐食はないか	
5	ソケット、鋳物等の割れ、破損はないか	
6	本体を揺すった時に本体のがたつき、基礎のがたつきはないか	
7	支柱地際部(基礎上部支柱パイプの接点)の腐食、基礎の割れはないか	
8	基礎の地際部への露出はないか	
9	木部の腐食はないか	
10	塗装の著しい剥離、錆はないか	
11	鉄部、木部をテストハンマー等でたたいた時に異常音はないか	
12	登り棒の変形、磨耗、錆はないか	
13	握りバーの変形、磨耗、錆、ぐらつきはないか	

